

平成 30 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 平成30年 6 月13日 (水) 開 会

至 平成30年 6 月26日 (火) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第5回定例会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	6
○ 6月13日（議事日程第1号）	7
○ 会期及び日程	9
会議録署名議員の指名について	15
会期を定めることについて	16
議案審議	16
○ 6月19日（議事日程第2号）	45
一般質問	91
我如古 三 雄 君	92
新 里 匠 君	102
前 里 光 健 君	110
島 尻 誠 君	122
下 地 信 広 君	133
○ 6月20日（議事日程第3号）	141
一般質問	143
山 里 雅 彦 君	143
下 地 勇 徳 君	154
栗 国 恒 広 君	162
平 良 和 彦 君	174
○ 6月21日（議事日程第4号）	185
一般質問	188
上 地 廣 敏 君	188
砂 川 辰 夫 君	198
濱 元 雅 浩 君	208
高 吉 幸 光 君	220
○ 6月22日（議事日程第5号）	233
一般質問	235
上 里 樹 君	235
仲 里 夕 力 子 君	248
狩 俣 政 作 君	262
平 百合 香 君	275

○6月25日（議事日程第6号）	287
一般質問	289
友利光徳君	289
眞榮城徳彦君	301
平良敏夫君	309
國仲昌二君	323
○6月26日（議事日程第7号）	337
議案審議	348

宮古島市告示第100号

平成30年第5回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

平成30年6月6日

宮古島市長 下地敏彦

1 期 日 平成30年6月13日（水）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第78号	平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）	市 長	平成30年 6月13日	平成30年 6月26日	原案可決
議案 第79号	平成30年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	〃
議案 第80号	宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第81号	宮古島市国民健康保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第82号	宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第83号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第84号	宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第85号	財産の交換について	〃	〃	〃	〃
議案 第86号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第87号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第88号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第89号	財産の取得について	〃	〃	〃	〃
議案 第90号	権利の放棄について	〃	〃	〃	〃
議案 第91号	市道の路線の廃止について	〃	〃	〃	〃
議案 第92号	公有水面埋立承認について	〃	〃	〃	〃
議案 第93号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
議案 第94号	議決内容の一部変更について	市長	平成30年 6月13日	平成30年 6月26日	原案可決
議案 第95号	議決内容の一部変更について	〃	〃	〃	〃
議案 第96号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第97号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第98号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第99号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第100号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第101号	損害賠償の額を定めることについて	〃	〃	〃	〃
報告 第10号	平成29年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越 計算書の報告について	〃	〃		
報告 第11号	平成29年度宮古島市農漁業集落排水事業特別 会計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第12号	平成29年度宮古島市公共下水道事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第13号	平成29年度宮古島市介護保険特別会計繰越明 許費繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第14号	平成29年度宮古島市土地区画整理事業特別会 計繰越明許費繰越計算書の報告について	〃	〃		
報告 第15号	平成29年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越 計算書の報告について	〃	〃		
報告 第16号	平成29年度宮古島市水道事業会計予算繰越計 算書の報告について	〃	〃		
報告 第17号	平成29年度宮古島市水道事業会計継続費繰越 計算書の報告について	〃	〃		
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について	〃	〃	平成30年 6月26日	適任

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
諮問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	市長	平成30年 6月13日	平成30年 6月26日	適任
諮問 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	〃	〃
陳情書 第 3 号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書	沖縄県那覇市古波蔵4-10-53健康企画ビル3階 沖縄県社会保障推進協議会 会長 新垣 安男	〃	〃	採択
陳情書 第 4 号	こども医療費無料制度の拡充を求めるアピールへの賛同を求める陳情書	沖縄県那覇市識名1195-1大城産業ビル106号 子どもの医療費無料制度を広げる 沖縄県民の会 沖縄県保険医協会 会長 仲里 尚実	〃	〃	〃
陳情書 第 5 号	竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請	沖縄県宮古島市平良字西里787番地の1 竹原地区住民有志代表者 眞壁 正明	〃	〃	不採択

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
陳情書 第 6 号	竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請	沖縄県宮古島市平良字西里794-9 竹原地区住民有志代表者 照屋 健	平成30年 6月13日	平成30年 6月26日	不採択
陳情書 第 7 号	伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情	沖縄県宮古島市伊良部字伊良部1493-1 伊良部南地区商業施設有志の会 代表 伊良部観光株式会社 総支配人 儀間 信隆	〃	〃	〃
意見書案 第 2 号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書	文 教 社 会 委 員 会	平成30年 6月26日	〃	原案可決
意見書案 第 3 号	米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機の墜落に関する意見書	議 会 運 営 委 員 会	〃	〃	〃
決議案 第 2 号	米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機の墜落に関する抗議決議	〃	〃	〃	〃
決議案 第 3 号	「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議	議 員	〃	〃	〃
派遣 第 1 号	議員の派遣について		〃	〃	派 遣

開会日（平成30年6月13日）に応招した議員

佐久本	洋介	君	高吉	幸光	君
上地	廣敏	〃	國仲	昌二	〃
新里	匠	〃	友利	光徳	〃
平	百合香	〃	上里	樹	〃
仲里	夕カ子	〃	下地	勇徳	〃
島尻	誠	〃	栗国	恒広	〃
平良	和彦	〃	平良	敏夫	〃
下地	信広	〃	山里	雅彦	〃
砂川	辰夫	〃	棚原	芳樹	〃
我如古	三雄	〃	濱元	雅浩	〃
前里	光健	〃	眞榮城	徳彦	〃
狩俣	政作	〃			

平成 30 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 13 日 (水) 初 日

(議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑 (付託))

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第1号

平成30年6月13日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 〃 第 2 会期を定めることについて
- 〃 第 3 議案第 78 号 平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）（市長提出）
- 〃 第 4 〃 第 79 号 平成30年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）
(〃)
- 〃 第 5 〃 第 80 号 宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正について
(〃)
- 〃 第 6 〃 第 81 号 宮古島市国民健康保険条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 7 〃 第 82 号 宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 8 〃 第 83 号 宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について (〃)
- 〃 第 9 〃 第 84 号 宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について (〃)
- 〃 第10 〃 第 85 号 財産の交換について (〃)
- 〃 第11 〃 第 86 号 財産の取得について (〃)
- 〃 第12 〃 第 87 号 財産の取得について (〃)
- 〃 第13 〃 第 88 号 財産の取得について (〃)
- 〃 第14 〃 第 89 号 財産の取得について (〃)
- 〃 第15 〃 第 90 号 権利の放棄について (〃)
- 〃 第16 〃 第 91 号 市道の路線の廃止について (〃)
- 〃 第17 〃 第 92 号 公有水面埋立承認について (〃)
- 〃 第18 〃 第 93 号 議決内容の一部変更について (〃)
- 〃 第19 〃 第 94 号 議決内容の一部変更について (〃)
- 〃 第20 〃 第 95 号 議決内容の一部変更について (〃)
- 〃 第21 〃 第 96 号 損害賠償の額を定めることについて (〃)
- 〃 第22 〃 第 97 号 損害賠償の額を定めることについて (〃)
- 〃 第23 〃 第 98 号 損害賠償の額を定めることについて (〃)
- 〃 第24 〃 第 99 号 損害賠償の額を定めることについて (〃)
- 〃 第25 〃 第100号 損害賠償の額を定めることについて (〃)
- 〃 第26 〃 第101号 損害賠償の額を定めることについて (〃)
- 〃 第27 報告第 10 号 平成29年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
(〃)

- | | | | |
|--------|----------|--|-------|
| 日程第 28 | 報告第 11 号 | 平成 29 年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | (〃) |
| 〃 第 29 | 〃 第 12 号 | 平成 29 年度宮古島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | (〃) |
| 〃 第 30 | 〃 第 13 号 | 平成 29 年度宮古島市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | (〃) |
| 〃 第 31 | 〃 第 14 号 | 平成 29 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について | (〃) |
| 〃 第 32 | 〃 第 15 号 | 平成 29 年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について | (〃) |
| 〃 第 33 | 〃 第 16 号 | 平成 29 年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について | (〃) |
| 〃 第 34 | 〃 第 17 号 | 平成 29 年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について | (〃) |
| 〃 第 35 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | (〃) |
| 〃 第 36 | 〃 第 2 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | (〃) |
| 〃 第 37 | 〃 第 3 号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | (〃) |

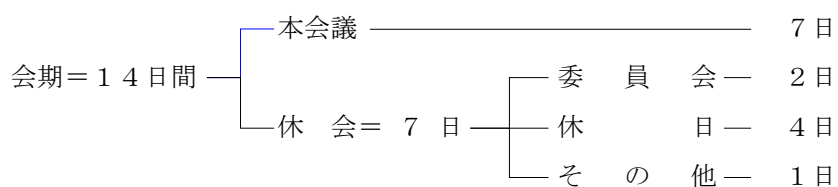
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）会期日程計画表

平成30年6月13日（水）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
6月13日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑（付託）	開 会
6月14日	木	休 会	委員会	通告締切
6月15日	金	〃	〃	
6月16日	土	〃		
6月17日	日	〃		
6月18日	月	〃		報告書作成
6月19日	火	本会議	一般質問	
6月20日	水	〃	〃	
6月21日	木	〃	〃	
6月22日	金	〃	〃	
6月23日	土	休 会		慰霊の日
6月24日	日	〃		
6月25日	月	本会議	一般質問	
6月26日	火	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



議 案 付 託 表

平成30年6月13日（水）第5回定例会

委員会名	議案番号	件名
総務財政委員会	議案第78号	平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）
	議案第80号	宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正について
	議案第85号	財産の交換について
	議案第86号	財産の取得について
	議案第87号	財産の取得について
	議案第88号	財産の取得について
	議案第89号	財産の取得について
	議案第90号	権利の放棄について
	議案第93号	議決内容の一部変更について
文教社会委員会	議案第79号	平成30年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議案第81号	宮古島市国民健康保険条例の一部改正について
	議案第82号	宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について
	議案第83号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第84号	宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
経済工務委員会	議案第91号	市道の路線の廃止について
	議案第92号	公有水面埋立承認について
	議案第94号	議決内容の一部変更について
	議案第95号	議決内容の一部変更について
	議案第96号	損害賠償の額を定めることについて
	議案第97号	損害賠償の額を定めることについて
	議案第98号	損害賠償の額を定めることについて
	議案第99号	損害賠償の額を定めることについて
	議案第100号	損害賠償の額を定めることについて
	議案第101号	損害賠償の額を定めることについて

議案第78号 平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）

歳出款項別審査委員会表

平成30年6月13日（水）第5回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	17
		2. 児童福祉費	18
	4. 衛生費	2. 清掃費	19
		10. 教育費	1. 教育総務費
	2. 小学校費		25
	3. 中学校費		26
	4. 幼稚園費		27
	5. 社会教育費		28
経済工務委員会	6. 農林水産業費	3. 水産業費	20
	8. 土木費	2. 道路橋りょう費	22
		5. 港湾空港費	23

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成30年6月13日

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後2時35分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	砂 川 辰 夫 〃	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	欠 員
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	大 嶺 弘 明 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	仲宗根 均 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	砂 川 一 弘 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

平成30年6月13日（水）

	<p>3月定例会の閉会后、陳情書5件を受理し、お手元に配付の陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会のご審査をお願いする。</p>
<p>5月22日～ 25日</p>	<p>経済工務委員会の「平成30年度行政視察」を南城市、宮崎県宮崎市、綾町及び高鍋町で実施した。</p> <p>同行政視察では、①南城市にある糸数カブラファームでのヤギ飼育の先進地視察について、②南城市にある沖縄セルラーでの水耕栽培について、③綾町の有機農業の町取り組み等について、④高鍋町にある（株）森ファーム宮崎での和牛飼育における先端技術を駆使した管理システム等について、⑤宮崎市の農業における新規就業、後継者育成、特色ある事業等について調査を行った。</p>
<p>5月24日～ 25日</p>	<p>24日、与那国町で開催された「平成30年度先島市町村議会議長会定例総会」に出席した。同総会では平成29年度歳入歳出決算認定、平成30年度事業計画、平成30年度歳入歳出予算、「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例への抗議決議」ほか2件の要請決議が可決された。</p> <p>また、次年度総会開催地を石垣市に決定した。</p>
<p>5月26日</p>	<p>伊良部佐良浜地区で開催された「伊良部漁協地区海業支援施設開所式及び祝賀会」に出席し、祝辞を述べた。</p>
<p>5月29日～ 6月1日</p>	<p>総務財政委員会の「平成30年度行政視察」を京都府長岡京市、和歌山県有田川町で実施した。</p> <p>同行政視察では、①長岡京市立地計画適正化計画及びコミュニティーバス「長岡京ハッピーバス」事業について、②有田川町、地方創生「有田川という未来」の取り組みについて及び有田川町営二川小水力発電事業について調査を行った。</p> <p>-----</p> <p>文教社会委員会の「平成30年度行政視察」を那覇市、滋賀県野洲市、兵庫県小野市及び明石市で実施した。</p> <p>同行政視察では、①（公財）沖縄県学校給食会の事業概要及び食材の安定供給・安全管理について、②野洲市のくらし支えあい条例（生活困窮者支援制度）について、③小野市の小中一貫教育について等、調査を行った。</p>
<p>5月29日～ 31日</p>	<p>30日、東京国際フォーラムで開催された「第94回全国市議会議長会定期総会」に出席した。同総会では、部会提出議案「日米地位協定の抜本的な改定について」を含む27件のほか、会長提出議案「地方創生及び地方分権改革の推進に関する決議」を含む5件が可決された。</p> <p>同じく、同総会では議員表彰及び感謝状の贈呈もあり、本市議会からは議員20年以上で前議員池間豊君が特別表彰されたほか、正副議長4年以上で棚原芳樹君が表彰されるとともに、建設運輸委員会委員としての功績に対し感謝状が贈呈された。</p>

5月31日	宮古島市中央公民館で開催された「宮古島市シルバー人材センター平成30年度定時総会」に上地廣敏副議長が出席し、祝辞を述べた。
6月1日	宮古空港ターミナルで開催された「ANA宮古ー福岡線初便就航記念式典」に出席し、テープカットを行った。
6月2日	下地与那覇前浜ビーチで開催された「第19回ビーチバレーボール宮古島大会2018開会式」に出席した。
6月6日	下地敏彦市長から平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
6月7日	市内ホテルで開催された「川満長英氏旭日単光章受章祝賀会」に出席した。
6月8日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日6月13日から6月26日までの14日間とするのが適当であると決した。</p> <p>また、同委員会では、①諮問第1号から諮問第3号までの計3件の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては委員会付託を省略し、最終本会議において処理すること、②第41回せたがやふるさと区民まつりへの議員の派遣についても最終本会議において処理することと決した。</p> <p>なお、同委員会では「沖縄県環境影響評価の一部を改正する条例への要請決議」の取り扱いについても諮問したところ、会派での調整後、議会運営委員会を再度開催することとなった。</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告をした。</p> <p>また、同協議会では「第41回せたがやふるさと区民まつりへ派遣する議員の選出」、「姉妹都市マウイ島マウイグループ表敬訪問」及び「國仲昌二君申し出の協議事項」について協議がされた。協議の結果、同区民まつりへは上地廣敏君、下地勇徳君、佐久本洋介議長を派遣すること、表敬訪問受け入れは6月25日の議会開議前に議場において行うことと決した。なお、國仲昌二君申し出の協議事項は引き続き協議することとなった。</p> <p>同じく、同協議会では、当局による新庁舎建設に係る説明もされ、議場レイアウトについては、議会としては直列配置型（従来型）を要望することと決した。</p>
6月10日	宮古島市海空すこやか公園で開催された「第11回ツール・ド・宮古島2018表彰式」に出席し、挨拶を述べた。
6月12日	宮古島市役所平良庁舎6階会議室で開催された「第28回サニツ浜カーニバル総会」に出席した。
	以上

◎議長（佐久本洋介君）

ただいまから平成30年第5回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

3月定例会の閉会后、陳情書5件を受理し、お手元に配付の陳情文書表のとおり付託しましたので、所管委員会のご審査をお願いします。

6月6日、下地敏彦市長から平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

6月8日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日6月13日から6月26日までの14日間とするのが適当であると決しました。

また、同委員会では、1つ目に、諮問第1号から諮問第3号までの計3件の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては委員会付託を省略し、最終本会議において処理すること、2つ目に、第41回せたがやふるさと区民まつりへの議員の派遣についても最終本会議において処理することと決しました。

なお、同委員会では、沖縄県環境影響評価の一部を改正する条例への要請決議の取り扱いについても諮問したところ、会派での調整後、議会運営委員会を再度開催することとなりました。

議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告をしました。

また、同協議会では、第41回せたがやふるさと区民まつりへ派遣する議員の選出、姉妹都市マウイ島マウイグループ表敬訪問及び國仲昌二君申し出の協議事項について協議がされました。

協議の結果、同区民まつりへは上地廣敏君、下地勇徳君、佐久本洋介議長を派遣すること、表敬訪問受け入れは6月25日の議会開議前に議場において行うことと決しました。なお、國仲昌二君申し出の協議事項は、引き続き協議することとなりました。

同じく同協議会では、当局による新庁舎建設に係る説明もされ、議場レイアウトについては、議会としては直列配置型（従来型）を要望することと決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において砂川辰夫君及び國仲昌二君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日6月13日から6月26日までの14日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月13日から6月26日までの14日間と決しました。

なお、議事の都合により6月14日、15日及び18日の計3日間は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、お手元にお配りした会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議案第78号から日程第37、諮問第3号までの計35件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長(下地敏彦君)

平成30年第5回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案2件、条例議案5件、議決議案17件、報告8件、諮問3件の合計35件であります。

最初に、予算議案から説明申し上げます。議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)。今回の補正は5億2,454万5,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ377億4,054万5,000円と定めてあります。

議案第79号、平成30年度宮古島市介護保険特別会計補正予算(第1号)。今回の補正は791万1,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、債務負担行為の補正を行い、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ62億3,287万7,000円と定めてあります。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第80号、宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正について。本市の重要施策である子育て支援、人材育成に係る事業について明文化するとともに、文言の整理を行うには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第81号、宮古島市国民健康保険条例の一部改正について。国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険運営協議会の規定を改めるには、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第82号、宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムを利用した特定個人情報の連携の開始に伴い、国民健康保険税に係る申告の手続について、所要の規定の整備を行うには、条例を改正

する必要があるため、本案を提出します。

議案第83号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行等に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

議案第84号、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出します。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第85号、財産の交換について。崖崩れ等災害時の緩衝地等の防災機能を高めるための整備エリアとして利用するため、株式会社日建ハウジングから財産の交換の申請があったので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第86号、財産の取得について。宮古島市未来創造センター移動観覧席、舞台機構等の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第87号、財産の取得について。宮古島市未来創造センター書架等の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第88号、財産の取得について。水難救助体制強化整備事業（水難救助車）の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第89号、財産の取得について。水難救助体制強化整備事業（災害支援車）の取得については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第90号、権利の放棄について。当該採掘権は、市が民間業者による採掘等から土地を保護する目的で取得しましたが、鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴い、採掘権を放棄するには、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第91号、市道の路線の廃止について。市道富名腰24号線を廃止するには、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第92号、公有水面埋立承認について。長山港港湾管理者、沖縄県の代表者、沖縄県知事から公有水面埋立法第3条第1項の規定により、市長の意見を求められていることから、同法第3条第4項の規定により、市長の意見について議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第93号、議決内容の一部変更について。平良市、宮古郡城辺町、同伊良部町、同上野村及び同下地町の廃置分合に伴い、宮古広域圏事務組合が解散するため、その財産を「宮古島市」及び「宮古郡多良間村」に帰属させるために議決された宮古広域圏事務組合の解散に伴う財産処分に係る議決内容に相違があり、当該地番の訂正をするには、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第94号、議決内容の一部変更について。城辺西城市宮住宅7棟改築工事の設計一部変更に伴い契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第95号、議決内容の一部変更について。宮古島市海業センター取水管敷設工事の設計一部変更に伴い契約金額を変更するには、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

議案第96号から議案第101号までの損害賠償の額を定めることについては、市が管理する川満漁港遊歩道の管理瑕疵により損害を受けた方に対する損害賠償の額を決定するに当たり、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出します。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第10号、平成29年度宮古島市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成29年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）第2条、（第5号）第2条、（第7号）第2条の繰越明許費は、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によってこれを報告します。

報告第11号、平成29年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成29年度宮古島市農漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）第2条の繰越明許費は、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって、これを報告します。

報告第12号、平成29年度宮古島市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成29年度宮古島市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）第2条の繰越明許費は、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって、これを報告します。

報告第13号、平成29年度宮古島市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成29年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第5号）第2条の繰越明許費は、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって、これを報告します。

報告第14号、平成29年度宮古島市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。平成29年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）第1条の繰越明許費は、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって、これを報告します。

報告第15号、平成29年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。平成29年度宮古島市一般会計予算の「産地水産業強化支援事業」は、地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によって、これを報告します。

報告第16号、平成29年度宮古島市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。平成29年度宮古島市水道事業会計補正予算（第3号）第3条で補正した建設改良費を翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法第26条第3項の規定によってこれを報告します。

報告第17号、平成29年度宮古島市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。平成29年度宮古島市水道事業会計補正予算（第1号）第3条で定めた継続費の一部を翌年度に繰り越したもので、地方公営企業法施行令第18条の2の規定によって、これを報告します。

最後に、諮問第1号から諮問第3号までの人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてにつきましては、人権擁護委員の任期満了に伴い、新たに委員の推薦をしたいので、本案を提出します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎島尻 誠君

何点かちょっと質疑させてください。

まず初めに、議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）についてお聞きします。22ページ、土木費、2項の道路維持費の補正、これが1億円工事請負費、委託料含めありますが、この説明。

あと、この事業とですね、関連して、提出議案第85号、財産の交換についての関連性はあるのかどうか。

それと、議案第92号、公有水面埋立承認について、別資料がありますけれども、ちょっと中身を確認させていただきました。埋め立ての動機いろいろ記されておりますけれども、根拠、埋め立ての理由がなかなか見えてこない。この辺の説明をお願いしたいなと思います。

それともう一点、議案第90号、権利の放棄について、これは所在が宮古島市となっておりますけれども、具体的な場所ですね、番地がわかればそこまで明記されたらわかりやすいなと思うんですけども、その辺の説明もお願いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

私のほうから、一般会計の補正予算の22ページの部分について、土木費、これについて財産の交換との関連性があるかということについては私のほうから。これ関連があります。その後ですね、議案第85号のですね、財産の交換につきましてでございます。これにつきましては、去年の平成29年9月の台風18号により崖の一部が崩落し、道路及びホテルの敷地に土砂が流れました。それを受けてですね、その対策として市が防災対策事業として市道に面した急傾斜地とホテル側の敷地に面した急傾斜地を整備を行うものとなっております。これに伴ってですね、ホテルに面した急傾斜地の一部に緩衝地帯を設けて、崖崩れによる土砂の流入を防ぐことを目的とした土地の交換とホテル側との交換という形になっております。そのため民間事業者のホテル側のほうから、事業者による、地すべりによる被害の防止策として隣接する市有地をホテル側への土砂流入対策の緩衝地として防災対策をしたいとの申し出もございましたので、この申し出に市もとにかく協力して防災対策の事業を行いたいという形になっております。

次に、議案第90号、権利の放棄についてでございます。これにつきましては、鉱業権を放棄するという形になっておりまして、地番から申し上げますかね。よろしいですか。今回の放棄につきましては約6件のですね、放棄となっております、まず登録番号がございまして、そのまず登録番号がですね、18号、あと184号、688号、608号、557号、544号となっております、これは地番と申しますより、鉱業原簿というのがございまして、その番号になります。ですから、1つ目は、宮古島市平良字西里166番地が宮古島市の所有権となっておりますけど、沖縄県宮古島市城辺字福里877番地1、あと宮古島市上野村となっておりますね。その上野395番地1。あと城辺字福里877番地1、いろいろございますけど。

（議員の声あり）

◎総務部長（宮国高宣君）

地番をちょっと確認させていただきたいと思います。一応6件となっておりますので、地番については確認させてください。

◎建設部長（下地康教君）

議案第92号、公有水面埋立承認についてのご質疑がございました。その内容はですね、沖縄県知事からですね、公有水面埋立法第2条第2項の規定によって、公有水面の埋め立ての出願、免許ですね。がありますので、市町村長の意見を聞きたいということで申請がされております。その内容はですね、まず伊良部地区ですね。伊良部地区の長山港の港湾区域の中で斜路がありますけれども、その斜路をですね、さらに増設したいということで、埋め立てですね、その免許が出ておりますので、先ほど申しあげましたようにですね、公有水面埋立法によって市長の、地元市町村長の意見を求められておりますので、同法第3条第4項の規定によって、市長は意見を述べる場合は議会の議決が必要だという形になっております。簡単に申し上げますと、県が長山港の埋め立てをして斜路をつくりたいということでございます。

◎島尻 誠君

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）に関しましては後で資料をいただけるということでありますので、地番などについてはまた五、六件ぐらい所在をちょっと明記してほしいなど。わかりやすく言えばその表示がちょっと足りないんじゃないかなと思いますので、その辺もちょっと明記していただければ、後でちょっと資料をいただければと思います。

今、公有水面のお話ですけども、議案第92号、公有水面埋立承認について、この提出された資料を見る限り、動機などいろいろ記されていますね。港の船揚げ場の増設といたしまして、この理由書はいろいろ書かれているんですけど、向こうにはやはりこの港を利用する遊漁船だったり、漁船だったりありますよね。それちょっとこの資料を見たらですね、ちょっと14ページですかね、1の4、この議案第92号、公有水面埋立承認について、資料2のほうですけども、理由書が書かれております。14ページの中ほどのほうに対象船舶隻数とありますけど、船主会、船主名簿から整理した小型船隻数を以下に示すと。これ2003年の資料なんですけども、これをもとに作成されたということですかね。これ見ると合計でゼロトンから20トンの数を見ると38隻揚がっているんですね。実際それだけの今は船が利用されているということですか。

◎建設部長（下地康教君）

議員のご質疑ではですね、小型船隻数の資料の数字がそれでいいのかどうかということでございますね。基本的にですね、埋め立てに関しての申請者は県でございます。県が埋め立て理由も含めてですね、設計の概要等々を準備をして、この埋め立てに対して地元市町村長として異議はありませんかというふうに聞いてきております、埋め立て法によりましてですね。そこで、我々はその資料を見て、支障ございませんというふうに判断をしております。したがって、ここに示された資料に関しては、それでよしというふうに判断をしております。そこに疑義があればですね、議員ご指摘の疑義があれば、それをまた県に対してですね、確認をするという作業もでございます。しかしながら、今の資料に関しましては、これで十分だというふうに理解をしております。

◎島尻 誠君

今おっしゃった小型船舶数なんですけども、この間の説明会の後にちょっと確認したんですね。今現在17隻ぐらいしか利用されていない状況と。午後6時ぐらいの時点です。やはり理由書、動機など見ると、

台風災害などによって避難する場所の確保が必要だというふうな明記されていますけども、台風の時期は船は出ません、基本的にですね。実際6時ごろという大体帰港していると思うんですね、ナイトクルーズがない限り。なので、この資料によると、2003年の資料ということは大分前で、現在の資料をもとに判断すべきじゃないかと私は思うんですね。それを確認をしていただきたいんです、県のほうに。よろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

まず、県のほうから提出された資料に対して質疑といいますか、確認があるということでございます。我々としては、先ほども申し上げましたように、県から提出された内容をですね、十分理解をして、これでよしと判断をしてこの議会に上程をしております。したがって、議員からのですね、ご指摘があれば、それを一応意見として付すこともできます。しかしながら、その中で県と話をしましてですね、十分理解がとれれば、今回の議決の中でその判断が、了解という判断がとれればですね、その意見を付して出すことは可能でございます。

◎総務部長（宮国高宣君）

先ほどの議案第90号、権利の放棄について、議案ページで25ページから26ページに採掘権の登録番号というのが記載されております。先ほどの説明で地番という形でございましたけど、鉱業権の登録番号で採掘権の鉱区というのがございまして、区域での登録となっているということで、地番についてはこのように採掘権の部分で図面でございますけど、区域で設定されているということで、地番が多岐にわたるという形ですね、それは総合事務局との番地ですね、それで見ないとちょっと多岐にわたるということで、一応鉱区という形で、「鉱山」の「鉱」ですね。鉱区で、位置で定めていると、設定しているという形ですので、地番については申しわけないですけど、ケースで対応していただけるかなと思っております。閲覧していただけるかなと思っております。よろしくをお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎我如古三雄君

2点ばかり説明を求めたいと思います。

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の企画費、エコアイランド推進費の委託料477万円、16ページですね。これの説明と、それから観光費のハワイの沖縄プラザ、21ページですね。観光費、寄附金が100万円計上されております。これはハワイ沖縄センターとのかかわりがあるのかどうか、説明を求めたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

補正予算書の16ページでございます。エコランド推進費、委託料477万円計上されているところでございます。恐らく質疑の趣旨は、休止をしているはずだがということかというふうに思います。バイオエタノール製造・流通事業については平成29年度をもちまして終了し、現在は施設の撤去も含め、指定管理先の日本アルコール産業株式会社が主体となって、今後の利活用方法について検討を進めているところでございます。施設につきましては事業終了に伴いまして稼働を停止しているところでありますけども、配管、それからタンク内にはですね、残渣液、それから糖蜜が残っている状態でございます。特に残渣液につき

ましては、このまま放置をしてしまいますと配管の中で固形化してしまう。そうしますと、新たに利活用あるいは再稼働する際に非常にコストがかかってしまうと。仮に設備を撤去する場合としてもですね、設備内に固形化した残渣液があることによって今度産業廃棄物の扱いとなるということで、撤去費用の増加が予想されます。いずれにしても、撤去、それから新たな活用という方向性が決定をしても、効率的に進めるためには残渣液、それから管の洗浄作業が必要かというふうに考えております。これ日本アルコール産業株式会社の実証事業という形で使いました。その前、実は1年間ちょっと休止をした時期がございます。その際にですね、この休止をしている間に残渣液が固形化してしまったということで、その処理にですね、2,000万円ほどかかっているということで、このまま放置しておくとその2,000万円もしくはもっと費用がかかってしまうということで、今回477万円計上しまして中の洗浄をしておくということでございます。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

ことし4月に観光商工部の部長とまた承認されました楚南幸哉と申します。よろしく申し上げます。初登壇でちょっと緊張しておりますけど、皆様のご協力と、また応援とお願いしたいなと思っておりますので、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。宮古島の観光客、市民のために、観光客にも市民にも喜ばれる観光にしていきたいと思っておりますので、皆様ご協力のほどよろしく申し上げます。

ハワイ沖縄プラザ建設寄附金100万円の件でございます。ハワイ沖縄プラザ建設寄附金依頼については、ことし4月25日に寄附金の依頼がありました。ハワイ沖縄プラザへの寄附金の拠出としては、老朽化が進み、修繕費等の経費が増加しているハワイ沖縄センターの維持管理費、また沖縄との人材交流支援費用を捻出するために建設する商業施設でございます。本市も昭和40年6月からハワイ州マウイ郡と姉妹都市提携を結び、交流を続けており、ハワイ沖縄センターもことし開設の海外ホームステイ事業の訪問先として活躍しております。ハワイ沖縄センターは、今後もハワイとの交流促進を進めていく上で重要な施設であり、その維持管理のためのプラザ建設費の寄附金でございます。本市にとっても必要であると考え、寄附金を実施したいと思いますので、よろしく申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

では、3つほど質疑させてください。

1つはですね、議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の21ページ、商工振興費の地域型就業意識向上支援事業補助金の内容を教えてください。

それからですね、議案第94号、議決内容の一部変更について、設計の一部変更に伴うということですが、何を変更したのかなということを教えてください。

もう一つ、議案第95号、議決内容の一部変更について、同じく宮古島市海業センター取水管敷設工事の設計の一部変更、どこを変更したのかなというのを教えてください。

もう一つお願いします。報告第15号、平成29年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についての一般会計事故繰越し、この事故繰越しの事故の内容、書かれているようでもあるけど、説明をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

議案第94号、議決内容の一部変更についてですね、議決内容の一部変更についてのご質疑がございました。これはですね、城辺の西城市営住宅の7棟の建築工事ですね。これはせんだって、平成29年第6回宮古島市議会（臨時会）におきましてその契約の内容を承認をしていただきました。それで今工事が始まっておりますけれども、その工事に伴う変更ということでございまして、変更の場合も議会のほうの承認をいただくという形になっておりますので、今回提案をさせていただきたいと。

この内容でございましてけれども、まずですね、その内装材及び解体工事等ですね、数量の変更による増額というふうになっております。もう一度申し上げます。内装材及び解体工事等ですね、数量の変更による増額という形になっております。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、議案第95号、議決内容の一部変更についての内容であります。今海業センターの取水工事をとり行っているところでありますが、今回の工事はですね、終了部分に向かって水深が深くなってくる箇所があります。そのことから、外部からの波が直接強く当たる箇所があります。全体計画では、今回の工事終了部分、20メートル区間をですね、4トンの被覆ブロックを設置して、随時海上に向かって20トンの被覆ブロックを設置することによって取水管の保護をしていく建設であります。当初ですね、平成30年度に海上側から4トンの被覆ブロックを設置することで考えていましたが、今回の施工箇所がですね、波浪時の保護とか台風対策が必要となったことから、今回その4トンの被覆ブロックを設置する追加工事をするによってですね、取水管の保護対策をしていきたいというふうに考えております。それからまた、現地盤と設計との実測の差が生じたことから、数量等も一部増加しております。

それから、報告第15号、平成29年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についての宮古島市の伊良部漁協地区海業支援施設の事故繰越しの件であります。海業支援施設は、補助事業の対象となる施設本体部分ですね、3月末に完成しておりましたが、施設本体の工事完成後、現場仮設用水道管が既存の隣接する製氷施設の水道本管を経由していたことが判明していたために、仮設の水道管撤去前に上下水道部による接続状況の確認が必要となっております。そのことから外構工事におくれが生じてですね、年度内の工事完了が困難となったことから外構部分の事故繰越しをしたということになります。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

平成30年度宮古島地域型就業意識向上支援事業の負担金ということになります。平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の21ページお願いします。宮古島地域型就業意識向上支援事業、平成24年度から沖縄県補助事業を活用し、宮古島市の高校生を対象として実施しております。事業内容としては、宮古島市の課題であります若年層の就業意識を高めるため、特に就業意識の変化が見込まれる高校生を対象にしたキャリア教育を行っております。本年度の事業としては、宮古島市の高校生を選抜し、宮古島市にない職種の企業への訪問、体験を実施します。また、事前学習において訪問に必要なマナー講習会等を実施します。

なお、訪問体験等の内容は、参加した高校生自身がまとめ、参加できなかった高校生に対して報告会という形で報告を行います。この事業は、宮古島市の高校生が地域にない職種の企業へ訪問し、体験をすることで多くの職種を知り、職の選択肢を広げ、就業機会の拡大につながると将来宮古島市が必要とする人

材育成を目指していきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎仲里タカ子君

今のご説明なんですけれども、県の事業としてと聞こえたような気がしたんですが、県の事業として行うものであればですね、なぜ6月の一般会計補正予算で、300万円ですよね。300万円の予算をつけて行うのかということが少しわかりにくいので、もう一度どうして6月の一般会計補正予算になっているかということと、これ一般財源ということは宮古島市の一般財源から、300万円だから島内ではないような気もするんですが、どういう選抜をして、キャリア教育というのはどういう内容で行うのかという説明を再度お願いします。

それともう一つ、議案第94号、議決内容の一部変更について、城辺西城市営住宅ですが、これ確かに住宅、12月に可決されたものだと思うんですが、工事の契約時にですね、工事の内容なんですけど、内装材がふえた。解体の数量の変更というのは、工事の契約時には判明しない、わからないものなんだろうという説明をもう一度お願いします。

それともう一つ、議案第95号、議決内容の一部変更についても、台風時の取水管のところを保護するために消波ブロックをまた置いて保護してやるからお金がかかるわけですよね。それは、工事の発注時には予測できないものかどうかということをして1回説明をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

議案第94号、議決内容の一部変更についての城辺西城市営住宅の契約の変更の内容についてお答えいたします。

先ほど内容は、内装材と解体工事等の数量変更というふうに申し上げました。さらに詳しく申し上げますとですね、この内装材というものは天井の断熱材に関してでございます。それとですね、まず我々が工事を発注する場合はしっかりと設計書というのをつくりまして、それを決裁を上げて発注する、予定価格を決定して発注するという形になるんですけども、現場に入るとですね、いろいろな現場の状況が発生をします。なので、変更というのはよく行われることでございます、工事に関しましてですね。これは、建築も土木もですね。しかしながら、今回は議会に承認をいただく工事契約案件ですので、これは今回変更があるということで議会に上程させていただいております。要するに工事というのは変更は常にあるというふうに我々は考えておまして、もちろん発注する場合はしっかりと設計をして発注をすることになりますけども、現場に入っているいろいろな現場の状況が変わったりする場合は変更という形がとられる場合があります。今回はですね、工事を発注した後ですね、受注業者からの設計、積算の見直しによる申し出がございました。担当者によりですね、精査を行い、また受注者と協議をしたところ変更の必要性が確認をされておりますので、よって本会議においてその変更の内容を、議案を提出させていただいたところでございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第95号、議決内容の一部変更についての海業センター取水管工事の変更についての質疑ですけども、前もって予測できなかったかという質疑でありますけども、当初はですね、海上からの施工は今年度の工事で行う予定をしております。その中に入れてそのブロックは設置しようという考えをしておりましたが、やはり今言ったような台風対策とか、そういったのがあった場合には今の工事の中に入れて施工したほう

が無難ではないかというようなこともあったものですから、今回の追加工事として入れた次第であります。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

いつからかということでもありますけど、平成24年度から沖縄県の補助事業で活用しておりました。3カ年間です。平成27年度からは、宮古島市の一般財源で実施しているということでございます。当初もですね、国の補助金事業、宮古島地域雇用創造事業の中で実施しようと検討して提出したんですけど、事業の対象外ということで切られたもんですから今の6月定例会に提出したということでもあります。

（「議長、休憩……」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時10分）

再開します。

（再開＝午前11時11分）

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

キャリア教育の実施かなということで、事業内容ですか、事業内容のほうです。事業内容のほうはですね……ちょっと調べてから答弁しますので、ちょっとお時間、済みません。

（議員の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

仲里タカ子議員、事業内容については最初に説明しましたけど。

（議員の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

済みません。休憩します。

（休憩＝午前11時12分）

再開します。

（再開＝午前11時12分）

ほかに質疑はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）について伺います。

まずですね、19ページの衛生費の塵芥処理費の委託料の3,908万5,000円なんですけども、これ説明を見ますとですね、クリーンセンター工場等業務委託料となっています。普通ああいった施設の委託料というのは、当初予算で年間を計上してですね、ぴしっとやるのが普通じゃないかと思っておりますけど、何で補正で4,000万円近い業務委託料が発生するのか、それをお聞かせください。

それから、同じく23ページなんですけど、港湾管理費ですね。トータルで2,088万6,000円が計上されていますけれども、このうちの港湾国直轄事業の負担金というのは、1,500万円というのはわかるんですけども、みなとまちづくり検討調査委託業務588万6,000円、これ一般財源と地方債で賄っているわけですけどもね、このみなとまちづくり検討調査委託業務の中身について教えてください。

それと、28ページになりますけど、文化振興費、方言サミット事業は24万4,000円計上されておりますけ

ど、そもそもこの方言サミット事業というのは何なのか、内容とこの事業目的ですね、これを詳しく教えてほしいと思います。

最後になりますけれども、議案第96号、損害賠償の額を定めることについてから議案第101号、損害賠償の額を定めることについてまでですね。この6人の方々に損害賠償するという議案なんですけれども、この事故に対してですね、トータルで15万4,339円というのが計上されています、全部合わせてですね。この金額なんですけれども、これ治療費というふうに捉えていいのか。こういった損害賠償するときに、この観光客の皆さんに対して治療費以外に車両費は発生しないのか。また、その要求もないのか。この辺の議案で計上されているわけですから、我々は認めていくわけですが、その後この金額に対してトラブルがすぐに発生したら困るんですけれども、この金額で十分納得してもらえるのかどうか、その辺も当局にお聞きしたいと思います。

それと、この6名の方々が事故に遭われてけがしたわけですが、当然病院とかそういったところで治療を受けていると思うんですけれどもね、市長、この場合、金額の問題じゃなくて、この観光客の方が市の公的な観光施設内でけがをってしまったと。点検不備とかいろんなのがあったかもしれないですけども、老朽化とかいろんなことがあったかもしれないですけども、そのとき病院で治療を受けた方々に対してですね、市はどのような態度でその方々に接したのか。誰かが代表しておわびに上がったのかどうか、そして今度の対処の仕方なんかも相談したのかどうか、この辺もお聞きしたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）のご質疑ございました。これ23ページですね。補正予算書の23ページでございまして、まず目で港湾管理費、これが今回の補正で2,088万6,000円の増額をお願いしております。その内訳としましては負担金ですね。これは、港湾の直轄事業に対する負担金ですけども、これが1,500万円ですね。それと、みなとまちづくり検討調査費用がですね、588万6,000円計上されております。この港湾の直轄事業の負担金と申しますのは、現在平良港のほうでですね、14万トン級のクルーズ船の専用バースを整備するために、今港湾事務所、国のほうが工事を進めております。それに対して6月の補正でぜひともそれを工事をしたいという申請がございますので、それに伴いまして増額分の5%である1,500万円を今回の議会で計上をさせていただいております。その費用といいますのは、14万トン級の専用バースを整備するための費用というふうになります。

それともう一つ、みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会というのが588万6,000円計上されておりました、これはですね、去る6月7日にですね、みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会を発足をしております。それで、その内容といいますのは、今までですね、平良港において国際クルーズ船の専用バースを整備するためにですね、要するに宮古島クルーズ客船誘致・受入環境整備連絡協議会というのがございました。それが非常にうまく回ってきておりますけれども、しかしながらこれだけクルーズがふえるということだとですね、港町を含めたですね、そういった宮古島の計画といいますか、それを持たなければいけないということになりまして、今回その宮古島クルーズ客船誘致・受入環境整備連絡協議会がさらにパワーアップしましてですね、みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会というのに立ち上がっております。それを調査費ということで今回588万6,000円組ませていただきました。内容としましてはですね、いろいろな部会がございます。その中で議論をさせていただいて、それをまとめていくという作業がござい

ますので、それに該当する委託業務費ということでございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

議案第96号、損害賠償の額を定めることについてから議案第101号、損害賠償の額を定めることについての質疑であります。

まず、この事故はですね、平成30年3月12日に補正しております。石川、福井、富山の3県8市町から来た24名の団体旅行客が川満漁港のウプカー御嶽に隣接する小さな木造橋を渡っている最中に橋の中央が折れて、12人が転落、損傷や物損が生じております。被害状況については、傷害、すり傷とか骨折及び物損の両方が生じた人が6名、うち1人は肋骨の骨折であります。残り6名は、物損のみでありました。その被害を受けてですね、市といたしましてはまずツアー会社に連絡をとって事故に対する謝罪と団体旅行客の把握をしております。また、それから被害者に電話連絡での謝罪、被害状況の聞き取りもしております。また、改めて市長名で謝罪文書も送付しております。そのようなことをを受けてですね、被害者の皆様に被害内容についての確認を電話と文書の両方でとって、申告された被害内容に対する賠償予定額についても丁寧に説明して、賠償金額の内容について両方の同意を得たところでありまして。残り6名なのですが、2人は物損が軽微という形で、賠償は不要として文書が届いております。また、4名については、現在治療中ということの理由からまだ請求はしておりません。

◎生涯学習部長（下地 明君）

まず最初に、挨拶をさせていただきます。これまで農業委員会という立場で答弁をしまいましたが、ことし4月、生涯学習部長を拝命いたしました下地明です。また、今後ともよろしくお願いたします。

眞榮城徳彦議員の方言サミットの内容と目的の質疑についてです。議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の28ページについて説明していきたいと思っております。方言サミットというの内容については、ユネスコが平成21年に発刊した「世界の絶滅危機にある言語」によると、日本においては8言語、方言、その中でアイヌ語、八丈方言、奄美方言、そして沖縄県においては宮古、八重山、与那国、国頭、沖縄方言が消滅の危機にあるとされています。そのような危機的な状況にある方言に関し、調査研究成果を発表する各地域での取り組み事例紹介や危機言語、方言の聞き比べ、講演会等を通して文化の多様性を支える言葉の役割、価値についてともに考え、危機的な状況を改善するということを目的としております。この事業は文化庁のほうで800万円の予算で行うこととなりますが、宮古島市のほうの予算が24万4,000円で、主にこの予算の内訳として、司会の進行役の手配とかバスの借り上げ料、そして会場の懇親会の費用というのに使わせていただきたいと思っております。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の19ページになります。衛生費の塵芥処理費の中の委託費に関してのご質疑がございました。当初予算ではなくて、なぜ6月定例会での補正となったのかというご質疑がございましたが、お答えいたします。

この委託費は、議員ご指摘のとおり、クリーンセンター、現在建設を進めております新しいリサイクルセンターの管理委託費でございます。現在工事を進めております新しいリサイクルセンターにつきましては10月ごろに完成する見込みとなっておりますが、こういう廃棄物に係る施設につきましては市町村の廃棄物の容量によって、施設の規模、形態などが異なってまいります。そのため、工事を受注いたしま

した受注者と個別具体的に施設ごとの必要人員についても協議をしながら進めているところでございます。市としては、初めてのリサイクルセンターの建設であることから、合理的な人員の配置についてもこれまで慎重に検討してまいりました。そのため、昨年11月ごろの当初予算の計上に間に合いませんでしたので、今回6月定例会の中で補正予算として計上をさせていただきました。

(「議長、休憩お願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前11時28分)

再開します。

(再開＝午前11時31分)

◎眞榮城徳彦君

農林水産部長の損害賠償の説明を今お聞きしまして少しあれっと思ったんですけど、あなた方は文書と電話でしかその被害者の方々と、事故に遭われた方々と受け答えしていないんですか。行って内容を確認して、この人たちの生の声を聞くようなことはしないで、わびもしない。実際に会って、電話と文書ではおわびしたかもしれないんだけど、そういう対処の仕方しかしていないということですね。お会いしていないんですね、その方々には。私はね、この島のね、観光という面から考えますと、こういった事故というのはですね、あってはならないし、もしあった場合には迅速な、しかも丁寧な対応というのが私は求められると思うんですよ。それが全体的な島のホスピタリティというものじゃないですか。そういった体制とか気持ちがなくてですね、観光事業なんか語れませんよ。もう少し観光客の皆さんに対しては、ほかのところからいらっしゃった皆さんにはですね、それなりの丁寧な対応というか、そういったものが必要だと思うんですけど、この件に関してはどうですか、お聞かせください。

◎農林水産部長(松原清光君)

先ほども説明したとおり、事故があった後にですね、すぐに被害者の方々は私たちに会う前にもう島を出て行ったものですから、その旅行者の確認とすぐに被害者の電話連絡でのまず謝罪をしております。先ほども言ったように、石川、福井、富山の3県にまたがっているものですから、その旨も説明してですね、丁寧な説明をして今回のおわびをしていたところでもあります。被害状況そのものを考えた場合に直接行くことも考えられたのですが、今回は電話連絡の謝罪ということでした。

◎眞榮城徳彦君

そういうふうな対処の仕方しかできなかったというのはしょうがないかもしれないんですけども、しかし事故が起こったその日に第一報が来るわけでしょう。管理責任は宮古島市にあるわけですから、あの施設のね。やっぱり事故が起こった、けがも起こりましたと。そうすると、第一報は来るわけですね。当然農林水産部長のところには第一報が一番先に入ってくる。それで、副市長なり市長に報告もしたと思いますよ。その足でその日のうちに治療しているわけですから、宮古島、ここで。誰かが行ってさ、おわびなり、今後の話し合いなりするべきじゃないんですか。普通に一般的に考えたらそうですよ。だって、管理責任は宮古島市にあるわけですから、あの施設の。どう思います。

◎農林水産部長(松原清光君)

まず、事故発生したのがですね、3月12日の夕方に発生しております。その一報を受けて我々現場に行ったときには、もうその方たちはその次の飛行機で那覇に行ってもう帰っているという状況だったので、その方々に会える時間がとれませんでした。そのことから翌日に電話連絡で謝罪をしたということであり
ます。

(「議長、休憩してください」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午前11時36分)

再開します。

(再開＝午前11時36分)

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算(第2号)のですね、これは土木費のですね、22ページのですね、工事の地方債がされていますけども、これはあの1億円ですね。現場にちょっと行って見たんですけども、施工業者のほうとちょっと話をしたんですけども、台風17号によるという説明を受けまして、本来ならば災害復旧か何かでその事業申請するのが行政のあり方じゃないかなというふうな理解をしておりますが、これはですね、地方債のほうで、1億円余り地方債起こして工事するというのはですね、いかななものかなという考えを持っております。したがって、この工事におけるね、その工事の内容、これは市側だけで工事内容を負担するのですね、まずその辺を聞きたいと思います。要するに最終的な工事請負額、要するにそして工種ですね、どのような工事をして、どのように竣工するのか、その辺をまずお尋ねをします。

それからですね、議案第85号、財産の交換についての件なんですけれども、現場を見た限りですね、ホテルの企業誘致の間に市が交換してもらうのは、これは何か市にとってはね、何もメリットがないんじゃないかなという気がするんですよ。だから、売却できなかったものかなという一応考えを持っておりますので、この辺についての説明をいただきます。

それからですね、議案書の25ページの議案第90号、権利の放棄についてですけども、これはですね、総務部長、議会に出す資料だけはですね、これはもう平面図か、それとも地番ね、これは出していただきたいなという思いをしております。これではちょっとわかりません。

それとですね、1つにはですね、ドロマイトというのはどのようなことを言うのか。名前で説明、ドロマイト。要するに営業していないから放棄するというふうに理解されているんですけども、これ何年ぐらい営業していないのかね。その鉦区ごとに所在地があるんですけども、番地がないんだけども、その鉦区ごとにですね、どれだけの面積を擁して放棄をするのか、その辺の説明をいただきます。

それとですね、議案書40ページなんですけども、先ほどから話がありますように、これはマスコミ等で見るとシロアリによる老朽化というふうな説明が載っていたような気がしますけども、私はですね、宮古島市が管理する公共施設はね、本当にもう非常事態ですよ。どこの施設に行ってもどこか壊れているし、何か危険ですから入らないでとか、これは一般質問のほうでもやる予定しているんですけども、これ

は補償の話をする前にね、これ点検をしたというのは経緯ありますか、まずはね。そういうのをちょっと聞きたいですね、点検をしてそういうふうになったのか。これ非常に問題ですよ、この損害賠償をする前に。だから、こういう施設の材料というのはね、防虫処理済み材というの使われていると思うんですよ。ですから、シロアリの影響によるものじゃないと私は思うんですね、特記仕様にもうたわれていると思うので。この辺もですね、もう少し考えるべきじゃないかなという思いがあります。

それとですね、議案書57ページですね、報告第15号、平成29年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についての説明の中でね、余り理解できないのが書かれているんだけど、これは工事をやる時のミス的なのはなかったのかな。余り何か意味がわからないんですよ、これね。だから、工事をする場合に、その前にその施工図を書く前に、普通どういうふうなのが埋設されているというのは多分あると思うんだけど、その理解はされていなかったのかなと思ったらか何か珍しくてしょうがないんですけど。

それとですね、ちょっとこれから前に進むんだけど、議案第94号、議決内容の一部変更についての建設部長にちょっとお願いしておきます。議案第94号に関してね、設計変更がさまざまありますよという答弁は少しおかしいですよ。これは設計書の力量不足ですよ、いわばこういうのは。そういう答弁をつけるのは。こういうのがたまたまあるんですよ、この宮古島市の工事ね。ですから、今後こういうことないように注意してもらいたいんですが、以上答弁聞いて。

◎総務部長（宮国高宣君）

多岐にわたっておりますので、答弁漏れがありましたらご指摘お願いしたいと思います。最初に、議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の部分の中で、土木費、それと鉱業権の放棄も含めて土地の交換ですね、これを少し私のほうからですね、お答えしたいと。

まず、権利の放棄につきまして、まず今回のこの提案に至った経緯から説明申し上げます。当該採掘権は、民間業者による採掘等から土地を保護する目的で取得しておりました。取得後は事業に着手することなく、鉱業法第62条第2項の規定による事業の着手延期認可を受けてきたところでございました。しかし、平成24年1月21日に施行された鉱業法の一部を改正する等の法律により、事業着手延期認可の要件が厳格になり、実態として事業が行われていない鉱区については、やむを得ない場合を除き、事業着手延期認可を受けられないことになったことによって、市としても今後も採掘事業に着手する見込みがないことから、採掘権を放棄するという事となっております。というのは、もともと保護するためにこの権利を擁してきたわけですけど、鉱業法の一部改正により、それが事業をやらない団体については放棄すると、放棄にみなすという形によっての、法の改正によっての今回の提案となっておりますので、最初にこれを申し上げて答弁したいと思っております。

営業はどのぐらいやってきたかということで、先ほど答弁したとおり、その事業に対して保護する目的として取得しておりましたので、営業はしておりません。

面積についてはですね、20カ所で40万8,284アール。

それと、ドロマイトという名称でございますけど、石灰岩の一部という形で、セメントの原料、ガラスの原料等となっております。

次に、クマザの土地の交換の件でございます。これにつきましては先ほども答弁しましたけど、去年の

台風18号で実際に市有地で崖崩れが起きました。実際そのホテル建設中のところにも土砂が流出しました。あわせてですね、県道からこのクマザのホテル側のほうに市道が通っておりますけど、そこの中の市道のまた一部の崖崩れも1カ所ございまして、これあわせて工事をするという一般会計補正予算書22ページの補正予算と工事費となっております、主にのり面の工事となっております。予算は市で全部対応します。

交換がそんな意味がないんじゃないかと。これにつきましては、工事をするのり面のところにですね、一部ホテル側の用地がございまして、今その前面に水路がございまして、それがホテル側の用地になっております。ですから、これ森林区域に入っておりますので、それを、森林を潰すわけいきませんので、株式会社日建ハウジングの持っております一番東側のほうのですね、土地と交換をして、そこに森林の植栽をして森林面積の増減をなくすという目的もございまして、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎建設部長（下地康教君）

クマザののり面工事に関してちょっと補足といいますか、説明を申し上げたいと思ひます。

まず、先ほども説明がありましたように、この予算の内容はですね、工事の種類といいますか、それが2つに分かれております。1つは、市道335号線ののり面が崩壊しましたので、崩壊をして市道に土砂が崩落してきたという事案がございましたので、それを防ぐ、防止するということですね。つまり道路管理者としての措置ということが1つございまして。

もう一つは、クマザ海岸の地すべり対策事業ということでございまして、これにつきましてはですね、災害対策基本法第42条に基づいて作成されております宮古島市地域防災計画の中で、このエリアは地すべりの危険区域というふうに指定されておりますので、これはぜひともその地すべりが想定されるということが考えられますので、未然に工事を行って地すべりを防止したいというふうに考えております。

それと、もう一つですね、議案第94号、議決内容の一部変更についての件でございまして、まさに議員ご指摘のとおりでございまして。やはり設計書というのは、全ての条件をですね、考慮して設計書が作成されて、それで予定価格というのが決定される、それが本筋だというふうに我々も考えております。しかしながら、やはり現実的には現場に入ったときには予測できないようなことがございまして。そういう意味では、やはり我々現場を担当する者としては十分その技量を高めてですね、その予測に対応できるように今後精進していきたいというふうに考えております。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、議案第96号、損害賠償の額を定めることについてから、議案第101号、損害賠償の額を定めることについてにおける損害賠償の額を定める中で、点検をどういう形でしているのかという質疑がありました。水産課においても点検は定期的に行っているところではありますが、平成29年度においてもですね、遊歩道の手すり、床、展望塔の階段等に腐食が確認されたので、それを10月から12月にかけて手直しを行ったところでもあります。しかし、支柱までの点検ができなかったことから今回の事故につながっているということになりますので、それについて深く反省をしております。それから、その事故を受けて、庁舎内の庁議においてですね、事故の詳細を報告して、類似施設等での点検を行わせたところでもあります。

それから、報告第15号、平成29年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越し計算書の報告についての説明がい

まいわからないというような話がありました。それについてはですね、まず現場事務所における仮設水道メーターを、直接本管引くことになっていることになるんですが、現場を見ますと隣接する製氷施設からそのメーター、水道管を布設しております。ですから、本来別々のメーターであるべきものがその製氷施設のメーターを通して仮設の事務所のメーターに通っていたということが判明しましたので、その確認を上下水道部をお願いしたところでもあります。その確認後にですね、仮設水道管の撤去をするというような方向になったことから、今回の事故繰越としてさせてもらいました。

◎建設部長（下地康教君）

答弁漏れがちょっとございました。ご質疑の中ではですね、クマザの復旧事業、災害のですね。それは災害復旧事業で本来やるべきものではないかというご質疑でございました。災害復旧というのはですね、基本的には既設の施設があつて、それが被災をした場合にそれを復旧するというのが基本的な考え方でございます。今回の場合は2種類ございまして、1つは道路に関すること、もう一つはその防災地域に指定された箇所ということでございますね。災害復旧でできるというのは、道路に関することでございます。その災害の指定を受けたエリアに関してはですね、災害復旧という形には基本的になりませんので、それとその防災に規定されたエリアのほうもですね、かなり事業費が、割合が大きいということでございますので、今回はあわせて道路工事もその災害に対する対策工事を行いたいというふうに考えております。

◎議長（佐久本洋介君）

まだ質疑を予定している方は何名いらっしゃいますか。

（議員の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

じゃ、もう12時前には締められませんので、午後からでお願いします。

友利光徳議員のものも午後から続けていいですか。

（「休憩してください」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時55分）

再開します。

（再開＝午前11時58分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時58分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き質疑を行います。

友利光徳議員からです。

◎友利光徳君

総務部長のほうに少しお尋ねをしますけども、議案第90号、権利の放棄についてのですね、登録期限、

いわゆる何年間で鉱業法の許可をとってね、何年有効なのか、その企業が。要するにその企業がね、城辺字福里で一番大きな鉱山、面積、これは何町歩、平方メートルでもいいです。それをお願いします。

そして、営業していなかったということは、これまで税金等は払っていなかったかなというふうに理解するんですけども、その説明ができるならばその辺もお願いします。

市長にですね、お尋ねをしますけども、この宮古島市における遊具関係、そして公園関係ね、これ非常に赤信号の状態になっておりますけども、これはいわば事業執行における優先順位の間違いもあったんじゃないかなと理解しております。今回の川満遊歩道のね、件について、市長今回のことに対してどのようなお考えを持っているのか、まずは市長のほうに。

（「趣旨がよくわからないので、もう一回説明してもらえませんかね」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時32分）

再開します。

（再開＝午後 1 時32分）

◎市長（下地敏彦君）

市が管理する財産についてしっかりと管理しなければならないというのは、当然のことです。今回川満漁港の遊歩道の件についてはですね、整備的には先ほど農林水産部長が説明したようにある程度はやっておりましてけれども、その水面下の、足の下の部分についてはやっていなかったということが大きな原因であったなというふうに思います。これは、しっかりとやらないといけなかったなという反省はしております。この遊歩道は旧平良市の時代につくられたものでありまして、下地についても同じように旧下地町がつくったという経緯がございます。管理については引き継いでいるわけですから、ちゃんとこれからもやってまいりたいと思っています。

◎総務部長（宮国高宣君）

まず、城辺地区福里で一番大きい面積はということでございますけど、午前中も答弁したんですけど、区域で設定されておまして、今回やっている城辺地区の場合においては、採掘権の登録番号が628号につきましては6,092アールとなっております。これはですね、あの区域で設定しているということで、座標でやっておるものですから、実際ですね、この鉱業権を申請したい方は総合事務局のほうでですね、新たに申請してやっていくという形になります。

それでですね、鉱業法ではですね、鉱業権者は鉱業権の設定または移転の登録があった日から6カ月以内に事業を着手しなければならないという形になっております。ですから、今回の法の改正は、これまで自然保護の観点からそれを取得してきたわけでございますけど、この法が厳格になったということで、事業を着手しない鉱業権者に対してはこれを許可しないという形になっておるものですから、宮古島市はこれを事業着手しておりません。ですから、今後期限が切れるわけでございますので、それについてはこの鉱業権を取得しておっても意味がないと、延長の許可がおりないという形の中での放棄という形の提案をさせていただいているということでございます。ですから、新たにそれを申請する方は、取得して6カ

月以内に事業を着手しなければまた放棄せざるを得ないという話になります。

◎友利光徳君

総務部長、やはり田舎、城辺地区福里で住んでいる人間の一人としてですね、やはり危惧しなければならぬのは、そういう鉱山を放棄した後ですね、何か建造物とか、そういったのが来るのかなというやはり懸念をしなきゃいけないもんですから、皆様方にそういった打診があるのかどうかちょっと。

◎総務部長（宮国高宣君）

今回のですね、鉱業権の放棄に当たるいろいろ番号ございますけど、それについて民間のほうからですね、私どものほうにそういう話があるということはございません。ただ、総合事務局のほうにですね、それがあるかどうかはちょっと今のところはわかりません。宮古島市にはありません。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

私は、議案第96号、損害賠償の額を定めることについての関連で、以下議案第101号、損害賠償の額を定めることについてまで関連してお伺いします。

新聞の報道でこの事故のことが明らかになりました。議案として提出したことによって明らかになったわけですが、私がお伺いしたいのは、一連のけがした方々に対する対応については一定経緯が示されましたけれども、その事故後のね、対応として、新聞の報道で4月6日付、それから4月8日付で地元紙が木製歩道の立入禁止の新聞報道があります。この日付の違いにもちょっと私は違和感感じますけども、6日、7日、8日、3日間の開きがありますよね。だから、宮古島市が立入禁止策を講ずる、これが市民に対しては4月8日にしか周知徹底されないというこの間が開き過ぎではないかと。12日に事故は起きているわけですよね。この議案を読むと瑕疵を認めていますけども、瑕疵による事故だと、だから損害賠償に応じるということになっていると思いますけども、2次被害について想定しなかったのか。いわゆる一般市民が知らずに来る、そういった市民がまた巻き込まれる、そういうことを想定していなかったのか。要するにこの立入禁止策を講じたそれに至るまでの間があき過ぎということと、あわせて損害賠償のこの提案に至るまでの3カ月間あるわけですから、事故があったことも今初めて知るわけですよね、市民は。そのことについて経緯を追って説明してください、その事故から損害賠償の提起までね。

◎農林水産部長（松原清光君）

経緯ということですので、まず午前中にも話ししましたとおり、3月12日にバス会社から農林水産部のほうに事故発生があったという形で連絡が入りました。夕方でありましたので、その場で現場に行っただけですね、確認をしましたところ、もうその被害者の方たちは宮古島を離れて沖縄本島に行ったという形でありました。翌日に、13日にですね、市長、副市長報告しながら、ツアーの主催者、保険などにもですね、連絡をとって、同じく保険会社にも連絡とりながら、その対応、それからその情報を確認をしているところであります。次のその14日にですね、破損はしていましたので、市のほうでその橋は撤去しております。その部分についても、立入禁止の表示をしております。それから、3月15日にですね、被災者が9世帯、12名であります。それに電話連絡をいたしまして、謝罪、それから被害状況の聞き取りもしております。それから、3月26日に、そういった関連施設が市の内部にも結構ありますので、庁議においてで

すね、事故の報告と注意喚起、それから同じような施設に対しては施設の点検なども流しております。同じく市長名ですすね、その事故した方々には謝罪文書も通知してあります。3月の後半、27日ごろですけれども、市のほうでこの遊歩道の全面的な点検をいたしましたところ至るところに腐食した部分もありましたので、3月31日時点で遊歩道の全面閉鎖をしております。立入禁止ですすね、それもしております。4月に入ってからは、もう被災者のメンバーとのですすね、賠償手続関係において、病院に行ったかどうか、それも確認しながら、またあるいは衣服のぬれとか靴のぬれとかありますので、そこら辺に關しての賠償手続について、文書、それから電話等で連絡をしているところでもあります。今回の議案に対して12名中6名が賠償には応じておりますので、それについて今回議案の提出をしているというところでもあります。

◎上里 樹君

私がお聞きしているのは、その経過についてはもう答弁いただきましたから、いわゆる立入禁止の対策をとった。新聞報道で6日と8日に、その時間差がありますけれども、それに至る過程で市民に事故があったことを周知徹底して、市民に対して注意を喚起する取り組みというのがお考えにならなかったのかどうか。

それと、全面立入禁止というんですけれども、市民はその立入禁止にした、3月31日にしたというんですけれども、少なくとも4月6日で新聞が報道をするまではわからないわけですよ。市長に報告し、庁議にかけてその対策をとったというんですけれども、そういう時間差、これがあることについて、対策としてそれお考えにならなかったのかということをお聞きしているわけです、2次災害が起きる危険もあるわけですから。それをお聞きしているわけですので、そのことについてどうだったのか。

それで、日ごろの維持管理、点検はやっていたのかということに対して、やっていたと。実は平成29年にも修繕をしたようなお話がありましたけれども、平成29年というと前年度ですよ。老朽化というのは、去年から始まったわけではないんですよ。その間に市民からいろいろ指摘がされてきたと思うんです、修繕をするように。私も具体的に聞いていますから、ある人は市が対応してくれないんで、自分で針金を持って行って応急処置をとったと。その上で市に対して修繕を要求したと。これは、もう8年以上も前の話です。だから、そういう市民からの要求があるにもかかわらずそれを怠ってきたという責任、やっぱり瑕疵を認めていますから、そういう市民からの要求に対してなぜ機敏に対応できなかったのか。もっと細かな指摘がされてきているんですよ。落ち葉が堆積している。堆積しているところは水分を含んだ葉っぱがずっと長期間にわたって堆積しているわけで、虫も発生しますよね。シロアリとは言いませぬけれども、その部分は朽ちていくわけですよ。だから、向こうの維持管理についてはしっかりと毎日掃除をする、それも要求として挙がっていたと思うんです。そういった市民からの声に対して対応してこなかったことが今回の大きな事故につながったと思うんですけれども、市民からはこの間に何件ぐらいあの遊歩道に関する要求は挙がってきているのか、お伺いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、マスコミのほうに公表したのがおくれたというのは本当に我々の落ち度であって、おわびしたいと思います。その前にですすね、やはり事故発生した段階で我々もその事故を起こした観光客への謝罪と、それから対応に時間を要したという形がありましたので、それを優先をしたということでありました。それから点検についてですけれども、毎年点検はしております、先ほども言ったとおり、去年も手すり、そ

れから床等の修繕はしております。ですから、市民からの要望についても聞いてですね、修繕をしているつもりなんです、そこまですなかなかなかできなかったというのが今回の落ち度かなと思っております。市民からの要求が何件あったかということは、ちょっと調査してから報告したいと思いますので、よろしくお願ひします。

◎上里 樹君

やっぱり市民の声にしっかり耳を傾けて、安全にかかわる問題ですから、場合によっては命にかかわるわけですよ。そういう問題を指摘されても対応策をとらない、これは本当にあってはならないことだと思うんです。

実はその事故後、4月8日の立入禁止の報道を受けて新聞投稿が4月21日にありました。これは東京都に在住する方なんですけどね、やっぱりそのことを指摘しているんですよ。要するに本当に自然が豊かな場所で、チョウチョウの観察やいろんな生き物の観察に適した場所だと。そこで日ごろから掃除をし、その環境美化にもボランティアでかかわってきたと。ところが、そういう場所が、その木製の木橋が、結局その方が移住する以前からですけどね、何年も前からという表現になっています。担当課やアドバイザーの皆さんにもお伝えして、急ぎ修繕するよということを言ってきたけども、立入禁止になっていることは残念だと。この人事故を知りません。ですから、一日も早く改修して、利用できるようにしてほしいという投稿がありました。

だから、エコアイランドの島として、本当に遊歩道の整備、その目的もそういうことにあったと思うんですけども、そこが12人の観光客がそういう不幸な事故に遭うという結果を招いたわけですよ。ぜひ市民から何件これまで、この完成後ですよ。何件あったのかというのこれぜひ調べていただきたいと思ひます。それに対する取り組みがなされなかったというのは、大きな反省点だと思ひます。

それと、市長に対してお聞きしたいと思ひます。この事故を受けて、市長はこの事故をどう受けとめているか。さっき少しさわり程度ありましたが、私が奇異に感じるのは市長の謝罪の言葉が全くないことです。ぜひどう受けとめているのか、お聞かせください。

◎市長（下地敏彦君）

実際に被害を受けたわけですから、農林水産部長からも話があったように、北陸の地域の人たち、それも市町村が全部分かれているという状況であったんで、直接行ってお会いするというのはなかなか難しいと。それで謝罪文ということで、それぞれ被害のあった方には大変申しわけなかったと、何かあるのであればその分はちゃんと補償もやりますよという形でですね、謝罪文を送ってあるということですから、私ども宮古島市の考え方ということは十分伝わっているというふうに理解をしております。

（「休憩お願ひします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後1時53分）

再開します。

（再開＝午後1時53分）

◎市長（下地敏彦君）

事故が起きて、その部分はやはりまずそこを人通っちゃいけないわけですから、封鎖をいたしました。そして、人がそこに入れないようにという措置をとり、なおかつこれを修復するためにはどうすればいいかということは今までもずっと検討していて、なるべく早くこの橋を修復しながらですね、もとの状態に戻りたいというふうに思っております。

そういう意味では、なぜ市民に周知をしなかったということですが、あそこを封鎖することによってここは通れないんだということはまず理解ができたろうということが1つ。もう一つは、私どもはまずは被害に遭った方の対応を第一に考えたということで、少しタイムラグがあったのかなというふうには思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

私も何点か質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の16ページのほうをお願いします。先ほどですね、16ページの委託料の件ですけど、先ほどバイオエタノールの施設の委託料ということで説明がありました。タンク内の洗浄ということだそうですけども、これどこに委託するのかというのをちょっと教えてもらいたいなど。

それから、その下ですね、ふるさと納税事業の委託料が1億6,000万円余り計上されています。6月補正としてはかなり大きな額だと思うんですけども、この内容を教えていただきたいと思います。

それから、18ページ、民生費の児童福祉費のほうなんですけども、児童福祉総務費とですね、保育所費の中でかなり大きな予算、放課後児童クラブの整備事業で1,900万円余り。それから、保育所費で負担金、補助及び交付金で2,000万円余り計上されているんですけども、なぜ当初予算が追加ばかりで6月定例会の補正にこんな大きな事業費が計上されるのか、ちょっとよくわからないので、教えてください。

それから、19ページお願いします。この19ページの塵芥処理費の委託料、これリサイクルセンターの管理費だという説明あったんですけども、そのリサイクルセンターの供用開始というのがいつからの予定なのか、いつからこういう管理委託をするのかということですね、教えていただきたいと思います。

それから、20ページですね。20ページの漁港管理事務費の委託料76万2,000円計上されていますけども、内容を教えてください。

それから、23ページですね。23ページの港湾管理費のほうです。委託料でみなとまちづくり検討調査委託業務ということで、先ほどみなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会というのが発足して、そこでいろいろ部会で調査をしてまとめていくということですけども、このみなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会が発足したのは6月7日ということ先ほど答弁がありました。6月7日に委員会が発足して、この委託業務の委託料の588万6,000円というの積算というのはどこで決まったのかというの説明をお願いします。

それから、25ページと26ページですね。教育費の小学校費、中学校費、この学校管理費の委託料がですね、2,000万円ということ、800万円余り計上されております。これ当初予算でも小学校では4,700万円程度、中学校見たら3,000万円余りですね、計上されていたと思うんですけども、なぜ6月補正で上がっているの

かという説明をお願いします。補正予算は以上ですね。

次に、議案のつづりで議案第81号、宮古島市国民健康保険条例の一部改正について、これ3ページになります。提案理由でですね、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴っての規定改めるというんですけども、中身を見るとですね、「国民健康保険」の次に「の事務」を加えるとか、あるいは「国民健康保険運営協議会」に「宮古島市」を加えるとかということなんですけど、これが何か提案理由での法律の施行に伴った改正と言えるんですかね。ここをちょっと説明をお願いします。

あと、25ページ、議案第90号、権利の放棄について。これについては先ほどからるる答弁で説明はしているんですけども、この提案理由による鉱業法の一部を改正する等の法律、これ先ほどの答弁では平成24年に施行されたというふうな答弁があったと思うんですけども、今は平成30年ですね、6年間たっているんですけども、なぜ今この放棄なのかという、かなり前に施行された法律だと思うんですけども、その説明をお願いします。

最後になりますけれども、57ページに事故繰越というのが出てきます。この通常の繰越明許費とは違う報告になっていると思うんで、通常の繰越明許とは違うものだと思うんですけど、その違いを説明してください。

ちょっと多岐にわたりましたけれども、よろしくをお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

國仲昌二議員のふるさと納税、それからバイオエタノール関係の質疑についてお答えいたします。

まず、バイオエタノール関係のページでいいますと一般会計補正予算書の16ページです。エコアイランド推進費委託料477万円の委託先ということでございますけれども、これは現在日本アルコール産業株式会社に指定管理をしているところですので、日本アルコール産業株式会社に委託をするということになります。

次に、ふるさと納税事業の委託料1億6,597万1,000円についてでございます。このふるさと納税の委託料は、平成30年度、本年度は当初予算として6,675万円を計上しているところでございます。この6,675万円は昨年11月時点、つまりは次年度予算、新年度予算を要求する時点で平成29年度の寄附額を1億1,125万円という見込みでもって6,675万円を計上したところでございます。しかし、その後ですね、12月、それから1月、3月までにかけてですね、大幅なふるさと納税の寄附があったと。最終的には3億4,380万円ほどの寄附額があったということで、今回の補正は昨年度の実績に合わせた形で1億6,597万1,000円の補正をするということでございます。質疑にはございませんでしたけども、ちなみにこの予算書の29ページの基金費になりますけれども、ここで9,001万5,000円を計上しております。これはことしの1月から3月までに寄附をいただいた額を基金に繰り入れるという形で、積み立てるという形で今回補正をしているところでございます。

◎総務部長（宮国高宣君）

議案第90号、権利の放棄についてのなぜ今かということでございます。まず、基本的に鉱業法ですね、概要の中で、鉱物資源の合理的な開発により、公共の福祉に寄与することを目的として、国による鉱業権の付与など鉱業に関する基本的制度を規定しております。市としましても、本来の事業をですね、するという形じゃなくて、自然保護を含めてですね、鉱業権を設定してこういう形でやってきたんですけど、本

来の事業をですね、やる目的じゃないということで、この手続が厳格になってきたと、要件が。これまで国のほうもですね、やむを得ない場合を除きという文言もございまして、市としてもですね、その観点から事業着手のですね、延期を申請したところでございますけど、去年ぐらいからですね、非常にその手続について、認可に当たってですね、厳格になってきたという観点から、今後国に申請してもですね、見込めないという判断のもと、今回の権利の放棄という形に至ったということでございます。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の予算書18ページでございます。放課後児童クラブ整備事業の工事請負費1,919万8,000円の補正となっておりますが、今放課後児童クラブ整備事業ということで当初予算のほうで6,000万円の工事請負費2カ所、1億2,000万円で当初予算を計上いたしました。平成29年度において実施設計が完了しておりますが、実施設計が終わった結果ですね、建築単価や諸経費の高騰ということで、当初予算で見込んでいた価格以上の金額が算定されたために今回の補正となっております。

次に、保育所等整備助成事業、保育所等整備交付金事業の2,399万3,000円の補正増となっております。これは、保育所等の新設とか修理、改造の整備に関する経費に国が4分の3、あと市が8分の1、事業者が8分の1を財源として整備をして、市の方から補助金を交付しておりますが、国の当初予算において、国の保育所等整備交付金交付要綱に基づいた基準額で当初予算を計上いたしましたが、平成30年5月8日付でまた国の整備交付金の基準額が変更になったことのお知らせがありまして、その基準額に合わせて本體工事設計加算料、土地賃借料の加算などが増額になっておりまして、その国の基準額に合わせて今回補正増となっております。よろしく申し上げます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

まず、議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）補正予算の塵芥処理費の委託料に関連して、リサイクルセンターの供用開始の時期についてのご質疑がございました。新しいリサイクルセンターの供用開始は12月末を予定をしております。その前に11月から12月にかけて、運転指導期間というのがございます。供用開始は、12月末を予定をしております。

それから、議案第81号、宮古島市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由についてご質疑がございました。国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うものではないかというご質疑がございましたが、新旧対照表でごらんいただければどういふ改定かというのすぐわかるかと思っておりますけれども、今回の改正は国民健康保険法が一部改正されまして、都道府県も市町村に加えて保険者ということになるということで、その辺が新しいと国民健康保険法第4条で都道府県及び市町村の責務ということであつたわけしております。さらに、改正された健康保険法で、第11条でございますが、国民健康保険事業の運営に関する協議会、これはこれまでは県は保険者となっておりますので、市町村だけに運営協議会が設置されておりましたが、今回の国民健康保険法の改正によりまして市町村以外に県のほうでもこの協議会を設けるといふことがうたわれておりますので、そういう意味で区別をつけるためにこれまで単に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会という定めであったものを宮古島市を頭につけて国民健康保険運営協議会というふうに変更するというところでございます。

それから、第1条の条文の中に事務を追加するということにつきましては、宮古島市における国民健康

保険事業につきましては、従来宮古島市がその運営を行ってきたわけですが、県が新しく保険者となりましたので、宮古島市における国民健康保険事業につきましても県のほうも保険者として加わってくるということで、宮古島市の健康保険というくくりではちょっと該当しないという部分が出てきますので、市町村の行う事務については宮古島市が行うという意味から事務というのを加えたということでございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、20ページの漁港管理費の76万2,000円の委託料の補正の中身であります。これは、今回川満遊歩道の事故を受けて、川満遊歩道の調査業務をしていきたいと思っております。改修で済むのか、新たに建てかえる必要なのかですね、しっかり調査をしていきたいと思っております。

それから、報告第15号、平成29年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての繰り越しの報告であります。繰越明許費と事故繰越しの違いはという質疑でありますけれども、繰越明許費はあらかじめ年度内に経費を使用し、終わらないおそれがあることを予想されることについて、予算の定めるところにより繰り越すものであります。事故繰越しは、あらかじめ繰り越しを予想しなかったけれども、たまたま避けることのできない事故などのために年度内に終了できなかったことが挙げられております。今回申請したのは、水道の引き込みについて、本来上下水道部の水道管から仮設現場に引き込むメーターが製氷施設のメーターを通過しているために、その確認を、経過ですね。確認が生じたということから、下水道部の仮設水道部の確認をですね、仮設水道管の適用が必要になったということから、今回繰り越しという形で申請しているところであります。

◎建設部長（下地康教君）

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の一般会計補正予算に関するもので、23ページ、港湾管理費、その委託料、みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会の調査業務についてのご質疑がございました。本委員会の設立はですね、これまで島内寄港クルーズ客の受け入れ態勢等についてですね、クルーズ客船誘致・受入環境整備連絡協議会というのがございまして、そこでさまざまな案件について検討してまいりました。しかしながら、2020年4月にですね、国際クルーズ船バースが供用開始される予定になってございます。これ今直轄のほうで事業として14万トン級のバースを整備中でございますけれども、これが2020年に供用開始をされます。そうしますとですね、今年度、平成29年度で入ってきているクルーズ船の約2倍の寄港予定を算定しております。およそ300回というふうに考えてございまして、そういったことがありますので、2次交通を含めた受け入れ態勢の強化と受け入れ環境の整備が非常に急務となってございます。したがって、今までにあったクルーズの連絡協議会を新たに、みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会というものを設立しております。その構成はといいますとですね、まず宮古島市長を中心として、宮古土木事務所の所長、それと平良港湾事務所の所長、それと宮古運輸事務所の所長、それと宮古島観光協会の会長、それと宮古島商工会議所の会頭という形で、この方々がですね、委員になってございまして、進めていくという形になりますけれども、その下にですね、幹事会、またさらに下の作業部会というのがございまして、これが交通機能整備作業部会、交流拠点形成作業部会、それと企業支援育成作業部会、それと陸上交通作業部会、それにC I Q作業部会、海洋レジャー作業部会、それ

ぞれ作業部会を構成しております。そこでいろいろなことがこれから検討されることとなります。それで、それをワーキンググループというふうに我々は呼んでおりますけれども、その中でいろいろなことを取りまとめる作業が発生をします。その取りまとめる作業をですね、今回の委託業務のほうで委託をして、それを取りまとめて一つの報告書にしたいというふうに考えております。

◎教育部長（下地信男君）

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、一般会計補正予算書の25ページ、26ページをお願いします。まず、教育費の2項小学校費の1目学校管理費の委託料として2,004万円の補正がなされているということです。まず、25ページからですが、これ小学校の普通教室、特別支援室への空調設備の設置に係る実施設計委託料でございます。26ページも同様に、中学校における空調設備の実施委託料でございます。小学校で16校、166室、それから中学校では9校、63室に空調機を設置してまいります。ちなみに27ページは、幼稚園の管理費にも計上してあります。幼稚園では12園の17室ということで、幼稚園施設改修事業委託料に192万円計上してございます。

◎國仲昌二君

何点か再質疑といいますか、質疑いたしますけれども、まず16ページのふるさと納税事業、先ほどの説明では最終的に3億4,300万円余りがということで、当初に1億6,500万円を追加して、トータルで2億2,200万円程度を見込んでいたということではないのかなと思うんですけども、これは例えばですね、済みません。ちょっと戻るんですけど、債務負担行為補正のですね、3ページですね、このふるさと納税事業、平成31年度から平成32年度にかけての債務負担行為補正が計上されているんですけども、これと関連はどういうふうになっているかというのを教えていただきたいと思います。

それからですね、19ページの塵芥処理事務費の委託料、12月末から供用開始だということで、11月から12月は試運転ですかね。ということでしたかね。これは今のこの契約、そのリサイクルセンターの建設事業の契約には入っていないのか、この試運転がですね。聞くところによるとそういうのも全部含まれているという話も聞きますので、こちら辺をお願いします。

あと、議案書のほうの報告第15号、平成29年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのほうですけども、先ほどの説明では予算の定めるところで繰り越すというのが繰越明許費だと。予想しない繰り越しで予算化されない場合が事故繰越だという説明だったと思うんですけども、今回事故繰越しの繰越計算書にある410万8,000円というのはどこで予算計上はされるのかというのちょっと教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

3ページの債務負担行為の補正についてです。

その前にですね、議員からも今ありましたように、当初の6,600万円余りに今回の補正を加えると2億円余りになるんじゃないかということがございますけども、これはあくまでも委託料等に係る部分でございますので、実際去年は3億円余り入っております。その6割程度が委託料として計上することになりますので、この2億円余りについては委託料に係る分だというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、この債務負担行為についてでございます。このふるさと納税事業の委託業者とはですね、平成30年度から平成32年度までの複数年契約をしております。この複数年契約を前提としまして、今年の、

平成29年12月定例会におきまして2億25万円の債務負担行為の措置をしてあるところでございます。ただ、これ先ほど申し上げましたように、平成29年11月時点の見込みでやっておりますので、実績に比べますとかなり低い額になっておりますので、今回平成30年度の補正をするのとあわせて平成31年度分、それから平成32年度にかけての債務負担措置についても同額ですね、増額をする補正をお願いをしているということでございます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

一般会計補正予算書の19ページ、塵芥処理費の委託料の件でご質疑がございました。運転指導に係る質疑がございましたけれども、現在進められております宮古島市のリサイクルセンターの建設事業、工場等の建設事業でございますが、この事業費の中に確かに議員ご指摘の試験運転、それから運転指導、これ委託事業者に対する運転指導も含まれてございます。ただ、運転指導を受ける事業者、これから選定するわけですけども、これにつきましては委託期間の中で運転指導を受けるという形になりますので、今回の補正では運転指導を受ける期間も含めて計上したということになっております。

◎農林水産部長（松原清光君）

報告第15号、平成29年度宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての予算書はどこにあるのかという質疑でありますけども、58ページに宮古島市一般会計事故繰越し繰越計算書という形で410万8,000円が翌年度の繰越額という形になっておりますので、これが平成30年の予算書となるということになります。

◎國仲昌二君

確認の意味でもう一回ちょっとお尋ねしますが、一般会計補正予算書ですね、16ページの委託料の1億6,597万1,000円と3ページの債務負担行為補正の1億6,597万1,000円は同額だと。これは前年度に2億円程度の債務負担行為が発生していて、それにプラスするものだというふうな理解でよろしいかどうか。そうすると、16ページですね、1億6,597万1,000円というのは、これは複数年度分の額だということになりますか。その辺がちょっとわかりにくいので、説明をお願いします。

それから、一般会計補正予算書の19ページですけども、これ今答弁を受けますと、現在建設している機械を入れた業者というのは、これ前も一般廃棄物の管理でも私が関連で言ったんですけども、別の業者、別の業者を管理させるという前提でこの予算は計上していて、その管理をするという業者に対して指導をするんですけども、その指導を受ける業者に対しても委託管理費は発生するという事でよろしいかどうかですね、その確認をお願いします。

それから、議案書の58ページの事故繰越しの計算書ですけども、これも要するにこれ以外で予算書で計上されるんじゃないかと、この計算書そのものが予算計上となっていると。いわゆるそこが繰越明許費とは違うということよろしいかどうか、その確認。

3点お願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

まず、一般会計補正予算書16ページの歳出の補正についてでございます。これはここで計上してあります1億6,597万1,000円については、もうあくまでも今年度分ということになります。3ページの債務負担行為については、これに書いてありますとおり、平成31年度から平成32年度の分として1億6,597万1,000円

を計上すると。単純に考えますと2カ年分ですので、これを2倍すべきじゃないかというような考え方は当然だろうかと思いますが、財政との調整の中でですね、当面は今年度と同額の措置をしておきましょうということでこの数字に落ちついているところでございます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

一般会計補正予算の塵芥処理費の委託料に関連してご質疑がございましたけれども、現在進められております宮古島市のリサイクルセンターの建設事業、それと今回補正で計上させていただきましたリサイクルセンターの委託事業に伴う委託料、これはもう別々の事業でございますので、國仲昌二議員が説明したとおりの理解でよろしいかと思えます。

◎財政課長（砂川 朗君）

事故繰越の予算計上の部分でご質疑があったので、お答えいたします。

事故繰越に関しては予算計上で、繰越明許費のように補正予算とかで計上するものではなくて、これは事故繰越計算に基づいてですね、1年ぐらい繰り越されるということで、予算執行上の措置ということで考えていただければいいかと思えます。

それと、平成30年度になりまして、その分は予算区分として現年度分、繰越明許費、事故繰越、この3つに分けられて、予算の執行はそれぞれが分けられますので、ご理解いただきたいと思えます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております35件のうち、日程第3、議案第78号から日程第26、議案第101号までの24件については、お手元にお配りした議案付託表のとおり、各所管委員会に付託します。

なお、議案第78号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いします。

お諮りします。日程第35、諮問第1号から日程第37、諮問第3号までの計3件については、委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後2時35分）

平成 30 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 19 日 (火) 2 日目

(一 般 質 問)

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第2号

平成30年6月19日（火）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成30年6月19日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時27分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	砂 川 辰 夫 〃	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	欠 員
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	大 嶺 弘 明 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	仲宗根 均 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	砂 川 一 弘 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

平成30年6月19日（火）

	<p>「陳情書第3号、『後期高齢者の窓口負担の見直し』にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書」については、お手元に配付した平成30年6月12日付文書、「『後期高齢者の窓口負担の見直し』にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書数字の誤りについて訂正のお願い」のとおり、陳情の趣旨中2行目の数字「平成28年国民生活基礎調査」を「平成26年国民生活基礎調査」に訂正したい旨、提出者から申し入れがあった。</p> <p>なお、同陳情書を付託された文教社会委員会においては、提出者からの申し入れのとおり訂正の上、ご審査をお願いします。</p>
<p>6月15日</p>	<p>下地敏彦市長から「議案第93号、議決内容の一部変更について」の訂正及び同訂正に係る「市長の発言（提案理由の説明）」の訂正の申し出があった。</p>
<p>6月19日</p>	<p>本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、市長から申し出のあった議案第93号の訂正及び同訂正に係る市長の発言（提案理由の説明）の訂正の処理方法について諮問したところ、①議案第93号の訂正は正誤表により処理すること、②議案第93号の訂正は正誤表により処理することと決したことに伴い、同訂正に係る市長の発言（提案理由の説明）についても申し出のとおり訂正すること、と決した。</p> <p>この決定を受け、正誤表を添付の上、①議案第93号の訂正は正誤表により処理する、②議案第93号の訂正は正誤表により処理することと決したことに伴い、同訂正に係る市長の発言（提案理由の説明）についても申し出のとおり訂正する、旨の通知をお手元に配付した。</p> <p>なお、同議案を付託された総務財政委員会においては、訂正後の議案によるご審査をお願いします。</p> <p>また、同委員会では、継続協議していた「沖縄県環境影響評価の一部を改正する条例への要請決議」については、同委員会からは提案しないことと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

一 般 質 問 通 告 書

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
1	<p>8番 我如古 三 雄 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 伊良部南区の長期断水について</p> <p>2. 陸自配備に伴う周辺地域への振興策の支援について</p> <p>3. 上野体育館の建てかえ及び上野陸上競技場の改修について</p> <p>4. サトウキビ種苗施設の宮古島市誘致について</p> <p>5. 肉用牛共同畜舎の整備について</p> <p>6. 学校給食費徴収業務の公金化について</p>	<p>1. 長期断水と今後の安定供給に向けた市長の見解を伺う。</p> <p>2. 断水前における水量の把握について伺う。</p> <p>3. 断水の原因について伺う。</p> <p>4. 日常の機器点検対策について伺う。</p> <p>5. 断水による経済的損失及び商業施設への損害補償について伺う。</p> <p>6. 早急な施設改修の取り組みについて伺う。</p> <p>7. 地元住民の不安解消の処置及び対策について伺う。</p> <p>1. 野原部落会及び千代田部落会が陸自配備計画反対を撤回し容認する姿勢に転じました。市長の見解を伺う。</p> <p>2. 野原部落会及び千代田部落会への地域振興策及び周辺整備等の要請に対する支援について伺う。</p> <p>1. 防衛省の基地周辺対策事業を活用し、上野体育館の建てかえと上野陸上競技場の改修ができないか伺う。</p> <p>1. サトウキビ種苗の確保は喫緊の課題と考えますが、現在の状況について伺う。</p> <p>2. 沖縄県全体生産量の5割を栽培する宮古島市への種苗施設誘致について伺う。</p> <p>1. 肉用牛振興で母牛の増頭や畜舎増設の資金繰りに苦慮する小規模農家を支援するためにも、共同畜舎の整備は重要と考えます。市長の見解を伺う。</p> <p>2. 事業化に向けた取り組みについて伺う。</p> <p>1. 学校給食費徴収業務を学校から市に移行し、給食費を公金化とすることは全国的な流れであり、教師たちの長時間勤務</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>7. 県道平良新里線（通称シュレーダー通り）の街灯設置について</p> <p>8. 伊良部島への案内標識の整備について</p> <p>9. スカイマーク宮古便の再就航について</p> <p>10. エコアイランド宮古島再宣言について</p>	<p>や多忙感を解消し負担軽減を図る上からも必要と考えます。教育長の見解を伺う。</p> <p>2. 公金化に移行するに伴う一般会計への組み入れ、条例、納付システムの変更等進捗状況について伺う。</p> <p>1. 県道平良新里線における街灯が間引きされ、夜間の通行に支障がある。以前と同様に設置できないか伺う。</p> <p>2. 街路樹が高く照明を妨げている。適切な管理ができないか伺う。</p> <p>1. 宮古空港から伊良部島への誘導案内標識が皆無である現状を当局は把握、認識しているか伺う。</p> <p>2. 早急な対策が望まれます。今後の対応について伺う。</p> <p>1. スカイマークの運航再開を求める地元住民の声が強い。運航再開について伺う。</p> <p>2. 宮古空港、下地島空港とも路線の候補に挙がっていると聞くが、現状について伺う。</p> <p>1. エコアイランド宮古島再宣言の目的、背景について伺う。</p> <p>2. エコアイランド宮古島の推進に関する条例に関する計画について伺う。</p> <p>3. 今回の再宣言における目標数値について伺う。</p> <p>4. 環境モデル都市をもっと広く市民を初め、島内外に啓蒙、発信すべきと考えます。今後の取り組みについて伺う。</p>
2	<p>1番 新里 匠 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】</p>	<p>1. 水道行政について</p> <p>2. 総務行政について</p>	<p>1. 伊良部南区の断水について</p> <p>①断水が起こった原因を伺う。</p> <p>②断水を解消するために行った処置を伺う。</p> <p>③今後の対応について伺う。</p> <p>1. 危機管理時の体制について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
	演壇及び質問席	<p>3. 観光行政について</p> <p>4. 港湾行政について</p> <p>5. 道路行政について</p> <p>6. 財政について</p>	<p>①市の災害時の体制について伺う。</p> <p>2. 財産の管理方法について</p> <p>①車両の管理について伺う。</p> <p>②施設の長寿命化について伺う。</p> <p>1. 観光資源の保護について</p> <p>①観光資源の考え方を伺う。</p> <p>②観光資源保護条例等の設置について伺う。</p> <p>③佐良浜地区の観光業者向け浮棧橋の設置に対する県への働きかけはできないか伺う。</p> <p>1. 港湾施設の管理について</p> <p>①駐車場の確保について伺う。</p> <p>②全般的な施設の利用マニュアルについて伺う。</p> <p>1. 道路整備状況について</p> <p>①トラック組合前から空港方面への道路整備について伺う。</p> <p>1. 一般財源について</p> <p>①一般財源の確保と運営についての考え方を伺う。</p> <p>ア. 現在の一般財源の原資は何か。</p> <p>イ. これからの財源確保の展望について市有地の評価価値を上げることによる財源確保は考えていないか伺う。</p>
3	<p>9番 前里光健君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例について</p> <p>①平成30年第3回沖縄県議会において「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」（以下、新条例）が賛成多数で可決されております。新条例では、これまで対象とされていた事業に「土地の造成を伴う事業」を追加し、その施行規則に土地の造成を伴う事業</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>2. 教育行政について</p> <p>3. ICT教育について</p>	<p>の規模要件「施行区域20ヘクタール以上であるものに限る」を追加するものです。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」を平成30年10月1日に全面施行させるとのことだが、本市への影響について伺う。</p> <p>イ. 本市の観光産業整備開発事業へ影響が及ぶ可能性が考えられるが、当局の今後の対応について伺う。</p> <p>1. 小中学校へのクーラー設置について</p> <p>①議案第78号、宮古島市一般会計補正予算（第2号）で空調施設工事実施計画委託業務費として、小学校分で2,004万円、中学校分で864万円、幼稚園分で192万円が計上されている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 実施設計に伴い、設置の優先順位について伺う。</p> <p>イ. 今年度、実施設計を進めていくが、設置完了までのスケジュールについて伺う。</p> <p>2. 学校現場の働き方改革について</p> <p>①多様化する児童生徒への生活指導や保護者の対応、部活動指導、授業準備など、先生方の業務負担過多が常に問題となっている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 学校現場における働き方改革に向けて、どのような取り組みを行っているかについて伺う。</p> <p>1. 「次世代学校ICT環境の整備に向けた実証」事業について</p> <p>①宮古島市のICT教育への取り組みは、他府県と比べても進んでいる状況であると聞いている。過去には、「フ</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>4. 高等教育機関設置について</p>	<p>ューチャースクール推進事業」と「ドリームスクール実証事業」という事業に参加し、成果が上がっている。本年度から進められている総務省主催の「次世代学校ICT環境の整備に向けた実証」に久松小学校、久松中学校、下地小学校、下地中学校が実証団体候補として選定され、事業が進められている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 久松小学校、久松中学校、下地小学校、下地中学校で実施されている国の実証事業「次世代学校ICT環境の整備に向けた実証」の狙いや概要について伺う。</p> <p>イ. 本事業実施に当たり、市の事業費負担はあるのか。また、負担がある場合、事業費の額について伺う。</p> <p>ウ. 「次世代学校ICT環境の整備に向けた実証」において、学校ではどのような授業が進められているのかについて伺う。</p> <p>2. ICT教育推進に向けた体制について</p> <p>①国の実証事業実施時には、ICT支援員のほかに企業からのサポートも入っていた状況にもかかわらず、現場の先生方は大変だったと聞いた。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 今後、ICT教育の導入をスムーズに行っていくためのサポート体制は、現在、どのようになっているか伺う。</p> <p>イ. ICT支援員増員、強化について伺う。</p> <p>1. 実現性の検証に向けた取り組みについて</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		5. 福祉行政について	<p>①宮古島市は平成28年度に高等教育機関設置実現に向けて取り組みを開始し、現在まで至っている。これまで、全国にある既存の高等教育機関に対する設置意向調査、宮古島市の生徒、保護者を対象としたアンケート調査の実施、市内の高等学校や経済界への聞き取りによる設置ニーズ調査、設置検討委員会による検討などを進めてきた。</p> <p>前回、3月定例会において実現性の検証に向けた必要な取り組み事項を伺ったところ、最も重要な条件として地域と高等教育機関の協働に関する施策が上げられたとの答弁だった。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 地域と高等教育機関の協働に関する具体的な施策について伺う。</p> <p>2. 設置実現に向けた取り組みについて</p> <p>①報告書の設置実現に向けたステップとして、今年度は地域の意思としての高等教育機関のあり方の整理とあり、具体的には設置意向サウンディングを踏まえた追加インタビューによる設置意向法人の実態、設置条件などの調査とある。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 設置意向法人に対して宮古島市側から何かしらの具体的な提案をしているのかについて伺う。</p> <p>1. 宮古島での国家資格取得について</p> <p>①3月定例会において、介護福祉従事者に係る試験の受験及び研修の受講を本市でも行えるよう県に対し要請していくとの答弁であった。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 介護関係の試験や研修の宮古島開</p>

順位	発言者	発言事項	要 旨
		<p>6. 住宅宿泊事業法（民泊新法）について</p>	<p>催について要請を行ったかについて 伺う。</p> <p>イ. 本市の介護福祉従事者の実態把握 を行うことが重要だと考えるが、当 局の見解を伺う。</p> <p>1. 住宅宿泊事業法（民泊新法）について</p> <p>①住宅での民泊サービスについて規定さ れた法律「住宅宿泊事業法」、いわゆ る民泊新法が6月15日より施行され た。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 新たに制定された民泊新法の概要 と、本法律が宮古島市に与える影響 について伺う。</p> <p>2. 教育民泊と部屋貸し民泊の差別化につ いて</p> <p>①本市は教育民泊に取り組んでいる地 域、団体がある。民家の簡易宿所営業 許可の取得推進や研修会、勉強会を重 ね、安全、安心に修学旅行生や観光客 を受け入れる環境整備と地域住民との 交流や1次産業を体験することができる 質の高い民泊に取り組んでいる。ま た、その一方A i r b n bなどに代表 される家主不在型の部屋貸し民泊が本 市においても広がりを見せている。最 近ではアパートの借用人が旅行者に部 屋を貸し、家賃と宿泊料の差額でもう ける状況も起きていと聞いている。 以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 宮古島市の観光産業や地域活性化 の一端を担ってきた教育民泊と部屋 貸し民泊の差別化について検討され ているかについて伺う。</p> <p>イ. 民泊新法施行により、民泊への新 規参入がしやすくなるが、それゆえ</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>7. 旧宮島小学校後利用について</p> <p>8. 道路行政について</p>	<p>に安全性や質の低下が懸念される。安心、安全な民泊事業が推進される環境整備のために、本市としてルールを定めることなどを検討しているかについて伺う。</p> <p>1. 計画の進捗状況について</p> <p>①全国においても後利用が問題になっている。本市においては旧宮島小学校の後利用が進んでいる。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 利用計画の内容について伺う。</p> <p>イ. 計画の進捗状況について伺う。</p> <p>ウ. 本計画が着実に進行していると考えるが、スムーズに進んでいる理由について当局の見解を伺う。</p> <p>1. 地盛3号線の拡幅工事計画について</p> <p>①地盛3号線は近年、交通量が増加傾向にあり、空港に抜ける道路との交差点ではたびたび事故が発生しており危険な状況である。平成27年度に地盛自治会から市長に要請を行っている。以上を踏まえて伺う。</p> <p>ア. 地盛3号線の拡幅工事計画の有無について伺う。</p>
4	<p>4番 島尻誠君</p> <p>【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 環境行政について</p> <p>2. 環境整備事業について</p>	<p>1. 伊良部南区の断水問題について</p> <p>4月27日深夜から起こった伊良部南区の断水問題は、地域住民や観光産業に大きな被害と損失をもたらした。これまで断水によって確認された伊良部南区の被害状況、及びこの断水の原因とされる伊良部国仲の送水池に設置されていたボールタップの破損状況、また破損の原因について説明を求めます。</p> <p>1. 地下水保全について</p> <p>沖縄県長期水需給計画によれば、「平</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 農林水産業について</p>	<p>成30年において日最大給水量が不足する」との推測が示されている中、およそ10年越しに起こるとされる大渇水年への対応として新たな水源地の確保がなされており、今後伸び行く水需要には十分に対応できる、とのさきの定例会での答弁をお聞きしました。</p> <p>①昨年調査された白川田水源流域付近の調査から流域界の位置が海岸側へわずかに移動した、とした調査結果報告がある。この調査結果に流域界でどういった状況変化が考えられるか。</p> <p>②平成28年の最大給水可能量、3万3,400立方メートルと平成29年の実績と比較し水の使用量に変化はあるか。</p> <p>1. 地下水保全につなげる農業への転換について</p> <p>宮古島市の農業は多肥の化学肥料の使用により本来持つ地力の低下が懸念される。先日、宮崎県綾町が取り組む自然生態系農業への取り組みを通しての視察研修を行いました。今こそ有機農業へのきっかけにするよう堆肥生産工場の設置の検討を願いたい。</p> <p>①各農家から排出される牛ふんやその他家畜の堆肥と製糖工場から出るサトウキビ搾りかすのバカスの再利用により原料確保。</p> <p>②堆肥工場は、宮古島全体の圃場を賄うほどの堆肥集積場の確保が必要であるため、現在ある未使用の堆肥舎設備利用及び施設の増設。</p> <p>③生産された有機肥料の使用により、有機農業の低コスト栽培が可能になり化学肥料や農薬等の使用控えや減農薬が</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 教育行政について</p>	<p>可能になる。</p> <p>④その結果、増収増益につながる循環型有機農業の展開が構築され地下水保全へとつながる。</p> <p>2. 繁殖肉用牛増頭に向けた振興策について</p> <p>近年の子牛販売価格の高騰などを受け素牛となる繁殖雌牛の導入価格も高どまりの状況である。今年度の畜産農家への繁殖雌牛導入助成額として2,600万円が計上されているが、農家1戸割りの計算だと3万円ほどにしかならない。こうした状況の中での宮古和牛改良組合が推進する繁殖雌牛2割増頭の事業計画は達成できかねる。宮古島市主導での検討会議の開催を計画していただきたい。</p> <p>3. 宮古肥育牛の増産に向けた取り組みについて</p> <p>宮古牛ブランド化は宮古和牛改良組合組織一丸となって取り組み強化に全力を挙げています。宮古を訪れる観光客の増加を見込んでか島内において焼き肉店の出店が増加傾向にある中、消費される肉の需要に供給が追いついていないのが現状です。ブランド牛確立を視野に肥育素牛の増産に向けた取り組み、検討会議を開催していただきたい。</p> <p>4. 伊良部地区土地改良事業について</p> <p>現在、団体営で進めている土地区画整理、農山漁村活性化対策事業で南上原地区の平成29年度事業実績、平成30年度の換地処分の手当面積をお聞かせください。</p> <p>1. 伊良部高校の存続について</p> <p>現在、伊良部地区では新しいホテルの</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>5. 福祉行政について</p> <p>6. ふるさと納税について</p>	<p>建設や、下地島空港の利活用など今後大きく伸び行く地域として注目を浴びていることは言うまでもありませんが、そんな中、島で唯一の高校の存続が危機的状況にある。宮古島市としてこの問題をどう捉えているか伺う。</p> <p>2. 伊良部地区小中一貫校建設に伴う用地取得について</p> <p>伊良部小中一貫校建設工事に係る用地の時効取得については去る3月15日に初公判が行われ、相手側は全面的に争う姿勢であるとのことご答弁でした。その後の経緯を伺う。</p> <p>3. 狩俣中学校グラウンド整備改修について</p> <p>狩俣中学校グラウンドトラック部分に段差やでこぼこが生じ支障が生じている。改修は可能か。</p> <p>1. 障害を持った方々の支援について</p> <p>車椅子や介護を必要とする方々の支援としてさまざまなサポート支援がありますが、介護タクシーや、聾者を支援する手話、視覚障害者の方をサポートする盲導犬だったりさまざまです。</p> <p>①介護を必要とする方の生活支援は介護度により違ってはいますが、体調の急変など緊急事態が起きた際、通所、あるいは医療機関などとの連携構築はできているか。</p> <p>②家族と離れ施設に入居していると施設内での生活環境が把握できない場合がある。特に問題が起きた際の緊急マニュアルの策定、対策はできているか。</p> <p>1. ふるさと納税について</p> <p>①ふるさと納税返礼品はどういった商品</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		7. 市政運営について	<p>があるか。</p> <p>②委託される業者の選定はどのように決定しているか。</p> <p>③業者との契約方法は。</p> <p>1. 新ごみ焼却炉施設整備に係る土地の造成工事について</p> <p>さきの宮古島市の新ごみ焼却施設整備事業に係る土地の造成工事において、国庫補助金が過大交付され会計検査院からの指摘を受けた契約については、さきの3月定例会で補助金の返還になるとの当局によるご答弁がありました。その後の経緯を伺う。</p> <p>2. 保良鉦山への弾薬庫配備予定地について</p> <p>①保良地区で地下ダム建設計画がされていると聞くが、具体的な位置情報、設置年度、供用開始などの情報提供提示。</p> <p>②現在保良鉦山からの採石は行われているか。</p> <p>3. 千代田地区自衛隊配備建設工事に伴う動植物体について</p> <p>防衛省が進める千代田へのミサイル基地、駐屯地建設現場において昨年行った動植物の移植について採取した個体の現況写真の報告、移植先の場所がわかる図面等の提出を求める。</p>
5	<p>6番 下地信広君</p> <p>【質問方式】 一括質問方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. 上水道行政について</p> <p>2. 福祉行政について</p>	<p>1. 伊良部地区（南区）の断水についてお伺いいたします。</p> <p>①ボールタップについて</p> <p>②配水管について</p> <p>③配水池について</p> <p>④改善策について</p> <p>⑤補償対応等について</p> <p>1. 重度障害者を自宅から病院等に送迎す</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		3. 居宅介護支援事業について 4. 健康長寿の取り組みについて 5. 道路行政について 6. 観光産業について 7. 放置車両について	る場合、ストレッチャー付きの車両の利用制度について 1. 居宅介護支援事業所は何件あるのか？ 2. 質の高いケアプランに対する加算の創設について 1. 伊良部地区にウエートトレーニング室の設置について 2. 学びの森公園の鉄棒設置について 1. 市道伊良部1号線、6号線の補修、舗装について 1. 観光客の増加に伴うごみや市内道路の歩きたばこ等マナーの周知について 1. 宮古島市多目的前福運動場の駐車場に放置されている車両の撤去について
6	20番 山里雅彦君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 市長の政治姿勢について 2. 観光行政について 3. 観光、文化交流事業について	1. 幼児教育、保育の無償化について 2. 総合庁舎建設事業について ①庁舎建設用地の取得状況について 1. 第2次宮古島市観光振興基本計画について ①事業概要と取り組み状況について 2. みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会について ①同委員会設立の理由と事業説明について 3. 遊漁船、漁船等の係留施設について ①施設の整備計画について 4. 砂山ビーチについて ①駐車場整備について ②トイレ、シャワー室整備について (※観光客増加に見合う取り組み、受け入れ態勢、整備が必要) 1. 第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019、世界無形文化の祭典開催について ①第1回宮古島国際文化交流フェスティ

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 水産行政について</p> <p>5. 地域振興について</p>	<p>バル2019の開催趣旨について</p> <p>②第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019の開催日程、内容について</p> <p>③第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019の開催において、宮古島市の立場について</p> <p>④国際文化交流フェスティバル事業が、宮古島市で開催される理由について</p> <p>1. 真謝漁港整備について</p> <p>①浮棧橋の設置について</p> <p>②海神祭で使用するサバニ（爬竜船）の保管場所、東屋整備について</p> <p>1. 伊良部南区断水について</p> <p>①断水原因と対応について</p> <p>②伊良部南区商業施設の損害賠償とその対応について</p> <p>2. 福山農村研修センター施設設備について</p> <p>①トイレ、天井等の整備について</p>
7	<p>15番</p> <p>下地勇徳君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市長の政治姿勢について</p> <p>2. 上下水道行政について</p> <p>3. 道路行政について</p> <p>4. 農業行政について</p>	<p>1. 観光地等の転落防止柵等について</p> <p>2. 砂山ビーチの里道、展望台について</p> <p>1. ホテル等の水の使用量について</p> <p>2. ホテル等の水の使用量の確認について</p> <p>3. 施設等の見回り、点検はどのように行っているのか。</p> <p>4. 今後IoTの使用は考えないのか。</p> <p>1. 下崎西原線について地権者との進捗状況について</p> <p>2. 下崎西原線の街灯について</p> <p>3. 砂山駐車場近くのパーラー車付近の土地使用について</p> <p>4. 添道1号線と宮古島市総合体育館前の道路が交わる交差点の街路樹について</p> <p>1. 成川地区農業用排水路について</p> <p>2. 農地圃場整備後の補修工事について</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>3. 道路行政について</p> <p>4. 農業振興について</p> <p>5. 福祉行政について</p> <p>6. 教育行政について</p>	<p>します。</p> <p>①「みなとまち」の現時点での整備計画及び工程（期間）と財源についてお伺いします。</p> <p>3. 国際クルーズバース及び国際旅客ターミナル等建設の進捗状況と計画についてお伺いします。</p> <p>1. 盛加1号線の道路拡幅整備について</p> <p>1. サトウキビの株出し栽培について</p> <p>①株出し栽培は、収穫面積の全体の何%かお伺いします。</p> <p>②株出し栽培管理機を購入する際、市が申請を受け付けた件数と普及台数を教えてください。</p> <p>③株出し栽培管理機は、栽培面積（利用したい農家）に対しての普及率はどのくらいですか。お聞かせください。</p> <p>1. 人口減少と少子化対策について</p> <p>①市の現況と今後の対策についてお伺いします。</p> <p>1. 城辺地区統合中学校（仮称）の進捗状況と今後の計画について</p> <p>2. 校区外への通学について</p> <p>①市の校区外通学状況及び理由についてお伺いします。</p> <p>②校区外通学に対する規定等はあるのか。お伺いします。</p>
10	<p>17番 上地廣敏君</p> <p>【質問方式】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 高等教育機関の設置についての取り組みはいかに。</p> <p>2. 下地島空港の開港供用開始時期は。</p> <p>3. 上記の供用開始に伴う2次交通の整備について</p> <p>4. 法定外目的税の制度設計と導入年度は。</p> <p>5. バイオエタノール生産施設の利活用計</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		2. 農業の振興について 3. 教育行政について	画について 1. 下地竹アラ地区の整備事業の採択について 2. マンゴー等果樹の苗木生産計画について 1. 学校給食における地産地消について(平成28年度、平成29年度) ①農産物、水産物の上位5品目の消費量と比率はどうか。 2. 城辺、下地、上野の給食共同調理場の統廃合について(時期及び場所は) 3. 市指定文化財の管理状況と指定箇所数について
11	7番 砂川辰夫君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. 保良、東平安名崎の周辺整備について 2. 畜産振興について	1. 岬周辺の環境美化と植栽について、天の梅ゾーン、天然記念物ゾーンの区分等、すみ分けを整理し、テッポウユリの群生ゾーンができないか。 2. 保良漁港(ユドゥマリヤ)のしゅんせつ工事について 3. 漁船引き揚げ用巻き上げ機の設置について 4. 東側防波堤の延長設置について 5. 冷凍庫及び保冷库の設置について 1. 宮古島市の増頭計画及び取り組みについて伺いたい。 2. 担い手事業の進捗状況及び取り組みについて 3. 下地島空港周辺用地の計画について ①商工ゾーン、観光ゾーン及び農用地ゾーンの区分け計画と進捗状況について ②草地の計画はあるか。 4. 宮古島市山羊生産流通組合の設立運営状況について
12	23番 濱元雅浩君	1. 市政運営について	1. みなとまち宮古再生プロジェクトについて

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
	<p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>		<p>①検討委員会、幹事会、作業部会の開催スケジュール</p> <p>②調査、検討内容について</p> <p>③官民一体の港湾整備事業の内容について</p> <p>2. 観光地、観光施設の整備及び管理運営について</p> <p>①海岸管理条例の進捗状況について</p> <p>②ジオパーク、ジオツーリズムについて</p> <p>③ドローン飛行制限の有無について</p> <p>④観光地の有料化について</p> <p>3. バイオエタノール製造施設について</p> <p>①指定管理契約について</p> <p>②給食センターのボイラーについて</p> <p>③運用見込みについて</p> <p>④施設解体費について</p> <p>4. スポーツ施設の運用について</p> <p>①児童生徒の利用時間について</p> <p>②前福多目的広場の運用について</p> <p>5. 誘殺灯について</p> <p>6. 介護保険料金について</p> <p>①高額な理由について</p> <p>②今後の推移について</p> <p>7. 領収書発行について</p> <p>①市税の銀行引き落としに対する領収書発行</p> <p>②リサイクルセンターでの領収書発行について</p>
13	<p>11番 高 吉 幸 光 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	<p>1. トライアスロンについて</p> <p>2. 宮古島市山羊生産流通組合について</p>	<p>1. スイムコースが周回コースになったが、選手の評価は？</p> <p>2. 開会式での巨大ケーキがなかったことを残念がる選手が多かったが、復活できないか？</p> <p>1. 本年3月27日に組合が設立された。宮古島市には約600頭のヤギが飼育されて</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>いるとのこと。</p> <p>①生産農家の先進地視察やブランド化としての仕組みをどうつくっていくか？</p> <p>②精肉だけではなくヤギミルクやチーズなどの加工や6次化の展開も考慮し、県との連携が必要では？</p> <p>③ヤギ専門の獣医がいない現状をどう考えるか？</p>
		3. 消防行政について	<p>1. 宮古島市の消防団が災害出動時に帽子で活動しているのが危険なのでヘルメットを用意してほしい旨の要望の相談を受けた。全員分が理想だが、団員の安全確保のために整備できないか？</p> <p>2. 小中学校等へのAEDの整備は進みつつあるが、幼稚園や保育園（認可外含む）への配置状況は？</p>
		4. 宮古馬の保存について	<p>1. 2015年6月定例会で保存活動に対して一般質問した。その中で雄馬を選別し払い下げる旨の答弁をいただいた。</p> <p>また、昨年12月の県議会で亀濱玲子県議が窮状について質問し平敷昭人教育長は「宮古馬を適切に保存していくには、委託している飼育者や保存会と県教育委員会との連携が重要になる。現地に出向いて聞き取り調査などを進め、保存に向けた情報収集に努めたい」と答弁されている。</p> <p>①宮古島市からだけでなく沖縄県も宮古馬保存の補助金を出すように働きかけをすべきではないか？</p> <p>②今後整備を予定している県営公園に宮古馬の放牧スペースを設けるようにしてはどうか？</p>
		5. 高齢者の居場所づくり	<p>1. 神屋地区でNPO法人を営む方から平一学区、北学区は公民館等地域住民が日</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>6. 子供の居場所づくりについて</p>	<p>常に利用できる集会所がない。そのため、部屋を借りて運営をしている。</p> <p>①介護保険の制度が変わり参加者が激増しているが介護予防事業「いきいき百歳体操」に使う椅子が不足している。市から15脚支給されているが、70名以上の参加者がおり不足している。支援できないか？</p> <p>1. さきのNPO団体が「放課後児童クラブ」を開設しようとしている。</p> <p>これは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全、安心して過ごし多様な体験、活動を行うことができるような制度です。</p> <p>①宮古島市は「子ども・子育て支援事業計画 太陽の子・もやいプラン」の中に「放課後子ども総合プランにかかる事項」として事業計画されているが、その中で平成31年度までに「放課後児童クラブ」の整備をしなければいけないが、宮古島市の進捗状況は？</p>
14	<p>14番 上 里 樹 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 県民投票について</p> <p>2. 宮古島市職員人事について</p> <p>3. 福祉行政について</p>	<p>1. 県民投票について</p> <p>①市民運動として、辺野古新基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例の制定を求める沖縄県条例制定請求署名が進められています。市長の県民投票についての見解を伺います。</p> <p>1. 人事異動について</p> <p>①人事異動について、「異動率50%」の新聞報道がありました。正規職員が全て異動した課もあると言われていますが、人事異動の基準はありますか。</p> <p>1. 国民健康保険について</p> <p>①2017年国保加入世帯数と世帯平均所</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		4. 教育行政について	<p>得、収納率、滞納世帯数、差し押さえ件数はどのようになっていますか。</p> <p>②国保は、国民皆保険制度を支えるための制度です。高過ぎる保険税が住民の暮らしを苦しめています。これ以上の国保税の負担は限界です。法定外繰り入れを継続して負担を軽減すべきです。見解を伺います。</p> <p>③子育て支援策として均等割の減免を実施すべきです。見解を伺います。</p> <p>2. 介護保険について</p> <p>①過去3年間の滞納件数の推移はどのようになっていますか。</p> <p>②4月から介護保険料が引き上げられました。介護保険法が改正され、そのうちの一部が実施されています。保険料と利用料の負担軽減を実施すべきです。見解を伺います。</p> <p>1. 就学援助について</p> <p>①新中学1年生に対する入学準備金の前倒し支給について、申請件数はどのようになっていますか。</p> <p>②小学校入学生への入学準備金前倒し支給に向けての取り組みの状況はどうなっていますか。</p> <p>2. 伊良部地区小中一貫校について</p> <p>①伊良部地区小中一貫校校舎建設工事の進捗率はどのようになっていますか。</p> <p>②伊良部地区小中一貫校の所有権移転について、地主は、土地の「売り渡し書」と「土地譲渡承諾書」が存在するのに、どのような理由で土地の買い取りを主張しているのですか。</p> <p>③所有権移転を完了していない残りの2筆について、地主が死亡しており、遺</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		5. 水道行政について	<p>族の調査中とのことでしたが、その後の取り組みの状況はどのようになっていますか。</p> <p>3. 小中学校へのクーラー設置について</p> <p>①小中学校へのクーラー設置が1年先送りになったことについて</p> <p>1. 伊良部地区の断水について</p> <p>①断水の原因は何ですか。</p> <p>②ボールタップを使用している配水池は伊良部地区以外にありますか。</p> <p>③国仲配水池の建てかえ計画はどうなっていますか。</p> <p>④廃止された伊良部地区の水源を予備水源として確保すべきです。見解を伺います。</p> <p>⑤給水について、飲料水と生活用水はどのように対応しましたか。今回の教訓を生かして給水車の確保が必要です。見解を伺います。</p> <p>2. 今後の水需要の増大と渇水対策について</p> <p>①水需要の増大に伴い新たな水源の確保と浄水場の増設が必要と考えます。見解を伺います。</p> <p>②老朽化した配管の取りかえ、耐震化の計画はどのようになっていますか。</p> <p>③千代田の陸自基地建設工事で大量の水道水が使われています。水道の供給開始はいつから行い、これまでの使用水量はどうなっていますか。また、新たに工事現場の近くで作業員宿舎が建設されていますが、水道の供給開始はいつを予定し、使用水量の見込みはどのようになっていますか。</p> <p>④同建設工事で散水車等が入り出てい</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>6. 陸自配備について</p> <p>7. 川満漁港遊歩道について</p>	<p>ます。地下水を採取した事業所から水を購入しているという証言もあります。渇水で市長が節水を呼びかけるときに基地建設現場は水の使い放題です。その件に関して見解を伺います。また、地下水を採取することを許可された事業所が採取した水を売るとは地下水保全条例に違反すると考えます。見解を伺います。</p> <p>1. 千代田地域の陸自基地建設と保良地域の陸自基地建設について</p> <p>①市長は、なぜ千代田地域での基地建設を認めたのか、保良地域での基地建設についてどう考えるのか説明責任を果たしていません。市民に説明をすべきです。見解を伺います。</p> <p>1. 川満漁港遊歩道事故について</p> <p>①事故の再発防止に向けた取り組みと、木製遊歩道の復旧について</p>
15	<p>3番</p> <p>仲里 タカ子 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 水道行政について</p> <p>2. ごみの減量化への取り組みについて</p>	<p>1. 水道行政について</p> <p>①伊良部南区での断水は、施設の器具のふぐあいが主な原因とのことだが、国仲配水池と同様な施設がほかにどのくらいあるか伺う。</p> <p>②水道水源、地下水の水量について伺う。</p> <p>③来間の水道の水圧について伺う。</p> <p>④地下水調査について伺う。</p> <p>1. ごみの減量化、リサイクルについて</p> <p>①ごみの減量化は進んでいるか、伺う。</p> <p>②瓶の回収方法について伺う。</p> <p>③生ごみの回収について伺う。</p> <p>④啓発の取り組みについて伺う。</p> <p>⑤ごみ分別回収カレンダーについて伺う。</p> <p>⑥事業系ごみの回収について伺う。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 施設の管理、修繕について</p> <p>4. 教育行政について</p> <p>5. 生活困窮者自立支援と各課連携について</p> <p>6. 宮古島への陸上自衛隊駐屯地配備について</p>	<p>⑦最終処分場について伺う。</p> <p>⑧最終処分場の管理について伺う。</p> <p>⑨汚泥処理センター、施設整備について伺う。</p> <p>1. 市が整備した公園、施設の管理、点検を一元化して行う仕組みはつくれないか、伺う。 (例えば、施設管理課とか公園管理課など)</p> <p>1. 宮原小学校の後利用について伺う。</p> <p>2. 適応指導教室の環境整備について伺う。</p> <p>3. 伊良部高校の存続について伺う。</p> <p>1. 生活困窮者自立支援制度の所管課である福祉政策課と各課（国民健康保険課、市民生活課、納税課、都市計画課、水道会計課）との連携について伺う。</p> <p>1. 市民団体から、宮古島市主催の説明会を求める要請を受けて、市長は議会ですら対応しているから必要ないと一蹴しました。 議会での答弁は「市民は私を選んだから、納得していると思う」または「防衛省に説明させる」というもので、とても丁寧とは言えません。 そこで、市長とどのような認識のそごがあるか知りたいと考え、市長にお伺いします。</p> <p>①陸上自衛隊は有事を想定して宮古島に駐屯地をつくるのではなく、災害支援のためとお考えですか？お伺いします。</p> <p>②地对艦、地对空ミサイルが7基配備されるそうです。市長は説明を受けていますか？伺います。</p> <p>③そのミサイルは有事の際、逆探知され</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
			<p>ないためにミサイル発射後は即時移動して隠れて、次の攻撃に備えるそうです。このことについて防衛省から説明を受けていますか？伺います。</p> <p>④隠れないとならないとすると、今後、さらに軍事用の敷地を確保して、防空ごうをつくる計画がされるのではないですか？その計画について説明や打診がありますか？伺います。</p> <p>⑤有事はいつやってくるかわかりません。そのために、常に訓練が大切です。もちろん、宮古島での配備ですから、宮古島で訓練するのではないですか？伺います。</p> <p>⑥軍事車両が訓練を行う際、市街地の例えば城辺の一周線あたりで行うとして、一般車両は交通規制を受けるのはありませんか？その際市長に要請があれば、「国策」に沿って承諾せざるを得ないですか？伺います。</p> <p>⑦今、千代田で着々と駐屯地を造成中です。千代田にミサイル車両を置くが弾頭は置かない、という防衛省の説明がありました。しかし、どのような経緯で弾頭が装備されるのか、説明はありません。駐屯地が置かれ、金網の向こうで何が起こるのか、市民は知るすべがない。「軍事機密」だから。市長はどう考えますか？伺います。</p> <p>⑧保良鉦山へ弾薬庫の配備について、防衛省の説明を聞きました。集落まで200メートルの位置に軍事用の弾薬庫をつくらないと、保良の住民は反対決議を上げています。安全のために万全を尽くす、と説明されても「弾薬庫」</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>と共存することを望む人がいるでしょうか？市長の考えを伺います。</p> <p>⑨一度、この島に置かれた弾薬庫が未来に撤去されるという可能性はほとんどないと思いますが、市長のお考えは？伺います。</p> <p>⑩爆発したら、どれほどの命が犠牲になるかもわからない危険な弾薬をこの島に持ち込むことに、市長は賛成ですか？それとも、判断を国に任せるのですか？お伺いします。</p> <p>⑪有事を想定して自衛隊員は戦う訓練を行う。それが任務です。では私たち市民は有事の際を想定して、避難の訓練を行わないとならないのではありませんか？今後そのような想定訓練が行われますか？伺います。</p> <p>⑫有事の際、自衛隊は戦うのが任務、市民への対応は行政が責任を持つ。国民保護計画を行政が策定しているはずだと防衛省は説明していますが、離島の宮古島で有事の際どのような対策が考えられますか？伺います。</p>
16	<p>10番 狩 俣 政 作 君</p> <p>【質問方式】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 教育行政について</p> <p>2. 道路行政について</p> <p>3. 観光行政について</p>	<p>1. 空調設備の進捗状況について</p> <p>2. 教育環境整備について</p> <p>3. 学力向上について</p> <p>4. 一括交付金を活用しての楽器購入について</p> <p>5. スポーツ、多目的施設について</p> <p>1. 押しボタン式の信号機設置について</p> <p>2. 市内の街灯について</p> <p>3. 観光客増加に伴う道路拡張について</p> <p>4. 悪臭を放つ排水路について</p> <p>1. 第1回宮古島国際文化交流フェスティバルについて</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		4. 防災、防犯について 5. 福祉行政について 6. 環境行政について	1. 各小中学校周辺の街灯について 2. 防災、減災について 1. ストレッチャー渡航費について 1. 不法投棄残存ごみについて
17	2番 平 百合香 君 【質問方式】 一問一答方式 【質問場所】 質問席のみ	1. ブックスタート事業について 2. 本市において複数の部署が連携し取り組んでいる事業について 3. はしか予防接種について	1. 2013年6月定例会で高吉幸光議員が質問されたが、 ①その後の進捗状況を教えてください。 ②何がネックになっているのか教えてください。 2. ブックスタート事業について、県内他市町村がどのような取り組みをしているのか。それについての当局の見解を教えてください。 3. 宮古島市のブックスタートの現状と提案 1. 他市町村では複数の部署が連携をとって取り組んでいると聞いています。本市においても複数の部署が連携し取り組んでいる事業はありますか？ 1. 沖縄県において4月から出されていたはしか流行異常事態宣言が先日、やっと終息宣言を迎えました。 ①宮古島市におけるMRワクチン接種（第1期、第2期）の状況を教えてください。 ②医療機関では一般的に第2期の接種率が95%を超えているとその地域での感染の蔓延を防ぐことができると言われています。本市の第2期接種の接種率を上げるためにどのような取り組みがされているか。 ③はしか異常事態宣言が出されている間に宮古で罹患した患者は何名でしたか？ 2. 本市では4月6日に6カ月から12カ月

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>4. 病児保育と病後児保育について</p> <p>5. 沖縄県豆記者交歓事業について</p>	<p>未満の乳幼児に対する予防接種費用を県からの補助金で6月末まで全額負担することを発表されました。</p> <p>①何名が接種したのか教えてください。</p> <p>②本市では6カ月から12カ月未満の乳幼児のみでしたが、他市町村ではどのような対応をとっていましたか？</p> <p>③県からの補助金の内容と成人への補助金を使った予防接種を行った地域があったかどうか教えてください。</p> <p>④宮古島市での成人に対する予防接種の現状を教えてください。</p> <p>1. 宮古島市の病児、病後児保育の現状について</p> <p>①市には病児、病後児保育施設は何カ所あるのか？利用料、定員を教えてください。</p> <p>②どのような病気に対応しているのか、はしかにも対応できるのか？</p> <p>③利用状況（利用者数の推移、年平均）を教えてください。</p> <p>④今後増設の予定は？</p> <p>1. 57年も続く沖縄県豆記者交歓会事業の発端は宮古島市の平良中学校ですが、</p> <p>①宮古島市はこの事業に対してどういう認識をされていますか？</p> <p>②主催は沖縄県豆記者交歓会ですが、後援に那覇市教育委員会、浦添市教育委員会が入っています。宮古島市の教育委員会はなぜ入っていないのか理由を教えてください。</p> <p>③宮古島市からの参加人数と他地域の参加人数について現状の把握はされていますか？</p> <p>④豆記者への費用負担はできないのか？</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 教育行政について</p> <p>5. 農業振興について</p>	<p>2. 一括交付金活用で優良母牛導入支援事業（補助額増）</p> <p>3. 獣医の増員を図り、畜産農家の要望に応えるべきだと思うが。</p> <p>4. 美ぎ島美しや市町村会で関係機関に要請行動はできないか。</p> <p>1. 地域振興と学校統廃合問題は別問題と今でもそう思うのか。</p> <p>2. 平成28年4月からの福嶺幼稚園、福嶺中学校の休園、休校に伴い中学校のグラウンドはどういう状況か。</p> <p>3. 平成30年3月に城辺地区4小学校の卒業生は、4月入学はどこの中学校に入学したのか、その内訳を。</p> <p>4. 城辺中学校1階床、2階普通教室、西城中学校、砂川中学校の体育館雨漏り、砂川中学校家庭科教室の床の件、クーラー設置の時期は。</p> <p>5. 宮古島市城辺陸上競技場を整備（タータン整備）し、価値を見直しては。</p> <p>6. 北小学校北門石積み塀の保存と市指定は。</p> <p>1. 農業委員会の総会における出席状況は。</p> <p>2. 市長の任命者としての見解と責任（出席しない委員がいた場合）</p> <p>3. ため池等整備事業導入（浦底ダム利活用水稲復活）、区画整備</p> <p>4. ため池等整備事業導入、瑞福隧道（トンネル）利活用、観光施設へ</p> <p>5. 新規営農者に対する下限要件の緩和化</p> <p>6. 遊休農地（耕作放棄農地）の実態とその利活用方法は。</p> <p>7. 遊休ハウスの実態とその利活用方法は。</p> <p>8. 仲原西地区土地改良事業採択時期と課</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>6. 水道行政について</p> <p>7. 財産管理について</p>	<p>題点</p> <p>9. 久松松原地区に農地法、農振法に違反した市民と市農業委員会のやりとりの流れについて詳しく知りたい（農地法第何条、農振法第何条）。</p> <p>①県、市の指導は適切か。</p> <p>②罰則にはどんな種類があるのか。</p> <p>③本件は、罰則は適用されるか。されるとしたらどんな罰則か。</p> <p>④県、市でこれまで罰則を受けた事例は。</p> <p>⑤強制撤去に踏み切れなかった主な理由は。</p> <p>⑥敷地内にある土木会社は市発注工事を受注業者か。</p> <p>⑦関係者は優遇されているのでは（普通）一般市民には考えられない。市長はどう思うか。見解と責任を伺う。</p> <p>1. 合併前の宮古島上水道企業団の職員数は何人で、現在の上水道にかかわる職員数は何人か。</p> <p>2. 給水人口は何人で、1日の使用料、有収率は。</p> <p>3. 宮古島上水道企業団議会議事録より、大型ホテルに対する対策、職員の異動の件</p> <p>4. 配水池は幾つか。ボールタップの耐用年数は何年か。伊良部の断水は災害か。</p> <p>1. トゥリバー地区フェンス及び床の剥がれについて</p> <p>2. 宮古島市内における公園遊具の安全点検状況は。点検しても全く改善策が見えない。</p> <p>3. 川満遊歩道について</p> <p>①積載荷重、設計ミス、特記仕様に準じたか、管理不手際</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		8. 道路行政について	<p>1. 保良西里線について</p> <p>①復旧時期、工種</p> <p>2. 郡部内における道路標識、実線、破線が見えない。</p>
19	<p>24番 眞榮城 徳彦 君</p> <p>【質問方法】 一括・再質問から一問一答方式</p> <p>【質問場所】 演壇及び質問席</p>	1. 市長の政治姿勢について	<p>1. 我が国の防衛問題について</p> <p>まず憲法について。その前文は「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しよう」と決意した」とある。これが9条の平和主義の前提である。</p> <p>しかし現在の世界情勢はというと、冷戦終結以降今日に至る間に、国際安全保障環境は大きく変化した。アメリカの覇権は後退し、一方で中国の台頭が著しい。中東は極めて不安定な状態にある。またイスラム国に象徴されるように、世界を舞台としたテロリズムが横行している。また南北、米朝会談が行われたばかりであるが、いまだに北朝鮮の核、ミサイルの脅威は払拭されていない。こうした目まぐるしい環境の変化に対応して、速やかに日本の安全保障を一層強化していかなければならないと考える。</p> <p>①そこで伺いますが、宮古島への自衛隊配備問題も含めて、日本の防衛に対してどのような見解、感想を持っているのか忌憚のないところを聞かせてください。</p> <p>2. 県民投票について</p> <p>県民投票実施への流れ。</p> <p>◎「辺野古県民投票の会」による署名活動がスタート、これは国の計画に対し反対の立場から県民の意思を的確に反映させることを目的としている。</p> <p>◎県民投票を実施するには、住民投票条</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		2. 公共事業について	<p>例を県議会で制定する必要がある。この条例の制定には。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県知事か議員が条例案を議会に提案。 ・ 住民が直接、条例の制定を県知事に求める。この場合2カ月間で有権者の50分の1以上の署名が必要。 <p>①県議会において県民投票条例が制定され、県から投票要請があった場合、市長はどのような対応をするおつもりか、速やかに受け入れ、投票事務を遂行する体制をとるのか、あるいは場合によっては、投票事務に係る一切を拒否し、県の要請をはねつけるケースもあるのか。</p> <p>②県内11市の中の9人の保守系市長で構成する、いわゆる「チーム沖縄」内で、県民投票への対応を話し合ったことがあるか。</p> <p>1. 伊良部屋外運動場整備事業について</p> <p>下地康教建設部長は、3月定例会の答弁で、この事業は野球キャンプ地としての複合的施設であることを明らかにし、また基地周辺整備事業として「宮古島分屯基地等周辺屋外運動場整備助成事業」として国の補助金交付を受け、その補助率は3分の2と説明した。</p> <p>①総事業としては、補助対象施設としてメインスタンド（グラウンド？）の事業費約13億円程度を想定しているとしているが、その他の施設、ブルペン、雨天練習場、サブグラウンド（何面か）は補助対象とはならないか。またこれらの施設が全部そろったとして、総額は幾らぐらいか。</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>3. 福祉行政について</p>	<p>2. 根間公園事業について この事業のコンセプト ◎市民や観光客の集客交流拠点施設としての位置づけ。 ◎宮古島のさまざまな情報発信を行い宮古島らしい空間の演出を行う目的としてのイベントの開催。 ◎開催に伴うオープンカフェや露店等の設置及び各種団体の活動スペースとして利用。 これらの内容により「にぎわいの創出の広場」をつくることを目的とする。そして平成30年度に実施設計、平成31、32年度で工事、平成33年度供用開始予定。 ①一括交付金を活用した交付申請と平成30年度内に補正予算を計上するめどは立っているか。</p> <p>1. 子供の虐待問題について 3月定例会での下地律子福祉部長の答弁から、77件の虐待通報件数が示されましたが、その内訳、警察68件、学校1件、県の機関1件、近隣住民1件、医療機関や児童福祉施設6件。 ①児童相談所への通報で、学校からの通報がたった1件とは理解しがたい。学校現場には先生方はもちろん、スクールソーシャルワーカーなども配置され、日常的に児童生徒に接する機会が多いはず。不登校、非行、ネグレクト、生活困窮等、多くの複合的問題を学校現場は目にしていると思われるのに、この1件という通告件数には首をひねらざるを得ない。部長見解を。 ②スクールソーシャルワーカー、子供の</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
			<p>貧困緊急対策事業支援員から、活動実績、活動内容の報告を受けたことがあるか。</p> <p>③児童相談所宮古分室に、なぜ最もその分野の専門家と言われる児童心理司が配置されていないか。また職権保護は何件あったか、受け入れ施設名をあわせてお答えください。</p>
20	<p>18番 平 良 敏 夫 君</p> <p>【質問方法】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>1. 市政運営について</p> <p>2. 環境行政について</p> <p>3. 観光行政について</p>	<p>1. 伊良部南区での断水について</p> <p>①4月27日から5月1日まで断水があったが、説明してください。</p> <p>②原因は何だったか。</p> <p>③断水のあったホテル等、商業施設から損害賠償請求はあったか。</p> <p>④宮古島市全体の上水道の老朽化調査は行っているか。</p> <p>1. ごみ排出量が大幅増との報道がありました。状況を説明してください。</p> <p>2. 年々大幅増となっていますが、対策はどうするのか。</p> <p>3. 前回、焼却炉にふぐあいが生じて、1基が稼働停止する事故がありました。点検、メンテナンスは、どうなっているか。</p> <p>4. 5月30日に不法投棄パトロールを行っているが、多くの不法投棄があったとの報道がありました。対策はどうする。</p> <p>1. LCCバニラエアに宮古島への就航を要請すべきでは。</p> <p>2. 民泊の営業に住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行される。宮古島市の現状はどうなっているか。</p> <p>3. 現在、修学旅行生受け入れ民泊も届け出が必要か。</p> <p>4. 法定外目的税導入に向けて、市は準備していると思うが、タイムスケジュール</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>4. 福祉行政について</p> <p>5. 建設、道路行政について</p> <p>6. 宮古島市総合体育館について</p> <p>7. 水産行政について</p> <p>8. スケートパークについて</p> <p>9. 宮古島市総合博物館について</p>	<p>を説明してください。</p> <p>5. J T Aドーム宮古島で、大きなイベントを行うたび、帰路で車の大渋滞が起こります。対策は考えていますか。</p> <p>1. 宮古島市の介護保険が高額な理由を説明してください。</p> <p>2. 宮古島市の特定検診受診率が39.3%と県の平均を下回っている理由と改善策を説明してください。</p> <p>3. 宮古島の平均寿命は、県内41市町村中、男性は下から6番目、女性は5番目と短命になっている要因は何だと思われますか。また対策はどうする。</p> <p>1. A—76号線の進捗状況について</p> <p>2. 大和井前市道にガードレール設置はできないか。</p> <p>3. 平良上原市営住宅建てかえについて</p> <p>1. 雨漏りの対策は。</p> <p>2. 耐力度調査を実施するとのことでしたが、いつ。</p> <p>3. 調査結果が悪ければ、建てかえになるのか。</p> <p>4. 基地周辺対策事業で建てかえはできるか。</p> <p>5. 宮古島市陸上競技場トレーニング室の雨漏りについて</p> <p>1. 国の補助で地域おこし協力隊があるが、佐良浜のアギヤーに活用できないか。</p> <p>1. 夜間照明設備を設置できないか。</p> <p>1. 新博物館の建設場所はどのように決定するのか説明ください。</p> <p>2. 場所選定基準とかありましたら説明ください。</p>
21	12番 國 仲 昌 二 君	1. 公開質問状への回答について	1. 公開質問状への回答について 私たちが2月に提出した公開質問状に

順位	発言者	発言事項	要旨
	<p>【質問方法】 一問一答方式</p> <p>【質問場所】 質問席のみ</p>	<p>2. 不法投棄ごみ問題について</p> <p>3. エコアイランド事業について</p>	<p>対する対応（回答も含め）が私たちには全くありません。</p> <p>ところが、新聞紙上では担当部長が「回答はしない」とコメントしています。</p> <p>私たちには「回答する、しない」も含め全く連絡がなく、マスコミにはコメントする。このような対応に怒りを禁じ得ません。</p> <p>①なぜ、全く連絡がないのか、理由を伺います。</p> <p>1. 市長、職員が訴えられていることについて</p> <p>不法投棄ごみ事業におけるごみ残存問題という一つの事業問題で、市長が住民から住民訴訟を提起され、一職員が虚偽有印公文書作成等で起訴されるという前代未聞の不祥事が宮古島市で起こっています。</p> <p>①このことについて市長の見解を伺います。</p> <p>2. 契約の認識について</p> <p>新聞報道によると市は「ごみの量は関係ない契約。ごみはとれるだけでよかった」と主張したということです。</p> <p>①つまり、「ごみを全部とる必要はない契約だった」との認識だということでしょうか。</p> <p>3. 職員への市の処分について</p> <p>①「処分が軽過ぎると思わないか。本当は上司も了解の上だからじゃないか」旨の検察の質問について市長の見解を伺います。</p> <p>1. 中、高速充電器について</p> <p>①中、高速充電器の設置は何年度に行いましたか。</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		<p>4. 荷川取漁港製氷施設について</p> <p>5. 川満漁港に隣接する遊歩道の損壊について</p>	<p>②その設置目的について教えてください。</p> <p>③中、高速充電器については昨年の10月から有料化となっておりますが、その目的を教えてください。</p> <p>④有料化後の中、高速充電器それぞれの利用状況を教えてください。</p> <p>1. 平成30年4月から5月の管理について 同施設の指定期間は平成30年3月31日に終了し、同年6月1日から指定管理者による管理が始まりました。</p> <p>つまり、平成30年4月から5月は指定期間ではなく、議会答弁によると覚書と管理委託契約を交わして管理させたとのことです。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>①管理委託契約を交わした法的根拠を教えてください。</p> <p>②単純な事務ミスが続発する原因を市長はどう認識していますか。</p> <p>1. 川満漁港に隣接する遊歩道の損壊について</p> <p>①3月12日の事故発生から被害者への損害賠償確定までの詳しい経緯について教えてください。</p> <p>②今回提案されている損害賠償は主に治療費等だと考えますが、それ以外の慰謝料等の請求の可能性はありますか。</p> <p>③被害者に対する市の対応は不十分であると思われます。被害者から市の対応に対して抗議等はなかったか伺います。</p> <p>④今回、事故を速やかに公表して市民への注意喚起、被害者に対する謝罪会見をすべきだったと考えるが、市長の見</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		6. 産地水産業強化支援事業について	<p>解を伺いたい。</p> <p>1. 事業の執行状況について</p> <p>①事業の変更契約が頻繁に行われているが、その要因について伺います。</p> <p>②「事故繰越」という通常では考えられない事業執行となっています。その経緯について詳しく教えてください。</p>
		7. 家電リサイクル事業について	<p>1. 家電リサイクル事業について</p> <p>この事業については3月定例会で「業者は市民の皆さんが持ち込んだ廃家電について手数料を徴収して一時ストックしている」、「手数料を取ってそれが利益になる」旨の答弁をしています。</p> <p>そこで伺います。</p> <p>①家電リサイクル事業はいつから行っていますか。</p> <p>②市と一時ストックしている土地の所有者との関係。</p> <p>③その土地を利用する法的根拠。</p> <p>④事業に要する経費の負担について</p> <p>⑤上記3月定例会の答弁の根拠。</p> <p>⑥この事業のあり方に対する市長の見解を伺いたい。</p>
		8. リサイクルセンターについて	<p>1. リサイクルセンターの管理委託について</p> <p>①リサイクルセンターの管理委託についてはどのように考えているのか教えてください。</p> <p>2. 瓶類の搬入形態について</p> <p>①瓶類の搬入形態はパッカー車で搬入され、破袋処理後ショベルローダーで受け入れホッパーに投入するとのことですが、この搬入形態で何%程度のリサイクルを想定しているのでしょうか。</p>
		9. 伊良部南区の断水について	<p>1. 国仲配水池について</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		10. 第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019について	<p>①設置年度を教えてください。</p> <p>②保守点検の時期及び内容について教えてください。</p> <p>2. 今回破損したボールタップについて</p> <p>①破損部位及び破損状況の詳細を教えてください。</p> <p>②ボールタップの設置年度を教えてください。</p> <p>③これまでの点検や修繕の状況を教えてください。</p> <p>④ボールタップの破損が断水の原因とした理由を教えてください。</p> <p>3. 断水の原因について市はどのように考えているか教えてください。</p> <p>4. 伊良部南区での説明会について 説明会には市長が参加して市民に直接謝罪するのが常識だと考える。</p> <p>①市長のご認識を伺いたい。</p> <p>5. 市長の一連のコメントについて 今回の断水を受けて、市長のコメントが新聞等で報道されています。</p> <p>①真意を伺いたい。</p> <p>1. イベント運営について</p> <p>①このイベントは、宮古島市が共催、沖縄県が後援となっていますが、具体的に宮古島市はどのようにかかわっているのか伺います。また、沖縄県のかかわりについても伺います。</p> <p>②協力団体等についても教えてください。</p> <p>③宮古島市での対策協議会を5月に設立する予定とのことですが、設立されたのか伺います。</p> <p>④宮古島市教育委員会が宿泊施設等の協力団体となっていますが、説明をお願い</p>

順位	発 言 者	発 言 事 項	要 旨
		<p>11. J T A ドーム宮古島の利活用について</p> <p>12. 庁舎整備基本計画について</p> <p>13. バイオエタノール施設について</p>	<p>いします。</p> <p>⑤このイベントは総勢1万人を超える一大イベントとうたっていますが、宿泊や航空機等の対応はどうなっているのか伺います。</p> <p>⑥このイベント開催の告知、記者会見等は東京で行われており、地元ではほとんど知られていません。地元で記者会見を行わない理由を教えてください。</p> <p>1. オリジナルM I C E 促進事業委託業務について</p> <p>この委託業務は公募型プロポーザル（企画提案）で受け付けを行うという新聞報道がありました。そこで伺います。</p> <p>①公募の告知はいつ、どのように行ったか。</p> <p>②応募資格に「過去3年以内にM I C E 関連事業を行った実績を有する」とあり、かなり応募者が絞られます。応募は何件程度を見込んでいるのか。教えてください。</p> <p>1. 用地取得費について</p> <p>①用地取得費の坪単価を教えてください。</p> <p>②未来創造センター用地取得費との比較を教えてください。</p> <p>2. インフラ整備について</p> <p>①下水道整備方針について教えてください。</p> <p>1. 施設の事業費、維持管理費について</p> <p>①市が譲渡を受けてから、この施設で行った事業費及び施設の維持管理費等の総額を教えてください。</p> <p>2. 市が行ったバイオエタノール製造事業に対する評価をどのように考えているか</p>

順位	発言者	発言事項	要旨
		14. 権利の放棄について	<p>伺います。</p> <p>3. 現在の施設の状況はどうなっていますか。</p> <p>4. 今後の利活用方針について教えてください。</p> <p>1. 採掘権の放棄について</p> <p>①採掘権を放棄することで、これまでの目的「民間業者による採掘等から土地を保護する」についてはどうなるのか伺います。</p>

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第2号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

陳情書第3号、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書については、お手元に配付した平成30年6月12日付文書、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書数字の誤りについて訂正のお願いのとおり、陳情の趣旨中2行目の数字「平成28年国民生活基礎調査」を「平成26年国民生活基礎調査」に訂正したい旨提出者から申し入れがありました。

なお、同陳情書を付託された文教社会委員会においては、提出者からの申し入れのとおり訂正の上、ご審査をお願いします。

6月15日、下地敏彦市長から議案第93号、議決内容の一部変更についての訂正及び同訂正に係る市長の発言（提案理由の説明）の訂正の申し出がありました。

6月19日、本日、本会議前に議会運営委員会が開催され、市長から申し出のあった議案第93号の訂正及び同訂正に係る市長の発言（提案理由の説明）の訂正の処理方法について諮問したところ、①議案第93号の訂正は正誤表により処理すること、②議案第93号の訂正は正誤表により処理することと決したことに伴い、同訂正に係る市長の発言（提案理由の説明）についても申し出のとおり訂正することと決しました。

この決定を受け、正誤表を添付の上、①議案第93号の訂正は正誤表により処理する、②議案第93号の訂正は正誤表により処理することと決したことに伴い、同訂正に係る市長の発言（提案理由の説明）についても申し出のとおり訂正する旨の通知をお手元に配付しました。

なお、同議案を付託された総務財政委員会においては、訂正の議案によるご審査をお願いします。

また、同委員会では、継続協議していた沖縄県環境影響評価の一部を改正する条例への要請決議については、同委員会からは提案しないことと決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

ただいまから、日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう議事進行にご協力願います。

また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いします。

なお、議会運営に関する申し合わせ事項により、質問の1人持ち時間は、いずれの質問方式も、答弁を含め、質問者及び答弁者の移動時間は除いて60分以内、質問回数は、一括質問方式については3回以内、

一括質問・再質問から一問一答方式及び一問一答方式については回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党の我如古三雄でございます。

6月定例会の一般質問に入る前に、私見を申し上げたいと思います。宮古島市の農業生産額が3年連続で県内1位であると去る4月に地元メディアが報じております。県農林水産部が2016年、市町村別農業生産額で宮古島市が182億4,000万円と、県内1位であると発表したものであります。内訳は、サトウキビと葉たばこの工芸作物が118億9,000万円と最も多く、次いで肉用牛の39億5,000万円、野菜が16億9,000万円、果実が4億2,000万円の順となっております。宮古島市の産出額が好調な要因は、地下ダムを中心とした土地基盤整備が確実に進み、その成果が出だしていることであります。また、県と市、農家の連携もうまくとれていることもあります。とりわけ市長の農業振興に対するさまざまな取り組みが推進され、その成果が功を奏していることに尽きます。引き続き今後とも農林水産業の振興はもとより、市民生活の向上、教育の振興、福祉行政サービスの充実など、施策の実行に邁進していただきたいと申し上げる次第であります。

それでは、通告に従いまして私見と要望を交えながら一般質問に入ります。当局におかれましては、市民の皆様に関わりやすい説明と誠意ある答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、伊良部南区の長期断水について伺います。去る4月27日から5月1日に起こった伊良部南区における長期の断水は、全国的にも例がなく、多くの住民を初め、観光客の皆様、関係する各方面に多大な損害とダメージ、ご迷惑をかけたことはまことに遺憾であります。市長は、まずもって今回の断水の最大の原因は何か、今後同じような被害が発生しないよう、市民に対し、安心と安全で安定供給ができるといった不安解消も含めて謝罪と丁寧な説明をすべきと考えますが、市長の見解を求めたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

伊良部南区の長期断水についてであります。伊良部南区における断水の原因は、当初同区は近年観光客の増加によるホテル等の建設に伴う水の使用量の急激な増加が原因と考えていました。しかし、断水解除後、第3配水池のボールタップを取り外し、確認したところ、一部に損傷があり、正常に作動していないことがわかりました。今回の断水の原因は、これらのことが複合的に作用したと考えています。伊良部南区の住民、宿泊施設関係など、市民に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことに対し、大変申しわけなかったと考えております。今後は、第3配水池から国仲集落交差点までの配水管等の管の径とルートの見直しを行うための調査設計を行い、ことしの10月末までに完了する計画です。それと並行して、伊良部南区全体の整備計画を策定し、水道施設の強化を図り、安定供給に努めてまいります。

◎我如古三雄君

いつでも安定した水の確保、供給体制はできていたと聞いておりますが、断水前における水量の把握はしていなかったのかお伺いをしたいと思います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

断水前の水量の把握についてお答えいたします。伊良部南区は、1日当たり平均1,300トンの使用量とな

っております。断水前の水量は、4月25日に1,217トン、26日に1,339トン、27日に1,219トンとなっております。特に変わりのない排水量となっております。

◎我如古三雄君

給水に関する初歩的な管理ミスなどが指摘されておりますが、国仲貯水池の水位の低下は本当にあったのかどうか伺います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

水位の低下があったかということではありますが、27日の夕方ごろから水位の低下が確認されました。それで、水位の低下があったことによって、それが断水の原因となっていったということでもあります。

◎我如古三雄君

次に、今回の断水時において、住民は復旧の時期はもとより、多くの住民が知りたいのは、断水の原因は何かということではなかったかと思っております。生活インフラが寸断され、南区の将来の水需要に不安を抱くのは当然であります。水の使い過ぎが原因であるならば、今後も断水はあるのではないかと懸念、改めて伺いますが、今回の断水の最大の原因は何であるかを市民に正確に説明を求めたいと思います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

今回の断水の原因について説明いたします。断水の原因につきましては、先ほど市長も触れましたが、同区は、伊良部南区ですね、南区は近年観光客の増加によりまして、ホテル等の建設に伴う水使用量の急激な増加を原因と当初は考えておりました。しかしながら、断水解除後、第3配水池のボールタップを取り外し、確認したところ、一部に損傷がありまして、正常に作動していないことがわかりました。今回の断水の原因は、これらのことが複合的に作用したと考えておりますが、最も大きな要因といたしましては、ボールタップの損傷にあると考えております。

◎我如古三雄君

次に、日常の機器点検対策について伺いたいと思います。今回の断水で水道機器の破損が原因だとしておりますが、日常的にしっかりと水道機器の管理、点検を行っていたら今回のような問題は未然に防げたというふうに思いますが、日ごろそういった機器点検は行っているのかどうか伺います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

機器点検についてお答えいたします。水道施設の点検につきましては、専門業者に業務委託契約を行っております。年2回、24カ所の水道施設等の点検を行っております。今回の断水原因となりましたボールタップについては、配水池内部に設置されていることから点検が困難でありました。ですが、今後新たにボールタップ付近に開口部を設け、点検が容易に行えるような措置をとってまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、断水による経済的な損失及び商業施設への損害賠償、補償について伺います。今回の断水によって各方面に損失が生じました。とりわけ伊良部南地区商業施設有志の会からの損害賠償の求めにはどのように対処する考えであるのか、見解を求めたいと思います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

商業施設への損害賠償についてお答えいたします。今回の断水では、南区の住民、宿泊施設関係者など市民の皆様にご迷惑をおかけすることとなりました。そこで、商業施設などへの補償についてですが、水道水の供給は需要者からの申し込みによりまして、宮古島市水道事業給水条例により給水契約を行うこととなります。宮古島市水道事業給水条例では、第16条の給水の原則におきまして、給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情においては、給水の制限または停止のための損害を生じることがあっても市はその責を負わないと定められております。そのことを踏まえながら、市の顧問弁護士を交えまして対応を検討してまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、早急な施設改修の取り組みについて伺いたいと思います。今回の断水問題で施設の早期改修は待ったなしであります。これから改修に向けてどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

施設改修の取り組みについてお答えいたします。第3配水池から国仲集落交差点までの配水管等の管径とルートの見直しを行うための調査設計業務を行いまして、既に発注してありまして、ことしの10月末までに完了する計画でございます。それと並行しまして、伊良部南区全体の整備計画を策定し、水道施設の強化を図り、安定供給に努めてまいります。

◎我如古三雄君

早目の改修に向けての取り組みを期待をしたいと思います。

次に、住民の不安解消がつきものでございますが、そういった不安解消の処置及び対策について伺いたいと思います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

地元住民の不安解消の処置など対策についてお答えいたします。先ほども申し上げましたが、伊良部南区における水道施設を見直すとともに、再整備を行うことで市民の不安解消に努めていきたいと考えております。

◎我如古三雄君

今回の長時間にわたる断水は、人為的災害と言っても過言ではないと思っております。また、観光振興を図る上からもよくありません。今後しっかりした水道行政運営を強く求めたいと思います。

次に、陸上自衛隊配備に伴う周辺地域への振興策の支援について伺います。まず、野原部落会及び千代田部落会が陸上自衛隊配備計画反対を撤回し、容認する姿勢に転じました。英断を下したことに對し、市長の見解を伺います。

◎市長（下地敏彦君）

野原部落会から平成28年4月12日、千代田カントリーゴルフ場への陸上自衛隊配備計画の撤回を求める要請がございましたけれども、ことしの平成30年3月25日の部落の常会において、この決議の撤回がされたことは確認をしているところであります。また、千代田部落会からは、平成30年2月22日付で宮古島千代田部落への陸上自衛隊配備に係る陳情が市長と沖縄防衛局長宛て要請書が提出されており、市といたしましては地域住民からの要望を踏まえ、今後も適切に対応してまいります。

◎我如古三雄君

次に、野原及び千代田両地域への振興策及び周辺整備等の要請に対する支援について、市として今後どのように取り組んでいくのかお伺いをしたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

千代田部落会からは、平成30年2月22日付で市長と沖縄防衛局長宛て、6つの項目の要望が提出されております。具体的に申し上げますと、1つ目、工事作業員に対する徹底した事件、事故の防止対策、2つ目が工事に伴う苦情等への速やかな対応、3つ目が千代田部落に自衛隊及びその家族が移住することに伴い、人口増に見合った規模の公民館及び公園、部落の経費負担なく建設すること、4つ目、自衛隊車両等による通行量増加に伴う周辺道路整備、5つ目、駐屯地御願所について、千代田住民が拝みのため簡易に立ち入られるよう、御願所近くに通用門を設置するとともに、御願所の範囲を示す柵の設置、6つ目が千代田部落住民となる自衛隊による千代田自治会への参加、この6つとなっております。市といたしましては、今後千代田部落から具体的な内容が提出されるものと考えており、部落からの詳細が届き次第、沖縄防衛局と連絡を図りながら対応してまいりたいと考えております。

また、野原部落会につきましては、部落会として市に対し提出された陸上自衛隊反対の要請決議が撤回されたとの報道がありますが、現時点において要望等は示されてございません。

◎我如古三雄君

陸上自衛隊配備によって人口もふえ、今後周辺地域が目に見える形で活性化されていくのは大変結構なことであると考えております。市として、この地域に対する振興策については最大限に取り組んでいただきますよう要望したいと思っております。

次、宮古島市上野体育館の建てかえ及び宮古島市上野陸上競技場の改修について伺います。ご承知のとおり宮古島市上野体育館は、旧上野村の村制施行35周年記念事業の一環として、また昭和62年の海邦国体のバレーボール競技の会場として計画し、昭和58年に完成してから35年になります。ご承知のようにこの体育館は、防衛省の基地周辺対策事業を活用して、高率補助によってできたものであります。毎年数多くの球技大会を初め、県大会など、連日多くの市民に利用されており、市民の体力増進と健康づくり、また地域社会のスポーツ振興に大きな役割を果たしております。しかしながら、35年が経過した今日、建物が老朽化し、雨漏りを初め、危険箇所も多々見られます。施設の早目の建てかえが望まれます。そこで、防衛省の基地周辺対策事業を再度活用して建てかえる時期に来ていると考えますが、計画について当局の考えを伺います。

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古島市上野体育館は、海邦国体のバレーボール会場として建設され築35年、そして宮古島市上野陸上競技場は築37年を経過しております。議員ご承知のこととは存じますが、本市は宮古島市公共施設等総合管理計画や宮古島市第三次集中改革プランを策定し、公共施設の統廃合、長寿命化、経費削減に取り組んでいるところです。このような現状であり、同施設の建てかえ、改修については厳しいものがありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◎我如古三雄君

次に、宮古島市上野陸上競技場の改修について伺います。宮古島市上野陸上競技場も宮古島市上野体育館同様に防衛省の基地周辺対策事業により昭和56年度に完成して、今日37年が経過しております。現在は、

競技場トラックのコースラインのテープが剥がれ、フィールド内には凹凸、くぼみ等があり、大変危険であります。また、跳躍砂場の整備を初め、管理棟が狭くて、競技用備品の収納を初め、陸上競技用のハードル、それに数々の備品も不足をしている現状であります。陸上競技大会などにおいてかなりの支障を来しているのが状況であります。本競技場の早期の改修が望まれますが、当局の見解を伺います。

◎生涯学習部長（下地 明君）

先ほど答弁した中でも言いましたが、宮古島市第三次集中改革プランの中で、指定管理にするのか、用途変更または廃止にするのかということ今年度判断していくということになっております。それらも含めて、また耐力度調査、それも欠けておりますので、その中でまた判断していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎我如古三雄君

小学生から中学生、あるいは高校生、一般まで、毎年開催される上野地区の陸上競技大会、これは本地区においては最大のスポーツイベントであります。本陸上競技場を改修することによって、市民のスポーツ一層図られますので、早期の取り組みをぜひお願いしたいと思っております。

次に、サトウキビ種苗施設の宮古島誘致について伺いたいと思っております。サトウキビ種苗の確保は、喫緊の課題と考えます。現在種苗はどのように確保しているのか、状況について伺いたいと思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

サトウキビの種苗確保の現在の状況について説明いたします。事業の流れといたしましては、基幹作物であるサトウキビの安定生産と品質の向上を目的に、県の委託事業により沖縄本島北部にある独立行政法人種苗管理センターにより、優良種苗原苗圃を各市町村に配付しているところであります。宮古地区においては、平成29年度の実績といたしまして、春植え用を650アール、夏植え用を1,200アール農家に委託栽培させ、各地区の生産農家に無病苗の配付を行っているところであります。

◎我如古三雄君

昨年9月に山下雄平内閣府大臣政務官が台風18号の被害状況視察で来島されたときに、サトウキビ種苗センターの宮古島市への誘致要請に大変理解を示しておりました。沖縄県全体の生産量の5割を栽培する宮古島市への種苗施設誘致について、現在どのようになっているのか伺いたいと思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、誘致につきましては、以前から国や県に要望しているところであります。種苗管理センター沖縄農場は、サトウキビの優良な種苗の生産及び普及を促進するために、沖縄県知事の要請を受けて、農林水産省沖縄さとうきび原原種農場として1978年、昭和53年に設立されております。宮古島市への種苗管理センター分室の誘致については、美ぎ島美しゃ市町村会や沖縄振興拡大会議等においても要望事項として取り組んでいるところであります。また、内閣府や農林水産省が視察等で来島した際にも、誘致について要望を行っているところであります。

◎我如古三雄君

実現に向けた取り組みを強化してもらってですね、さらなる宮古島市のサトウキビ生産振興が図られますようお願いをしたいと思います。

次に、肉用牛共同畜舎の整備について伺います。本市における繁殖肉用牛振興で母牛の増頭あるいは畜

舎の増設の資金繰りに苦慮する小規模農家を支援するためにも、共同畜舎の整備は重要と考えますが、この件について市長の見解を伺いたいと思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

賃貸牛舎について説明いたします。宮古島市の肉用牛形態が小規模農家で、国、県の補助事業の要件を満たさない農家が多くおります。増頭を希望しても自己資金で行わなければならないため、増頭をちゅうちょする傾向にあります。そのことから、設備投資することなく増頭していただくために、平成30年度沖縄離島型畜産活性化事業で賃貸型牛舎を導入し、地域の畜産振興を図ってまいります。また、宮古島の肉用牛センターについては、新規に畜産経営を希望する方に利用していただくとともに、研修施設として平成30年度に模様替えを行っていきたいと考えております。

◎我如古三雄君

事業化に向けての取り組みは現在なされているのか伺います。

◎農林水産部長（松原清光君）

事業化に向けての取り組みであります。これまで県、JAと協議しながら、場所の選定や牛舎の配置等を検討してまいりました。去る6月13日には、県、JAの協力をいただきながら、牛飼いに興味を持たれている方、規模拡大を希望されている方に向けた説明会を開催しております。参加者が70名余りと多く、関心の高さがうかがえました。平成30年度に実施設計に着手し、平成31年度に工事着工、平成32年度に供用開始として取り組んでいきたいと思っております。

◎我如古三雄君

実現すれば大変画期的な取り組みだというふうに思いますし、また畜産農家の皆さんも大変期待をしているところでございます。事業化に向けて早急に強化していただきたいと思っております。

次に、学校給食費の徴収業務の公金化について伺いたいと思います。学校給食費徴収業務を学校から市に移行し、給食費を公金化とすることは全国的な流れであります。教師たちの長時間勤務や多忙感を解消し、負担軽減を図る観点からも必要と考えますが、教育長の見解を伺いたいと思います。

◎教育長（宮國 博君）

昨年の12月に文部科学省から、学校における働き方改革に関する緊急対策を取りまとめて、都道府県を通して我々市町村の教育委員会へ通知がございました。緊急対策を着実に実施するように求めております。この対策の一環として、学校給食費については公会計化することを基本とした上で、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化を促すというふうなことになっております。宮古島市教育委員会としましては、学校給食費の公会計化に向けた取り組みを進めており、各学校への校長連絡会等を通してですね、給食費の徴収、管理業務を教育委員会が行い、学校教師の負担を軽減するように取り組みをお伝えしてあります。現在担当部署において、その実施に向けて作業を進めているところでございます。

◎我如古三雄君

次に移りますが、公金化に移行する場合、一般会計への組み替えですか、組み入れ、それから条例、それと納付システムのそういった構築作業が伴うと、発生すると思っておりますが、現在それに向けて作業は進んでいるのか伺います。

◎教育部長（下地信男君）

学校給食費の公会計化ですね、本市におきましては、先ほど教育長からお話がありましたように、学校給食費の公会計化に向けて今取り組みを進めているところでございます。現在先行して実施している自治体、これは名護市でございますが、名護市の事例を参考にしながら、それから給食費管理システムの構築の専門家である企業の皆さん方から聞き取りを行うなど、今情報収集を行っているところです。これらの情報を収集しながら、ざっと宮古島市の今後の取り組みを整理してみますと、まず先に給食費管理システムを構築しまして、徴収業務を学校から市に移管をし、安定的な徴収業務を確立した後に公会計化への作業を進める、いわゆる一般化、あるいは条例の制定という作業を進めたほうがよりスムーズに移行できるものと考えております。したがって、公会計化への取り組みは複数年度にまたがると想定されておりまして、初年度に徴収業務を学校から移管を行いまして、次年度に公会計化のための条例整備などを実施し、システムをしっかりと形づくっていくというふうに考えております。導入時期が2カ年にまたがったとしても、課題とされている学校の負担軽減に向けて、市が徴収業務を移管することによって先生方の負担軽減は図れるものというふうに考えております。

◎我如古三雄君

早期の取り組みが必要と考えます。これからの取り組みを注視していきたいと思っております。

次に、県道平良新里線、通称シュレーダー通りの街灯設置について伺いたいと思います。県道平良新里線における街灯が間引きされ、夜間の通行に支障があります。以前と同様に設置ができないか伺いたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

県道平良新里線の街灯についてのご質問にお答えいたします。これは、道路管理者である沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、照明の間引きということではなく、電球破損等によるものということでございました。市としては、照明修繕について早急な対応を県に対して申し入れております。

◎我如古三雄君

本路線は、テリハボク、方言でヤラブの街路樹で整備されておりますけれども、このヤラブの街路樹がですね、かなり高くて、街灯の照明を妨げている感じがします。そういったことで、適切な管理ができないか再度伺いたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

これも同様に、道路管理者であります県の宮古土木事務所に確認しましたところ、順次街路剪定作業を行って適切な管理に努めていくということでございました。

◎我如古三雄君

この件につきましては、かなり多くの市民のほうからも指摘がございますので、早急に管理者であります県ともいろいろと調整しながら、綿密な連携のもとで整備ができますようによろしくお願ひしたいと思います。

次に、伊良部島への案内標識の整備について伺います。宮古空港に到着をして表玄関を出る正門のところに伊良部島行きの案内は、表示はされております。そのようなことで、宮古空港から伊良部島への誘導案内標識がこの伊良部大橋のたもとまで全く皆無の状況であります。こういった現状を当局は把握、認識

しているのか伺いたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

ご質問の誘導案内板につきましてはですね、我々のほうとしても把握、認識しております。宮古空港から伊良部島を結ぶ幹線道路は、国道及び県道でございます。したがって、これも道路管理者である県において誘導案内板の設置をするということになります。

◎我如古三雄君

これ多くの市民初め、来島された観光客からもじかに言われているんですが、宮古空港に着いて右に誘導はあります。行きますと国道390に着きますけれども、それから左に行けばいいのか右に行けばいいのか、全く誘導標識がありません。右にももちろん行きますけれども、行った場合に伊良部大橋のたもとまで行く間においても全く伊良部島へのそういった案内がないというふうなことを多くの皆さんから聞いております。年間約100万人の観光客が来島している今日、観光誘致を推進する上で来島する側へのきめ細かな配慮、質の議論も含めて、そういったときだと考えます。今後も景気の回復基調が続く見通しでありますし、空、海の航路の拡充もあり、好調な流れは持続する見通しであります。早急な対策が望まれます。今後の対応を注視していきたいと思っております。ぜひとも県とも調整してですね、市独自のそういった案内板ができないものか、よろしくお願ひしたいと思っております。この件について、今後の対応を伺いたいと思います。

◎建設部長（下地康教君）

この道路に関しましては、国道と県道ということになりますので、基本的には道路管理者である沖縄県のほうがこの案内板を整備していくという形になります。しかしながら、今回我如古三雄議員から誘導案内板の設置についての必要性が質問として問われておりますので、市としてもですね、県に対して案内板の設置の要望を伝えて、早急な対策をお願いしていきたいというふう考えております。

◎我如古三雄君

ぜひとも早急な取り組みをお願いしたいと思います。

次に、スカイマーク宮古便の再就航について伺いたいと思います。スカイマークが2015年3月に運休してから3年が経過しました。スカイマークの運航再開を求める地元住民の声が強く、市当局の要請の結果と、運航再開について現在どのような状況か伺いたいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

スカイマーク宮古便の再就航についてであります。スカイマーク運航再開を求める地元住民の声が強いということでありまして、答弁いたします。スカイマーク社は、議員ご存じのとおり、2011年9月から那覇一宮古路線に低価格で参入し、それにより当路線での運賃の低減化が図られておりました。しかし、同社は2015年に民事再生法手続の開始を申し立てたことに伴い、那覇一宮古路線から撤退しました。本市では、2016年に沖縄県及び先島の5市町村の連名により、路線の再開要請を行いました。現在まで再開には至っておりません。

◎我如古三雄君

報道によれば、宮古空港、下地島空港、ともに路線の候補に挙がっていると聞いておりますが、現状について伺いたいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

議員が言うように、マスコミ報道によりますと、同社は2020年をめぐりに先島の運航を検討しているということでもあります。しかし、現在のところまだ市及び宮古島観光協会などには情報は入っていません。

◎我如古三雄君

安価で、やっぱり市民の足というのは結構あったほうが便利でございます。宮古島市として両路線に運航が再開できるよう、今後速やかに要請を展開すべきと考えます。また、取り組みを強化していただきたい。この件に関しましては、市長に答弁を求めたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

スカイマークを初めですね、LCCが入ってくるということになりますと、やはり価格競争が起きてコストが安くなるということが当然考えられます。しかし、もう一方ですね、格安の航空会社が路線参入いたしますと、今県が行っています沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業、この適用が今石垣—那覇航空路線では保留という形になっているのは報道等でご存じだと思います。ですから、これをどうするかという問題が大きな問題になってまいります。したがって、路線の就航要請については県や航空各社と調整をして進めていくということが市民の足を安定的に確保するということでは必要だろうというふうに思いますから、調整を図ってまいりたいと思っています。

◎我如古三雄君

よろしくお願ひしたいと思っています。

次に、エコアイランド宮古島再宣言について伺います。宮古島市がエコアイランドを目指す背景には、離島地域ならではの課題が存在すると考えます。産業面においては、脆弱な産業基盤、若年層の流出に伴う人口の減少、農業従事者の高齢化、環境面においては、資源エネルギーの確保、地下水の保全、ごみ処理問題があります。これらの課題に対してエコアイランドという盾で乗り越えようと、2008年3月にエコアイランド宮古島を華やかに全国に向けて宣言をしております。翌2009年には、日本で唯一島嶼型環境モデル都市に認定をされております。ご承知のように環境モデル都市は、低炭素会社の実現に向けて温室効果ガスの大幅削減などの取り組みを行う都市として国から認定を受けた自治体のことであります。そこで伺いますが、2008年の宣言から10年、「千年先の、未来へ。」を標語に、ことし3月30日に再宣言を発表しておりますが、エコアイランド宮古島再宣言の目的とその背景について伺いたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

エコアイランド宮古島再宣言の目的、背景についてです。エコアイランド宮古島宣言は、10年前の平成20年3月31日に発表し、地下水の保全や美しいサンゴの海の保全、資源やエネルギーを大切にすることなど、6項目により構成されております。宣言後今日まで、エコアイランドという言葉そのものの浸透はしつつあります。しかし、市民の皆様が抱く具体的なイメージにはばらつきがあり、エコアイランドとは何かがよくわからないといった声が多く聞かれております。そのため、ことし3月30日にエコアイランド宮古島宣言から10年を迎えるに当たって、改めてエコアイランド宮古島を再定義し、市民の皆様とビジョンを共有できるよう、エコアイランド宮古島宣言2.0として記者発表を行ったところでございます。

◎我如古三雄君

次に、エコアイランド宮古島の推進に関する条例について、計画があるかと思いますが、計画につい

て伺いたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

計画についてです。平成26年度に施行しましたエコアイランド宮古島の推進に関する条例について、条例におきまして計画を策定し、エコアイランドづくりを推進していくことが位置づけられております。これまで平成26年度には基本計画、平成27年度からは毎年実施計画を策定し、事業を推進しているところでございます。計画の策定に当たりましては、民間団体など20名の委員から成る検討委員会を設置し、計画の内容について審議していただいております。今回エコアイランド宮古島を改めて宣言したことを踏まえ、今年度以降もエコアイランド宮古島の実現に向け、庁内横断的な連携を図りながら計画の推進に努めてまいっている所存でございます。

◎我如古三雄君

今回の再宣言においても目標数値があるかと思いますが、どのようになっているのか伺います。

◎企画政策部長（友利 克君）

10年前に宣言をいたしました、その際は数値目標の設定はございませんでした。今回の宣言に当たりましては、エコアイランドとして目指すべき将来像に係る数値目標を設定する方針としているところでございます。具体的にはと伺いますか、3つの指標の案を提示しているところでございまして、この案をたたき台として主要3指標を補完する、あるいはエコアイランドの未来像を規定するために必要な指標を追加的に検討しながら、市民の皆様や専門家の意見を踏まえ、今年度中の策定を予定しているところでございます。3つの指標です。まず1点目が地下水水質、窒素濃度についてです。これについては、基準年平成28年度にリットル当たり4.71ミリグラム、これを2030年には4.33ミリグラムとする。2点目に、1人1日当たりの家庭系ごみの排出量です。これを基準年度の平成28年度は542グラム、これを2030年度には488グラムに低減しようとする。3点目です。エネルギーの自給率を高めようというものでございまして、これは基準年度は平成27年度でございます。平成27年度の自給率は2.99%、これを2030年度には12.90%に引き上げようというものでございます。

◎我如古三雄君

ありがとうございます。

最後になりますが、環境モデル都市としての宮古島市が目指す取り組みについて、もう一度市民を初め、島内外に啓蒙、発信すべきと考えますが、今後の当局の取り組みについて伺いたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

現在環境モデル都市を初めとしたエコアイランドの取り組み、さまざまな取り組みをしているところでございます。今後は、島内外への情報発信を行う取り組みとしまして、エコアイランド宮古島ブランド化推進事業を実施してまいりたいと考えているところでございます。この事業の中で環境モデル都市の取り組みについてもウェブサイトやSNSなどを活用して広く情報発信に努めてまいりたいと考えているところでございます。

◎我如古三雄君

ありがとうございました。

宮古島市が安心して住み続けられる豊かな島を維持、保全し続けるためにも、エコアイランド宮古島、

そして環境モデル都市としてのさらなる飛躍に向けた当局のなお一層の取り組みに期待を申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

◎新里 匠君

新里匠であります。昨日大阪府、京都府両府を中心とする地域において大地震が発生し、大きな被害が発生しております。その中でも小学生の女の子がブロックに挟まれたことは、同じ子を持つ親として心が裂ける思いです。結果論であります。塀の上に簡易に積まれたブロックという危険の芽を摘み取ってれば救えた命であったことを思うと、行政に携わる者の一人として、私たちの宮古島市においてもそういう危険をしっかりとケアしなければならないと心を新たにしております。

それでは、市民の声を代弁し、通告に従いまして質問をしていきますので、市民をしっかりと見た答弁をよろしく願います。

まず初めに、観光行政についてお伺いをいたします。観光資源の保護についてであります。宮古島市における観光資源の考え方、これ観光資源をどういったものと考えているかという質問であります。ご答弁をよろしく願います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

観光資源についての考え方ということでございますが、宮古島市における観光資源はトライアスロンなどたくさんのイベント、それから住民の温かいおもてなしの心など、いろいろあると思いますが、その中でも青い海と白い砂に象徴される豊かな自然は、最も重要な観光資源であると考えております。そのため、宮古島の豊かな自然を守り保全することは、観光振興にとって重要なことであるというふうに考えております。

◎新里 匠君

生活環境部長、まさに生活環境部長がおっしゃられたイベント、おもてなし、青い海と白い砂、そういうことがまた宮古島の資源の最重要なところかなと思っております。その中において、私は熱帯魚やサンゴ、イソギンチャクはその中でも重要な資源だと考えておりますけれども、近年観光業者によると、カクレマノミやチョウチョウオなどの乱獲が進んでいるようです。これは、いわば宮古島の資源の喪失であると思っておりますけれども、宮古島市独自の観光資源保護条例の設置について考えていないかお伺いをいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島の海に生息する熱帯魚やサンゴ、イソギンチャクなどは、宮古島の魅力的な海を構成する重要な観光資源であるというふうに考えております。議員ご指摘のとおり乱獲が進んでいるのであれば、何らかの対策が必要であるというふうに考えております。現在沖縄県、それから県内市町村でどのような取り組みをしているのか、その状況等も調査しながら検討していきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

生活環境部長、カクレマノミ等は小さいので、一度イソギンチャクから、雄と雌、つがいがいるようですけれども、一匹でもとっちゃうとその繁殖にも影響が出るということでしたので、ぜひ前向きに何ら

かの手だてを打っていただきたいと思います。

次へ参ります。次は、佐良浜地区の観光業者向け浮棧橋の設置に対する県への働きかけはできないかお伺いをいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、沖縄県に確認したところ、佐良浜漁業協同組合の浮棧橋については、国の水産基盤整備事業を活用して沖縄県が平成17年度に整備してあります。また、現場を確認ところ、本浮棧橋は現状でも漁船の係留などで活用されており、漁港施設としての機能を発揮しております。水面からの高さにつきましては、漁船利用上問題ないということ伊良部漁業協同組合長に確認しているところであります。

◎新里 匠君

今質問したのは遊漁船の件なんですけれども、今の高さだと遊漁船にとってはちょっと高いと。漁船が使っているところに関しては漁船が優先であるというところで、昔定期船の際に使っていた浮棧橋を何とか使えないものかという声もありました。喫水を下げる等の手だてをすれば、何とか使えるんじゃないかと思っておりますから、ぜひ県への働きかけをよろしくお願いいたします。

続いて、道路行政についてお伺いをいたします。現在宮古地区トラック事業協同組合前から空港方面への小さい道があるんですけれども、これのですね、道路の整備についてお伺いをいたします。空港へのアクセスが多いにもかかわらず、狭く危険であります。以前にも他議員が質問したと思いますけれども、現在の状況をお伺いいたします。よろしくお願い致します。

◎建設部長（下地康教君）

今のご質問、宮古地区トラック事業協同組合前から空港方面へ向かう道路の拡幅でございますけれども、当路線は市道腰原39号線でございます。現在本路線の整備計画はありませんが、平成33年4月に市総合庁舎が供用開始される予定でございます。また、J T A ドーム宮古島も供用開始されておまして、それに加え大規模集客施設の建設計画もあることから、今後交通量もふえ、利用頻度も増すと考えております。つきましては、県と調整を進めながら、平成31年度概算要求はもう終了しているところでございますが、平成32年度に新規要望を行っていきたいというふうに考えております。

◎新里 匠君

建設部長、やっていたかということですね、市庁舎、J T A ドーム宮古島、サンエー宮古島シティですかね、また大きい集客施設ということで、道路を整備することによってまた市民の便利さが増すと思しますので、よろしくお願いをいたします。

続いてですけれども、水道行政についてお伺いをいたします。伊良部南区の断水についてお伺いをいたします。断水以降、マスコミや上下水道部からも公表があるのですが、私は住民の疑問に思っていることを住民にかわりまして質問をしたいと思っております。まず、今回4月27日から最大4日間発生した断水はなぜ起こったのですか。よろしくお願い致します。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

断水の原因についてですが、先ほど我如古三雄議員にもお答えいたしました、当初当区は近年観光客の増加により、ホテル等の建設に伴う水使用量の急激な増加が原因と考えておりましたが、断水解除後、第3配水池のボールタップを取り外し、確認したところ、一部に損傷があり、正常に作動していないこと

がわかりました。今回の断水の原因は、これらのことが複合的に作用したことを考えておりますが、最も大きな要因はボールタップの損傷であると考えております。

◎新里 匠君

上下水道部長、なぜ起きたかというのはですね、2つ考え方があると思いますけれども、まずは実証的ななぜですね。つまり断水が起こったのは、瞬間的な給水の増加によりタンクが空になったことやボールタップの損傷であるとするものと、もう一つですね、ではなぜその事象は起こったのかということです。つまり瞬間的な給水の増加があったとしても、ボールタップの損傷という要因を取り除くことができれば断水は起きなかったのではないのでしょうか。見解をお願いします。ボールタップを点検していればよかつたんじゃないかという、端的に。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

ボールタップの点検についてお答えいたします。ボールタップの設置されている位置がですね、タンクの奥のほうにありまして、点検が困難な箇所がありました。それでは、どのように点検していたかと申しますと、水量を十分確保しておればボールタップは正常に機能していると判断しておりましたので、水位によって目視によって確認しておりました。ですが、今回の断水を踏まえて、ボールタップの点検についてはボールタップの付近の上のほうをですね、開口部を、穴をあけまして、それによって安易に点検が行えるような施設に整備していきたいと考えております。

◎新里 匠君

先ほどの我如古三雄議員の質問にお答えいただいたのと同じように、ボールタップの点検については難しい位置にあったから、それを見えやすいところに点検口をつくり直すなりして、点検をするということですから、ぜひこういった見える化というかですね、そういったことをしっかりとやっていただくようによろしくお願いをします。

関連して、上下水道部においては、水道施設を管理運営していくに当たってさまざまな日々の点検をしていると思われませんが、今回このボールタップはその点検項目に入っていなかったということですが、それはなぜでしょうか。すぐすぐ故障するようなものではないから、点検項目に入っていなかったのか、先ほどの答弁のように、点検が簡単にできるようなところがないから、点検項目に入っていなかったのかというところでお答えをお願いいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

ボールタップをなぜ点検していなかったかという理由でございますけれども、確かに水道施設の点検につきましては、ほかの全ての施設につきましては、年に2回、専門業者に業務委託を行いまして点検を行っておりますが、ボールタップについては、先ほども述べましたように、ちょっと点検の厳しい状況の場所に備えられておりました。ですが、やっていないということではなくて、そのボールタップが機能しているかどうかというのは水量が確実に入っているということをモニターなどで確認しておりますので、それによってボールタップの機能は果たしているなというような感じでチェックをしていたということになります。

◎新里 匠君

ありがとうございます。ボールタップの先ほど話でしたけれども、水道設備の重要な部分というものは

さまざまあると思いますが、これらの耐久年数などを規定する指針はないのですか。ないのであれば早急な策定と、あればその項目にボルトアップやその他重要なものを組み込んでほしいと思いますが、見解を伺います。お願いします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

耐用年数についてお答えいたしますが、水道施設の耐用年数につきましては、地方公営企業法などでも定められているほか、またその製造したメーカーによって耐用年数は決まっております。ですから、そのボルトアップそのものの確定的なものではなくて、類似品的な部分でありますので、この類似品的な部分での耐用年数でもって今後しっかりとこれを遵守していきたいと考えております。

◎新里 匠君

製造メーカーとかですね、こういうもののチェック項目に従ってやっていくということですから、ぜひしっかりとよろしく願いをいたします。

続きまして、水道設備の管理という観点からもう一つお伺いいたします。今全国的にも水道施設の劣化が大きな社会問題としてクローズアップされていますが、そこで宮古島市の現状はどうかと。いつごろ整備され、耐久年数と比べてどのような状態かと。また、水道施設整備の予算は十分であるか、もし十分でなければ優先順位等あると考えますが、大規模な予算をつけて大点検、整備を行うのがいいと思いますが、見解をよろしく願いいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

施設の点検についてお答えいたします。水道施設の更新及び改良につきましては、平成28年度から平成38年度までの10年間の整備計画を策定してあります。その計画をもとに施設整備を進める計画であります。予算につきましては、基本的には水道料金収入により実施いたしますが、国庫補助事業等も活用しながら対応してまいります。大点検整備につきましては、定期的な点検はほとんどの施設を実施しておりますので、今後は点検回数をふやすことも検討してまいりたいと考えております。

◎新里 匠君

しっかりと10年間の整備計画の中でやっているということで安心をいたしました。ぜひですね、それに加えて点検回数とかをまたふやして、使いやすいようにですね、やっていただけるようお願いをいたします。

続きまして、関連してですけれども、断水が4日間続いたことについてお伺いをいたします。公表文書によると、4日間続いたのは管の場所確認に時間を要したこと、管が空になっていたことによる注水及び漏水試験に時間を要したことによるとされていますが、通常より時間がかかったのは何か理由があるのでしょうか。よろしく申し上げます。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

断水が4日間長引いたのはなぜかということでありまして、当初断水の原因は漏水と考えましたので、その漏水箇所を探すのに時間を要しました。つまり配水管がですね、第3配水池から国仲交差点までに設置されております配水管が埋設されているのが地下4メートルから5メートルほどの箇所でありましたので、それを重機で掘削して、ルートを調査しまして、漏水箇所を探すというのが大変な作業でありまして、これに2日間ほどかかりました。それから、漏水ではないということを確認しまして、その後断水

解除に向けて配水管に注水を行いましたけれども、もう既に配水管内にエアが混入しておりまして、スムーズな注水ができなかったということも断水解除に4日間もかかったということでございます。

◎新里 匠君

今説明受けたところによると、4メートルという深い位置ですね、管路の位置はわかっていたけれども、掘って、管の中に水がないことによって注水プラスエア等ですね、抜きをするのに2日間かかったと。私建設関連の仕事をしていたので、これそんな遅くはないと実際思います。エアが抜けたと、エア抜くという作業はですね、目に見えないものですね、あって、幾ら水を入れてもエアが抜けてこないということは、十分考えられるのかなと思いますけれども、この4メートル掘って管を出すという作業がなければ1日短縮できたのかなというところも考えられますので、この管路の整備をちょっと早急に、ルートの変更とか、高さの変更をしないといけないのかなと思いますけれども、市によると調査設計業務を6月上旬、実施設計業務を10月末ごろ、施工を新年度でやるということですが、これですね、方針を決めたらすぐにでもですね、来年度と言わずですね、これを早目にやってもらえるのがいいのかなと思いますけれども、見解をよろしく願いいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

整備につきましては、10月末までに調査設計が終わりまして、その後実施設計となりまして、その後で実際の実施を行っていくわけですが、可能な限りですね、ルート変更等整備ができるように努めてまいりたいと思います。

◎新里 匠君

可能な限り早くやっていただけるということですね、計画をしっかりとやらないと、やってもまたうまくいかないということになるという懸念もあるから、来年度ということもあるかもしれませんが、ぜひなるべく早いうちに施工をよろしく願いをいたします。

次にですが、3号貯水池の設備についての見解をお伺いいたしますが、貯水池の水量の管理はされていたのかということに対して、流出側の水量は確認していたが、流入側は確認が難しかったということでした。簡易流量計とかですね、やって管理はされていたということですが、しかし単純に流出側に問題がなければ流入側も問題ないということだと理解しますが、流出側を管理していることはですね。しかし、流入側は貯水池の下の方に多分あるんでしょうかね。下のほうにあるわけですから、極端な話、その管の上部まで水があれば問題ないという判断になってくると思うんですよ。しかし、そのとき流入側に問題があって、実は管のすぐ上部にしか水がなくて、流出側に問題が生じたときには時既に遅しということになってしまうことがあるかもしれません。やはり流入側が問題ないことが大前提であるので、流入側にも水量が確認できるようなものにしなければならぬと考えますが、今回の調査等に含めて検討し、改善するべきではないかと考えますが、見解をお願いいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

今回の経緯に至った要因といたしまして、確かに必要流入が確保できていなかったということが要因でありますので、今回実施する調査委託の中でそういった対策をですね、しっかりと流入が確保できるような対策を講じてまいりたいと思います。

◎新里 匠君

ありがとうございます。

次に、宮古島市水道事業給水条例により市は今回の断水で被害をこうむった事業者らが求めている賠償についてはできないとし、それを受けて事業者らは訴訟の動きもあるという見解を新聞報道で見ましたが、その宮古島市水道事業給水条例の中で申請する際に宮古島市水道事業給水条例を担保しますとうたっているのにもかかわらず訴訟の動きがあるのは、事業者と水道事業者である宮古島市の普遍的な認識、つまり水道法や宮古島市水道事業給水条例についての理解や共有がなされていなかったのではないかという件についてお伺いをいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

市といたしましては、市民やホテルなどの事業者と給水契約を結ぶ際には、宮古島市水道事業給水条例をもとに申請書により給水を開始しておりますので、使用者にも理解していただいているものと考えております。

（議員の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

新里匠君、今の質問は、これは通告外だと思います。それはもう気をつけてください。

（議員の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

気をつけて質問してください。

◎新里 匠君

関連して、今伊良部島ではホテル施設等が数多く予定されているが、給水可能かどうかのシミュレーションはできているかお伺いをいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

シミュレーションの件についてですが、ホテルなどの大型施設の建設の際には、事前に給水計画書の中において1日当たりの使用水量等について協議を行い、周辺地域住民への水圧等に影響が出ないかどうかのシミュレーションなどを行っております。精査後は、受水槽等の設置の条件をつけて給水同意を行っております。

◎新里 匠君

今後の対応についてお伺いをいたします。今回の事業者側との訴訟等の動きに関連して、宮古島市水道事業給水条例の第16条において、水道施設の損傷等においてその損害について市は損害賠償を負わないということに関連して、そもそも事業者は水道がないと困るのは最初から明白な多分事実だと思います。ならば水道施設が損傷し給水がとまっても、水が使用できる状態であれば何も問題はないのかなと思っておりますけれども、そこでもう宮古島市水道事業給水条例の中には貯水槽の整備を義務づけたらいかがかなと思います。また、今整備されているところもあるが、その取水方法が、くみ上げ方法ですね、がなければですね、取水口を統一させる、またその取水口に対しては既存の貯水設備を持っているところに関しては何らかのバックアップをしてあげると、給水ストップ時には市の給水車を回して給水をする、このようなことをすれば事業者も顧客も安心して宮古島市に来られるのではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

今回の断水を踏まえて、議員が提案しています受水槽の義務化については、宮古島市水道事業給水条例もよく精査しながら、検討してまいりたいと考えております。

◎新里 匠君

次に、断水時に行われた給水やその他宮古島市の対応についてお伺いいたしますが、初めに給水用設備についてお伺いいたします。断水当時に給水が消防車、自衛隊、市の給水タンクによるものがありました。この給水タンク、市の所有でありますけれども、当時確認したところ、2トンの容量があったと記憶をしておりますが、このタンクは人間二、三人で簡単に持つことができたものでした。まさに災害時にはうってつけのタンクだと思いましたが、その個数を確認すると1つだけということでしたので、今回は伊良部地区のみの給水でしたが、これから先、全島的な災害が起こったときにはもっと必要じゃないかと思っておりますので、これからふやす予定はないのかお伺いをいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

給水タンクをふやすということについてですけれども、年度内、今年度中に給水タンクを購入する計画をしております。

◎新里 匠

備えあれば憂いなしということですので、ぜひですね、購入して、災害は起こらないほうがいいんですけども、起きたときにしっかり対応できるような対応をよろしくお願いします。

続きまして、給水、配水の体制についてお伺いをいたします。市長は、断水時、水をとりに来る方々のほかに、家で動けない方々のために介護事業者などに要請して配水をしてもらったと記憶しておりますけれども、私はこの介護事業者を地域密着だと感じ、ありがたいと思ったと同時に、このような地域のことを知り尽くした事業者が災害時に動いてもらえるように災害協定を結んだらどうかと考えますが、今宮古島市では建設とか整備とかハード面の災害協定は結んでいるとは理解しますが、このようなソフト面の災害協定を結ぶことはできないかお伺いをいたします。

◎市長（下地敏彦君）

災害時におけるいろんな分野での相互連携というのは必要だというふうに思います。今私どもは、災害、防災のための計画を持っておりますし、それをもっと充実した形でですね、相互の連携を図るようにもう一度マニュアルを見直してみたいと思います。

◎新里 匠君

市長、ありがとうございます。マニュアルを見直して、またよりよいものを入れていってくださるということですね、心強く思っております。

次になりますけれども、断水時における広報活動についてですけれども、やはり住民は今起こっていることに対して、何が起きているか、いつごろ終わる、収束するのかというのが災害時における心理だと思います。今回の断水時においても当初情報が得られず、どうなっているか、給水所に来られる方々もいて、中にはかなり怒っている方々もおりました。しかし、やはり当然のことなんですよね。ですから、どんな情報でも今の事実、状況を知らせるといえるのは、不安を取り除き、頑張るぞという気持ち、気力を持つためには必要なことだと思います。しかし、今回当初それが弱かったのかなと思います。したがって、

広報車が回っても広報の仕方がまずくて伝わらないということもありましたから、これからはエリアメール等も含めてあらゆる情報手段を使ってそのときに生きた情報を与えることが必要であると考えますが、ご見解をお願いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

災害等が発生した場合、刻々と状況が変わります。その情報をしっかりと適宜市民に伝えるということはとても大切だと思いますから、それができるように今後しっかりやってまいりたいと思います。今回は、最初どこで断水が起こっているのかというのを調べるのに手間取りまして、状況の説明が少しおくれましたけれども、後半広報車を通じてですね、それができたんで、少し市民も安心した部分があったのかなと思います。適切な対応に心がけてまいります。

◎新里 匠君

市長、ありがとうございます。本当に最初の断水の原因というものが非常に水の使用量がふえたことによるという情報もですね、私は間違っていたとは思いません。そのときにベストの、全ての情報を流すという意識は、私は大事じゃないかなと思っておりますから、ぜひそれに加えてエリアメール等も含めて市民に安心していただけるような情報の公開をお願いをいたします。

質問は最後ですけれども、このような断水という災害があったわけですが、水道施設の取りかえ、意識改革等も含めて、これから伊良部島の方々は安心して水が使えるのでしょうか。お伺いをいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

確かに今回の断水によりましていろんなご不安とご迷惑をおかけしたことは深くおわびしたいと思いますが、やはり今後についてですね、伊良部南区における水道施設につきましては、しっかりとした施設整備を行いまして、二度とこのような事態を招かないように体制をしっかりとつくりまして、水道施設の見直しなどいろんなことを含めてしっかりとした水道施設の整備を行っていきたくて考えております。

◎新里 匠君

上下水道部長、長々ありがとうございました。

最後に、私見を述べたいと思います。少々長いですが、最後に、今回の伊良部南区の断水について、4月27日から4日間にわたりましたが、伊良部南区においてその生活に著しい不便と不安、あるいは怒り等も感じさせてしまった住民の方々に申しわけない気持ちでいっぱいです。地域の未来のために頑張ろうとこの場にながら、一番守らなくてはいけない生活という大きなものを揺るがしてしまったことに大きな反省を覚えます。

また、水は生きるために最も必要なものです。今回批判と要望をお伝えしましたが、市民の皆様生活を考え、上下水道部を初め、全ての部局職員及び私たち議会も市民本位の行政運営を行っていかなくてはならないと感じます。

また、今回伊良部南地区商業施設有志の会から陳情書が届いた点においても、ゴールデンウィーク中の書き入れ時に水を差し、その営業について大きな影響を与えてしまったことは心情的に理解をいたします。ですから、何らかの方法で伊良部南地区商業施設有志の会の皆様には援助していただくことを切望いたしますし、心からの対応をしていただけるようお願いをいたします。

先ほど水道法や宮古島市水道事業給水条例の中で損害賠償はできないとの趣旨のもと発言をいたしました

た。しかし、そういうほかの契約とは違う水道法の観点から見れば、そうであるからこそ水道事業者は予兆なく発生する断水等については慎重に配慮し、その維持とサービス提供を確実に行わなければなりません。「飲水思源」というんですかね、世の中で一番おいしいのは水であり、そして方円の器に従い、誰にでもひとしく役立ててくれるのも水である。水のおいしさ、ありがたさが今忘れられようとしている。水を飲んで、その源を思い、そのありがたさを知るときが来たのだ。これは、昭和43年に書かれて、現在も上下水道部の部長室にかけられているものです。50年前に書かれた言葉ですけれども、水道事業者はその言葉をかみしめ、これまでその大きな重責を担ってきたわけです。実は今回私は、その思いをかいま見ることができました。原因がわからず、疲労こんぱいで作業に当たっている上下水道部職員が一生懸命住民のためにその究明や住民への対応に当たる姿、また原因がわかりそうだ、復旧のめどが立った、やっと住民の皆様にご不便のない生活を提供できる、その段階ごとの表情の移り変わりに日々の職務を一生懸命行ってきた確かな足跡を感じました。確かに一つの部品が壊れなければ、点検作業を行っていれば、このような事態にはならなかったかもしれないけど、このことによって私は再び確かな連携と技術を培った職員たちがいることを心に刻まなければならないし、これからの水道事業はこのことを踏まえて信じていけるものだと感じました。

それと、もう一つ感じたことがあります。それは、住民が困っているときに同じ気持ちになることです。宮古島市で行われている行政において、その責任は紛れもなく市長にあります。今回の件でもそうだと思います。しかし、今回の件でここにいる誰よりも市民とともにいたのは市長だと思います。一番先に現場に駆けつけ、水の段取り、配水体制、幹部職員への指示、住民への声かけ等、トップが災害の現場にいて住民の安心感、これはとっても大事だなと感じました。それと同時に、私たち議会のメンバーや職員の一人一人の災害に対する住民とともに寄り添う姿勢は反省しなければならないと感じました。言うこと、思うことは簡単です。しかし、住民が困っているときに寄り添う姿勢こそが行政に求められているのではないのでしょうか。この伊良部南区の断水という一つの災害を通して得た教訓を生かすために、公僕一人一人が自分のこととして常に住民と一緒に寄り添う宮古島市でいることを誓って、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで新里匠君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎前里光健君

前里光健です。平成30年6月定例会に当たり、通告に従いまして一問一答にて一般質問を行ってまいります。当局におかれましては、皆様にわかりやすい丁寧なご説明、ご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてであります。平成30年第3回沖縄県議会において、沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例が可決されております。新条例では、これまで対象とされていた事業に土地の造成を伴う事業を追加し、その施行規則に土地の造成を伴う事業の規模要件、施行区域20ヘクタール以上であるものに限るを追加するものであります。こちら沖縄県環境影響評価条例は、施設の建設などで、環境、動植物に影響を与える可能性のある事業について事業者が環境への影響を調査し評価し、また環境保全を踏まえた事業計画を作成することが目的です。今回の条例改正により、土地の造成を伴う事業において環境影響評価の対象範囲が大幅に広がります。以上を踏まえて伺います。沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例を平成30年10月1日に全面施行させるということですが、本市への影響についてお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例に関する質問についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、この沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例が10月1日に全面施行されることになっております。改正されて施行される沖縄県環境影響評価条例では、施行区域が20ヘクタール以上の土地造成を伴う全ての事業が規制の対象となることが条例本則に追記をされております。また、同条例施行規則では、規制対象規模が従来の土地の形状変更に係る部分から施行区域全域に拡大されるとともに、規制対象面積については30ヘクタール以上であるものから20ヘクタール以上であるものへと、より規制が厳しいものになっております。このように規制が厳しくなることによって、本市への影響としては、生活環境の整備に係る土地区画整理事業において、調査に多大な時間と費用がかかること、また本来集約されるべき公共施設等が分散して設置されていく可能性があることなど、結果として市民の経済的負担、精神的不安が増大していくというふうに懸念をしております。

◎前里光健君

市民への経済的負担、またいろいろこの沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例に伴って影響があるということであります。

次に、本市において、特に観光産業、またその他の事業に係る整備開発事業に影響が及ぶ可能性が考えられます。今後条例改正に対する当局の対応についてどのようにお考えかお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先ほど土地の区画整理事業、それから公共施設の統合計画というふうに影響があるということを説明いたしましたけれども、そのほか、企業誘致に係る工業団地の造成、それからスポーツ、またはレクリエーション施設用地の造成、都市公園等の新設、変更事業、廃棄物の処理施設の設置、変更事業など、官民間問わず多くの事業計画や事業進捗に影響を及ぼし、ひいては地域経済への損失につながることを大変懸念をしております。本市におきましては、沖縄県知事に対し、ことし3月に本条例改正に係る意見として、離島地域の振興及び地域、圏域の現状に合った規制規模及び面積値の意見提案をしております。本市以外のほかの市町村においても同様の意見が出ているとのことから、一律規制ではなく、地域、圏域に適した規制規模等の検討について、他市町村と協調しながら引き続き県に対して意見提案をしていきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

他市町村とまた協議して提案をしていくと、そして3月のほうには意見書ですかね、提案されているということで、またその市町村に合った面積を求めていくということでもあります。今議会最終本会議にて、議員の連名を募り、沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例の周知期間延長を求める要請決議の提出を検討しております。2020年は、東京オリンピックが開催されることに伴い、世界から観光客が日本全体に訪れることとなります。2020年以降も沖縄県の観光客は伸びると考えられており、既に観光客受け入れ1,000万人が目前となっています。また、宮古島市においても、伊良部大橋開通によりここ数年で観光客数が予想以上に伸び、観光客数100万人突破が目前であります。さらには、下地島旅客ターミナル整備事業、クルーズ船拠点形成事業選定により受け入れ態勢強化が図られていることで、数年後には150万人を目指す勢いがあります。このように宮古島市観光産業が急速に発展するタイミングであることは明らかであります。この新条例は、整備開発事業の抑制や開発構想の減退につながると考えております。環境影響評価が入ると、事業にもよりますけれども、3年から5年は調査期間に費やされることとなります。その事業の進捗が大幅におくれます。このようにさまざまな分野への影響が大きい本条例の周知期間が約半年というのは、短過ぎると考えております。環境影響評価は重要と考えるからこそ、周知期間を十分にとることが重要だと考えております。ぜひ本市としてもですね、影響があると考えておりますので、また県に対して、市町村においてですね、提案を、また周知期間延長を求めていただけますようお願いいたします。こちらについては以上とさせていただきます。

次に、教育行政について。小中学校へのクーラー設置についてでございます。今回議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、教育費において、空調施設工事実施計画委託業務費として、小学校分で2,004万円、中学校分で864万円、幼稚園分で192万円が計上されております。以上を踏まえてお伺いいたします。実施設計に伴い、各学校においての設置の優先順位と宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会においてどのように話し合われているのかについて伺います。

◎教育部長（下地信男君）

小中学校へのクーラー設置につきまして、設置の優先順位と、どの学校から設置するのかというご質問だと思います。幼稚園、小中学校への普通教室等への空調設備の設置につきましては、学校長代表、PTA代表、市職員などで構成する宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会を設置しまして、整備の方法、あるいは設置後の管理などにつきまして協議を行っております。この宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会で確認されたこととして、空調設備は幼稚園が12園の17室、小学校が16校の166室、中学校が9校63室を整備すること、整備期間は平成31年度から平成32年度の2カ年間とすること。あと議員ご質問のどの学校から整備するか、いわゆる整備校の優先順位の考え方として、児童生徒数の多い学校、なおかつ1学級当たり児童生徒数の多い学校を優先するという方針が確認されました。今後どの学校から整備していくのかという順位につきましては、この方針に従いまして、毎年度整備校を編成して、次回の宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会で議論、決定することになっております。したがって、今はまだ決定はされていないという状況でございます。

◎前里光健君

宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会において方向性が、また次回の宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会において決めていく予定で、今はまだ決定されていないとい

うことではありますが、次の質問に関してはスケジュールについてもお答えいただいております。

それですね、関連質問させていただきたいんですけれども、3月定例会においてランニングコスト3,500万円かかるというふうに答弁されております。そのランニングコストというものは、その年の気温、または学校の人数、そして使用状況に応じてランニングコストの金額というのは変わってまいります。ですが、ある一定のルール、規則など、各学校においてあるとは思いますが、統一といいますか、ルールづくりをしなければいけないと考えますが、その点について宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会にてどのように話し合われたのか、その点について、関連質問ではありますが、お伺いいたします。よろしく申し上げます。

◎教育部長（下地信男君）

先ほど申しあげました宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会において、今後のクーラーの設置につきましても議論しております。その中で、学校現場で空調設備を管理していただくこととなりますので、その運用方針案というものをですね、この会議の中に示してあります。細かくございますけれども、いわゆるランニングコストを抑えていくために、使用時間をどうするであるとか、クーラーが稼働する期間をどうするであるとか、あるいは学校における管理人ですね、誰が学校で空調機のオンオフを確認して方針に従って運営をしていくかということも提示してあります。通常時の温度設定もどの程度にするのかということもですね、細かにしております。先ほども申しあげましたように、やっぱり学校現場でしっかり運営をしていただくための運用指針をですね、今議論中です。ランニングコスト年間3,500万円と試算されています。また、財政課からもやはりコストをどうするかという課題が投げられておりますので、その辺のコスト意識を持ちながらですね、学校と再度どういった運用をするのかという指針につきましては宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会で議論して深めていきたいと思っております。

◎前里光健君

ありがとうございます。宮古島市立幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会においてランニングコスト抑制につなげるためのルールづくり、運用方法の策定を行っていくということであります。子供たちの学習環境に必要な設備であるということでもありますので、今後その計画におくれが生じないようによろしく願い申し上げまして、クーラーの設置について以上とさせていただきます。

次に、学校現場の働き方改革についてでございます。多様化する児童生徒への生活指導や保護者の対応、部活動指導、授業準備、さらには次期学習指導要領改訂に向けての準備など、先生への業務負担の過多が常態化しているのではないかと懸念されております。以上を踏まえてお伺いいたします。全国的に働き方改革が進められておりますが、学校現場における働き方改革に向けて本市はどのような取り組みを行っているのか。先ほど我如古三雄議員の答弁の中にも、こちらは給食費の公会計化ということで、緊急対策通知が国から示されている、これはガイドラインが示されているということではありますが、それ以外のガイドライン、国から示されていることに関してお尋ねいたします。

◎教育長（宮國 博君）

学校現場におけるところの教職員の働き方改革につきましては、我如古三雄議員に午前中お答えしたとおりの流れでございます。ですから、この流れを踏まえた上での改革が全国的に進むわけでありませ

ども、宮古島市の教育委員会としましてはですね、これまで学校に対して、具体的には学校の行事の精選、それから見直し、学校運営の効率化、また部活動の適正化や外部指導者の活用などを促してきております。学校の校長とは大変親しく、学校長面談という日程が組まれますので、各学校の校長とはこの辺につきましてはしっかりと話をしているところなんです。いろいろありましたけれども、まず学校のもろもろの行事を全部棚卸してくれと、一旦卸してくれと。その中で必要なものを上げていくような感じで改革を進めない、あるものの中から引き出すというのはなかなか難しいというようなことを私はずっと主張してきていたところでございます。ですから、それについては学校運営に当たる校長はしっかりと認識をしているところでございます。それとともにですね、校務支援システムという制度を導入して、教員の事務軽減と効率化を図っております。校務支援システムです。また、学校では問題を抱える児童生徒への指導、支援も教職員の大きな業務ですが、そこにも特別教育支援員の配置やスクールソーシャルワーカーの配置を行い、効果的な支援と教員の業務軽減につなげていっているということです。それから、学校給食の公会計化に向けましては、我如古三雄議員にもお答えしたとおり、現在取り組んでいるところでございます。そして、教師の服務監督者である教育委員会としては、教師の勤務時間の管理の徹底が求められており、今後出退勤管理システムの導入について、いろいろ方法がございますので、最もいい方法というのは何かというようなことを今考えているところでございます。現実問題として、教職員の出退勤に関する実態というのがまだ我々のほうでもつかめていないというのが実情です。今後も学校現場の声を聞きながら取り組んでいくわけですが、実は教職員の働き方改革につきましては、これは学校現場だけで解決できる問題ではございません。これは、保護者も、あるいは社会もですね、先生方の勤務体制についての考え方を再度認識していただいて、多くの協力を得ながらの進め方にならないと大変難しい大きな課題だなと思っております。文部科学省からの改革についての指針と申しますか、それはまだ具体的には届いておりませんが、先ほどから話をしておりますとおりで大変大きな問題でございまして、これは、実は教育委員会で教職員の働き方改革を考えると申しますか、解決に向けての検討委員会を立ち上げましてね、これを文部科学省から来る指針と照らし合わせながら、宮古島の教職員の働き方については真剣に取り組んでいきたいと、このように考えているところです。

◎前里光健君

給食費の公会計化、そして部活動指導員の外部人員の活用、特別教育支援員の幼稚園のサポート、また出退勤の管理導入ということですが、最近ありました新聞を読みますと、その新聞社がなぜ先生は忙しいのでしょうかというアンケートを今年度実施したところ、回答はですね、事務や学校行事など授業以外の仕事が多いということが回答の大半、8割以上ありました。要するに授業以外の業務を軽減していくことが重要だということがわかります。また、先月働き方改革セミナーというものに参加をさせていただきました。その中において、講師の方に学校現場における先生方の業務負担軽減をどのように図ったほうが最適でありますかということをお伺いしたところ、やはり現場教職員の出退勤の時間の正しい管理、これを行うことがまず先決だということで回答をいただきました。これほかの自治体でも出退勤というのは管理をされていると、これ導入されているところがあると聞いてはおりますが、実際のところ、退勤処理をした後も残って業務をされているということがあります。今の段階で課題も見えてはおりますが、しかし導入しなければその改善も進まないわけでありまして、ぜひその導入に向けてですね、また学校現場、

働き方改革を行うことで教職員の負担軽減を図っていただきますようお願い申し上げます、こちらについては以上とさせていただきます。

次に、ICT教育についてでございます。次世代学校ICT環境の整備に向けた実証事業について。宮古島のICT教育への取り組みは、全国の中でも進んでいる状況であると聞いております。過去には、フューチャースクール推進事業、ドリームスクール実証事業という事業に参加し、成果が上がっているというふうに聞いております。また、本年度から進められている総務省主催の次世代学校ICT環境の整備に向けた実証、スマートスクール・プラットフォーム実証事業が久松小中学校、また下地小中学校にて実証団体候補として認定され、それで事業が進められているということではありますが、以上を踏まえて伺います。本年度から久松小中学校、また下地小中学校で実施されている国の実証事業、スマートスクール・プラットフォーム実証事業の整備に向けた実証の狙いや概要についてお伺いいたします。

◎**教育部長（下地信男君）**

次世代学校ICT環境の整備に向けた実証事業の狙い、概要ですけれども、国におきまして、総務省におきましては、児童生徒や教員が多種多様なデジタル教材、ツールをいつでもどこでも利用でき、かつ低コストで導入、運用可能なクラウド技術を活用したシステム、スマートスクール・プラットフォームとっておりますが、その整備を目指しております。本実証事業は、当システムを学校現場において円滑にするための基盤となる次世代学校ICT環境整備のあり方を整理することを目的としております。実証の概要につきまして、離島における有限の資源の中でICT環境整備の活用を効果的、計画的に進めるため、情報端末やネットワーク環境等のベストミックス、いわゆる最も効率的な整備のあり方、eラーニングを活用した教職員研修による働き方の変化、グローバル化に対応したAI、人工知能による英会話学習システムの学校教育への応用可能性の3モデルを検証する内容になってございます。ちょっと難しい表現になってしまいましたけど。既存のですね、授業学習系のシステム、これ子供たちが使っているシステム、それから先生方、校務支援システムと言われております。いろんなシステムがありますが、これを連携したときに安全かつ効率的に運用できる仕組み、特に学校現場でその仕組みづくりのためにどういった環境整備をすればということを実証、検証していくという事業でございます。

◎**前里光健君**

これは、離島におけるICT活用の推進ということですので、こちら安全かつ効率的に実証事業が全国に先駆けて行われています。これは、モデル事業として今後全国のそういった小学校、中学校に展開をされていくということでもあります。私見ではありますが、このようなすばらしい事業が進められている中で、やはりまだまだPRが足りないのかなと、もっとこちら周知を図ってもいいのかなという考えがありますが、まだまだ実証段階でありますので、しっかりとした報告書がまとめればですね、ぜひ皆さんにまた報告をいただきたい。

その中でですが、国の実証事業に当たり市の事業負担というものはあるものなのか。もしある場合はその事業費の金額についてお伺いいたします。

◎**教育部長（下地信男君）**

この実証事業ですけれども、これは100%国の負担で行っている事業でございますので、市の事業負担はございません。この事業の仕組みですけれども、これ総務省とですね、この実証事業に挑戦してみたいという

企業が応募して、そこで選任された民間事業者が代表でやっております。民間事業が展開しますけれども、地域協議会という、また地域でこういう支援をする組織をつくってですね、全体で運営していくという仕組みですけれども、NTTでありますとか地元企業の株式会社沖縄ビジネスセンター、それから株式会社エヌ・ティ・ティ・ドゥ、それから沖縄総合通信事務所、市の教育委員会もそうですけれども、そういった方々と編成して、琉球大学の先生をアドバイザーに据えて運営しております。ですから、総務省と契約している民間事業者が予算を持ちながら連絡会で全体で回していくという事業でございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。

次のウの質問に関しては、割愛をさせていただきます。

次に、ICT教育推進に向けた体制についてであります。国のフューチャースクール推進事業時には、ICT支援員や企業からのサポートが入っていた状況にもかかわらず、やはり現場の先生は大変だったというふうに聞いております。以上を踏まえて伺います。今後ICT教育の導入をスムーズに行っていくため、本市でサポートはどのようになっているのかについて伺います。

◎教育部長（下地信男君）

ICT教育推進に向けた支援体制につきまして、現在本市では学校内において教師と生徒がICTを活用した授業を容易に実施できる環境にするため、生徒用パソコンのタブレット化、あるいは搭載するソフト、デジタル教材など、ワイファイ環境について全校同一の環境を目指して整備を進めております。あわせて、教員向けにICT活用の研修やICT支援員を派遣し、授業等における支援を行っております。今後も引き続き新学習指導要領の実践に向け、支援を行っていきたいと思っております。

◎前里光健君

今ご答弁いただいた中にICT支援員という役割がございます。その強化を図っていかねければ、今タブレット化進んでおりますけれども、平成31年度には全ての小中学校にタブレットの整備を予定しているということですが、このICT支援員が今後重要だと思います。また、増員、強化に向けてどのようにお考えか、その点について伺います。

◎教育部長（下地信男君）

学校へのICT支援員の増員は可能かどうか、できないかということだと思いますが、国が示す2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針では、ICT支援員につきまして4校に1名を配置するというのを基準としております。一方で、本市においてICT支援員は、市内小中学校32校に対しまして1名のみ配置となっております。ICT環境の整備が進む中で、学校からのニーズに対応できていないという状況でございます。しかし、なぜ増員というか、確保できないかということですが、島内においてICTの専門知識や支援スキルを有する人材の確保が困難であるということ、いたとしましてもその人材の継続雇用という大きな課題があります。今後島内外のICT関連事業者とも連携しつつ、人材確保に取り組んでいく必要があると考えております。

◎前里光健君

スキルを持った人材の確保、またその方が入ったとしても継続雇用ができないと。去年、昨年度は2名いたということで聞いております。本年度が1名ということですので、また次年度に向けては、ぜ

ひ増員を図っていただきますようお願いいたします。

また、ICTですね、ICTの導入当初というのは、やはり学校現場で対応に苦慮すると聞いております。ICTの活用が進みますと人材育成ということも図られますが、それと同時に長期的には財政負担、さらには先生方の業務負担軽減にもつながるといふふうにこれは考えられております。全体的な効率化、最適化が図られるということですので、今後ともこのICT化に向けたお取り組みをお願いいたします。よろしく申し上げます。

次に、高等教育機関設置についてであります。実現性の検証に向けた取り組みについて。宮古島市は、平成28年度に高等教育機関設置実現に向けて取り組みを開始し、現在に至っています。これまで全国にある既存の高等教育機関に対する設置意向調査、宮古島市の生徒、保護者を対象としたアンケート調査の実施、市内の高等学校や経済界への聞き取りによる設置ニーズ調査、高等教育機関の設置検討委員会による検討などを進めてまいりました。前回、3月定例会において、実現性の検証に向けた必要な取り組み事項を伺ったところ、最も重要な条件として、地域と高等教育機関の協働に関する施策が挙げられたとの答弁でありました。以上を踏まえて伺います。地域と高等教育機関の協働に関する具体的な施策についてご説明ください。

◎企画政策部長（友利 克君）

高等教育機関の誘致関係についてです。協働に関する具体的な施策についてでございます。地域と高等教育機関の協働につきましては、昨年度、平成29年度の調査におきまして設置意向を示した学校法人のほとんどから要望があった事項でございます。それを踏まえて、高等教育機関の設置検討委員会、これは市民の皆様による検討委員会でございます。それを踏まえてですね、高等教育機関の設置検討委員会でいろいろ議論いたしました。やはり高等教育機関の設置検討委員会の中では、6点ほど協働できるというような項目が上がりました。これまた一つの期待でもありましたけども。例えば地域と高等教育機関の継続的なコミュニケーション、次に高等教育機関の地域活動への貢献、3点目に高等教育機関から地域の小中高等への学びの提供、就学に関する機会の提供、島外からの学生と地域の交流機会の設定、そして6点目が奨学金等支援制度の構築といったこの6項目が宮古島市の高等教育機関の設置検討委員会の中で上がった要望であったり、期待でございました。これらを踏まえてですね、今年度は具体的に学生、学校、地域の活動への参加、子供たちへの教育支援活動の実施、地元企業と連携した人材の育成などの事例を今年度は調査し、これを参考に本市に望ましい高等教育機関の誘致に当たっての協働の形の構築に向けて検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

◎前里光健君

本年度は、調査を進めていくということでありまして。こちら報告書のほうがまとめられておりますが、設置実現に向けた取り組みについて、そのステップとして、この報告書の中で、本年度は地域の意思として高等教育機関のあり方の整理とあり、具体的に設置意向サウンディングを踏まえた追加インタビューによる設置意向法人の実態、設置条件などの調査というふうにあります。このサウンディングという言葉は、打診する、また相手の意向や意見を確かめる、様子をうかがうという意味がありますが、設置意向法人に対して宮古島市側から何かしらの具体的な提案をしているのかどうかについて伺います。

◎企画政策部長（友利 克君）

端的に申し上げますと、平成28年度、平成29年度の調査結果を踏まえて今年度はアクションを起こすということでございます。そのアクションとは何かといいますと、設置意向法人に対して先ほど申し上げた6項目の地域の協働でありますとか、そのほかどういったものをこの専門学校が求めてくるのかと、そういったところを直接聞き取りをしつつ、誘致実現に向けて取り組んでいくということでございます。

◎前里光健君

ありがとうございます。高等教育機関の設置は、宮古島市の発展を支える人材の育成につながる非常に大事な施策だと考えておりますので、また早期実現に向けて引き続きお取り組みいただきますようよろしくお願いいたします。こちらについては以上です。

次に、福祉行政についてであります。宮古島市での介護分野の国家資格取得について。3月定例会で本市での介護分野の国家資格試験、研修の開催は厳しいとの答弁でした。しかし、県に係る試験、研修は本市で行えるように県に対して要請をしていくとの答弁でした。以上を踏まえて伺います。県に対し本市での介護関係の試験、研修開催の要請を行ったかどうかについて伺います。

◎福祉部長（下地律子君）

介護関係の試験や研修の宮古島市開催についての要請を行ったかどうかというご質問でございます。平成30年3月定例会で答弁いたしました都道府県実施資格の試験や研修会の宮古島市での開催についての要請につきましては、宮古島市での介護資格研修及び試験の定期開催についてということで沖縄県のほうへ要請書を送付してあります。それに対する回答文書はまだ届いてはおりませんが、本年度認知症介護実践者研修を宮古島市で開催予定との回答をいただいております。

◎前里光健君

要請していただいたところ、認知症介護実践者研修、こちらの部分をやっていただけるということであります。ありがとうございます。

それを踏まえてですが、本市の介護福祉従事者の実態把握、これは介護事業者の人数や年齢層、また実際現場で働いている方の数、資格取得状況などを行うことが重要だと考えますが、この点に関して当局の見解を伺います。

◎福祉部長（下地律子君）

本市の介護福祉従事者の実態把握を行うことが重要だと考えますが、当局の見解をというご質問でございます。本市におきましては、全ての指定介護サービス事業所の従業員数の把握はしておりません。ご指摘のとおり実態把握の重要性は感じておりますので、今後資格別の従事者数の把握など、調査方法も含めて検討してまいりたいと考えております。

◎前里光健君

検討していくということでもあります。本市でも高齢者の増加に伴い介護を必要とする方もふえる状況にあります。サポートする介護従事者の確保が課題となることが予想されます。実態把握ができると課題に対する有効な解決策を事前に検討することができると思いますので、実態把握調査をぜひ今後も進めていただきますようよろしくお願いいたします。こちらについては以上とさせていただきます。

次に、住宅宿泊事業法、民泊新法についてであります。住宅宿泊事業法、民泊新法について。住宅での民泊サービスについて規定された法律、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が6月15日から施行されまし

た。以上を踏まえて伺います。新たに制定された民泊新法の概要と本法律が宮古島市に与える影響について伺います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

住宅宿泊事業法（民泊新法）についてでありますけど、新たに制定された民泊新法の概要と本法律が宮古島市に与える影響についてでございます。近年宿泊ニーズの多様化や外国人観光客の急増で不足する宿泊施設に対応し、空き家を有効利用できることから、民泊の利用者はふえ続けており、民泊ビジネスも拡大しております。一方で、旅館業法の許可を得ずに営業を行う違法な民泊物件も多く、地域住民とのトラブルも多数報告されております。大きな社会問題となっております。そこで、適切な民泊サービスを普及させることを目的に、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が制定されました。従来の旅館業法より緩やかな基準で、旅館業法で認められていない地域でも営業は可能になり、許可制ではなく都道府県に届けるだけで原則誰でも年間180日まで民泊を行うことが可能となります。そこで、近年宮古島市においても外国人だけでなく国内からも観光客数が増加しており、宿泊施設の不足が指摘されております。民泊は、その受け皿になることや宿泊サービスが多様化することにより観光振興につながるものと考えております。

◎前里光健君

宿泊受け入れ先の不足ということで、その受け皿が広がる、そしてそれによって観光振興につながるということではありますが、次の質問であります。教育民泊と部屋貸し民泊の差別化について伺います。本市には、教育民泊に取り組んでいる地域、団体があります。民家の簡易宿泊営業許可の取得推進や研修会、勉強会を重ね、安全、安心に修学旅行生や観光客を受け入れる環境整備と地域住民との交流や1次産業を体験することができる質の高い民泊に取り組んでいます。またその一方、エアービーアンドビーなどに代表される家主不在型の部屋貸し民泊が本市においても広がりを見せています。また、最近ではアパートの借用人が旅行者に部屋を貸し、家賃と宿泊料の差額でもうける状況が起きていると聞いております。以上を踏まえて伺います。宮古島市の観光産業や地域活性化の一端を担ってきた教育民泊と部屋貸し民泊の差別化について検討されているか。こちらどういうことかと申しますと、体験を提供している教育民泊と家主不在型の部屋のみを提供している部屋貸し民泊、世間一般では民泊という同じ名称で呼ばれております。前者の体験を提供している民泊事業者に市として認証といいますか、お墨つきというものを与えることができないかということでもあります。今までそういった体験民泊というものを取り入れて長年やってきた事業者の皆様方にそういったこと、お墨つきを与えることで両者の民泊の鮮明な違い、要するにブランディング化、ここで差別化というのはブランディングということで捉えていただきたいと思うんですが、それが図られると思いますが、このような取り組みを検討されていないかどうか、その点に関して伺います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

教育民泊と部屋貸し民泊の差別化についてということでもあります。それで、教育民泊と部屋貸し民泊の差別化について検討されているかについてお答えします。本市を訪れる修学旅行生は、農家や漁家などの民家で教育民泊を体験しております。地域活性化に大きく寄与していると考えております。教育民泊の受け入れ家庭は、旅行業法上の簡易宿泊所営業許可を取得し、許可証を掲示しております。一方、住宅宿泊事業法では、届けた民泊物件には標識の掲示が義務づけられております。そこで、差別化ということでもありますけど、教育民泊及び大人の民泊、島あっちい事業を受け入れている農家、漁家は、宮古島観光協会

及び宮古島さるかの里などが受け入れの窓口となって、旅程の管理を行っている民泊のみを受け入れ対象としていることでもあります。市としてまだ差別化ということは考えてはおりません。

◎前里光健君

こちら教育民泊とは、また新たに制定された民泊新法というのは、全く違うものであります。それは把握しております。その中で、やはり今までその地域の発展に寄与してきた民泊事業者に対して、10年以上、今おっしゃっているように宮古島さるかの里、宮古島観光協会も進めています。そのほかにも各地域で民泊を進めている組織、団体があります。その団体に対して、要するにこのように長年寄与してきたことに対してサポートができないかということでもあります。また、新たに民泊新法によって新規参入された事業者というのは、こう言うと失礼かもしれませんが、初心者であります。今まで体験民泊を、要するに子供たちの受け入れをしてきた民泊、修学旅行生を受け入れてきた、子供たちを受け入れてきた民泊事業者というのは質がとて高くて、クオリティーが高いものであります。そういった事業者をです、さらにブランディング化する上での差別化ということで質問させていただきました。今後ぜひそういった事業者に対してもサポートをよろしく願いいたします。

それでですね、民泊新法施行により民泊への新規参入がしやすくなるが、それゆえに安全性や質の低下が懸念されます。安全、安心な民泊事業が推進される環境整備は、観光産業の継続的な発展のためには必須であると考えます。同時に、安全、安心な生活環境保持は市民の生活を守る上で大変重要であります。この2つの観点から、本市としてルール、要するに条例を定めることを検討しているかどうかについて伺います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

教育民泊と部屋貸し民泊の差別化についてでありますけど、本市としてのルールを定めることなど検討しているかどうかであります。住宅宿泊事業法（民泊新法）の施行に際して、沖縄県と那覇市は営業日数や区域を制限する条例を設定しております。宮古島市においては、沖縄県修学旅行推進協議会民泊分科会での受け入れ団体の意見を尊重し、教育旅行の受け入れが盛んな地域であることを踏まえて、沖縄県条例の規制から外すよう要望を出し、対象外となっております。那覇市は、中核都市として独自に条例を設定することが可能であり、住民の安心、安全を守るためとして県条例により厳しく設定されておりますが、宮古島市としては現在民泊によるトラブル等は報告されておらず、独自の条例を制定する必要はないと考えております。

◎前里光健君

現段階で条例を定めることは考えていないということでもあります。この民泊新法において、その受け皿が広がって、そして観光振興につながるということでもあります。やはり民泊の役割はますます重要となってくると考えます。安全、安心な民泊事業の推進と市民生活保全の両立が果たされるような環境整備をお取り組みいただきますようお願いいたします。こちらについては以上です。

次に、旧宮島小学校後利用についてであります。計画の進捗状況について。全国においても後利用が問題になっています。本市においては、旧宮島小学校の後利用計画が進んでいると考えます。6月8日の地元の新聞で、島尻出身の会社代表を務めている方が島尻青年会、婦人会に恩返しの寄附贈呈を行った。地域活性化のため、閉校後の宮島小学校を積極的に活用しているとの報道がありました。後利用計画が進ん

でいるものと考えますが、その後利用計画の内容についてお伺いいたします。

◎**教育部長（下地信男君）**

旧宮島小学校跡地の利用計画につきまして、旧宮島小学校の校舎等施設の後利用につきましては、島尻自治会、それから島尻地区の有志の団体から宮島小学校再利用計画の提案が市にございました。その計画内容ですけれども、まずコンセプトを島尻の暮らし、歴史、伝統、文化、気候、風土、人々の思いをみんなの手で次世代へいつまでもつないでいくとしております。島尻地区の全ての住民が参画することによってきずなを深め、学校跡地を核とした地域の活性化を図ろうという島尻地区の皆さん方の気概を計画の中から感じ取っております。計画の中で、運営組織につきましては、まず学校施設を島尻自治会が市から提供を受ける。これは、市では無償貸与というふうに考えております。自治会は、自治会会員及び地元出身者で構成する共同事業体に事業推進及び管理運営を委託してまいります。運営方針は、自治会役員、婦人会役員、共同事業体役員等で構成する運営委員会で決定し、その運営方針に基づき各種事業が展開され、それぞれの事業の収益の一部を施設の維持管理に充てる仕組みとなっております。実施する事業は施設ごとに、体育館を利用したスポーツ事業、それから普通教室棟では介護サービス事業として老人ホーム、診療所。診療所は、歯科診療所を想定しているようです。それから、飲食サービス事業として食堂、居酒屋などが挙げられております。それから、特別教室棟では、宿泊サービス事業として体験型宿泊施設を展開し、運動場もイベント広場として活用するほか、施設内に物品販売事業として島尻購買店と連携して売店を出店するという計画になっております。これらの事業の成果として、地域コミュニティーの活性化、雇用の場の確保、人口減少の歯どめ、域外からの交流人口の増加などを期待しているということでございます。

◎**前里光健君**

こちら自治会、また共同事業体を中心として地域全体となって活性化に向けた取り組みが進んでいるということで、レストラン、また宿泊施設、体験施設、運動場のイベント、また島尻購買店の出店と、多岐にわたって共同事業体、また自治会が中心となって、運営委員会ですかね、が進めているということではありますが、私の出身校でありました旧宮原小学校の後利用に関してもいろいろと進めていきたいというふうには考えている中においてですが、やはりこの計画がスムーズに進んでいるというふうに私は考えております。その理由について、もしお答えいただけるのであれば、その理由がわかればご所見を賜りたいと思います。

◎**教育部長（下地信男君）**

島尻地区の取り組みがスムーズに進んでいる理由ですけれども、今回の再利用計画を受けて、島尻自治会の皆さん方と意見交換をしました。その中から感じられることは、島尻地区が高齢化が進んで活力が失われていることに対する問題意識が共有されている、それから婦人会、青年会中心に活性化の議論がされていること、それから事業を推進する自治会、あるいは共同事業体の信頼関係が構築されて、外部の有識者を巻き込んで計画づくりに取り組んでいるということ、それから先ほど議員からありました、新聞報道にもありましたように島外に住む地元出身者の支援もあって、内外の関係者が島尻地区を何とかしていこうというきずなの強さというようなことなどが要因に挙げられると考えております。

◎**前里光健君**

ありがとうございます。学校の後利用計画は、本市においても重要な課題だというふうに思います。今

後もさらに後利用の対象となる施設がふえてくることが予想されます。宮島小学校後利用計画が本市においてのモデル事業となっていくように、また今後もですね、積極的なお取り組みをよろしくお願いいたします。こちらについては以上です。

最後であります。道路行政について。地盛3号線の拡幅工事計画について。地盛3号線は、幅員3.4メートル、全長729.5メートルで、市道に認定されてから31年間、改修工事が一度も行われておりません。近年は、交通量が増加傾向にあり、空港に抜ける道路との交差点でたびたび事故が発生しているほか、子供たちの通学路ともなっており、危険な状況であります。平成27年度に地盛自治会から市長に要請も行ってということですが、その地盛3号線の拡幅工事計画があるかどうか、有無について伺います。

◎建設部長（下地康教君）

地盛3号線に関するご質問にお答えいたします。地盛3号線は、現在道路幅員が3.4メートルと狭小であり、車両の相互交通、交互交通ですね、に非常に不便な状況であることを確認しています。島外路線の拡幅につきましては、平成34年度に補助事業として県に新規要望を行っていきたいというふうに考えております。

◎前里光健君

平成34年度、補助事業として新規要望をしていく、これは県に対してということですので。ありがとうございます。こちらはですね、地盛3号線、地域住民の安心、安全な生活環境実現のために、拡幅工事实現に向けてお取り組みいただきますようお願い申し上げまして、以上をもちまして、前里光健、6月定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで前里光健君の質問は終了しました。

◎島尻 誠君

市民ネット宮古結の会、島尻誠でございます。本日はよろしく申し上げます。通告書に従い、所見を交えて質問させていただきます。

けさの新聞に、不法投棄ごみ残存問題の裁判で職員の有罪判決の記事が掲載されておりました。市職員の公文書偽造による1年6カ月、執行猶予つきの判決です。この前代未聞の職員による不祥事は、改めて行政の根本的な体制を見直す裁判判決であることは言うまでもありません。後でごみ問題は触れますが、我々議会の役割は行政のチェック機能を果たすこと、その役割に尽きる、改めて痛感いたしました。この問題を契機に、市長を初め、職員皆さんの業務に対する意識を改めていただきたい、このことを申し上げ、質問に入らせていただきます。

では、まず初めに、伊良部地区断水問題についてお尋ねします。去る4月27日深夜から起こった伊良部南区の断水は、地域住民や商業施設、観光産業に大きな被害と損失をもたらしました。当初断水の原因は、増加した使用量の供給が追いつかなかったと説明をしていました。しかし、その後国仲にある貯水池内の水位を調整する器具の破損による原因が明らかになりましたと訂正。この断水の大きな要因とされる、先ほどからボールタップの、器具の名前が出ていますけども、破損の原因ですね。割愛する部分は割愛していただいて説明していただきたいなと思います。また、被害に遭われた方々の被害状況、対応状況について説明を求めます。

続きまして、地下水保全についてお尋ねします。沖縄県長期水需給計画によれば、平成30年において1日最大給水量が不足するとの推測が示されている中、およそ10年越しに起こるとされる大渇水年への対応として新たな水源地の確保がなされており、今後伸びゆく水需要には十分対応できるとのさきの定例会でのご答弁をいただきました。そこで、昨年調査された白川田水源流域付近の調査から、流域界の位置が海岸側へわずかに移動したとした調査報告があります。この調査結果に流域界でこういった状況の変化、また調査結果から見える今後の注意すべきことは何かお聞かせ願います。

平成28年の1日最大給水可能量は、3万3,400立方メートルであり、これに対し実際に使用した給水量、使用量は2万7,660立方メートルであり、5,730立方メートルも余裕水量がある状況のため、県が平成22年に策定した沖縄県長期水需給計画は、水量実態に乖離があり、給水量が不足するという懸念はないとの、これもさきの定例会でのご答弁をいただいております。昨年平成29年度の実績と比較し、水の使用量に変化があるのか、また今後ふえる水需要に対応は十分なのか、ご見解を求めます。

続きまして、農林水産業について何点か、これは質問も兼ねてご検討願いたいということですね。3点ぐらい挙げています。まとめてご答弁いただければと思います。

まず1つ目、地下水保全につなげる農業への転換について。宮古島市の農業は、多肥の化学肥料の使用により、本来持つ地力の低下が懸念されます。先日宮崎県綾町が取り組む自然生態系の農業への取り組みを通しての視察研修を行いました。今こそ有機農業へのきっかけになるよう堆肥生産工場の設置の検討を願いたい。これは、①から④までございますけれども、今上野資源リサイクルセンターで市が指定管理されている、そのイメージとしては大きな宮古をですね、全体を補うほどの施設が提供できればいいかなというふうな提案でございます。

①、各農家から排出される牛ふんやその他家畜の堆肥と製糖工場から出るサトウキビ搾りかすのバカスの再利用により、まず原料を確保いたします。これは、今までどおりのJAが営んでいる堆肥センターのですね、堆肥を利用したり、バカスを、製糖工場から出る、工程は一緒です。

②、堆肥工場は、宮古島全体の圃場を賄うほどの堆肥集積場の確保が必要であるため、現在ある未使用の堆肥舎設備利用及び施設の増設、これはですね、JAが管理するJA宮古肥育センターの隣接する圃場にというんですかね、ありますけれども、使われていない施設がございます。そういった施設を利用しながら増設に向けて堆肥生産ができればいいなというふうな提案でございます。

③、生産された有機肥料の使用により有機農業の低コスト栽培が可能になり、化学肥料や農薬などの使用控えや減農薬が可能になる。

④、その結果、増収益につながる循環型有機農業の展開が構築され、地下水保全へにつながるという提案ですけども、あくまでも水需要で頼っている宮古島市においてですね、農業へもやはり地下水に配慮した農業の転換を望むというふうな提案でございます。よろしく願います。

続きまして、繁殖肉用牛増頭に向けた振興策について。これも提案いたします。近年の子牛販売価格の高騰を受け、素牛となる繁殖雌牛の導入価格も高どまりの状況であり、今年度の畜産農家への繁殖雌牛導入助成額として2,600万円余りが計上されています。農家1戸割りの計算だとざっと、850戸農家で換算して、3万円ほどという計算になります。こうした状況の中での宮古和牛改良組合が推進する繁殖雌牛2割増頭の事業計画は達成できかねる。そこで、宮古島市主導での検討会議の開催を検討していただきました

い。

関連して、これは宮古肥育牛、12月にも市長にですね、お尋ねして、これは確認しております。肥育牛の増産に向けた取り組みについてもぜひやっていただきたい。宮古牛ブランド化は、宮古和牛改良組合組織一丸となって取り組み強化に全力を挙げています。宮古島を訪れる観光客の増加を見込んでか、島内において焼き肉店の出店が増加傾向にある中、消費される肉の需要に供給が追いついていないのが現状です。ブランド牛確立を視野に、肥育素牛の増産に向けた取り組み、検討会議を開催していただきたい。農林水産業に関しては、以上3点、ご意見をお聞きしてからですね、検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひします。

農林水産業について、伊良部地区土地改良事業について。現在団体営で進めている土地区画整理、農山漁村活性化対策事業で、南上原地区の平成29年度事業実績、今年度の換地処分の予定面積をお聞かせください。

続きまして、教育行政について、伊良部高校の存続についてお聞きします。伊良部地区では、新しく建つホテルの建設や下地島空港の利活用などで今後入域観光客の増加が見込まれ、大きく伸びゆく地域として注目を浴びています。そんな中、島で唯一の高校である伊良部高校の存続が危機的状況にあります。来月7月には、その判断が下されようとしています。来年度の入学生を受け入れなくなれば、事実上閉校に追い込まれてしまい、長い歴史に幕をおろさなければなりません。人口増加の期待が寄せられる今後の伊良部島において、学校の存続は地域の衰退を懸念せざるを得ません。市としてできる対策はないのか、ご見解をお聞かせください。

続きまして、伊良部地区小中一貫校に伴う用地取得についてお尋ねします。伊良部地区小中一貫校建設工事に係る用地の時効取得については、去る3月15日に初公判が行われ、相手側は全面的に争う姿勢であるとのことご答弁でした。その後の経過をお聞かせください。

続きまして、狩俣中学校グラウンド整備改修について。中学校グラウンドトラック部分に段差やでこぼこが生じ、支障を来しています。改修は可能かどうかお尋ねします。

続きまして、福祉行政についてお尋ねします。障害を持った方々の支援についてお尋ねします。車椅子や介護を必要とする方々の支援としてさまざまなサポート支援があります。宮古島では余り知られていない介護タクシーや、盲聾者を支援する手話や触手による手話の伝達、視覚に障害を持つ方をサポートするコミュニケーション会話や盲導犬によるハートセラピーのコミュニケーションだったり、さまざまです。関連して、介護を必要とする方の生活支援は、介護度によって違ってきますが、体調の急変など緊急事態が起きた際、通所あるいは医療機関などとの連携はできているのかお聞かせください。

また、家族と離れ施設に入居していると、施設内での生活環境が把握できない場合がございます。特に疾病にかかわる大きな問題が起きた際、緊急マニュアルの作成は重要になってきます。対応はできているのかお聞かせください。

続きまして、ふるさと納税についてお尋ねします。これは、3月でも12月でも何名かの議員の皆さんがお尋ねしているとは思いますが、今年度いろんな商品がそろえられていると思います。ネットで一応少しは見ましたが、どんなものがあるのか、品目をですね、まとめてお答えいただければいいのかなと、ジャンルごとによろしくお願ひします。納税返礼品にはどういった商品があるのか、委託される業者

の選定はどのように決定しているのか、業者との契約方法をお聞かせください。

続きまして、新ごみ焼却炉施設整備事業に係る市の造成工事についてお尋ねします。これも12月、3月、会計検査院からの指摘を受けた案件でございます。3月定例会で、補正でございますね、補助金の返還になるというふうな答弁がございました。その後の経緯についてお尋ねします。

続きまして、保良鉦山への弾薬庫配備予定地についてお尋ねします。この地域で地下ダム建設計画がなされているというような情報をお聞きしました。具体的な位置情報、設置年度、供用開始などの情報提供をお願いいたします。

現在保良鉦山からの砕石は行われているのか、お聞かせください。

続いて最後に、千代田地区自衛隊配備建設工事に伴う動植物体について。これは、防衛省が昨年工事をする前、着手した後ですね、ミサイル基地、駐屯地建設現場において、昨年動植物を採取し、その個体を別の場所に移動しております。やはり植物も何千ですね、数千の動植物を移動しております。この現況、あるいは移動先の場所がわかる図面などがありましたらぜひご提示願いたいと思います。

以上、質問しましたけども、ご答弁を聞いて再質問させていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後2時52分）

再開します。

（再開＝午後2時52分）

◎教育長（宮國 博君）

伊良部高校につきましては、沖縄県教育委員会の県立高等学校整備編成計画というのがございまして、それによりまして平成28年度から平成33年度の計画の中に、これ伊良部高等学校整備編成計画というのは前期、後期というふうに分かれておまして、その後期の計画ですが、これにおいて宮古高校に統合すると、こういうことになっております。伊良部高校は、ことしで創立35周年になります。これまで伊良部島を中心に、多くの人材を輩出してまいりました。しかし、近年は入学希望者数の減少によりまして定員割れが続いております。また、宮古地区における生徒数の減少により、入学希望者などの状況が改善する可能性は低いということから、大変厳しい状況にあるというふうと考えております。市教育委員会としては、伊良部大橋の開通に伴う状況の変化が伊良部高校の定員確保につながるのかなどの今後の状況を見守って、県の対応を注視していきたいと、このように思っております。

◎企画政策部長（友利 克君）

まず、ふるさと納税についてお答えいたします。返礼品はどういった商品があるかということでございますけども、ふるさと納税事業における寄附者への返礼については、マンゴー、宮古牛、泡盛、黒糖を初め、宮古上布を使った民芸品など、本市の特産品を幅広く取り扱っております。また、寄附者本人に市へ足を運んでもらい、宮古島市のよさを体験し、さらに応援していただけるよう宮古島旅行クーポンも充実しており、来島される際にはゴルフ場、マリソレジャー、宿泊施設などで使用できる体験型のクーポン券なども数多く取り扱っております。返礼品の数については、6月の時点で190品目となっております。返礼品の充実は、寄附者から大変な好評を得ておまして、昨年度の寄附額の大幅な伸びにつながっているも

のと考えております。こちらにパンフレットがございます。この中で分野ごとに紹介をされておりますけれども、これは品目のうちの一部でございます、インターネットでもって全ての商品が掲載されているという状況でございます。これは、後ほど差し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、業者の選定についてでございます。業者の選定に当たっては、本業務に係る返礼品の取り扱い、本市の魅力発信、PRなどの項目について、選定委員会におきましてプレゼンをしてもらいまして、審査、決定をしております。契約の方法は、随意契約ということでございます。ふるさと納税については以上でございます。

次に、千代田地区の自衛隊工事に伴う動植物体についてでございます。図面等の提出についてでございます。旧千代田カントリークラブにおける駐屯地建設工事に伴い、沖縄防衛局が平成28年度から独自の環境調査を実施し、現在は工事中の動植物のモニタリング調査を実施していると聞いております。議員が求める採取した個体の現況写真の報告、移植先がわかる図面等についてでございますけれども、市に対して調査に関する詳細等は示されておられませんので、市として提供できる状況にはございません。

◎福祉部長（下地律子君）

2点ご質問をいただきました。まず初めに、体調の急変など緊急事態が起きた際、通所あるいは医療機関などとの連携構築はできているかというご質問でございます。障害により福祉サービスを利用している方の状況については、ヘルパーを派遣している介護事業所や通所の生活介護を実施している施設では把握をしております。各事業所とも利用者の体調が急変した場合の初動態勢のマニュアルは策定されているとのことですが、看護職以外で医療行為はできないため、救急車の要請、最低限度の応急対応、親族及び事業所への報告などとなっているということでございます。特段医療機関と事業所や施設の間で連携が構築されていると言えないのが現状でございます。なお、精神に障害を持つ方に関しましては、地域定着を支援するため、市町村、相談事業所、病院、福祉サービス提供事業所などの関係機関との連携が進みつつあります。また、身体の不調により入院など自分一人では対応し切れない事態にあらかじめ備えるクライシスプランの作成が推奨されております。介護を必要とする方の緊急事態に備え、クライシスプランを作成し、関係機関で共有、連携できる体制構築に向けて、本市の宮古島市障がい者自立支援協議会で話し合っていきたいと考えております。

次に、施設に入居している施設内での生活環境が把握できない場合、問題が起きた際の緊急マニュアルの策定、対策についてでございます。本市には、障害を持つ方の入所施設が3施設あります。その3施設では、いずれも事故防止、救急対応、防災、虐待防止、感染症、食中毒予防などの問題発生の際のマニュアルは策定されているとのことでございます。また、この3つの施設は、社会福祉法に基づき、福祉サービスに関する苦情解決の要綱制定や苦情解決第三者委員会を設定しております。施設では、面会の回数が少ない入所者の家族に対し、行事などの案内や送迎を行うなど働きかけを行い、施設内での生活環境を把握してもらえよう努めているということでございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

農林水産業についての質問であります。地下水保全につなげる農業への転換についてということで、議員からの提案型という形で質問がありました。現状も踏まえて答弁したいと思います。

まず、各農家から排出される牛ふんや、またバカスの原料確保についての質問であります。現在上野資

源リサイクルセンターにおいて、畜産農家からの牛ふんや製糖工場からのバカス等を利用して堆肥を製造して農家に還元しているところでもあります。その中で、畜産農家の牛ふんについては、一部の小規模農家については自分で利用しておりますが、上野資源リサイクルセンターへ搬出する農家が増加傾向にあることから、原料確保は図られるものと考えております。また、バカスの利用についても、各製糖工場より上野資源リサイクルセンターに利用させておりますが、各製糖工場のバカスは余剰みであることから、その活用についても製糖工場でも取り組んでいるところであり、原料は十分あると思います。

次に、現在ある未使用の野田畜産センターの堆肥舎整備利用についてでございます。それについては、JAおきなわ野田畜産センターの堆肥施設を利用してはどうかと上野資源リサイクルセンターの管理者に提案をしているところでもあります。

次に、生産された有機肥料の使用の取り組みについてであります。堆肥の散布については、現在宮古島市資源リサイクルセンター、それから伊良部堆肥センターにおいて、3台の散布機、マニアスプレッターで圃場整備地区を中心に散布を実施しております。また、堆肥づくりから圃場までの散布の取り組みについては、散布台数や圃場の条件もありますので、今後の検討課題として取り組んでいく所存であります。

それから、増収増益につながる循環型有機農業の展開の構築についてでございます。これまでも農業生産の増収増益については各種事業により取り組んできておりますが、宮古島の農地に対する堆肥施肥量は不足傾向であると考えており、今後とも土づくりによる地力増進や地下水保全に向けての堆肥の利用促進について取り組みたいと思っております。このことから、宮古島市上野資源リサイクルセンターの規模拡大や堆肥生産工場の設置については、関係機関とも調整をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

次に、繁殖肉用牛増頭に向けた振興策についてでございます。宮古島市畜産課では、本年度より新規事業で自家保留牛などに対する優良繁殖雌牛奨励補助金に2,600万円の予算を確保しております。宮古和牛改良組合が掲げる増頭計画により、市としても繁殖農家を支援し、宮古島の肉用牛増頭が図られるものと考えております。議員提案の宮古島市主導での増頭推進検討会議の開催ですが、新規事業導入などに伴い、宮古島市畜産振興協議会を今年度設置する予定で進めているところでもあります。

続いて、宮古肥育牛の増産に向けた取り組みについてであります。宮古牛の生産農家は、JAおきなわが中心となり、生産を行っておりますが、宮古牛ブランドを維持するためには肥育農家の育成及び増産に向けての取り組みが必要と思っておりますので、県、JAおきなわ、畜産農家を交えた宮古島市畜産振興協議会を設置して、課題や取り組みについて検討していきたいと考えております。

続きまして、伊良部地区の南上原地区土地改良事業についてでございます。農山漁村活性化対策整備事業、南上原地区は、受益面積が16ヘクタール、総事業費が6億2,300万円で、負担区分は国が80%、県が15.5%、市が3.5%、受益者負担が1%となっております。平成29年度の事業実績は、事業量が6.9ヘクタール、事業費が2億5,800万円となっております。平成30年度で1.6ヘクタールの整備を行い、完了を予定しております。その後全体の地区面積で18ヘクタール、受益面積で16ヘクタールの換地処分を執行する予定であります。

続きまして、保良鉦山への弾薬庫配備予定地における地下ダム建設計画についてでございます。宮古伊良部農業水利事業においては、仲原地下ダムと保良地下ダムの2つの地下ダムの造成を計画しており、現

在仲原地下ダムの工事を進めているところであります。平成29年度末の進捗率は55%となっております。保良地下ダムの具体的な場所については、宮古伊良部農業水利事業所において現在詳細な調査や検討を行っているところであります。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

保良鉱山への弾薬庫配備予定地について、現在保良鉱山から砕石は行われているかという質問でございます。使用者に確認したところ、現在も保良鉱山では砕石は行われているということでございます。

◎振興開発プロジェクト局長（砂川一弘君）

新ごみ焼却炉施設整備に係る土地の造成工事について、会計検査院からの指摘を受けたことについて、3月定例会で補助金の返還になるとの答弁があったが、その後の経緯についてということでございます。平成29年2月22日に実施された会計実地検査における会計検査院の指摘については、指摘を受けた以降、県を通し、会計検査院や環境省と指摘事項の内容について確認や調整を行ってきました。市としては、確認、調整してきたことについて正式に文書での回答を県に求め、県からは3月8日付で回答を得ております。回答では、会計検査院の決算検査報告のとおり交付金が過大に交付されているとして、平成25年度の事業実績報告書の修正を行い、過大に交付された交付金、補助金ですが、については国庫への返還に係る手続を行うよう通知を受けております。その後3月29日に指摘を受けた平成25年度事業の実績報告書の修正を行い、県に提出し、県から4月5日に修正後の交付金交付額決定通知書が送付されております。この中で超過交付となった国庫補助金4,388万4,000円については、4月18日までに返還するように命じられております。返還金の支出については、沖縄県からの納入告知書が送付されたことを受け、これは4月9日に市のほうには届いております。これを受け、4月10日に支出決議を行い、4月16日に返納しております。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

伊良部南区の断水の件と地下水保全についてお答えいたします。まず、断水による伊良部南区の被害状況でありますけれども、被害状況といたしましては、南区の全世帯におきまして断水及び極端な水圧低下によりまして、日常生活などに大きな支障及び影響が出たということであります。また、ホテルなどの観光及び商業施設におきましても、断水によって営業面においてさまざまな支障、影響が出たと認識しております。

次に、ボールタップの破損状況でありますけれども、破損状況といたしましては、フロート、浮き玉です。フロートと流入量を調整するピストンを連結する箇所が破損し、連動することができない状態になっており、またピストンが何らかの原因にて途中で停止し、流入量を制御しておりました。破損の原因について考えられるのは、使用水量の増加により水位の変化が大きくなったことに加えて、老朽化も重なり、その動きに耐えられなかったことが考えられます。

次に、地下水保全についてでございます。まず、調査結果によって流域界にどういった状況変化が考えられるのかということであります。地下水保全調査業務において実施したボーリングによりまして、白川田水源付近の流域界位置が海岸側へ広がっていることがわかりました。このことは、白川田水源付近に新たな断層が確認されましたが、この断層が水源では流域界をなしていることが明らかとなったため、現在の白川田地下水流域面積が12.10平方キロメートルから0.04平方キロメートル増加し、12.14平方キロメートルとなり、それに伴って白川田水源流域の貯留量も増加する結果となっております。

次に、水の使用量に変化はあるかということでありまして、まず平成28年度の実績といたしまして、1日当たりの最大配水量、使用量ですね。使用量は2万7,661トン、平成29年度が3万1,428トンとなっております。なお、市の計画といたしましては、1日最大取水可能量は、平成28年度、平成29年度は3万3,400トンとなっております。また、平成30年度におきましては、1日最大取水可能量3,000トンを予定している東添道水源が供用開始されるため、合計で3万6,400トンとなり、さらに安定した取水が可能な状態となります。こういった状況でありますので、今後増加する水使用量についても現在の市の所有している水源施設においては十分対応できるものと認識いたしております。

◎教育部長（下地信男君）

まずは、佐良浜中学校敷地用地に係る訴訟事件につきまして、佐良浜中学校敷地に存在する登記簿上の個人名義の土地につきましては、市への所有移転登記を求めて所有移転登記手続請求事件として現在係争中でございます。3月19日に第1回公判が行われまして、市としては訴状の陳述を行いました。2回目の裁判が4月16日に行われまして、そこで市は本件土地を所有の意思を持って占有を開始したことについて書面を提出し、陳述いたしております。この市の陳述を受け裁判所からは、相手方に対して市の主張を覆すだけの主張、立証を求めております。次回の裁判は、7月26日に予定されておまして、被告、相手方が市の主張に対してそれを覆すだけの主張、立証をするということになるものと考えております。

次に、狩俣中学校のグラウンドトラック部分に段差やでこぼこがあるということですが、従来学校施設の修繕や改修等につきましては、学校長からの修繕依頼を受け、緊急性や安全性を考慮して改修に努めてまいりました。議員ご指摘の狩俣中学校グラウンドにつきましては、学校からの改修依頼は今のところ提出されておられません。学校に確認したところ、体育等での授業に今ところ大きな支障は来していないということをお聞きしておりますので、今後学校側とですね、連携しながらグラウンドの状況を見ながら対処してまいりたいと思います。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。再質問お願いいたします。

まず、伊良部地区、午前中から皆さんお聞きしていますけれども、断水問題、4日間という大変な思いをされた南区の皆さんがおられます。伊良部南地区商業施設有志の会も陳情上げていますけれども、一番重要なのは問題解決、再発防止に尽きると思うんですね。地域住民のやはり4日間の連携、苦情も含めまして、地域から上がった被害状況というのはまとめられていますか。最終的には被害の報告をするべきじゃないかなと思うんですね。例えば4日間、4月27日の深夜からというふうな話を伺っております。家庭においては、赤ちゃんがおられる家庭もいらっしゃると思います。聞きますと、ミルクを上げるのに大変だったと。要するに水がないと上げられないわけですね。コンビニ、スーパー等に行くけども、空だったと。要するに市内まで足を運ばなきゃいけなかった。お風呂もそうです。洗濯もそうです。炊事洗濯ですね。食事、米も洗えませんので、もちろん、弁当類で補うしかありません。それも風呂が入れないので、娘のところ、平良にある息子のところに3日間、4日間通ったというお話もございます。これだけではございません。まだまだ出てきますよ。だから、被害状況をまとめて改めてその報告を行って、謝罪なりなんなり、これまで市長も含め一、二回はされています。この被害報告ですね、明らかにすべきだと私思います。今人にとっての大切な飲料水、お話ししましたけども、宮古島全体、先ほども畜産に触れましたけども、伊良

部島には牛も豚もいろいろあります。この水の問題もありますよね。こういった総合的な被害状況をまとめられているかどうか、この辺の状況をちょっと報告できますか。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

被害状況の報告書をまとめられているかということでもありますけども、市としましては今回の断水における経緯など、あるいはそれに要した作業など、またさまざまな声などについては時系列的にまとめたものはありますけれども、きちっとしたそういった今回の断水における報告書というのについてはまだ取りまとめてはございません。しかしながら、こういった断水についての報告ですね、そういったものはきちんと作成するべきだと内部では話し合っておりまして、近いうちに報告書についてはしっかりまとめたいと考えております。

◎島尻 誠君

やはり二次災害、4日間、1日であってもこれが宮古島本島内で起きたらどうなったんだろうなというふうな想像もします。報告ですね、被害の実態、やはりお子さんを抱えている、特に問題もそうなのですが、原因とされるポールタップですね、川満漁港遊歩道の橋の崩落の問題もありました。ポールタップ、見える部分だけの調査をしましたという報告でございました。見えない部分はしないのかということになるんですね。川満漁港遊歩道の橋の崩落もそうでした。経済工務委員会で、見える部分はやりました、だけど海水に入っている部分はしなかった、だから事故につながったんですね。やはりその辺の点検も、年2回ですか、先ほどから答弁ございますように、回数をふやすなり再発防止に全力を挙げてやるべきだと私は感じております。二度と起きないようにですね、徹底してやってもらいたい。

それと、給水活動、4日間、断水の2日目から市の広報車が来て断水の報道を流されていたというふうなお話もございます。確かに2日目となると、どこが漏水しているか、各家庭においていろんな、個人で業者を頼んだり、自分のところだけが断水だったのかという感じで業者呼んで調べてもらったお宅も何件かございます。ひとり住まいになっているお年寄りとかですね、先ほどの新里匠議員のお話にもありました市から、行政のほうから協力依頼で介護施設のほうに携わったというお話を聞いております。これもなかなか、多分南区の部落全戸、なかなか初動態勢の連絡が行かなくて動けない部分もあったというふうな話も聞いて、有志の青年会が動いて10軒ほどは回ったというふうなお話を聞いております。10軒ほどのお年寄り、ひとり住まいですね、非常に暑い時期だったんですね、雨が降らなくて。市も渇水対策を練っているところだったと思います。この暑い中、やはり二次災害が起きなかったことが、ちょっとわからないですね。被害状況がどうなったかわからないんですけども、二次災害が、例えば熱中症で病院に搬送されました。1週間入院しました。お年寄りですから、どんなケースも考えられます。この辺の調査もやはりしかとやってもらって報告書を上げていただきたい。そして、市民にわかりやすい説明をしていただきたい。これが人災だったのか自然災害だったのかというのは明白ですよね。だから、この辺の判断も踏まえてぜひ被害状況の報告はしていただきたい、切に思います。よろしくお願いします。

続いて、これも同じ水問題に関することですが、先日、皆さんもごらんになったと思います。新聞にですね、沖縄県渇水対策本部会議で、今台風6号の影響で沖縄本島は70%台まで貯水率は回復しました。なんですけども、宮古島におかれると、6月11日現在でやはり通年の2分の1、半分、9,000立方メートルほどですね。通常は1万、2万からある貯水量がそれほどしかないという、最近のですね、3日、4日前

の新聞に掲載されていました。この9,000立方メートルという数字、やはり渇水対策、今後台風6号のですね、雨も余り、期待していたんですけど、なかなか、地域によっては降ったところもあるし、やっぱりちょっと微妙な数字ですね。今後この貯水率、水需要に関してちょっと不安を覚えるんですよ。伊良部島でも今断水問題について、初め200トンの水の使用量があったという報告がありました。これって供給する前の、例えば今ホテル建設ラッシュですけども、給水計画で上げられている水の量が恐らく予想で出されていると思うんですね、現場では。もちろん工事現場では水使用しますから、恐らくですけども、皆さんの説明が200トン、多かったというのはこの辺も含まれているんじゃないですか。だから、今後の水需要に対して市民は思うんですけどね、大丈夫なのかというのを。先ほどは新しい水源地の確保があるから大丈夫だというふうなご答弁でした。今後やはり新しいホテルもどんどんできてまいります。自衛隊基地の駐屯地もできてまいります。その辺の水需要を考えた上でのご答弁をお聞きしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

水需要に対しまして大丈夫かということでございますので、お答えしたいと思います。まず、先ほど申しましたが、宮古島市の1日当たりの最大取水可能量は現在のところ3万3,000トンです。ことし新たに供用開始する水源地が3,000トンの能力を持っておりますので、現在の取水可能量と新たにできる水源を加えると1日当たり3万6,000トンは取水可能でございます。それで、現在使用している水量というのは幾らかかといいますと、現在1日当たり平均で2万3,000トンでありますけれども、1日当たり2万8,000トンから3万トンを使う場合もあります。それに加えて今いろんなリゾート関係施設などが要求している水量が3,500トンであります。1日当たりですね。ですから、それを1日当たり最大使用量と今いろんな施設が要求している使用水量を加えましても、市が持つ3万6,400トンを上回るということはございませんので、その中で処理できる水量でございますので、市としましては現在のところ使用水量に対しての対応は十分可能だと考えております。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。給水計画、民間ホテル、いろんな事業者から提出があると思います。これはあくまでも、この数字ですね、通常に雨をもたらしたときの想定ですね。去年12月から質問の中で常に私が言っています。平成30年、10年越しに起こるとされる大渇水年、沖縄もそうでした。10年ぶりにですね、今ようやく雨が降りましたが、30%台まで落ち込んで、今は70%台まで回復しております。今後台風がちょっとね、期待されないと、いろいろ渇水対策もしなきゃいけない。計画給水に対応しなきゃいけない。どんどんオープンしてまいります。事前にですね、渇水対策も、農業分野におかれましても、なぜ保良の地下ダムの計画を宮古伊良部農業水利事業所がなされているかということを見ると、やはり新たに水源地を設けないと足りないのかなと普通に思うんですね。なので、伊良部島の分は、今七又、保良も含め予定をされていると思います。でも、それでもなお今後また水需要が急速に伸びていく中で対応しなきゃいけないのが行政の務めだと思います。今後もですね、期待ある市としての対応を求めますので、ぜひご尽力いただきたいなと思います。

あと五、六分程度ですけども、まず伊良部高校のお話がございました。例を挙げていうと、久米島高等学校ですね、向こうは普通科と園芸科の2コースございます。県の教育委員会から平成21年度に通達がな

されておりました。それは、平成26年度までに廃科、要するに園芸科をもうなくしましょうという提案でございました。なんですけども、久米島町自体が動きましてですね、やはりなくしてはだめだと。科をなくすことによって島の基幹農業であるいろんなものに影響してくると。要するに本島に、専門学校に行くとなれば島を離れる。一家も全部行ってしまうということは人口の流出が懸念されるということで、対応されているんですよ。町も教育長も、町の議会議長が図っていただいてですね、そのかいあって何とか今に至っているんですけども、学校が今やっているプログラム、それを全国に募集をかけて、全国から毎年10名ほどの入学者がいるそうです。現在もですね、続いているんですよ。廃科の提案がされてから約15年になります。もう来月に迫ったタイムリミットがございますけども、伊良部高校の統合が島の人口の流出につながるんじゃないかなという懸念が各方面でございます。ホテルラッシュ、下地島空港の利活用、いろんな人口増が期待される中で、やっぱりそういう取り組みが必要だったかなとは思うんですけども、最後に、市長、伊良部高校の今私が話した、また教育長もおっしゃられた、それを踏まえて一言いただければと思いますけども、お願いしてよろしいですか。

◎市長（下地敏彦君）

今久米島との比較でお話がありました。久米島は、単独した離島です。伊良部島は、宮古島と橋でつながっているという、根本的に地理的な条件が違います。いつでも宮古島本島に通えるという条件ができたというのがですね、県の教育委員会が宮古高校への統合ということ考えた大きな要因の一つであるというふうに思っております。加えて、ことしもそうでしたけれども、入学の予定者がもうほとんどいなかったという状況を考えると、どうやって存続させるんだと。これを島の人たちがその学校に行くよりも宮古島本島に行くという選択をしているということを考えてですね、これはなかなか難しい問題で、私どもとしてこれを存続させるという形が本当にいいのかどうか、これはよく考えてみなければならぬ問題だと思います。

◎島尻 誠君

そうですね。やっぱりいろいろ問題等もございます。伊良部高校が当初スタートした時期は、普通高校でのスタートだったと思うんですね。宮古総合実業高校も合併して、翔南高校と宮古農林高校とが。魅力ある学校の特徴は、やっぱり募集したら生徒が来るとのことだと思うんです。だから、今になっては遅いかもかもしれません。なんですけども、伊良部高校に例えば英語科とかですね、佐良浜中学校、伊良部中学校はバレーボールの名門校です。一時期は留学というか、ほかから来た生徒もいらっしゃいます。その辺を考えると、英語科とか、スポーツ科を設置する案も1つあったんじゃないかなと私個人的には思います。

残りわずかですので、最後に、水道行政もしかりなんですけども、スタートした新年度、やはりしっかりと行政の皆さんには活躍、そして我々も皆さんをチェックしていきたい、これが本当の気持ちです。今回の職員の不祥事は、行政の役割のあり方を問われた事件で、この刑事裁判の判決が言わんとしていることは何かを職員、そして市議会も十分反省しなくてははいけません。そう感じた次第でございます。清き未来の展望のため、そして議会でできること、願わくば市民のお手本になる行政であることを切に熱望し、これで私の6月定例会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで島尻誠君の質問は終了しました。

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

しばらく休憩し、3時50分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午後3時39分)

再開します。

(再開＝午後3時50分)

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎下地信広君

長時間大変お疲れさんです。健康長寿日本一を目指しております下地信広です。どうぞよろしくお願ひします。

去る4月27日から最大4日間続いた断水に、自衛隊の皆様、そしてひとり暮らしの高齢者宅に水を運んでくださった地域のボランティアの皆様にご心から感謝を申し上げます。また、職員の皆様もいろんなことを言われながらよく頑張ったなど、お疲れさんと申し上げたいなと思っております。先ほどからこの断水の問題については何名かの議員が質問しておりますが、私も地元の議員として、角度を変えて質問させていただきたいと思ひます。

それでは、通告に従って早速私見と、そして要望を交えて質問いたしますので、よろしくお願ひします。

まず私は、断水が4日間続いた要因は、ボールタップに気づくまでに時間がかかり過ぎたのが主な要因だろうと思っております。というのは、国仲配水池からですね、流水管の漏水があるのではないかと4月27日から調査しております。ですが、4月29日までその漏水は確認されておひりません。漏水の調査は必要不可欠と思ひますが、問題は配水管の設置場所だろうと思っております。配水管が個人の私有地、畑の下を通っていたり、そこを重機を使って露出させ調査をするのは、時間もかかるし、調査もしにくいのではないかと思っております。そこで、まず配水管を公道に設置できないものかお伺ひいたします。

また、2点目に、国仲配水池からのですね、流出管、これが、パイプの大きさですね、350ミリに対しまして、国仲配水池に入る流入管といいですか、これが200ミリということで小さい。入る管の口径が大きくて、出る管の口径が小さいほうがいいと思ひんですが、当局の考えをお伺ひしたいと思っております。

3点目に、佐良浜地区のですね、配水している第5配水池が800立方メートルに対しまして、南区に配水している第3の配水池が250立方メートルと少ない。これから南区は、ホテル建設、そして下地島の旅客ターミナルと商業施設もふえ、水の需要もふえる中でこの容量でいいのか、配水池の見直しは考えていないのか、お伺ひしたいと思っております。

また、補償対応についてであります。先ほどから条例により補償ができないと言っておりますが、その補償できない条例のですね、条文をもう一度朗読していただきたいと思ひます。というのは、今テレビのスイッチを入れた方もいると思ひますので、まだ見ていない方もね、ぜひとももう一度答弁をお願ひしたいと思っております。

そして、補償ができないのであれば、もっとしっかりと管理して、マニュアルを作成してですね、このようなことがないように努めるべきだと思ひますが、どのような改善策をとったのか、もう一度答弁をお願

いしたいと思っております。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。重度の障害者を自宅から病院に検査のために送迎する場合、ストレッチャー付きの車両利用はできるのか。利用制度があればお伺いいたします。訪問介護の乗降サービスは聞いたことがありますけど、65歳未満の障害者の通院、介護があれば教えていただきたいと思っております。

次に、居宅介護支援事業についてお伺いいたします。介護保険料の見直しが3年に1度あります。この改定のたびに介護保険料が上がっています。また、居宅介護支援事業所の指定はことしの4月から宮古島市が行っておりますが、今現在何件あるのかお伺いいたします。

それと、今の居宅介護支援費は、支援費、お金ですね、ケアプランをつくるたびにもらう。月に1人に対する費用ですが、要介護1、2が1万530円、要介護3、4、5が1万3,680円、そして要支援が4,000円から4,300円。これは、4,300円は地域包括支援センターに入るし、また一般の委託が4,000円とっております。これに離島加算15%が入りますけど。要介護3から要介護2に、つまり重度から軽度になった場合、また要介護1から要支援に、もっと元気になった場合、つまりは軽くなるわけですね。そうすると、それぞれですね、3,150円と6,530円の差が出ます。そこで、事業所としては収入が減るわけですので、運営が厳しくなるということになります。介護保険制度というのは、自立をさせるための最大の制度だと思うのですが、よいプランをつくって利用者が自立したら収入が減ってしまうという、元気になってほしいんだけど、何か矛盾を感じているのではないかなと思っております。そこで、質の高いケアプランに対しては宮古島市独自の加算ができないものか。というのは、いいプランを立てて元気になるわけですので、そういった部分でボーナスみたいな感じで、例えばガソリン代とか、あとは商品券だとか、その地域で消費できるですね、そういった加算もいいのかと思っておりますので、独自の加算ができないものかお伺いしたいと思っております。

次に、健康長寿の取り組みについてお伺いいたします。宮古島市の健康長寿の取り組みについては、口腔ケアとか栄養指導とか、宮古島市社会福祉協議会の地域包括支援センターと一緒にやっておられますが、体力は筋力にはほぼ比例すると言われております。合併前は、佐和田の伊良部B&G海洋センターがあって、若者たちが汗を流しておりました。だが、今はこの伊良部B&G海洋センターもないので、伊良部地区の若い人たちがなかなか汗を流すところがないということで、伊良部地区にウエートトレーニング室が設置できないものかお伺いしたいと思っております。80歳からのウエートトレーニングも効果的だと、そういうふうなデータも、いろいろマスコミでも報じられておりますので、ぜひともウエートトレーニング室の設置についてお伺いしたいと思っております。

また、12月定例会でも質問させていただきました学びの森公園について、鉄棒、ぶら下がり機の設置はどうなっているのか。たしか皆さんの意見を聞いて検討すると答弁したと思っておりますけど、その後どうなったのかお伺いしたいと思っております。

続いて、道路行政についてお伺いいたします。伊良部6号線は坂になっております。その上からの土が、排水口に詰まって雨水が道路に流れている状態。そして、下の家に入り込んでおりますので、これもまた改修していただきたいなと思っておりますし、また伊良部1号線といいますと、ちょうど宮古製糖株式会社伊良部工場から橋を渡って真っすぐ部落に入る、左に曲がったらトライアスロンの自転車コースになり

ますけど、入らないで真っすぐ行きます。これは、下地スーパーのほうに行く道ですけど、ここのアスファルトが穴があいて道路が波を打っているので、補修、舗装してもらいたいと思っておりますが、その対応についてお伺いしたいと思っております。

次に、観光産業についてお伺いいたします。年々外国の観光客がふえているのは大変うれしいことですが、西里通りとかですね、下里通りと、市内の道路上で歩きながらたばこを吸っている。そして、その後はぼいと捨ててしまう、ごみも道端に置いていっている感じなので、非常に市民のストレスも観光客の増加とともにたまっているのではないかなと思っております。そこで、外国人観光客のマナーについて、どのようにお考えか、当局の考えをお伺いしたいと思っております。

最後に、放置車両についてお伺いいたします。前福多目的広場の駐車場に放置されている車ですけど、もう何カ月も前から撤去してくださいという宮古島市の張り紙が3カ所ほどに、赤い字でやっておりますけど、一向に何もしていない。見たら軽自動車ですので、軽自動車の場合には宮古島市が管轄だと思っておりますから、調べようと思ったら名義とかを調べて電話とか連絡はできるはずなんですけど、どうしてこんな何カ月もそのままなのかお伺いしたいと思っております。

これで質問を終わりますけど、答弁を聞いて再質問させていただきたいと思しますので、よろしくお願ひします。

◎福祉部長（下地律子君）

3点ご質問をいただきましたので、順にお答えしたいと思います。

まず、重度障害者の方のストレッチャーつきの車両の利用制度についてでございます。重度の障害を持つ方への障害福祉サービスとして、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援などのサービスがあります。その中には、移動支援サービスとして、病院通院を手助けする通院等乗降介助や買い物や社会参加のための外出に利用できる移動支援事業があり、福祉車両を利用することができます。サービス利用に当たっては、サービス等利用計画の策定が必要となります。また、現在ストレッチャーを所有する事業者は、宮古島市社会福祉協議会のみですが、車椅子からフラットになり横になれるストレッチャー車椅子を所有する事業所もあり、利用者の状況に合った対応ができるかどうかも含め、障がい福祉課の窓口にご相談をいただければと思っております。

次に、居宅介護支援事業所についてでございます。平成30年4月1日時点の居宅介護支援事業所の数は、39事業所となっております。

次に、質の高いケアプランに対する加算の創設についてでございます。介護サービスの質の評価や事業者へのインセンティブの方法については、国においても議論されております。その議論の中では、要介護度などはさまざまな要因が複合的に関連した指標であり、その変化には時間がかかるとともに、利用者個人の要因による影響も大きいとの指摘もあります。また、要介護度を改善させた事業所にはインセンティブ措置を行うとの意見等もあり、今後議論が深まるものと考えております。宮古島市においては、評価手法の確立が困難であることなどから、市独自の加算の創設については現在のところ考えておりません。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

観光客の増加に伴うごみや市内道路のくわえたばこ等のマナーの周知についてということでありまして。特に外国人の観光客について、歩きたばこやごみのポイ捨てなど、マナー改善のための周知を行っている

かということであります。外国人観光客のマナーに関しては、文化や風習の違いがあることから、船会社や船舶代理店、旅行代理店を通して、島内観光時のマナーについて注意を促してまいりました。また、今年度は宮古島観光協会に委託しております平成30年度クルーズ船受け入れ業務におきまして、マナー啓発のために配布物を作成してあります。配布物には、散策マップとうちわで、ごみ捨て、くわえたばこ、トイレの使用方法などについてイラスト入りでマナーに関する注意事項を記載しております。今月末からクルーズ船受け入れの際に観光案内所にて配布を開始したいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

学びの森公園の鉄棒設置についてお答えをいたします。学びの森は、平成17年度に沖縄林業経営構造改革特別対策事業により、快適環境形成機能を有する森林として指定され、森林浴歩道などが整備されておりますが、鉄棒については設置しておりません。トレーニング等は、隣接する体育施設にトレーニング器具等が設置されており、安心、安全、管理の面から隣接する体育施設での活用が望ましいと考えております。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

伊良部地区の断水についてのお尋ねにお答えいたします。まず、ボールタップを含めた施設の点検改善についてであります。市の管理する全ての水道施設については、専門業者と業務委託契約により、年2回、24カ所の水道施設の委託点検を行っており、その中において異常な箇所については報告に基づき修繕もしくは取りかえなどの早急な対応に努めてきております。しかしながら、今回の断水を踏まえ、職員による定期的な水道施設の動作確認及び目視などによる点検をボールタップも加えさらに詳細にマニュアル化して行う必要があると考えております。

次に、配水管及び配水池などについての改善策についてであります。第3配水池から国仲集落交差点までの配水管の管径と公道に移設するなどのルートの見直しを行うための調査設計を既に発注しており、ことしの10月までに完了する計画であります。それと並行しまして、伊良部南区全体の整備計画を策定し、水道施設の強化を図り、水道水の安定に努めてまいります。

次に、補償の対応等についてでございますが、水道水の供給は事業者からの申し込みによりまして、宮古島市水道事業給水条例により給水契約を行うこととなります。宮古島市水道事業給水条例では、第16条の給水の原則におきまして、非常災害、水道施設の損傷、公益上やむを得ない事情においては、給水の制限または停止のため損害を生じることがあっても市はその責任を負わないと定められております。そのことを踏まえながら、市の顧問弁護士を交えて対応を検討してまいりたいと考えております。先ほど議員が第16条を読み上げてほしいということでありましたけれども、では読み上げさせていただきます。宮古島市水道事業給水条例、第16条第1項、「給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない」。第3項といたしまして、「第1項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても、市はその責めを負わない」となっております。

◎建設部長（下地康教君）

まず、長寿命化の取り組みということで、ウエートトレーニング施設は伊良部地区にできないかというご質問がございました。現在、ウエートトレーニングの場は、宮古島市陸上競技場の施設内にあります。

しかしながら、今回のような要求に対しましては、市全体の公共施設のあり方として、また健康長寿の取り組みとして、新たなウェイトトレーニング施設の整備、建設が必要かどうかは、市の関係部局内で検討していくというふうに考えております。

もう一つ、伊良部1号線と6号線の道路管理についてのご質問がございました。側溝につきましては、土砂等の詰まりが原因でオーバーフローをしているというふうに考えられますので、早急に清掃を行い、機能改善をしていきたいというふうに考えております。また、舗装、修繕に関しましては、全面舗装は予算的に厳しい状況でございますので、現場を確認しながら、損傷箇所の修繕を行っていきたいというふうに考えております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

前福多目的広場駐車場に放置されている車両の撤去についてということであります。議員ご指摘の車両は、トライアスロン終了後に違法に駐車している車両です。持ち主については、関係機関に照会し、判明しておりますが、本市に住民登録しておらず、連絡のとりようがありません。警察署としても市有地のことであり、強制撤去などは権限がないということです。法的にどのような措置が講じられるのかということとを早急に調査し、対応していきたいと思っております。

◎下地信広君

それでは、再質問させていただきたいと思っております。

まず、福祉行政について。ストレッチャーの件ですけれど、宮古島市社会福祉協議会がストレッチャーの車両を持っていると言いますが、宮古島市社会福祉協議会のストレッチャーの車両はですね、これ日本財団から多分贈呈されたものだと思っておりますので、贈呈されたものが介護事業というか、サービス事業として使えないということで市の指導を受けたんですが、これ多分できないと思っております。確認しましたか。

あとですね、居宅介護支援事業について、質の高いプランを作成するために、今度4月から皆さん事業所指定していますが、どういった事業所にどういった指導をしているのか。

あと一つですね、今介護保険料一番高いんですが、39事業所とっている、これは介護保険料が高い原因かなと思っておりますけれど、その介護保険料を下げるためには何が福祉部長としては一番大切だと思っておりますか。1つだけでもいいから、お答え願いたいと思っております。

◎福祉部長（下地律子君）

先ほどの宮古島市社会福祉協議会のストレッチャーは介護事業に使えないというお話ですが、担当課のほうからは宮古島市社会福祉協議会のほうで使えるということと、ほかの事業所でストレッチャー機能にできる車椅子を所有している事業所があるというふうに聞いております。再度確認させていただきます。

それから、介護サービスの質の向上について、居宅介護支援事業者への指導についてということですが、介護サービスの質を向上させることは大変重要な課題であると考えております。現在国においても、統一的な視点で状態の維持、改善を図れたか評価するためのデータ収集の確立に向けた取り組みが図られていることから、注視しながら取り組んでいきたいと考えております。宮古島市といたしましては、今後多職種による事例検討会議や研修会等を通じて質の向上を目指す取り組みを行ってまいりたいと考えております。

次に、介護保険料を上げないようにするために何が一番大事と考えているかというご質問でございます

が、介護保険料を算定するときです、幾つかのデータを使用しております。給付の見込み額、あと65歳以上の人口とか、幾つかのデータをもとに算定をしておりますが、その中の一つとして、介護保険料上げないための施策として介護給付費の抑制が挙げられるかと思っております。介護サービスを利用しない元気な高齢者の育成のための介護予防事業とか、自立支援に向けた介護サービスの適正化等も重要になってくると考えております。介護予防事業といたしましては、高齢期になりましたら身体機能の低下防止や積極的な社会参加が不可欠になってまいります。おいしくいろいろなものを食べて、そして元気に外出し、人と接する機会を持つことが必要だと考えております。そのため、おいしく食べる対策として現在も行っております口腔機能の維持、向上を図るため、歯科衛生士や言語聴覚士等の専門職による家庭訪問指導や介護事業所職員への研修の実施を行ってまいります。社会参画事業といたしましては、長寿大学やいきいき百歳体操、通いの場事業などを実施し、介護予防へ取り組んでいきたいと考えております。

◎下地信広君

それでは、健康長寿を目指しておりますので、健康長寿についてお伺いいたします。鉄棒、ぶら下がり器はできないという返事をもらいましたけど、向こうの海業センターのね、50センチぐらいで、そのまま肩乗せてする鉄棒、あれで十分だと思いますけど、都市計画とかほかの課と相談してできないものか。必ず縦じゃないといけない、横の連携はないのかどうか。これはどうでしょうか。お伺いします。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後4時21分）

再開します。

（再開＝午後4時23分）

◎建設部長（下地康教君）

それでは、健康長寿に関するご質問でお答えしたいと思います。いろいろ公園などに健康に関する遊具施設等々が整備されているんですけども、これは管理者がそれぞれ違いますので、例えば都市公園であれば都市計画課、農村公園であれば農林水産部という、管理者が違いますから、しっかりと管理者とお話をしながらその施設の充実を図っていくという形になろうと思います。

◎市長（下地敏彦君）

鉄棒と言うから、ちゃんとしたものをつくらないといけないと思うんですね。要するにぶら下がればいいんでしょう。だから、ぶら下がりの施設という感じならばいろいろとバリエーションがありますから、考えられると思います。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後4時25分）

再開します。

（再開＝午後4時26分）

これで下地信広君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会=午後4時27分)

平成 30 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 20 日 (水) 3 日目

(一 般 質 問)

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第3号

平成30年6月20日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成30年6月20日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後3時37分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	砂 川 辰 夫 〃	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	欠 員
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	大 嶺 弘 明 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	仲宗根 均 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	砂 川 一 弘 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第3号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は山里雅彦君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎山里雅彦君

私も始まる前に一言。昨日マスコミ報道の件で島尻誠議員も触れましたように、不法投棄ごみ問題、公文書の改ざんに対する裁判所の判決が出たということでもあります。これはですね、判決の裁判長の指摘のとおり、市民の行政への信頼を裏切る、失墜させるということで、許されざることではないということの理由でありました。これをですね、ぜひ二度とこういうことがないように市長を中心に部長以下職員皆さん、公文書の管理のあり方、公文書の重み、行政文書の重要性、しっかりと認識していただいて、今後の公僕としての重みを改めて認識して、職務に励んでいただきたいと思います。ぜひよろしくお願いします。この問題を聞くたびに、我々議会も、一市民としても本当に非常に情けない思いであります。そういった意味では、ぜひ職員一丸となって市長を中心に頑張っていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと暗くなりましたので、昨日9時からサッカーがありました。ワールドカップ、サムライジャパン1回戦突破であります。これで間違いなく予選は突破できるんじゃないかと、あと2試合ですね、ぜひ力の限り日本のサムライジャパン頑張っていただきたいというふうに思っております。

それでは、一般質問を行います。初めに、幼児教育、保育の無償化についてであります。政府は、今月の15日に閣議決定しました。中身は、骨太の方針、看板政策の中に幼児教育、保育の無償化を掲げております。実施時期として、来年10月の予定、その時期は消費税の税率を10%への引き上げにあわせて、この幼児教育、保育の無償化を実施するとしております。多分この消費税2%上げた分を予算、この原資で使うということであると思いますが、子育て世代の育児支援事業等も本市としても取り組んでいるところがありますが、政府の掲げる幼児教育、保育の無償化とはどういった内容の支援事業なのか、それと現在本市が行っている第2子、第3子からのいろんな育児支援事業について、まず説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

◎福祉部長（下地律子君）

まず初めに、本市の公立幼稚園保育料及び保育園の保育料について説明をさせていただきます。

本市の公立保育園保育料と公立幼稚園の保育料につきましては、保護者の市民税課税額によって算定されております。公立の幼稚園保育料につきましては、第3子以降のほか、生活保護世帯、市民税非課税世帯のひとり親、障害世帯、市民税非課税世帯の第2子以降、市民税所得割課税額が7万7,100円以下のひとり親、障害のある方の世帯の第2子以降が無償となっております。保育園の保育料につきましては、生活保護世帯のほか、市民税所得割が5万7,700円未満の第3子以降、市民税所得割額が7万7,101円未満のひ

とり親、障害のある世帯の第3子以降、また市民税所得割額非課税世帯の第2子以降について無償となっております。それ以外の世帯につきましては、世帯で幼稚園、認可保育園を利用している就学前児童の第3子以降について、無償となっております。ほかにも本市独自の軽減措置として、中学3年生以下の子が4人以上いる場合、認可保育所に通っている子の保育料が無償となっております。

次に、国が来年10月を予定している幼児教育、保育の無償化についての内容でございますが、新聞、テレビの報道によりますと、認可保育園、幼稚園、認定こども園を利用するゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯、3歳から5歳児の全世帯を対象に保育料の無償化、また認可外保育園を利用する3歳から5歳児の利用について、上限3万7,000円、ゼロ歳から2歳児の住民税非課税世帯は、上限4万2,000円を補助することについて、2019年10月実施に向けて方針を決定しております。本市におきましては、国の制度改正にあわせて進めていくことになると考えております。

◎山里雅彦君

ほんの四、五日前の閣議決定でありますので、本当に来年10月は、消費増税にあわせて、この引き上げにあわせてやるという明確なマスコミ報道もあります。この事業に関しては、これから中身云々等々は、通知はこれから来ると思いますが、ぜひこの幼児教育、保育の無償化については、子育て世代の負担軽減、そういった支援事業でありますので、本市としてももしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。ちなみに先ほど福祉部長が説明した本市が取り組んでいるこの支援事業、国の事業が、無償化が行われると、答えられるのであれば、どれぐらい支援しているのが浮くというか、わかりますか。国がやると我々が市単独でやっていることの支援事業が必要なくなると思うんですよね。でも、そんなにないと思いますが、答えられる範囲で結構ですが、よろしくお願いします。

◎福祉部長（下地律子君）

現在市単独で行っている保育料の軽減事業の件でございますが、現在国のほうからは詳しく市のほうに幼児教育、保育の無償化に伴っての国の負担、市の負担とか、そういった細かい内容がまだ届いていない状況でございます。今現時点でどのぐらいが負担がふえるか減るか、その辺がまだ細かいことがわかっていない状況でございます。

◎山里雅彦君

次に移ります。総合庁舎建設事業についてでございますが、宮古島市総合庁舎整備事業基本計画、昨年11月にもらいましたが、これを見ると、第6章の中に概算費用、それから財源計画、ランニングコスト、事業スケジュールがあります。平成30年度、今年度分ですね、を見ると設計があって、同時に造成工事もことしで終わるという予定になっておりますが、この予算がなかなか上がってきませんが、この用地取得、この建設事業地ですね、用地取得の現在の取得状況どうなっているのか、説明いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

総合庁舎建設用地は、全部で27筆、面積は3万7,197平方メートルでございます。そのうち国有地が約9割を占めており、3万2,921平方メートル、それから民有地が3,025平方メートル、市有地が1,251平方メートルとなっております。国有地につきましては、現在耕作者が8名おりましたが、全員から同意を得て、5月18日には返還手続を完了し、現在同用地の取得要望書について沖縄総合事務局宮古財務出張所と内容

調整を行っております。

今後の予定としましては、国有地処分に関する国有財産沖縄地方審議会を開催していただきまして、引き続き取得に向けて調整を行ってまいります。現時点での同審議会の開催日程等は決まっておりませんが、早期に開催していただけるよう協議を進めているところでございます。また、同審議会の開催日程等が決定次第、用地取得以降のスケジュール詳細について、検討してまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

今年度で、この造成工事も完了予定ということですが、今の副市長の話をお聞くとですね、国のそういった審議会等々が開催しないとこれが通らない、日程がいつになるかわからない、この状況を見ると、やっぱり一連の去年からある国有地売却問題の森友学園ですか、よく国会で取り上げられ、政府が大変迫及されておりますが、この森友問題、値引き問題があつて国も慎重になっているかなというふうに思っております。ぜひですね、この工事費見ますと、この項目の中に、建築工事費が80億1,000万円、造成工事費が6,200万円、外構工事費が2億7,000万円、用地取得費が5億6,500万円、この工事費の算出はですね、去年の秋時点での積算単価を採用しているということですので、これを見ると、やっぱり事業がおくればおくれるほど建設費用がかさむことになると思うんですよ、副市長。ぜひですね、そういった面では用地取得に関しては、しっかりとやっていただきたいと思いますが、よろしく願います。これについて答弁はいいです。しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

次に、観光行政についてであります。何点かお伺いしたいと思います。1点目に、第2次宮古島市観光振興基本計画についてであります。急激な観光客等の増加により、本市の観光を取り巻く状況が大きく変わりつつある中において、第2次宮古島市観光振興基本計画策定については、観光客の受け入れ態勢など将来に向けた本市の観光振興に大きくかかわる事業計画であると思っておりますが、報道等で1年前前倒しして、この第2次宮古島市観光振興基本計画策定していくとしておりますが、この事業概要、なぜ1年前倒しするのか等ですね、取り組み状況について、まず説明していただきたいと思っております。よろしく願います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

観光行政について、第2次宮古島市観光振興基本計画についてです。事業概要と取り組み状況について、現在の進捗状況です。

本市の観光を取り巻く環境が大きく変化しております。平成31年3月には、下地島空港が開港予定、平成32年度にはクルーズ船専用バースが供用開始予定となっております。観光を取り巻く状況の変化に対応するため、宮古島市観光振興基本計画の改定を1年早め、平成31年を初年度とする第2次宮古島市観光振興基本計画を策定する次第となっております。進捗状況ですが、今月、6月の初めに公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定しております。現在契約手続及び今後の進め方について調整中でございます。今後のスケジュールについては、7月から8月にかけて市民意向調査、観光動向調査等を行い、情報を収集し、分析を行っていきたく思います。9月ごろより策定委員会、作業部会を複数回開催し、計画を取りまとめる予定でございます。

◎山里雅彦君

この第2次宮古島市観光振興基本計画策定はですね、しっかりと観光振興基本計画を立てて、本市

の観光振興に向けて事業展開をぜひ実施していただきたいと思っております。これについては答弁はいいです。

次に、港まちづくり、みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会についてであります。急なこの検討委員会の設置だと感じておりますが、この事業はこれまでの答弁からすると、ターミナル等の港湾整備、市街地と連動し、にぎわいのある港まちづくりを目的とした事業だと思っておりますが、まずこのみなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会の設立の理由、どういった内容の事業を展開していくのか、事業の説明を聞かせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

これまでクルーズ船の受け入れにつきましては、クルーズ客船誘致・受入環境整備連絡協議会により検討してきたところでございます。2020年4月の14万トン級国際クルーズ船、これ専用バースでございますけれども、それが供用開始時には約300回の寄港予定がございます。それにより二次交通を含めた受け入れ態勢の強化と受け入れ環境整備が急務となっておりますところから、今回新たにみなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会を設立する運びとなっております。これは、去る6月7日に開催をされております。本委員会の検討事項は、当面の対応としまして、まず1つ目、交通ターミナル機能の整備、2つ目、港まちづくりに向けた環境整備、3つ目、そのほか官民連携で取り組むべきものについて議論、対応していきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

大きく2つほど先ほど説明ありましたが、旅客ターミナル、出入国を含めたC I Q設備の整ったターミナルと思いますが、いろんな商業施設等もということであります。現在は、このクルーズ船が来ると、バス、タクシー、マティダ市民劇場の前ですごく混雑しますね。そういった意味では、このにぎわいのある港まちづくり、市街地と連動した形で、観光もいいでしょうが、そういったターミナルで商業施設をつくり、観光しながら、しなくてもここである程度宮古島の特産物、地場産業を生かした、ものづくりも生かした形で行かなくてもいいような、そこでいろんな買い物したりできるような形で進めていただきたいというふうに思っておりますので、これはこれでしっかりですね、にぎわいのある港まちづくりのための事業でありますので、取り組んでいただきたいというふうに思っております。これも答弁はいいです。

次に、漁船や遊漁船等の係留施設についてであります。ことしの4月ごろだったと思っておりますが、本土に住んでいる私の地元の先輩から電話がありまして、近いうちに遊漁船、レジャー船を宮古島に持っていきたい、係留したいという電話でありました。施設はあるのかとの問い合わせでありました。早速港湾課に話を聞きましたら、トゥリバー地区の施設はいっぱいあきがないという回答でありました。港湾課によると、係留施設を利用したいといういろんな問い合わせがかなり多くあり、タクシーじゃないんですけど、順番待ちの状況であるとのことでした。これまでこの港湾整備、先ほども取り上げました港湾整備や平良港の整備計画等の中で、遊漁船や漁船等、ヨットハーバーといいますかね、そういう形のもの係留施設については取り組みや計画が現在進められていることと私は思っておりますが、この遊漁船、漁船等の係留施設の整備計画は現在どのようになっているのか、説明いただきます。よろしくお願いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、漁港はですね、漁船を対象とした施設となっておりますので、漁船の係留施設については各漁港と

も整備計画を満たしている状況であり、新たな整備計画は今のところありません。しかしながら、実態調査を行いまして、必要性が確認できれば、整備計画を策定して、要望も上げていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

漁船もそうですが、レジャー施設等々の、私の知り合いもトゥリバーのほうで今漁船とレジャー船係留しておりますが、そこには漁船の大きさにもよりますが、年間三、四十万円の1隻当たりですね、使用料が発生します。そういった中で、港湾課の話では順番待ちの状況であるということで、これから需要があると思うんですよ。何も漁船だけの話じゃないです。去年の台風時に台湾の避難してきた避難漁船がそういった施設がない場所で係留していたら、ちょっと切れて沈没といますか、浸水したという話もありますので、せっかくですね、やればいろんな場所で整備できると思うんですよね。そういった意味では、観光資源にもなるんじゃないかと思えますので、きれいにしたらですね。さらに、石垣、八重山のほうでは、結構この係留施設があるんですよね、港を見ると。だから、宮古島のほうでもこの順番待ちの状況を解消するためには、ぜひ必要だと思いますが、もう一回どうですか。

◎建設部長（下地康教君）

今ご質問で遊漁船の係留場所の確保ということでございますけれども、基本的には漁船及び遊漁船に関しては、漁港という形を考えておまして、それでヨットとか、クルーズに関しては、港湾の中で対応するというふうに考えております。トゥリバー地区においては、ヨット、クルーズにおいて対応しているところがございますけれども、やはり需要が多いということで、係留場所の不足という現状が発生をしております。しかしながら、今回港湾計画の一部改定作業を進めております。その中に、ひとつ改定する場所として、20万トン級のクルーズ船の入港施設をつくるという計画がこれが一つの大きな計画なんですけども、それに加えて、現在の西仲船だまり作業船バース、それを移設をして下崎に作業船船だまりを計画をして、現在の西仲船だまりをそういったクルーズ、ヨット関係の係留施設をつくりたいという今構想をしております。今まさに港湾計画の一部改定に向けてそれを入れ込みたいという作業を行っております。

◎山里雅彦君

好調な観光産業、観光客の増加ということでありますが、ぜひですね、そういったレジャー船一つのこれも観光資源、観光のための一つの要素でありますので、我々宮古島市の持ち味でありますので、しっかりですね、そういった事業の中で展開していただきたいというふうに思っております。よろしく願います。

次に、宮古島を代表する観光地の一つである砂山ビーチの駐車場、トイレ、シャワー室整備についてであります。観光地として、観光客増加に見合うこの取り組み、受け入れ態勢、この環境整備は本市の観光振興につながっていくと思いますが、この砂山ビーチの環境整備、駐車場、トイレ、シャワー室整備について、現在観光客が増加してバスが通るとUターンできない大変な状況になるという話でありますので、まずどのようですね、現在は整備していく考えなのか、お伺いしたいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

砂山ビーチについて、駐車場整備について拡幅を考えていないか、トイレ、シャワー室整備について、老朽化が進んでいるということで、再整備はできないかということであります。

砂山ビーチに隣接する駐車場については、現状では出入り口及び駐車場自体が狭く、観光バスが入れな

い状況となっております。市でも拡幅が必要だと考えております。また、トイレ、シャワー施設についても、老朽化が進んでおり、再整備が必要だと考えております。今年度中には第2次宮古島市観光振興基本計画を策定しますが、その計画を策定後急激に増加した入域観光客の受け入れ態勢を強化するため、観光施設整備計画の策定を予定しております。砂山ビーチの駐車場及びトイレ、シャワー施設につきましても、利用人数等の調査を入れた上で、計画的に整備していきたいと考えております。

◎山里雅彦君

やっぱり入域観光客がふえるということは、ほとんどのこの観光客の皆さんがまず東平安名崎、砂山、前浜ビーチ、伊良部島の渡口の浜、観光しますよね。そういった意味では、観光商工部長今でもそういった形で、結構シーズンになると手狭で、取りつけ道路もちょっと不便を来しております。ぜひですね、この観光地の整備については、ここだけじゃないです。やっぱり伊良部島のほうは観光地の整備を全面的に網羅してやっておりますので。そういった意味で、本市においても宮古島本島内においても、あるいは池間島、来間島においても、そういった観光受け入れについてはですね、見直しの時期に来ているのかなというふうに思っておりますので、ぜひ観光商工部長、これは早急に観光施設整備計画策定しても、4年後、5年後では遅いですよ。ぜひこれはやっていただきたいというふうに思っております。これについてはいいです。

次に、観光、文化交流事業についてであります。第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019、世界無形文化の祭典開催についてということで、4点通告しました。先月東京のヤマハ銀座ホールで記者会見がありました。資料をちょっと忘れてきましたが、1つずつではなくて4つやりますから、よろしく願いしたいと思います。

まず1点目ですね。第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019の開催趣旨について、2点目に、第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019の開催日程、内容について、3点目に、第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019の開催をするに当たって、宮古島市の立場について、4点目に、国際文化交流フェスティバル事業がなぜこの宮古島で開催されるのか、その理由について。この4点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019、世界無形文化の祭典の開催趣旨について初めにお答えします。

第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019の実行委員会によりますと、同フェスティバルはユネスコの諮問機関であります世界最大の国際NGO組織CIOFF加盟102カ国の国と地域で2年から3年に1度開催されているイベントです。今回は、CIOFFジャパンと一般社団法人クイチャーパラダイスが連携して、日本で開催されることになりました。その趣旨は、国内外で古くから受け継がれている伝統文化を未来へ継承するとともに、世界的にも希有の民俗芸能文化の祭典を日本を初め、世界にアピールすることです。同祭典を開催することで、出場者や観客が宮古島の美しい自然や文化に触れながら、国際文化交流を体験することで、文化による世界と日本のかけ橋となるフェスティバルとすることを目的としております。

次に、開催日程、内容についてでございます。開催日は、平成31年6月1日土曜日から6月10日月曜日

までの10日間の開催予定になっております。昨年供用開始されましたJ T A ドーム宮古島を主会場として、ユネスコの諮問機関であるC I O F F加盟の国や地域並びに全国各地で地域に根差した芸能を継承する団体が集結する、まさに国内最大級の国際文化交流、伝統芸能の祭典となります。海外からは、10団体以上の民俗芸能団体がダンス、音楽など各国固有の民俗文化をフェスティバル開催期間中に披露し、宮古島の小中高校、老人施設、公的な場所への表敬訪問も予定されており、子供たちを初め、地元の人たちとの交流促進を図っていきたいと思います。

次に、開催において、宮古島の立場、立ち位置についてでございます。同フェスティバルにおける本市のかかわりは、受け入れ開催地として下地敏彦市長が大会長、クイチャーパラダイスの仲本光正代表が実行委員長となり、同フェスティバル実行委員会が主催、宮古島市は共催となっております。去る5月20日には、東京ヤマハ銀座ホールで副市長初め、関係者が一堂に会して、全国へ向けた記者会見を開催しております。市としては、イベントを成功させるために、今後仮称ではありますが、フェスティバルの受け入れ対策協議会を観光業界や関連する機関と調整し、立ち上げる予定でございます。委員会立ち上げ後、市の取り組みに関しても、各種団体と協議していく予定でございます。

開催される理由でございます。大会実行委員長の仲本光正氏は、これまで世界の各地で開催された同フェスティバルに日本の伝統芸能継承者として6回参加しております。その際にC I O F Fジャパンの関係者といろいろ話す機会を得て、ぜひ日本でも開催したいということで、機会をうかがっていたとのことです。その中であって、大会実行委員長、仲本光正氏が宮古島出身ということと、平成29年度に供用開始されましたJ T A ドーム宮古島が大会開催の主会場としてふさわしいということで、宮古島での開催を考えておりました。また、宮古島に無形民俗文化財に指定されているクイチャーという宮古島の伝統文化があり、現在も未来に継承するために地域で活動を続けております。その活動が評価されたことも宮古島で開催された大きな要因の一つと考えております。そのほかトライアスロン大会を初め、多くのイベントを開催、運営している実績のある自治体としても高い評価を得ているものと思います。この国際イベントが日本の小さな離島である宮古島で開催され、大会を通して全国各地で失われていく地域の伝統文化を全国、世界へ発信することで、伝統文化の継承と各地域の活性化につながるものと考えております。

◎山里雅彦君

なぜ宮古島で開催されるのかという話ですが、やっぱり宮古島観光大使でもあるクイチャーパラダイスの仲本光正代表、先ほど地元という話をしておりましたが、楚南幸哉観光商工部長の地元西原の出身であります。私もそうですが、そういう意味では、この事業去年の2月ごろでしたかね、クイチャーパラダイスの20周年祝賀会、記念式典といいますかね、その会場に東京の都庁の横の新宿のど真ん中の大きなホテルで記念式典、祝賀会がありました。そのときに副市長、私、その当時の担当で、現在交流推進課の平山茂治課長であります。参加しました。その中で、テーブルがですね、副市長がいて、先ほど観光商工部長の話があったように、ユネスコの諮問機関であるC I O F F J A P A Nの堀恵己子代表がいて、いろんな話をしてですね、その当時J T A ドーム宮古島は完成していなかったんですが、2月ですから、4月からの供用開始ですから。この式典開始前に、先ほど観光商工部長が説明したこの世界各国の文化、芸能、国際文化交流フェスティバルのビデオが出ていたんですよ。その中で、いろんな話をしながら、C I O F F J A P A Nの堀恵己子代表に、宮古島でもJ T A ドーム宮古島があるので、今つくっている最

中でありますので、これできたらいいなと話をいろんな中でしていたら、仲本光正代表も式が始まりました、その場で挨拶の中ですぐ話したんですよ、やりましょうということで、その流れがあっただけ出てきたものだと思っておりますが、ぜひですね、これは本当に気持ちとしては宮古島観光大使でもあり、J T A ドーム宮古島をそういったいろんな伝統芸能、文化の殿堂にしたいという強い思いがあっただけですね、宮古島のために恩返しをしたいという思いが強くあったということであります。

ぜひですね、またなぜこの東京の銀座で記者会見かということになるとですね、先ほども観光商工部長から話がありましたように、国内ほとんど46、沖縄県以下7都道府県からもこの100団体を招待、また外国からも10カ国招待したいと、いろいろ調整する部分がたくさんあっただけですね、もちろん沖縄県の伝統芸能もしたい、宮古島の地域の伝統も披露したいということで、各国の芸能も小中高校回って実際体験してもらいたいということで、詰めあれて、もうほとんど固まっているようでありますが、これできたらまた宮古島でもるしていくのかなというふうに思っておりますが、ぜひですね、そういった意味では副市長、そういうこの大会を通して、来年の6月1月から10日間やるということでありますが、ぜひですね、この演者といいますか、大会に参加する方々は約五、六千名いて、約1万人ぐらいの方々が宮古島に来るという話をしておりますので、そういった意味ではJ T A ドーム宮古島を使用するに当たり、経済効果といいますか、波及効果ですね、漠然としてまだまだ詳細はないと思っておりますが、答えられる範囲で結構ですけど、どういった効果等が見込まれるのかという部分で、もしよければ副市長よろしく願いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

このフェスティバルが宮古島に誘致されたということにつきましては、観光商工部長が先ほど答弁したとおりでございますけども、J T A ドーム宮古島がなければ来れなかったということが一つでございます。そういう意味では、このJ T A ドーム宮古島の活用のあり方、そしてまたJ T A ドーム宮古島を使ったイベントの可能性みたいなもの、そしてこれはこの10日間で1万人ぐらいの方々がみんな宮古島にいらっしゃいます。その際に多分宿泊施設が足りないというふうなことをちょっと心配しております。そういう意味では、こんな大きなイベントをやるとき体制のあり方、受け入れのあり方というふうなものも、これから宮古島市としてはしっかりと構築していかなければならない。そういう意味では、今後の宮古島の観光のあり方、イベントの受け入れのあり方というふうなものをしっかりと整えていくチャンスだというふうに思っております。そういう意味では、この小さな宮古島から世界に、そして日本全国にこういったイベントができる、そしてまたこのような伝統芸能がたくさんあるんだというふうなことを発信できる一つの間として、宮古島のアピールができる、宮古島の存在価値が相当大きなものになるものというふうに理解しております。

◎山里雅彦君

そういった形でですね、なぜこの経済効果、波及効果を聞いたかということですね、J T A ドーム宮古島の運営面において、J T A ドーム宮古島のあり方、使用料のあり方等をですね、議会でも多くの議員取り上げておりますが、やっぱり大きく単にこの使用料云々もありますが、ぜひですね、このJ T A ドーム宮古島を使用することによって、本市の潤いといいますか、波及効果、本市のそういった経済効果がですね、あるということは我々是一緒になって、このJ T A ドーム宮古島の使用に関しても、考えていかなきゃならないというふうに思っております。ぜひですね、そういった意味ではこの第1回宮古島国際文化交流フ

フェスティバル2019、世界無形文化の祭典については、しっかり議会も当局も取り組んでいただきたいと思います
っております。

さらに1点だけ。この宮古島市で開催するに当たってですね、宮古島市は共催という形ではありますが、
やっぱりいろんな持ち出しとございますか、その点はどのような形になるのかなというふうに思いますが、
宮古島でやるわけですから、全く何もないということはないかなというふうに思っておりますが、副市長
この点についてどうですかね、よろしくお願いします。

◎副市長（長濱政治君）

先ほど受け入れ態勢をしっかりしないといけないということを申し上げましたけれども、まさにこのよ
うな大きなイベントをどのようにして受け入れるかということの試金石として、市としてじゃどのよう
なかわり方をするのかということ考えた場合、現地の受け入れ協議会みたいなものを、例えば観光協会
であるとか、商工会議所であるとか、教育機関も含めてですね、いろんな機関を網羅いたしまして、受け
入れのための協議会をまだ立ち上がっておりませんが、遅くなっているとは思っていますけども、こ
れを早目に立ち上げてですね、それぞれの役割、それぞれの必要な予算はぜひ確保して受け入れのための
体制をつくっていききたいというふうに思っております。

◎山里雅彦君

そういった意味では、この第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019、世界に、日本全国に宮古島
を発信する大きな文化の祭典になると、芸能の祭典になると思いますので、しっかりですね、宮古島市と
しても頑張っていたきたいなというふうに思っております。これはあと1年後でありますので、中身に
ついてもしっかり取り上げていききたいと思っております。

次に、水産行政について、真謝漁港の整備についてであります。昨日去る日曜日に海神祭が、ハーリ
ーが行われました。その1週間ぐらい前でしたかね、部落総出とございますか、船主会の皆さん、60人ほど
で漂着物等のごみ拾いをしました。かなり例年の倍以上ありましたね。その中で、漁師の皆さんからの声
がありました。最近レジャーでも真謝漁港を使っております。漁師の皆さんもいますが、この昼の弁当
の時間とございますか、そういう時間に何名かの漁師がぜひ浮き桟橋いろんなところで設置されており、漁
民、レジャーの活用面においてもいい形で利用できて、すばらしい施設だということでありました。ぜひ
ですね、その設置についてできないかどうか、農林水産部長よろしくお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

真謝漁港での浮き桟橋の設置についての質問がありました。浮き桟橋の導入に当たっては、まず整備の
目的、漁港の利用状況などの要件を満たす必要があります。浮き桟橋の設置となりますと、導入費用も大
きく、国、県の補助事業などの活用となりますので、その利用状況などを踏まえて、現状を確認してまい
りたいと思っております。

◎山里雅彦君

想定内の答弁でありました。真謝漁港はですね、そういった意味では、費用対効果のあらわれない面も
ありますね。昔からこの西原地域住民の糧、漁をして生活を支えてきた、苦しいときにはですね。そうい
った意味では、漁師の皆さんも正組合員、准組合員たくさんいますが、ふだんはアーサ、モズクの養殖と
かしておりますが、漁には出るんですよね、いいときには。ですが、農林水産部長がおっしゃる真謝港か

らの水揚げはなかなかないんです、何百万円しかないんですが、でも実際はですね、西辺の漁師の皆さんは、船を持っている方々は漁は結構行くんですが、天気がいいと。余り売らないんですよ。上げるんです。周りに結いの精神といいますか、分け与えるんです、見える人に、真謝に見えたら上げる。だから、私も年に数え切れないぐらい食べるということは飲むということでもありますので、しますが、上げるんですよ。そういったこの費用対効果といいますか、そこから水揚げに見られない、この地域特有の港の利用の仕方があるんですよ。農林水産部長ね、そういう意味で一概にこれまで同様に費用対効果ないから、漁船の云々、そうすると、じゃやっていると、盛んなどころにしかそういう施設は導入できないかということになりますので、きのう新里匠議員も佐良浜漁港に遊漁船の同じような浮き棧橋の話をしていました。ぜひですね、宮古島でそういった利用したいという地域はあると思うんですよ。佐良浜の話したから、池間島の話もしようかな、池間島にも1つ漁民のためのありますね、浮き棧橋。

(「2つあるよ」の声あり)

◎山里雅彦君

2つあります。レジャー船の十何業者、レジャー業者もあるということではありますが、ぜひですね、そういった意味では、この先ほども言った観光受け入れの見直し等も含めて、一つの大きな要素、宮古島に来る要素になると私は思っておりますので、またレジャーするということは、国内外から観光客が見えてダイビング等々もしてですね、あります。そういった意味では、そういう事業の導入の仕方、水産業、港湾関係じゃなくて観光関係で市長、副市長にもぜひ漁業の云々もそうですが、そういった大きな枠の中でですね、取り組んでみたらいかがでしょうかね、私はそう思っておりますが、いかがでしょうか、その1点だけ。

◎農林水産部長（松原清光君）

山里雅彦議員おっしゃるとおりですね、まず漁港の利用実績、そこら辺も重要だと思っておりますので、漁民の漁業日数とかですね、そういったのもやはり踏まえながらちょっと調査していきたいと思っております。

◎山里雅彦君

きょう、あすにできる施設でないですので、しっかりですね、そういった意味では私は取り組むべきだというふうに思っております。

次に移りますが、海神祭で真謝漁港の件であります、使用するサバニ、爬竜船ですね、この保管場所、あずまや整備についてであります、これはでも真謝漁港で自治会で木の電柱立ててトタン載せてあったんですが、真謝漁港は北風強いんですよ。台風とかになると、去る去年の台風18号、9月の。それで3分の1ぐらいトタンがめくれたもんだから危ないということで、全部外してですね、今一枚も残っていない状況であります。そういった意味ではですね、地域のことは地域でやれということでしたが、やっぱりこれもですね、これまでもそうであったように、久松五勇士の件もあります、このくり船はですね、サバニは、さっき言った観光資源、これまで宮古島の人がこういった漁をするためにエンジンのない時代にこのサバニで生活してきた、漁をして糧を得たということもありますので、そういうことにも私はつながっていくと思っておりますので、サバニの保管場所、またそういった形で、外で保管して、またサバニを見せる。ここでこういうのがあるよという形で見せる。あずまや等々も建設してですね、できないかどうか、農林

水産部長答弁よろしく申し上げます。

◎農林水産部長（松原清光君）

サバニの保管場所の整備についての質問であります。海神祭が各地域で盛んにとり行われているのは把握しているところであります。真謝漁港のサバニ保管場所については、これは漁業用施設ではありませんので、補助対象としての対応はできかねます。ほかの地域でも、地域の方々がつくっているという状況もありますので、できれば地域で取り組んでいただきたいと思いますと考えております。しかし、要望についてはですね、関係機関とも調整が必要だと思っておりますので、どのような形でほかの補助メニューも加えてですね、できるかどうか、調整をしてみたいと思っております。

◎山里雅彦君

これも想定内の答弁であります。サバニも大きな宮古島の観光を支えてる一つの大きな要素に私なると思っています。たくさん地域で海神祭、ハーリーしているということでもあります。こういった真謝だけではなくて、そういった池間島、佐良浜、いろんなどころでやっています。久松でもやっておりますが、博愛漁港でもやっておりますが、島尻でも、狩俣でもやっておりますが、切りがありませんね。そういう全てのそういったサバニの保管状況も把握しながら、どうしますか、状況はどうですか、大丈夫ですかという形も含めて、サバニを見ると、ほかから来た人珍しいと思うんですよ。そういった意味では、部屋の中に閉じ込めるんじゃなくて、あずまや設置等々も含めてですね、観光資源になるような形で取り組んでいけば、何とかこういった整備私はできると思いますよ、網羅した形で。1カ所でやるから単費事業だとか、そういうふうな形で考えておられるかもしれませんが、観光振興、観光の島宮古島という形では、ぜひ発信していただきたいというふうに思っておりますが。これは農林水産部長、市長、副市長とも相談して、ぜひよろしくお願ひしたいなと思ひます。

次に移ります。地域振興についてであります。きのうほとんどの議員が伊良部南区の断水について話をされておりました。私も通告しまして、断水原因と対応、商業施設の損害賠償等の対応についてということではありますが、ぜひですね、私はこれ再質問等で聞こうと思ひていたんですが、1つだけ聞きたいなというふうに思ひておひます。おとといですね、大阪北部で震度6強の地震がありました。その中で、大阪の高槻市のほうで水道管破裂、道路の陥没等々の事案が発生しております。いまだに20万戸以上の断水状況もあるということではありますが、ぜひですね、耐震化の面でおひけているという、これは沖縄総合事務局、沖縄県の防災連絡会での中身なんです、県内の状況について、水源から家庭までの水道管の耐震が十分でないことや地震によって管路の損傷が起これると、水の供給が不可能になる可能性が高いことが指摘された。県内の大部分の場所で、今後30年間に震度6弱以下の地震が発生する確率が6%から26%を占めており、全国的に見ても高い確率の部類に位置しているというるありますが、ぜひですね、この宮古島市の水道管破裂、伊良部島の破裂ではなかつたんですが、その部品の老朽化による云々、電気整備のことということではありますが、そういった意味では本市においても水道管どうなっているのか、耐震の面ではですね、今後の整備はどうなっているのか、答えられたら上下水道部長よろしくお願ひします。それと、本市は今後どういふふうに取り組もうとしておられるのか。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

現在の宮古島市の水道管耐震化率と今後の整備計画です。宮古島市の耐震化率についてですけれども、宮

古島市は平成24年度から耐震化の管を採用しております。これは、制度の改正に伴って実施しておりますが、平成28年度現在における耐震化率は17.3%でございます。今後の整備計画でありますけれども、それは平成24年度以降ですね、宮古島市は水道管の更新、改良につきましては、耐震管を採用しておりますので、今後ともこの年次的にですね、耐震化については整備を進めていきたいと考えております。

◎山里雅彦君

制度改正により、平成24年度から耐震化を進めているということでもあります。伊良部島の断水の原因は、ボールタップという部品の損傷等々でありましたが、聞きましたら伊良部島の地域はですね、水道管が300ミリメートルと25ミリメートル、大きいから小さいに行くんじゃないくて、小さいから大きいのに行ったりして、これは全面的な見直し等々も含めてやらなきゃいけないと思っているんですが、そういうことも含めて、宮古島本島内でも宮古島一円で調査して、しっかりと水道行政していただきたいなというふうに思っております。

最後になりますが、福山農村研修センター施設整備についてであります。地域の会長と話をする機会がありました。このトイレ、和式であったということで、ぜひ洋式にお願いしたいという、天井等の整備についても、ふだん敬老会とか、いろんな会議をしている中で、どんという天井にコンクリートの破片が落ちる音がしたりしているという、そのほかにもあるということです。ぜひこの福山農村研修センターの施設の改修をできないものかどうか、よろしく願いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

福山農村研修センター施設の整備についての質問であります。当施設は、福山地区農業振興組合が地域農政特別対策事業を活用して、昭和53年度に建設した施設であり、これまで自治会の管理のもと大切に使用されております。施設の老朽化が見えているという形で、施設の改修、改善の要望がありますが、それについては宮古島市自治公民館修繕整備事業補助金を活用して、対処していただけるよう自治会と調整を図っているところであります。

◎山里雅彦君

最後に、農林水産部長ぜひ人口が減少している中で、少子高齢化の中でやっぱりそういったところだからこそ、かゆいところに手が届くといいますかね、行政の支援も必要かなというふうに思っておりますので、ぜひですね、これは会長と相談しながら取り組んでいただきたいというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで山里雅彦君の質問は終了しました。

◎下地勇徳君

6月定例会に当たり、私見と要望を交えながら通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思いません。当局には市民の皆さんにもわかりやすい誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、観光地等の転落防止等についてですが、3月定例会で質問しましたが、東平安名崎の件で適切な修繕方法を検討して早急に対応していきます。老朽化したベンチ等については、順次修繕や撤去を行ってまいるとの答弁をされましたが、3カ月たった今でも前と全く変わっておりません。都市計画課の管理はどうなっているのか、お伺いをいたします。

◎建設部長（下地康教君）

東平安名崎公園の転落防止柵につきましては、下地勇徳議員のおっしゃるとおりですね、3月定例会において質問を受けております。それですね、今年度の4月末にですね、平成31年度の補助事業の採択に向けて現在県と調整を行っている段階でございます。また、現在柵が倒れている箇所につきましては、立て看板やロープを張るなどの対応を行い、危険箇所へ近づかないように周知を行っているところでございます。したがって、この破損箇所につきましては、しっかりと平成31年度のこの事業の採択に向けて頑張りたいというふうに考えています。

◎下地勇徳君

昨年11月で議員を勇退された下地明さん、現職の砂川辰夫議員、地元の議員として気にかけて、一般質問でも多く取り上げております。3月答弁では、応急処置として今建設部長が述べたように、ロープとか、立て看板等々で注意を促している。ですが、今現在ロープもない状況にあります。立て看板も全く見えないんじゃないのかなと思うんですけれども、今観光シーズンの真っただ中にこの日本の都市公園100選にも選定されている東平安名崎公園がこのような状況では、宮古島市の今後に大きな汚点を残してくると思います。建設部長、もう一度今後の対応をお伺いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

下地勇徳議員ご指摘のようにですね、そういった防止柵が破損している箇所においては、ロープが張られていないということでございますけれども、我々のほうとしては、現場において確認しております。ロープも張ってある箇所もあるし、議員がご指摘のようにですね、張られていない、また張った後にちょっとそのロープがたるんでいるという状況が見られる箇所もあるとは思いますが、しっかりとその辺も我々のほうで監視をしながらその危険防止に努めていきたいと思っておりますとともに、先ほど申し上げましたように、しっかりと平成31年度の予算をつけてそれに対応していきたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

建設部長、これは一昨年だったかな、勇退された下地明さんが一般質問でも取り上げてあるし、3月定例会では自分と砂川辰夫議員も取り上げています。もう東平安名崎非常に宮古島にとっては大切な観光地でありますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思えます。市長ぜひ予算をつけてあげていただきたいと思えます。

それとですね、建設部長、東平安名崎の転落防止柵の件だけを質問しているような感じになりましたけれども、そのほかにもですね、あずまやのベンチ等の腐食、それと来間島ですね、展望台の木柱の腐食とか、ベンチの腐食、そういったのも非常に目についております。本当にですね、川満漁港遊歩道の橋の崩落、また伊良部南区の断水の件、こういった事故から当局としては多くのことを学んでいかなければいけない時期に来ているんじゃないかなと思います。備えあれば憂いなしということがあるように、ぜひ早急に対応をお願いしたいと思います。

次に、砂山ビーチの里道、展望台についてお伺いいたします。去る6月12日に砂山ビーチアーチ保全検討会議がありました。砂山ビーチは、日本のビーチベストテンの中にも入っているすばらしいビーチですが、出入り口が狭く、観光客にとっては通りにくい状況にあります。ホテル用地の買収が行われる前は、

車が砂浜へ入れる里道があり、頂上には展望台がありました。足の悪い人や年配の方々のためにも、旧の里道、展望台の復元に向けて、沖縄県や砂山リゾート等と検討をお願いしたいと思います。できれば、これは市長のほうに答弁をよろしく願いいたします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

砂山ビーチの里道、展望台についてでございます。新たに里道、遊歩道として展望台施設を整備できないかということでもあります。

砂山ビーチの里道、展望台を確認してきたところ、現在使われている砂山ビーチへの道路から北側に里道が伸びております。以前あった簡易な展望台までは届いてはおりません。また、里道周辺の土地は市の土地ではなく、私有地でございます。これから駐車場やトイレ、シャワー施設の再整備とあわせ、所有者と話し合いをして整備を考えてみたいと思います。

◎下地勇徳君

観光商工部長も砂山ビーチ近くの出身ではあるんでね、自分は地元の議員として本当にですね、昔はその里道を通っていろんなイベント等の地元の行事が行われてまいりました。非常にいいビーチではあるんですけども、今現在入り口付近では土地の無断使用かなと思うようなパーラーがとまっています。パーラーを置いている場所だけは、砂山リゾートの許可は得てありますということではあったんですけども、そこから先砂山ビーチに入るところの幅が非常に狭い状況になっています。できればその入り口の拡幅、そしてそれとあわせて今観光商工部長が言ったように、里道、展望台の復元に向けても頑張っていたらいいと。砂山リゾートのほうにも6月12日の砂山ビーチアーチ保全検討会議ではちゃんと伝えましたので、観光商工部長も聞いていたと思うので、ぜひ協議をして、復元できるようによろしく願いしたいと思います。

次に、上下水道行政についてお伺いいたします。今全国で埋没水道管の劣化が問われております。私たち人間は水なしでは生きてはいけません。伊良部南区の皆様には、4日間の断水の件では行政にかかわる者の一人として、心よりおわび申し上げます。また、市長初め、断水の復旧に携わった上下水道の職員の皆さん、応援に駆けつけた自衛隊の皆さん、本当にお疲れさまでした。

それでは、質問に入りますが、多くの議員の皆さん方も同様な質問をされているので、確認のためにお伺いいたします。4点上げてありますけれども、3点まではまとめて答弁をお願いいたします。ホテル建設に当たっての契約時の水の使用量、または確認はどのように行っているのか、施設等の見回り点検はどのように行っているのか、お伺いをいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

まず、ホテル等の水使用量の確認についてでありますけれども、ホテルなどの大型施設の建設の際は、事前に給水計画書の中におきまして、1日当たりの使用量などについて協議を行いまして、周辺地区に水圧等の影響が出ないのかどうかというようなシミュレーションなどを行いまして、精査後受水槽などの設置の条件などをつけて給水同意を行うことといたしております。

次に、施設等の見回り点検ということについてお答えいたします。施設等の見回りについては、常日ごろから通常業務の中で行っております。また、水道施設の点検につきましては、専門業者へ業務委託により年2回、24カ所の水道施設の委託点検を行っておりますが、今回の断水を踏まえまして、職員による

定期的な水道施設の動作確認及び目視等による点検をさらに詳細にマニュアル化しまして行う必要があると考えております。

◎下地勇徳君

上下水道部長、ホテルの水の使用量の確認はどのように行っているかということもよろしく願いいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

失礼いたしました。ホテルにおける水の使用量の確認につきましては、月1回の検針にて使用量は把握することはできます。ですが、使用量がオーバーしているというような状況も確認する場合がありますので、現在は1日当たりで同意した使用量を超えないように、上限を制限する定流量弁の設置を義務づけることといたしております。

◎下地勇徳君

それでは次に、4点目のI o Tの使用についてお伺いいたします。今までは人間が入出力を担って整理を行っていたと思いますが、I o Tはセンサーが検出する膨大なデータを器械が整理して、高能力で状況を分析して判断や制御を行います。今後I o Tの使用を考えられないのか、お伺いをしたいと思います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

I o Tの活用についてですけれども、確かにI o Tの利活用によっては、業務の効率化となることから、今後におきまして、活用状況を研究しながら導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

◎下地勇徳君

上下水道部長、答弁ありがとうございます。さきにも述べたように、人間は水なしでは生きてはいけないということですので、ぜひ最先端技術を導入して、市民のために頑張ってくださいと思います。

次に、下崎西原線についてお伺いをいたします。最初に、地権者との現在の進捗状況についてお伺いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

下崎西原線道路改良工事の事業工期は平成29年度で事業が完了しております。事業期間内での交渉において、相手方の要求価格で買い取りを行うことは非常に困難であるため、交渉は難航している状況にありました。事業も完了していることから、今後は単独事業での取り組みというふうになります。道路利用者の皆様方には大変ご迷惑をかけておりますけれども、地権者からの理解が得られれば予算措置を行い、工事を実施したいというふうと考えております。

◎下地勇徳君

建設部長、3月定例会でも質問をさせていただきましたけれども、現在というか、先月か、先々月だったか、3月の答弁では地権者といえども道路の封鎖はない、もしそうなったときには警察の方々と連携して対処するという答弁をされておりますけれども、地元などで実際に自分の目でも確認したんですけども、2度にわたって道路を封鎖しています。1回目は、道路の中央にコーラルで封鎖したり、または案内表示板を設置してですね、迂回路の案内表示板ですね、それを設置して、西辺の入り口の信号機のところでですね、成川の御願所の隣のほうに迂回路の表示板を設置して、道路を封鎖している状況というのがありました。こういう封鎖をした者に対して、どういう対応を現在行っているのか、建設部長、答弁よろしくお願

いたします。

◎建設部長（下地康教君）

下地勇徳議員ご指摘のとおり、下崎西原線の問題の箇所につきましては、そのような通行に対する妨害行為が発生をしております。したがって、我々道路管理者としましては、その行為を行った人物については、実際に現場を確認をしております。つまり誰がやったかということが確認をされておられません。それで、道路上にそういったコーラルや産業廃棄物が放置され、通行の妨げとなったことにつきましては、警察に捜査を依頼し、協力をお願いしているところでございます。

◎下地勇徳君

3月定例会でも申し上げましたけれども、文書が届いていまして、地権者からの文書が北部地域の自治会長の皆さん宛て、そして多分建設部長のところにも届いていると思うんですけども、その文書の中に記載されたものの中で、強制的に道路を封鎖するというふうな文言があります。それについて今現在2回の道路封鎖がありましたんでね、建設部長はどう考えるのか。今個人の特定はできませんという答弁だったんですけども、そういうのから見ると、大体わかるのかなという感じはするんですけども、建設部長答弁をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

確かに下地勇徳議員のご指摘のとおり、道路を封鎖するという通告が我々道路管理者のほうにもございました。これは地権者ではなくて、地権者の関係者でございました。それにつきまして、我々としましては、本人に対して電話等で、そういったことをしないようにというような説得を行ってまいりました。しかしながら、実際現場でそういった通行の妨害行為がございましたので、先ほど申し上げましたように、警察に捜査を依頼しているところでございます。

◎下地勇徳君

特にその現場周辺の住民の皆さん方は非常に大変な状況になったかなというふうに思います。実際にコーラルで封鎖されたときには、自分も別の用件で狩俣のほうから帰るときに、ちょうど遭遇しましたんですけど、お客さんの案内をしていた関係上、車からおりてないんですけども、ぜひですね、ちゃんと対処して、平成29年度で工事終了なんですけども、今後早急に対応していただきたい。道路も早目に開通できるように頑張っていただきたいと思います。

それでは次に、これも関連しますけども、下崎西原線の成川地区の街灯の設置の要望書が自治会長から提出されていると思いますけども、街灯の設置は可能なのか、お伺いをいたします。

◎建設部長（下地康教君）

本要請につきましては、成川自治会から要望があったところでありまして、したがって、カーブミラー及び道路照明の設置につきましては、現場を調査して、地元の皆様方とも調整をしながらしっかりと対応していきたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

ぜひですね、お願いしたいなと思います。道路工事に伴って防犯灯が2基撤去されておりますので、もう地域の皆さん方は本当にですね、広範囲に暗い部分が多くなっていますんでね、ぜひ早急に設置をお願いしたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

次に、砂山駐車場付近のパーラーの件につきましては、ぜひこれ要望として、これは先ほども言ったんですけども、6月12日の砂山ビーチアーチ保全検討会議の中でちょっと話をさせていただいたんですが、砂山リゾートは、このパーラーを設置する部分には許可を出したというふうに答弁なされておりました。それ以外の場所には許可を出されていない。実際に、パーラーの周辺はテント等が設置されたり、ブランコ等が設置されたり、見ていて余りいいもんじゃないなど、それと観光客は砂山のほうに動く状況の中で、パーラーの前で余り見苦しい格好をしているような状況等々が見られますので、ぜひ当局として、注意等をしていただければと思います。

それでは次に、添道1号線と宮古島市総合体育館前の道路が交わる交差点の街路樹が伸びていて見通しが悪く、危険との道路利用者からの話がありました。また、街路樹が植えてある場所は、歩道ではないのかとの指摘もありました。どうなっているのか、お伺いをします。

◎建設部長（下地康教君）

下地勇徳議員ご指摘の交差点にかかる街路樹の部分に関しましては、現在見通しの悪い状況が見受けられます。したがって、その改善に向けて、地権者と交渉の上しっかりと適切に対処していきたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

建設部長、これは街路樹が植えてある場所というのは、歩道ではなくて私有地ということで、そのところをもうちょっと詳しく説明いただけないか、よろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

今問題となっている箇所は、交差点の部分でございます。隅切りをする予定でございまして、その隅切りにおける用地交渉を今その角の地権者としておられるところでございまして、その隅切りによって道路が完成されますと、歩道という形になるんですけども、現在隅切りがされておりませんので、今交渉が成立をされていない状況です。実際現場では、歩道になる部分が未舗装になってございまして、そこに植栽と申しますか、タイワンレンギョウが生えていまして、それがちょっと通行に支障を来しているというところでございまして、これは地権者の方とちょっと話をしまして、まず交渉が成立をしていない状況でありますけれども、この見通しに関しましては、しっかりと交渉と申しますか、協力を得まして、その問題解決に当たりたいというふうに考えております。

◎下地勇徳君

建設部長、道路利用者のことも考えて、早急に対応をお願いしたいと思います。

それから次に、成川地区排水路についてお伺いをいたします。今年度は予算計上していただいて、農林水産部長ありがとうございます。ただ排水路だけではなく、クウラ浜や海に汚泥が大雨や台風のときにはそのまま流れ着いています。できるだけ早く対応していただきたい。今年度予算計上していただいて、調査、設計、そして平成30年度以降から用地の買収、工事実施予定というふうに3月定例会に答弁されておりますが、成川自治会としては早急の対応をお願いしたいと。実際に、昔は湾のほうでもガサミや魚等々がとれて、非常にいい漁場でもあったんですけども、今の現状としましては、全くその用をなさないような、海水自体も腐っている状態だし、どうにか早急に対応していただきたいというのが自治会の大方の意見です。できれば機会を設けて成川自治会の皆さんとも意見交換等々をお願いしたいなと思ったりもしま

す。

それとですね、早急に対応していただきたいのは、上流のほうにマングローブ等々の植栽はできないのかどうか。それによって、若干の汚泥は防げるのかなと思ったりもしていますんで、農林水産部長答弁をよろしく願いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

成川地区農業用排水路についての質問にお答えします。

成川地区農業用排水路整備については、海域への雨水流出防止を図り、赤土防止対策を行うために事業導入しているところであり、調査測量設計委託業務を今年度とり行う予定をしております。その業務において、新たな浸透池の設置、そして末端の堆積土砂の除去を含めた改修計画を策定した上で、平成31年度以降から工事を実施していく予定であります。下地勇徳議員ご提案の上流にマングローブの植栽をという提案ですが、それについては今年度の委託測量設計の中で取り入れて、こういった形でできるかどうかも踏まえて計画していきたいと思っております。

◎下地勇徳君

農林水産部長、3月定例会と答弁全く一緒かなと思うんですけど、ぜひ早急に対応をお願いしたい。特にマングローブの植栽については、早目、早目に対応していただきたいなと思います。それには、自治会も力を挙げて頑張って協力していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それとですね、これは要望になるんですけども、毎回のようにいろいろ話をさせていただいていますけれども、排水路のすぐそばに小さいですけども、農村公園があります。昔はその農村公園からクウラ浜への里道があって、そこを利用して砂浜まで行っていたんですけども、現在はその里道も私有地になっていて、利用できない状況というのが今現在です。それとこの農村公園から砂浜に渡るための階段はちゃんとつくられております。農林水産部長は目にしていますよね。ただ、それから先がないんですよ。それから先50メートルほどだと思んですけども、全く林を抜けて浜まで行っている現状かな、非常に元気のあふる大人はいいんですけども、小さい子供とか、年寄り等々が砂浜まで行くには非常に危険です。ですから、ぜひこの里道と言わず遊歩道を浜までやっていただければと思います。これもぜひ排水路の工事と同等に行っていただければ、自治会としてもいろんな面で協力ができると思っておりますんで、ぜひ早急に改良をよろしく願いいたします。

次に、農地圃場整備後の補修工事についてお伺いいたします。現在排水路に土砂が堆積して、オーバーフローを起こして、道路に水がたまり、その水たまりの中がですね、非常に凹凸が大きくなって、車の通行、農作業をする皆さん方にとっては、非常に通行に支障を来している。それで補修工事は再度可能かどうか、お伺いをいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、地域内の農業者が共同で取り組む地域活動を支援する多面的機能支払交付金事業を旧市町村単位で農地・水・環境保全管理協定運営委員会により展開している状況であります。その取り組める活動の内容といたしましては、農用地のり面の草刈り、防風林帯の下草刈り、農道の路肩路面の保護、排水路、側溝、沈砂池等の泥上げなど農地維持や資源向上を図る活動ができるので、農家の皆様にはその事業を積極的に活用していただきたいと思っております。ご指摘の排水路、農道等の修繕や耕土流出防止のため畑の

周囲にリュウノヒゲ等の植栽も取り組めますので、農家みずからの活動での改善もお願いをしたいと思っていますところでもあります。

◎下地勇徳君

農林水産部長、これは農地、水、環境保全管理の関係で独自で補修していただきたいということですか。これは今までですね、この箇所は何回か補修工事をされております。その中で、これは舗装された農道なんでね、舗装されているところが排水が悪くて、何と言うのか、グレーチングというのか、要するに完全に水が流れないために土砂等が詰まって、水がたまった状態で、アスファルトの道路じゃない、舗装された道路ではない状況に現在なっています。これが繰り返されているので、ちゃんとした補修工事ができるかどうかということが質問になっています。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、今話をしました多面的機能支払交付金事業については、農家ができるものについては、できるだけ農家のほうに取り組んでもらいたいというような趣旨であります。今下地勇徳議員おっしゃられるように、農家みずからがちょっと厳しいというのであれば、地域の方とも調整を行いまして、市のほうで取り組めるかどうか、調整してまいりたいと思っております。

◎下地勇徳君

農林水産部長、今の件はまた後でゆっくりお伺いしますんで、よろしくお願いいたします。

次に、3月末に設立された宮古島市山羊生産流通組合についてお伺いをいたします。組合設立から現在まで組合の動きは全くないように感じられますけども、現在はどのような状況で動いているのか、その状況をよろしくお願いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮古島市の持続可能なヤギの振興と発展に寄与するため、宮古島市山羊生産流通組合を設立いたしております。平成30年3月27日に宮古島市山羊生産流通組合の設立総会を開催し、去る6月7日のJAおきなわ山羊生産振興協議会へ加入したところであります。平成30年7月ごろに第1回の定期総会を開催いたします。事業計画では、飼養管理の技術の向上、それから生産、流通及び地産地消体制の構築などを計画し、実施してまいります。また、品種改良のために大型ヤギの導入について県とも協議してまいります。

◎下地勇徳君

5月22日に経済工務委員会で、沖縄県南城市の糸数カプラファームの視察を行ってまいりました。ヤギの飼育施設の視察であったんですが、ヤギの飼育だけではなく、ヤギで6次産業化を目指して、またヤギで地域の活性化を目指して非常に頑張っております。そういった中で、宮古島市としても、行政で農家の皆さん方を率先して組合を盛り上げていただければなというふうに思います。今宮古島市のほうでもヤギに興味を持っている皆さん方が非常に多いですので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは最後に、去る4月に昇任された楚南幸哉観光商工部長、下地明生涯学習部長、上地成人伊良部支所長、昇任おめでとうございませう。これからも市民の公僕として、宮古島市の発展に向けて頑張りたいと思います。これから暑い夏が来ます。外で仕事をなされる皆さんは、熱中症対策をしっかり行い、暑い夏を乗り越えていただきたいと思います。また、一昨日の大阪の地震で甚大な被害が出ています。二次災害が起きないように、早期対応、早期復興を願い、私の一般質問をこれで終わります。どうもあ

りがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで下地勇徳君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時53分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎栗国恒広君

本日3番目の登壇でございます。お昼眠たい時間でございますが、いましばらくおつき合いのほどよろしく申し上げます。

質問に入る前に、少し私見を述べたいと思います。去る6月12日にシンガポールで米朝首脳会談が行われ、朝鮮半島の非核化が実現するというニュースでありました。アメリカのトランプ大統領は、日本人の拉致問題も取り上げ、今後日朝首脳会談が開催されると拉致問題が大きく前進すると思われまふ。本市でも、旧伊良部町佐良浜地区の住民と池間地区の住民が愛媛県西予市三瓶町の漁業協同組合所属のマグロ船に乗船しており、特定失踪者、拉致の疑いがあるということから、一日も早い解決が望まれるところでございます。市長といたしましても、協力の依頼があればぜひ情報提供などいろんな協力をしていただきたいと思います。

また、去る6月15日に地元紙で子宮頸がんワクチンの控訴審が福岡高裁で行われ、宮古島市からもワクチン接種後の副作用と思われる若い3人の女性が原告団に入っているという報道がありました。本市は、下地敏彦市長におかれましては、ワクチン接種後のこの副作用に苦しむ若い女性たちに医療費、通院費等を補助すると、渡航費も含めて補助をつけ支援しております。市長、本当にありがとうございます。この場をかりてお礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして私見と要望を交えながら一般質問を行いたいと思います。質問事項により前後する場合がありますので、ぜひよろしく申し上げます。当局におかれましては、誠意ある答弁をよろしく願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢について、伊良部南区の断水問題ですが、この質問に関しては初日の同僚議員からも同じような質問が出されて、答弁では断水の原因は水道設備等の損傷、ボールタップのふぐあいだということをおっしゃっていました。そこで、対策としては点検口、開口部を設けて点検回数をふやしていくということですが、本来配水口、それに開口部を設けるとなると、構造上の問題はないのか、ただ開口部を設置して、そこから人間が目視で確認するということですが、現在設置されている施設に新たに開口部を設けると、そのタンクというのかね、そういった意味で構造上の問題がないのか、それとまた同類の施設等にも宮古本島内ですすね、そういったボールタップのですすね、上記と同じような対策でいくのか、開口部を設けるということのですすね。その辺について答弁をよろしく申し上げます。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

開口部を設けることで、配水池の構造に影響が出ないかということでもありますけれども、今開口部を設けるということを協議しているところですけども、特に開口部を設けることによって、配水池の構造に影響はないものと考えております。

次に、宮古本島内におけるポールタップが設置されている配水池についても、同じような開口部を設けるかということですけども、ポールタップが設置されている配水池については、宮古本島内の配水池についても同様に開口部を設けて、職員によっても容易に点検ができるような整備を行っていきたいと考えております。

◎栗国恒広君

一番目視で点検するのがですね、設備等は点検というのは目視等で点検するのが一番いい対策だと思うんですが、やはり従来ある設備に開口部を、穴をあけるということであれば、構造上にもですね、いろんな考慮して作業を進めてもらいたいと思います。答弁ありがとうございました。

次に、宮古空港整備についてお伺いいたします。現在本市を結ぶ航空路線では、東京、名古屋、大阪、福岡、4大都市にまたがって本土航路が就航しています。観光客の増加や宮古島の果樹や農産物の出荷量も多く見込めることから、本土行きの飛行機の機材の大型化が予想されるということから、その対策として今後滑走路の延長計画等は考えられないか、お伺いします。実は、きょうの朝の新聞にですね、地元紙で乗客待合室とか、そしてエプロンの拡張工事も始まるというような報道がありました。やはりこの機材の大型化というのは、離島を結ぶ航空路線としては、いろいろな経済面でも機材の大型化というのはもう目の前に来ているんじゃないかなと思っていますので、その辺の滑走路延長計画について答弁をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

宮古空港の管理者である県空港課に確認したところ、宮古空港滑走路は現在、就航している機材の離発着に十分対応できる滑走路であるということでした。また、航空会社から現在使用している機材をさらに大型化するというような要望は現在のところございません。仮に滑走路の延長となると、周囲に与える影響も少なからずあり、大型機材が就航となれば、下地島空港の利用も検討していくこととなりますので、現段階での滑走路延長は計画していないとの回答を得ております。

◎栗国恒広君

建設部長、答弁ありがとうございます。現在大型化の予定もないと、大型化すれば下地島空港を利用するというような考え方でよろしいですか。そうすると、宮古空港初め、下地島空港と2つの空港に分かれて就航するという考えですか。答弁をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

県の空港課の回答によりますと、これ以上の大型化があった場合は、下地島空港の利用も考えられるというような回答でございましたけれども、実際そうなった場合は、具体的にいろいろなことが検討されることとなりますので、一概に2つの空港を同時に即利用という形になるかどうかは、ちょっと県のほうで検討されることになると思います。

◎栗国恒広君

大型化には3,000メートルの下地島滑走路があるということで、その辺は臨機応変に対応したいということかなと思っています。

次に、県道平良新里線、通称上野線ですね、この質問に関しては、上野線と市道中央線、宮古島警察署前道路ですね、それを結ぶ線ですが、去る平成28年8月に多良間村で開催されました宮古管内県出先機関との意見交換会で、県営空港横断道路という感じで要望してあります。県では、21世紀ビジョン等に上位の計画に位置され、整合性を図りながら道路の整備を進めてまいるということでしたが、現在の進捗状況について伺いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

空港横断トンネル道につきましては、宮古空港横断トンネル道整備促進期成会を立ち上げまして、平成28年12月1日に沖縄県に対して整備要請を行っております。沖縄県の見解としましては、平良城辺線と高野西里線の2路線を4車線化して、空港周辺の交通需要に現在対応している。また、空港トンネル道を整備するための費用対効果や空港地下を横断する大深度トンネルを通すための解決すべき技術的課題が大きことから、まずはその必要性の議論から行わなければならないと考えると回答しておりまして、今後、本市としましては、今年度も美ぎ島美しゃ市町村会における要望事項として取り上げており、沖縄県とさまざまな課題について議論を進め、実現に向けて取り組みたいと考えております。

◎栗国恒広君

費用対効果の上で、かなり厳しいかなということかなと思うんですけど、やはり今総合庁舎の建設用地ももう空港西側、消防東側ですね、ということは、上野線から庁舎へ向かうときに、かなりの交通量が予測されるんですよ。そこにはまた上野千代田の駐屯地も800名近くの自衛隊の隊員が来られると。そういうことを考えると、やっぱり空港があるために迂回して回るのかなということを重ねると、費用対効果というのはやっぱり今後のことを考えればハードルはそんなに高くないんじゃないかなと思うんですけど、その件に関して市長見解は。

◎市長（下地敏彦君）

今新しい総合庁舎をつくるという準備をしています。それから、JTAドーム宮古島も完成しております。サンエーも新しくできます。さまざまな要因である地域は今後物の流れ、人の動き、非常に活発になってくると思います。ですから、その動きを見ながら、具体的にそれが動くようになれば、その費用対効果という問題ももっと具体的に論議ができると思いますから、その整備の状況を見ながら、もっと積極的に今後とも要請をしてまいりたいと思います。

◎栗国恒広君

人の動きがやはり空港周辺というのはもうこれから増加するのはもう間違いないだろうというふうに予測されることから、ぜひ空港横断道路、日本の土木技術に関しては、もう例えば羽田空港とか、いろんな感じですね、地下を通る道路というのはもう土木的な技術はもう確立されていると思っていますので、市民が庁舎を利用するにしても、上野方面、下地方面の方々はですね、従来どおりではなくて、やっぱり空港から直接庁舎に来れるようなですね、ことを考えればぜひこの要請をしっかりとやってもらいたいなと思います。よろしく伺いいたします。

次に、総合庁舎用地取得について、この質問に関しては午前中に山里雅彦議員のほうでも質問がありま

したが、副市長の答弁によりますと、国有地が約9割、そして市有地、民間有地がありますということで、まだ現在その協議中だということですが、これは今後のスケジュール的に言うと、用地取得にはどれくらいの日数を考えているのか、答弁をお願いします。

◎振興開発プロジェクト局長（砂川一弘君）

今後のスケジュールということですが、現在国有地の取得については、取得要望書を沖縄総合事務局宮古財務出張所のほうに提出をしております。その調整を行っているところですが、その後に国有財産沖縄地方審議会を開いていただくことになっております。その審議会終了後、国のほうも不動産鑑定を入れるということで、それが約3カ月から4カ月かかるというふうな説明を受けております。その後に国が予定価格を設定し、市がそれに対して見積もり合わせという形で購入価格を決定していくということになります。その後に市のほうは議会の承認を得て、契約の手続に入るという流れで今作業を行っております。

◎粟国恒広君

協議に要する時間というのは3カ月から4カ月と、その後に不動産鑑定、いろいろ検討して、これからこの価格設定という感じの流れでよろしいですか。そうすると、やはり議会でも説明ありました造成工事、そしていろんな工事が今年度で発注予定だと思いますけど、それに対する影響はどういうふうに考えているんですか。

◎振興開発プロジェクト局長（砂川一弘君）

当初国のほうは、国有財産沖縄地方審議会を6月に開催していただけるという流れで作業を進めてきましたけども、その審議会が10月から11月ごろというふうなことで、今報告を受けております。今年度現在進めております実施設計とか、それから今粟国恒広議員がおっしゃいました造成工事を11月から行う予定をしておりましたけれども、この用地取得がおくれることで、3カ月、4カ月ぐらいあるいは6カ月ぐらいのおくれが生じるというふうに見込んでおまして、国のほうにできるだけ早く審議会を開催していただいて、早く市のほうに譲渡ができるようお願いをしていきたいと思っております。

◎粟国恒広君

最悪半年ぐらいおくれるということかなと思うんですけど、この開庁日というか、その日にちはもう決まっているんですね。そういう意味でも、用地取得に対しては国としっかり連携を持ちながら、一日も早い用地取得に動いてほしいなと思います。用地取得に対しては、いろんな問題で、伊良部地区小中一貫校でもありましたように民有地等々も、今回も含まれていることですので、その辺は耕作者の皆さんとも同意が得られるという答弁でしたので、安心していますけど、ぜひ国有地取得に関しては、いろいろマスクミ等をにぎわせているものでありますので、適正価格でぜひ購入していただきたいなと思っています。

次に、関連いたしまして、この不動産評価についてですが、土地を取引する間には、やっぱりどうしても不動産鑑定というのは必要不可欠なものじゃないかなと思います。この不動産鑑定で私が質問に書いたのは、やっぱり民間の方々との競合というんですか、やっぱり国の土地がこれだけ、民間の土地がこれだけというような差額はあると思うんです。その辺に関しては、どう考えているんですか、お聞かせください。

◎振興開発プロジェクト局長（砂川一弘君）

不動産鑑定につきましては、市のほうでは3月末には完了しております。ただ、国のほうも同じように

鑑定評価をいたします。通常ですと、国のほうも鑑定評価した後に、市のほうに購入額を提示していただくという形でこれまでは来ておりましたけども、ことしの4月に国の国有地処分に関するマニュアルが変更されておりまして、先ほど申し上げましたように、入札、見積もり合わせという形になっていて、現在評価は終わっておりますけれども、その評価額を公表するということできません。それについては、ご理解をいただきたいと思っております。

◎栗国恒広君

もちろん評価額等は、今公表できないということですけど、やはり個人有地でございますので、その辺の同意というのはもう取りつけてあるのか、その件に関して答弁をお願いします。

◎振興開発プロジェクト局長（砂川一弘君）

庁舎建設予定地、国有地含め民有地もございます。この民有地の方々については、事前に同意をいただいております。民有地につきましては、租税特別措置法の適用を受けられるようにということで、現在は事業認定の手続を県のほうと進めております。これが済み次第ですね、契約をしていきたいというふう考えております。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。やはりこれだけの大きな箱物をつくる事業です。しっかりですね、用地取得には国初め、個人所有地の方と連携を持って進めてほしいと思います。答弁ありがとうございました。

次に、公共施設の総合管理についてお伺いいたします。基本方針のもと、整備が進んでいる図書館、公民館、庁舎、保健センター、旧施設の跡地利用も含めた計画の策定は、平成29年度から計3回開催しており、また他の施設についても平成30年度から作業部会を開催するとの予定です。平成31年までに個別計画については策定を終了するということですが、実際に今宮古島でこの公共施設がですね、類似する施設が多くあると思います。その類似する施設を統廃合を進めていくには、具体的には何年度ぐらいになるのか、お聞かせください。

◎総務部長（宮国高宣君）

平成29年3月に策定した宮古島市公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、平成29年度から平成31年度までの3年間で個別計画を策定することとなっております。栗国恒広議員の質問にございましたけど、平成29年度は総合庁舎及び宮古島市未来創造センターの整備に伴って、機能の移転が決まっている施設を対象として個別計画策定に関する作業部会を行い、再配置に関する公共施設等マネジメント作業部会実績報告書の取りまとめを行いました。本年度は、公共施設等マネジメント作業部会実績報告書を受けて、個別計画に関するマネジメント委員会、これは部長級を対象にしておりますけど、委員会の開催、市民の意見を個別計画に反映させるべく市民へのアンケート調査を実施します。このアンケート調査は、8月をめどに約3,000名程度を予定しており、アンケート調査の結果は10月までに取りまとめを予定しております。このアンケートの実施目的は、宮古島市は合併後も多くの類似施設を抱えており、その施設は合併前の旧市町村ごとに配置されております。統廃合によって、これまで地元にあった施設が廃止されることによって、市民がどのような考えを持っているのか、将来的にどのような形態で施設を維持していく必要があるかなど、施設の後利用、跡地の利活用などについて市民の意見を聞き、効果的、効率的な施設の再配置及び施設管理に関する方針を個別計画に反映させる必要があると考えてのアンケート調査を実施しま

す。これにつきましては、平成31年2月までに個別計画の再配置に関する方針を決定する予定となっております。

また、庁舎、図書館、公民館及び保健センター以外の他の施設については、本年度中に作業部会を開催し、平成31年度中においてマネジメント委員会、市民へのアンケート調査を実施し、平成31年度末において全ての公共施設に関する個別計画を策定する予定でございます。

◎栗国恒広君

平成31年度までに全ての公共施設に関する個別計画を策定すると。実際じゃ平成31年度にまとめて、実施はもう平成32年度というスケジュールでよろしいですか。なぜ今のスケジュールを質問したかというのと、もう合併して12年になります。先ほど総務部長答弁したように、宮古島市は5つの市町村が合併して、類似する施設がかなりあると。公共施設は305ですか、施設があるということですが、やはり財政面でも、いろんな形でもやっぱりその維持管理費というのはもう財源的にも非常に圧迫しているかなとうかがわれます。そういう意味ではですね、この公共施設の統廃合にしろ、いろんな課題というのはこれから宮古島市の財政を考える意味では、やっぱり喫緊な課題だと思っています。速やかにですね、スピードアップを図りながら、ぜひ進めてまいりたいと思います。

次に、伊良部佐良浜地区の定期船廃止に伴う跡地、バース、海面利用についてですが、近年伊良部大橋開通により、伊良部島への観光客は多くなっております。特に伊良部南区、渡口の浜等に行くと、そして下地島ですね、そして中の島ビーチ等には多くの観光客が見られ、にぎわっていますが、北区のほうを見ますと、佐良浜地区ですね、観光客は車で通り過ぎるのが多く見られて、なかなか北区のほうには立ち寄りたらないと、これは地域住民を初めですね、佐久本洋介議長も北区の出身ですから、議長もそういうことをおっしゃっていました。そこでお伺いしますが、佐良浜地区でこの定期船廃止による跡地、浮き桟橋等、そして海面等を利用して、バース等を利用して、イルカの触れ合い施設、またサンゴの養殖業、または生けす等を設置して、釣り堀を設けて釣り上げた魚を最近オープンした荷さばき場にありませうおーばんまい食堂等を利用して、海からつくる新しい観光事業ということで取り組んでみてはいかがでしょうか。この件に関してちょっと要望を踏まえていますけど、見解をお伺いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

佐良浜漁港は、第2種の沖縄県管理漁港であります。伊良部大橋の開通に伴い、同漁港と平良港間の高速船や貨客船は平成27年に廃止となり、人の往来が減少しておりましたが、去る6月15日にグランドオープンした宮古島海業支援施設「いんしゃの駅・佐良浜」が拠点となって佐良浜地区でかつてのにぎわいを取り戻すことが大きく期待されております。市といたしましては、これらの活用状況を確認しながら、必要であれば漁港管理者である沖縄県や伊良部漁業協同組合及び地元と連携しながら施策を検討してまいりたいと思っております。

◎栗国恒広君

今ある施設を活用するということですが、私が見る限り、この佐良浜の定期船航路バース、そして海面というのは、水深もかなりありましてですね、新たな観光地として、市長これは見えますかね。ぜひこういった場所がやっぱり重要だと思うんで、そういう施設をですね、導入して、北区の観光名所にして、今おっしゃったように漁業協同組合のおーばんまい食堂、島根あたりのほうでは、やっぱりそういうふうに

生けす等を設けて、釣り堀を設けて、そして釣った魚をその場で食べてもらうというようなもので、すごく観光客が喜んでいてという場所をちょっと視察で見てきましたけど、かなりにぎわった施設だなと思っています。そういう意味では、ぜひ佐良浜地区の定期船跡地の利用としてはですね、しっかり今後取り組んでほしいなと思っています。この資料は、市長ももらっているということで、市長ぜひまたその見解も含めながら、答弁をもらいたいと思いますけど、よろしくをお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

今提案のありました定期船を含めたバースだとかですね、泊地の利用ということですけども、一応漁港の中なんですよ。だから、漁港の中で釣り堀だとか、そういうふうなのをやるというのは、非常に制約を受けているというのが一つ法律的にあるということです。また、イルカのショーができるような形はどうかという話がありましたが、まだちゃんと調べていないんですけども、あそこは水が汚れているという気がいたします。きれいな水の中じゃないとイルカをずっと飼育していくのは難しいんじゃないのかなという気がしますんで、イルカのショーをするなら場所を変えたほうがいいという気がいたします。

いずれにしても、提案の理由は佐良浜の地域をどうやって活性化するかということだと思いますから、港のにぎわいをどうするかという視点でいろいろと考えてみたいと思います。

◎栗国恒広君

ぜひ検討してですね、取り組んでほしいなと思っております。

次の国の実践型創造事業について、これは割愛します。

次に、宮古島市のくるりんバスの運行状況についてお伺いします。このバスは、2017年9月1日から11月30日まで試験運行という感じで実施し、結構好評ということで、ことしも4月から9月末までという限定で運行を再開していますが、4月から現在までの乗車率についてお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

4月からですね、陸上交通の部分については、観光商工局のほうから企画政策部企画調整課のほうで担当することになりましたので、よろしくお願いたします。

それでは、くるりんバスの運行状況についてでございます。クルーズ船の寄港回数や観光入域客の増加に伴いまして、宮古空港へのアクセス、それから市街地等への交通空白が生じる課題を解消するため、平成30年2月の宮古島市地域公共交通会議におきまして、平成29年9月から11月まで実証運行を行っていた宮古島くるりんバスの運行を再開することを承認し、4月2日からこれはタクシー事業者が主体となって運行をしております。去年の9月から11月までの実証運行は、沖縄総合事務局が主体となって実証を行っていたということでございます。利用状況でございます。5月末までに延べ733人、1日当たりの平均乗車人数は17人の利用がございます。月別の利用としましては、4月が393人、5月が340人となっております。車両2台が1日7便ずつ運行してございまして、乗車定員10人から運転席、助手席を除いた8人を乗客として算定いたしますと、15%程度の乗車率となっているということでございます。

◎栗国恒広君

第二次交通不足解消という意味で、多分スタートしたんじゃないかなと思うんですよ。空港を起点に路線が左回り、右回りという感じでスタートしたんじゃないかなと思います。今現在使用している10人乗りですか、普通のワゴンかなと思うんですけど、今後このやっぱりくるりんバスもですね、利用が多く見

込まれるというようなことから、エコアイランド宮古島を推進している意味では、ぜひ電気自動車等にかけてですね、市内をPRしながら回るという意味では、電気自動車の導入も検討してみたいかかなと思っております。

そして、今後運行経路についてもですね、やっぱり今出発点から終点までバス停が7カ所あると思うんですけど、できれば最終的には市内も巡回するようなですね、巡回バスのような路線をふやす、そして市内を西里大通り、下里大通りも通過できるようなですね、運行計画はできないか、見解をお伺いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

今後の路線運行計画ということで、通告をいただいておりますので、それに沿ってお答えいたします。

4月よりくるりんバスの運行はタクシー事業者の自主事業として運行をされています。そのため路線の増設や車両の変更は運行事業者、つまりはタクシー事業者ですね、の判断により実施されることとなります。そのことから、路線の増設などの対応可能性につきましては、運行事業者との意見調整を行い、運行の採算性なども考慮しつつ、検討をしてみたいというふうに思っております。

また、くるりんバス以外の交通手段の確保ということにつきましては、現在クルーズ船の大幅な寄港回数増加、それから航空路線も非常に好調であるということで、入域客数が大幅に増加をしております。また、今後も大幅に増加する見込みだと。そこで、バスあるいはタクシーなどの交通手段が大幅に不足している現状があります。また、将来的にも大幅に不足する可能性があるということで、現在沖縄総合事務局と新たな交通手段の対策について検討、調整を進めているところでございます。

◎栗国恒広君

企画政策部長がおっしゃっているとおり、なかなか空港にいてもタクシーがないという市民の声が多く聞こえます。特にクルーズ船が寄港するときには、もう空港のタクシー乗り場にタクシーが一台もないと、病院あたりでもやっぱりタクシーがもう見当たらないというような市民の苦情等もありますので、ぜひ空港を発着するくるりんバス、今後本当にこれから需要が伸びるということが思われますので、運行元でありますタクシー事業者ともやっぱりしっかり対応してですね、これから進めていってほしいなと思います。そして、やはり同じ走らせるのであれば、やっぱりエコアイランドをPRする本当電気自動車という感じですね、ぜひこのタクシー事業者とも協議をして、ぜひこの宮古島のエコアイランドをPRしてほしいなと思ったんです。これは要望です。答弁要りません。

次に、漁港、港湾施設に陸揚げされている漁船または船舶の対応についてお伺いいたします。この質問に関しては、おとしですか、12月定例会でも質問したとおり、その中で市長の答弁がですね、県と予算等を調整して検討していくということでした。毎年この時期に宮古島各地で行われるハーリー、海神祭ですね、漁港、そして港湾施設の清掃が行われ、そこで目につくのがやはりFRP船、強化プラスチック船ですよね。その船の廃船と思われる、もうエンジンは抜かれて、強化プラスチックの船体だけがあるという光景をよく見受けます。そこで、先ほど言ったように、その処分に関しては所有者が本来ならやるべきだということですが、なかなか所有者は行ってももういないと、亡くなっていたりとか、あといろんな感じで連絡がとれないとか、そういう状況の中で、このプラスチック船の廃船が多く見られるということで、市長は県と予算を用意して行政代執行並びにそういった措置をしていくということでしたが、現在どのような感じで取り組んでいるか、見解をお聞かせください。

◎農林水産部長（松原清光君）

放置船の対策についての質問であります。漁港で陸揚げされている漁船及び船舶の放置船については、現状の把握に努めているところでもあります。放置船は、栗国恒広議員もおっしゃっているとおり、個人の財産であり、管理及び処理は所有者の義務であるために、個人の経済的事情などから放置船への処理などは進んでいない現状にあります。今後放置船への調査、現状の把握に努め、漁港などとも連携を図りながら、関係者に船舶の適正な管理について周知を行っているところでもあります。

◎栗国恒広君

これは、関係者とということ、例えば所有者がいるといった中で、こういった連絡はとれているんですか。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、放置船は個人の財産ということから、まず漁業協同組合ですね、それから各漁港の船主組合など、そこら辺とも調整をしながら、その放置船の調査はやっているところでもあります。

◎栗国恒広君

しかしながら、なかなかこの廃船というか、それが減らないんですよ。ふえる一方なんです。要するに強化プラスチックというのは、人間が科学的につくり上げたものは人間の手で始末しないと減りません。漁船等は木材でつくったのは、もう自然界に腐食して土に帰るけど、また鉄船の場合も漁礁として海に沈めてしたりするけど、このプラスチック船あたりは本当に処理するにもお金がかかるし、しかし見渡す限り廃船の数というのは一向に減らない、ふえないまでも一向に減らないと、そういう意味ではしっかり対策をとって取り組んでほしいなと思います。また、今後漁船を登録するにはですね、家電リサイクル法といって、電気製品であれば処分までちゃんとするために前もってお金を取るような方式があるんですが、そういうことも検討に入れてですね、ぜひ県と相談して、要するに漁船登録した場合にはちゃんと処分までしてくださいよというようなね、仕組みを条例ですかね、そういうのを制定して取り組んでほしいなと思います。毎年この時期になると、この質問していますけど、来年はぜひ処分しましたという答弁を欲しいと思いますので、農林水産部長よろしくお願ひします。

続いて、バイオエタノール施設の今後の利用計画についてですが、今定例会でも補正予算で470万円余りの補正予算をし、エタノール施設内の配管内の残存液を取り出すということで予算を計上していますが、同施設の今後の利用計画に対し、どう検討しているか、見解をお伺ひします。

◎企画政策部長（友利 克君）

バイオエタノール製造施設の今後の利用計画についてでございます。バイオエタノール製造施設の今後の利活用につきましては、現在指定管理者である日本アルコール産業株式会社が主体となって新たな活用を探っているところでございます。また、市としましても、この日本アルコール産業株式会社とともに、エタノール施設の利活用に関心のある企業などとともに調整を図っているところでございます。ただ、今のところなかなか条件が折り合わず、その利活用の具体的な方向性が示される状況にはございません。これまで関心のある業者との調整ということで言いますと、そのアルコールを製造する、お酒ですね、お酒を製造するというので、日本アルコール産業株式会社から話を持ちかけ、地元の関心のある酒造メーカーと意見交換をしたところですけども、何分規模が非常に大き過ぎるということで、条件が折り合わない

という状況で、具体的に前進をしていないという状況でございます。今後もこの日本アルコール産業株式会社とともにですね、ことし1年かけて新たな利活用の方向を探ってまいりたいというふうに考えてはおります。この利活用が基本的には年度内に決まらなければ撤去を含めて新たな整理の方法を考えていく必要があるかというふうに考えています。

◎栗国恒広君

利活用がまだ今見出せないという状況にあると。しかし、あれだけの施設なんですよ。指定管理のこのバイオエタノール施設というのは、本市の指定管理施設だと思います。そして、撤去も含めてですね、今後検討するということですが、この指定管理の条例に指定管理者は撤退すれば原状回復だというふうな感じでうたわれています。そういうことを考えると、やっぱり今の流れでいくと、この日本アルコール産業株式会社が原状回復というような考えでよろしいですか、答弁をお願いします。

◎企画政策部長（友利 克君）

協定上は確かに指定管理解除後は日本アルコール産業株式会社に無償譲渡をするという協定になっております。ただですね、この事業をいわゆるあの施設、バイオエタノール施設を譲り受けて事業を実施するに当たってですね、やっぱり事業者探しというものに大変苦労したわけでございます。そういう中で、日本アルコール産業株式会社が市の協力が得られるのであれば、一緒に協力してあの施設の利活用をやっていきましょうというような経緯があるわけです。今その協定書の中で無償で譲渡し、またその整理も日本アルコール産業株式会社がやるんだというふうにうたわれておりますけども、それを一概にですね、押しつけるような形で全て撤去の費用まで含めてですね、整理できるかと、お願いできるかという、これはまたなかなか難しいものがあるのではないかというふうに思っています。そういう意味では、市も当然幾らかの負担はしなければいけないでしょうし、この負担を軽減する、少なくする、あるいはなくすような活用ができないかどうかというものをこの1年かけて検討していくと、探っていくということでございます。

◎栗国恒広君

企画政策部長のおっしゃったように、あれだけの設備でございます。しかしながら、先ほど答弁にありましたように、宮古島市内にある酒造会社等も含めてですね、ここを利用していくというんですけど、本当にこの施設がやっぱりE3燃料を目的とした環境に配慮した循環型という感じでしていたんですけど、なかなか結果としてあらわれない。そして、また給食センターのボイラー等にも燃料として使ったけど、それもなかなか効果をあらわさなかったということです。しかしながら、撤退した場合は、これ借地なんですよ、土地もですね。借地料も年間結構なお金がかかっています。それに関して、やはりまた市としても幾らか負担をしなきゃいけないということですが、もうその施設を使えないというのであればね、これはもう早急に対応していくのが市民の負担が少なくて済むんじゃないかなと思うんですけど、その辺見解を。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほども申し上げましたとおり、早期に撤去し、土地を上地自治会にお返しするというのが一番望ましいかと思います。ただ、その撤去費用ですね、これが20億円からの事業でできた施設でございますので、かなりの高額な撤去費用になるのではないかというふうに今見込んでいるわけでございます。ならば新た

にももちろん市はかかわらないという条件でございますけれども、それを譲り受けるなりして、新たな事業展開をしていただける事業者があれば、その可能性について調整をしていくというのが今のところの一番の方法であろうというふうに考えております。バイオエタノール施設でございますので、あの施設をそのまま利用していただけるのが一番でございますけれども、あの施設をそのまま利用しつつ、また別の製品をつくるとかですね、そういったものの可能性を求めて利用していただける事業者が出てくればというふうに思っております。ただ、栗国恒広議員ご指摘のように、これを長々と処理に時間をかけるわけにはいきませんので、年度内には方向性を示したいということでございます。

◎栗国恒広君

年度内に最終的な判断をするという展開かなと理解しております。

次に、観光行政ですけど、海面利用についてお尋ねします。去る5月の初めに前浜ビーチでレジャーによるバナナボートとジェットスキーとの衝突事故がありました。あわや大惨事かなと思われる事故でしたが、海面利用に関してですね、規制、区切り、例えばジェットスキーはここでやってくださいよと、バナナボートはここですよと、また遊泳場所はここですよというようなですね、区切りができないか、見解をお伺いします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

前浜ビーチ及びまた砂川ビーチの計画について、また海面利用の規制についてということであります。ことし5月に観光客の操縦するジェットスキーとバナナボートが接触し、重傷を負うという事故が起きており、マリンレジャーにおける安全について不安を感じているところです。しかし、市では海面での活動を規制する権限はありませんので、海面での安全管理については、海上保安庁と連携を密にして取り組んでいきたいと考えております。

◎栗国恒広君

市では規制できないと、海上保安庁が指導していくという答弁だと思いますが、やはり宮古島に訪れる観光客はですね、宮古島の青い海と白い砂浜を求めてくる観光客が多いんじゃないかなと思います。そこで、やはりこういったせっかく観光に来て、そういった事故等が起きると、やっぱり宮古島の観光に対してすごくマイナスじゃないかなと思いますので、その辺はおっしゃるとおり海上保安庁との連携が必要だということであれば、やっぱり市としてもですね、何も市は指導する立場じゃないというような状態じゃなくて、やはり海上保安庁としっかり連携を持ってマリンレジャーの海面利用にはぜひいろんな感じで協力してもらいたいなと思っております。答弁ありがとうございました。

次に、宮古島市での1万人芸能祭開催については、これは山里雅彦議員が午前中の質問でしっかりやっております。ただ、このイベントというのは、やっぱりJTAドーム宮古島があるゆえに決定したイベントかなと私は思っております。そういう意味で、これは質問は割愛しますが、次に道路行政についての質問と関連しますので、答弁した副市長、道路行政も絡みますので、ぜひ。

続きまして、農林水産行政について、これも時間がないのでですね、ちょっと2点ぐらいですか。まず、モズク養殖等の冷凍冷蔵施設について、今後のスケジュールをお聞かせください。

◎農林水産部長（松原清光君）

モズク養殖等の冷凍冷蔵施設についての質問にお答えをいたします。

宮古島漁業協同組合が整備するモズク養殖などの冷凍冷蔵施設については、現在国へ補助金交付申請を行っているところであり、国からの交付決定を待っている状況であります。国から補助金交付決定書が届き次第に設計委託が行われ、その後工事着手となります。本工事の早期の事業完了に努めていきたいと思っております。

◎栗国恒広君

冷凍冷蔵施設ですけど、やはりこれはモズクの養殖を営んでいる漁師の方々は、やっぱり一日も早い必要な施設ではないかなと、今後国と調整してやるということですが、実際何年度ぐらいの完成を計画としては目指すつもりですか。

◎農林水産部長（松原清光君）

この事業は、今年度の予算で約3億6,069万2,000円の事業費で進めている事業でありますので、基本的に今年度でとり行いたいと思っております。

◎栗国恒広君

農林水産部長、最初から今年度でできますと言ったら、そういう質問しなかったんですけど、漁師の皆さんが待ち望んで、確かに今年度で予算がついていますので、今年度内に完成するという答弁が欲しかったです。ありがとうございます。

続いてですね、来間島のバッタの異常発生による駆除の状況についてお伺いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

来間島のバッタ駆除についての質問にお答えをいたします。

まず、防除対策については、昨年6月にサトウキビ、葉たばこ生産農家を集めて、台湾ンツチイナゴの生態と防除方法について説明会を行い、今後の方針について協議をしましてまいりました。また、一斉防除に向けた散布試験を行い、防除体制の確認を実施しております。今年度においては、幼虫期の早期防除に取り組むことを来間自治会とも調整を行い、ことしの5月には防除用農薬スミチオンの補助事業を実施しております。現在草地などで多く確認されておりますので、畜産農家に対して草地の刈り取りの調整やサトウキビ生産農家に対して、早期自主防除を指導しているところであります。一斉防除については、葉たばこ収穫時期と時期が重なるため、葉たばこへの農薬飛散が懸念されることから、葉たばこ収穫後に計画しており、今月の末を予定しております。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。一斉防除を今月末に、6月末ですか、ことしも結構異常発生しているということですので、早目の防除が必要だと思います。よろしくお願いします。

続いて、道路行政についてですが、信号機の設置については、JTAドーム宮古島の周辺道路、新豊線ですけど、これは毎定例会では質問しているんですけど、やっぱり道路を利用する限り、JTAドーム宮古島周辺の交通量すごく多く見られるんですよ。そこで建設部長の答弁では、整備を進める年度が平成31年度ですか、というような答弁だったと思うんですけど、いろんなイベントもありますし、早目にこれを整備するという要望が強いんですけど、その辺の見解をお伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

新豊線の整備につきましては、道路利用がですね、農道として利用されている状況がありますので、な

かなか新規事業が難しいと。

(「これ市道じゃないの」の声あり)

◎建設部長(下地康教君)

農道として利用されている状況がありますので、市道としての整備がなかなか難しい状況ではあります。しかしながら、路面の損傷の激しいところもありますので、今年度より予算を計上して継続的に道路の修繕を行い、良好な走行性を確保していきたいというふうに思っています。今年度はですね、500万円を計上してアスファルト再生材において、1,000メートルの舗装を発注する予定でございます。しかしながら、JTAドーム宮古島も完成をしており、さらにサンエー大規模集客施設の整備計画も進められていますので、一般道路としての利用頻度が高まっていくものというふうに考えております。したがって、今後当該道路の利用頻度を見きわめながら、県に要請をしていきたいというふうに思っています。

◎栗国恒広君

ありがとうございます。時間がないので、ぜひ県と調整して、早急に対応してもらいたいなと思っています。

いろいろ質問しましたが、残った質問に関してはまた次回の9月定例会でやりたいと思います。これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

◎議長(佐久本洋介君)

これで栗国恒広君の質問は終了しました。

◎平良和彦君

一般質問2日目の4番目、最後になりますが、番号5番の平良和彦です。よろしくお願いたします。今月6月18日に大阪で起こった震度6弱の大地震で犠牲になられた方々にご冥福を申し上げます。また、小学生で犠牲になられたお子様、親のことを思いますと、同じぐらいのですね、子供を持つ親として心が痛みます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。私は、市民の目線に立って、私見も交えながら意見を述べたいと思います。また、当局のご答弁は市民にわかりやすい説明、誠意あるご答弁をお願いしたいと思います。

質問に入る前に、宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正について述べたいと思います。これまで市民からも意見があったかと思いますが、私も12月定例会、また3月定例会でふるさと納税の件で、実施をする事業、要するに用途について子育て、教育、それと人材育成について新設できないものかということで訴えてまいりました。その結果、今回の定例会に議案として提出されております。ここまではいろいろな形で優秀な職員等でご検討された結果だと私は思います。本当にありがとうございます。

それでは、市長の政治姿勢についてですが、最初に東平安名崎の整備についてお伺いいたします。先ほど下地勇徳議員が質問もされておりましたが、私はたまたま東平安名崎にある遊歩道を歩くことがあるんですが、先日ちょっと行って公園を視察してまいりました。そこで、東平安名崎は皆さんご存じのとおり観光地としては定番で、東平安名崎固有の海岸性植物群落が展開して、独自の自然環境とともに、島の特有の伝承を持つとてもすばらしい景勝地でございます。また、1980年に日本百景、1995年に日本の都市公園100選、また2004年には美しい日本の歩きたくなる道500選、それから2007年には国から史跡名勝天然記

念物に指定されるなど、日本を代表するような観光地であり、超絶景スポットとして勧められる景勝地でもあります。また、公園内には春先になるとテッポウユリが咲き乱れ、4月の全日本トリアスロン宮古島大会のころにはきれいに咲いているところが見られると思います。先ほども言いましたが、景勝地で特有の植物群落で知られている天然梅、イソマツ、ハマウド、ハマアズキなどが生息しており、学術的に見てもすばらしい東平安名崎であると思います。そこで、これまでよりもさらによく東平安名崎公園を全体的に見直し、世界に誇れるような整備計画等を実施することはできないのか、お願いしたいと思っております。

それと、この計画は時間かかるかと思しますので、早急にしてもらいたいのが3つほどありまして、1つ目は、東シナ海の雄大な風景が広がる大展望台やあずまや等、今現在のところトイレ等も灯台の近くにごさいませんので、ぜひともトイレ完備の建築整備をしていただきたいと。2つ目に、現在植物群落が生息している場所をススキが覆って雑草化しております。そこで、各植物群落が見えるように整備し、観光客や学生などが見て理解しやすいように、その脇に植物のしかも多言語化で説明板を設置していただけないのか。3つ目に、海岸沿いに転落防止用の手すり等が破損していた箇所が多く見られます。とても危険であり、また景観もよくないので、早急に修復の実施はできないものか、お願いしたいと思っております。

続きまして、法定外目的税制度整備についてですが、今年度の2月に行政視察で伊是名村へ訪問し、環境協力税について導入の経緯、導入の経過、住民に対する説明など丁寧に詳しく説明を受けてまいりました。当時伊是名村は非常に財政難だったということで、村民も理解した上での決断だったとのことで、観光施設の維持管理や環境美化のために財源の一助の目的として導入したとのことです。本市も施政方針にもありますように、増加する観光客に伴う観光負荷や行政需要に対応する法定外目的税の導入について、制度設計を行い、市民に理解が得られるように努めるとあるが、現況はどのようになっているのか、法定外目的税制度整備に向けての取り組み及び現状の課題についてお伺いいたします。

続きまして、下地島空港整備事業についてですが、2019年3月に国際線ターミナルとして開業予定としている下地島空港の今現在の進捗状況についてお教えてください。

次に、外国労働者の導入についてですが、今宮古島市にはバブルでリゾートホテル、アパート等の建築ラッシュが続いております。そのため建設業界や、また観光客の増加に伴いお客さんは集客しているものの、従業員不足により仕方なく状況を見て閉店していたり、またそれと農家の方も繁忙期では特に葉たばこの農家等はこれまで働いていた方々ももう高齢化が進み、働く人が全然足りないということです。また、新聞等では各企業が独自で採用し、宮古島の職場に配置しており、今後も外国人労働者が増加すると私は考えております。市は、このような状況をどのように考えているのか。また、市として導入について施策等はあるのか、お伺いいたします。

続きまして、市営住宅の入居者選定についてですが、城辺地域等の旧郡部では、人口減少が著しい中、このままだと将来的には限界集落に陥る集落も出現する可能性が出てくるのではないかと私は危惧しております。また、市政運営での重要テーマに掲げている地域の均衡ある発展からしても、農業地域の特性を考慮し、旧郡部には農業者等を優先的に入居させることはできないものか、また生まれ育った地域、地元ですね、で子育てをしながら地域の住民と一緒に伝統文化等を伝承し、次世代の地域のリーダーとなるような若者等を優先に入居させることはできないものか、お伺いいたします。

次に、水力発電についてですが、先月行政視察で和歌山県の有田川町へ訪問いたしました。そこでの話によれば、地方創生有田川という未来について説明を受けました。当時消滅可能性自治体と呼ばれていた町がですね、喫緊の課題としてやはり若者と女性をふやすことと、また女性が住みたいまちづくりとして、まちづくりについても若い方や女性を含む住民が積極的に参加していることにより、このようなことでうまくいっているよという話を聞きました。宮古島市でもいろいろな場面で、若者を中心とした宮古島の未来を考えるようなグループ等をつくったらどうかなと私は考えておりますが、そういったものも参考にしながら、宮古島に生かせないかと思っております。

それでちょっと話は反れましたけれども、本題に入りますが、有田川町営二川小水力発電事業について、有田川町の発電は治水と発電を目的とする県営の二川ダムの放流する河川維持放水を用いて、約30メートルの堤体からの落差があるところを生かしながら小水力発電を実施しているとのことでした。それと発電所の建設費は、町の資金で賄い、電力供給先である関西電力へ売電し、年間の収入は約5,000万円とのことでした。それで、予定でございますが、7年ほどで初期投資を回収するとのこと、町はもうかっていますと、また喜んでおりますということをおっしゃいました。そのことから、宮古島市でも取り組めるものであれば取り組んでいただきたいなと思っておりますが、どうしても民間企業とのかかわりもありますので、そう簡単にはいかないものかと思えます。宮古島は山なし、川なしでございますので、私が考えたのは地下ダムからの水をためてあるファームポンドからの導き落とす水を利用して水力発電は可能ではないか、検討してもらえないものかお聞きします。

続きまして、観光振興の海岸管理条例の制定についてですが、これは3月定例会でも質問しました。今後宮古島市の入域観光客数はかなりの勢いで増加すると思われれます。よって、海岸での観光客と地元住民とのトラブルが起こらないように、早目に海岸管理条例を制定し、安全、安心、快適なビーチ利用ができるようにすべきではないかと私は考えております。そこで、前回の答弁では今後のスケジュールとして年度内にこれは平成29年度ですね、内に基本方針、条例案の取りまとめ、今年度平成30年度は連絡協議会を設立し、平成31年4月から海岸管理条例施行とする答弁をしておりました。これまでの進捗状況と今後の計画、また内容等がありましたらお聞かせください。

次に、港まちづくりについてですが、新たにみなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会を設立してありますが、港まちづくりの現時点での整備計画及び工程期間等、また財源についてお伺いいたします。

それから、2020年4月に供用開始予定の国際クルーズ船バース及びそれに伴っての国際旅客ターミナル等建設の進捗状況と今後の計画についてお伺いいたします。

次に、道路行政についてですが、これは鏡原小中学校から県道78号線城辺線より北側方面にある盛加1号線の拡張整備について、平成28年3月2日に自治会委員連名で下地敏彦市長宛て要請が行われていると思います。また、今後この地域は新しい新庁舎の空港西側への移転や宮古空港東側でのJTAドーム宮古島に隣接するサンエー宮古島シティー、これ仮称でございますが、が建設されることにより、この地域では住宅、アパート等が多く建設されるものだと、また発展するものだと予想されております。また、現在でも大型車両が通行しており、道路が狭いため通学する生徒が危険ではないかと私は考えております。そのようなことから、県道城辺線から県道243号高野西里線までの拡張整備計画が検討できないものか、お伺いいたします。

続きまして、農業振興のサトウキビの株出し栽培についてですが、農業者の高齢化と人材不足により、近年株出し栽培面積は、増加傾向にあると思います。株出し栽培は、宮古島全体の収穫面積の現在何%を占めているのか、また株出し栽培管理機を購入する際、市が申請を受けた件数と普及台数について数年の状況を教えてください。それと株出し栽培管理機は、栽培面積、要するに管理機を利用したいという農家に対する普及率はどのくらいなのか、お聞かせください。

続きまして、福祉行政についてですが、私は子供を産み育むことは、子育てを行う地域の環境がととても大切だと考えております。安心して子育てができる環境づくりに対し、福祉関係で取り組んでいる事業がどのようにして人口減少と少子化にかかわっているのか、市の現状と今後の対策についてお伺いいたします。

続きまして、教育行政についてですが、（仮称）城辺地区統合中学校の開校が平成33年、2020年東京オリンピックの年でもございますが、となっており、あと2年9カ月となっております。これからは、城辺地区統合中学校実施計画策定委員会を中心に、学校名、また校歌、制服等の制定、教育課程、学校施設整備計画などを決めていくものだと思います。しかし、各学区歴史や文化、伝統等が異なる学区が統合するものでありますので、生徒、保護者また地域住民は不安に感じているものだと思います。そこで、ぜひとも統合に関する情報の発信や説明会を積極的に行ってほしいと思います。そういうことで、（仮称）城辺地区統合中学校の現在の進捗状況と今後の計画について、また指定通学区域、要するに校区外通学状況及び理由について、それと校区外通学に対する規定等があるのか、お聞かせください。

以上、質問しました。答弁をお聞きしてから再質問をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

まず、法定外目的税に向けた取り組みの現状、課題についてお答えをいたします。

法定外目的税の導入に向けては、5月に副市長を委員長としまして、部長級で構成をする宮古島市法定外目的税庁内検討委員会を開催しております。その委員会の中では、入域に関する課税、水道使用に関する課税、観光振興に関する課税の3つの方法です、検討を進めていくという決定をしたところでございます。3つのうちのいずれかでもって決定するというところでございます。本年度におきましては、決定をしました方針に基づきまして、担当者のレベルで調査、研究を行う作業部会、課長級で組織をします幹事会におきまして、実現の可能性などについて議論をしていく予定となっております。

課題ということでもありますけれども、やはり新税を創設するに当たっては、当然市民負担の増加が予想されますので、そういった市民の声をなるべく広く集めるためにも市民委員の登用やパブリックコメントの実施などによって、広く意見を聴取するなど導入の検討に当たっては、相当の期間丁寧に進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

次に、下地島空港についてでございます。下地島空港国際線等旅客ターミナルにつきましては、事業主体である三菱地所株式会社に確認をしまして、現在建物基礎及び柱の立ち上げ工事、屋根やはりなどに使用するCLT木材の工場製作などを行っており、予定をしている平成31年3月の供用開始に向けて整備は着々と進んでいるとのことでございます。下地島空港国際線等旅客ターミナルの開港は、本市のさらなる振興、発展に大きなインパクトを持つものであることから、市としましては、今後も事業主体であります三菱地所株式会社を含め、関係機関と情報共有を図りつつ、供用開始に向け連携、協力していき

いと考えております。

人口減少と少子化に対する具体策についてということでございます。まず、本市の人口動態についてお答えいたします。平成27年から平成30年までの4月の人口を比較をいたしますと、平成27年から平成28年にかけては213人の減、平成28年4月には5万4,208人の人口となっております。平成28年から平成29年にかけては10人の増加で、平成29年4月には5万4,218人となっております。そして、平成29年から平成30年にかけては172人の増加となっております、ことし4月の人口は5万4,390人となっております、この2年増加に転じているという状況でございます。増加の主な要因としましては、近年の入域観光客の大幅な増加による観光、建設工事関連の従事者の転入によるものが考えられます。ただ、依然として出生数を死亡数を上回る、いわゆる自然減の状況が続いている状況でございます。これらの対策としましては、市としましては、出産祝金交付事業、子ども医療費窓口無料化、多子世帯保育料軽減措置事業など、保護者の経済的負担軽減を図る事業を実施しております。あわせて保健指導やマタニティスクールでの出産、育児に関する情報提供、赤ちゃん訪問や赤ちゃん広場の実施による育児に関する不安解消、ファミリーサポートセンター事業、乳幼児医療健診や妊婦健診など妊娠、出産、育児を支援する事業を行っております。今後も安心して子育てができる環境づくりを初め、地域の住民がつながり、支え合う社会づくり、医療体制の充実などの施策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、地下ダムからの水をためてあるファームポンドから水力発電が可能かどうかの質問であります。地下ダムの水を利用しての発電については、管理委託を受けている宮古土地改良区で以前に調査を行っているとのことであります。宮古島の地下ダム施設は、ファームポンドから本管まで高低差が少なく、水圧も弱いと、施設管理費が賄えるだけの発電量が見込めないとのことであります。また、水力発電設備を設置しても、費用対効果が得られないことから、宮古島の地下ダム施設での水力発電は現段階では厳しいと考えております。今後新しい技術があれば、検討してまいりたいと思います。

それから、サトウキビの株出し栽培についてであります。1点目に、株出し栽培は全体収穫面積の何%かとの質問であります。平成29/30年度のサトウキビ生産量実績によりますと、収穫面積5,554ヘクタールに対し、株出し収穫面積は3,307ヘクタールとなっており、全体収穫面積に対する株出し収穫面積は59.6%となっております。

それから、株出し栽培管理機を購入する際、市が申請を受けた件数と普及台数を教えてくださいとの質問であります。市が申請を受け付けた件数ですが、宮古島市では機械化導入事業としてサトウキビ農業機械等リース支援事業により、ハーベスター及びその他の機械等を導入しております。直近の申請件数及び導入台数については、平成28年度及び平成29年度の申請件数については、12件申請がありましたが、導入した台数は8件となっております。普及台数については、現在宮古地区さとうきび生産組合に登録されている台数で68台となっております。

それから、株出し栽培管理機は栽培面積に対しての普及率はどのくらいかとの質問であります。株出し複合管理機の普及率について、沖縄県の定める沖縄県特定高性能農業機械導入計画の数値を用いて算出したところ、平成29/30年度の株出し栽培面積は3,307ヘクタールに対する株出し複合管理機の導入可能台数は約85台となっております。普及率については、現在宮古地区さとうきび管理組合で稼働している台数に

よると、68台登録されておりますので、普及率は80%となっております。

◎建設部長（下地康教君）

まず、東平安名崎の整備につきましてのご質問がございました。東平安名崎公園の休憩所の再築、トイレの設置、転落防止柵の修繕や多言語案内板の設置などの整備につきましては、活用できる補助メニューを検討しながら実施をしていきたいというふうに考えております。また、ススキの除去についてでございますけれども、沖縄県文化保護条例第36条の現状変更にあたりまして、この場合は県教育委員会の許可を受けなければならないということになっておりますので、現在公園管理者としては、道路利用に支障がない範囲で除去作業を行っているような状況でございます。

次に、市営住宅の入居者選考についてのご質問がございました。この質問の内容は、農業者の方やですね、地域で生まれ育った方を地域のリーダーとなるようにするために、優先的に入居できないかというようなご質問がございました。市営住宅の入居につきましては、国土交通省から公営住宅に係る優先入居の取り扱いについてに係る通知があり、その中で優先入居の対象世帯として、まず1つ目、高齢者世帯、2つ目、障害者世帯、3つ目、著しく所得の低い世帯、4つ目、母子世帯、父子世帯、5つ目、小さな子供のいる世帯や多子世帯等住宅困窮度の高い子育て世帯などというふうになっております。したがって、平良和彦議員がおっしゃるような農業者、地域のリーダーの方々の優先入居は対象とはなっていないということでございます。なお、市の条例においては、新設市営住宅に伴う新規募集におきましては、その地域に住所を有する者に対して、5割を超えない範囲で地元割り選定を行うというふうになってございます。

次に、港まちづくりについてのご質問がございました。本委員会の設立にあたりましては、これまでクルーズ船の受け入れについて、宮古島クルーズ客船誘致・受入環境整備連絡協議会により、いろいろなことを検討してきたところですが、2020年4月の14万トン級国際クルーズ船バース供用開始時には、約300回のクルーズ船の寄港予定がございまして、それにより、二次交通を含めた受け入れ態勢の強化と受け入れ環境整備が急務となっていることから、今回新たにみなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会を設立しております。本委員会の検討事項は、当面の対応として交通ターミナル機能の整備、それと港まちづくりに向けた環境整備、それに民間及び官民連携で取り組むべきものについて対応していくということになっておりまして、したがって、現在、具体的にどのような内容の施設を整備していくかについては、この検討委員会の中で議論をされていくという形になります。

それと財源についてでございますけれども、これは各種港湾事業での補助事業を検討しながら実施をしていくという形になります。それとまたですね、民間の活力も導入をしていくという形になりますので、民間に対するいろいろなプロジェクトの呼びかけを行っていく計画もございまして。

次に、国際クルーズバース及び国際旅客ターミナルの建設の進捗状況とその計画についてのご質問がございました。国際クルーズバースの整備につきましては、現在直轄事業において2020年供用開始に向け昨年9月から漲水北防波堤外側に14万トン級のクルーズ船が接岸可能な370メートルの岸壁、それと岸壁と陸地を結ぶ臨港道路、これは約1.2キロメートルの延長でございますけれども、それと岸壁前面の航路泊地のしゅんせつ工事を行っております。進捗状況としましては、総事業費92億円で、平成29年度は事業費ベースで進捗率が29%というふうになってございます。

次に、国際旅客ターミナルについてでございますけれども、昨年7月に平良港は国際旅客船拠点形成港

に指定をされておりまして、官民連携によるクルーズ船拠点形成を目指してカーニバル社というクルーズ会社でございますけれども、カーニバル社との協定締結に向け調整を進めてきております。協定内容としましては、国及び市において、クルーズ船バースの整備、それとクルーズ船社において旅客ターミナルの建設を行って、クルーズ船のバースの優先権を付与するものというものでございます。現在クルーズ船社とターミナルビルの整備管理運営について、協議を行っているとということでございます。

それと最後に、盛加1号線の道路整備についてのご質問にお答えいたします。本路線の整備につきましては、盛加自治会から平成28年3月に要請がございました。整備要請内容及び路線の現状につきましては、我々のほうとしても確認をしております。しかし、現在道路建設課においては、9路線において事業を実施、進行中でありまして、現在実施中の道路事業の進捗状況を見ながら、本路線の整備につきましては対応していきたいというふうに考えております。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

まず初めに、市長の政治姿勢について、市として外国人労働者の導入について、どのように考えているのか、また施策はあるのかということであります。本市の外国人労働者の受け入れについては、現在国の制度などを活用してサービス業、建設業を中心に民間主導で行われております。現在の本市は経済の好調に伴い、サービス業、建設業を中心に労働者不足は顕著でありますので、市としても何らかの対策ができないか、関係機関と連携し、取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、観光行政について、海岸管理条例の制定についてであります。進捗状況についてお聞かせください。今後の計画はどうなっているのか、また内容についてお聞かせくださいということです。近年マリンレジャーを提供する事業者が本市の各ビーチで事業を展開しておりますが、その多くが海岸区域や市の土地を無断で使用している現状であるほか、無秩序に事業を展開し、観光客や地元住民とのトラブルも発生しております。現在海岸区域では沖縄県、背後地は宮古島市有地と管理権限が分断されており、取り締まりが難しくなる原因となっております。一方で、ビーチ内にいる業者が観光客の海岸利用における利便性向上に寄与しているという面もあります。これらの状況を踏まえ、海岸利用のあり方について、ルールを整理し、安全、安心、快適なビーチ利用を推進していくことを目的に、海岸利用に関する連絡協議会を設置し、宮古島市の海岸利用のあり方について関係各所と議論を深めた上で、海岸管理条例を制定し、適正な海岸管理を行いたいと考えております。

当初計画では、昨年度内に基本方針、条例案を取りまとめた上で、新年度に協議会を設立し、海岸利用のルールについて議論を深め、平成31年度4月から海岸管理条例施行を予定しておりましたが、現在スケジュールがおくれております。基本方針、条例案の取りまとめに至っておりません。今後は、来年度4月から海岸管理条例施行に間に合わせるため、早急に作業を進めてまいります。

なお、県から管理権限が移管する予定の海岸は、事業者が多く入っている前浜海岸、吉野海岸、砂山海岸、中の島海岸の4つの海岸を予定しております。また、4海岸と同様に、事業者が多く入っている新城海岸については、農林水産省所管の海岸保全区域となっておりますので、管理権限が移管ではなく別の方法でルールづくりができないか協議会で議論していきたいと考えております。

◎教育部長（下地信男君）

まず、城辺地区統合中学校の進捗状況と今後の計画につきまして、城辺地区統合中学校につきましては、

平成33年4月開校に向けて現在準備を進めているところでございます。進捗状況といたしまして、城辺地区の自治会代表、それから城辺地区の4中学校の校長、それからPTA代表等で組織する城辺地区統合中学校実施計画策定委員会を今月の4日、6月4日に開催いたしました。そこで、開校に向けました実施計画策定に関する検討事項並びに策定までのスケジュールを確認しております。また、統合先である西城中学校の校舎、体育館、それからグラウンドなどの施設の現地調査も行っております。今後は、確認されましたスケジュールに沿って進めてまいります。平良和彦議員も先ほど指摘しておりました本年度から平成31年度にかけまして、校名、校章、校歌、制服の制定、それから教育課程の基本方針、基本構想、スクールバス等の導入計画、それから統合によりまして生徒数がふえてまいります普通教室、それから特別支援室等の整備が必要になっております。これら学校施設整備の計画などにつきまして、城辺地区統合中学校実施計画策定委員会はもとより、城辺地区統合中学校実施計画策定委員会の下部組織として設置されました検討部会において協議を重ね、平成32年2月にはこれらをまとめた城辺地区統合中学校実施計画を策定してまいります。平成33年2月までには校舎等の学校施設の整備、スクールバスの購入、教育課程の編成などを完了しまして、平成33年4月には新しく統合中学校の開校となる運びでございます。

次に、学区外通学の状況とその理由並びに校区外通学に関する規定はあるのかというご質問です。一括してお答えします。本市では、宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区に関する規則によりまして、住所地に基づいて中学校を指定しております。原則として、この指定された学校に通学することになります。ただし、児童生徒の個々の事情によっては、指定校以外の学校へ通学する指定校の変更が認められております。この指定校の変更を可能とする理由につきましては、宮古島市立小学校及び中学校に通学する児童生徒の通学指定校の変更に関する運用基準、この基準に具体的に定められており、学年途中の転居あるいは共働きのため、兄弟、姉妹で同じ学校への入学希望、それから部活動を行いたいが、指定校にその部がないという場合などがその理由として認められております。ちなみに現在全体の15%に該当する児童生徒が指定校の変更を行っている状況でございます。

◎平良和彦君

再質問を行いたいと思います。

東平安名崎の整備についてなんですけども、下地勇徳議員に対しての答弁もありましたが、来年度の予算を検討するというふうな話をしておりましたが、ただ観光客はこれからもどんどん東平安名崎のほうには来ると思うんです。一日も早くですね、観光客が来てよかったなと納得するようなきちんとした観光地をですね、整備していただきたいなと思っております。これは、補正とかじゃなくて、来年は整備費をつけるということは大丈夫ですか、建設部長、これを答弁お願いしたいと思います。

あと観光客の増加に伴ってですね、やっぱり法定外目的税は私としては行うべきだという立場でございますので、一日も早くいろんな議論をしながら、いい法定外目的税、要するに観光地とか、そういったものがきちんと整備できるような目的であれば住民も納得するのではないかなと思っております。また、伊是名村のほうで説明を受けたときにですね、その当時はやはり住民も含めて全てが税金を払うべきだと、税金の根幹はそうだと言っておりましたが、後のほうでですね、今ちょっと状況も変わってきていると。やはり住民から取らなくても、理由があれば観光客のみでも取れるんじゃないかという話もちらっと出ておりましたので、その辺も含めて検討して、取り組んでいただきたいなと思っております。これは、

どれぐらいでできるとか、そういっためどとかは立っておりますか。これはなければ答弁はよろしいです。

続きまして、建設部長に集中しているような感じになるんですけども、公営住宅の優先入居は国土交通省からの通知等に基づいて今当然実施していると思うんですけども、やっぱり今市営住宅から市営住宅への移動ができないというふうなことも聞いております。ぜひですね、そういったものをちょっと緩和できないのか、また農業用の団地なんですけど、そこにやはりここにはこの団地には農業者が優先して入るべきじゃないかなと思うんですけども、そういったものもやはり考慮してですね、入居していただきたいなと思っております。ここは答弁をいただきたいなと思っております、できるのか。

あとですね、また建設部長にかかわるんですけども、国際旅客ターミナルなんですけど、これ民間と一緒に共同で検討しているかと思うんですけども、スムーズにこれ民間の話をする行政のほうもですね、強く出る必要があるのかなと思うんですけど、そういった面で課題等はないのか、民間と一緒に取り組むでの問題はないのか、お聞かせください。

以上、答弁を聞いてから進めたいと思います。よろしく申し上げます。

◎建設部長（下地康教君）

再質問が幾つかありました。まず、東平安名崎の防護柵を含めた修繕につきましてですけれども、これはですね、やはり安全性を考えてみた場合、早急に対応しなければいけないということだと思っておりますので、これは次の議会の補正ができるかどうかとも検討しながら、早急に対応していきたいというふうに考えております。

それと、市営住宅に関する優先入居の件でございますけれども、基本的には国土交通省で指定されている優先基準以外には、その優先基準を設けることはできないというふうにご理解いただきたいというふうに思います。しかしながら、先ほども申し上げましたように、新しい市営住宅をつくる場合は、地元の方をですね、5割以上は優先的に選考していくということがございますので、それでやっていただきたいというふうに思っております。

それと、補足ですけれども、農業用団地というのは今現在ございません。全て市営住宅というふうになっておりますので、特定に農業者の方が入れる団地というのはございません。

それとですね、もう一つ、国際クルーズ船の旅客ターミナルの件についてのご質問がございました。これはですね、まず今官民連携という事業といいますか、それを進めております。この内容はどういうものかと言いますと、要するに民間のクルーズ会社が旅客ターミナルを整備すると。その整備することによって、専用岩壁の優先権を付与するという一つのスタイルといいますか、それを今やっている最中ですけれども、それがいろいろな条件においてなかなか今折り合いがつかないと、協議中だということがございます。しかしながら、2020年度には14万トン級のクルーズ船専用バースが完成しますので、それまでには旅客ターミナル施設は整備されなければなりませんので、それに向けてしっかりと協議をしていきたいというふうに考えております。

◎企画政策部長（友利 克君）

法定外目的税の導入時期についてでございますけれども、明確にいつをめどにというようなことは特に定めておりません。来年10月には消費税の引き上げというものも控えているわけでございますので、その導入時期にあっては、さまざまな要因を勘案しながら、丁寧に進めていくべきかというふうに考えていると

ころでございます。

◎平良和彦君

どうもありがとうございました。それでは、私の質問に対しまして、ご親切にまたわかりやすい答弁をどうもありがとうございました。

これもちまして6月定例会の5番、平良和彦の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後3時37分）

平成 30 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 21 日 (木) 4 日目

(一 般 質 問)

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第4号

平成30年6月21日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成30年6月21日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後3時34分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	砂 川 辰 夫 〃	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	欠 員
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	大 嶺 弘 明 君
副市長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	仲宗根 均 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総務部長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福祉部長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振興開発 プロジェクト局長	砂 川 一 弘 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建設部長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農林水産部長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事務局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

平成30年6月21日（木）

	<p>宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から平成30年4月分の例 月出納検査結果報告があった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第4号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

宮古島市監査委員の砂川正吉委員、棚原芳樹委員の両名から平成30年4月分の例月出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

それでは、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は上地廣敏君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

まず、質問に入る前に、去る6月18日、午前7時58分ごろに大阪府北部地域で発生した地震によって被災された皆様にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしたいと思っております。

それでは、さきに通告をしてあります項目について、順次質問をいたします。当局におかれましては、明快なるご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、市長の政治姿勢についてであります。1点目に宮古島市における高等教育機関の設置についてであります。この件については、市長の平成30年度の施政方針でも、設置に向け、取り組んでまいりうたわれております。一方、市民の皆さんからも、教育費にかかる保護者の負担軽減の面からも早急に設置してほしいという強い要望が寄せられているところであります。そこでお伺いいたしますが、現在の取り組み状況はどのようになっているのか。また、設置年度及び施設の規模と定員も含めて、学科等についても検討されているのであればお伺いをいたします。

2点目に、下地島空港の開港、いわゆる供用開始時期についてであります。現在国際旅客ターミナルビルの建設が急ピッチで進められておりますが、マスコミ報道等によりますと供用開始時期が当初の平成31年3月から夏ごろにずれ込むとの発表がされたと認識しておりますが、その理由の一つに建設業に従事する労働者、労働力の不足があるとも言われております。理由はそれだけなのか、お伺いをいたします。また、現時点における開港の時期及び開港までのスケジュール等について答弁を求めたいと思っております。

3点目に、供用開始に伴う2次交通の整備についてお伺いをいたします。この事業は、平成30年度の主要事業として位置づけられている事業でもあります。空港の供用開始により、外国を初め島外からの観光客を含めた多くの来島者が想定されますが、その対策として2次交通の整備、受け入れ態勢の充実を図つ

ていくとのことですが、具体的にどのような方策となるのか、説明を求めます。

次、4点目に、法定外目的税の制度設計と導入年度についてであります。市長はこれまで法定外目的税の導入については強い意思を示しており、大型クルーズ船の寄港回数の増加や来年の下地島空港の供用開始等、増大する観光客などの受け入れのための環境整備、いわゆるインフラ等の整備費などに充当したいとして、ぜひ市民の理解を得ながら進めたいとしておりますが、そこでお伺いをいたします。導入したいとする税の詳細について説明を求めます。あわせて導入時期等についても市長の見解を伺いたいと思っております。

5点目に、下地の沖縄製糖株式会社東側に位置するバイオエタノール生産施設の今後の利活用計画について伺います。これまでの取り組みとその経緯については、既にご案内のとおりであります。エコアイランド宮古島実現に向けて、本市の基幹作物であるサトウキビを活用した循環型社会の構築を目指して、平成24年度バイオエタノール事業の事業化に向け、その可能性についての実証実験を行ってきたところであります。しかしながら、平成28年度に基材ガソリンの調達が困難となり、結果としてE3事業の終了となったわけでありまして。しかしながら、何とか施設を利活用したいとの思いもあって、平成29年度指定管理者である日本アルコール産業株式会社による学校給食共同調理場のボイラー用の燃料や残渣液からつくる農業用生産資材である液肥の販売等により施設の有効活用を目指すも収支の改善は図れず、平成30年4月から施設は閉鎖されたままとなっております。そこでお伺いをいたしますが、市において今年度当初予算においてバイオエタノール製造施設活用検討委員会の費用として報償費及び関連予算が計上されておりますが、委員会は設置されているのか、また利活用計画は策定されているかについても市長の答弁を求めます。

次に、農業の振興についてお伺いをいたします。1点目に、下地竹アラ地区の整備事業の採択についてありますが、この件につきましては平成28年度から一般質問で取り上げておりますが、今回で3回目の質問となりますので、今後の議会において再度の質問とならないよう明快なご答弁を求めたいと思っております。この事業は、当初平成29年度から平成33年度までの5年間を事業期間として、受益面積16.3ヘクタール、受益戸数64戸、事業費7億2,200万円を見込んで取り組むとしておりました。県道城辺下地線の法線がまだ確定しないことから採択がいまだにされておりましたが、しかしながら県においては既に前年末に法線が決定されたとの報告を受けており、そこでお伺いをいたしますが、まず平成30年度採択は無理としても平成31年度の採択は確実にされるのか、見解を賜ります。

2点目に、マンゴー等の果樹の苗木生産計画についてお伺いをいたします。沖縄県の拠点産地として平成21年3月に認定されたマンゴーは、今や県内第1位の生産量を誇り、宮古島のブランドとして確立し、現在では県内外の市場からも高い評価を受けるに至っております。そのような状況を背景にマンゴー生産農家においても後継者や担い手が増加傾向にあることから、それに伴って栽培面積の拡大にもつながっていくものと思っております。ところで、私は宮古島におけるマンゴー栽培は昭和59年か昭和60年ごろが始まりだと思っておりますが、既にそのころ植えつけた苗木が約35年が経過していることとなります。マンゴーの矮化栽培により、樹齢何年ぐらまで実をつけることができるか現時点で確証はありませんが、しかし生産農家の皆さんの意見や要望などを要約いたしますと、やはり植えかえの時期に来ている。それと、新規参入農家の苗木の確保の観点からもぜひ市においてマンゴーなど熱帯果樹の苗木生産販売に取り組んでもらいたい、そして農家の安定生産と経営の安定に寄与してもらいたいとのことでもあります。そこでお伺いをい

たします。市において苗木生産計画についてどのように捉えているか、市長の見解を求めます。

最後に、教育行政についてお尋ねいたします。まず1点目に、学校給食における地産地消についてありますが、第1次宮古島市の教育ビジョンの検証においては、学校給食において地産地消の拡大についてはおおむね達成されたとなっております。しかしながら、私が見る限りにおいて、数値によってその達成状況が確認できる資料などは、昨年4月に策定された第2次の宮古教育ビジョンにおいても見当たりませんでした。そこでお伺いをいたしますが、平成28年度及び平成29年度における農産物、水産物の上位5品目の記載されたものの消費量とその比率についてお示しを願いたいと思います。

次に、2点目に、城辺、下地、上野の共同調理場の統廃合についてお伺いをいたします。まず、統合の時期について、新調理場の供用開始を平成32年度と予定をしていますが、平成30年度の主要事業一覧では統合検討委員会を設置する旨の記載はありますが、事業費の計上がありません。統合検討委員会設置と統合スケジュール及び新調理場の建設場所について、教育長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

3点目に、宮古島市指定文化財の管理状況と指定箇所についてお尋ねをいたします。清掃等について、特定団体とシルバー人材センターなども含めて管理委託されているのか。そして、この周辺の年間の清掃回数は、これ場所によっても違うと思いますけれども、おおむね何回か。また、今後の管理委託先を変更する考えはないか、それぞれお伺いをいたします。

以上、ご質問いたしましたけれども、答弁を聞いて再質問をしたいと思います。よろしく願いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

まず、高等教育機関の設置についてでございます。定員、規模、学科などについてということでございます。平成28年度から高等教育機関の設置、誘致について取り組んでいるところでございます。今年度は、これまでの取り組みで把握した市民及び学校法人のニーズ、設置検討委員会における検討結果などを踏まえて、学校設置に関する要件など必要な基盤の整理、学校法人への詳細な調査で強く要望のあった地域と高等教育機関が協働する体制づくりの検討、離島地域での設置を図るための実現性への検証等に向けて取り組む予定をしております。

まず、一番お尋ねになりたいのが、いつ開校できるのかというようなことかと思えます。まず、スケジュールにつきましては、端的に言いますと庁舎あるいは学校の統合後ということになるかというふうに考えているところでございます。ちなみに一般的な設置までのスケジュールというのがございまして、1年目においては計画書の考案、作成、2年目におきましては国、県による計画書の審査及び申請書の作成、3年目におきまして国、県による申請書の審査及び認可というのが一般的な流れだというふうになっております。今年度は、これまでの2年間の間に調査、それから各専門学校に希望等を調査しております。その中で、関心のある部、関心を持つ専門学校に直接当たり、具体的な設置の意向というものを確認していきたいというふうと考えているところでございます。

それから、学科についてでございますけれども、これについては市民の皆さんの代表から成る検討委員会でもって宮古島市としては、市の方針としては看護分野あるいはリハビリテーション分野、観光分野、語学分野、この4つを基本として、中心として学科の設置はしたほうが望ましいというような結論が出ておりますので、その方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、下地島空港の開港の時期でございます。議員からの報道でもっておくれるというような報道があったということでございますけども、その報道をちょっとつかんでおりません。あくまでも三菱地所の説明によりますと来年3月の供用開始に向けて整備を進めているということでございまして、今のところおくれるというような報告、説明は受けていないという状況でございます。ちなみにもう一社、F S Oという、これパイロットの養成事業でございますけども、これについては先月16日付の新聞によりますと4月に目指していた開業が夏ごろにまでおくれるというような報道があったかというふうに承知しているところでございます。三菱地所の旅客ターミナルについての延期と申しますか、おくれというものについての報告は今のところございません。

次に、下地島空港の供用開始に伴う2次交通の整備についてでございます。来年3月に新たな旅客ターミナル施設の供用が開始されることにより、国際線、それから国内のL C Cなどの航空便の就航が予定をされているところでございます。ターミナルの供用開始によりまして国内外から多くの観光客が訪れ、下地島空港から宮古空港、そして市街地、南岸に位置するリゾートエリアなど、市内の広範囲の場所へのアクセスが見込まれるところでございます。下地島空港は、平成6年から航空路線の定期就航が運休しております。そのため、現在バスなどの2次交通が確保されておられません。そのことから、本年度一括交付金を活用しまして、下地島空港観光アクセス調査事業を実施することになっております。下地島空港旅客ターミナルの開港に合わせて2次交通確保に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。現在この調査に係る業者の選定を済ませたところでございます。

次に、法定外目的税についてでございます。導入年度ということにつきましては、昨日の平良和彦議員の質問にもお答えをいたしました。明確にいつから導入をするというような方針は、今のところございません。現在の取り組みとしましては、5月に副市長を委員長とする庁内の検討委員会を設置しました。その中でどの分野の課税をするかということでもちまして、3つほど案が出ていると。1つが入域に関する課税、もう一つが水道使用に関する課税、そして観光振興に関する課税のこの3つの分野を今後いろいろと議論、検討していくという方針を立てたという状況でございます。ちなみに法定外目的税につきましては、前議会の平良敏夫議員の質問にもお答えしたとおり、全国1,700余りの自治体の中で10の市町村が導入をしているという状況。法定外目的税を導入して20年ほどたつかと思っておりますけども、議論は大変活発に当初行われていた。しかし、結果として10件ほどにとどまっているということで、法定外目的税大変必要な税ではあるかと思っておりますけども、なかなか導入には至っていないというのが現状。宮古島市としてもやはり市民に負担の伴うことでありますので、丁寧な議論が必要かというふうに考えているところでございます。

それから、バイオエタノールの生産施設の活用について、その中でのバイオエタノール製造施設活用検討委員会が予算化されているということでございます。バイオエタノール施設につきましては、今年度、昨年度でもって生産事業を終了して、今年度1年かけて撤去を含めて、また新たな活用も含めて検討していこうという状況でございます。その中で、なかなか新たな活用策というのが今のところ見つからないというわけではございませんけども、問い合わせはあるという状況でございますので、その問い合わせに対して内容についていろいろと確認、精査をしている状況でございます。具体的にこの提案が挙がる中で、その提案について検討委員会に諮る必要があるという段階で検討委員会については立ち上げをしていきたいというふうに考えているところです。今のところ立ち上げはしておりません。早期に新たな利活用なり、

また撤去なりという方針は出していこうかというふうを考えているところでございます。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず最初に、下地竹アラ地区の整備事業の採択についてでございます。竹アラ地区の採択については、昨年12月定例会で平成31年度新規採択地区を目指して取り組んでいる旨答弁をいたしております。先月下旬に沖縄県と新規採択、要望地区のヒアリングを行っており、その結果、農道及び農地排水に係る浸透池、沈砂池などの流末処理の再検討、方針決定に日数を要するとのことにより、計画の見直しが必要となっております。現段階で平成32年度の新規地区予定になりますが、採択優先順位を上位として取り組んでまいりたいと思っております。

それから、マンゴーなどの果樹の苗木生産計画についてでございます。宮古島市のマンゴー生産は県内の生産量を誇っており、栽培面積、農家戸数とも増加傾向にあり、平成29年度の実績となっております。そのような状況の中、宮古島市のマンゴー栽培が本格的な生産開始から30年が経過し、改植の時期を迎えることから、平成30年2月に開催された宮古島市マンゴー産地協議会において、県園芸振興課の事業により県農業改良普及課において改植に必要な苗木及び苗木の確保を目的としたマンゴー苗木生産実習講習会がことし4月に開催されております。あわせて苗木用種子の購入を希望した13名の生産農家に約5,000個の種子も販売されております。苗木の生産、販売については、種子の確保や苗木の自主生産に向けた栽培講習会などの開催に向けて、県や関係機関と連携して今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

◎教育部長（下地信男君）

2点ほどいただきました。

まずは、学校給食における地産地消につきまして、上位5品目の消費量とその割合ということで、学校給食における宮古島農水産物の消費量とその割合につきまして、まずは平成28年度の農産物ですが、キャベツが7,324キログラム、割合が46.1%です。トウガンが6,012キログラム、99.6%、キュウリが3,459キログラムで45.1%、コマツナ1,902キログラムで96.8%、ジャガイモ1,575キログラムで17.3%となっております。次に、水産物ですが、モズクが1,730キログラム、97.9%、アオサ47キログラムで10.9%、ナマリブシ56キログラムで100%となっております。平成29年度の農産物です。トウガンが5,045キログラム、97%、キュウリ4,539キログラムで67.6%、ニンジン4,255キログラムで21.4%、キャベツ2,656キログラム、17.9%、キャベツ1,292キログラムで54%となっております。水産物は、モズクが1,737キログラムで94.1%、ナマリブシ47キログラムで100%、アオサ3キログラムで1%となっております。

次に、城辺、下地、上野の共同調理場の統廃合につきまして、3調理場の統廃合につきましては先ほど議員ご指摘の集中改革プランあるいは公共施設総合管理計画におきまして、平成32年度までに統合し、民間委託するというふうな計画になっております。このことを受けまして教育委員会では、3調理場統合のあり方を検討するために共同調理場基本計画内部検討部会を今年度設置しました。市の課長クラス、それから栄養士の皆さん方交えての庁内の部会でございます。

第1回の会議の中で議論したことを整理すると、大きく2つの方針に集約することができます。1つの意見として、城辺、上野、下地の3調理場以外に新たな施設を建設する考え。2つ目の考えとしては、既存の施設を有効活用して統合する考えであります。1つ目の新たな施設を建設する考えにつきましては、

城辺調理場が築35年が経過しておりまして、かなり老朽化が進んでおります。これを契機に3地区において新たな施設をつくり、統合するというほうがよいと。その一方で、県内他自治体の類似規模の施設、これ嘉手納町ですけれども、1,700食が可能な施設です。この施設に約10億円もの費用を要しているということを見ると、新たな施設は財政的に負担が大きいという意見がございました。

2つ目の既存施設の有効活用につきましては、城辺調理場が老朽化して使用できないとしましても、上野調理場が築15年、下地調理場が築17年で、あと十数年、20年近くも使用が可能ではないかということで、財政的な負担軽減を図る意味からも、あるいは既存施設の有効活用の面からも旧施設を使ったほうが、既存施設の使用が好ましいとしております。しかし、そのためにもですね、必要な給食の提供をする、現在3地区で1,200食を提供しておりますので、それを賄うだけの施設を設置するには、施設設備あるいは施設の拡充を図る必要があるというふうなことが整理されております。

一方で、新たな施設建設の財源をどうするかという課題がございしますが、これは財政担当との協議の中で、今のところ新たな施設を建設する財源につきましては補助事業を見出せずに、主に市債発行事業になるということが想定されます。その場合に現在見直しを行っている市の中期財政計画の位置づけにつきましては、平成34年度以降に実施することが望ましいということが指摘がございました。平成34年度以降の市債発行事業というのは、市の財政運営に大きな支障を及ぼす状況にあると。仮に補助事業があったとしても、裏負担分の約2億円相当の市債発行になりますので、これは影響が大きいということのご指摘がございました。

以上のことを踏まえまして、検討部会で出された2つの案を中心に今後検討してまいりますけれども、既存調理場の状況を再度確認しながら、施設の有効活用という部分も視野に含めて慎重に議論してまいりたいと考えております。

◎生涯学習部長（下地 明君）

指定文化財の管理状況と指定箇所についての質問がございました。

宮古島市における指定文化財の数は、国22件、県15件、市117件で、指定及び登録文化財を合わせると154件となります。その中で、清掃が必要な有形文化財、有形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等は123件あります。昨年の実績として、123件のうち51件については文化財保護活動事業費の指定文化財等管理団体補助金から申請のあった各地域の自治会及び管理団体等へ補助金を交付し、年二、三回の清掃作業を行っております。また、市所有及び所有者が管理できない指定文化財のうち、綾道のコース上の26件については、宮古島市neo歴史文化ロード整備事業を活用し、シルバー人材センターへ清掃委託を行い、年5回の清掃作業を行っております。それ以外の指定文化財については、文化財保護活動事業費の指定文化財環境整備委託料で予算の範囲内で清掃作業を行っております。また、近年文化財の所有者及び管理団体においては高齢化が進んでおり、管理を辞退する団体もあり、清掃管理に苦慮しておりますが、そういった文化財についてはシルバー人材センター等に清掃委託を行い、適正管理に努めているところであります。

◎上地廣敏君

まず、順を追って再質問をしたいと思えます。

まず、高等教育機関の設置検討についてであります。ことしの3月に設置検討に関する報告書が作成されております。その中ではですね、例えば設置意向法人が大体決まった場合に二、三年程度のトライアル

学校運営を実施すると。そういった中で、学校運営に係る実現可能性を探っていくという期間も必要であるというふうなことが記載されております。これは設置意向法人のリスクの負担軽減を図る上からも当然ではあるとは思いますが、そういった期間を含めてですね、考えた場合に、現在平成30年度ですから、そういった庁舎の建設が大体平成32年度、引っ張って平成33年度ごろということになった場合でも、その後にこの専門学校の設置はやっていきたいというふうな今企画政策部長の答弁だったと思いますが、そうやってきますとスケジュール的には平成34年度以降ないしは平成35年度ごろというふうなことになります。あと5カ年の時間が必要になってくるというふうなことでありますけれども、今宮古島市における生徒、高校生のアンケート結果を見ますとですね、これは市内にある4つの高等学校の2016年3月における上級学校への進学ニーズでありますけれども、専門学校へ進む生徒が35.7%と第1位であります。次いで大学が34.8%、就職するのが24.7%、短期大学が4.7%と、専門学校に進学する希望を持っている生徒が最も多いというふうなことであります。そういったことから考えますと、どうしても保護者の経済的負担の軽減あるいは地元で勉強をすることによって、ひいては卒業した後も地元採用が多くなっていくのではないのかというふうなことで、若者の定住促進にもつながっていくというふうな考えております。

そういったことでですね、先ほどの企画政策部長答弁では総合庁舎の検査後だというふうなことでありますけれども、この設置時期をですね、今ニーズの高いうちにもうちょっと前倒して検討できないかですね、その辺のところを検討委員会などでもっと詰めて話し合いをすることができないか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

◎企画政策部長（友利 克君）

設置時期というのとですね、いわゆる公共施設のあく時期というのは密接に絡んで、連動しているわけでございます。現段階で例えば庁舎を整備するにせよ、これが何年何月以降というような形でしか今決まるといいますか、方向が示されていない。例えば城辺のまた学校の統合にしても、やはり3年後だというような状況です。つまり空き施設が出ないことには、なかなかこの施設を活用するというようなことも提案できないというような状況でございます。もちろん現在宮島でありますとか、宮原でありますとか、いろいろ空き学校、休校になっている学校というのはございますけれども、なかなかそこがまたニーズに合致するかというところとそういうわけにもいかない。また、そのニーズがあっても、それぞれの学校にはまだ活用したいというところもあれば、ちょっとまた所有権の問題とかがあって今すぐ活用できないというような状況、またちょっと老朽化しているというような状況等もあって、この2つについてはなかなか候補として挙げにくいという状況にあります。

ニーズが非常にある、高いうちにとということについては、大変私も承知をしているところでございまして、であれば現在城辺の庁舎でありますとか、あるいは下地の庁舎でありますとか、そういった活用されていないといいますかね、あいているフロアでもって何とかこの報告書にあるとおり実証、トライアルですね。という形から入れないものかということは今考えているところでございます。

上地廣敏議員がご指摘のように、このままでは5年かかってしまうのではないかとということでございまして、これを何とかその教室が、施設があき次第活用できないかということですね、今後検討していきたいというふうな考えています。

◎上地廣敏君

伊良部島でも今、結の橋学園建設中であります。そういったことからいたしますと、伊良部島でも4校の学校が新たにあくというふうなことにもなりますし、また総合庁舎をつくれば企画政策部長答弁のようにですね、城辺の庁舎あるいは下地の庁舎もあくというふうなことになりますから、その跡利用も含めてですね、例えばトライアルの期間の前に寄せてですね、そういった施設をまず使ってトライアルをさせると。ある程度その設置意向法人が大丈夫だと運営に自信を持った段階で、新しい校舎をつくるのか、あるいは既存の校舎を改修して提供するのかですね、その辺のところは十分に今後ですね、詰めていただきたいと。できるだけ私としては早急に高等教育専門学校が設置されることを望みますので、それに向かって鋭意努力をしていただきたいというふうに要望をいたしておきます。

それから、下地島空港の開港については、三菱地所のほうがそのターミナルビルの建設を急ピッチで進めているところ、その企業からは今のところおくれるというふうな連絡はない、予定どおりであるというふうなことでありますから、願わくば当初の予定どおり、3月に開港できるような形で進めていければと思っております。これちょっと私の勘違いで、もう一方のことが夏ごろにずれ込むというふうなことをターミナルビルの建設がおこなわれているのかなというふうな勘違いでありました。これについては訂正をしたいと思います。

次に、2次交通でありますけれども、今ちょっと宮古島におけることしの6月時点での貸し切りバス、タクシーの台数をちょっと調べてもらいました。その中では、タクシーは今現在13社で189台、それからバスが島外から入っている観光バスの台数がちょっと明確でないというふうなことでありますけれども、しかしトータルでは観光バスも101台いるというふうなことであります。そういったことからするとですね、平良港で耐震バース、14万トン級のバースが完成して、そのクルーズ船の来島するお客さんがいっぱい、もっともって現在よりふえてくると。加えて下地島空港へおり立つ観光客もいるというふうなことからすると、今の101台のバス、それから189台のタクシーでは全然2次交通に回すだけの余裕はないというふうに思っております。これについてですね、どういった対策を今後立てていくのか、もし答弁できれば答弁を求めたいと思いますよ。

◎企画政策部長（友利 克君）

先ほど答弁をいたしましたのは、下地島空港の供用開始に伴う2次交通の確保のあり方についてでございました。いわゆるクルーズ船の今後の大幅な増加に伴う2次交通の確保ということについては、現在の状況はまさにバス事業者、これは島内外だというふうに思いますけども、島内外のバス事業者のもとに自助努力でもって対応しているというような状況かというふうに思っております。これについてはですね、行政のみならず、やはりバス事業者、またタクシー事業者、さらには総合事務局も交えた形での方向性の協議というものが必要になってこようかというふうに思っております。地域公共交通会議というものがございますので、その会議を持ちまして将来的な宮古島市における2次交通の確保のあり方というものを本格的に議論していきたいというふうに考えているところでございます。

◎上地廣敏君

次に、法定外目的税の制度設定と導入年度でありますけれども、これについてはですね、全国で大体10の市町村が法定外目的税を課税していると。県内では現在、伊是名村、伊平屋村、そして渡嘉敷村が課税をしております。3村とも1回の入域について100円というふうなことで、その中で障害者や高校生以下は課

税免除というふうなことでされております。この3村での実施状況を見るとですね、伊是名村の場合、平成24年度の決算で360万円、伊平屋村で280万円、渡嘉敷村で910万円というふうな法定外目的税のですね、歳入が入っておりますけれども、宮古島市における現在考えられるのは、観光で入城するお客さんに課税する方法、それから水道使用量によって算定をするということ、それから宮古島に入城する方に課税する方法と、この3通り検討されているようでありますが、せんだって6月1日付のですね、沖縄タイムスに竹富島の竹富島入城料というふうなのが地域協議会から答申をされたという記事が載っております。これは、竹富島の場合は地域自然資産法に基づいて町が来年4月の導入を目指しているというふうなことです。この地域資源資産法に基づいて課税した場合に、入城料は住民を対象外にすることができるというふうな答申がされております。今のところ竹富島の場合は、その計画案で入城料は保全再生活動の必要経費をもとに試算して、1人当たり300円ということ、設定を目指す。島民や郷友会、障害者からの徴収は原則免除というふうな形で、竹富島は入城料を来年4月に始めていきたいというふうなことであります。

いろいろ宮古島でも3通りの方法を考えているということでもありますけれども、別の自治体、今竹富島が来年4月に課税しますともう4カ所でありますから、これは一概にどちらの方法がいいということは言えないとは思いますが、ぜひこの先行している自治体のですね、課税の方法あるいは島民からの意見などを十分に踏まえてですね、宮古島における法定外目的税の制度設計はやっていただきたい。この件については、恐らく市民の方からのいろんなアンケートとか、そういったものも必要になってくるとは思いますが、ぜひそういったことに留意をしながら進めていただきたい。私も年々増加する観光客への対応については、環境を保全していくあるいは観光地をきれいに整備をしていく、入城する観光客が本当にすばらしい、いい島であると気持ちよく観光できるような島づくりのためにはぜひとも必要な税であるというふうを考えております。ぜひその辺も含めてですね、早急に検討を始めていただきたいというふうな要望をいたします。

次に、5点目に、E3、バイオエタノール事業であります。指定管理者の日本アルコール産業株式会社であります。平成30年度中に施設を撤去するのかどうかも含めて跡利用について検討したいと、1年間かけて検討していきたい。ただ、中身は他の施設を有効活用したいというふうな問い合わせの期限もあるようでありますので、できればですね、そういった施設を取り壊すということよりも、せつかくの施設でありますから、そういった企業がですね、ちょっと改修をして使えるようであればその方向で検討はしていただきたいというふうに思っております。

閉めた理由が、基材ガソリンの調達ができなかったというふうなことでありますので、別の利活用についてもですね、ぜひその問い合わせのある企業などとじっくりと調整を図っていただきたい。1つ残念に思うのはですね、農業用資材としてつくっていた液肥、あれ今農家から非常に高い評価を受けております。ですから、願わくば宮古島は農業が基幹ですから、そういった農業資材などの生産についてもですね、含めて検討をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、農業の振興であります。竹アラ地区の採択についてであります。向こうの地区の農家はですね、もう当初事業が平成29年度から平成33年度で実施されるものというふうな大きな期待を持っていただいております。しかしながら、県道城辺下地線ですね、あの法線の関係でなかなか面積が確定できないというふうなこと、それからその法線が決まらないことには基盤の換地計画なども立てられないというふうな

ことからおくれたと。しかし、平成28年12月定例会の質問でもですね、あるいは去年の12月定例会にもやりましたけれども、平成30年度の採択を目指すというふうな答弁をしてくれています。ことしに入って県のほうと地区のヒアリングを実施したほか、さらに平成31年度の採択も厳しく、平成32年度の採択の予定であると、今のところですね、そういうふうになってきますと、この地区内の農家はですね、しびれを切らして特に学校周辺のところでは、いっそのこと地区除外をして住宅地にしたいというふうなことを話す農家もちょこちょこ出てきております。これは、事業がどんどん、どんどん後に採択がずれ込んでいくからもう待たないというふうな農家もいるわけでありますから、ぜひですね、願わくば平成31年度、あと1年間ありますから鋭意努力をされてですね、県のほうから指摘をされている部分について早急に検討されて、ぜひとも平成31年度の新規採択を目指していただきたいと。もう一度部長にその決意のほど、例えば何が県から指摘をされている部分が本当に早急に改善をして平成31年度の採択に間に合わないのか、実質的に。その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、竹アラ地区はですね、地域的に地下水が高く、排水の浸透能力も悪い地域であるために、あの隣接、与那覇湾内の赤土流出防止対策をしっかりとしないといけないということから排水処理の再検討を求められております。それも踏まえてですね、これから取り組む取得同意の同意数もありますので、そういったのをしっかりと組みながら早い時期での採択に向けて取り組んでいきたいと思っております。

◎上地廣敏君

ぜひ平成31年の採択に向けてですね、頑張ってくださいと思います。

次に、マンゴー等熱帯果樹の苗木生産計画でありますけれども、県の事業として苗木生産の講習会などをやって、マンゴーの種、種子を農家に購入して配布をしているというふうなことでありますけれども、ご承知のとおり宮古島でもマンゴー栽培始めてもう35年ですから、そろそろ植えかえの時期が到来しているというふうに話されておりますので、苗木の自主生産、これ生産者が本来であれば自主生産できる、あるいは余剰、余分のマンゴーハウスがあればそこで苗木の生産は可能になるわけですが、この生産者がやっているのはですね、市が持っているみどり推進課の東側というんですか、あのハウスの一部を使う。あるいは、農政課が管理をしている上野のトロピカルフルーツパークですか、向こうのハウスなどを使って生産、販売をしてくれと、農家自体にはあいたハウスはないんだというふうなこと、そういったことを要望しておりますので、市が保有している、管理しているそのハウスを使ってですね、それができないものかどうか、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、市の施設での取り組みについてできないかという質問であります。みどり推進課においても連携して取り組んでおまして、今回苗木の1,000本を準備して、接ぎ木をして販売も予定しているということでもあります。また、トロピカルフルーツパークについては今後再整備計画ありますので、そこでの利用は差し控えてもらいたいというふうに思っております。ですから、そういう目途から、現在マンゴーの品種というのが、アーウィンが90%、それからキーツとか夏小紅、金蜜、金煌などあります。そういったものから、農家みずから講習会などで勉強してですね、その農家の希望する品種を接ぎ木して取り組んでもらいたいというふうに思っております。

◎上地廣敏君

時間も迫っておりますので、最後にですね、学校給食における地産地消についてお尋ねしたいと思えます。上位5品目、平成28年度、平成29年度の農産物と水産物の資料をいただきました。これ見る限りですね、特にアーサー、ヒトエグサ、これは西原で養殖事業もやっておりますしですね、平成28年度は47キログラム、平成29年度はたったの3キログラムですよ。小中学校の生徒に提供する、教職員も含めての提供する給食で、アーサーがたったの3キログラム、年間を通してたったの3キログラムしか消費されていないということですね、非常に、今宮古島市には5カ所の共同調理場がありますけれども、それぞれに栄養士がおります。管理栄養士が配置されているところ、あるいは栄養士が献立表をつくっているところあります。それぞれのところで献立も違うわけでありましてけれども、しかしこれ全部をまとめたのが5つの調理場で3キログラムしか使っていないというふうな形ですからね、これはもっともっとですね、地産した地元で生産できるもの、地元の人が消費をしないで誰が消費するんですかという話になると思っておりますので、ぜひその辺についてはもっと力を入れていただきたい。

最後に、戦略品目であるゴーヤ、カボチャ、これがまた上位5品目の中にも入っていないと。宮古島市は、ゴーヤ、カボチャですね、平成19年、11年前に沖縄県において拠点産地として認定されているんです。といったことから、これ宮古島で戦略品目でもありますから、これについてもアーサー同様にですね、ぜひ検討会議を持ってもっともっと力を入れていただきたいと思えます。

時間でありますから、これで私の一般質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

◎砂川辰夫君

7番、砂川辰夫でございます。通告に従いまして、順を追って質問をさせていただきたいと思えます。

先に大阪の地震で被災されました皆さん、それから死亡されたご遺族の皆様に対して、深く心からご冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、質問の前にですね、私見を申し述べたいと思えます。宮古島市の農業生産額については、一般質問の冒頭で我如古三雄議員が述べておられたようにですね、農業生産額は3年連続1位であることを地元メディアの掲載等及び作物ごとの内訳の詳細についても紹介をされておられました。このことは、私の住む城辺保良地区において顕著な伸びを示しており、述べられたとおり生産額は大きく伸びております。その大きな要因といたしましては、何といたっても我如古三雄議員が申し上げていたとおり、地下ダムを中心とした土地基盤整備が確実に進み、その成果のあらわれであり、大きな評価と称賛されるものと高く評価するものであります。旧上野村の時代からしてさえすれば、やっぱり保良地区は35年前ぐらいになると思いますが、そのおくれをとっていると。この差は一体何だろうというふうによく考えることがございますが、いろいろあるかとは思いますが。そんなに35年、36年もおくられている状況であります。もうやがて8割、9割方の整備事業、基盤整備進んでおりますので、完成を待ちたいというふうに思えます。

それでは、質問をしてまいりたいと思えます。東平安名崎の周辺整備等については、下地勇徳議員、平良和彦議員からも取り上げてもらい、大変感謝しているところではありますが、保良出身としてはやはりこの宮古島市においても風光明媚なすばらしい東平安名崎をですね、もっと脚光を浴びて、いつでも訪れる

お客様に感動を与えてくれるような景観でありたいと願うがゆえに、視点を変えて東平安名崎、海の周辺整備について質問をさせていただきたいというふうに思います。きのうの答弁でもありましたけども、県条例等と県教育委員会へのお伺いをしなければならないというふうな答弁等も聞こえて、少しどんなもんかなと思いつつも、もう一度質問をしますが、以前に航空写真等も披露しながら質問をしておりますが、改めてお伺いしたいと思います。

東平安名崎については国指定名勝ということもあり、保存管理計画策定報告書が教育委員会ですか、あれあるのは。報告書がございまして。報告書では、天の梅の群落としては恐らく日本一であろうと記されております。しかし、このままの状態では、アダンやススキ、それからチガヤ等が異常に繁茂しており、天の梅の侵食がどんどん進んでおります。貴重な植物を守るどころか、すばらしい景観さえも阻害しており、特にススキの群落は年々増殖しております。ススキにしても穂が出てくる季節等は、これは秋から冬ですか、にかけてはすごいやっばりススキなりの風情を醸しているというふうな、夏場ですか、あれは。景観もありますけども、このような余りにもススキが繁茂していることから植物のすみ分けの整理を行い、前にも申したとおり、昔から自生していたテッポウユリの群落をつくって継続的な管理と整備をしていただきたいのですが、具体的な要請、それから申請等についてお答えをいただきたい。温かい感じの答弁をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

先ほどからですね、先日から同様の質問がございましたんですけども、それにおいてはですね、沖縄県において県の天然記念物に指定されている東平安名崎ということでご説明申し上げてはいますが、東平安名崎の岬ではですね、多くの植物が確認されており、特に天の梅の優占する群落はほかに例を見ないほど広く見受けられております。

また、テッポウユリの植栽に関しましては、沖縄県文化財保護条例第36条の現状変更にあたりまして、県教育委員会の許可を受けなければならないというふうになってございます。議員のご提案につきましてですね、城辺地区地域づくり協議会などにおいてですね、意見を集結または集約していただいて、テッポウユリの植栽計画を県教育委員会に要請していくことが非常にいいことだと、また近道だというふうにご考えておりますので、市としてもですね、市の公園管理者としても県教育委員会でのですね、審議の行方を見ながらそれに対応していきたいというふうにご考えております。

◎砂川辰夫君

できないというふうな感じのですね、手をつけてはならないというふうなこと等も前の方から聞いたりしてちょっと気持ちがなえておりましたけども、今の答弁でですね、本当にもっとちょっと手を加えれば、自然な形で植物自身のそれぞれのすみ分けの中で少し手を加えて、道路側とかの側溝をユリで埋めるとか、あるいはあいているスペースを利用したユリの群生ゾーンをつくるとかのですね、工夫をすることがかなりの景観と岬の観光付加価値が上がると思っております。しっかりと計画を立ててですね、地元住民と協力しながらすばらしい景観づくりにご協力をしていただきたいというふうに思いますが、今後ともまたアドバイスをお願いしたいというふうに思います。

次にですね、保良漁港の件ですが、通称保良ではユドゥマリヤというふうな名前、名称で呼んでおります。保良漁港のしゅんせつ工事について、保良漁港についてはですね、5年前の平成25年3月定例会でご

質問、要望されております。早急に水深調査を実施してすぐやりますということ、答弁をいただいておりますが、その後水深の調査等はされておりますか、されていないですか、どうでしょうか。

◎農林水産部長（松原清光君）

保良漁港の整備についての質問であります。保良漁港におけるしゅんせつ工事については、確認したところ、平成25年度に深淺測量、深さを調査する測量であります。それが行われており、調査の結果、議員からもご指摘のとおり、しゅんせつの必要があるとの結果が出ております。しかしながら、しゅんせつ工事となりますと大きな事業費が必要となることから、国の補助等の導入が必要となっております。導入に当たっては漁港の利用状況などの要件を満たす必要がありますので、どのような事業での対応が可能か一度調査してまいりたいと思っております。

◎砂川辰夫君

調査はされるということですのでよろしいですか、5年もたっておりますけども。金がかかることになるかと思っておりますけども、利用状況にも応じるかと思っておりますけども、これは港内ですね、やっぱり水深が浅いためですね、最近漁船の大型化もありましてですね、かなり浅いとき、干潮時にはもうこれが入れないというような港内になっておまして、平時の際はまだよろしいんですが、突発的な悪天候の場合とかですね、それからエンジントラブル、何らかのトラブル等によって避難せざるを得ないというふうになる場合において、じゃ干潮であればここに入れない。港内に入れない。やっぱりスクリュー等が触れたりしてですね、プロペラが曲がってしまうとかというふうなこと等も聞いておましてですね、これはただ知っているうちの保良船主組合の皆さんであればいいんですが、ほかから来た船主などのそういうこと等があれば、これは確実に事故が起こりかねないというふうな現状であります。水深の状況を知らないというふうになれば、やっぱりそのまま港内に安全だということ突っ込むおそれもありますので、この辺をもう少しですね、考えさせていただいて、どうしても費用、金がかかるとは思いますが、ぜひお願いしたいというふうに思います。これ5年前です。市長もですね、当時の取り急ぎすぐにやりますという答弁をいただいておりますので、市長、ちょっと答弁お願いしたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

調査の結果からしても港内のしゅんせつ工事が一部必要だということはあるんですけども、やはりどういった形でその要件を満たすかというの必要でありますので、そこら辺を踏まえて調査しながら早目の整備をやっていきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

漁が終わってもですね、すぐに帰れない。夜寄港したり、朝方寄港したり、満潮時を待って帰るというふうなこと等でですね、大変不便を強いられておまして、これが天候でも悪化すると大変な目に遭うというふうなこと等でございますので、ぜひ早期の対応をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

それから、漁船とか遊漁船も今たくさん保良漁港には並んでおりますけども、これの引き揚げのですね、巻き上げ機の設置についてお願いしたい。保良の漁港を利用している船主会の組合員数はですね、今現在41名ですか、が利用しております。船のメンテナンスや台風時の陸揚げの際は、3名ないし4名ぐらいでトラクター、それから2トン車と、これとを使ってですね、ロープで引き揚げている状況であります。

大変不便な漁港でありまして、この引き揚げ機さえあればですね、いつでも船が出入りできる、出し入れできるというふうなこと等もございまして、早期の陸揚げ用のウインチの設置をできないかどうか、お伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（松原清光君）

巻き揚げ機の設置については漁業協同組合からの要望等により設置しておりますが、現在のところ設置してほしいとの要望はありません。必要ある場合はですね、まず漁業協同組合にさせていただきたいと思っております。市といたしましては、漁業協同組合からの要望に基づき、予算措置について検討していきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

これは漁業協同組合でもって、漁業協同組合へ要望を申請していくというふうな形で、設置していただくというふうな形でよろしいですか。わかりました。

それから、あと1つですが、保良漁港のですね、東側防波堤の石積みの防波堤がございまして、現在の防波堤は石積みの防波堤が設置してありますが、台風時における東からの高波や流木等が港内に入ってきて、船の接岸等にも支障を来しております。高波の場合、特に影響を受けやすい状況にあります。東側石積みの防波堤をもう少しですね、30メートルほど沖に延ばしていただけないか。港内のあるべき状態は静穏度でなければならないが、特に防波堤が短いことから夏場の東風の影響を受けやすく、横波を受けることがございまして、入港の際十分な注意を払わなければならない横波を受ける入港中すごい注意を払わなければならない状態になったりしますので、ぜひこのことについて、防波堤の延長についてちょっとお伺いしたいんですが、よろしいですか。

◎農林水産部長（松原清光君）

防波堤の延長についての質問であります。漁港の整備については国の基準に基づいて整備が行われており、これ以上の延長については今のところ厳しいと考えております。市といたしましても、立木については漁港内の施設に影響を与えるような大きなものについては漁業者からの連絡をいただき、その都度改修に努めているところであります。また、小さな木切れ等については、漁業者みずから撤去していただきたいと考えております。台風時に際してはいろいろなものが飛んでまいりますので、船を安全に固定するなど各自で対策をしていただきたいと考えてございます。

◎砂川辰夫君

防波堤についてはですね、東側の防波堤のことしか書いてございませませんが、実は防波堤については西側のですね、砂浜へ通じるところの石積みの防波堤もございまして。この防波堤にはですね、北風が強いこと等もあり、その波が大変大きいこともありましてですね、既に決壊して、私の歩測で15メートルから16メートルぐらい。ちょっとはかって、歩測をしてみたんですが、それ以外の長さで決壊しております。大きい石積みで頑丈そうな防波堤だったんですが、やっぱり砂がえぐられたりして侵食されてですね、石積み壊れております。これはそのままちょっともう台風が何回か襲来すれば決壊するおそれかなりうかがわれますので、その辺の調査なりですね、見ました。見たことないですか。その辺の調査等もね、行っていただきたい。それが港内におけるちょっとつけた部分もございまして、その辺もまた石積み等も壊れております。そういうもの等もですね、ぜひ調査していただいて、この港内の整備に努めていただきたい

と思います。よろしく申し上げます。これは答弁いいです。

それから、金のかかることばかりお話しているんですが、今現在保良漁港を利用している船主会の皆さんはですね、旧平良市の漁港まで、島の果てから氷等を買いに通っております。現状は宮古島市の漁港まで氷を買に行かなければならない状況にあり、往復で2時間を要します。これがいわゆる時に漁を中止するときもあるというふうなことで、上野の博愛漁港にあるような保冷库が設置できないか、お伺いしたい。

◎農林水産部長（松原清光君）

これについては、前回ウインチの巻き揚げ機でもお答えしたように、同じようなことでありまして、漁業協同組合などからの要望により設置している状況であります。これについても設置の要望はありませんけれども、必要ある場合にはまず漁業協同組合を通してもらいたいと、そういうふうに思っております。漁業協同組合からの要望に基づいて予算措置していきたいと考えております。

◎砂川辰夫君

これは、結局県の管理ということになります、その漁港。

（「市の……」の声あり）

◎砂川辰夫君

市の。わかりました。じゃ、漁業協同組合への申請ということで、これも予算はつけていただけるというふうなことでよろしいですか。はい、わかりました。

この保冷库がないためにですね、すごい時間がかかるし、それがあれば時間短縮ができて、思いどおりの計画的な漁への、出漁ができるというふうな要望等がかなりありますので、そこさえできれば保良船主組合で電気代、それから氷の買いたい、氷を買うときのね、順番を決めたりとか、そういうふうなあれで船主会、船主の皆さんでこれはやっていけると思っていますので、ぜひともその辺のほうをですね、お願いしたいというふうに思います。

それから、これ旧城辺町時代に、この漁港内ですね、スロープなどはですね、中途半端に終わってしまってますね、非常にスロープ等が東側のほうなどは穴があいたりしてですね、かなり傷んでおります。その辺等もぜひ調査していただいてですね、周辺整備事業の一環としてその辺も修理をして、改修をしていただきたいというふうに思っていますので、よろしくお伺いいたします。

次に、畜産振興についてでございます。宮古島市の増頭計画及び取り組みについてお伺いをしたいと思います。宮古島市の増頭計画及び取り組みについては、6月15日に掲載されておりました農林水産部長挨拶の中で、農家戸数、飼養頭数の減少は購買者の減少にも影響するとのことを危惧する旨の挨拶をされております。新規参入及び担い手等の就農者、どれくらい就農者がいるのか、調査等は行ったのかということでもちょっとお聞きしたい。

◎農林水産部長（松原清光君）

畜産振興の増頭計画についての質問にお答えいたします。

宮古島市の増頭計画については、畜産農家の高齢化が進み、後継者が不足になっている状況から、農家戸数は減少してきております。全国的な和牛飼育も投資の減少により市場価格が高騰し、後継牛の導入が困難な状況であります。市では、このような中優良繁殖雌牛奨励補助金を本年度は新設し、自家保留牛や

導入牛を行った農家に対し、1頭当たり10万円の支援を行っているところであります。増頭計画の支援策については、市の単独補助に加え、宮古地区畜産振興対策事業、通称クラスター事業であります。簡易畜舎の整備や新規事業として沖縄離島型畜産活性化対策事業を導入し、小規模農家の増等に対する支援を実施してまいります。また、宮古島市肉用牛センターを模様がえして、新規に畜産を始めたい方に利活用をしていただいております。そのほか大規模による増頭を希望する農家に対しては、畜産担い手総合整備事業を実施してまいります。新規農家に対しては、農政課による新規就農一貫支援事業や農業次世代人材育成事業がありますので、活用していただきたいと思っております。その中で、畜産の新規就農者が何名かという質問でありますけど、平成28年度は24人で、平成29年度が44人というふうになっております。

◎砂川辰夫君

城辺の飼育センター、元ね。そこを、すのこ状態であるところをあれ壊すんですか。床を壊して下に、四面につけるんですか、まずその辺は。

◎農林水産部長（松原清光君）

新規就農者の育成として肉用牛センターを模様がえして、再整備をしていきたいと考えています。今床をどうするかという話ですけども、今年度これ設計をいたします。その中で、畜産農家の意向も聞きながらどの程度まで埋めるのかといったのは調整してまいりたいと思っております。

◎砂川辰夫君

すのこ式ということで、あれはふん尿処理のですね、利便性ということを兼ねてあれつくったすのこ式の牛舎なんですけど、逆にすのこの床というのは大変牛にとっては、臆病なんで、二、三十センチ穴があればそこは渡り切れないというふうな動物でございまして、ちょっとすごいマイナスのそういう、マイナスというよりおかしなつくり方をしたのかなというふうな感じですけど見ておりましたが、それを埋めてというふうになるとすごい強化しなきゃならない。1トン近い、1トン近いというより母牛ですから、500キロぐらいのあるかと思っておりますけども、それが何頭か一棟に飼育されるわけですから、かなりの強度が必要かと思っております。その辺は、これはつくったときで農家を募るといことになるんですか。

◎農林水産部長（松原清光君）

今回の肉用センター模様がえについては、2戸の農家を予定しております。今年度設計、先ほども述べたんですけど、それとあわせて今年度新規就農でこの地区でやりたいというような方の募集もしていきたいと思っております。

◎砂川辰夫君

担い手の就労、それから新規就農者の参入というふうなこと、また規模拡大を含めてやっぱり増頭へ向けての取り組みだと私は思っているんですけど、そんなに新規参入がいるとはまず思えないしですね、逆に今されている10頭規模、20頭規模、30頭規模とか、その中核的なですね、農家の支援を本腰を入れてやってみたらどうかというふうな私は思いをしております。農林水産部長がおっしゃられるようなその事業等を聞いているとね、私はこの増頭に向けての取り組みには本当に本腰を入れてやっているかどうかというふうな、はっきり申し上げますけども、これをやって、この事業を取り入れて、それで増頭できるというふうな施策とかですね、取り組みとかですね、これが全く見えていない。私は思うんですけど、増頭に至っていない原因、要因、これは本当に把握しながらの事業展開しているのかどうかですね。

下地敏彦市政になって、畜産係から課への昇格もしたし、市長の肝いりでこの事業の復活とかですね、例えば草地への助成とか、いろんな事業の展開の助成をさせていただいていることに関しては感謝したいし、それから増頭に向けての取り組み等も年々ありまして、50億円近い、要因は別に極端にふえた、減ったりしたんだけど、増頭による50億円に及ぶようなそういう政策の取り組みになったんですが、この牛1頭単価が下がってくるとやっぱり減少をしているんで、目に見えて下がってきている。もう三十何億円、36億円ちょいしかないというふうな状況になります。私が思うに、この疾病でですね、死亡した子牛、これ年間358頭に及びます。60万円平均として約2億1,500万円。母牛の県外出荷及び淘汰されていく牛ですね、これが495頭。市の予算計上で2,600万円しかない、導入ですね。交流を含めて約半分、1頭当たり10万円ですから、2,600万円、260頭、約35頭のマイナス分が生じます。増頭計画をどのように立てるか、これは私は市の計画はわかりませんが、そういう半分程度の予算でじゃ増頭に転じていくというふうな考え方がどうなのかというふうには私はいつも疑問に思っております。去年もそう、一昨年もそうです。2,700万円がことしは100万円下げて2,600万円ですが、その辺の取り組みの増頭に対しての取り組みをですね、もう一度お伺いしたい。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、増頭に向けての取り組みといたしまして、今年度優良繁殖雌牛奨励補助事業を議員おっしゃったとおり導入しております。それについては、1頭当たり10万円という補助で260頭を自家保留という形で導入してもらいたいというふうに考えております。

それから、議員おっしゃるとおり、小規模農家が非常に多いと。その育成が非常に大事であると思っております。10頭希望の農家が今現在608戸で率で78%あります。その育成をするのが非常に大事ななと思っておりますので、事業などによるクラスター事業、これは20頭規模ぐらいに持っていくというのがあります。そういった事業を導入して畜舎の整備、それから機械等の導入等も図ってまいりたいと思っております。それから、本年度事業導入している賃貸畜舎の整備、それについてもやはり5頭規模の農家を10頭規模ぐらいに持っていきたいと。そういった形で、そういった事業を導入しながら小規模農家の増頭に向けての育成をしっかりとやっていきたいと、そういうふうに考えております。

◎砂川辰夫君

正直言って今の答弁でも、私はですね、余り変わらない、昨年とも変わらない、増頭に向けての事業展開ではないというふうには私は思っております。大胆な企業化していくようなですよ、なりわいとして生計を立てていくというふうな発想、こういう規模拡大をしていくというふうな発想に立ったですね、もっとそのじつと、少ない農家たくさんいますよ。ただ、これを頼っていたんではどうしようもない。もっと中核農家の規模拡大を図るような、もっと大胆な事業の導入をですね、していただければなというふうには私は思っているんですが、例えばですよ、一括交付金を使用されていないという状況も私は不思議ではないんです。たまらないんです。前に答弁された農林水産部長の話の中ではね、JAまたは宮古和牛改良組合で事業の実施ができないか現在調整をしているところであると。じゃ、どういうふうになつたのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

◎農林水産部長（松原清光君）

一括交付金の活用についての質問であります。今現在、JA及び宮古和牛改良組合とその活用につい

て調整をしている途中であります。ですから、まだ決定しているわけでありませんで、まだ調整中という形での答弁にさせていただきます。

◎砂川辰夫君

想定内といえそうなんです、事業を進めるこの一括交付金の使用についてですよ、前回、前々回でしたかね、貸付業務との併用が難しいということがあるというふうな話も一応されております。であれば、例えば100万円のうちですよ、これは導入します。50万円を交付金で払います。貸し付けではない。その残り50万円ではどうするかと。農家にそのまま払っていただければいい。なぜこの一括交付金を利用するかというと、お金がないから、1回で出し切れないから、徐々に払っていけばいいだけの話。農家が借りればいい。こういう農家が借りて払ってでもいいというような農家は把握していますか。していないですか。大体中規模農家たくさんございまして、その農業化等はそうまでしてでも、動産貸し付けがございまして、琉球銀行もあるし、農業協同組合にもあります。ちょっと若干リスクが高いんですが、それは大体3年から5年。これ農業協同組合が導入している貸付金みたいなそういう形で払って、皆さんが一括交付金はこの年度で払わなきゃならぬのであればその年に払えばいいだけの話。そういうこと等の相談等はされたことないですか。

◎農林水産部長（松原清光君）

一括交付金の活用についてでございますが、先ほども述べたように、JA、宮古和牛改良組合と調整してということでもあります。議員ご指摘のですね、その一括交付金を活用して残りを農家が直接払うかどうか、そういうふうに払ってもらえば一番いいんですけども、それできない場合にやはりJAの肉用繁殖牛貸付事業、それを活用してもらったほうが一番いいのかなと思っております。それについては年齢制限、70歳以下というのがありますので、そういった担い手とか、そういった方々が活用しながら、そういった農家の軽減負担につながるような取り組みでできればという形で、一括交付金の活用についてもJAと宮古和牛改良組合と調整をしているところであります。

◎砂川辰夫君

ぜひですね、その助成を受ける上では、そういう交付の場合にはダブらないような補助金がですね、方法は幾らかあるかと思えます。ただ、できないんじゃないかと、できる方法をぜひね、見つけていただきたい。そういう方向づけをしていただきたい。できないというふうなことではなくて、いかにすればできるかという方法を探していただきたいというふうに思います。

もう時間がないんですが、もうそろそろ終わりますが、次にですね、担い手の進捗状況をお聞きしたかったんですが、これはもういいです。

次に、下地島空港の周辺用地の計画についてお伺いしたいと思います。どこかで聞いたことがあるんですが、商工ゾーンとか、それから観光ゾーン、それから農用地ゾーンの区分け等の計画があるかどうか、その進捗状況をお聞かせいただきたいと思えます。

◎企画政策部長（友利 克君）

下地島の一つのゾーニングについてでございます。沖縄県が策定をしております下地島土地利用基本計画がございます。これはことしの3月に改定をされてございまして、まず改定の内容につきましては、これまで観光リゾートゾーン、スポーツ・コミュニティーゾーン、国際都市活用ゾーンに分かれておりました。

これを一つにまとめまして、観光リゾート・コミュニティーゾーンとして統合をしております。そのほか農業的利用ゾーン、これは85ヘクタールです。あと、空港及び航空関連ゾーンというようなゾーニングがされております。その中で、農業的利用ゾーンにつきましては、これ市が県から買い上げております。その部分については、現在農林水産部のほうで土地改良事業を導入するというので進めているということでございます。また、観光リゾート・コミュニティーゾーンにつきましては、県が昨年度事業の公募をいたしまして、4つの事業、事業者を活用の候補者として選定をしております。その4つの事業者と今年度詳細にわたる詰め調整を行いまして、最終的に今年度内に実施事業者として決定をするという運びとなっているところでございます。

◎砂川辰夫君

農用地ゾーンも、これ85ヘクタールがその農用地ゾーンということですか。

(「はい」の声あり)

◎砂川辰夫君

整備事業等々がされるということでございますが、私がそれなぜお聞きしているかという、牛を飼う上でね、雨、それから冬場の粗飼料の確保というのはですね、かなり足りない。足らなくなってきました。特に冬は草が伸びないんで、オーストラリア産の草等を買って粗飼料として与えております。この金額がかなりの金額になりましてですね、やっぱり地元で賄う、地元の草はやっぱりいいわけですから、そういう防腐剤が入っているような外国産のそういう飼料等を与えるよりは、どうしても牧草地の確保、これをしていただきたいということでお伺いしたいんですが、草地の計画等はあるかとお聞きします。

(議員の声あり)

◎砂川辰夫君

農業ゾーンの中にされている。草地の計画があるかどうかです。

◎企画政策部長(友利 克君)

下地島農業ゾーンの整備計画についてお答えいたします。まず、今現在85ヘクタールの中で、61.6ヘクタールが地域の44名の方に賃貸をして、農業をしてもらっております。その中で、土地改良事業については県営事業で整備をするという形でもって地区面積85ヘクタールで計画しているのですが、農業予算の確保が今のところ厳しいということで、平成35年度の整備目標に向けて計画をしているところであります。今現在その地区の中の44名の方については、サトウキビ、葉たばこ、カボチャ等の耕作をしている中で、草地をしているの1件あります。ですから、その規模拡大をするという方についてはもう本人が取り組むという形になりますので、市のほうでそれを、草地の面積を確保することは難しいと思っております。

◎砂川辰夫君

難しいとは思いますが、でも規模拡大をしていく中でね、どうしてもこの草地の面積が必要不可欠だと思いますんで、その辺の募集等もですね、伊良部島出身、今伊良部島で在住している、飼育されているその農家にですね、働きかけて、その草地の拡大、これを20ヘクタールぐらいは確保できますから、そこを何とかしていただければ買いには来るわけですよ、つくってさえくれれば。宮古島からもですね、多良間からも仕入れているわけです。買いに行っているわけです。伊良部島なんて自分で車で行けばいいで

すから、その辺のこと等も話しながらですね、ぜひその伊良部島の方にはですね、話をさせていただきたいなどというふうに思います。よろしく申し上げます。

最後ですけれども、宮古島市山羊生産流通組合の設立運営状況について、設立後の今後に向けた取り組み、計画等についてお聞かせ願いたいものです。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮古島市山羊生産流通組合の設立運営状況についての質問であります。宮古島市の持続可能なヤギの振興と発展に寄与するために、ヤギ生産流通体制を構築するために設立いたしております。平成30年3月27日に宮古島市山羊生産流通組合の設立総会を開催いたし、去る6月7日のJAおきなわ山羊生産振興協議会へ加入したところであります。平成30年7月ごろに第1回の定期総会を開催いたし、事業計画においては飼養管理の技術の向上と生産流通及び地産地消体制の構築などを計画として実施してまいります。また、品種改良のため、大型ヤギの導入についても検討、協議してまいりたいと思っております。

◎砂川辰夫君

この品種はボア種でよろしいですか。この宮古島市山羊生産流通組合へ入ることによって、この補助金等々は活用できるようになります。わかりました。

このヤギ生産に関してはですね、これ宮古島市山羊生産流通組合等の設立に関しましては最近非常に生産農家というか、やりたいというふうな農家等も出てきてですね、私は実は経済工務委員会の研修でですね、視察に行っていました。仲村嘉則さんたちががされている糸数カプラファームですけども、高床式ですね、ヤギの施設をつくってですね、入ったらヤギのにおいはするんですけど、そんなに宮古島市のヤギをかぐようなにおいではないんです。少し和らいだにおいになります。そういうこと等を見てみるとですね、やっぱりうちはそのまま地べたに飼っておりますんで、やっぱりにおい等がすごい出ますんで、中にはそのにおいがいいという人等もいるんですが、それはそれでその高床式のヤギ小屋ですね、これ等の視察等もぜひともやっていただいでですね、これは自分でつくれるような、そういう簡単なという言い方あれなんですけども、そんなに金がかかるような、そういうヤギ小屋ではございません。下は廃材、廃棄されたモーターを利用してですね、ベルトを回してふん尿処理もされているというふうなことで、大変衛生的にもういいそういうファームでございましたので、その辺の視察等も予算を組んでいただいで、生産に寄与していただきたいというふうに思います。

最後になりました。これで私の質問を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これで砂川辰夫君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午前11時58分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎濱元雅浩君

6月定例会に当たり一般質問をさせていただきます濱元雅浩でございます。よろしく申し上げます。通告とは少し順不同になりますけれども、ぜひ簡潔に、また明快にお答えいただけることを期待しております。

それでは、早速ですが、進めていきたいと思っております。まずはですね、誘殺灯についてお伺いいたします。誘殺灯の現状の設置、また稼働状況、また今後の設置計画等があるのかということでお答えをいただきたいと思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

可動式誘殺灯は、さとうきび土壌害虫防除確立支援事業として平成18年度から実施されており、アオドウガネの活動が始まる5月から7月まで設置されております。事業がスタートした当時は約1,300基が設置され、アオドウガネの生育密度や被害状況に応じて設置して、効率的に防除してまいりました。設置に当たっては各地の原料員などに委託しておりますが、導入から12年が過ぎており、破損や基板等の不良により、今年度の設置は886基となっております。今後誘殺灯の絶対数が足りないことから、維持管理の面で修繕費の確保やまた誘殺灯の購入に向けての事業導入ができないか、県や糖業振興会にもお願いしているところであります。

◎濱元雅浩君

スタート時が1,300基でスタートして、12年という歳月の中で今886基ということですので。これはもちろん減っているので、これに関しては今調整をかけていくというような内容でよろしかったでしょうか。これの今後の設置の計画とか、ふやす部分に関してもスタート時の1,300基を目指して進んでいくのか、このあたりについてお答えいただきたいと思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

アオドウガネの発生については、前年度ごろから発生がふえつつあります。その要因の一つに、株出し栽培面積の増加により、圃場の耕うん作業が少なくなっていることから、アオドウガネの幼虫が増加していると思われます。また、誘殺灯の設置台数も少なくなっていることから、アオドウガネの発生が多くなっていると思われます。宮古地区の全域をカバーできる誘殺灯の設置台数は平成18年度のスタート時の約1,300程度が望ましいと思われますので、導入に向けても病害虫防除技術センターや関係機関と調整しながら取り組んでまいりたいと思っております。

◎濱元雅浩君

アオドウガネの発生もふえてきているということなので、できるだけ早目に対応して、これが異常発生とかにつながらないようにぜひご努力いただければというふうに思います。

続きまして、介護保険料金について少しお伺いをさせていただきます。宮古島市において平成30年から第7期がスタートしていると思っておりますが、県内の他市と比較しても宮古島市のこの介護保険料、これが少し高額であるということに対して、この高額な理由についてまずお聞かせいただきたいと思っております。

◎福祉部長（下地律子君）

介護保険の高額な理由についてでございます。介護保険制度では、給付費の50%を保険料で賄う仕組みとなっております。うち、40歳から64歳までの第2号保険料、65歳以上の第1号保険料から成ります。第

1号保険料と第2号保険料の割合は政令で定められており、第1期の平成12年度から平成14年度では第1号被保険者負担割合17%で、その後1期ごとに1%ずつ上昇し、第7期は23%となりました。保険料が上がる制度的な要因となっております。また、宮古島市の高齢者の実態といたしまして、要介護認定率が沖縄県平均17.1%に対し21.8%と県内保険者の中で最も高くなっております。さらに、要介護3から要介護5の占める割合が、沖縄県平均44.7%に対し46.4%と高くなっております。その要因といたしまして、介護サービスを受ける確率が高くなる後期高齢者、これは75歳以上ですね。が沖縄県平均50.6%に対して宮古島市は55.3%と高くなっており、要介護認定率が高く、なおかつ1人当たりの給付額も高くなっており、保険料が高い要因と考えております。

◎濱元雅浩君

利用額が高いということが、1人当たりの利用額が、もちろん人数もほかの沖縄県の平均に比べて高い、利用費が高いということが主な、主要ということであるのであれば、全国平均、沖縄県平均、宮古島市の平均ということで大体その利用額というのは出ていけば教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

利用額ということですが、平成29年12月までの在宅及び居住系での利用額、受給額でお答えしたいと思います。1人当たりの月額、宮古島市が16万8,265円、沖縄県が14万8,314円、全国が12万5,851円となっております。

◎濱元雅浩君

宮古島市で平均で16万8,265円、月平均ですということで、全国平均に比べて12万5,000円からですから、4万円ほどやはり高い。沖縄県の平均でも14万8,000円ということは2万円ほど高い。利用者平均の料金でこれだけ変わって人数も多いということが、宮古島市がほかの市に比べて高いというものの要因ということになっているということですね。サービスを利用できる環境がしっかりとあるというふうにも表現できるものではあるんですけども、ちょっとこの第7期の介護保険事業計画を経ていくと、このサービスの充実度とこの利用頻度と高齢者人口の推移という中でいくと今後これはどのように推移していくのか、このあたりについてお聞かせください。

◎福祉部長（下地律子君）

介護保険料の推移ということですが、一応平成29年度に先ほど議員がおっしゃいました第7期の介護保険の計画を策定いたしました。その時点での推計ということになりますが、平成37年の保険料は第7期の給付費と保険料の推計値をもとに推計した結果でございますが、その給付費を62億円と見込んでおります。第7期の策定値で国の見える化システムというものでですね、保険料推計値を出しておりますが、月額が基準額9,737円と推計されております。

◎濱元雅浩君

これから非常に大きなまた負担に、現状で基準額で月額7,150円、年間で8万5,800円、これが平成37年度、第9期となりますかね。には月額で9,737円、年間で11万6,844円、この平成37年度での負担額というのが、保険料のかなり大きくなっていくということにすごく非常に危機感を感じているというところであり、その中でも保険料に関しては、段階的に第1段階から第13段階まで設けられている。宮古島市の数字でいきますと、44%ぐらいは第1段階というところで今推移しているというふうに資料のほうには書

いてあります。第1段階でお話をさせていただいたとしても、4割の方がこれ負担をしているものなんですけれども、平成30年度の段階で月額4,576円、年間5万4,912円が平成37年度には月額6,232円、年間で7万4,784円の保険料の負担になるということになります。これ大幅にやはり上がるということになるんですけれども、ではこの平成37年度の段階でですね、この介護保険料の予測、基準値で9,737円、これを少しでも下げていくという対策というのはどのようなことが考えられますか。

◎福祉部長（下地律子君）

平成37年度の保険料を下げるための方法ということでございますが、平成30年度の保険料につきましてはその給付費を62億円と見込んで推計しております。保険料を下げるためには介護給付費を下げる対策が必要となってくるとも考えております。そのためには、一人でも多くの健康高齢者の育成が重要になってまいりますので、現在も実施しております通いの場事業での交流といきいき百歳体操での体力向上など、介護予防事業の充実が必要になってくると考えております。

◎濱元雅浩君

健康な高齢者ということで介護予防事業の充実ということをはかることで保険料の総額をまず小さくして、それを負担する人数で割れば安くなるというようなことになりませんか。ですので、今後やはりしっかりと健康な高齢者をどのように、健康な状態で生き生きと生活をしていただくところが非常に大事になってくるというふうに思いますが、今後はやはりとはいえ後期高齢者の数というのは今後もふえていくというようなイメージがあるんですけれども、そのあたりというのはこの平成37年見据えてね、どう人口の比率になっていって、それに対して負担がどのように変わってくるかということをお教えください。

◎福祉部長（下地律子君）

平成37年を見据えた対策ということでございますが、現在団塊の世代が高齢者の仲間入りとなりまして、高齢者人口が平成35年には1万5,431人と1万5,000人を超え、さらに団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には1万5,667人に増加すると見込まれております。団塊の世代が元気な前期高齢者の期間に健康長寿社会の実現に向けて取り組むことにより、介護給付費を下げるのが結果として保険料の引き下げにつながるものと考えております。

◎濱元雅浩君

この問題はかなりいろいろな難しい部分があって、しっかりとサービスを受けることで全体の負担額がふえていくということもありますし、もちろんその対象となる人口は今後やはりふえていくという中でどのように高齢者を見守っていくかというところで、これはもう本当に福祉部だけじゃなく、全市民で考えていって取り組んでいかなければならない課題だというふうに思っております。

少し先ほどの話に戻りますけれども、利用率が高いというのは、これがまたいいことなのかどうなのかというのは微妙に難しい判断にはなるとは思いますけれども、サービスの提供があるということはいいい傾向かなというふうにも考えられますが、このサービスの提供は利用者数全体に対してこれはやはり過度に多ければまたその負担というのがかかってくるのかなど。適正なやっぱりバランスというのが必要になってくるということも1つ考えられるんですけれども、現状はこの需要と供給のバランスといいますか、このあたりに関してはどうのような見解をお持ちですか。

◎福祉部長（下地律子君）

需要と供給のバランスというお話でございますが、こちらは先ほど議員ご指摘のとおりですね、もちろん適正な給付の、適正化に向けての事業をこれからも実施してまいりたいと考えております。そのほかに今後ですね、多職種による事例検討会、あと研修会に向けての、研修会等通じてですね、この介護事業所の指導とか質の向上に向けて取り組んでいきたいと考えております。

◎濱元雅浩君

私もまだこのあたりのしっかりとしたリサーチがまだできていない部分もありますけれども、これ平成37年とって先のことのように思えますが、どうせすぐ来るんで、私たちがそれを担っていくという流れなので、今後ともちょっと状況を見ながら都度、都度質問させていただきますが、これは本当に島ぐるみで考えていく課題としてみんなで検討を今後とも重ねていければなというふうに思っております。

それでは、続きまして、みなとまち宮古再生プロジェクトについてお伺いいたします。今月の、6月7日に発足したばかりのみなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会、これに対してですね、本定例会で早速588万6,000円の検討調査費の補正予算が計上されている。そういうところを見ましても、このプロジェクトに対する市当局の取り組みの本気度というのが非常に伝わってまいります。これに対して市民も議会においてもこのプロジェクトの重要性がまだ共有されていないようにも感じられております。そこでですね、まずはこの検討委員会の委員長に就任なされました市長からこのプロジェクトの意義と目的をしっかりとご答弁いただいて、それをお聞かせ願いたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

ここ数年間、平良港を取り巻く状況は著しく変化してきております。クルーズ船が多数訪れるようになり、3年前までは1桁台で寄港しておりましたけれども、ことしは約20回に上ろうという勢いであります。今後もさらに多くのクルーズ船の寄港が見込まれており、平良港はこれから国際クルーズ拠点として機能していくとともに、観光産業や本市経済の発展に寄与する役割を強化していくことが期待されているところです。現在平良港周辺のクルーズ船観光客の受け入れ環境は、十分とは言えない状況であります。多様な交通手段を提供する交通機能施設の整備を初めとして、観光客のニーズを満たし、かつ地元での消費拡大につながるような環境づくりに早急に取り組む必要があると考えております。

また、本プロジェクトでは、本市のさらなる発展に向けて機運が高まっているこの機会に乗じて、港だけでなく、背後市街地も含めた一体的なまちづくりに着手していきたいと考えております。既存の資源、そして現在使用されていない空き地などの施設も有効活用し、港周辺地域の再生も進めていく予定です。2020年の新しいバス供用開始まで2年を切っており、短期決戦でのプロジェクトの事項となりますけれども、観光客でなく、市民にとっても有益で魅力的なまちの形成、クルーズ振興と地域振興の同時実現に向けて行政も民間も一丸となって取り組みたいというふうに思っているところです。

◎濱元雅浩君

今のご答弁に観光地としての整備にも、何より市民にも有益なというお話がありました。そこにやはり重要性は非常に感じますし、できるだけ早く推し進めていっていただきたいと。

今後のまちづくりにとって重要な計画の策定につながる同プロジェクトの運営について、少し細かくこれからまた質問をしていきますが、まず初めにこの検討委員会、幹事会、作業会員と分かれているんです

けど、それぞれの役割と今後の開催スケジュール、また6つある作業部会の調査、検討内容を簡潔にお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

本委員会のですね、開催スケジュールといいますか、これ委員会と幹事会はありますけれども、基本的に委員会が上部組織といいますか、その下に幹事会、その下にまた作業部会というふうになりますけれども、委員会と幹事会はほとんど同時進行という形で行ってまいります。そのスケジュールでございますけれども、これからですね、年2回を想定しております、その下部組織である作業部会については計画づくりのため、課題解決方針を決定をすることで適宜必要な頻度で開催をしていきたいというふうに考えております。議員がおっしゃったようにですね、第1回の委員会は去る6月6日に開催されまして、第2回はですね、10月の予定をしております。

それと、調査内容、検討委員会の内容ということでございますけれども、まず委員会の検討内容は交通ターミナル機能の整備とですね、みなとまちづくりに向けた環境整備、それと官民連携で取り組むべきものについて検討していきたいというふうに考えております。

官民一体の港湾整備事業の内容でございますけれども、具体的にはですね、整備内容、その主体につきましてはですね、第2回の委員会ですっかりと検討していくということになっております。

◎濱元雅浩君

委員会、幹事会に関しては上部機関ということで、実働でこの議論を進めていくのは作業部会という理解でいいかというふうに思いますが、この今回のみなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会というものは、この検討委員会の前身となる宮古島クルーズ客船誘致・受入環境整備連絡協議会から発展的に組織されたというふうに設立總會のときにも私も伺いました。この前身となる協議会と今回の検討委員会の大きな違いとしては、同委員会の規約の第3条に事業として挙げられていたやはり5項目挙げられている点かというふうに思います。これに書かれているものを読むとやはり港湾整備事業、これに限らず、まちづくりや公共交通のあり方ということも含めた未来の島の姿を示すそのための取り組みというふうになっているのかなというふうに私は感じております。それでですね、この検討委員会は最終的にどのような成果物をもって委員会の運営に当たるのかということに関してはお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

まず、みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会の検討内容ですね、これは5つほどございまして、この1つ目は平良港の臨港地区の再開発に関する事、それと2つ目は市街地の再開発に関する事、それと3つ目はクルーズ客船の受け入れに関する事、それで4つ目は産業支援、起業者育成に関する事、5つ目がその他というふうになってございまして、それでこの事業内容をうたっておりますけれども、それではじゃ具体的にどうなっていくかというものをですね、この作業部会のほうですっかりと検討していくこととなります。例えば交通ターミナルの整備という一つの課題がございまして、これは2次交通に対する対応をしていきたいということを考えてございまして、その中では交通機能作業部会がしっかりと検討しながらその手法、手段、それと事業費ですね、その財源等々をいろいろ議論をして一つの方向性を出していくという形になっていきます。そういった形でですね、先ほど申し上げました事業の内容につきまして、それぞれの作業部会で細かいことをですね、提案をして、最後にはですね、一つのまちづくり

に向けた提案、報告書という形になると思いますけども、そういった形で市民の皆様方にお示ししていきたいというふうに思っております。

◎濱元雅浩君

非常におもしろい計画が上がってきて島の未来を明るくしてくれることを望んでおりますが、やはりそうなってくると作業部会のコンスタントな開催というのが望まれますので、これ前身となったクルーズ宮古島クルーズ客船誘致・受入環境整備連絡協議会のほうはランチミーティングも含めてかなりの回数が開催されて、それで民間と行政との意思疎通もしっかりととれたという流れで運営がされてきたと思いますので、ぜひともこの検討委員会においてもしっかりとコンスタントに開催をして、意思疎通をしっかりとすることで未来ある報告書ができ上がってくることをまずは望みます。

それで、今のお話の流れなどから聞くと、やはり平成32年4月の国際クルーズバースの供用開始、これに合わせるということがまずは目指すところかなというふうには感じておりますが、これでね、官民連携の港湾整備事業というふうにならうと、委員会の資料でも。そこでですね、この官民整備事業というのがどのような連携で整備を進めていくというふうな捉え方なのかということをお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

この官民連携という事業でございますけれども、これはですね、国土交通省が全国的にですね、国際クルーズ拠点港を整備していこうというプロジェクトの一環でございます。全国的にその港湾が7つ指定をされておりまして、沖縄県内においては平良港、それと本部港の2港が指定を受けてございます。具体的にこの内容としましては、まずクルーズ船社ですね、クルーズ船社が入って、入港してくるということで、それでクルーズ船社に対してですね、クルーズ専用バースを直轄事業と市が一緒になってですね、今14万トン級のバースを準備しております。それが2020年に完成をする予定でございます。完成をしたそのバースにですね、クルーズ船社が優先権を持って、年間何回という優先権を獲得しまして入港してくるという形になります。これが大体年間で150回程度を優先権として今我々は想定しているんですけども、その一つの民間が、官民連携が成立する内容としまして、クルーズ会社が公共に対してですね、投資するというのが一つの条件となっております。その投資というのは何かといいますと、これがターミナル施設を整備をしていくと。クルーズ民間会社がターミナル施設を整備していくという条件のもとでこの事業が進んでおりますので、今その内容をですね、クルーズ会社と港湾管理者、宮古島市ですけれども、それがしっかりと今協議を進めている最中ではございまして、2020年までにはですね、協議をしっかりと締結をして供用開始に臨みたいというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

今のご説明だと、そのバースの整備というものは国が主体として整備をしていく。そして、旅客ターミナルというと出入国のホールというか、待合所みたいなところとC I Qの設備があるものという理解でよろしいかと思いますが、これはクルーズ船の運航事業者、いわゆる民間の船会社がこの待合所とC I Qに関する建物をつくる、主体になると。そして、宮古島市はそこから発生する2次交通の交通ターミナルの整備を主体として行う。この3者が連携して事業を行って受け入れをしていくという理解でよろしいですか。

そこでですね、その上で1つお伺いしたいんですけども、例えばこの旅客ターミナルだったり、もち

ろん交通ターミナルというのは市がメインで整備をしていったり、市の状況の中で各事業者と話をしながら進めていくとは思いますが、その場所といわゆる交通ターミナルの場所と旅客ターミナルの場所というのが隣接していないと、非常にそこにまた別の移動の機能が必要になってくるというふうになると余り意味のない連携になってしまうということを考えると、この各種施設の建設場所の選定権というか、決定権というか、これは協議の上ではなると思うんですけども、最終的な決定権、選定権というのは民間事業者のほうが持つのか、市のほうが持つのか、国のほうが持つのか、このあたりというのはどのようになっていますか。

◎建設部長（下地康教君）

現在旅客ターミナルの建設予定地としましてはですね、我々港湾管理者としては第1埠頭と西仲船だまりの間の背後地ですね、そこが港湾関連用地というふうにして準備されているんですけども、その背後地につくっていただくという予定をしております。あわせてですね、それと隣接して交通ターミナル機能もそこで整備をしていくというふうに考えております。そういう条件で船会社とは協議を進めております。

◎濱元雅浩君

この案件に関して最後1点、ちょっとずれますけれども、もし答えられれば。このみなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会の中で、先ほどあったように港湾だけではなくて、幅広く島づくり、まちづくりに目を向けて、交通も含めた新しい島の形を描いていくというふうに私は感じておりますけれども、その中でいくとまた都市計画の部分で、用途地域の変更だったりとか伊良部地区の都市計画への編入を含めた議論もしなければそのまち全体の構想というのは出てこないと思うんですけども、もちろん決定というのは別の委員会での決定的にはなると思いますが、このあたりも踏まえた議論というのをこれから進めていくというふうなお考えかどうかということをお聞かせいただければと思います。

◎建設部長（下地康教君）

みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会の内容は、先ほども市長のほうがですね、しっかりと中身を説明をしていただいております。それで、やはりまちづくりでございますので、このまちづくりとも関連しますので、この作業部会の中にですね、交流拠点形成作業部会というのもございます。その中には都市計画課も入っておりますので、やはりこれから2020年にですね、14万トン級のクルーズ客船が入りますと、それこそ何十万人とことし、平成29年度もですね、30万人余りのそのクルーズに関するお客さんが入ってきておりますので、それぐらいの人間が港に入って港から出て行くという形になりますので、そういう意味ではその方々を背後で受けとめる市街地ですね、その将来に向けての計画もしていく必要があるというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

ぜひこの委員会での関連な議論の上で、しっかりとした計画を策定していただければというふうに思います。

これ余談になりますけれども、今月でしたか、6月10日でしたかな、無電柱化のセミナーというのが中央公民館で開催されまして、総合事務局のほうも宮古土木事務所、県のほう、そして建設部長もこのセミナーに参加をされておりました。今後のまちづくりのアイデアの一つとして、やはりこの無電柱化、電柱地中化ですね、このあたりもぜひいろいろと検討の中に入れて、災害にも強いまた景観もすばらしい島づ

くりというのにつなげていただければというふうに思っております。

それでは、次に移りたいと思います。続いてですね、これでいうと観光地、観光施設の整備及び管理運営についてというふうに通告をしてあります。1番目にですね、海岸管理条例の進捗状況についてというふうに挙げておりますが、これ昨日の平良和彦議員への答弁聞いておりました。私も挙げているので、どのような答弁するのかなと思って、前回の3月定例会の議事録を手にとりながらその答弁を聞いておりました。一言一句同じ答弁をされております。この感覚というのが非常にわからない。まずそれに対してどのようなお考えなのか、ちょっとずれますけれども、ぜひ聞きたいなと思いますので、お聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

昨日ですね、平良和彦議員のほうに海岸条例の進捗状況ということで質問をもらいました。答弁についてですね、平良和彦議員のほうからちょっと聞き取りがございましてですね、また去年3月にも出したんですけど、ことし、6月定例会にもまた出すよということをお聞きしまして、それじゃ市民に対して丁寧な説明がしたいなと思って、間違いのないような形で答弁したいなと思ってそれで答弁したところでありますので、それによろしくお願ひします。

◎濱元雅浩君

よくわかりません。3月も平良和彦議員が質問したんですよ。それに観光、当時局でしたかね。が答弁したと。6月、3カ月たって進捗状況どうですか。丁寧な説明はわかりますけれども、それがなぜ全く同じ答弁になるのかはわかりませんが、ちょっとそういうところはしっかりと対応していただきたいなと思っております。

私もこの海岸管理条例について少しいろんなディスカッションをしたいなと思って上げているんですけども、この答弁が全く同じということは3月の段階から何も進んでいないというふうな理解になってしまっているんですね。聞きたいことは幾つかあるんで、一応聞きますけれども、ちょっとしっかりと答えていただければとは思いますが、進んでいないものにどう答えられるかはよくわかりませんが、進めていきたいと思ひます。

海岸管理条例の制定を今目指しているというところでありまひす。まず単純なところからいくと、この海岸管理条例が制定された今4つぐらいの場所を、吉野、前浜、砂山、中之島ですかね、に対しての制定を目指しているというお話であったんですけども、この4つの海岸はこの管理条例が制定されることによって海水浴場としての指定になるというふうな理解でよろしいですか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

これからですね、来年の4月をめどにですね、海岸条例をつくって、これから各関係者と協議しながら決めていきたいなと思ひますので、よろしくお願ひします。

◎濱元雅浩君

そう答えられると何も言えないんですけども、ですから今宮古島に海水浴場というのがないという状態なんですよ。前浜に行くとき看板に「ここは海水浴場ではありません」と書いてあるぐらいなので、そこを言っているんですよ。この管理条例の制定によって、しっかりと市として管理をされた海水浴場というものを島の観光、また住民の方に提供するという前提でこの管理条例というのをお考えかという質問な

んですよね。まずそこをお聞かせ願いたいと。違うなら違うで。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

今の条例の施行に対しては、海岸管理条例に関しては、海水浴場の条例ではなくて、違法にいる業者の取り締まりをするために条例を行いたいと思います。

◎濱元雅浩君

せっかくそれで網かけをするので、私は海水浴場としての視点も含めて検討してもらうほうが安全性も、海水浴場としての指定をするということは、そこにやはりライフセーバーの配置とか、そのあたりも絡んでくる問題になってきます。安全性の責任の問題になってきますので、そのあたりも含めてせっかくのこの条例、前例としてあります恩納村の海岸管理条例等にはこのライフセーバーの配置等は載ってはいないんですけれども、現状の宮古島の状況を考えていくと、こういうものも先進的に入れ込んでいって海水浴場としての機能を充実させるということも一つの手かなというふうには思っております。先ほど言った恩納村の例では、浜辺での営業行為の禁止とか、このあたりに罰則規定も含めて載っております。これは宮古島でも必要なものだと思いますが、それに加えてライフセーバーの配置も含めた海水浴場としての指定なりというものもぜひつけ加えて検討していただきたいなというふうに思います。

そこで、1点聞きたいんですけれども、この恩納村の場合でも、浜辺での営業行為の禁止、決まった指定管理の方が決まった場所での営業に関しては、それは許可制で許可をしていく。しかし、それ以外の無許可の営業は厳しく罰していくという流れだと思います。これは、現状も宮古島においてそれが少し問題になっている部分をこの条例の制定で整理をしていこうということだと思うんですけれども、その際条例ができるということであれば、その営業をしている営業者を条例違反ということで警察署の協力を得て撤去や排除ということができるとか、その上で環境をしっかりと守って環境整備をしていくということまでしっかり目指した条例制定になるのか、このあたりのお考えをお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

この条例に関して各機関と海上保安庁、県のほうとですね、ご協議をしながらこういった条例をつくってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎濱元雅浩君

議論がこれからということになるということと理解をしますので、じゃこれは、このあたりのことは提案という形で、ぜひ検討する際には思い出していただいて、そのあたりも検討材料に入れていただければと思います。あと、早急にこれを動かさないと予定間に合わなくなります。そこもしっかりと運営をしていただきたいというふうに思います。

ちょっとここで時間をとり過ぎてしまったので、あと観光地について、ドローンの飛行制限というのは、今宮古島にはあるのかないのかというところをどなたかお聞かせください。

◎建設部長（下地康教君）

ドローンの飛行の制限についてお答えいたします。

国土交通省航空局のガイドラインによりますと、無人航空機、これドローンでございますけれども、の飛行につきましては、空港周辺の上空、人口集中地区の上空、地表または水面から150メートル以上の高さの空域においては飛行をさせてはならないというふうになっておりますが、国土交通省へ申請をし、許可

を受けた場合は飛行可能という形になります。その他の空域につきましては飛行可能ではありますが、飛行方法としまして、日中に飛行させること、それと目視範囲内であること、第三者または車両物件との間の距離を30メートル以上保って飛行させることというふうになっています。それ以外の飛行方法につきましては国土交通省の承認が必要ということで、国土交通大臣の飛行の許可を得る必要があります。この場合は、ホームページから申請書をダウンロードさせて、飛行する10日前までに地方航空局または各空港事務所に申請書を提出するという形になります。

◎濱元雅浩君

この質問をしたのはですね、観光で来られた方が砂浜でドローンで、砂浜からびゅんとかやって撮影したものをSNSで投稿するというのができたらおもしろいねという話があったので、その方が宮古島ではドローンは飛ばしていいんですかということだったので、今の話からするとこれをね、新しい観光のアクティビティとしてひとつ取り組んで、自分で操作もできるし、撮影をしたものをSNSを使って上げるとか、そういうことが海岸なりでできるとおもしろい、発信力も高いというふうに感じたところでの質問でありました。今のお話だと現状はそんなに厳しいわけではないということなのかな。だから、今ビーチとかでも運用に関しては厳しい規制はないというふうな理解なのか、この辺もう一度ごめんなさい。

◎建設部長（下地康教君）

基本的には、空港の周辺はまずいということですね。それはご理解していただきたいと思います。それと、人口集中地区、都市計画区域の用途地域が指定されているところであつたりとかします。それに関しては、150メートル以上の区域に関しては飛行はしてはならないということですね。飛行をする場合はですね、まず空港課のほうにご相談をさせていただいて、それを説明の中でしっかりと許可を取っていただきたいというふうに思います。

◎濱元雅浩君

この映像というのは発信力すごくありますし、拡散力もあるSNSで広がっていくというのは、今後宮古島への観光客をふやす手段の一つかなというふうに思いますんで、このあたりも検討、いろいろな方とお話をして進めていければなというふうに思っております。

時間もない中なので、観光地の有料化についてとか、ジオパーク、ジオツーリズム等についてはまた改めて質問させていただきたいと思いますが、観光施設等の整備や管理にはやはり費用がかかるというのはもう大前提でありますので、このジオパークやジオツーリズム、グリーン・ツーリズムも含めて、文化の散策も含めて、やはりガイド育成とか、そのあたりにも費用がかかってくる部分ではあります。そのあたりを私としては今後は観光地の有料化も含めていろいろな収入源、それに充てる財源を捻出していくという方向性もぜひ考えていただきたいなというふうには感じております。例えば植物園をしっかりと整備して、無料のゾーンと有料のゾーン、またそこに植物ガイドがつけばまたプラスオンで費用がかかるとかというやり方というのは、世界的に見ても通例となっていると思いますので、そのあたりも含めていろいろな観光地の整備費用、管理費用を捻出する方法も今後いろいろと検討していただきたいし、いろんなディスカッションを今後も進めていければなというふうに思っております。

残り10分ほどでありますので、バイオエタノール製造施設について少しやりましょうか。これは午前中にも上地廣敏議員からも質問があったというふうに思います。そのときにバイオエタノール製造施設活用

検討委員会へ予算づけがされているというお話があって、これは必要な際に開催するというふうに答弁をされておりましたが、きのうの栗国恒広議員への答弁のときでしたかね、昨日は今この利活用の検討を日本アルコール産業株式会社が主体となって行っている、利活用を検討しているというご答弁があったんですけども、この検討委員会ではなく、現状は日本アルコール産業株式会社のほうがやられているということなのか、この辺の内容を少しお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

日本アルコール産業株式会社に現在指定管理をしているところでございます。エタノールの製造、それから液肥の製造というものについては終了という形になっておりますけれども、現在指定管理期間中であるということで日本アルコール産業株式会社が新たな活用を検討させてくれということで主体的に進めているところでございます。ただ、もちろん日本アルコール産業株式会社もそうですけれども、市に対してもですね、活用をできないかというような事業者もございますので、それはそれでですね、市でもって日本アルコール産業株式会社と連携を図りながらいろいろと調整はしているという状況でございます。ただ、なかなかですね、具体的な利活用までには至っていないという状況でございます。

◎濱元雅浩君

わかりました。

それで、その日本アルコール産業株式会社とかの指定管理の契約について少しお伺いしたいんですけども、これたしか昨年ですか、平成29年度に3年の契約で指定管理ということになったと思います。しかし、これきのうやきょうのお話、ご答弁の中でもありますけれども、市との協力でこのバイオエタノールの製造をしていくというのが全体としてあって結ばれた指定管理の契約になっていると思うんですけども、それが今年度になってこの一括交付金を使った市の協力が得られないというのがこの契約期間中にそういう契約の変更に近いものが起こったということを指定管理をされている日本アルコール産業株式会社というのはどのように捉えているか、その流れの中でこの3年間の指定管理契約というのはどのようにしているのかということをお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

平成31年度までの指定管理の契約になっております。協定書の中にはですね、3年の期間の間にも状況によっては指定管理の協定契約を終了することができるという内容にはなっております。ただ、その辺についてはですね、日本アルコール産業株式会社もよく承知しておるところではございますけれども、期間中であればですね、ぜひ新たな活用を検討させてくれということでありますので、現在はその日本アルコール産業株式会社の意向を重視しているということでございます。ちなみに現在エタノール製造施設には3名の社員、職員がおります。その職員、社員の給与関係については、日本アルコール産業株式会社が一切面倒を見ているという状況でございます。

◎濱元雅浩君

これは日本アルコール産業株式会社も理解をして今運営をしているということで、このバイオエタノール製造施設ですね、これ1府5省、内閣府、経済産業省、農林水産省、環境省、国土交通省、法務省の連携事業としてスタートした事業だと思います。大体20億円余りの費用で整備をした施設であります。

まずは2点、これを利活用ということで別の目的、いわゆるバイオエタノール製造以外に、そのときは

E3、E10の流れだったと思うんですけども、それ以外に別な用途で利活用するということに対してこの1府5省の連携事業との兼ね合いとかそういうのが出てくるものなのか。これはでもたしか無償で譲り受けを市のほうがしているんで、そのときに切れているのかというあたりを少し聞かせていただきたいのと、20億円余りで整備したので、例えば解体とかになった場合、どのぐらいの費用が発生をして、その場合はやはりこれは市が単独で持つということなのか、このあたりお聞かせください。

◎企画政策部長（友利 克君）

施設の設置目的と今後の新たな利活用の際のずれといいますかね、変更がある場合のということでございますけども、基本的にはあの施設は日本アルコール産業株式会社が事業を実施する前、3年間は新しい別の事業です、3年間実証事業をやっていました。その時点であの実証施設としての目的、役割は終了しております。それを議員ご指摘のように、20億円もかけた施設、かかった施設であるということ、非常にもったいない。なおかつ、やはり宮古島市の最大の特色でありますサトウキビを活用した、利用した新しいエネルギーの生産が可能だと。宮古島ならではの資源循環型のエコアイランドが推進できるということで、宮古島市としてもぜひあの施設は生かすべきだということでここまで至っているわけでございます。

戻りますけども、そういう意味では一つの事業、あの施設を整備する目的の達成は当初の3年間で終わっておりますので、新たな活用、別の活用でもそういう補助金の目的に反するという事はないかというふうに考えております。ただ、やはりあの施設はですね、エタノールの製造施設として、あるいはまた副産物の液肥の製造施設として活用するというのが基本的な考え方ではなかろうかというふうに思っております。

解体費についてはですね、実は今見積もりといいますかね、それをお願いしたばかりではございますけども、なかなか島内の業者だけでは見積もりができるという状況にはないというふうに聞いております。20億円かかった施設でございますので、それなりの費用は見込まれるのではないかとこのように思っております。

◎濱元雅浩君

せっかくの施設なのでね、ぜひとも利活用していただきたいなというふうには思います。それはなぜかという、特にこの事業がスタートしたあたりは、今宮古島がエコアイランドと言っているものの一部の中にやはりこの低炭素社会、いわゆる環境モデル都市の認定を受けたこの中に、そのメイン事業としてこのバイオエタノールというのは入ってきていた事業であります。それに加えてあの資料を見ていくと、メガソーラーにしてもいろいろなその当時動いていたものがこの環境モデル都市の認定の材料になっていたのかなというふうには思うんですけども、現状としてこれがほとんど機能していない部分がふえてきていると。となってくると、今度はこの環境モデル都市の認定というものがどのようになるかというのも考えていかなければいけなくなってしまうのかなというふうに思うので、ぜひ稼働はさせていただきたいなと思うんですけども、そこで1点だけ。その当時つくった、そのときは低炭素社会の実現ということでCO₂排出量の削減という目標をたしか掲げていたと思います。その基準年度が、2020年も数値ありましたっけ。2030年でしたっけ。

（「30年」の声あり）

◎濱元雅浩君

30年でしたっけ。30年、50年ですよ。これに対してこのバイオエタノールの製造がとまる、E3がなくなっているというあたりで、この掲げた目標を現状どのように推移しているかということをお聞きしたいと思いますが。

◎企画政策部長（友利 克君）

環境モデル都市計画の大きな柱でございました、バイオエタノール製造についてはですね。運用についても。これが製造しないという状況で、柱がなくなるということは大変痛手には思っております。環境モデル都市の行動計画につきましては5年スパンで見直しをしております、今年度がこの見直しの年に当たります。宮古島市環境モデル都市行動計画を取り巻く環境としましては、国も制度10年を迎えて、また新しいですね、枠組み位置づけですね。新しい位置づけでもってその環境モデル都市の行動計画というものをつまえていこうというような動きがありますので、それをにらみながら計画を今年度見直していきたいというふうに考えております。

◎濱元雅浩君

世界的には、もう低炭素という流れから脱炭素という流れも生まれてきております。エコアイランドである宮古島、また環境モデル都市として注目を集め、多くの方が来島されたこともありますので、世界基準というか、もう日本の中でも最先端をいくような、そんなような取り組みにつながっていただければというふうに応援をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

これで濱元雅浩の一般質問を終わりたいと思っております。

◎議長（佐久本洋介君）

これで濱元雅浩君の質問は終了しました。

◎高吉幸光君

公明党の高吉幸光でございます。本日アンカーということで、非常に眠い時間帯だとは思いますが、質問に入る前にですね、先日18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震で被災された方、また亡くなられた方に対して、お見舞いと哀悼の意を表します。

それでは、質問をさせていただきます。よろしくお願いたします。トライアスロンについてですけれども、第34回全日本トライアスロン宮古島大会、完走率80.8%で成功裏に終わりました。今回非常に特徴的だったのは、スイムコースが周回コースになったということで、これに対して選手あたりからの評価というのはどうだったのか、こちらについてお聞かせください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

スイムコースが周回コースになった、選手の評価はということでもあります。今回、第34回全日本トライアスロン宮古島大会は、これまでスイム3キロメートルを1周回するコースから1.5キロメートルを2周回するコースに変更しました。初めての試みでありましたが、今回折り返し地点で一旦砂浜に上がれることで精神的にも楽になり、体力の消耗を軽減され、ペース配分などコース途中で調整できるのではないかと思います。大会終了後のアンケートでも、いい評価をいただいております。また、コース全体がスタート地点から目視で確認できることで選手に安心感を与えただけではなく、応援する観衆の皆様からもよい評価をいただいております。今回のコースの変更については、医療、救護の面でも大きな事故もなく、選

手を含め大会関係者からも高い評価をいただいております。改善すべき点もありますが、おおむねいい評価だったと考えております。

◎高吉幸光君

全体として私が聞いた中でも、本当にいい評価だったというふうに思っております。私自身も写真を撮影する係でございましたので、砂浜のほうから結構望遠であれば撮れたということで、非常にいい変更だったのかなというふうに思っております。

2番目のほうに移ります。特にこっちは選手の皆さんから非常に残念な声やっぱり上がってきていたものなんですけれども、開会式での巨大ケーキが、あれがことしはないんですかという質問を多くの方に聞かれまして、あれをね、本当に楽しみにしている方が意外と多いんだなというのを今回改めてわかったんですけれども、これの復活はできないかどうか、これについてお答えください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

開会式での巨大ケーキがなかった、残念ですという選手の声が多かったということでお答えします。

今回のワイドパーティーでは、残念ながら巨大ケーキの作成を引き受けていただける業者がいませんでした。複数の業者へ依頼いたしましたが、巨大ケーキを用意するには、作成期間、場所、調理器具、保存、運搬等のさまざまな課題をクリアする必要があること、業者によっては店の営業に支障が出るなどの諸事情で制作が厳しい状況になっております。しかし、ワイドパーティーの名物でもあった巨大ケーキの復活を希望する声があるということですので、再度事業者へ要望したいと考えております。

◎高吉幸光君

こちらに関してはもう本当に残念な声ということで結構伺いましたので、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

2番目の宮古島市山羊生産流通組合について、視察に行った経済工務委員会のメンバーからも幾つか質問が上がっているというふうに思いますけれども、本年3月27日に組合が設立され、宮古島市には約600頭のヤギが飼育されているということでもございました。ほかの方の質問の中でもありましたけれども、南城市のほうの糸数カプラファームというところへ視察をしてみましたが、湿気を嫌うヤギのために高床式にしておりまして、下部のほうは上からふんが落ちようになっておりまして、ハウスの巻き揚げ機を横に寝かしたような形で、そこにふんが落ちるようになっております。これをぐるぐる巻いていくと最後のほうに落ちてくるということで、これ集めて袋詰めをして、堆肥として売っているというふうな形でありました。こういうふうな形で全部きちんと生産ができていると。現在は160頭の飼育をしていて、年間200頭の出荷を目指すということでやっております。その中で飼育されている品種も、在来種、ボア種、ヌビアン種と3種類ございました。大きな雌ヤギがいて、これ120キロぐらいあるということで、これぐらいあると本当に精肉としても十分やっていけるのかなというふうな感想を受けました。

①ですけれども、生産農家の先進地視察やブランド化としての取り組みをどうつくっていくのか、これの行政側の支援について教えてください。

◎農林水産部長（松原清光君）

宮古島市山羊生産流通組合は、平成30年7月ごろに第1回の定期総会を開催したいと思っております。事業計画では、飼育管理の技術の向上、生産流通及び地産地消体制の構築などを計画として実施してまい

ります。また、去る6月7日のJAおきなわ山羊生産振興協議会へ加入したところであります。加入することにより、県の事業が導入できることとなります。宮古島市山羊生産流通組合では、地区の実態調査を実施し、それを踏まえて品種改良のための大型ヤギの導入やヤギ舎整備等も実施してまいります。ブランド化に向けてはこれからの大きな課題でありますので、県やJA、組合と協議して進めてまいります。また、生産地視察についても、農家生産者の生産意欲に係ることから積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

◎高吉幸光君

また、その糸数カプラファームだけではなくて、宮古島出身者がやっているはごろも牧場とか、いろんなところが沖縄本島にはございますので、そういったところに行行政のほうも、またこの組合の方も含めてぜひ先進地視察を行って、いいところをしっかりと取り入れていただきたいなというふうに思っております。

また、このブランド化に向けてなんですけれども、やはり雄ヤギと雌ヤギをしっかりと分けて系統立てた形を本当つくっていかないと、牛のような形でつくっていったほうがよいのかなというふうに思っております。その中でこの糸数カプラファームのほうはですね、精肉だけではなくて、ヤギのミルクやチーズの展開、あとはふれあい牧場とか、そういったものも、あとは農家レストランですね、こういった形で全体として6次産業化も進めながらちゃんとお金が生まれるような仕組みをつくっていきたいということで今やっております。大体が準備中ではあったんですけども、ミルクに関しては希望があれば出しているというような形で行っていました。こういったところは、特に農家レストランとか、こういったものの展開は多分県のほうにメニューがあるかなというふうに思いますので、こういったものを先ほど県のほうといろいろ調整なり、メニューがあるというふうなお話でありましたけれども、ヤギに関しての専門のそういったメニューはあるかどうか、それについて伺います。

(「ちょっと休憩」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午後2時52分)

再開します。

(再開＝午後2時53分)

◎農林水産部長(松原清光君)

まず、事業導入については、JAおきなわ山羊生産振興協議会への加入が必要という形であることから、今回加入したところであります。そういうのを踏まえてですね、その事業の導入については、ヤギ舎の整備だとか大型ヤギの導入、そこら辺が図られると思っております。それにあわせて6次産業化の取り組み等もありますので、そういったのが補助メニューとしてできるかどうか、そこら辺の検討も含めて進めていきたいと思っております。

◎高吉幸光君

また、その視察先でもいろいろとお話を伺った中で、やはりちょっと今大変だというふうに言っているのは、3番のヤギ専門の獣医がいないということで、今は薬に関しては牛の薬を流用してやっています

というふうなお話でございました。沖縄県全体としてもこの辺は県のほうにしっかり働きかけて、そのヤギに特化した獣医、またそれに関する薬とか、そういったものも導入していかないといけないかなというふうに思っているんですけども、その中でいうと千葉とかあいつたふれあい牧場、あの辺なんか羊が多いんですけども、また北海道ですとかね、こういったところには近接種である羊とかの獣医もいるかと思しますので、技術交流をすべきだとか、そういうふうな形も本当に進めていかないと、ヤギ特有の病気があったりとか、そういった場合に非常に大変なことになるのかなというふうに思しますので、そういったサポート体制は、これは行政のほうでしかできないというふうに思しますので、こちらのサポートについてのお考えをよろしく願いいたします。

◎農林水産部長（松原清光君）

現状の診療については、開業医が診療を実施しているところであります。ウイルスや細菌等の検査は宮古家畜保健衛生所で検査を行い、薬の処方についても指導をしているところであります。しかし、宮古ヤギブランド化を推進していく中で専門医を必要としますので、今後県と協議してまいりたいと思っております。

◎高吉幸光君

本当にスタートが大事だというふうに思います。現状としまして、石垣のほうでもヤギ専門の食堂が今閉めていたりとか、沖縄本島でも本当にヤギ肉が足りないというような状況でありますから、スタートでしっかりと進めていければまた一大産業になるのかなというふうに思っておりますので、ぜひ農林水産部のほうには頑張ってくださいませよう、よろしく願いいたします。

続きまして、3番、消防行政についてでございますけども、消防行政というよりは消防団のほうからの要望を伺いましたので、こちらのほうを質問させていただきます。宮古島市の消防団が、例えば災害出動時に帽子で今活動しているのが現状であるというふうなお話を伺いました。危険なので、例えば台風災害時とか物が飛んでくる中で、ヘルメットが欲しいなということで要望として相談を受けましたけれども、こっち全員分は無理だとしても団員の安全確保のために整備ができないかどうか。特に伊良部島とかは台風時には橋が封鎖されますので、そこで本当に活動する消防団の安全を守るためにこの辺を整備していただきたいという要望がございました。こちらについて答弁をよろしく願いいたします。

◎消防長（来間 克君）

消防隊員のヘルメット整備についてでございます。まず、平成30年4月1日現在、消防団員の人数ですね、162名となっております。主な活動といたしましては、池間島及び城辺詰所管内における災害対応のほか、台風接近時における警戒活動、不発弾処理に伴う交通規制及び各種訓練の対応を行っております。ヘルメットの整備状況でございますけども、池間島及び城辺詰所において各6個整備されております。そして、災害対応や訓練時の対応分として消防本部に23個、計35個の整備は現在行っております。しかしながら、消防団員の活動における安全管理の観点からも、消防団員全員に支給する、貸与することが必要と考えることから、平成30年度においては沖縄県市町村総合事務組合の助成事業を活用するとともに、次年度以降についても年次計画、購入計画ですね、も通じて関係部局等全員に貸与するよう調整してまいりたいと思っております。

◎高吉幸光君

やはりそういった災害時にね、最前線のほうでいろいろと活動をしていただける消防団員ですので、ぜひ安心、安全のためにもよろしく願いいたします。

続いて、2番目のほうです。小中学校等へのAEDの整備は進みつつあります。また、幼稚園は小学校と併設をしているところが多いと思いますから、この辺の中のほうまで入っているかどうかもしくはまた保育園、これ認可外も含むこういったところの整備状況についてぜひ教えてください。よろしく願いいたします。

◎福祉部長（下地律子君）

各幼稚園と保育園のAEDの設置状況でございます。本市の公立幼稚園におきましてはAEDは設置されていない状況ですが、合同で使用するという目的で隣接する小学校に設置されており、緊急時には対応できると考えております。また、保育園につきましては、法人保育園、こども園では4園が設置されているとのことですが、公立保育施設、小規模保育施設、家庭的保育施設、認可外保育園については設置されていない状況となっております。

◎高吉幸光君

本当に小さい子というのは、なかなか急に体調崩したりというのがあったりしますので、この辺も順次整備をしていただきたいなというのとともですね、小学校、中学校の教諭、あとは幼稚園教諭、あとは保育園の保育士等のね、やっぱりこのAEDの使い方も含めた講習がぜひ必要かなというふうに思っております。こちらについては消防のほうではしっかりと取り組んでいただいているというふうに思いますけれども、こういったときには申し込みをしたらすぐできるものか、その辺についてご答弁お願いいたします。

◎消防長（来間 克君）

AEDを使った講習会ですね、これについては毎月2度の一般公募による募集を行って、消防本部において講習会は実施しております。それとですね、今保育所など、学校など、各福祉事業所からの申し込みについては、出前講座という形ですね、応急手当で指導員が配置されておりますので、指導員によって対応しているということでございますので、広くまた保育所の皆さんも申し込みを行ってですね、AEDの使い方について熟知してほしいと思っております。

◎高吉幸光君

備えあれば憂いなしですから、しっかりとこの辺についても行政のほうもバックアップをしていただいて、みんなが使えるようになれば救える命もあると思いますので、よろしく願いいたします。

それではですね、その講習なんですけれども、私も東京都にいたときに消防の救急救命の講習を受けたことがあります。1年間限定のこういったパスが発行されておりました。こういったものは宮古島の中では講習を受けたときに発行されるのかどうか、それについてお答えください。

◎消防長（来間 克君）

救急講習会を受講して修了しますと、消防長の名前による講習の修了書が発行をされております。その期限については、そういう何年有効だということはまずありません。しかしながら、このパスが、また修了書がですね、他市町村に行くとそれが使えるかということは、そこはちょっと他の消防本部と調整する必要があるんですけど、その期間としては限定はありません。

◎高吉幸光君

ほかの地域では使えないというのは東京都もそうでありましたので、この辺については余り心配はしていないんですけど、やはり五、六年前と今とは大分違っていたりしますし、忘れてたりもしますから、そのたんに何かパスがあればいいかなというふうに思いますので、ぜひこの辺はご検討ください。よろしくお願いいたします。

続きまして、宮古馬の保存についてでございます。宮古馬の保存についてはですね、2015年、これ平成27年ですけども、そちらのほうでも質問として取り上げさせていただきました。その中で答弁でいただいたのは、総頭数50頭を目標として活動をしてきました、目標を達成しつつあるという中で、しかしながら種の保存を考えると雄の頭数は5頭ないし6頭が理想であるということから、この中で飼育頭数の調整をするために選別をしていくと、これをとりもなおさず指定を外していくというふうなお話、答弁をいただいて、そこから漏れたものについては、選別の上、希望する者に払い下げるというふうなお話が、答弁をいただいております。

また、こういった現状の中で、非常に飼育をしている現場のほうからは窮状の声が上がっておりまして、昨年の12月の県議会で亀濱玲子県議会議員が窮状について質問をしております。県が指定した天然記念物、預かっている皆さんが悲鳴を上げていると訴え、どういう状況にあるか聞き取り調査の実施を求めています。それに対して県の平敷昭人ですか、教育長は「宮古馬を適切に保存していくには、委託している飼育者や保存会と県教育委員会との連携が重要になる。現地に出向いて聞き取り調査などを進め、保存に向けた情報収集に努めたいというふうに答弁をされております。

これを受けまして、宮古島市からだけではなく、やっぱり沖縄県からも宮古馬保存のための補助金を出すというふうなのが必要かなというふうに考えるんですけども、現状宮古馬に係る補助金、その辺のものはどういったものがメニューがあって、どのぐらい入っているか、これについてお聞かせください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

これまで沖縄県指定天然記念物宮古馬については、宮古島市農林水産部の畜産課において頭数を確保することを主な目的として保存が行われてきましたが、その目標頭数50頭を迎えて、今後は沖縄県指定天然記念物として教育委員会の文化財係での保存が望ましいということが宮古馬保存会会議で審議され、平成30年4月1日から事務局が生涯学習振興課文化財係に事務移管されております。

議員ご質問の沖縄県からの宮古馬への補助金交付については、補助金要領に合うメニューがないということで補助金交付はできないとの回答をもらっております。しかしながら、県としてもまず現状を明確にしていく必要があると考えておりますので、今後市としても宮古馬の現状や課題、今後の活用計画などを明確に県に提示しながら活用できる県の補助メニューがないか調整していきたいと考えております。

なお、現在市として宮古馬保存会への補助金は314万8,000円となっております。内訳は、1歳以上の餌代として264万円、6カ月以上の1歳未満の餌代3万6,000円、子馬生産奨励金30万円、そして宮古馬保存会事務費として17万2,000円を補助しております。また、日本馬事協会から助成金として225万円が直接宮古馬保存会へ助成されております。

なお、宮古馬選定については、現在のところ宮古馬から外された馬はおりません。

◎高吉幸光君

この助成金のものに関しては、昨年の12月定例会に島尻誠議員に対しても答弁をしております。この中で、本当に今1頭当たりにつき2万円ぐらい餌代がかかっているというような状況の中で、大体これから計算しますと1頭当たり7,000円から8,000円ぐらいだと思います。なかなかやっぱり今の現状としては宮古馬自体からお金が発生するというは余りないので、本当にこの辺が寄附金を募りながら保存に向けて動いているような状況かなというふうに判断をしていますけれども、特に与那国馬の場合には放牧をして半分野生みたいな形になっているということで、その意味では餌代が宮古馬よりもかからないのかなというふうに伺っております。

払い下げ事例はあるかと本当聞きたかったの、今ないということできっきお答えいただきましたので、払い下げ事例がまだ発生していないということなんですけれども、払い下げが起こった場合にはそういった助成金なり補助金というのは対象外になるということによろしいでしょうか、これについてお答えください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

宮古馬の登録されたものについてだけが補助の対象となります。

◎高吉幸光君

そういうふうになると払い下げを受け入れる方がなかなかいらっしやらないのかなというふうに思うんですけども、これで②のほうですね、今後整備を予定している県営公園、こういったところで宮古馬の放牧スペースを設けて、例えば選定から外された馬などもそこに放牧をできないかとか、下地島の農業的利用ゾーンとか、あの辺のまた観光ゾーンとか、そういったところで放牧ができないかとか、そういったものいろいろ考えるんですけども、宮古島市として何かそのような放牧地をつくるというふうなお考えはございませんか。これについてお答えください。

◎建設部長（下地康教君）

沖縄県はですね、平成29年2月にですね、宮古広域公園基本計画を策定をしております。その中の観光・レクリエーションゾーンの施設配置計画におきまして、天然記念物である宮古馬と触れ合う場として宮古馬牧場を位置づけております。この県営公園の場所ですけれども、これは前浜ビーチですね。前浜ビーチの背後地ですね、そこに県営公園をつくろうという計画をしております。

◎高吉幸光君

放牧地の予定があるということでありましてけれども、これ放牧するだけだとやっぱりお金が発生しないなというふうに思っております。保存にはやっぱりお金もしっかり必要になりますので、そう思っているんなアイデアはないかどうか、ちょっと考えあぐねているところにきょう「レキオ」が新聞に入っております、その表紙が馬だったんで、もしかして宮古馬かなと見ましたところ、八重瀬町外間のほうにですね、琉球ホースクラブというのがございます。こちらに12頭の馬が飼育をされているんですけども、そのうちの3頭が宮古馬を飼っているということでございます。飼育のきっかけは、宮古島出身の琉球ホースクラブの経営者、根間康夫さんが幼いころ目にしていた宮古馬を守り、触れ合える場所をつくりたいということで、本来は宮古馬移動が厳しいということではあるんですけども、2年間かけて実現をして、今3頭が飼われております。こういうふうな乗馬ができるようなスペースとかね、そういうふうな調教ができないかどうかこの辺もしっかり考えて、その乗馬によって少しお金が発生すれば餌代とかそういった

ものもできるのかなというふうに思うんですけども、この辺についてちょっと今さっき思いついたようなものなんですけれども、お答えできるようであればお答えください。

(「ちょっと休憩お願いします」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午後3時14分)

再開します。

(再開＝午後3時16分)

◎教育長(宮國 博君)

宮古馬保存につきましては、これは私どもの場合にはいわゆる天然記念物としての保存を目的とする管理でございます。今、高吉幸光議員がおっしゃっているのは、この宮古馬を利用した経済的活動ですよ、ある意味。そうしますと、これは私どもの範疇を超えた部分でございますので、当面私たちは50頭を目標に登録をしたいということなんですから、その50頭を超えた部分においてはどうぞいずれかの機関です、お金もうけに使ったり、あるいは愛玩として使ったりですね、いろいろ工夫をして有効に使っていただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

(「ちょっと休憩して」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午後3時16分)

再開します。

(再開＝午後3時17分)

◎高吉幸光君

休憩中でありましたけれども、市長の言う馬車というのは非常におもしろいなど。私も子供のころ、市内をまだやっぱり馬車が回っていたりしておりました。落とし物もいっぱいございましたけれどもね、運動会の時期になったらそれを探しながら歩いたということもございました。本当に保存はお金がかかることなんですけれども、また本当にその辺に関して非常に皆さん苦勞をしているなどということ、やっぱり宮古全体として観光資源でもありますから、いろいろアイデアを出して保存をね、しっかりしていきたいなどというふうに思っておりますので、当局の皆さんもぜひいろいろアイデアを出していただいて、よろしく願いをいたします。

続いてですね、5番目です。高齢者の居場所づくりということで質問させていただきます。下地信広議員が健康長寿日本一を目指すというふうにおっしゃっておりました。やっぱりその中ではやはり健康寿命というのが大事になってくるかというふうに思います。神屋地区のほうでNPO法人を営む方から、平一学区、北学区、また南学区も含めた本当に中心地のほうには、公民館と地域住民が日常的に利用できる集会所がほとんどないということ非常に苦勞をされているというふうにお伺いしております。そのために民間のほうの部屋を借りまして、その中で運営をしていると。この中に特に介護保険の制度が変わってちょっと大変になっているなどというふうなことでこの間相談を受けまして、質問要請書というのが調いまし

たので、こういった中から全部は質問できないんですけれども、その中から抜粋しながら質問をさせていただきたいというふうに思っております。

介護認定から漏れている軽度認知症の高齢者が今多くいると。トイレに入って鍵をあけられない、トイレから1人で戻ることができない、勝手にいなくなる、開催日が覚えられないので、常に声かけが必要というような形になっております。そういうふうな中でもやっぱり動けるといのは非常にいいことでありまして、これが健康寿命の部分に当たってくるのかなというふうに思っております。ここもいきいき百歳体操の委託を受けまして、その中でいろいろと皆さんと一緒に運動をしているということでもあります。体操に必要なテレビとか、DVDとか、手足につけるウエイトのほうは宮古島市から支給をされているということで、これについて非常にありがたいということでは言っておりました。ただ、この体操は椅子を利用して行うものでありまして、最近人数が急増をして毎日70名ぐらいいはいるというような状況の中で、椅子が15脚ぐらしか支給をされていないということで、これをふやしてくれないかというふうなお願いをしたところ、今のところまだ支給ができないというふうなお話だというふうなお答えをいただいたということで、やはりこのいきいき百歳体操というの椅子を利用して行うものですので、ぜひこの辺に関して何かしら助成ができないかどうか、これについてお答えください。

◎福祉部長（下地律子君）

介護予防事業、いきいき百歳体操に使う椅子の支援についてお答えいたします。

介護予防事業、いきいき百歳体操は、沖縄県の地域支え合い体制づくり推進事業により実施をしております。前年度から住民主体の介護予防事業として実施しておりますが、地域からの反響が大きく、前年度は12カ所開所いたしました。

ご質問いただきました場所のいきいき百歳体操は、参加登録者が55名で週2回開催し、1回の開催に多い日で30名利用していると聞いております。ご質問いただきました椅子は、15脚程度不足している状況と聞いております。今年度地域支え合い体制づくり推進事業を現在申請地でございまして、こちらのほうで対応することを予定しております。沖縄県補助金交付要綱に基づき、補助が決定され次第椅子の購入について対応していきたいと考えております。

◎高吉幸光君

ぜひね、やっぱり健康寿命がやはり大事であると。その健康寿命がしっかりとれば、特に宮古島市というのは平均寿命でいいますと県内でワーストのほうに入る部類でございます。以前何かの席で副市長がおっしゃっておいりましたね。67歳を超えるという、これを超えることが、超えると意外と長生きをするので、その前に倒れられる方が意外と多いので、そこを超えましょうという話を、そういったことを言っておりましたけれども、確かにうちのおやじも67歳で亡くなっておりますので、確かにその壁はあるかなというふうに思っております。本当にやはり私たちも含めてこの辺はしっかりと自分たちの命、健康ですので、考えないといけないなというふうに思っております。その前にしっかりと足腰を鍛えている、倒れない、つまづかない体をつくるというのが一番大事かなと思いますので、そういった意味ではいきいき百歳体操というの非常に有効なものであります。テレビでもね、やっておりますので、こういったものをしっかりと周りのほうに広めながら、健康寿命日本一を目指すと下地信広議員が言っておりましたので、我々も目指していきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

続いて、6番目、子供の居場所づくりについてでございます。これについて先ほどのNPO団体、これ新聞のほうで出ましたので、NPO法人はぴークラブというところが、神屋放課後子ども教室ということ来月の1日から運営を開始するというので新聞のほうに載っております。通告のほうでは「放課後児童クラブ」になっておりますけれども、向こうからいただいた資料の中で、これ文部科学省と厚生労働省、両方の部分が重なっているということでどちらが管轄になるのかなというふうに思っておりますけれども、ここの「放課後児童クラブ」ではなくて「放課後子ども教室」ですね、こちらのほうになるというふうに言っております。今回ちょっと通告の内容がこういうふうになってしまったので、放課後児童クラブと放課後子ども教室のちょっと違いについて、担当が教育部と福祉部になると思いますので、これについてちょっとだけ違いを教えてくださいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

◎議長（佐久本洋介君）

少し皆さん、消防長から答弁の訂正があるということですので。

◎消防長（来間 克君）

ちょっと先ほど救命講習修了書ですね、ちょっと期限がないと発言したようでございますけど、今担当課でちょっと調べてみますと、2年から3年の期間において再受講をするようにということが記載あるということでございましたので、そのように訂正したいと思っております。

◎福祉部長（下地律子君）

放課後児童クラブの件についてお答えしたいと思います。

放課後児童クラブは、共働きの家庭などのお子さんが、小学生が安心して過ごせる場所ということで、民間のほうで運営しております。例えば利用料とかが保護者負担がありまして、運営のほうはもう全て民間のほうでやっております。後ほど放課後子ども教室の部分については生涯学習部のほうで答弁があるかと思いますが、宮古島市のほうでは放課後児童クラブで現在9カ所が運営されている状況でございます。

◎生涯学習部長（下地 明君）

放課後子ども教室ですね。教育委員会では、文部科学省の学校・家庭・地域の連携協力推進事業を活用し、放課後子ども教室事業を実施しております。

事業概要として、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携、協働を推進するためのさまざまな具体的仕組みづくりに必要な経費を実施主体である市町村に補助し、国3分の1、県3分の1、市町村3分の1の補助で社会全体の教育力の向上を図ることを目的に実施しております。

事業内容としては、放課後や夏休み等に学校の空き教室等を利用して子供たちが安全、安心な活動をできる居場所を提供し、保護者や地域の方々の参画を得て、勉強やスポーツ、文化活動などの体験学習活動ができる環境づくりを実施する事業となっており、週1日程度で放課後約2時間、教育活動推進員や教育活動サポーターの支援を受けながら宿題、工作、遊びなどを通して子供たちの積極的な交流が行われ、放課後の子供たちの居場所づくりにつながっているものだと考えております。

今年度、平一、北、南、西辺、狩俣、鏡原、佐良浜小学校の7校で実施する予定となっております。

◎高吉幸光君

放課後児童クラブのほう9カ所、放課後子ども教室のほう7校ということで、その進捗状況も質問

の中でお聞きしようと思ったんですけども、お答えいただいて大変ありがとうございます。その中で、子ども・子育て支援事業ということでね、これと放課後子ども総合プランに係る事項ということで、これ別々の要件でつくっているところが多かったんですけども、これがないということで随分相談というか、質問を受けたんですけど、宮古島市は宮古島市子ども・子育て支援事業計画～太陽の子・もやいプラン～の中に両方内包されているということで報告をさせていただきました。こういう中でね、しっかりと子ども・子育て、また小1の壁を超えるような、そういったところをしっかりと宮古島の中ではやっていくんだなというふうなことをまた宮古島市としてしっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思っております。

この中でですね、ほかにもいろんな事業があるというふうに思っているんですけども、つい先日、6月18日でしたかね、国会の決算委員会の中で、これ自体は平百合香議員の質問に関して何かその参考になるものはないかということで調べておりましたら、実は私のほうの質問のほうがびったりだったので、ここで少し言い直しさせていただきますけれども、地域子供の未来応援交付金というのが内閣府子どもの貧困対策担当ということで出ております。6月18日の決算委員会の中で上がっておりますのは、平成27年度に23億円ありましたけれども、利用をされずに全額次年度に繰り越しというような状況でございます。平成28年度は、執行率8%ということで非常に執行率が低いと。そのうち21億円は不用額となってしまったということで、ぜひ活用をしていただきたいなというふうに思っております。

これを見ますと、趣旨のほうはですね、やっぱり未来を担う子供たち、地域の宝であると。子供の貧困の実態は見えにくく、捉えづらいと言われます。子供の貧困対策を推進し、支援を必要とする子供たちに支援を確実に届けるためには、教育、福祉の分野を初め、地域における多様な関係者の連携を協力しつつ、地域の実情に応じた効果的な施策が講じられる必要がありますということで、それを受けてかどうかわかりませんが、非常に弾力的に運用ができるようになっております。これ自体としてですね、実態調査、資源量の把握、これが補助率4分の3で、補助金の基準額が300万円と。支援体制の整備計画策定、これも補助率4分の3で、補助基準額が300万円。連携体制の整備、補助率2分の1で、補助金基準額が最高4,500万円。自治体独自の先行的なモデル事業、補助率2分の1で最高1,500万円という形で、非常に弾力的に運用ができるかなというふうに思っております。

また、沖縄県としてではですね、ちょっとメニュー自体が少し変わっておりまして、子どもの貧困対策事業かな、こちらのほうでやっているということであります。ただ、これ自体が非常に不用額が多いということですから、宮古島市もやっぱり手を挙げて活用していただけたらなというふうに思っております。

沖縄県内の自治体の中では、南風原町のほうが子どもの貧困対策事業ということで子ども元気支援員の配置事業というものに使っております。ソーシャルワーカーとの連携でありますとかケースワーカーとの連携をする事業に使っております。こういった事業やこういった交付金もしっかり活用していただいて、未来ある宮古島市の子供のためにしっかりと頑張ってくださいようお願いをしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで高吉幸光君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

(延会=午後 3 時34分)

平成 30 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 22 日 (金) 5 日目

(一 般 質 問)

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第5号

平成30年6月22日（金）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成30年6月22日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（延会＝午後4時12分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	砂 川 辰 夫 〃	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	欠 員
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	上下水道部長	大 嶺 弘 明 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	会計管理者	仲宗根 均 〃
企画政策部長	友 利 克 〃	消 防 長	来 間 克 〃
総 務 部 長	宮 国 高 宣 〃	伊良部支所長	上 地 成 人 〃
福 祉 部 長	下 地 律 子 〃	総務部次長兼 兼 総 務 課 長	渡久山 繁 〃
生活環境部長	垣 花 和 彦 〃	企画調整課長	上 地 俊 暢 〃
観光商工部長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	砂 川 朗 〃
振 興 開 発 プロジェクト局長	砂 川 一 弘 〃	教 育 長	宮 國 博 〃
建 設 部 長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農 林 水 産 部 長	松 原 清 光 〃	生涯学習部長	下 地 明 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第5号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、きのうに引き続き質問を行います。

本日は上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。ただいまから通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、大阪の北部地震でお亡くなりになられた方々に対して心からお悔やみを申し上げます。同時に、被害に遭われた方々に対してお見舞いを申し上げます。この大地震で学校、教育現場、いわゆる安全であるはずの学校のブロック塀が凶器に変わってしまいました。そこで、冒頭で、通告外になりますけれども、緊急の要求を市長並びに教育長にしたいと思えます。それは、宮古島市全ての小中学校の危険箇所総点検をすべきだということです。もう既にご指示しているのであれば結構なことです。まだでしたら早急な対応をぜひよろしくお願い致します。

それでは、質問をさせていただきます。まず、県民投票についてですけれども、住民投票は住民の切実な意思と要求を直接政治に反映させる上で大きな意義があると考えます。市民運動として辺野古新基地建設のための埋め立ての賛否を問う県民投票条例の制定を求める沖縄県条例制定請求署名が進められています。辺野古新基地建設の是非を問う県民投票について、市長のご見解をお伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

今回普天間飛行場を、辺野古に基地を建設し、移転する県民投票条例の制定に向け、請求署名を民間が主体となって実施しています。署名数が法的要件を満たせるのか、県議会において可決されるのか、現時点では見通せない状況です。また、辺野古の海域の埋め立てに賛成か反対かを問う二者択一のみの設問だけでは乱暴であると考えます。民意を問うのであれば、世界一危険と言われている普天間飛行場を今後どうするのかの設問も必要であると考えております。

◎上里 樹君

随分厳しいご指摘なんです。私は立場の違いを超えた県民の誇りと尊厳を守って新基地建設をストップする、それから普天間基地の閉鎖撤去、オスプレイの配備の撤回、これは市長も、また議会の長も署名、捺印して、建白書に実った経緯があります。それは、当然辺野古の基地建設、普天間基地とセットになっているというのは、県民が認識するところであって、だから普天間基地の閉鎖がどうなのかという、それまでも問うというのは、県民の願い、これは明確でありますから、辺野古の基地建設なしには普天間基地が動かないような、そういうことをおっしゃいますけれども、全く当たらない指摘であることを私は指摘したいと思います。

それで、この誇りある沖縄の未来を開く道、これが建白書の示す道だと考えます。その立場で公約を守ってぶれずに日米両政府に立ち向かって頑張り抜いているのがオール沖縄の翁長知事です。辺野古新基地

建設のために埋め立ての賛否を問う県民投票は、国の専権事項とされる軍事外交の問題であろうとも、みずから降りかかる問題はみずから決める、沖縄県民の自己決定権の行使であります。民意をよりどころとする、それが民主主義のあり方だと考えます。地方自治において明白に示された民意と自己決定権が尊重されるべきだと考えます。市長は、条例の請求に見合う署名が集まるのかどうかかわからない、それから議会で通るのかどうかかわからない、見通せないということをおっしゃいましたけども、この県民投票のことについて、乱暴という表現もありましたけども、ご自身が建白書実現に署名、捺印して、実際に東京の銀座でのデモ行進にも参加なさっています。そのことを踏まえて、もう一度市長のご見解をお聞かせください。

◎市長（下地敏彦君）

きょう議会でご質問のあるのは、県民投票についての見解ということであります。したがって、先ほどから申し上げているとおりですね、県民の意思を問うのであれば普天間飛行場をどうするということのも同時に聞かなければおかしいと、そういう設問にすべきであるというふうに思います。

◎上里 樹君

市長は、普天間飛行場をセットにしないと意味がないとおっしゃいますけども、建白書に示されているとおり、これは明快だと思います。私たち日本共産党は、今度の市民団体の「辺野古」県民投票の会の条例制定に全面的に協力します。この運動は、新基地建設に反対して、知事の撤回の判断を支えて、知事選での翁長知事の再選を目指す方向とも一致しています。知事の撤回を縛るものでもなく、県民投票実施時期の条件もつけておりません。日本共産党は、辺野古現地での活動や知事の撤回を支える世論と、そして運動とあわせて市民団体が進めている条例制定運動を成功させるために全力で奮闘するものです。

防衛省沖縄防衛局は、8月12日に埋め立て海域の一部で土砂投入を8月17日に開始すると県に通知しています。辺野古の大浦湾の護岸工事について土木技術者は、辺野古側で進められている護岸工事は最終的な高さ8.1メートルよりも現時点で6.8メートルも低いと。埋め立て承認の際の留意事項にも、これは仲井眞知事が確認していますけども、違反しているという指摘があります。今の高さで土砂を投入することは、そういったことから許せない。また、本体だけでも7,000トンもある大型ケーソンも設置できるわけがないと指摘しています。公有水面埋立法に基づく設計概要の変更が必要になってまいります。しかし、国はそれを先延ばしにして、護岸工事の順序やサンゴの移植工事に変え、簡単にできる場所から土砂を投入する準備を進め、埋め立て海域の一部に土砂投入を進める方針を示しています。埋め立て予定の大浦湾の海底には活断層が存在している可能性が高く、防衛省が日本共産党の赤嶺政賢衆議院議員に、これ2年もかかりましたけども、提出した地質調査報告書によりますと、巨大なコンクリート製のケーソンを投入して護岸をつくる予定地付近に大きくへこんだ谷地形があり、そこに非常に緩くやわらかい砂質の地層ですね、それから粘性の土が深さ30メートルの地点から40メートルにわたって軟弱地盤の調査で強度ゼロの地盤が続いていると、そういうことも明らかになっています。専門家は、この地層をマヨネーズのようなやわらかさだと指摘しています。報告書は、構造物の安定、地盤の圧密沈下、それから地盤の液状化の詳細検討を行うことが必須と述べています。護岸工事を行うには地盤改良工事を行うしかない政府が同地域で工事を行うには、公有水面埋立法に基づく設計概要の変更を県に申請することが必要になります。この設計変更を許可しない翁長知事がいる限り、辺野古への新基地建設は絶対にできません。建設工事そのものが行

き詰まっているのに、一部海域だけに土砂を投入して埋め立てを先行させようというのは、県民を諦めさせるため既成事実づくりの唯一の狙いであり、安倍政権が追い詰められ、焦っていることを示しているものです。総理の展望は県民にこそあります。

もう一つ、この辺野古との関連で、4月27日に南北首脳会談、朝鮮半島での完全な非核化と年内の朝鮮戦争の終結を宣言しました。続く6月12日、米国のトランプ大統領と北朝鮮の金正恩朝鮮労働党委員長が米朝首脳会談を行いました。両首脳が署名した共同声明によりますと、金委員長は朝鮮半島の完全な非核化への強固で揺るぎない決意を表明して、トランプ大統領は北朝鮮に対する安全の保障の提供を約束し、米朝両国が平和と繁栄を望む両国民の願いに従って新しい米朝関係を樹立し、朝鮮半島に永久的で安定した平和体制を構築することを宣言しました。この動きは、日本共産党が4月6日、関係各国に対して朝鮮半島の非核化と北東アジアの平和体制の構築を一体的、段階的に進めるよう要請してきた方向と一致するもので、歓迎するものです。朝鮮半島問題の対話による平和的解決の動きが成功すれば、地域の情勢が一変し、各国の関係も敵対から友好への大転換が起こります。抑止力のためという基地押しつけ論が崩壊し、基地のない平和な沖縄を目指す戦いに新たな展望をもたらします。今安倍政権に求められるのは、破綻した抑止力論による辺野古新基地建設の強行など、在日米軍の機能強化ではありません。憲法第9条を持つ国の政府として、開始された対話による平和的解決のプロセスを成功させるためのあらゆる外交的努力です。朝鮮半島問題で対話による平和的解決の動きが成功すれば世界史的な大転換となります。地域の情勢が一変します。米国の国務長官を務めて、米国の安全保障政策の決定に携わってきたウィリアム・ペリー氏、この方も北朝鮮の脅威がなくなれば在日米軍も普天間基地の海兵隊のその存在の理由もなくなり……

(議員の声あり)

◎議長（佐久本洋介君）

上里樹議員、ちょっと、辺野古についてのことだけ。

◎上里 樹君

翁長知事は、沖縄防衛局が土砂投入を通知した12日、看過できない事態となればちゅうちょなく埋め立て承認の撤回を行うと語りました。11月の沖縄県知事選で翁長知事を守り抜き、発展させることができれば、新基地は決してつくれません。翁長知事は、県民の思いを一身に背負い、建白書の実現の信念を貫いています。日米両政府に対し、県民の願いを実現するために命をかけて頑張っている知事再選のために、県民が心を一つに大同団結することを呼びかけるものです。

2点目に、宮古島市職員の人事についてお伺いします。まず、人事異動についてですけども、今度の人事異動で異動率50%の新聞報道がありました。正規職員が全て移動した課もあると言われていています。そこで、人事異動の基準はあるのかお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

人事異動の基準はありますかという質問でございます。あります。平成30年度の職員の人事異動については、職員人事異動基本方針を定めて実施しております。具体的には、基本方針にあります職員の適性、均衡を図るため、職員の資格、性別、年齢、経験年数等を考慮して異動配置を行ったところであり、異動率につきましては、市長部局で職員数520名、異動者246名、異動率が47.3%でございます。これにつきましては、今回課名の変更等がございまして、観光課、商工物産交流課、防災危機管理班、まちづくり

振興班、上野こども園、下地こども園に伴う異動等がありまして、5ポイント増となっております。教育委員会が95名、職員数、異動者31名で、32.6%でございます。上水道が34名、異動者が17名の50%でございます。消防本部、82名の職員に対して、異動者が37名、異動率が37.8%で、合計で職員数731名、異動者が325名で、44.5%でございます。

全部異動したところがあるかということでございます。あります。平成30年度の人事異動においては、平良調理場の正規職員3名が全員異動となっております。この異動率に対してですね、そこにはいろいろ要件ございます。在籍部署での昇任や課名の変更による異動も含めており、本年度は6つの課等の名称変更により数値が高くなっております。毎年宮古島市人事異動基本方針に基づいて適正に異動は行っております。

◎上里 樹君

基準に基づき適正な異動だったということですが、私は人事異動のたびごとに滑稽な光景に出くわします。随分時間がたちましたけども、ある庁舎に行きますと庁舎の正面玄関、それからカウンターに「ふななな職員が対応しているためご理解ください」と、仕事のプロがそういう張り紙をして仕事を進める、本当にこういうことがあってはいけないと思うんですよね。ですから、全ての課で大きな異動がある。この一連の事務ミスについても、職員のやる気を引き出すという点でも、異動したばかりの方々が1年でまた異動と。ひどい話半年で異動しているような事態もあります。こういうやり方というのは、改めるべきだということを指摘して、職員間の課の連携を深めるという点でも、そのマイナスは住民サービスに及ぶことを指摘しておきたいと思っております。

次に、福祉行政について伺います。国民健康保険についてですが、まず第1に、2017年国民健康保険加入世帯数と世帯平均所得、それから収納率、滞納世帯数、差し押さえ件数はどうなっているのか伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

2017年国民健康保険加入世帯数と世帯の平均所得、それから収納率、滞納世帯数、差し押さえ件数のご質問がございました。2017年度3月末現在の国民健康保険加入世帯数は1万528世帯で、平均所得は60万2,773円となっております。また、収納率は91.97%。2017年度における滞納世帯数は1,301世帯。差し押さえ件数は112件となっております。

◎上里 樹君

私が差し押さえの件、収納率等お聞きしたのは、以前国民健康保険行政におきましては差し押さえ件数はゼロに等しいものがありました。それがここ数年間、差し押さえの実施件数が右肩上がりに伸びてきています。一気にはね上がっています。その変化のあった年があると思っておりますけども、これはいつから差し押さえを実施するようになったのか、またなぜそういう差し押さえ、これをこれまでと違う対応の仕方にしたのか、その理由をお聞かせください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

差し押さえをスタートさせたのは、平成19年度からということになっております。その差し押さえの理由でございますけれども、一定の収入、それから財産があるのにもかかわらず納税をしない滞納者がいることから、納税をする人との公平性、公正を図るために実施をしております。

◎上里 樹君

公平、公正、確かに税金は納めるものです。悪質なものについては、それは私も認めるものですが、今の国民健康保険に加入している世帯の状況を見ると、もっと市民に対する寄り添いが必要ではないかと考えます。2018年4月から国民健康保険の都道府県の単位化がスタートしますが、この都道府県化は結局県と宮古島市が保険者になりますけども、これまで以上に国民健康保険税に対して収納率を高めていく、そういう方向で取り立ての強化につながっていくと危惧します。そんな中での全県一元化、要するに平準化を進める中で赤字が許されない。そんな中で、国が自治体に対して差し押さえをしっかりとすること、そういうことが一つの背景になって差し押さえがゼロに等しかった宮古島の国民健康保険の行政において差し押さえがぐんと右肩上がりにふえてきたというふうに私は認識しています。

そういう中で、国民健康保険に加入している世帯というのはほとんどの世帯が低所得者なんですよ。いわゆる病気、経営難、借金苦、そして子供が、要するに世帯数が多いと、そういった実態があります。ですから、負担能力を超えてしまっているという状況が構造的な問題として全国的にも問題になっています。そういう中で、差し押さえ、これについてはぜひ市民に寄り添う形で、どういう状況にあるかという実態調査、これをしっかり進めていただきたいと思います。ただ取り立てればよいというもんじゃありません。いわゆる本当に医者にかかりたくてもかかれない状況の中で、医者にかかる予定で計画をして仕事の段取りも組んでいたのに、ある日突然給与を差し押さえられたと。結局医者にかかれなくなった。借金をして納税したものの、医者にかかるお金がなくなった。本当に悪循環というんですかね、そういったものがあります。

私たちは、文教社会常任委員会で滋賀県の野洲市を視察してまいりました。ここは、くらし支えあい条例、それがあります。その条例で何をしているかという、税の滞納をしている人、滞納している方に対して滞納ありがとうございますという感謝の念をこの条例でうたっています。なぜか。市民の困っていることのシグナルだと捉えるからです。何回か家賃の滞納問題で市民を裁判に訴える、そういう処理を議会でやってきました。私は、そのたびに連携は図れているのかお聞きしてまいりました。建設部都市計画課では、生活保護につなげるとか、そういったいろんな市の制度を紹介しているという話もありましたけれども、この野洲市はそれを全課が協力して連携をとっているというすばらしさがあります。ですから、理念としては、住民が困っている、困ってくれてありがたいという精神なんです。だから、市民に寄り添うことによって自治体が何のどのような施策が足りないかと、そういうことがおのずとつかめると、その対応策をしっかりとる、そのことによって市民の暮らしを支えているというすばらしいものがあります。野洲市が取り組んでいる債権の一元化、それをもって、市民生活をもう潰してしまうような、そんな取り立てはしないと。むしろ生かして将来の納税者になってもらう、そういう観点からの支援をしておりました。ですから、本当にそういう立場で市民に寄り添った行政運営、これをぜひやっていただきたいと。

そこで、お伺いしますが、差し押さえの主なものは何なのかお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

差し押さえの主なものということですが、差し押さえの最も多いものは給与でございます。そのほか預貯金等もございます。

◎上里 樹君

市民からは、振り込まれたばかりの給料が全額引き落とされた。これは、国民健康保険に限りません。

(「あり得ない」の声あり)

◎上里 樹君

私が相談に乗った納税者の声です。税務課でもこのことは指摘しました。口座に振り込まれた給料が差し押さえられてゼロになっています。それはあり得ないとおっしゃいますけども、そのあり得ない理由というのは皆様方の認識が給料は振り込まれた瞬間に預貯金に変わるという認識だからですよね。給料を差し押さえたわけではないと納税課の担当者はおっしゃいます。けれども、給与振り込みは今当たり前になっていますよね。議員だってそうです。年金も同じなんです。年金をなぜ差し押さえるのか、なぜ給料を差し押さえるのか、これは違法じゃないか、そのことを指摘しますと、私たちは年金を押さえたわけではないと言います。振り込まれた瞬間に預貯金に変わったからと言うんですよね。これは、余りにも私は乱暴だと思うんですよ。こういう差し押さえの仕方、ぜひ野洲市に学んで、将来の納税者、担税能力を持った市民に育つようにしっかりと行政サービスを届けることが大事です。ぜひその観点に立った対応を求めて、次の質問に移ります。

いわゆる国民健康保険は、皆保険制度を支えるかなめの制度です。高過ぎる保険税が住民の暮らしを苦しめています。これ以上の国民健康保険税の負担は限界です。法定外繰り入れを継続して負担を軽減すべきと考えます。ご見解を求めます。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

議員ご指摘のとおり国民健康保険制度は、全ての国民がひとしく医療を受けられる国民皆保険制度の基盤であります。国民の健康保持増進に大きな役割を果たしている大切な制度でございます。そのため、本市におきましても国民健康保険制度の適正な運営に努めているところでありますが、高齢者や低所得者を多く抱える本市の国民健康保険事業においては、被保険者の年齢構成が高く、これに伴い医療水準も高い状況にあります。一方で、所得水準が低いことから厳しい財政運営を余儀なくされているのが現状でございます。このような状況を踏まえまして、これまで国民健康保険財政の安定化のため、一般会計からの繰り入れを行っております。県広域化の初年度となる平成30年度におきましても、単年度の赤字が予測されますが、従来どおり一般会計からの繰り入れで対処していきたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

一般財源化の繰り入れ、これに対応していくということですが、今後この繰り入れが国の今度の新しい制度のスタート、いわゆる都道府県化によってこれまでの赤字解消のための繰り入れをゼロにするように計画策定を求められていると思います。私は、このようなこと、これは国が責任を果たしていない中で、自治体が命と暮らしを守る観点から、赤字解消のために懸命になって頑張っている、そのことに対する不当な介入だと思います。私は、この計画策定すべきではないと考えます。ですから、全県一元がスタートしますが、国民健康保険税の取り立ての強化、それにつなげるためのインセンティブと呼ばれる新たな制度いろいろありますけども、それから医療費を抑制していくという流れがこれからどんどん、どんどん自治体を苦しめていく、そういう方向に向かうことが懸念されます。これからも市民が健康に生きる権利、それから医療を受ける権利を保障する立場で、市民の負担を軽くする国民健康保険の運営を行うべきです。

それとの関連で、政府が行っている沖縄にとって本当に財政的にもまさに基地を受け入れなければ締めつけるという、それを言わんばかりのやり方が目に余ります。まず、一括交付金の大幅な削減、それからそれにかわる自治体に直接支給する制度の創設ですね。それで、国策を誘導するというやり方、それに加えて本市議会でもこれは国に対して求めたことなんですけども、政府がつくった前期高齢者財政調整制度、この算定が国民健康保険全体に占める65歳から74歳までの前期高齢者の加入割合に応じて交付金が配分される制度となっています。この制度も沖縄にとってはまさに差別的な制度と言わなければなりません。さきの大戦の影響で前期高齢者の数が少なく、制度が創設された2008年から2016年までの平均の加入割合、全国平均の半分程度しかありません。沖縄県内の市町村、赤字補填のための法定外繰り入れの総額、2008年度から2016年度までに9年間で約757億円、これ宮古島市も含めてですけども、なっています。沖縄県のみにも不利益な、不当な制度なんですけども、沖縄県市町村のみに押しつけられた国民健康保険前期高齢者財政支援制度、交付金の多額な不足、財政面でこのように大きな負担を押しつけられています。これは、一括交付金の削減額よりも大きいものがあります。安倍政権は、沖縄県の全市町村でつくる国民健康保険団体連合会でたび重なる補填の要請にいまだに応じようとしていません。新基地押しつけに応じない安倍政権の沖縄県民に対するいじめです。今後とも交付金を取り戻すため、国に交付金の補填要求を粘り強く続けて、県民の国民健康保険の負担軽減を実現するために私も議会の立場から全力で奮闘するものです。

次に、子育て支援策としての均等割の軽減を実施すべきだということを通告していますけども、国民健康保険の平等性、税の平等性を担保するために差し押さえを実施しているということでした。そういう中で、協会けんぽ、これと国民健康保険の違いがあります。いわゆる均等割が国民健康保険には不当にかかってくるということです。社会保険関係には全く世帯数には関係ない、そういうものがあります。そういう中で、子供がふえればふえるほど均等割が課税されるというのは、子育て支援の観点に立ってもマイナスだと考えます。そういったことから、国は法定外繰り入れを赤字解消のために繰り入れることは今後やめるようにともう既に計画を求めているわけですけども、そういう中で辛うじて認めている地域の特殊な事情、それによる一般会計からの補填、繰り入れは国も制限していないはずで、新たな国からの交付金も創設される。そういった交付金等を活用した均等割の減免を実施できないものか、前議会に引き続き伺いたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

均等割の軽減についてのご質問にお答えいたします。沖縄県は、平成30年度からの国民健康保険の広域化に伴い、その運営方針として市町村国民健康保険の抱える赤字の解消または削減の取り組みを推進し、国民健康保険財源の安定運営を目指し、平成36年度から保険料の統一を図るというふうにしております。しかしながら、先ほど来説明しておりますとおり、本市の国民健康保険の財政は市町村合併後も単年度赤字が続き、一般会計からの補填を行っている状況にあります。このような厳しい運営状況の中で、子供の均等割をなくした場合、国民健康保険税収が落ち込むことで赤字額がさらにふえ、平成35年度での赤字解消が一層厳しくなること、それから沖縄県の市町村全体として保険税制度の統一を図ることが必要であることという観点から、子供の均等割の軽減につきましては現在のところ考えておりません。

◎上里 樹君

ご答弁いただきましたけども、あいかわらず消極的です。しかし、この制度、これを実施する自治体は

着実にふえてきています。もっとふえていくものと思います。なぜなら国民健康保険について、国に対する子供の均等割の軽減を求める全国知事会や、市長も先頭に立たれて、市長会、求めていると思います。ですから、そういう全国知事会も、国民健康保険への定率国庫負担の引き上げ、それからこどもの医療費無料化の国の制度の創設、それから今言った均等割の軽減、それから障害者や障害児、ひとり親家庭を含む自治体の医療費無料化の取り組み、これを進めている自治体に不当にもペナルティーを科している、それを廃止するように求めています。辛うじて就学前までの児童に限ってそれが廃止されて、ことしから現物給付スタートしてはいますけども、市長は国に対してこういうことを求めている立場から、均等割の軽減について本市独自に取り組む、そういうことはどのようなご見解をお持ちかお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先ほど上里樹議員からもご指摘のありましたとおり、今全国知事会、それから全国市長会で均等割の軽減についての要請を行っているところでございます。沖縄県におきましても、全国知事会等を通して国に要望を行っているところであります。しかしながら、先ほどお答えしましたとおり、国民健康保険の広域化に伴いまして平成35年度内に赤字を解消しなければという方針を県が示している中でですね、宮古島市だけがということはできないと思いますので、県内のほかの市町村、それから沖縄県の取り組みを注視しながら、この均等割の軽減については検討していきたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

なかなか前向きな答弁が得られませんけども、やがて必ず全国的にもこの制度を創設する自治体がふえるものと思います。そうでなければ子育て、本当にただですら低所得者が加入している国民健康保険のこの制度の中で、制度そのものが現在もう本当に崩壊していると言っても過言ではありません。そんな中で、国庫負担金の増額こそ求められる中身なんです。それなしには国民健康保険の健全な運営、あり得ません。それを各自自治体に対して繰り入れをやっていることをやめるようにという、そういうことをやって、繰り入れを減らした自治体には交付金を宛てがうとかね、そういった変な誘導を進めようと国はしていますけども、そういったことこそ国民健康保険の制度を、皆保険制度を危うくする流れだということを指摘して、それから市長みずから市長会や全国知事会と一緒に均等割合の廃止、こういった要求をしている立場なのにご答弁に立たれない、これはいかがなものかと思えますけども、次に移ります。

次に、介護保険についてですけども、過去3年間の滞納件数の推移、これはどのようになっているのかお伺いします。

◎福祉部長（下地律子君）

介護保険について過去3年間の滞納件数の推移についてお答えいたします。各年度の滞納者は、平成27年度で616人、平成28年度で597人、平成29年度で639人となっております。

◎上里 樹君

滞納件数がこういう状況の中で、この実態というのは今後もっとも悪化していくということが懸念されます。生活保護同然の方々が、きのうも第1段階、4割だということだったんですけども、4割を占めていると、全ての所得階層の中で。それに近い2段階、3段階、これはもう生活保護同然の世帯なんです。ですから、そういう中で年金が減額されている。医療費の負担がふえている。そういう状況のもとで、今後ますます滞納件数ふえていくのではないかと懸念します。

そこで、次の質問ですけれども、4月から介護保険料が引き上げられました。介護保険法が改正されて、そのうちの一部が実施されています。保険料と利用料の負担軽減を実施すべきだと思います。きのう濱元雅浩議員の質問にもありましたけれども、沖縄県内の保険料の額、この右端にある赤いグラフ、これが宮古島市です。この次は那覇市、うるま市と続きますけれども、低所得者の多い自治体ほどこういう負担がふえるという矛盾があります。そういう中で、介護保険制度は利用者がふえて介護労働者の賃金が引き上げられたりすると保険料や利用料の負担増につながる、そういう仕組みになっています。そのために、介護が必要な高齢者、1人の高齢者が総体的に多い自治体ほど保険料がより高くなってしまふ制度の矛盾があります。介護保険の充実のために国に対して抜本的な改革と自治体への財政の充実を、国民健康保険同様、求めていくべきだと思います。そんな中で、本市独自に減額、免除、これを進めていくべきだと思いますが、ご見解をお聞かせください。

◎福祉部長（下地律子君）

介護保険料の減額、免除というご質問をいただきました。介護保険は、国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式で、給付費を保険料で50%、公費で50%負担する仕組みとなっております。保険料負担率の内訳は、第7期は65歳以上の第1号保険料が23%、40歳から64歳までの第2号保険料が27%を負担する仕組みとなっております。負担率につきましては、政令のほうで定められております。また、利用者の負担割合につきましても、介護保険法の中で定められております所得に応じて1割、2割とかですね、ことしの8月から3割という部分も出てきます。保険料の負担軽減、市独自の軽減ということでございますが、介護保険につきましても市が負担する率、全て介護保険制度の中で決められておりますので、市としての、先ほどの国民健康保険の一般会計からの繰り入れというお話もございましたが、この負担率についてもですね、法律のほうで決められておまして、市からの繰り入れのほうはできないかと考えております。

◎上里 樹君

もうずっと相変わらずのご答弁なんですけれども、この問題、やっぱり国民健康保険同様に、介護保険制度、保険があつて利用できないという事態、全国でも起こっています。利用できないばかりか、もう利用しようと思つても事業所が倒産して潰れている実態もあります。介護報酬の引き上げ、これがなかなか思うようにいかないからです。ですから、こういう状況で制度の矛盾感じますが、自治体独自にできる減額、免除制度、いろいろ工夫すればできると思うんですよね。ですから、第2、第3段階後、生活保護同等と認められれば1段階に移行するとか、いろいろやり方はあると思います。時間もありませんから、また次の機会に質問させていただきます。

次に、教育行政についてお伺いします。就学援助についてですが、新中学1年生に対する就学準備金の前倒し支給について、申請件数はどのようになっているのかお伺いします。

◎教育部長（下地信男君）

就学援助につきまして、新中学1年生の新入学生徒の学用品につきましては、これまで支給認定後の10月ごろに支給をしておりました。保護者は、入学学用品を購入した後に援助を受けるという仕組みになっておりましたけれども、昨年度から入学準備の経済的負担を軽減するため、入学学用品の購入時期、つまり入学前に援助できるように事前支給を導入したところでございます。申請状況につきましては、平成29年度

認定者のうち、平成30年度に市内中学校に入学した生徒の7割程度の申請がございました。

◎上里 樹君

7割程度の申請と。支給金額は、もしお答えできればお幾らになっているのか。それから、前年に比べてその金額に変化はないのかどうかお伺いします。

(何事か声あり)

◎上里 樹君

じゃ、後ほどよろしくをお願いします。

それで、あわせて小学校入学生への入学準備金の前倒し支給についても検討中ということだったんですけども、この取り組み状況はどうなっているのかお伺いします。

◎教育部長（下地信男君）

新小学1年生につきましては、今いろいろ作業の洗い出しを行っているという状況でございまして、まだ実施に至っていません。新中学生に実施できてなぜ小学生には厳しいのかという話になってくると思いますけども、中学入学の該当者、つまりこれ小学6年生に支給するという形になりますので、既に小学6年生時に準要保護の認定がされているということがございます。新小学1年生に対しましては、幼稚園児を対象に、この制度の周知を初め、それから準要保護に該当するかの認定作業、それから中学生の場合はですね、小学6年生に対して中学に上がる段階で制服を要請する段階で当中学校に入学するというのが確定しますけども、幼稚園児の場合は市内の小学校に入学するのかどうか確定していない場合があつてですね、他市町村に転勤した場合に二重取りが発生するという、市町村間の連携というのも構築しなければいけません。それから、認定作業を終えて就学支援システムの改修がありますので、そういう手続等々の工程業務を今精査をしている段階でございまして、中学校の取り組みを検証しながら、また県内の先行自治体の事例参考にしながらですね、今後検討してまいりたいと思います。

◎上里 樹君

この制度は、生活保護もそうですけども、施しではないんですね。恥ずかしいことではありません。ですから、憲法第26条、それから教育基本法、学校教育法で定められた国と自治体の責務だということをしっかり児童生徒にも、それから父母にも伝えて、申請しやすい、利用しやすい制度にしていくために今後頑張っていくようにしてください。

小学校の入学準備金の前倒し支給については、もう先進自治体いっぱいありますから、ぜひ早急に調査、検討して実施していただきたいと思います。

それでは、次に移ります。伊良部地区小中一貫校についてですけども、伊良部地区小中一貫校校舎建設工事の進捗率についてお伺いします。

◎教育部長（下地信男君）

伊良部地区小中一貫校校舎及び屋内運動場の建設工事の進捗率ですが、5月末現在で事業費ベースで15.73%でございます。

◎上里 樹君

マスコミでは4月末現在で15%ということだったんですけども、これは工期に比較しておかれているのかどうかお伺いします。

◎教育部長（下地信男君）

事業費ベースで申し上げますと、当初計画から3.01%のおくれでございますが、期間にして約14日程度のおくれというふうな報告を受けております。

◎上里 樹君

工期が14日のおくれということなんですけれども、伊良部地区小中一貫校の建設、もう本当に前のめりに進めてきた感がありますけれども、そういう中で工期のおくれ、これがあってはいけないと思います。本当に請け負った業者が適切であったかどうかとも問われることになりますから、いわゆる手持ちの工事がどれだけあるかということも問題になってくるんですね。だから、その工期がおくれることがないようにしっかりと対応してください。

それから、2点目に伊良部地区小中一貫校の所有権移転についてです。土地の売り渡し書、それから土地の譲渡承諾書が存在するというふうに当局おっしゃいますけれども、それなのになぜ、どのような理由から地主は土地の買い取りを主張しているのかお伺いします。

◎教育部長（下地信男君）

佐良浜中学校敷地用地の所有権移転登記請求事件、今係争中でございますけれども、地主である相手方は旧伊良部村の当時、地主との間で交わされた土地売買に関する売り渡し書、それから支払い証明書は土地売買を証明するものとして評価できないということを主張しております。その理由が証明書などに使用されている名前に使っている漢字が違う、あるいは印鑑、印影の字が本人の名前と違う漢字が使われているということなどを主張して、資料として評価できないという話をしているところでございます。

◎上里 樹君

証明書の中の漢字、名前が間違っているということだと思います。それから、印鑑、これの型が違うというのは、これは名前と印影が一致しないということですか。確認します。

◎教育部長（下地信男君）

通常使用している漢字、旧漢字と新漢字というのがありますよね。同じ読み方でも書き方が新漢字、旧漢字で違っていたという部分の相違点だというふうに理解しています。

◎上里 樹君

要するに漢字が違うという、旧漢字と新漢字の違いだということなんですけれども、証明書が存在するんであればその原本を議会に提示できませんかね。お伺いします。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時59分）

再開します。

（再開＝午前10時59分）

◎教育部長（下地信男君）

売り渡し書等の原本という話ですけれども、今係争中の事件でございますが、その原本を請求されても提出できかねるというふうに考えております。

◎上里 樹君

私の言い間違いで、写しです。いわゆる議会も承認したことになりますので、その責務を果たすという意味からもその資料の提出を求めます。

◎**教育部長（下地信男君）**

写しの請求ということですが、今係争中の裁判に提出されている資料でありますので、判断できかねます。顧問弁護士に相談してみたいと思います。

◎**上里 樹君**

次に、所有権移転を完了していない残りの2筆、これについて地主が死亡しており、遺族の調査中とのことでしたけども、その後どうなっているのかお伺いします。

◎**教育部長（下地信男君）**

4筆のうちの2筆は今係争中ということで、残り2筆、名義人が死亡されておりますので、推定相続人の特定のために今調査を行っております。ただ、大変範囲が広がっている状況ですね、推定相続人の範囲が、いまだ特定に至っておりません。引き続き調査を進めてまいります。

◎**上里 樹君**

いまだに調査がされていないと。これは、所有権を移転しないまま、本当に法律的な手続を踏まえずに前のめりに工事に着工していったという、このようなこと、これは誤ったやり方だということを指摘しておきたいと思います。

次に、水道行政についてですが、伊良部地区の断水についてです。単刀直入にお伺いします。断水の原因は何でしょうか。

◎**上下水道部長（大嶺弘明君）**

断水の原因についてお答えいたします。断水の原因は、当初伊良部島南区は伊良部大橋の開通によりまして、観光客の増加によるホテルなどの建設に伴う水使用量の急激な増加が主な原因と考えておりましたが、断水解除後の調査において、ボールタップの一部に損傷があり、正常な作動ができないことがわかりました。今後の断水の原因は、これらのことが複合的に作用したことを考えておりますが、最も大きな要因はボールタップの損傷であると考えております。

◎**上里 樹君**

答えは、繰り返しの答弁になるということは想定していましたが、ボールタップが定期点検で見つからなかったということなんだけど、それを不可抗力だったかのような、条例に基づいて、だから損害賠償もしないようなお話がありますけども、定期点検の中でこれは点検項目の中に入っていたのかどうかお伺いします。

◎**上下水道部長（大嶺弘明君）**

水道施設の点検については、24カ所の施設ですね、年2回定期的に行っておりますが、ボールタップの点検については、この24カ所については入っておりませんでした。しかしながら、ボールタップが正常に作動しているかどうかということについては、水量を確認しておりますので、その水量などによって確認していたということでございます。

◎**上里 樹君**

重大問題ですよ。要するに調査項目の中に、点検項目の入っていなかったと、これは重大な過失じゃ

ないですか。県に私は問い合わせました。県では、同じように2年に1回、故障しやすい、そういう器具なんで、点検するものと。これまで水位によってしか判断しないということは、設置してから一度も点検していないということですよ。こんなことがあってはいけないと思うんですよ。断水の原因は、そういった点検項目にすら入っていなかった宮古島市水道局の瑕疵であることを指摘したいと思います。

次に、ボールタップを使用している配水池、もうこれは時間がありませんので、やめます。次に回します。

それから、国仲配水池の建てかえ計画、これはこれまでであったのかどうか、単刀直入にあった、なかった、お聞かせください。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

国仲配水池の建てかえ計画でありますけれども、宮古島市の水道施設の整備計画につきましては、平成28年度に向こう10年間の整備計画を立ててあります。その中には、国仲配水池の建てかえ計画は入っておりません。

◎上里 樹君

入っていなかったということですが、問題意識を持っていた職員は多くいたと思います。これは、伊良部島の水源、それを切りかえて本島から送水するという段階でも、パイプのいびつな構造やタンクの小ささ、これはやっぱり問題だったと思いますね。

ほかの質問通告については、次の機会に回します。

次に、今後の水需要の増大と渇水対策についてですが、私は新たな浄水場の確保、増設が必要と考えますが、このことについてご見解をお聞かせください。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

新たな浄水場の建設が必要ということですが、浄水場の増設については平成38年度までの現計画におきまして、緩速ろ過池1池、1つの池ですね。1池の増設を計画しております。

◎上里 樹君

1池を予定していると。

それから、次の質問も次回に回します。

それで、千代田の陸上自衛隊基地建設工事で大量の水道水が使われていますが、その水道水の供給開始、それはいつから行って、これまでの使用水量はどうなっているのか、それから新たに工事現場の近くで作業員宿舎が建設されていますが、その供給開始、それから使用見込みについてお伺いします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

当該水道施設は、平成30年3月7日から現在の建設共同企業体の使用名義となっております。

使用量については、毎月の検針で把握しております。

それから、作業員宿舎については、作業員800人で1日当たり200トンの給水を予定しております。

◎上里 樹君

時間もありませんが、これまで千代田のゲート前に立っていて、伊良部島の断水が発生した中で大量の水が散水されている状況を見、本当にいら立ちを覚えました、基地内ですね、建設現場で。それから、そういう中で水源地から採取を許可された業者、ここから水を購入しているという情報が寄せられま

した。それは事実かどうか、またそういうことが条例上可能であるのかどうかお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

地下水の採取につきましては、宮古島市地下水保全条例に基づく申請許可制度となっております。市といたしましては、地下水の採取許可申請時に申告のあった目的外の地下水の使用については認めておりません。

◎上里 樹君

条例違反に当たるということだと思いますけども、このような水の使い方、これが目に余ります。これは、何も地下水源だけではなくて、Ⅲ型のかんがい排水施設からのくみ取りの状況もあります。

最後に、市長は施政方針の中で、今度10年目を迎えたとして、丁寧でスピーディーな市政運営を推進してきたとうたっています。また、市長は行政のプロという表現もしてまいりました。しかし、その10年を節目にして、これまでの行政運営を象徴するような事件、事故、事務ミス、これが連続しています。市職員がごみ問題で公文書偽造という行政の信頼を失墜させる行為で、23日有罪判決が言い渡されました。このごみ問題は、いまだに未解明で明らかになっていません。こういう中で、職員の処分も時間がかかっています。木製の遊歩道の問題、それから伊良部島の断水の問題、市民に行政の寄り添い、それが足りないことが全ての今までの一連の事件、事故の大もとにあるように考えます。ぜひ地方自治法に基づいた市民本位の市政、進めることをお願いして、私の一般質問を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

◎仲里タカ子君

市民ネット宮古結の会の仲里タカ子です。それでは、通告に従いまして、私見、要望を交えて質問させていただきます。簡潔でわかりやすいご答弁をよろしくお願いいたします。

まず、水道行政ですけれども、伊良部南区の断水はもう既に多くの議員が質問しておりますので、これは割愛いたします。

来間島の水道の水圧についてお伺いいたします。5月に来間島住民への説明会がありました。説明の中で、来間島で建設予定のホテルについては、水道管を使用者負担で配水池まで直接引くということであり、水道局は工事負担金もないし、水量や水圧について来間島の住民影響はないという説明がありました。しかし、今後少雨傾向が続いて節水が求められたときですね、配水池から直接配管しているホテルには影響がないけれども、市民は節水や断水を求められるということはありませんかということをお伺いいたします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

来間島の水道の水圧については、人口及び店舗増加に伴い水道使用水量が増加しているため、比較的水圧の低い状態となっております。市といたしましては、このような状況を解消するため、快適な水圧での水道利用ができるよう増圧対策を講じてまいります。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。

実は、来間島のね、今の水道の水圧がとても低いということがその中でありましたので、次は水圧のこ

とお聞きしようと思っていました。来間島の水圧は非常に弱くて、冬畑から戻ったらシャワーのお湯が水になったりして大変困っている状況だという訴えがあったんですけども、今のご答弁では来間島の配水池に増圧機対策をすることというのは、来間島の住民がこれまでのように水圧に悩んで、冬寒い畑から戻ってきてシャワー浴びていたらいきなり水になって震えるということはもうなくなると考えていいわけですね。もう一度お伺いします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

現在ですね、水圧については低い状態となっておりますけども、これ水道法の範囲内での水圧でありますので、決して非常に低い水圧ということではございません。現在低い状態にありますので、市といたしましてはこのような状況をですね、解消するために圧を上げる増圧対策を講じてまいりたいと考えております。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。来間島の困っていたお年寄りが大変喜ぶと思います。この冬寒さで震えないということだから、大変喜ぶだろうと思います。どうぞよろしく願いいたします。

もう一つお伺いいたします。地下水については、いろいろ調査報告がありまして、流域界の位置が海岸へわずかに移動しているとか、水道水の地下水の移動流域が500メートル広げるとか、地下に空洞があるのではないかとか、いろいろな指摘があります。水脈や水量についても今後継続した詳細な調査が必要だと思いますが、今後の調査についてお伺いいたします。今年度当初予算では、地下水審議会の予算も削られていたように見ましたけれども、今後調査はどのようになるかお聞かせください。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

平成29年度に実施しました地下水保全調査では、白川田湧水はこれまで想定されていた琉球石灰岩中の空洞などから湧出するメカニズムではなくて、湧水付近に断層によって生じた島尻層泥岩の高まりが遮水壁となって地下水を規制し、湧水していることが推定されました。つまり白川田の大量の湧水は、自然が形成した地下ダムの形状により湧水しているものと考えられます。また、今回の調査で実施したボーリングによりまして、白川田地下水流域面積は白川田水源地付近の流域界位置が海岸側へ広がったことによりまして、現在の12.10平方キロメートルから0.04平方キロメートル増加しまして、12.14平方キロメートルとなり、それに伴って白川田水源流域の貯留量も増加する結果となります。今後の調査につきましても、課題については引き続き調査してまいりたいと考えております。

◎仲里タカ子君

私たちの大切な命の水です。水量、水質ともに今後とも守られていく必要があると思いますので、ぜひ詳細な調査を続けていただきますようお願いいたします。

続いて、地下水は私たちの命を支える大切な資源ですが、離島である宮古島にとっては特に毎日排出されるごみをどのように安全に処理するか、これも大きな課題です。先日は、栗国恒広議員が処理の難しい排水をどうするかということを取り上げていました。また、エコアイランド宮古島宣言でもごみの排出量を10%減らす取り組みの目標値が設定されております。4月には、宮古島市一般廃棄物処理基本計画が改定、策定されております。このことを受けてお伺いいたします。ごみを分別、リサイクルすることによって持続的に減量化に取り組む必要があるということはいま以前から強調されています。しかし、

発泡スチロール、トレー等が今可燃ごみにされるなど、以前より分別の取り組みは後退しているという印象を受けますけれども、ごみの減量化についてはどのように進んでいるかお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

ごみの減量化が進んでいるかというご質問だと思います。家庭などから搬入されるごみの量は、リサイクルを行っている瓶、缶、ペットボトルも含めまして、平成29年度は約2万951トンというふうになっております。概要でいいますと増加傾向にありますけれども、特にクルーズ船の寄港等により観光客が大幅に増加した平成28年度からその傾向が顕著というふうになっております。

◎仲里タカ子君

ごみを減量化することは、観光客の増加もあるから、なかなか難しいかなということはあるかもしれませんが、でもどうしてもごみの減量化は必須課題ですよね。細かなリサイクル、資源ごみの回収が必要だと考えておりますが、細かいところで、今瓶を資源ごみで回収していますよね。瓶を資源ごみで回収していますが、ビニール袋に入れて分けて資源ごみの日に出している状況があって、あれをパッカー車で運んだら割れてしまうから、どうやってそれをリサイクル、資源回収としてつなげているかという市民の声があります。この回収方法はどうかかなと思います。このことについてお伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

瓶の回収方法についてのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、現在瓶につきましてはパッカー車で収集を行っております。パッカー車でのご収集ですので、収集時にももちろん割れが生じる可能性があります。しかし、瓶が割れたらリサイクルができないということではございません。割れている瓶と割れていない瓶、関係なくリサイクルが可能となっております。現在市が収集した瓶につきましては、色によって仕分けを行いまして、島外の事業者へ搬出してリサイクルを行っております。

◎仲里タカ子君

5月にですね、伊良部島のリサイクルセンターの、これ瓶です。パッカー車が運んでいったごみは、今つくっているリサイクルセンターができないので、伊良部島の資源ごみをちゃんと回収するようにしているということでこの間見せていただいたんですが、これをね、リサイクルしていくという感じがとてもしんどいんですよね。これを資源ごみとして回収しているとしたら、これを手で一々仕分けしてリサイクルするってすごく大変です。こんな収集の仕方ではリサイクルとはとても、資源ごみとしての回収としてはとても何か納得がいかないものがあるなということで、ちょっとお伺いいたしました。市民もとても疑問に思っています。割れても資源ごみになるかもしれないけど、大変危険ですよね、手作業で分けると。

実は、文教社会常任委員会は、5月の末に行政視察に行きましたけれども、たまたま通りかかった兵庫県小野市の一般廃棄物最終処分場があったので、ちょっと写真を写してみたんですが、これはね、資源ごみの集積所を民家の近くにつくっているんですよね。とってもきれいです。多分集積所をつくると宮古島では不法投棄がふえるんじゃないかという不安も確かにあるかなとは思いますが、でも一つの方法として、これはスチール缶とアルミ缶のコンテナにきれいにれています。隣に屋根がついているのは、紙ごみが雨にぬれたら資源にならないからなんですよね。ペットボトルも収集されています。今宮古島市民は、ペットボトルについてはきれいにラベルをとって、ふたもとってねというふうに指導されていて、きれいなごみをよく見かけますが、これも何か転がって飛んでいって散らかっているのがよく見かけられるので、

もし資源ごみを収集するとしたら、もう一つお見せします。これごみ集積所に資源回収ごみの分け方の大きなポスターがきれいに張られています。一目でわかります、どこに何を置いていいか。そして、コンテナは色分けされていまして、危険ごみの電池とか瓶はカラーで分けてくださいというふうにきれいに何種類かに分けられるようにきちんとやり方があって、こういう工夫をね、ちゃんとしないとやっぱり資源ごみを回収、ごみを減らすには、どうしても資源としてこの島から外に持って行ってもらいたいですよね。何とかしてこれを減らしていく必要があると思うので、こういう工夫はできないかということをもう一度お伺いします。

それともう一つお伺いしますね。今宮古島市は、古布の収集をしていないんですよね、古布。着れなくなった服とか、たんすにいっぱいあるんだけど、これみんなビニール袋に入れて燃やせるごみにして出してしまうんですが、でも利用できるものに関しては古布での回収が可能かなと思いますが、この取り組みができないかということについてもあわせてお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

仲里タカ子議員ご指摘のとおりですね、ごみの減量化にとりまして、やはり分別をどういうふうに行ってリサイクルにどれだけ多くのごみを回せるかというのが非常に重要になってくると思います。ごみの分別につきましては、細かくすればするほどすばらしいわけですが、なかなか市民の皆さんが理解を示してくれるかどうかという部分もありますので、そういう部分をですね、いろいろこれから啓蒙もしながら、また内部でいろいろ調査をしながらですね、検討していきたいというふうに思っております。

それから、古布についてでございますが、現在はご指摘のとおり燃えるごみとして回収しておりますが、リサイクルセンターの工場と、それからこれからリサイクルプラザを建設するわけですが、リサイクルプラザはですね、リサイクルの学習施設ということになっておりますが、その中でいろんなイベントをですね、実施することを検討していくことになると思います。その中でですね、フリーマーケット、そういうようなもので今燃えるごみとして出されている古布、そういうものが活用できないかということをご検討していきたいというふうに思っております。リサイクルセンター、リサイクルプラザ等でそういう古布を収集して、まだまだ商品としていいものについては販売あるいは再利用を図るという取り組みも進めていけるんじゃないかというふうに考えております。

◎仲里タカ子君

同じようなことが続いて申しわけないんですが、古布ですね、着れなくなった服をリサイクルプラザでリサイクルをさせる、すごく大事だと思います。同じものを着れる人に渡すというのは、いい使い方だと思いますが、でもどうしても使えない、でもこれは最終的にはウエスで使えるかもしれませんよね。修理事業者は、ウエスで車を磨いたり、汚いもの拭いたりするために購入しているということもあると思うんですけども、古布のリサイクル先を探す、そして最終的には島の外へ出していく、可燃ごみにしないという取り組みも必要だと思いますので、ぜひこの持って行き先、それから発泡スチロールのトレイの回収をしていたのになぜやめたかということの間お聞きしますと、これは引き取り先がないというふうなことだったんですけども、本当に引き取り先がこの先もないのかどうかということも含めてぜひリサーチをして、持って出せるものは出すという取り組みをしていただけるようにお願いします。

もう一つだけお聞きしますね。生ごみの回収、生ごみをそのまま水気を含んだまま出すと、水だぶだぶで、燃やせるごみにするとやっぱり炉の燃料のために重油もたくさん使うわけですね。環境によくないわけですね。炉も傷めると聞いています。それで、これをバケツに入れて生ごみを回収しましょうというのを以前一生懸命取り組んでいました。よく見かけましたが、最近はこの生ごみの回収の風景を余り見かけなくなったので、お聞きします。生ごみの回収についてはどうなっていますか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

生ごみの回収につきましては、現在も平良地区の一部で収集を行っております。収集を行いました生ごみにつきましては、民間事業者にて処理を行い、堆肥として活用、販売をしているということでございます。

◎仲里タカ子君

市内の一部で生ごみは回収が行われている。でも、どれぐらい回収が進んでいるかという、やっぱり生ごみの回収はだんだん、だんだん減って行って、今はほとんど回収がされていないような印象を受けます。ですから、生ごみも回収をして資源につなげるほうが良いというのは、それはもう誰が考えてもわかることなので、このことも含めてぜひとももう少し真剣に、どうしたら生ごみをきちんと回収できるかということをごひ環境衛生課のほうでは考えていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、ごみを減量化する取り組みのもう一つですが、市民からですね、資源ごみの回収日がわかりにくいという指摘があります。今燃やせるごみが週に3回、これ私は多過ぎるかなと思っているんですけども、資源ごみが2週に1週で、瓶なのか缶なのかよくわからない、出したらまた戻された、いろんなことがありまして、なかなか高齢化も進んでおりますから、自分のごみの日がいつかわからない。それで、これをカレンダー方式にしてほしいという要望が以前から出されています。12月定例会でもちょっとお見せしたんですが、これはですね、たまたまネットで出ている、つくば市かな、つくば市のごみの回収のカレンダーです。ちゃんとカレンダー方式になっていますから、すぐわかります。これ家庭の壁に張っておくと、きょうはですね、6月22日だから、この地域は燃やせるごみだなってすぐわかるわけですね。それから、ここの地域でもペットボトルやスプレーは隔週回収になっていますが、27日はペットボトルだとかすぐわかるようになっている。一目でわかるようになっています。高齢者の方のお宅には、ヘルパーが入っていきます。次の日のごみを回収、片づけるのはヘルパーかもしれませんが、このごみの回収が資源ごみがいつかということがわかるようにしてあげると、これはごみの減量化、リサイクル化がもう少し進むのではないかなと考えていますし、これはもう市民サービスの一つだと思います。たしか私の記憶では、有料ごみ袋ができたとき、その有料ごみ袋の収入はごみ減量化の市民の啓発のために使うというふうに言っていたような記憶があるんですが、このことを考えますと、ごみ袋は有料になったけど、啓発については余り取り組みがされているような印象がないので、お金がかかると言わないで、もっとリサイクルがね、市民にわかりやすく、それは市民の暮らしを将来よくするためのものだという啓発にぜひとも力を入れていただきたいというふうに考えます。

それで、リサイクルセンターも年内には供用開始と聞いていますし、その後リサイクルプラザもできるということですが、今後の啓発についてどのように取り組む予定かということがもしあれば教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

ごみ減量化への取り組みについて、啓発事業をどういうふうにするのかということでございます。ごみの減量化への取り組みにつきましては、宮古島市一般廃棄物処理基本計画の後期計画の中で排出抑制計画として位置づけられ、行政の役割、それから市民の役割、事業者の役割がそれぞれ示されております。その中で行政の取り組むべき方策として、意識啓発のための広報活動、美化運動の推進、支援、小中学校での環境教育の徹底、生活系ごみの有料化の継続実施、それからフリーマーケット等のごみ排出抑制に係る各種イベントの実施、マイバッグ運動の推進、リサイクルプラザ等を活用したごみの排出抑制と環境教育の実施など12項目を掲げております。この計画に沿って、広報紙やパンフレット、市のホームページ等を活用して市民に広報活動を行うとともに、宮古島市の環境を守り育てる市民協議会を中心に美化活動を定期的に行い、ごみの適正な処理の啓発に取り組んでおります。また、生活系ごみの有料化につきましては、平成20年度から継続して実施しております。現在は広く市民の間に浸透しているものと理解しております。そのほか剪定枝葉や生ごみの堆肥化についても取り組んでおり、ごみの減量化にはつながっているものと考えております。今後は、ことし12月から供用開始予定となっておりますリサイクルセンターの工場棟によるごみ処理により、ごみの再処理、資源化を進め、新たに整備されるリサイクルプラザ棟を活用いたしまして、リサイクルに関する情報の提供等を行い、ごみの減量化に関する啓発活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。先ほどから指摘があります分別化につきましてもですね、この中でさらに取り組んでいきたいというふうに思っております。

◎仲里タカ子君

もう一つお伺いしますね。観光客の増大によってごみが増加しているというお話がありました。事業系のごみをですね、事業者が直接搬入するというふうになっていると思いますが、このごみは分別搬入されているかどうかということをお伺いします。

もう一つ、ごみ指導員設置要綱というのが宮古島市にあるようですが、この仕事の内容もよろしくお願ひします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

事業系ごみの件についてでございますが、事業系ごみの搬入方法につきましては、事業者が直接搬入するか、または市の許可事業者と事業者が契約等を行い許可事業者が搬入を行う、こういう両方の方法で行っております。事業系ごみの分別につきましては、家庭系ごみと同様、分別を行っております。

それから、先ほどご質問のありましたごみの指導者ということですが、今手元に資料がないので、正確にお答えすることはできないんですが、宮古島市におきましてはですね、ごみの巡回指導、不法投棄のですね、取り締まりを行うために巡回指導を行う方々を委託しまして、委託といいますか、お願いしまして、各地を巡回しながら不法投棄の状況の監視を行っていただいているところでございます。

◎仲里タカ子君

ごみ、最終的には最終処分場に持ち込まれます。今川満の最終処分場は95%、もう満杯、ほぼいっぱいです。多分サンドイッチ方式で、もう使えなくなるし、それから野田が75%埋め立て済みと報告されていますが、あと何年利用できる予測でしょうか。それから、新しい処分場が必要だと思いますが、この取り組みについてお伺いいたします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市のごみの最終処分場につきましては、議員ご指摘のとおり2カ所ございます。その残りの容量といえますか、残容量につきましては現在、今年度でございますが、残容量の測量調査事業を行っております。これまでパーセンテージである程度、かなり埋まっているということをお伝えしておりましたけれども、これはあくまでも目視でございます、今回測量で正確な数値を把握しようということで測量調査事業を今年度入れてございます。したがって、現段階で終了期間をはっきりと正確にお答えすることはできません。今後の最終処分場の整備スケジュールにつきましてもですね、この調査を踏まえて作成を行っていくこととなりますので、現段階ではスケジュールもお答えすることはできません。予算規模にしましては、処分場の規模や用地等によって大きく変わりますので、これも正確にお伝えすることはできませんけれども、これまでに整備しました最終処分場の費用を参考までにお伝えいたしますと、平良の最終処分場は建設費用が8億9,300万円、それから川満の最終処分場が建設費用9億600万円というふうになっております。

◎仲里タカ子君

ありがとうございました。ごみについては、また再度質問を次の機会にさせていただこうと思います。

続いて、施設の管理と修繕についてお伺いいたします。定例会で川満漁港遊歩道の橋が折れて観光客が転落して損害賠償するという報告が出されています。大変不幸な事故ですが、起こるべくして起きたんだろうなという感じがします。それは、市民みんなが出かけるたびに感じているのではないかと。友利光徳議員もいろいろ壊れたところがあるという指摘をしておりました。立入禁止になっている遊歩道、川満漁港ではなくて、宮原小学校の隣にある水辺公園の木橋が腐食しています。とても渡れない。ちゃんと農村整備課が危ないからここに行かないでねという看板を張ってあるけど、それも落ち込んでいます。これ放置されている状態ですね。誰ももうここに行きません。こんな不幸なことがあちこちにあつていいものかと思うので、それでね、整備をするときは補助金や何かでいっぱいお金をかけてきれいなものをつくる。でも、管理ができないという問題をみんな考えていると思うんですが、これを例えば軽微な時期にねじがちょっと緩んでいるなどというのを見つける、ペンキを少し塗ったらもうちょっといいんじゃないかということと、これを補修するという、軽微なところを点検、修理をするという課があってもいいんじゃないか。これを点検、修理を一元的に行うシステムつくれないかということをお伺いします。

◎総務部長（宮国高宣君）

一元化したシステムはつくれないかということでございます。公園や公共施設の管理、点検業務については、議員ご指摘のとおり一部の施設で十分な維持管理がされていない状況がありました。しかし、すぐに一元化ということではなく、しっかり設置した担当課で管理の方法の見直しを検討し、安全で安心して市民の皆様が利用できるよう取り組んでいくことが大事なことだと思っておりますので、現在新たな課の設置については考えておりません。

◎仲里タカ子君

いきなり新たな課をつくれと言っても無理かなと思いますが、ただ整備するときに大きな予算を使ってその課の職員が一生懸命やります。でも、整備のところまでとなると、やっぱりその課の職員にもいろいろなお仕事があるから、なかなか目が届かないというのが、本当にこれが現実。だから、こうなってしまう

んじゃないかと思うので、これを細かな早い段階での修理、点検についてどうしたらできるかということ
をその課だけに任せるのではなくてね、市が横断的にこの仕組みが、別に課をつくらなくてもいいので、
その仕組みができないかどうかというのをぜひご検討いただきたいというふうに思います。

続いてです。宮原小学校なんですけど、これも汚いところばかり見せて申しわけないなと思う。宮原小
学校のプール、小学校もう使われていないから、このプールですよ。見てね、もう言うのが遅いと思うぐ
らいとっても危ないです。なぜかって。水がずっとたまっているからです。雨が降っても降らなくてもこ
こは、そして金網で囲ってあるけど、入れます、小さな子でも、穴があいているから。これ何とかしない
と事故が起きてからでは遅いよ。これを学校教育課から毎日見に行つてというのも大変だろうなと思うの
で、だからこういうところがいっぱいあると危ないよということを指摘します。

宮原小学校は、後利用についてまだ何も決まっていないうふうにお聞きしていますが、何か決まっ
たかどうかだけお聞きします。あるかないかだけでいいです、時間がちょっと少ないので。よろしくお願
いします。

◎**教育部長（下地信男君）**

旧宮原小学校の後利用については、現在のところ具体的な計画はございません。

◎**仲里タカ子君**

ありがとうございます。きっとプールはきょうのうちに見に行つてくださるものと期待しております。

その宮原小学校の裏にですね、裏というか、隣の幼稚園は建物が使われています。適応指導教室。この
適応指導教室ですが、西日を遮るカーテンをつける予算もないという話があつて、学習環境が整えられて
いないんじゃないかというふうに思うので、これについて今後ちゃんとしていただきたいなと思つており
ますが、一言だけよろしくお願ひします。一言で、時間が。

◎**教育長（宮國 博君）**

先ほどのプールの件でもですね、ちゃんともう一度確認してみてください。水みんな抜いてあります。
周囲も全部子供たちが入れないような、ちゃんと看板も置いてあります。管理しています。

それから、今の子供たちのいるまていだ教室ですね、ここも大変利用の仕方としては、地面に子供たち
を置きたい。今までは、何回も親のほうに置いておきました。外とのかかわりが非常に少なかった状況
がありました。それで、直接地面に触れて、置きたい、こういう子供たちを。そして、ちゃんと自然との
触れ合いの中で子供たちの立ち直りを図っていききたいというふうなことで宮原のところに置いてあるん
ですが、クレーラもちゃんと準備して置いてあります。ですから、しっかりと見てから私に対する批判なり
指摘なりはぜひお願ひしたいと思ひます。

◎**仲里タカ子君**

ありがとうございます。これ先週の写真ですから、この間にきれいになったのであれば大変結構なこと
だと思います。ありがとうございます。

（議員の声あり）

◎**仲里タカ子君**

最近の雨の後ですよ。

では、続いてですね、生活困窮者自立支援についてお伺ひいたします。文教社会常任委員会はですね、

5月に、上里樹議員もお話ししていますが、野洲市を視察に行きました。暮らし支えあい条例、とてもすばらしい条例ができていてですね、これを何とか宮古島でもできないかなということを考えてこれを質問いたしております。帰ってきてですね、宮古島市ではどうしたらいいんだろうと思って、それで福祉政策課、ここが生活困窮者自立支援制度を持っているわけですから、お聞きしました。それですね、今福祉政策課が行っている自立支援、これ何件ぐらいあるか教えていただきたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時53分）

再開します。

（再開＝午前11時54分）

◎福祉部長（下地律子君）

生活困窮者自立支援の件数ということですが、相談のあった件数でお答えしたいと思います。年間の件数で99件の相談をいただいております。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時55分）

再開します。

（再開＝午前11時56分）

仲里タカ子議員の質問の途中ですけど、まだ時間が大分残っていますので、続きは午後からにして、午前の会議はこれで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

午後の会議は、1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時56分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

◎仲里タカ子君

生活困窮者自立支援制度について、引き続きよろしく申し上げます。生活困窮者自立支援法という生活困窮とは、現に経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある者ということになっています。先ほど福祉部長は、現在99件の相談があるというふうなお答えでしたが、利用された方の相談の経路がわかったら教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

相談の経路ということでございますが、まず本人からの相談が66件ですね。家族、知人からの相談が25件。先ほどの25件は来所でございます。家族や知人からの電話とかメールとかが1件。関係機関、関係者の紹

介が6件。その他1件となっております。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。

私たちが5月の末に視察をした野洲市ですが、野洲市はですね、とてもおもしろい取り組みを、おもしろいというか、とてもよい取り組みをしております、このまちは人口が約5万人ですから、宮古島とほぼ同規模のまちです。おせっかいが基本、一人を救えない制度は制度ではないというふうにしかりと表示をして、おせっかいをする、つまり利用された相談経路がですね、本人、知人、家族のほか、関係機関から6件なんですけども、このまちはですね、各課関係機関からの紹介というか、一緒になって取り組むという形をとっているのがとてもいいところだと思うんですね。それで、生活に困窮している人、困っている人はいろんなことに困っている。借金がある。それから、離婚をした、失業した、いろんな理由があってもう混乱して立ちすくんでいるという人ですね。これ本人はどうしていいかわからない。でも、市役所にはですね、こういう人たちを発見できる場所がいっぱいあります。まず、国民健康保険課、国民健康保険の滞納が始まります。国民健康保険の滞納の方は、現在宮古島にどのぐらいいらっしゃいますか。お聞きします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

2017年度の滞納世帯数は1,301世帯となっております。

◎仲里タカ子君

では、もう一つお聞きします。市営住宅の家賃を滞納している件数は何件ありますか。

◎建設部長（下地康教君）

平成29年度で96件でございます。

◎仲里タカ子君

ありがとうございました。

今国民健康保険税と家賃の滞納のことをお伺いしましたが、この滞納した皆さんを、もしかしたら国民健康保険税も滞納で家賃も滞納かもしれないけれども、ざっと1,400件、1,400世帯ぐらいの人が困っているわけなんですよね。払えない状態。ほかにも子供の給食費が払えないとかね、水道料金が払えないとかね、それからほかにも滞納している。納付書送るけど、なかなか来てくれないというのが、役所ではちゃんとこの情報ってわかるわけです。そして、その皆さんに早く払ってくださいよ。もちろん払うべきものですから、払わなきゃいけない。でも、払ってくださいと言われて、なかったら行きづらいんですよ、役所って。ふだんは役所の人みんな優しく大好きだけど、お金払えと言われて、手元にお金がなかったら行けない。それをですね、発想を変えたやり方をしているのがこの野洲のやり方です。あなたは、子供の給食費が払えない、あなたは家賃の滞納2カ月ぐらいになっている、何かあるんですか、何か困っていることがありますかというふうに聞きましょうというふうに変えているのがこのまちのやり方です。そうすれば、生活困窮者自立支援のところに各課で困っているようだということが、情報が伝わって、そうすると役所にはまたこの人たちを救う仕組みがたくさんあります。いろんなメニューを持っている。生活困窮者自立支援制度では、家賃の援助ができる制度もありますし、家計簿ができない人は家計管理を支援しましょうというメニューもあります。国が2分の1援助していますよね。4分の3援助もあります。

だから、そういうものを利用して、あなたが困っていることを私たち手助けできますよというメッセージを送っている。もちろん税金は納めなきゃいけない。でも、困っていて払えないということがあるとしたら、これに手を打ってあげばきっと市民にとっては非常に役に立つ。役所って何ていいところなんだとなるんじゃないかと視察に行った私たちは考えたわけです。

それで、お伺いしますが、でもこういう仕組みが宮古島にはないと私は思い込んでいたのですが、ちゃんとあることがわかりました。宮古島市生活困窮者自立支援相談調整会議というのと宮古島市生活困窮者自立支援事業関係者連絡会という用語がちゃんとありまして、これ部課長級とか各課の連携ができる仕組みになっているみたいなんです。宮古島市が今要綱に沿ってどういう活動をしているのか教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

仲里タカ子議員ご指摘の要項が2つございます。まず、宮古島市生活困窮者自立相談支援事業関係者連絡会議設置要綱というものがございまして、宮古島市内の庁内の幾つかの課がですね、宮古島市の課が15の課と、あと公共職業安定所、宮古島市社会福祉協議会、その他市長が必要と認めた者ということで設置要綱があります。現在宮古島市においてはですね、関係機関との連携ということでは、今各担当課のほうで相談を受けて、担当者のほうが行って一緒に相談に来たりとかというケースがあるんですが、全体での会議ということではなくて、支援が早急に必要ということもありまして、関係する課で集まって会議を持っている状況でございます。宮古島市生活困窮者自立相談支援調整会議のほうはですね、相談を受けて、この方に生活困窮者自立支援が必要だというふうにわかったときにですね、プランを策定していくわけですが、このプランの策定について、支援調整会議のほうでこの支援プランが妥当か、そういったプランに対する評価とかですね、そういったものを調整会議のほうで確認をして支援を行っている状況でございます。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。

各課の部長等がみんなで集まって、このことについて調整をしたり、それからプランを立てて担当者がプランの評価をするという仕組みが宮古島市にもあるということがわかりました。この仕組みをきちんと機能させていくこと、についてはそれをやるに当たって、困っている人の支援をするというね、そういう考え方でやっていただけたらもっとこの仕組みはうまく使えるのではないかと。私は、大ざっぱに野洲市のやっていることを話していますが、全部を話すことができません。でも、いろんな仕組みをですね、いろんな国の制度も利用しながら、もちろんこんなにいっぱい相談来たら担当課が大変ということもあると思いますが、いろんな国の制度、補助金、仕組みを活用してうまく市民に活用できるシステムをつくっているのがこの野洲市だと思うので、ぜひ参考にさせていただいて、取り組んでいただきたいというふうを考えています。職員は、何かお話によりまして48%ぐらいが異動とか配置がえがあるようですが、福祉等、そういう相談業務に携わるところは非常に高い専門性を持たなきゃいけないということもあるから、人事の面での積み重ねができるように専門の人を課に配置していただけるような配慮が必要かなと思うので、ぜひよろしくお願いします。

続いて、それでは宮古島への陸上自衛隊の配備について、市長にお伺いいたします。このとおり市民団

体から宮古島市主催の説明会を求める要請を受けて、市長は議会で丁寧に対応しているから必要ないと言っています。議会での答弁では、市民は私を選んだんだから、みんな納得していると思う、または防衛省に説明させるというもので、とても丁寧とは思えません。そこで、市長とどのような認識のそごがあるのか知りたいと考えてこの質問を出させていただきました。

陸上自衛隊は、有事を想定して宮古島に駐屯地をつくるのではなくて、災害支援のために駐屯地をつくっているとお考えですか。お伺いします。

◎市長（下地敏彦君）

認識にそごがあるということですが、そごがあるとは一応思っておりません。それで、まずこれまでの経緯というか、それを少し整理してからお答えをしたいと思いますけれども、陸上自衛隊配備については直接影響を受ける千代田部落の基地建設反対住民の会から、平成29年3月13日、千代田カントリークラブゴルフ場への陸上自衛隊配備計画における反対の決議がなされています。しかしながら、平成30年2月22日付で千代田部落会から千代田部落住民が安心して生活できる環境を求める条件の陳情がありました。要望の内容は6項目ありますが、そのうちのひとつとして、千代田部落住民となる自衛隊員による千代田自治会への参加も含まれております。千代田部落の皆様は、現実的な対応をしており、6項目の実現に向け、市としても適切に対応してまいりたいと考えています。一方、野原部落会長からは、平成28年4月12日、市長に対し、千代田カントリーゴルフ場への陸上自衛隊配備計画の撤回を求める要請がありました。その後、平成30年3月25日の部落常会において、平成28年4月12日の撤回を求める決議は撤回されたことを確認をいたしております。これまで議員は、地元住民が反対している自衛隊の配備についていろいろとご質問してまいりましたけれども、千代田及び野原部落の住民が現実的対応に転じていることについてどう対処しようとしているのか、また議員の言う市民または市民団体とはこの千代田部落あるいは野原部落以外の人のことを言っているのか、それともどの人たちを市民という言葉で用語を使っているのか、この市民という概念についてやっぱりきちんとした形で提示をして質問していただければありがたいというふうに思っております。

それを踏まえまして、ご質問の陸上自衛隊は有事を想定して宮古島に駐屯地をつくるのではなく、災害支援のためと考えているかということですが、宮古島への陸上自衛隊配備の必要性についてはこれまでも繰り返し述べてまいりました。市民の平和と安全を守り、我が国の平和を維持するためにも配備が必要であると考えております。また、市民の生命、財産等を守ることは市長の重要な責務であることから、災害時の支援等包括的に考えた上で宮古島への自衛隊の配備について了解をしているところであります。

◎仲里タカ子君

市長のお考えでは、野原、千代田の皆さんが現実的な対応をして陸上自衛隊の駐屯地を受け入れている。その市民というのは誰のことかということなんですが、私も野原、千代田の住民ではありませんが、一応市民です。市長に説明を求めている。宮古島市内に住んでいる人は全員市民ですよ。だから、みんなが不安だ、心配だと言っていることをお聞きしようと考えたわけです。どういうことが想定されるかということが余りわからないんです。

次なんですが、地对艦、地对空ミサイル7基配備される、これですよ。これ地对空誘導、地对艦誘導、ミサイルを発射するのこれ。これ7基配備されるんでしょう。お聞きしますと、もしこの地对艦、地对空

ミサイルが実際に使われるとなると、この1台では何の用もなさないで、レーダーとかね、射程統制装置とかですね、指揮装置とかですね、運搬装填装置とかですね、これにあと五、六台はくっついてこないとかこれ仕事ができないというものなんだそうです。私も知らなかったので、これ皆さん知っていたんだらうかと思って持ってきました。みんな不安に思っているわけです。これを駐屯地に、自衛隊員は800名ここに駐屯します。でも、遊んでいるわけじゃない。ちゃんと訓練を行う。そうすると、こういう車両が宮古島にいっぱい配備されて、レーダーとかありますよね。これがあの千代田の駐屯地に配備される。そして、この車両は宮古島で使われるわけですね。そうすると、宮古島内で訓練を行うわけですね。だから、お聞きしています。

(「訓練は宮古でやるんじゃない。外国でやるんだよ」
の声あり)

◎仲里タカ子君

たくさん質問の中ありますが、この宮古島で有事の際、有事を想定して行われる訓練が宮古島で行われない、外国でと言う方もありますが、でもここに7基配備されることはもう防衛省が既に説明をしています。どこで訓練をするかと考えると、みんな不安になるわけですね。この車両では市内を並んで通るの大変なので、城辺線一周線あたりかしら、それともあの辺かしら、そこで並んで行って訓練をする。そのときは、市民の生活に影響が出るのではないかというふうに不安に思う。

(議員の声あり)

◎仲里タカ子君

そのことを市長はちゃんと市民と膝を交えて、今後ろのほうからないとかあるとか言っていますが、それがあるかどうかについてもご存じかどうかお伺いします。わからない、説明がないのであれば、ないで結構です。

◎企画政策部長(友利 克君)

議員ご承知のとおりですね、これまで防衛省、防衛局のほうから市民向けの説明というのは何度も開かれています。その中で、宮古島市に地对艦誘導弾、それから地对空誘導弾を配備するというところについては説明を受けているところでございます。

◎仲里タカ子君

もうたくさん書いてあります。ここに12個書きましたから、これってないと思っていらっしゃるかもしれませんが、市民が不安に思っていること、これもし万が一有事になったら、この車両どこに配備されて、どの地域から地对艦、海に向かって、空に向かってミサイルを発射する、どこから、それを市民はわからない。そして、説明によりますと、これ防衛省に説明私も受けたわけで、私2回行きましたけど、このことについての説明はありませんでした。もし例えば宮古島にこれを配備して実際に使うということになると、逆探知されるから、1回発射したらまた別の場所に移動するという、そういう種類の武器なんだそうです。そうすると、1カ所で発射をした後、じゃ次どこに行って隠れるの。そのときは……

(「防衛省に聞けというの」の声あり)

◎仲里タカ子君

じゃ、そうであるならば、今千代田で駐屯地をつくっています。保良では弾薬庫の配備予定が説明され

ています。ほかにも隠れたり、使ったりする場所を防衛省は確保しようと思っているのではないの。そういう情報があるかどうかお聞きしましょうか。

(「済みません、何番目の質問でしょうかね。まとめた質問でしょうか」の声あり)

◎仲里タカ子君

まとめて。

(「内容具体的に、どこでどういうふうに……」「たくさんいただいています」「議長が整理してもいいんじゃないの、議長が」「たくさんいただいていますけども……」の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

休憩します。

(休憩＝午後1時53分)

再開します。

(再開＝午後1時53分)

◎企画政策部長(友利 克君)

防空ごうをつくる計画がされているのではないかという質問でよろしいですか。

◎仲里タカ子君

はい。

◎企画政策部長(友利 克君)

説明や打診があるかということですが、敷地を新たに確保し、防空ごうをつくるとの話あるいは説明、打診については今のところございません。

(議員の声あり)

◎議長(佐久本洋介君)

静かに。ちょっと静かにしてください。

◎仲里タカ子君

それでは、たくさん書いてあるのを一つ一つ。市長がまとめてお答えしたから、まとめて話してしまいましたが、じゃ一つ一つ質問しますね。

軍事車両が訓練を行う際、市街地の例えば城辺一周線あたりで行うとして、一般車両は交通規制を受けるのではありませんか。その際市長に要請があれば国策に沿って承諾せざるを得ないですか。お伺いします。

◎企画政策部長(友利 克君)

ちょっと前置きをしたいと思います。訓練については、先ほどの誘導弾については、国内での訓練は実施しない、していない。米国でこれは実施しているということでございます。

それで、一般車両は交通規制を受けるのではないかとということでございますけども、具体的にどのような訓練をするかということの説明はございません。ただ、先ほどの誘導弾については、国内ではやってい

ないということでございます。交通規制についてでございますけども、防衛省の説明資料によりますと、宮古島において交通規制を伴うような訓練はしないということでございます。

◎仲里タカ子君

では、一度この島に置かれた弾薬庫、駐屯地、未来撤去される可能性はほとんどないと思いますが、市長のお考えはどうでしょうか。お伺いいたします。

◎企画政策部長（友利 克君）

弾薬庫の未来に撤去される可能性についてでございます。宮古島への陸上自衛隊の配備については、現在の国際情勢を踏まえ、広大な南西諸島地域の空白地帯を埋めるための配備であると説明を受けております。将来においても国際情勢等を勘案し、防衛省がその時々といたしますか、その必要性について検討をしていくものと理解をしておるところでございます。

◎仲里タカ子君

宮古島で陸上自衛隊の戦闘機を伴う訓練はないというお答え、ない、そういう訓練をすることはない…

（「誘導弾についてはない」の声あり）

◎仲里タカ子君

というお答えでした。あと2つほどありますが、もう時間がないので、私の考えを述べて一般質問終わりたいと思います。

今質問したたくさんの方のこれってどうなのというのは、市民が本当に、専門的な言葉は使えないけど、不安に思っていること、ほかにもたくさんあると思います。聞きたいことがたくさんある。市長に直接聞いてみたい。でも、市長は直接市民と対話をする場を設けてくださっていません。「福祉も人権も平和でなければ守られない」と、これは大田元県知事の言葉です。私もそう思います。子供、お年寄り、障害を負った人、弱い人に寄り添って生きていける、人権が守られる、そういう島でありたい。

（「そういう島だよ」の声あり）

◎仲里タカ子君

私は、子供のころからこの島に暮らしてきて、今よりもっと貧しい生活でしたが、戦争に巻き込まれることなく平和に暮らしてきました。今野原岳における自衛隊のレーダー施設がいつの間にか物々しく並んでいます。地对艦、地对空ミサイルを配備して、800名もの自衛隊員が配備される。この人たちは、戦うのが任務です、一義的には。時々、そうじゃなければ伊良部島に水を運んだりもしてくださるけれども、弾薬庫をつくる、それはもう戦争の準備になってきます。幾ら備えていても、ある退役自衛官が言っています。軍備は備えても備えても不安、軍縮が難しい、私たちの行く末に、子供や孫たちの未来への不安を覚えない市民がいるのでしょうか。市民の声に耳を傾けて、違う人の意見にも耳を傾けて、みずから説明を行う責任が市長にはあると思います。

では、もうちょっと話したかったけれど、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで仲里タカ子君の質問は終了しました。

◎狩俣政作君

公明党の狩俣政作です。

質問に入る前に、去る6月18日の7時58分に発生した大阪北部地震で被害に遭われた方にお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈りいたします。

それでは、通告に従いまして質問をします。よろしくお願いいたします。

まず、教育行政についてですが、1、空調設備の進捗状況についてですが、先日前里光健議員からも質問がありましたので、角度を変えて質問します。答弁の中で、設置順位は児童生徒数の多い学校、1クラス当たり、1学級当たり児童生徒数の多い学校を優先する、詳しい順番に関してはこれから幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会を開き、検討して順番を決めるとありました。具体的には幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会はどのようなことを基準にして順番を決めますでしょうか。教室の室温はもとより、学校の構造等も含まれますでしょうか。また、アトピーや特定疾患のように暑さに体が厳しい児童生徒も加味されていますか。お伺いします。よろしくお願いいたします。

◎教育部長（下地信男君）

各学校での空調設備の設置につきましては、先日もお答えしましたが、幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会において設置校の優先順位の考え方、あるいはスケジュールなどについてを協議されております。議員ご指摘の室温、それから学校の構造につきましては、生徒数の多い学級が室温が高いと。それから、建物の構造も風通しを左右して高い室温になる傾向があるというようなことなどが委員の皆さん方から意見として出されております。その意見につきましては、優先順位の考え方である児童生徒数の多い学校、なおかつ1学級あたり児童生徒数の多い学校を優先する、その方針に反映されているものと考えております。一方で、アトピー、それから特定疾患の児童生徒への配慮はその基準に反映されているかということですが、前回の幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会ではこれらの考え方に含めるかどうかについての意見は出ませんでした。ただ、議論は継続しておりますので、この点を考慮する必要があるのかどうか、次回の幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会に提案してみたいと考えております。

◎狩俣政作君

では、空調機器はどのようなものを使用するのか、機器仕様書ができていますかどうかわかりませんが、今後のメンテナンスにも大きくかわると思います。室外機の台風対策、基盤等の腐食防止、ブルーフィンを使用するなど、また空調の温度管理も各学校単体で行うのか、総括システムで一括管理するかなど対策も幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会で行われますか。答弁をお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

空調機の維持管理につきまして、ランニングコストを最小限にとどめるというのが基本的な方針であります。電気料の削減はもとより、設置する設備や器具等につきましても、議員のご指摘のとおり、長期的に使用できるように台風やさび対策というのはもう必須の条件であると考えております。今年度実施設計を策定してまいりますので、これらの対策につきましては設計の中に、しっかり仕様書の中に反映できるように調整してまいります。

それから、管理方式ですが、今幼小中学校普通教室等空調設備設置検討委員会に上がっておりますのは、やはり学校に管理者を置きつつも全体をコントロールできるような、一括管理、この2つの方式

があると思いますけども、これも継続していきますけども、先ほどの基本的な方針であるランニングコストを最小限にとどめるといふ観点から議論していきたいと思います。

◎狩俣政作君

脳科学の権威である東北大学の川島教授はこう言っています。「気温が1度上がると学力は5%低下する」と。教室の適温が25度から26度だとすれば、室温が全ての小中学校で30度を超えていると調査されている宮古島市の児童生徒の学力は25%から30%から低下している状況になります。どうにかこの空調設備事業が工期のおくれがなく一日も早く全ての小中学校にクーラーが設置できるよう、よろしく願いいたします。

続きます。2番、教育環境整備についてですけども、これは3月定例会で質問しましたが、体育館の水銀灯の交換、床の剥離、腐食、割れた窓ガラス、雨漏れなどの補修、改修等は各小中学校の校長先生の要望書により内容を確認の上、業者に依頼するとありました。では、年間に何件の要望があり、そのうち何件が対応できていますか。お伺いします。

◎教育部長（下地信男君）

学校からの施設の修繕等の要望につきましては、毎年予算措置の関係で10月ごろに取りまとめているようですけども、正式文書、予算づけの文書、あるいは突発的な修繕を要する部分については電話での対応もありますので、その辺を含めて申し上げます。平成29年度の実績で申し上げます。幼稚園が平成29年度中に現場からの要望があったのが45件、それで処理件数が35件の執行率が75%です。小学校が287件に対しまして、223件の処理、78%の執行率です。中学校が234件、処理件数が164件の70%の処理でございます。合計しますと566件の要望に対しまして422件を処理しておりますので、執行率は75%ということになってございます。

◎狩俣政作君

教育環境整備は、児童生徒の学校生活を安全、快適にすることのみならず学力向上にもかかわりますので、各学校からの要望には迅速に対応していただくようよろしくお願いいたします。

3番に参ります。学力向上についてですけども、これも3月定例会で質問しました。そのときの答弁で、従来までの授業形態ではなくして、授業を改善して、授業を転換していいんじゃないかという機運が盛り上がりました。宮古島市には、魅力ある学校づくり予算が1,000万円あります。この予算を使って学校長に、学力向上のための取り組みを、それぞれの学校で課題を見つけてくださいと、その中で出てきた大きな課題にこの魅力ある学校づくり予算を投入することによって1つずつ改善された結果、小学校では全国平均に至り、中学校はあと4ポイントで平均になる。では、具体的にどのように学力向上の取り組んでいて、魅力ある学校づくり予算はどのように使われていますか。答弁をお願いします。

◎教育長（宮國 博君）

学力向上についての質問、大変ありがとうございます。大変関心を持っていただいて本当にありがたいと思っております。小中学校の学力の向上に向けてはですね、学力向上推進要綱を作成して、学校と我々教育行政が一体となって取り組んでいるわけでございます。次期学習指導要領で、学習内容に加えてですね、主体的、対話的という言葉が入りましてですね、その中で深い学びをすると、こういう視点がありまして、その視点に基づく授業改善を求めています。県に新たに作成された学力向上プロジェクトも踏まえてで

すね、本年度は学力向上の取り組みの重点を授業改善としていろいろ取り組んでまいりたいと思います。具体的にはですね、小中連携した系統的、継続的な組織づくり、これ小中連携と我々呼んだりしますけれども、これにとどまらずですね、幼保小、幼稚園と小学校のつながりをどうするか、幼稚園と保育所のつながりをどうするか、いわゆる保幼の連携のですね。こういうふうな大きな継続的な組織づくりをするということですね。それから、問いが生まれるというふうな表現の形をしているんですが、生徒から聞く、生徒が問いを出していくと、こういうふうな効果的な授業をですね、これをつくっていかうと、こういうこと。それから、教育行政による効果的な支援体制ですが、これは後で教育部長のほうで具体的な数字は出しますけども、そういうこと。それから、集団づくりですね。集団づくり、集団で考えていくと。いわゆるこれが対話的な深い学びにつながると、こういうことでございます。それから、先ほど議員がおっしゃったところの魅力ある学校づくり予算等々をですね、踏まえた上での授業を展開していくところでございます。

それとですね、これ私の説明不足の部分もあるかもしれませんが、実は我々全国レベルという言葉をよく使いますが、これについては大変いい機会ですので、もう一度説明しますと、全国の平均が出ますね。これの上下3ポイント、上、下の3ポイントはいわゆる全国レベルというような形で捉えてよろしいというのが国、県の考え方でございます。したがって、沖縄県は全国を超えましたのでね、その中で宮古島も全国を超える形もありますし、教科によっては、ある分野によっては落ちる部分もありますけれども、大まかもう全国レベルに至りました。そして、中学校はですね、今全国レベルとは4ポイントの差でございます。したがって、あと1ポイント踏ん張ってくれば、いわゆる先ほど申し上げたところの3ポイント以内に入っていく、私としては全国レベルに至ったという評価をしたいと、こういう強い思いが現在ございますのでね、どうぞ支援をよろしくお願いしたいと思います。

◎教育部長（下地信男君）

私のほうからは、魅力ある学校づくり推進事業についてご説明を申し上げます。宮古島市独自の学校支援事業として、魅力ある学校づくり推進事業という事業を行っております。これは、各学校が独自に企画、運営する学校づくりの取り組みを支援するものでございまして、取り組む全ての学校が児童生徒の学力向上を目指して独自の工夫を凝らして実施しております。平成29年度の実績によると、小学校17校、中学校12校が本事業を活用しておりまして、授業研究会の開催、教育講演会における島外からの講師招聘、これは講演会というのは先生方の研修の機会ですね。それから、学力向上に向けたオリジナルノートの作成、放課後の学習支援員等の人材活用などなど、学校独自の取り組みが行われておりまして、全国学力テストの向上、あるいは教師の授業改善による授業力の向上など、児童生徒の学力向上に大きく寄与しているものと考えております。

◎狩俣政作君

宮古島市の学力向上対策費は1,200万円とありますが、これは幼稚園を除く小学校18校、中学校14校の合計32校で単純に割ると、1校当たり37万円とかなり少ないと思います。今回文教社会常任委員会で視察した兵庫県小野市は、市内4校区全て小中一貫教育で、子供たちをマイナス1歳から15歳まで、つまりお母さんのおなかにいるときから中学3年生までを、子供たちの夢をかなえる小野市16カ年教育というふうに掲げ、学力向上に取り組んでいます。小学校1年から中学3年まで、全ての小中学校にICT教育を導入

し、学校の先生方が作成した小野市独自の検定、おの検定を初め、全ての小中学校にALTを配置し、小学校1年から外国語活動を実施し、グローバル化、高度情報化社会に未来を切り開いていく人材育成、その原動力は教育だと言っていました。全国学力・学習状況調査でも常に上位です。ちなみに、小野市は平成23年6月に市内全ての教室に空調設備を完備しました。設置率100%です。学力向上の予算は2億5,000万円でした。行政と議会の理解によって小野市の教育は進んでいますと話していました。宮古島市も学力向上対策のほかに、教師力アップ、ライオンズクエストとかソーシャルワーカー、ICT授業、ALT等含めれば5,000万円以上はあると思います。今後は、やっぱりさまざまな交付金を活用していただいて、2年後に全ての教室に空調設備が完備されれば間違いなく全国平均を超えていくと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

続きまして、一括交付金を活用しての楽器購入の件ですけども、これも3月定例会で質問しましたが、そのとき公用施設の施設整備等、また修繕、維持管理などには活用できませんと言われました。しかし、これをうまく活用している自治体があります。沖縄市、うるま市、久米島町、その中でも沖縄市の方に話を伺ってきました。すると、平成24年に中学校に3,200万円、平成27年に小学校に3,000万円の予算を計上したとのこと。この時期から沖縄市の吹奏楽部は強くなり、美里中学校、山内中学校は九州大会の常連校、全国大会にも参加しています。それに刺激を受けて、近隣校の北中城中学校、古堅中学校など、中頭地区は県では常に上位を独占しています。一括交付金をどう活用したのと聞くと、この事業を吹奏楽部支援楽器整備事業として沖縄市のさまざまなイベントに参加し、演奏を披露して市の文化事業の一環として役割を担っているということでした。宮古島の吹奏楽部の子たちも、全日本トライアスロン宮古島大会、宮古島100kmワイドマラソン、エコアイランド宮古島マラソン、メーデー、クルーズ船の出港式、さまざまなイベントで演奏を披露しておりますが、この事業が活用できるか答弁をお願いいたします。

◎教育部長（下地信男君）

一括交付金を活用した楽器の購入につきまして、小中学校、小学校に4校、中学校に3校の吹奏楽に取り組む学校がありますけども、楽器の整備になると、やはり高価なものだけにですね、なかなか学校予算だけでは難しいということ、また国庫補助金も見当たらないということで、今一括交付金の活用を考えておりますけども、一括交付金の活用をするにはですね、やはり沖縄県ならではの特殊性、あるいは宮古島という離島県のさらに離島という特殊性に基づく事業の仕組み方というのが求められておまして、今どういう仕組みをしようかということで、宮古島の特殊性は何になるか、離島であるということ、あるいは音楽を通じた人材育成に寄与すること、そういう視点からですね、この仕組みづくりを研究しているところです。教育部だけではなくて、一括交付金を担当している企画調整課ともですね、広く情報を収集して検討してまいりたいと思います。これ仕組み方がしっかりできれば活用は十分可能だと思いますので、しっかり取り組んでまいりたいと思います。

◎狩俣政作君

ありがとうございます。

昨年の6月に2つの異なる楽器メーカーと知り合うことができました。このメーカーは、毎年6月に行われる沖縄県吹奏楽祭の会場に楽器を展示、販売するために東京都、山梨県から来ています。このメーカーたちに宮古島の楽器の状態を話したところ、沖縄県吹奏楽祭を終えたその足で自腹で宮古島に来ていた

だき、2泊3日で3人のスタッフで子供たちに演奏の指導と状態の悪い楽器を30台も直していただきました。道具も材料も全て持ち込みで、修理に出せば安いもので3,000円から、高いものでは5万円以上する修繕を全て無償でやってもらいました。この方たちが言うには、「沖縄の中でも突出して宮古島の楽器環境は悪い。30年前の楽器をいまだに悪い状態で吹いている。そんな中でもけなげに練習をして、実力は県でもトップレベルにいて九州大会にも派遣されるほど。私たちでよければ少しでも力になります」と言っておりました。実はことしも来てくれました。今週の月、火です。仕事上1泊2日でしたけども、4人のスタッフで夕方の5時から次の日の昼の12時まで、20台の楽器を修理してもらいました。もちろん無償です。何の縁もゆかりもない宮古島に来てくれて、こういう方もいるのです。どうか子供たちの努力が報われ、最高のパフォーマンスができますよう、この事業を強く要望いたします。

次に行きます。スポーツ、多目的施設についてですけども、宮古島にはさまざまなスポーツ、多目的施設がありますが、今回私が取り上げるのは宮古島市陸上競技場、前福多目的広場、市民球場、スケートパークの4カ所です。これは、施設をふだん利用している方からの要望です。まずは、市民球場ですが、私も見てきました。外野のフェンスというか、壁ですね、これの接触防止のために張られているラバーみたいなものがあるんですけど、これが剥がれていると。試合で児童生徒がぶつかってけがしないか心配だと言っていました。早急に修復は可能でしょうか。伺います。

◎生涯学習部長（下地 明君）

まず、市民球場のフェンスラバーが剥がれているということですけど、市民球場のフェンスラバーについては昨年の台風により剥離したもので、災害復旧により修繕する予定でした。専門業者に足を運んでいただき調査したところ、劣化が激しく、補修を行ったとしても次回の台風襲来した場合保証することができないとのことでした。幸いにもクッション自体は剥離しておらず、球場使用に関しては支障のないものと判断しております。

◎狩俣政作君

ありがとうございます。

続きまして、次は前福多目的施設と宮古島市陸上競技場ですけども、今回インターハイで宮古高校サッカー部が県大会準優勝しました。このことにより、次の大会で宮古高校がベスト4に残ることができると、宮古島で大会が開催されることになるのですが、大会関係者によると宮古島にはサッカーを開催する施設がないと、宮古島市陸上競技場は砲丸などの跡があり、地面がぼこぼこしている。走ると足をとられて捻挫する危険があると。前福多目的広場は、芝が剥がれていて、私も確認しましたがけども、地面もかなりぼこぼこしていました。後で聞くと、ラグビーとかいろんなイベントで使っているとのことでした。この両施設は、定期点検や芝の張りかえなどの考えはありますか。お伺いします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

前福多目的広場の芝の状況がよくないという質問でございます。議員ご指摘のとおり、本市の体育施設の設置目的として、市民の健康増進及び体育振興であります。この施設の中でオリオンピアフェストや産業まつり、設置目的とは異なるイベントなどが行われてきたことにより、そういう芝の養生、管理が行き届いていないということと、また各競技団体が年がら年中使用しているということで、芝の養生期間が確保できないというような状況で、芝の状況が悪いというような状況であります。今後ですね、そういう利

用者との調整を行いながら、養生期間、そういったのも図りながら管理していきたいと思えます。よろしくお願ひします。

◎狩俣政作君

養生期間とありましたが、このサッカー大会は10月に行われるということなんですけども、もちろん宮古高校がベスト8に残ればなんですけど、芝の修復は間に合いますか。お伺ひします。

◎生涯学習部長（下地 明君）

芝の状態が悪くてサッカーに間に合うかという質問ですが、これについては現場を確認した上で間に合うように検討してまいりたいと思えますので、よろしくお願ひします。

◎狩俣政作君

ありがとうございます。

次に、スケートパークですが、この施設でのイベントに昨年夏参加してきました。かなり暑いんです。日陰が一切ありません。イベントに出演するゲストも観客も演技をするプレーヤーもみんな太陽の下にいます。中には体調を崩して近くの駐車場に置いてある車の中でクーラーをかけながら休んでいるんですけども、結局車と施設が近いもんですから、もう排気ガスで弱ってしまうという悪循環がありました。日曜日に訪ねていったんですけども、子連れのお父さんがいてですね、話を伺うと、「日中はとても暑いので、日が沈んでから来ていますよ」と話をしていました。でも、この施設の入り口には大きなゲートがあってですね、スケートパークの利用についてという看板があります。そこにはですね、利用時間は午前9時から日没までとあります。日没からの利用が多い中で、照明設備も電源も何もないので、利用者が自分たちで簡易照明をバッテリーでつけて使用していました。スケートパークにナイター設備と雨でも使用でき暑さがしのげる屋根の設置ができるか答弁をお願いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

スケートパークでのですね、日陰をつくる屋根の設置につきましてはですね、利用者の意見などをですね、調整をしながら、補助事業の導入を見据えた予算措置を検討して対応していきたいというふうにお願ひしております。

◎狩俣政作君

ありがとうございます。スケートボードは、オリンピックの種目にもなっております。宮古島からオリンピック選手が出るかもしれませんので、一日も早くよい環境で練習ができるようによろしくお願ひいたします。

続きまして、道路行政についてです。押しボタン式の信号機設置についてですけども、この件は昨年12月定例会で質問しました。児童生徒の通学路での車両の交通量が多く、横断困難な場所3カ所をピックアップして話をしました。1つは、市道A1号線の北中学校から南方面に旧マルケンミート十字路です。児童生徒が登校する時間帯の朝7時40分から朝8時10分までの30分間、この場所での車両の往来台数は631台でした。これは、3秒に1台の間隔で車が往来していることとなります。2つ目の学びの森前丁字路では、同じ時間帯で391台でした。3つ目の宮古島市陸上競技場前の交差点は436台でした。このことを踏まえ、児童生徒の安全を確保するため、押しボタン式信号機の早目の設置を要望しましたが、その後の進捗状況を教えてください。よろしくお願ひします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

信号機の設置についてのご質問にお答えいたします。さきの議会で要望のありましたマルケンミート前の交差点への信号機の設置、それから東小学校近くの学びの森入り口丁字路交差点への押しボタン式の信号機設置につきましては、ことしの1月に宮古島警察署に信号機設置の要請を行っております。また、宮古島市陸上競技場交差点の信号機の設置につきましては、平成26年8月から設置の要請を毎年行っているところでございます。今年度も5月に宮古島警察署へ合計28件の要請を行ったところですが、その中でも行っています。今後も宮古島警察署に対して要請箇所の交通状況を踏まえ、現場の共通理解を図りながら沖縄県警察本部のほうに強力に上申していただくようお願いをして設置を求めてまいりたいと思っております。

◎狩俣政作君

一日でも早く信号機ができますよう、これからも強く要請してください。よろしく申し上げます。

続きまして、市内の街灯についてです。これは、観光客からの要望です。市内の通り道、西里通り、下里通りは街灯があり明るいのに、その通りの裏道や横道、西里通りは真っ暗で怖くて歩けません。通称根間公園付近は、よく若者がたむろしていると。けんかなどのトラブルが頻繁に起きるため、近所の方が自腹で街灯を幾つか設置してあります。その方に話を聞くと、何度も要請しているんですけども、一向に設置ができません。その間に治安は悪くなり、商売にも影響するので、やむを得ず自分で設置しました。しかし、電気代がばかになりません。国内外を問わず観光客が増加している現状において、街路灯の整備は大切だと思いますので、当局の見解を伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

市内の防犯灯の設置についてのご質問がございましたので、お答えいたします。市内における防犯灯の設置につきましては、宮古島市防犯灯設置規程に基づいて設置をしております。管理者になっていただく市民または地域の担当者及び自治会等から申請を受け、防犯灯の設置が必要であると認めた場合、防犯灯を設置しております。また、原則設置した防犯灯の電球の交換、それから機器の補修、また電気料の支払いにつきましては、それから撤去も含めまして、これは管理責任者になっていただく個人または地域の担当者、自治会が行い、その費用についても負担をしていただいております。議員からお話のありました根間公園周辺の防犯灯につきましては、要請をどういうふうにかけているかちょっとまだ確認をしておりますが、この件についてもですね、状況を確認をしながらですね、対応ができるかどうか担当者のほうに指導していきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

次に行きます。観光客増加に伴う道路拡張についてです。宮古島の観光客数は、100万人を突破する勢いです。来年には下地島空港も開港し、LCCの参入、平成32年には大型バス、さらにふえる大型クルーズ船による海外からの観光客、あと四、五年もすれば宮古島は大きな転換期を迎えると思います。そのため早目のインフラ整備を行っていかないと大変な状況になると私は考えます。まずは、城辺線、空港へ曲がる交差点までは4車線です。交差点を越えるとその後は2車線ですけども、東平安名崎まで4車線に拡張することにより、観光バスやタクシー、レンタカーなどによる観光地へのスムーズな運行も行え、今後統合する中学校への通学バスや確実にふえる車両の往来にも応えられます。道路の渋滞緩和と事故防止

のためにも城辺線4車線拡張を要望します。

次に、上野線です。ここは、J T Aドーム宮古島でイベントがあると、空港方面から来る車両と上野方面から来る車両がJ T Aドーム宮古島に曲がる丁字路で大渋滞を起こします。その際に観光バスやレンタカー等が重なると全く動けません。今後J T Aドーム宮古島の周辺には巨大ショッピングモールも建設予定になっております。渋滞緩和は、事故防止にもつながりますので、早目の4車線の道路拡張を要望します。

次は下地線です。この道は、横への抜け道がない道で、よく法定速度以下で走行する車があるために頻繁に渋滞を起こします。また、無理な追い越しから事故の多い道路でもあります。この道は、前浜ビーチや来間大橋に向かう道でもありますので、今後増加する観光客のためにも早目の4車線の道路拡張を要望します。

以上を踏まえて当局の答弁をよろしくお願いいたします。

◎建設部長（下地康教君）

ご質問がございました城辺線、上野線、下地線はですね、これ沖縄県の宮古土木事務所が管理しております。そこに問い合わせしたところですね、現在のところ整備計画の予定はありませんという回答がございました。しかしながらですね、市としましては地元関係団体などから市への要請等があればですね、県に対して働きかけていきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

道路拡張が実現するには長い期間がかかるとは思いますけれども、来るべき時期に備え、早目、早目の対応をよろしくお願いいたします。

続きまして、悪臭を放つ排水路についてですけれども、これはサンエーターミナル店から上のほうにある東川根地区ですね。白梅弁当の横にある排水路です。全長は20メートルほどで、地上から深さ3メートル、幅70センチの排水路になります。周辺的生活排水が流れていますが、そこから白梅弁当前の大きな道路、Aの29号線ですかね、の下にある排水口につながっていくんですけども、そこに問題がありました。この道路の下にある排水口のバイパス管が排水路より20センチ高いんです。この排水路は、常に排水がたまっている状態なので、雨が降らない夏場には悪臭を放ちます。窓もあけられないと住民は言っていました。この排水口へのバイパス管の下部分を20センチほどはつってしまえば、排水路にたまっている排水も流れると思いますけれども、このような工事は可能かお伺いします。

◎建設部長（下地康教君）

狩俣政作議員ご指摘の排水路はですね、民地でありまして、民地内にある私的排水路でございます。確認したところですね、段差があって雑排水がたまりやすい状態で、悪臭が発生している状況が確認されております。今後ですね、そのような議員ご指摘のような状況をですね、改善するために排水路の所有者とですね、話し合っ調整をしながら適切な汚水処理を今後検討していきます。

◎狩俣政作君

ありがとうございます。ここに住んでいる住民は、長年悪臭で悩まされています。一日でも早く悪臭が解消できますようよろしくお願いいたします。

次に行きます。観光行政についてですけれども、第1回宮古島国際文化交流フェスティバルについてです。

これに関しては、山里雅彦議員も質問したので、私からは角度を変えて質問します。まず、パンフレットの入場料の項目のところですね、1公演（2時間）、当日チケット3,000円。1日入場チケット（4公演、10時から22時、オールナイト）、当日チケット1万円。オールナイトチケット、22時以降、5,000円。サポーターズチケット、10日間終日、前売りで3万円とありますが、この1日公演（2時間）と当日チケットのお客さんのチケットの区別をどのようにつけるか、またオールナイトとありますが、どのようなことが行われるか教えてください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

ただいま実行委員会にですね、問い合わせたところ、1公演チケットの客、またほかのチケットの客の判断ということでありまして。実行委員会では、QRコードやICチップなどを使った判別方法など、できる限り人の手を使わない方法を現時点では検討しているということでありまして。

オールナイトとはどのようなことか教えてくださいということです。夜の公演では、日本でもトップクラスの伝統、音楽の演奏者による演奏を予定しております。この場合、団体ではなく個人の場合が多く、しかも日本屈指の演奏者の演奏が聞けるということでありまして。

◎狩俣政作君

では、オールナイトは10時以降にずっと何時までやられるのか、その辺ですね、ずっと朝までやるのか、1時間で終わるのか。5,000円もするので、チケットが、わかるのであればお願いします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

時間帯については、確認してから後で答弁しますので、よろしくをお願いします。

◎狩俣政作君

次に、沖縄県内、国内団体参加基準の項目に、参加費用なし、渡航費及び滞在費は主催者が負担とありますけども、どのような仕組みなのか。また、海外からの参加者も同様なのか。このイベントに総勢1万人が参加するとありますが、この出演者が宿泊する施設は確保できますか。答弁願います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

渡航費、滞在費、主催者負担の仕組みということでありまして。主催者側では、指定した旅行会社を予約していただき、一旦代金を支払っていただきます。そして、宮古空港到着時、領収証を提示していただくことで渡航費、滞在費の全額を旅行会社からお返ししますということでありまして。

海外からの参加と国内からの参加者の違いということで、海外からの参加につきましてはC I O F F J A P A Nの規程に従う形になります。宮古空港までは、個人で負担していただき、宮古空港からの交通費、滞在費等は主催者負担とさせていただきますということでありまして。

出演者が宿泊する施設の確保について、現時点では主催者が指定した旅行会社がおおよそ3,000人分の宿泊を確保しております。出演者のほとんどはこちらに宿泊していただきますが、足りない部分に関しては公共施設の利用についても検討していく予定でありますということです。しかし、公共施設の利用につきましてはさまざまな課題があり、市としての対応と観光業界の連携も必要となるため、地元の受け入れ対策として協議をしていくことが必要だと思われまして。

◎狩俣政作君

ちょっと今の答弁で気になるところはですね、県内、国内の出演者は無料で来れる、海外に関しては宮

古空港までは自己負担ということは、海外のほうが何か不利な感じしませんか。宮古空港から帰るのは払うけども。その辺ももうちょっと聞きたいんですけども。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

海外の出演者との違いであります。これC I O F F J A P A Nの規程にのっとってということでありますので、我々地元のほうでちょっとわかりかねますので、実行委員会のほうに確認してからまた答弁したいと思います。

◎狩俣政作君

出演者の方々の楽器とか民族衣装とかの、楽器なんて多分高いものもあると思うんですけども、確保する保管場所がありますか。お伺いします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

実行委員会もまだ検討中であるということでありますけど、楽器、機材の保管場所については、合宿所として使用する廃校、休校している学校、体育館などを保管場所として確保したいということでありますので、先ほど言ったように市としてもいろいろハードルはあると思いますので、検討していきたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

◎狩俣政作君

J T Aドーム宮古島は、毎回大きなイベントをするたびにですね、付近の道路が大渋滞しますけども、駐車場を含めてどのような対処法を考えていますか。お伺いします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

渋滞対策、また駐車場対策として、原則として自家用車ででの来場を避けていただき、バス、タクシーでの来場をと考えております。各宿泊所やホテルのシャトルバスおよそ20台をピストン運行ということで計画をしているということであります。

先ほどのオールナイトでありますけど、22時から翌朝までという予定をしているということでありますけど、まだ決定じゃないということでありますので、また実行委員会に確認したいと思います。

◎狩俣政作君

では、このイベントに参加した出演者と地域の学校の生徒たちとの交流などはありますか。また、考えていますか。答弁お願いします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

出演者と地域の学校などの交流会をします。島内にある小中学校、養護施設、老人ホームなど交流を行うことを検討しております。参加団体が多いこともあり、いろいろ国や地域の人たちと触れ合うことができると考えております。

◎狩俣政作君

宮古島は、全日本トライアスロン宮古島大会を初め、多くのスポーツイベントが開催され、スポーツアイランド宮古島として全国的にも知られております。このような大規模な文化イベントが官民一体となって最高のおもてなしができ、大成功できるよう私も応援いたします。

次、防災、防犯についてです。各小中学校周辺の街灯についてです。宮古島市の小中学校周辺の街灯を全て調査してきました。1校ずつ調査結果を述べてもいいんですけども、時間がかかりますので、簡潔に

言います。校舎に水銀灯などがあり、正門が明るく、周辺の道路にも街灯が整備されている学校は、小学校で2校、中学校で1校でした。私が調査した時間帯は、夜の8時から9時半ごろなので、児童生徒の姿を見ることはありませんでしたけども、冬の時期は17時ごろからでも暗くなります。部活を終わって帰るころには真っ暗な状態です。学校周辺での不審者情報もあります。全国的には悲惨な事件も起きています。防犯の観点からもソーラー式LED街灯の設置を要望しますが、当局の見解を伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

先ほど市街地での防犯灯の設置についてお答えした内容の中で、宮古島市の防犯灯設置規程というのがあるということをお伝えしましたが、この規程の中でですね、地域からの要望がない場合でも市長が必要と認めれば防犯灯を設置することができるという規定がございます。学校周辺についてはですね、学校によりましては住宅地を離れたところにあつてですね、その管理責任者がいないということなども十分考えられますので、これについては学校周辺を調査をしながらですね、街灯が必要な箇所については設置をすかどうか検討しながら、また管理につきましてもですね、適切な管理者がいないということであれば市のほうで管理をするという方法もございますので、しかし予算の都合もございますので、この辺を加味しながらですね、調査をして検討していきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

市長、ぜひともお願いします。

次に関連しているんですけども、なぜソーラー式LEDなのかということにつながりますけども、学校は大体避難所として指定されておりますよね。災害は、いつ起こるかわかりません。夜中に地震が起きて、停電になった場合、ふだんの街灯は全くつきません。道路は、真っ暗になってしまいます。かなり危険だと思います。なので、ソーラー式LEDを推進しているんですけども、ネットで調べたら2万円ぐらいで簡易的に電信柱につけられるようなソーラー式街灯もあります。その辺も加味していただいて、お願いします。

また、通告はしていませんけども、今回調査した中で高さが190センチを超えるブロック塀がある学校もありました。また、通学路の横に2メートルほどの石積みの塀がある学校もありました。大阪北部地震では、学校の塀が倒壊して9歳の女の子が亡くなりました。決してあつてはいけないことです。テレビ報道等でもありましたが、全国の学校に緊急点検を実施するようにと、ぜひとも早急なる点検をよろしく願います。

次に行きます。宮古島市における防災マニュアル、減災の対策等がありますか。伺います。

◎総務部長（宮国高宣君）

防災についてでございます。防災、減災ということでございます。まず最初に、防災のマニュアルがあるかということでもありますけど、ことしの3月において防災マニュアルを4種類策定しております。

防災、減災について、宮古島市では津波の影響が想定されている地区へ、与那覇地区防災センター、伊良部地区津波避難所、池間地区防災センターの避難施設の整備や、下地地区において民間との避難ビルの協定を行っております。また、地元住民、観光客も含めた防災意識の向上を図るため、海拔表示の設置や非常食等の備蓄等を行っております。また、その他の取り組みとしまして、地域や学校、事業所等において自助、共助の観点から、家屋の耐震化、家具の固定、日ごろからの備え、地域とのつながり、避難の方

法等を防災講演会や避難訓練の実施を行い、防災、減災に取り組んでおります。そういった防災講演会を通してですね、冊子がございます。わかりやすいものですが、そういったものをですね、配布しながら防災、減災に係るですね、日ごろからの家庭においての減災について講演会を行っているということがございます。

◎狩俣政作君

宮古島市は、247年前に明和の大津波で大きな被害を受けました。地震は、何百年に1回の間隔で発生すると研究発表されています。市民が安心して暮らせるように防災マニュアルの周知徹底をよろしく願いいたします。

続きまして、福祉行政です。ストレッチャー渡航費についてですが、今回補正予算が組まれていますが、詳しい内容を教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

ストレッチャー渡航費についてお答えいたします。今回ストレッチャー及び酸素ボンベ使用助成金13万8,000円の補正予算を計上しております。これは、航空機内において座位を維持できないため横になる必要がある重度の障害のある方が使用するストレッチャーの料金として、往復5万4,800円掛ける2回の11名分、120万6,000円と、同じく酸素吸入が必要な障害者等が使用する酸素ボンベとして、往復6,000円掛ける2回の11名分、13万2,000円を計上しております。

◎狩俣政作君

11名分とありましたけども、この11名分の予算の根拠は何ですか。

◎福祉部長（下地律子君）

予算根拠の11名の根拠でございますが、まず利用対象者の算定に当たりまして、障害者手帳の1級、2級の取得者、そして障害支援区分5以上の方で、区分認定調査において移動、動作の内容から座位保持が難しい障害者16名、障害児11名の合計27名を抽出いたしました。そのうち者の多くがですね、施設入所ということもありまして、主に利用頻度が高いと想定される障害児11名分を計上いたしました。

◎狩俣政作君

では、このストレッチャー渡航費には付き添いの方の渡航費も補助はありますか。伺います。

◎福祉部長（下地律子君）

今回策定しました交付要綱におきましては、付き添いで同行する親族などへの助成を定めておりませんが、利用状況を見ながら今後また検討していきたいと考えております。

◎狩俣政作君

ほかの渡航費助成を行っている特定疾患とか小児特定疾患、難病、また子宮頸がんワクチンもありますけども、全ての方に付き添いがついています。今回ストレッチャーなので、寝たきりで動けない障害児、障害者が対象なので、何よりも付き添いが大切になりますので、付き添いの方の渡航費助成ができますようよろしくお願いいたします。

次に移ります。環境行政について。不法投棄残存ごみについてですが、今現在宮古島市には不法投棄残存ごみはありますか。お伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

議員ご指摘の残存ごみという表現でございますが、宮古島市におきます不法投棄でまだ整理がついていない、残っているごみということで理解をしたいと思いますけれども、平成29年度末現在で推計で128トンでございます。

◎狩俣政作君

そのごみは、今後どのように対処しますか。お伺いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

128トンのごみの中には、撤去作業をするに当たり二次災害のおそれがあると労働基準監督署から指摘をされて撤去されない箇所もございます。撤去可能であるごみについては、早期にその対応策を検討しまして、撤去あるいは今後の不法投棄の防止、そういう対策で取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

以前に移動式の防犯カメラを設置したと思いますけども、今後不法投棄がなくなるように対応をよろしくお願いいたします。

最後に、宮古島は今後5年以内に、観光もそうですけども、教育も福祉も全ての分野が大きく変わる時代、歴史に残るターニングポイントが来ると思います。そんな激動の中にあっても、市民の皆さんが安心して暮らせる宮古島市になるように、行政と議会で市民の両輪になっていけるよう頑張っております。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

しばらく休憩して、3時15分から始めたいと思います。

休憩します。

（休憩＝午後3時04分）

再開します。

（再開＝午後3時15分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

◎平 百合香君

本日最後の質問者になります。皆さんお疲れのこととは思いますが、どうぞ最後までお付き合いいただいて、よろしくをお願いいたします。

では、通告に従いまして質問させていただきます。2013年6月定例会で高吉幸光議員がブックスタートについて質問されましたが、その後の進捗状況と何がネックになっているのかを教えてください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

2013年6月定例会の高吉幸光議員からの質問、その後の進捗状況ということと、何がネックになっているかという質問でございます。ブックスタート事業について答弁を行います。ブックスタート事業については、平成25年6月、平成25年12月、平成26年3月、平成27年3月、平成29年12月定例会において答弁を行っております。事業の実施に向け、県内10市を調査した結果、宮古島市を除く10市の中で6市が実施を行っており、沖縄県全体では21の市町村が取り組んでおります。主に乳幼児健診時、その施設を利用して

実施しているという状況でございました。本市も実施に向けて平成25年12月定例会後に関係部署と協議を行いました。乳幼児健診を行う平良保健センターが手狭であるということで、読み聞かせを行うスペースの確保が困難だったということから今日まで事業実施には至っていない状況であります。

◎平 百合香君

今の答弁で、次のブックスタート事業について県内他市町村がどのような取り組みをされているのかというもお答えいただいたので、この質問は省きます。

県立図書館のホームページに記載されている県内市町村別のブックスタート情報によると、実は宮古島市でも個人が寄附金を集め、本を購入してブックスタートを行っていることが記載されております。この事業を行っているほかの全ての市町村では、全て行政が主導でやっている事業なんです。宮古島市と比べて人口の多い那覇市、沖縄市、宜野湾市が行政主導でやっているのはもちろん、人口の少ない今帰仁村、宜野座村でも行政主導でこの事業をやっているんです。宮古島市で個人でブックスタート事業を行っている方に現状をお聞きしてきたのですが、2009年からこの活動を個人で始めて、ことしで10年目だそうです。実績としては、2017年に88名、2018年には6月14日現在で応募されている人数が47名だそうで、毎年約90人から100人近くに本を渡してきたとのことでした。この10年間で累計約1,000名ほどに絵本を手渡してきたそうですが、宮古島市では毎年600名前後の出生があるので、約5,000人に絵本を渡すことができなかつたと残念がっておられました。このように個人では十分に行き渡っていないのがわかります。やはりこの事業は行政が主導で行うべき、そう思っております。個人がブックスタート事業を宮古島市において行っているこの現状について、当局がどのように思っているのかぜひ見解をお聞かせください。

◎生涯学習部長（下地 明君）

平百合香議員がおっしゃっているのは、はじめまして絵本の会の、池城さんという方がそれをやっているということは伺っております。それに対して宮古島市の見解ということですが、私たち宮古島市、図書館のほうの考え方としましては、幼いころから本に親しむことは言葉や考える力を育て、生涯にわたる読書習慣の基礎にもなると考えております。また、保護者と赤ちゃんが絵本を介してゆっくり心触れ合うひとときをつくれる点で大変大切な事業だと感じております。本市としましては、今年度宮古島市子どもの読書活動推進計画の策定を予定しており、計画の中でもブックスタート事業について盛り込んでいく予定です。事業の実施については、関係部署と協議を行いながら早期に事業をスタートできるよう取り組んでまいります。よろしく申し上げます。

◎平 百合香君

先日那覇市にブックスタート事業の視察に行つてまいりました。那覇市では、地域保健課、市立図書館、こどもみらい課、生涯学習課の4課で運営実施に関する検討委員会をつくり、乳幼児健診のときにこの事業を行っているというお話でした。私なりになぜこの事業がなかなか前に進まなかつたのかなというふうに考えましたときに、やはり各所の、生涯学習部だけではなく、福祉部、生活環境部などいろんな部署が絡む事項であるということが考えられましたので、部署の連携が難しいのかなという点と、やはりスペースの問題が重要なのであろうというふうに考えました。

そこで、まずお尋ねしますが、他市町村では複数の部署が連携をとってさまざまな事業に取り組んでいると聞いております。本市においても、複数の部署が連携をとって取り組んでいる、多岐にわたる部署が

連携をとって取り組んでいるという事業はありますでしょうか。教えてください。

◎企画政策部長（友利 克君）

複数の部署が連携して取り組んでいる事業についてでございます。たくさんございます。施政方針の中から事業名だけちょっと拾い上げますと、下地島空港及び周辺用地の利活用、生活バス路線の確保対策事業、高等教育機関の設置に向けた取り組み、男女共同参画推進事業、第2次観光振興基本計画の策定業務、クルーズ船の観光受入体制強化事業、物産振興事業、全日本トライアスロン宮古島大会、エコアイランド宮古島マラソンですね、宮古島100kmワイドマラソン、宮古島産かんしょ6次産業化プロジェクト推進事業、農地中間管理事業、市民総合文化祭事業などが施政方針で一応上がっているところでございます。その中でですね、その中と申しますか、ここにもございます。3点ほどお答えしたいと思います。まずは、エコアイランド宮古島の取り組みについてでございます。エコアイランドは、持続可能な島づくりを目指す取り組みであります。住み続けるために必要な条件として、環境保全や資源循環、産業振興を柱とした推進計画の策定を進めているところです。関係する部署としましては、もちろん企画政策部、それから生活環境部、観光商工部、農林水産部、建設部、上下水道部、教育委員会など多くの部署と連携をしているところでございます。それから、これまでの議会でも取り上げられておりますみなとまち宮古再生プロジェクト事業でございます。これにつきましても、建設部、それから観光商工部、農林水産部、企画政策部、それから外部団体等々との連携をしているところでございます。

次に、子供の貧困対策事業でございます。これにつきましては、福祉部、それから教育委員会とですね、連携を密にしながら事業の推進をしているところでございます。

◎平 百合香君

ありがとうございます。

本市においても、生活バス路線、男女共同参画推進事業、全日本トライアスロン宮古島大会、エコアイランド宮古島マラソンなど、複数の部署が連携して行って、かつ成功している事業がたくさんあるということをお聞きいたしました。それならば、宮古島市でこのブックスタート事業が関連部署との連携を十分にと行うことができる事業であるというふうに考えてよろしいでしょうか。

本市においてブックスタートが進まなかった理由の一つに、スペース、場所の問題があるというふうに先ほどお聞きいたしました。例えばこの期間、動かなかった期間にですね、既存のほかの施設を利用してみようというふうな考えはなかったのでしょうか。例えば私がすぐ頭の中に思い浮かべたのは、JTAドーム宮古島でございます。会議室は2つ、駐車場も大分広いスペースがあります。また、来年に供用開始予定の宮古島市未来創造センターなどは考えられませんか。よろしく申し上げます。

◎教育長（宮國 博君）

ブックスタートの件についてはですね、要するに本にかかわることなので、教育委員会あるいは生涯学習部あたりからアプローチをかけるわけなんですけれども、これまでも福祉とかそういうふうなところとの兼ね合いの中で子供たちがどこで集まるかと、いわゆる小さい子供たちがですね。それがなかなか環境として、状況としてそろわなかったという一つの理由はあったんです。しかしながら、来年ですね、7月には宮古島市未来創造センターが開館します。そうしますと、その中で子供たちと触れ合うスペースというのが確保できますので、その状況が整い次第、図書館の中に絵本とかですね、いろんなそういう乳幼児

との触れ合う本をしっかりと準備してこのブックスタート事業を、活動の厚みをふやしていきたいと、スタートと同時にですね、考えているところです。ですから、あとの関連事業としては福祉部の皆さんともですね、しっかりと話を詰めながら、そういう方向で考えていきたいと思っております。

◎平 百合香君

視察に行った那覇市でしたり、ほかの市町村では、ブックスタートの事業は、教育長おっしゃるとおり、乳幼児健診のときにあわせて行われており、特に那覇市の場合ですが、そのとき何冊かの絵本を実際に読み聞かせてみて反応のよかった絵本をプレゼントしながら読み聞かせの指導も行っていること、そして読み聞かせを行っている市立図書館の案内を行い、同時に図書館利用カードの申込書も配布しているということでした。新図書館でもある宮古島市未来創造センターに十分なスペースがあるという今お話を受けましたので、例えばブックスタートを宮古島市未来創造センターで行い、同時に図書館利用のカードの申込書を配布すれば利用率の向上にもつながることが期待されると思います。ぜひよろしくお願いいたします。

また、視察に行った那覇市では334万5,000円の事業費でこの事業を行っているということでした。那覇市の新生児数は平均3,000名前後、宮古島市は600人前後でありますので、単純に考えても5分の1、約70万円程度で対応できる事業ではないかと考えています。今定例会の提出議案、議案第80号、宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正についての追加事項には、子育て支援に関する事業、人材育成に関する事業とありますので、最終本会議で可決されれば十分これに対応できるのではないかと考えます。宮古島市子どもの読書活動推進計画の中のブックスタートというふうに言うと教育関係に聞こえますが、先ほど教育長もおっしゃったように、ブックスタートの対象年齢はゼロ歳から1歳児です。私は、この時期は親と子のハネムーン期間に当たるのではないかと考えています。言葉はもちろん通じませんが、触れ合い、目を合わせ、優しい声で語りかけるなど、絵本を読み聞かせる、そのことを通してこの時期に親と子の愛情を確認し合い、信頼を構築することは、その後の児童虐待を防ぐ一助にもなるのではないかと考えます。今までの答弁でこの事業は動いていくということが確信できましたので、次の議会で改めて進捗お聞きしたいと思います。そのころは、ぜひいつスタートするのかという具体的なお話も聞かせていただけると大変うれしく思います。よろしくお願いいたします。

次に、はしか予防接種についてです。沖縄県では、4年連続で入域観光客数がふえ、昨年には初めてハワイの観光客数を上回り、依然好調であることは皆さんご承知のことと思います。クルーズ船の周航が増大し、海外から多くの観光客が来県するようになりました。それに伴って、海外から持ち込まれる病気のリスクが高まる中、ことしの3月には海外からの観光客が県内においてははしかに罹患していると認定され、これを発端に県内にはしかが流行し、100名近くの感染者を出したのは記憶に新しいことと思います。宮古島市では、流行の初期段階の4月9日の時点で、特に重篤化しやすい生後6カ月から12カ月未満の乳幼児へ予防接種費用を、6月末まで限定ではありますが、全額公費負担することを決断、新聞で発表されました。子供を持つ母親の一人として、この新聞報道を読んだとき、大変心強く、すごくうれしく感じました。市長を初め行政の皆様に対して、素早い決断と対応をしていただいたことに改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

さて、はしか異常事態宣言が出されている期間でございますが、宮古島市でははしかに罹患した患者は何名でしたでしょうか。もし年代もわかればあわせてお答えください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

はしかに関するご質問にお答えいたします。はしかの異常事態宣言期間中に宮古島市民ではしかに罹患した方は、男女それぞれ1名ずつの2名となっております。年代については、この場では控えさせていただきますと思います。

◎平 百合香君

次に、宮古島市におけるMRワクチン、これははしかと風疹の混合ワクチンのことですが、このMRワクチンの予防接種状況、対象者数、接種者数、接種率を教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

大変申しわけございません。対象者数の資料が手元ございませんので、これについては後ほど報告したいと思います。

接種率で申し上げます。平成29年度の数字で申し上げますが、はしかについては第1期、第2期とございます。その第1期、第2期で別々でお答えしたいと思います。平成29年度における第1期のはしかの接種率は98.5%、第2期が92.8%というふうになっております。平成30年度につきましては、まだ終了していませんので、数字が集計されておられません。

◎平 百合香君

ありがとうございます。

医療機関では、一般的に第2期の予防接種率が95%を超えてくるとその地域での感染の蔓延を防ぐことができると言われております。宮古島市の第2期の接種率は92.8%だと今お答えいただきましたので、まだ達していないこととなります。宮古島市で第2期の予防注射の接種率を上げるためにどのような取り組みをされていますでしょうか。教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

MRワクチンにつきましては、はしかにつきましては2回接種することで効果がさらに上がるとされております。これまでもですね、宮古島市における接種の傾向は第2期になると下がるという傾向がございます。ですので、宮古島市といたしましては対象者の皆さんにはがきを送付したりですね、保護者を含めまして、それから電話での連絡、それから職員による自宅訪問で2回の接種の必要性、それから効果などを説明しながらワクチン接種への理解を促し、接種を呼びかけているところでございます。

◎平 百合香君

ありがとうございます。

本市では、4月6日に6カ月から12カ月未満の乳幼児に対する予防接種費用を県からの補助金で6月末まで全額負担することを発表されました。この期間中、何名が接種したのかおわかりでしたら教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今回の非常事態宣言の期間中に6カ月から12カ月未満の乳幼児に接種を行いました。その結果、4月で148名、それから5月には78名、合計で226名の乳幼児の皆さんが接種を受けております。6月も実施しておりますが、6月についてはまだ集計ができておりませんので、この数字の報告は後ほど行いたいと思います。

それから、先ほど対象者の人数ということでございましたが、対象者は1歳未満が250名、それから小学校入学前が494名というふうになっております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。

本市では、6カ月から12カ月未満の乳幼児のみでしたが、他市町村ではどのような対応をこの期間とられていたのか把握されていますでしょうか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

成人の予防接種につきましては、宮古島市の場合は自己負担という形になっておりますが、県内41市町村中、今帰仁村、それから伊江村など11の町村においては助成を行って成人への予防接種も行っております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。今帰仁村とか粟国村とかですと、やはり人口規模が宮古島市とは大きく違いますので、ちょっと宮古島市も補助できれば、自己負担ではなく補助を一部出してほしいのはやまやまなんです。

はしか、ワクチンの定期接種が始まったのは1987年です。それ以前に生まれた人は、抗体を持っていない可能性があります。また、現在のMRワクチン2回の接種になったのが2006年からで、この間ワクチンの種類や接種回数の変更があったりと、この期間に生まれた人々は十分な抗体を持っていない人が数多くいると言われている年代です。現に私調べましたが、国立感染症研究所の2018年4月の年齢別麻疹累積報告数、割合というものを参考にしてみると、実に70%近くの患者が20歳以上であるという報告がなされております。この結果を見ると、定期接種の予防接種率を上げることはもちろん大切なんです、成人に対する予防接種の呼びかけというのも非常に重要なんだと思います。

そこで質問です。宮古島市での成人に対する予防接種の現状をお答えくださいというのは、先ほど自己負担でというふうにお答えいただきましたので、例えばどういう呼びかけを市として行っているのかをお聞かせ願えません。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

成人の皆さんへの予防接種については、これまで特別に呼びかけというのは行ってまいりませんでした。予防接種法によりまして、はしかの予防接種は子供のころに行うということで決められておりますので、その対象乳幼児あるいは小学校入学前の児童の皆さんには接種をしておりますけれども、成人の皆さんに対する呼びかけを特に行うということはこれまで行っておりませんでした。ただ、今回は異常事態宣言を受けましてですね、予防接種について自分が受けているのかどうなのかよくわからない、そういう方には積極的に予防接種を受けるようにという呼びかけを行いました。その結果ですね、先ほど報告できなかったんで、ここで報告しておきたいと思いますが、今回の異常事態宣言期間中にですね、成人の方434名の方が宮古島市でも予防接種を受けておられます。どういう方々かといいますと、特に多いのがやっぱりこれから出産、そういう適齢期に入るという若い夫婦が多かったということ、それから妊婦ではなくて夫のほう、旦那さんのほうですね、そういう方の接種が多かったというふう聞いております。

◎平 百合香君

生活環境部長、非常にすばらしい結果を聞かせていただいて本当にありがとうございます。はしかは、インフルエンザの約7倍の感染力がある病気で、免疫のない人が感染するとほぼ100%発症します。抗体が弱い方、これもかなり高い確率で発症いたします。抗体を持たない人が発症した場合、その約3割が合併症を起こすと言われ、特に注意しなければならないのは肺炎と脳炎です。はしかの死亡率は0.1%から0.2%ですが、体力の弱い乳幼児は重篤化しやすく、肺炎や脳炎を起こす20%から40%で後遺症が残ると言われていますが、予防接種で防げる病気でもあります。さきにも述べましたが、流行時にはしかに罹患した患者の半数近くが20歳以上、抗体が十分ではないと言われている年代です。本市としましても、クルーズ船等外国からの観光客もふえ続ける現状において、さらなる啓蒙活動を行う必要があると考えます。例えば住民健診であったり、市役所の職員から先頭に立って積極的に予防接種を受けて、周りの人みんなにはしかの恐ろしさと、そしてワクチンで防げるということを啓蒙していけるようお願いいたします。

次に、病児保育と病後児保育についてお伺いいたします。宮古島市の病児、病後児保育の現状について。本市には、病児、病後児保育施設は何件あるのでしょうか。利用料や定員を教えてください。

◎議長（佐久本洋介君）

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

◎福祉部長（下地律子君）

病児保育と病後児保育についてお答えいたします。まず、宮古島市での病児、病後児保育施設は何件か、利用料、定員についてお答えいたします。宮古島市では、病児、病後児保育施設として、下地診療所病児保育センター、いけむら小児科病児保育室、東保育所病後児保育室の3施設があります。利用料は、利用時間が4時間以内は800円、4時間以上は1,500円の保育料と給食費が200円となっております。また、1日当たりの定員は、病児保育が10人、病後児保育が3人となっております。

◎平 百合香君

ありがとうございます。たしか去年までは下地診療所と東保育園だけだったかと思うんですが、新しくいけむら小児科病児保育室もオープンしたということで10名定員がふえたということですね。ありがとうございます。

さて、この病児保育ですが、どのような病気に対応しているのか。先ほどはしかの件をお聞きしましたので、はしかなどにも対応しているのかどうかお聞かせください。

◎福祉部長（下地律子君）

どのような病気に対応しているかということでございます。病児、病後児保育事業は、病気の回復に至らない時期にある児童または病気の回復期にある児童が集団保育などの困難な時期において、施設の専用スペースで保護者にかわりその児童を一時的に預かる事業でございます。この事業の利用対象疾病の範囲といたしましては、感冒、消化不良など児童が日常罹患する疾病や麻疹、風疹等の感染症疾病、ぜんそくなどの慢性疾患及び外傷性疾患などとなっております。病児保育施設には個室も設置されており、対応しております。ただ、受け入れ施設のその日の状況、例えば個室が不足するとか、お子さんの状況によって受け入れができない場合もあるかと思えます。

◎平 百合香君

ありがとうございます。

やはりはしか等非常に感染力の強い病気にかかって回復期にある場合においても、こういう病児保育があるんだということを知るだけでも母親は大分気が楽になるものでございます。今下地診療所病児保育センター、いけむら小児科病児保育室と、定員が10名ずつの施設が2カ所ということでございますが、今後増設の予定はございますでしょうか。

◎福祉部長（下地律子君）

病児保育施設の今後の増設の予定ということでございます。病児保育につきましては、今年度から新たにいけむら小児科病児保育室が新設されたところであり、既設の下地診療所病児保育センターと合わせて2施設の体制になりました。保護者の利用のニーズに十分対応しているものと考えております。また、私立保育園内で実施しております病児保育につきましても、これまでの利用実績から受け皿は確保されているものと考えており、今後の増設につきましては現在のところ計画はございません。

◎平 百合香君

答弁ありがとうございました。

では、次の質問に移ります。豆記者交歓事業についてです。豆記者とは、豆記者交歓事業というのが正式な名称で、始まりは復帰の10年前、昭和37年にさかのぼります。このころは、本土との学力差が大きく、教材研究等で本土研修が盛んだったそうですが、その教材研究の問い合わせで当時の平良中学校の校長先生が東京都港区の朝日中学校へ問い合わせたことをきっかけとし、昭和37年に姉妹校を結び、互いに生徒の訪問交歓をしたことに端を発します。その後、屋良朝苗先生や末次一郎先生といった方々にご助言、ご協力をいただきながら、全国新聞研究所のバックアップのもと、沖縄県全域の児童生徒を対象とした現在の事業へと至りました。発起が宮古島であるというだけではなく、実はもう一つ宮古島市と深いかかわりがあります。現在毎年私ども議員も参加している東京世田谷区と宮古島市の友好都市の始まりは、本土豆記者の宮古島来島が縁となり、当時の区長が宮古島を非常に気に入らして、そのときに姉妹都市の締結をしたのが今日まで続く事業の始まりというふう聞いております。ことしで57年も続く、しかも宮古島発祥であり、深いご縁のあるこの事業に対し、当局はどのような認識をされているのか教えてください。

◎教育長（宮國 博君）

今平百合香議員のお話を聞きながら思い出しております。これ平良中学校の与那覇寛長先生の時代ですね。思い出しました。

この事業はですね、豆記者の子供たちが取材活動や交流事業を通して社会に対する視野を広げて、思いやりのある心豊かな児童生徒を育てることを目的として、議員おっしゃるように昭和37年に始まっております。児童生徒は、東京とか北海道とかですね、いろんなところに行きまして、体験を積むことができるという目的のとおりですね、大変有意義な事業であります。大変すばらしい事業が先人によって起こされたなど、こういう認識でございます。

◎平 百合香君

教育長、ありがとうございます。大変意義深い事業であるという認識を持っているという答弁をいただきました。

実はこの事業、主催は沖縄県豆記者交歓会ですが、後援に那覇市教育委員会、浦添市教育委員会が入っています。そのほかにも沖縄県教育委員会、沖縄県小学校校長会、沖縄県中学校校長会、一般社団法人沖

縄県PTA連合会、公益財団法人沖縄協会が毎年後援に入っているようです。先ほども述べましたが、57年も、しかも発祥が宮古島であり、深いご縁があるこの事業、なぜ宮古島市の教育委員会は後援に入っていないのでしょうか。理由をお答えください。

◎教育長（宮國 博君）

宮古島市教育委員会はですね、いろんな教育関連の事業、文化事業、それからスポーツ、体育関係の事業ですね、もろもろの事業の後援を行っております。行事等への共催とか後援というのは、依頼書でもって我々のほうに来るわけでありまして。ですから、依頼書を確認しましてですね、精査しまして、必要なものには積極的に後援あるいは共催をしているところでございます。この事業に対しては、理由はわかりませんが、私ども教育委員会のほうには後援依頼ということは来ておりません。したがって、この事業に我々の後援という形での参加がないというのは、実は依頼がないと、こういうことでございます。

◎平 百合香君

依頼文が行っていないというお話なんです、補助をお願いしながらいつも教育長のほうには文書を持ってお訪ねしているというふうに私は聞いているのですが、後援の依頼というものに対しては別で、お願いがされていないということだったのでしょうか。

◎教育長（宮國 博君）

後援依頼とですね、助成金の依頼とこれまた別でございましてね、後援依頼はあるけども、助成金の依頼はないというふうなこともあるわけですね。こちらのほうに何とか支援はできないのかというような話は持ってきますけれども、後援依頼はないと、こういうケースもございまして、今は私説明したとおり宮古島の係の先生がですね、お見えにはなるけれども、こういう後援依頼という具体的な依頼はないと、こういうことです。

◎平 百合香君

豆記者は、宮古島市全域から募集、参加をする事業でございまして、宮古島市からの参加人数と他地域の参加人数について現状の把握はされていますでしょうか。

◎教育部長（下地信男君）

昨年度宮古島市本市から参加したのは、小学生が8名、中学生が5名、合計13名が参加しているという話を聞いております。実は、豆記者交歓会という実施団体と市の教育委員会のかかわりですね、今どういう状況になっているかという話を申し上げますと、交歓会の事務局が琉球大学の先生がなさっていて、そこから各小中学校に豆記者の参加募集をして、学校から直接交歓会に報告があってという形の中で実施されているということで、教育委員会が小中学校の参加人員を把握しているということは、教育委員会が経由しないということからそういうことができていないということで、これも実際に新聞報道等を含めてですね、その辺から情報収集した人数として把握しているという状況でございまして。

◎平 百合香君

豆記者につきましては、出発のときと帰ってきたとき、市長への表敬訪問、それから教育長への表敬訪問を初め、報告会も持たれているようです。そこで、教育長のほうにも冊子といいますか、豆記者に行った子供たちがつくる感想と、新聞記者ですので、記事を掲載した本をお渡ししているというふうに聞いております。

まず、豆記者の現状なんですけれども、募集要項によりますと定員は50名、これは沖縄全体でござい
ます。内訳として、沖縄本島地区で38名、宮古地区で8名、八重山地区で4名という定員になっておりま
す。平成29年度の事業を調べてみますと、宮古島市からは先ほども教育部長がおっしゃったとおり13名が
参加しています。教育委員会が後援に入っている那覇市からも同じ13名、同じように教育委員会が後援に
入っている浦添市からは2名、先島地区である石垣からは2名という結果でございました。また、この定
員50名を7班に分けるそうなのですが、7班中3班は宮古島市の生徒が班長を務めており、副班長も1名
が宮古島市の生徒でありました。班長、副班長に関しては、個人の資質と能力と努力の問題が大きいかな
とは思いますが、募集人数10名を超えて12名の参加があるのは、宮古島市の機運が高いのはもちろん、や
はり発生の地だからという配慮が少なからずあるのではないかと考えております。

また、この事業の内容でございまして、先ほど教育長も少し触れられておりました。取材活動や交流活
動等の体験を通じ、社会に対する視野を広げ、思いやりのある心豊かな児童生徒を育てることを目的とし
ており、取材先としては東宮御所訪問、国会議事堂見学、総理官邸に行き、内閣府総理大臣への表敬訪問、
内閣府沖縄担当部局訪問取材、沖縄県担当大臣表敬訪問、根室市長表敬訪問及び北方領土関係取材、北方
領土望郷の家取材訪問、札幌北海道庁表敬訪問取材、根室市内中学生との交流会など、多岐にわたってお
ります。こういったふうに北の端っこのところまで行く事業ですので、参加費用も安くはないんです。小
学生で17万6,000円、中学生では18万3,000円、このほかに宮古―那覇間の旅費が入ります。この事業を人
材育成の事業と捉えたとき、派遣費用の補助という観点で費用の負担はできないものなのでしょうか。

◎教育長（宮國 博君）

豆記者への費用の件なんですけど、新たに補助事業を教育委員会から行う場合にはですね、豆記者の事業
をですね、どのような行政の位置づけをするかというふうなのがまず1つですね。その位置づけに沿うと
ころの財源確保、これは我々の課題となることから、現在実施している補助事業との兼ね合いなども考え
ていかなければならないと、こういうことでございます。ですから、もう少し私たちのほうにですね、こ
の事業の位置づけを、どのあたりに可能なのか、また私どもがこの中に取り組んでいかなければならない
事業なのかももう少し研究をさせてですね、いただきたいと思っております。ちなみに、ほかにですね、いろん
な事業をやっております、派遣事業は。交流事業は、岐阜県とか、あるいは新潟県とかですね、それから
ハワイとか台湾とかというふうなところの交流事業はたくさんやっておりますけれども、これちゃんとし
た位置づけがございましてね。その位置づけがこの豆記者の中で、豆記者をどういうふうにするかというふ
うなもので、まだ現在私たちは考えをしっかりとつくり上げていないと、こういうことであります。です
から、もう少し課題がこれ残っているなど、こういうふうと考えております。

◎平 百合香君

教育長から今ほかの交流事業のお話でございました。では、そこで新たな疑問が湧いたのですが、ほか
の交流事業は一体どういう位置づけで教育委員会の中ではあるのでしょうか。

◎教育長（宮國 博君）

例えば岐阜県の白川町との海山体験交流事業ですね。これ下地町時代のいわゆる交流事業が我々に引き
継がれておりますね。台湾は、下地中学校と、それから漢口國民中学校ですね、との姉妹校としての交流
事業でございまして。これも下地中学校からのです。それから、新潟県は板倉とやっていますが、これは中

村十作氏とのかかわり合いで、板倉と旧城辺町との交流事業ですね、これがちゃんと位置づけをされているわけです。ハワイマウイ島とは、宮古島市との平良市時代からの姉妹都市の関係でございます。そういうふうないろんな位置づけがございますね。例えばスポーツ関係で行かせる場合には、日本中学校体育連盟という組織の位置づけがございます。文化事業については、全国中学校文化連盟という組織の位置づけがございます。ですから、ちゃんとした位置づけをしっかりとつくり上げてから派遣費の補助というのは生まれてくると、こういうことであります。

◎平 百合香君

お話のあった台湾ですとか板倉の交流事業なんですが、これは一部地域の生徒を対象とした事業だというふうに聞いておりますが、確かに豆記者はそういった日本中学校体育連盟とか、そういう大きなところではございません。しかしながら、これは沖縄県全体、宮古島全域の子供たちを対象とした事業であります。また、先ほどから重ねて申し上げておりますが、宮古島市発祥の事業でもあり、非常に宮古島市と縁の深い事業でもございます。財源についてなんですけど、私も少し調べてみました。宮古島市には、人材育成を目的とした基金が幾つかあり、実際に人材育成基金というものがございまして、これは海外ホームステイ事業の補助として使われているものでございます。同じく人材育成及び青少年の健全育成を図ることを目的とした下地玄信育英基金というものが平成27年度に創設されてございまして、平成29年度まで同基金の活用はないというふうに聞いております。何度も重ねてしまっても大変申しわけないんですが、宮古島市発祥というこの事業、しかも57年の歴史を持つという事業で、今日まで続く世田谷と宮古島市の姉妹都市の縁を取り持ったという非常に宮古島市とのかかわりの深い事業だというふうに考えております。さらに、宮古島市からは募集人数を超えた人数が毎年参加されているということ等をご考慮いただきまして、ぜひ前向きに検討して下さるようお願いを申し上げます。

では、お願いを申し上げて、平百合香からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで平百合香君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時12分）

平成 30 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 25 日 (月) 6 日目

(一 般 質 問)

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第6号

平成30年6月25日（月）午前10時開議

日程第1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成30年6月25日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（散会＝午後3時54分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕カ子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	砂 川 辰 夫 〃	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	欠 員
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	会 計 管 理 者	仲宗根 均 君
副 市 長	長 濱 政 治 〃	消 防 長	来 間 克 〃
企 画 政 策 部 長	友 利 克 〃	伊 良 部 支 所 長	上 地 成 人 〃
総 務 部 長	宮 国 高 宣 〃	総 務 部 次 長	渡久山 繁 〃
福 祉 部 長	下 地 律 子 〃	兼 総 務 課 長	上 地 俊 暢 〃
生 活 環 境 部 長	垣 花 和 彦 〃	企 画 調 整 課 長	砂 川 朗 〃
観 光 商 工 部 長	楚 南 幸 哉 〃	財 政 課 長	官 國 博 〃
振 興 開 発 プ ロ ジ ェ ク ト 局 長	砂 川 一 弘 〃	教 育 長	下 地 信 男 〃
建 設 部 長	下 地 康 教 〃	教 育 部 長	下 地 信 男 〃
農 林 水 産 部 長	松 原 清 光 〃	生 涯 学 習 部 長	下 地 信 男 〃
上 下 水 道 部 長	大 嶺 弘 明 〃	農 業 委 員 会 会 長	芳 山 辰 巳 〃
		農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 寿 男 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第6号のとおりであります。

一般質問に入る前に、生活環境部長より発言の訂正をしたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

6月22日の平百合香議員のはしかに関するご質問の中で、はしかの予防接種、第1期、第2期ございますが、第1期の対象者の人数250人、第2期の対象者の人数が494人とお答えしましたが、この数字誤っておりますので、訂正して正確な数字をお伝えしたいと思います。正確には、第1期が対象者543人、第2期が対象者597人でございます。申しわけありませんでした。

◎議長（佐久本洋介君）

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は友利光徳君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎友利光徳君

和やかな雰囲気の後で質問するのを一応光栄に思っております。早速質問を行いますので、答弁される方は住民の福祉に直結するようなすばらしい答弁をお願いをします。

まず、市長の政治姿勢についてでありますけれども、市民に寄り添う行政の運営と推進について、現状と課題ですね。それについて、市長のほうの答弁をいただきます。

◎企画政策部長（友利 克君）

市民に寄り添う行政運営についてです。市民に寄り添う行政運営の推進については、総合計画にも示しておりますとおり、市民と行政がお互いに尊重し合いながら共同で取り組むことが重要であるというふうを考えております。そのため、行政運営に関する情報を市民の皆様と共有し、一体となってまちづくりを推進していくための手段として、広報紙の発行、ホームページ、報道機関等を活用した情報提供に努めているところでございます。また、市民の皆様からのさまざまなご意見、ご要望等に対応するため、行政相談や人権相談、消費者行政相談などを実施するなど、身近な相談場所としての組織体制の強化を図っているところでございます。これらの施策の推進はもとより、ふだんの業務における窓口対応、電話対応、現場における対応などについても、市民の皆様への立場に立ち、迅速かつ丁寧な行政運営ができるよう努めているところでございます。

◎友利光徳君

私が答弁を求めているのは、市長のほうに答弁を求めています。これは要するに、行政運営でどのようにして市民に寄り添うかというのが行政のトップとして非常に重要な問題と私は理解します。ですから、これはもう一度お願いしますけれども、市長のほうで見解を賜ります。よろしくお願いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時04分）

再開します。

（再開＝午前10時06分）

◎友利光徳君

それではですね、市長のほうにお尋ねをしますけども、5月22日に1便で那覇のほうに出ております。そのときに宮古空港で旧千代田カントリークラブの2人と、建設部長は行動が一緒だったかどうかわからないんですけども、同じ便で那覇にしました。那覇空港の到着ロビーに宮古地区自衛隊協力会の会長が出迎えに来ました。これは、事前の調整なのか、それとも偶然の出来事なのか、市長のほうで見解賜ります。

◎市長（下地敏彦君）

どなたがどなたを出迎えていたのか、どなたとどなたが同じ飛行機に乗っていたのか、これは私の関知するところではございません。もし疑問点があるのであれば、ご本人に聞いてみたらいかがでしょうか。

◎友利光徳君

これは、答弁はよろしいですけども、経済工務委員会の行政視察から帰ってきてですね、宮古島の地元紙を見ると市長の日程には移動というふうに記載をされていましたので、これが偶然だったか、それとも事前の打ち合わせだったかと私は尋ねたわけです。

次に進みます。平良庁舎3階応接間で、市長室ですね、市民、要するに私たちみたいな普通の市民と対話をする場合、その応接間で会話をする場合にですね、これは公人としてですか、それとも個人としてですか、これについて答弁いただきます。

（「言っている趣旨がよくわかりません。もうちょっと説明してくれませんか」の声あり）

◎友利光徳君

市長、外部の方が市長を訪ねてきますよね。市長室で面談するわけですよね。そのときには公職、要するに市長としての立場なのか、下地敏彦としての立場なのか、その区別をしてほしいということなんです。どうぞ。

◎市長（下地敏彦君）

まだ言っている意味がよくわからないんですけども、市長室に面会を求めて、あるいはどうしても私に会いたいという方であれば、当然市長室でやっているわけですから、それは公人としての対応だと思います。

◎友利光徳君

公人として、要するに市長として会談をしているということですね。

では、次はですね、職員の上下関係の緩和化についてでありますけども、これは答弁はいただきませんが、なぜこのような通告をしたかという、去年の12月定例会、3月定例会の答弁を聞いて、答弁をする方がですね、その答弁内容を余り熟知をしていないという点がまず1点目。それとですね、必要に応じては、部長は現場を確認する必要があるんじゃないかということ。

もう一つはですね、市民から、学識経験者ですけども、議会が余り楽しくないと。その理由に、答弁者が答弁書を棒読みしていると。もう少し激論を交わして活性化につなげてもいいんじゃないかという相談を受けましたので、そのような通告をしました。

それとですね、もう一つ、一番お互いが考えなければいけないことは、答弁書を作成する方が、かわいそうじゃないかなという気がしますので、これから答弁をされる方はですね、自分のカラーというのを出すようにして、棒読みしないような答弁をしていただきたいことをお願いをしておきます。

それから、市長のほうに答弁いただきますけども、宮古土地改良区の専務の就任の挨拶の中で、明るい職場づくりと従量制について言及しておりました。市長は任命者としてですね、この従量制にいきなり言及したというものが市長としてどのようなお考えか、市長のほうでご答弁いただきます。

◎市長（下地敏彦君）

賦課金の従量制への移行についての必要性は、宮古土地改良区の第29回の総代会において説明をいたしました。しかし、同提案は賦課金を上乘せさせるという理由等で否決をされました。しかし、地下ダムの水の使用量は、土地改良事業の進展に伴い年々増大しており、従来どおりの水の利用方法を続けていけば、農地への散水を十分行うことができなくなる状況になると予測をいたしております。そのため、農業用水を賢く、有効に継続して利用するための方策として従量制への移行は必要になってまいります。このことを農家の皆様に十分理解していただくよう、新たに就任した専務理事に対しその必要性を農家に周知徹底するよう指示をしたところです。

◎友利光徳君

たしか3月21日の総代会で否決をされて、1カ月後にはまた専務理事がですね、そのような従量制に対して言及することは、農家からの苦情が多いわけなんですよね。ですから、水使用量に対する賦課金の問題についてはですね、もう少し農家の理解を得るほうが私は理事としての役目じゃないかなと、このように思っております。これは私の意見です。

もう一つですね、宮古土地改良区の中においてどうも職員間で不協和音が生じているという情報が入って、要するに上司の方がですね、下の方に使っちゃいけないような言葉遣いで対応しているという話、相談が聞かれます。そういうことがないようにですね、やはり明るい職場というのは大事な問題でありますので、その辺は注意をしていただきますようお願いをしておきます。

続きまして、地域格差の是正の実現に向けた市政運営ですけども、これは5市町村が合併をして、吸収合併じゃなくて対等合併。対等合併してから13年目に突入をしております。しかしながら、郡区はですね、予想をはるかに上回って衰退が加速しております。そこで、市長にお尋ねをしますけども、宮古島の将来都市構造計画と合併協議会が策定した旧城辺町の核について説明をいただきます。

◎企画政策部長（友利 克君）

対等合併といいながらも格差を感じるということでございますけども、城辺地域は国の名勝にも指定されている東平安名崎を初め、新城海岸、吉野海岸など、宮古島を代表する自然豊かな観光資源を有しております。近年では、保良地域において、天然ガス及びその付随水の開発が行われております。将来エネルギーの供給や農業、観光産業への活用が期待されているところでございます。さらには、宮古島の農業を支える水資源である地下ダムを有しており、その恩恵を受け、宮古島の農業は生産量、生産額ともに非常

に好調に推移しているところでございます。

本市における青年農業者、新規就農者が増加傾向にあることや城辺地域では現在農業基盤整備事業が県も含めて集中的に行われていることから、今後も本市の農業を牽引する地域であると考えております。城辺地域では、旧城辺町役場及びその周辺におきまして、児童館、それから多世代が集い、交流できる複合施設を整備し、安心して子育てができる環境づくり、住民のつながりを深めるための環境づくりを整え、城辺地域全体の発展につなげていきたいと考えているところでございます。

◎友利光徳君

これはですね、平成17年12月定例会で城辺支所長が答弁をした議事録なんですけども、企画政策部長、あなたの今の答えはですね、私が問うている答えにはちょっと合いません。私は旧城辺町の核はどこですかと、旧役場、新役場の周辺を利用してどのような計画をするんですか、と尋ねているんですけど、何でそこに新城海岸や保良海岸出てくるんですか。ちゃんと質問内容を聞いてから答えてください。これは旧城辺支所長が答弁した内容なんですけどもね、この議場で答弁した。要するに今の役場を周辺にして、旧城辺町のシンボルゾーンは策定されたものがあると。そのように当時の城辺支所長が答弁していたわけなんですよね。ですから、あの周辺の開発行為というか、都市計画はどのようになっているかということをお尋ねしています。もう一度答弁をお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

友利光徳議員、この城辺町の核という、そういう表現が漠然としていてははっきりわからないさ。だから、この核とはどういうことか、それをはっきり言ってくれたほうが答えやすいんじゃないか。

（議員の声あり）

◎企画政策部長（友利 克君）

新市建設計画の中で、地域核というものが出てまいります。新市建設計画を踏まえて、その具体的なまちづくり、地域づくりというものについては、総合計画に委ねることになっております。総合計画の中で、城辺地域の、あるいは下地、上野地域の地域核というものの位置づけについては確かに薄まってはいるかというふうに思いますけども、合併後地域の均衡ある発展という位置づけの中で、やはり地域の特色を生かしたまちづくりを進めるべきであろうというふうに位置づけられているわけでございます。つまり城辺あるいは上野、下地につきましては、基本的には第1次産業のまちでございますので、農業の振興というものを中心的に進めていく。さらには、城辺、上野、下地地域には恵まれた海岸等がございます。その海岸等を利用した観光振興という2本立てでもって地域の均衡ある発展というものを促進していこうということになっているかというふうに考えております。

◎友利光徳君

ただいまの答弁を聞きますと総合計画の話をしてはいますけども、この答弁書の中にはですね、要するに城辺町シンボルタウン整備については、平成15年度シンボルタウン構想、整備計画の策定、平成16年度城辺町福里・比嘉地区土地利用整備計画などと書かれているんですよ。ですから、企画政策部長、もうこれ以上は今回聞かないんですけども、いかにして皆様方が城辺の振興についてですね、目をそらしているかというのが今の答弁で聞けます。ですから、こういう郡区におけるね、目のそらし方をしないような行政運営をお願いして次に進みます。

スポーツ環境整備についての具体的なのは、一応城辺総合グラウンドと関連がしますので、後で申し上げますけども、市町村合併協議会からですね、北海岸の保全というのが明記をされておりますけども、その北海岸にですね、漂着物のほうが流れ込んでですね、非常に景観が悪くて、そこにはモズクを栽培している漁業者が2軒ほどいらっしゃいます。大きな亀の死骸というのかな、流れついているのを見た場合にですね、やはり市町村合併協議会で策定されているわけだから、やはり北海岸の清掃も大事じゃないかなというふうな考えを持っております。そこで、当局の見解を賜ります。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

北海岸が非常に景観が悪くなっているのです、その清掃といいますか、その対策についてのご質問だと思います。海岸の漂着ごみの対策につきましては、沖縄県が沖縄県海岸漂着物対策地域計画に基づきまして海岸漂着物の回収、処理対策を検討しておりますけれども、例えば浦底、新城海岸などにつきましては、ことしの7月ごろに清掃を予定しているということでございます。また、宮古島の海岸、その他のうち、池間島、渡口の浜、前浜、クマザ海岸につきましては、県から委託を受けまして宮古島市が定期的に清掃作業を行っているところでございます。市といたしましては、海岸清掃を行うボランティアへごみ袋の無料配布、収集したごみの無料での処理を行うことにより、海岸清掃を行うボランティアの支援を行っております。今後も美化清掃の日を活用した海岸の清掃活動の検討を行うなど、県と連携して海岸の清掃美化に取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎友利光徳君

ただいま生活環境部長の答弁を聞きましたけども、質問内容でウミガメの死骸の話を出しました。観光客が利用する海岸はきれいに清掃されております。しかし、私が見た限りでは、浦底海岸、長間浜海岸あたりは漂着物が非常に散乱しております。こういうのは、やはり郷土、ふるさとの海ですね、やはり保全する意味からしても非常に大きな問題かと思っておりますので、その辺についてもですね、今後は気を配っていただきたいということを要望しておきます。

それから、市長のほうにお尋ねをしますけども、予算執行の件ですけども、本市の事業執行は箱物のほうに重点を置き過ぎて、例えば川満漁港遊歩道の問題が出てきますね。そういう細かい点にどうも行政の目が届いていないような気がして仕方がありません。

そこでお尋ねしますけども、市長は開会の日に時々点検していると思うというような答弁をしたかなというふうに思いますけども、これ間違っていたら私が謝りますけども、公共施設を点検させる場合にですね、どこが指示をして、その指示をした詳細、これをいただいた職員はそれを上司に上げて改善する場合はどのような方法でやっているのかなというのをお尋ねします。

◎農林水産部長（松原清光君）

整備した施設の管理についての質問かと思っております。整備した施設については、基本的にはその担当課で管理しているところであります。川満漁港遊歩道の管理については自治会や個人からも多く寄せられており、落ち葉の堆積やマングローブの枝の伸び過ぎ、手すりや柵の固定不良について対応を求められております。市では、市民などからの連絡に対して、修繕や樹木剪定、必要に応じて予算措置も行い、対処してまいりました。今回の遊歩道事故を深く反省し、施設管理をより徹底するとともに重要な情報源でもある市民からの指摘についても迅速に対応してまいりたいと思っております。

◎友利光徳君

農林水産部長、私はですね、この問題が発覚してから島尻のマングローブと川満のマングローブ施設の設計的な部材、材料の使い方をちょっと調べました。島尻のマングローブ施設は、まさに強度な設計かなという気がします。比べて下地の施設のほうは、ちょっとアーチのところはね、アーチの端に支柱が4メートルで行ったかどうかわからないよ。現在4メートルぐらいの間隔であるわけなんです。どう見ても何か弱々しい感じがしております。次に新しく設計をして建てかえる場合には、積載荷重とか、そういったいろんな特記仕様書に記載して工事をするとかね、もちろんそれは防虫済材を使用すると思うんですけども、その辺も徹底していただくようお願いをしたいなと思っております。

それと、1つだけ聞きたいんですけども、川満のマングローブの施設の工事は、償還期限は終わっているのか。そして、これは最初建てかえた場合に課題点を要するにクリアしなければいけないような課題があるのか、説明をいただきたいと思っております。

◎農林水産部長（松原清光君）

まず、川満漁港遊歩道の以前の整備については、平成15年度に完了しております。それで償還期限についても完了しているところであります。今回の課題ということなんですけども、今定例会でもってその遊歩道の危険性に対しての委託設計をかけることになっております。この施設がですね、修繕でもつのか、新しく施設で整備していくのかというのをですね、判断してからその整備については取り組んでいきたいと考えております。

◎友利光徳君

農林水産部長、答弁はよろしいですけども、事業を申請する場合にですね、15年間で新しく事業を申請するというのはね、県のほうがちょっとどうかというふうになるんじゃないかなという予想をするわけですよ。ですから、その辺がクリアをするというのは大丈夫なのかなということを探っているわけですから、これは皆さんは行政のプロですので、県のほうからね、指導があった場合は、それに沿ってですね、業務を行ってほしいなというふうに思っております。

次に、市町村合併についての住民のアンケート調査からですけども、市町村合併についてね、アンケートをとった際に、あなたはどのようなことに不満を感じますかという調査について、一部の地域だけが発展をし、その他の周辺部は取り残されるというのがですね、41.1%あるわけですね。2番目にですね、行政区画が広がり、行き届いたサービスが受けられないというのが38.2%。3番、4番があるんですけども、5番目にですね、合併後の役場が遠くなり、不便になると、これが21.1%あります。こういうアンケートから見た場合に皆さんはこのアンケート結果をどのように感じるのか、まず答弁をいただきたいと思いません。

◎企画政策部長（友利 克君）

アンケートにつきましては、合併前に1回、また合併後に総合計画を1次、2次策定しておりますので、合併後に2回実施しているというふうに理解しております。ここでの説明比較は、合併直後と、それから第2次総合計画をつくる際に実施した平成28年で比較をしたいと思えます。

まず、平成14年11月に実施されました市町村合併に関するアンケート調査の中で、合併の不安点を見ますと、中心部と周辺部との地域格差が最も多く挙げられている状況でございました。そのため、地域の均

衡ある発展を市政運営のテーマに掲げ、各地域で振興策に取り組んでまいりました。平成28年6月に実施した市民アンケートでは、74.3%の市民がとても住みやすいまたは住みやすいと回答しております。これは、平成19年に実施した同様のアンケートに比べますと、とても住みやすいと回答した人の割合が14%増加し、とても住みにくいと回答した人の割合が13%減少するなど、これを見ます限り合併後のさまざまな取り組みの成果があらわれているものと考えております。今後も地域の魅力ある資源を最大限に生かし、均衡ある発展を推進してまいります。

◎友利光徳君

次にですね、将来構想と新市建設計画についての策定上の留意事項としてですね、合併に取り組むべき事項として、住民の声を反映させ、地域バランスのとれた発展が重要であると。もう一つはですね、郵便局で、これ最寄りの郵便局だろうと理解しているんですけども、住民票などの窓口サービスをしてほしいというのがあります。それについて担当課はどのようにお考えなのか、答弁を聞かせてください。

◎企画政策部長（友利 克君）

そうですね、住民票などの証明書の発行について、郵便局あるいはJ Aの窓口等というような考えもあったように思います。ただ、インターネットといいますかね、情報通信が相当なスピードで進展する中で、現在はですね、コンビニエンスストアで住民票とかが受け取れるようになっております。今後もそういう市民のですね、利便性の向上という点から考えますと、郵便局などなどもですね、幅広い活用が考えられるのではないかとこのように思っております。

◎友利光徳君

企画政策部長、私はインターネットを使ったこともないし、見たこともありません。私たちの福里から東のほうにはコンビニエンスストアもありません。郵便局は辛うじて福里郵便局がありますけども、やはり議会議員というのは、常日ごろ自分が生活をして感じたこと、市民から相談を受けたこと、そういうことしかこの場では言えません。ですから、私が質問している内容と外れた答弁しないようにお願いします。

次はですね、総合庁舎建設について、1と2は資料を後でいただくことにしますが、交通弱者、障害者、高齢者、そして遠距離住民等に対する交通支援政策は具体的に考えているのか。総合庁舎ができた場合に、吉野、保良、伊良部島の佐和田あたり、上野の宮国あたりからは、どうしても遠くなります、距離がね。恐らく総合庁舎から吉野までだったら、約17キロぐらいあるんじゃないかなと思います。すごく高齢化が進んでおります。城辺小学校の前でバスを待っている高齢者の方がよくいるんですけども、これはもう家で手助けする方がいないからそういうふうになっていると思うんですけども、そういう交通弱者に対してですね、皆さんは具体的に考えなければならぬ。これは、一つの行政のあり方だと思うんです。ですから、これ具体的に計画されているのか、答弁を求めます。

◎振興開発プロジェクト局長（砂川一弘君）

総合庁舎建設に伴う交通弱者の対策をどうするのかというご質問ですが、総合庁舎建設に伴い、市内のバス会社3社が乗り入れできるよう、路線バスの待機場を設置する計画で現在実施設計を進めております。その内容についても、先日各バス会社に説明を行っており、各社とも乗り入れを検討する方向で回答をいただいております。

◎友利光徳君

本土の自治体です、統廃合した学校のスクールバスを活用して交通弱者の手助けをしているというニュースを見たことがあります。ですから、宮古島ではですね、どうしても車がなければ移動できません。ぜひとも交通弱者の気持ちに応えるような対策をお願いします。

次は、畜産振興でありますけども、1番は既に資料をいただきましたので、2番のほうですね、一括交付金を活用して優良母牛の購入はできないのか。これはですね、八重山の3地区、そして南部地区は一括交付金を活用して40万円活用しているというふうな話を聞いております。何で宮古島だけがないかと。南城市はですね、ことしから50万円一応交付しております。ですから、一括交付金を活用して畜産振興できないのか、答弁をお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

一括交付金事業の導入については、受け入れ先にJAや宮古和牛改良組合をお願いし、今現在調整を行っているところであります。本市といたしましては、一括交付金を活用するに当たって、JAの肉用繁殖牛貸付事業と連動して実施できればと考えております。連動することにより補助残を分割で支払うことができ、農家負担軽減につながりますので、今後とも引き続きJAと調整してまいりたいと思っております。

◎友利光徳君

これは市長のほうで答弁をいただきたいんですけども、獣医の増員についてであります、5月31日に豊見城市の中央公民館で行われた沖縄県農業共済組合の総代会において、伊良部島の総代からですね、獣医を増員してほしいという要望が出ました。そこで、たまたま私もいましたので、ちょっと気になったもんだから。それに対してですね、答弁内容は、やはり産業動物獣医師の数が不足していると。宮崎大や鹿児島大へ奨学金の貸付制度を活用している人がいると。ことし3名卒業して採用したんだけど、1人がやめて宮古島まで増員することができなかったというその答弁を下地出身の長間忍部長が答弁していました。持ち帰って宮古島の農業共済組合、新敏所長とそういう話をしたら、とてもじゃないけども、追いつかないから断っていると、悲鳴を上げていました。ですから、市長にですね、美ぎ島美しや市町村会で関係機関に要請活動ができないのか、市長のほうでお願いします。

◎農林水産部長（松原清光君）

獣医師不足についての質問がありました。宮古地区では獣医師不足の現状であることから、平成29年度に多良間村を含め、4人体制から5人体制で家畜診療を実施しております。しかし、年々診療頭数が増加傾向にあり、獣医師の増員を求める声があります。そのことから、宮古畜産技術委員会で家畜診療所の状況や課題について協議することになっております。状況を踏まえて、農林水産部として次回の美ぎ島美しや市町村会へ要望事項として取り上げるよう、協議してまいりたいと思っております。

◎友利光徳君

教育行政についてお尋ねをしますけども、城辺地区の説明会で、教育長は学校統廃合と地域振興と別問題であると会場で力説していましたが、今でもそのような見解を持っていらっしゃるのか、そしてその理由はどこにあるのか、教育長のほうで答弁をお願いします。

◎教育長（宮國 博君）

地域振興と学校適正化の考え方ですが、まず地域振興とは、私の考え方ですが、地域の特性を生かしながら人々が住み、働き、学び、暮らしの総合的な環境を整え、地域の活力を生み出すことが地域振興だろ

うという考え方でございます。教育委員会は、教育環境、教育条件をよりよいものに改善するため、地域ごとで学校規模の適正化に取り組んでいるところです。したがって、地域ごとで教育環境を整えることは、地域振興の妨げといたしますか、そういうふうなものには何らならないというふうに考えているところでございます。

◎友利光徳君

福嶺中学校の運動場の管理と、歴代校長の写真が空気の入らないところにあるので、暑いんじゃないかなというのは、これ答弁よろしいですので、次に移ります。

平成30年ですね、3月に城辺地区の4小学校を卒業した児童生徒たちが、4月から進学した中学校の内訳について担当部のほうでお願いします。

◎教育部長（下地信男君）

城辺地区4小学校の卒業生が進学している学校の内訳です。まず、城辺小学校の卒業生が9名いらっしゃいましたが、5名が城辺中学校、そのほかに平良中学校へ2名、鏡原中学校へ1名、上野中学校へ1名それぞれ進学しております。次、福嶺小学校の卒業生は5名いらっしゃいました。福嶺中学校は休校中ですので、砂川中学校へ2名、西城中学校へ2名、城辺中学校へ1名の進学でございます。砂川小学校の卒業生7名中、6名が砂川中学校へ進学し、残り1名は上野中学校へ進学をいたしております。

◎友利光徳君

4月9日にですね、城辺地区の3中学校を訪問しました。城辺中学校からはですね、1階の床の外れ、2階の普通教室の床の上を向くような外れ方、そして西城中学校と砂川中学校は、体育館の雨漏りを校長先生から聞きました。砂川中学校は家庭科室です。それを受けて教育長のところに行きましたね、私はね。各学校の先生方は、どうせ統合して学校がなくなるから、教育委員会は工事に関しては無関心であると言っているよ、やらないと言っているよと言ったら、いや、そんなことはないですよと教育長は私に即答しましたね。私は、教育長室での会談でありますので、工事はやってくれるのかなと期待をして帰りました。

そこで、教育長にお尋ねをしますけども、この3中学校の校長の思いはかいますか。

◎教育部長（下地信男君）

今のご質問にお答えする前に、先ほどの各小学校の進学先ですけど、西城小学校は19名全員が西城中学校へ進学しております。抜けておりました。

学校施設への修繕につきましては、予算措置の関係もあることから、学校長から教育委員会への要望を受けまして、予算措置を行っております。ご指摘の城辺中学校、砂川中学校、西城中学校の体育館等々、今年度施設修繕費がついておりますので、修繕をしてみたいと思います。ちなみに平成33年4月に城辺地区の中学校の統合が控えていますけども、補助事業を導入する程度の事業、改修などにつきましては統合が控えているという今の段階でなかなか厳しいのがありますが、それ以外の単独での修繕につきましては学校の要望に応えるように取り組んでまいりたいと思います。

◎友利光徳君

クーラー設置について大きな学校から設置をするという説明をいただきまして、小さい学校の出身者として非常に残念に思うことは、小さい学校の子供たちは、いわゆる私の後輩たちはクーラーの体験をしないで卒業するのかなと思えば、これ生存権や日本国憲法からも該当しないのかなと思って非常に悔しいで

すよ。これ答弁いいですけども、ぜひですね、そういう小さな学校のほうからクリアするようにお願いしますよ。

次はですね、城辺の陸上競技場は割愛しますけども、北小学校の、卒業生から聞いたら裏門と言うらしいですけども、石積みの塀があります。実測しましたけども、100メートル余りあります。この石積み塀の保存とですね、市指定文化財の指定は可能なのか。

◎生涯学習部長（下地 明君）

北小学校北門石積み塀について、旧平良市時代からの文化財指定及び国登録有形文化財候補として、道路整備工事や学校校舎、運動場整備工事から保護してまいりましたが、指定登録に至っておりません。理由といたしましては、建築年が昭和15年から17年で比較的新しく、また保存されている石積みが一部であるということなどで指定に至っておりませんが、教育委員会としても宮古島の学校教育発祥の地と知られている場の石積み塀で、当時の石積み技術を知る上で貴重な遺構であると認識しております。そのようなことから、市指定文化財として指定に向け、今年度中に再調査を行い、文化財保護審議会へ諮問していきたいと考えております。

◎友利光徳君

ぜひともですね、庁舎に近い学校でもあるし、古い歴史を持つ学校であります。ぜひとも早目の指定をお願いします。

それから、農業振興についてでありますけども、農業委員会の総会における農業委員の出席状況について説明をいただきます。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

改正農業委員会法の施行により、宮古島市においても平成29年10月16日から新農業委員が17人、新たに新設された農地利用最適化推進委員が21人の計38名で現在活動しております。農業委員の総会への出席状況ですが、平成29年10月は17人中16人出席、11月は16人出席、12月は全員出席、平成30年1月は全員出席、2月は16人出席、3月は16人出席、4月は全員出席、5月は15人出席。そして、今月15日に総会持ちましたけれども、今月は全員出席で、毎月の総会にはほとんどの委員が出席しております。欠席の理由は、病休等でございます。

◎友利光徳君

ただいま説明をいただきましたけども、農業委員会法が改正されて市長が任命をしました、初めてね。これには、希望者が41名いたんですよ。21名は市長の意に沿わなかったかどうか私にはわかりませんが、17名を任命しました。しかしながら、このような状況でありますので、市長は任命者としての責任を痛感していると思います。市長のほうで答弁をお願いします。

◎市長（下地敏彦君）

平成29年10月16日から任期を開始しました新しい農業委員は私が任命いたしましたけれども、市議会の承認を得ているということでもあります。農業委員会の総会にはほとんどの委員が毎回出席していることから、十分機能しているというふうに考えております。

◎友利光徳君

ため池等整備事業導入と、浦底ダムと瑞福隧道、いわゆる比嘉のトンネルですね。これは次回に回しま

してですね、農業振興からですね、久松松原地区における農地法、農振法に違反した市民と市農業委員会とのやりとりですね、事務の流れについて説明をいただきます。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

当該農地については無断転用ではないかとの情報提供があり、平成28年6月8日に農業委員、事務局職員、沖縄県の担当職員で現地確認調査を行い、農振法及び農地法違反と思われることから、農振法の担当部署である宮古島市農林水産部農政課にも状況を説明し、以後農政課とも連携し、原状回復に向けた指導を行うよう、共通認識を得て平成28年6月10日付で第1回指導通知書を地権者宛てに郵送しております。違反状況の改善が見られない中、同年9月8日付で第2回指導通知書とあわせて復元計画書を提出するよう地権者に再度郵送いたしております。さらに、地権者の関係者からも土地利用及び原状回復計画について3回の聞き取り調査や現地調査を行い、平成29年1月30日付で沖縄県宮古農林水産振興センターに違反転用事案報告書を提出しております。

次に、沖縄県、宮古島市の指導は適切かの質問ですが、当該事案については農振法、農地法の観点から違反状態と思われるため、当該農地を畑として耕作できる状態に戻すよう、農業委員会及び農政課、沖縄県の関係機関で連携し、聞き取り及び現地調査等を行い、指導していくことが適切と考えております。

◎友利光徳君

この農地法、農振法に違反した場合にですね、この案件についてですね、該当する、適用される罰則というのはどのようなものでしょうか。

◎農業委員会会長（芳山辰巳君）

農地法での違反転用の罰則については、都道府県知事または指定市町村の長は工事の中止や原状回復等の命令を行うことができるとされています。また、都道府県知事または指定市町村の長の原状回復命令に違反した場合には、個人は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人は1億円の罰金という罰則の運用もあります。無断転用とは、畑を畑以外、例えば宅地、駐車場、資材置き場等に転用する場合、農地法第4条または農地法第5条の許可を受けなければならないとされております。

◎友利光徳君

たしかこの案件はですね、県紙の報道に基づいて質問をしていますけども、敷地内にですね、土木会社があるというふうな、県紙の報道がありました。この土木会社は、市発注の工事を受注している会社ですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

敷地内にあります事業所は、宮古島市建設工事入札参加登録業者であります。

◎友利光徳君

総務部長、これは市の発注する工事は受注経歴ありますか。

◎総務部長（宮国高宣君）

その前にですね、先ほどから農業委員会の会長が答弁しておりますけど、何がちょっと建設会社とですね。何かあるのかなと思ってちょっと疑問に思っているところがございます。指名はですね、平成27年、平成28年、平成29年とあります。受注件数は平成27年で1回、平成29年で1回でございます。

◎友利光徳君

副市長のほうにお願いしますね、次は。こういう農地法に違反している企業が指名の対象になるというのは、指名委員長としてどのようにお考えですか。

◎総務部長（宮国高宣君）

この地権者とこの建設会社代表者全く別物でございまして、それとこれと、先ほども冒頭で私のほうと言った部分です、全く別物でございまして、指名委員会でそれにのっかって指名しているということとでございます。

◎友利光徳君

できれば市長にもですね、この辺については答弁をいただきたいけども、多分答弁しないでしょう。

次に、水道行政についてお尋ねをしますけども、合併前の宮古島上水道企業団の地方公営企業法の条例の現在の職員数をお尋ねします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

合併前の宮古島上水道企業団の条例職員数は52名で、平成16年度の合併前の宮古島上水道企業団職員数は50名で、現在の市の上下水道事業部職員は34名でございます。

◎友利光徳君

私は宮古島上水道企業団にかかわった経験がありますので、流れについて少し説明をしてですね、改善策について求めたいと思っております。

宮古島上水道企業団はですね、合併前は11人の委員で、旧平良市6人、旧城辺町3人、旧上野村、旧下地町が各1人ずつ、11名で計3回の定例会をもって宮古島の水問題をただしてきました。しかしながら、現在は34名というのはね、非常に水道行政が衰退したような気がしてならないです。ということですね、当時の宮古島上水道企業団の議会で問題となったのはね、やはり水道行政のサービス低下にならないようにと、これが一番の大事な問題でした。旧伊良部町水道局との合併については、累積欠損額がですね、ちょっと数字はきょう申しわけないけどもありまして、平成16年度の宮古島上水道企業団は3,300万円の利益、預貯金を計上していました。伊良部島ですね、水道関係はですね、13件の給水装置の不正接合等が判明したんですよ、漏水問題とかね。ですから、議会では慎重に、いろんな問題を解決するよにというふうな議員の指摘などを受けました。議会でですね、公明党の富浜浩議員が当局に質問したのがあって、要するにトゥリバー地区や下崎地区に大型ホテルが建設されるので、水の供給についてはね、新しい地下ダムを計画したほうがいいんじゃないかという提言等もありました、議会でね。しかしながら、渡真利光俊企業長はですね、企業団の職員は水道業務に対してはプロ意識があると。ですから、やたらに人事異動はね、大幅な人事異動はやめたほうがいいと、職員も余り大幅な削減をしないほうがいいということを警鐘を企業長は鳴らしておりました。

今回のね、伊良部南区の水道問題に関して一番お互いが、この議場にいるお互いがですね、反省をしなければいけないのは、この宮古島上水道企業団議会で議員たちが年3回当局をただしていたのに対してお互いが水道事業に対して無感心さがあったからこのような結果になったんじゃないかなと、私は別の議員と角度を変えて話をしております。要するに問題が起こった後で当局ばかり責めているけども、上下水道部の職員ばかり責めているんだけども、そうじゃなくて行政でですね、もう少し水道行政を理解しておけばこのような事態はなかったんじゃないかなと、このように考えております。

そこで、1点だけ質問しますけども、この伊良部南区の水問題について、市長は災害と考えていらっしゃるの。市長のほうで答弁をもらえれば。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

友利光徳議員におかれましては、水道事業にですね、深いご理解いただいて、大変感謝申し上げます。今回の断水が災害かということでもありますけども、今回の断水については宮古島市水道事業給水条例第16条に定める水道施設の損傷に該当するものと考えております。

◎友利光徳君

遊歩道は先ほど申し上げましたのでよろしいですけども、財産管理についてですね、トゥリバーのですね、その箇所を國仲昌二議員と2人で視察をしました。そうしたら転落防止柵がですね、非常に危険ですね。もうぐらぐらしています。観光、観光と言うけども、その受け入れ態勢がね、ちゃんとしていないと今回のような事態が発生するだろうと予測をされますので、私は春休み中、あちこちの宮古島市の管理する施設を点検しましたけども、みんな行政の温かい修理、修繕の受け入れを待っています。どうかその箱物にだけ目を向けないでですね、やはりこういう小さなところにも気を配って行政を進めていただきますように心からお願いを申し上げまして質問を終わりますけども、せんだって15日だったかな、学校敷地内にちょっとした不注意がありましたね。やはり教育長、これはね、少し子供たちの心のケアもね、大事かと思いますので、早急にですね、対策を講じていただいて、すばらしい学校づくりに邁進しますようお願いします。

終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

◎眞榮城徳彦君

通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

まず初めに、市長の政治姿勢について伺いますけども、我が国の防衛問題について。我が国の憲法はですね、前文にこういうふうに記してあります。「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」と述べられております。つまりこれが9条を初めとする日本国憲法の柱の一つであります平和主義の前提であると考えております。

しかしながら、現在の世界情勢はというと、冷戦終結以降に今日に至る間に国際安全保障環境は大きく変化しております。アメリカの覇権は著しく後退し、一方で中国の台頭が著しい。中東は、極めて不安定な状態にある。また、イスラム国に象徴されるように、世界を舞台としたテロリズムが横行しております。また、朝鮮半島では、南北、それから米朝会談が行われたばかりでありますけれども、いまだに北朝鮮の核ミサイルの脅威は払拭されていないと私は考えております。

こうした目まぐるしい環境の変化に対応して、速やかに日本の安全保障を一層強化していかなければならないと考えております。私が思うにですね、いわゆる日本の安全保障、戦後73年間どのようにして守られてきたかといいますと、右派の保守派、それから左派のリベラル系の皆さん、いずれにしてもですね、何か紛争が起こったときにこの日米安保条約によってアメリカの助けが必ずあると、私は根底では日本人

の多くはそう思っているんじゃないかと思っています。つまり何か事があるときはアメリカが助けてくれる、そういうふうな状況の中に日本は戦後73年間ずっと来たのではないかと、私は思っております。

そして、先ほど述べましたこれらの9条の平和主義、要するに「諸国民の公正と信義に信頼して」というこの一文ですね。これによって「われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」と。私は現在、この日本国憲法が公布されて以来、この前提、平和主義の大前提というのは本当に今でも生きているのか、私は破綻しつつあるんじゃないかと、東アジアの情勢を見たときにですね、常々こういうふうを考えているものですから、みんなでもう一度、日本の防衛とは何か、自衛隊の役割とは何か、憲法9条とはどういったものか、こういったものをみんな考えていく必要があるんじゃないかと私は思っております。

結局外交にしろ、防衛にしろ、その国の力関係で全て決まってくる。つまり中国は尖閣諸島に領海侵入をして、これが日常化しております。それから、思い起こしてみると、日本国憲法が公布されたのは1952年のサンフランシスコ講和条約、これが公布されて以後のことですから、1945年、敗戦からずっと1952年のサンフランシスコ講和条約まで、日本には主権というものが存在しておりません。確かに憲法には国民主権とうたわれておりますけれども、実際にはアメリカGHQの施政権下にあった。それがやっとなんて1952年になって、日本は独立国として認められることとなります。

その間、竹島の問題にしてみれば、当時の李承晩ラインが引かれたように、一方的に竹島を韓国の領土だとして宣言をして奪取する。それから、ロシアにおいては、旧ソ連ですけれども、1945年8月15日以降に北方領土に侵入して、ここを実効支配する。つまり戦争によって勝ち組と負け組ははっきり分けられて、日本は侵略戦争を起こしたという負い目もありますから、そして歴史問題においても東アジアにおいてひどいことをしてきたという歴史的事実を追及されますから、おのずと余り思い切ったことは言えない。つまり贖罪感覚にさいなまれてきた、これが日本の現実ではないかと思っております。

今、宮古島でも自衛隊配備問題が起こっております。憲法にもうたわれておりますように、主権者は、この場合は国民主権でありますから国民ですけれども、主権者は日本の国民の生命と財産を守る義務がある。そして、もう一つ、領土、領海をはっきりと守っていく。この2つをしっかりとやっていかなければ、私は独立国としての存在意義はないものと考えております。

ですから、今市長にお聞きしたいのは、こういったいろんな東アジアの状況あるいは世界の状況を鑑みて、その上で防衛大綱に示されているように、南西諸島の島嶼防衛、これを国が打ち出しておりますけれども、その政策の一環として宮古島にも自衛隊が配備されようとしておりますけれども、今この直面する東アジアの危機において、市長はどのような考え方を持っているのか、あるいは感想を持っているのか。なかなか言いにくいかもしれませんが、この議会の場で忌憚のない意見を聞かせてもらえれば幸いです。

次に、県民投票について伺います。まず初めに、県民投票実施の流れなんですけれども、いわゆる若い人を中心に辺野古県民投票の会による署名活動がスタートしております。これは、辺野古基地に対する国の計画に対し、埋め立て反対、このような立場から県民の意思を的確に反映することを目的としているようです。

県民投票を実施するには、住民投票条例を県議会で制定する必要があります。この条例の制定には、まず県知事か議員が条例案を議会に提案すると。そして、住民が直接条例の制定を県知事に求めること。こ

の場合は、2カ月間で有権者の50分の1、つまり2万3,000人ぐらいと言われていますが、の署名が必要だとされておりまして。

それで質問なんですけれども、県民投票条例そのもの、県民投票そのものは、もちろん皆さんもご存じのように、法的拘束力がありません。県議会において県民投票条例が制定され、県から宮古島市に対して投票要請があった場合、市長はどのような対応をするおつもりなのか。これを速やかに受け入れ、投票事務を遂行する体制をとるのか、あるいは場合によっては市長の考えでもって投票事務に係る一切を拒否し、県の要請をはねつけるケースもあるのか、この辺の具体的な考えをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、いわゆる県内11市の中の9人の保守系市長で構成しておりますいわゆるチーム沖縄、その中で県民投票への対応を話し合ったことがあるかどうか、このことについても伺っておきます。

次に、公共事業について伺います。伊良部屋外運動場整備事業についてであります。この問題につきましては、下地康教建設部長が3月定例会の答弁で、この事業は野球キャンプ地としての複合施設であることを明らかにしております。また、その財源として、基地周辺整備事業としての宮古島分屯基地等周辺屋外運動場整備助成事業として国の補助金を、防衛費等ですね。を受け入れ、その補助率は3分の2と説明しております。

その総事業としては、補助対象施設としてメインスタンド、これはメーングラウンドのことかと思えますけれども、その事業費約13億円程度を想定しているとしておりますけれども、その総合、複合的な事業として見た場合に、どうしてもブルペンあるいは雨天練習場、それから二、三面のサブグラウンド、こういったものが必要になってくると思います。これらは先ほど述べた事業の補助対象となるのかならないのか、またこれらの施設が全部そろったとして総額は幾らぐらいの事業になるのか、伺います。

やはり市長が推進するビッグプロジェクト事業、これが今総合庁舎事業をピークにこれらも合併特例債が使えないので、いわゆるビッグプロジェクト事業、一連の事業は終了するというふう聞いておりますけれども、しかしながら総合博物館の建設あるいはこういった伊良部島の野球キャンプ場、これはやっぱり10億円、20億円単位のビッグプロジェクトでありますので、こういったものをこれからもしっかり検証していかなければ、財政的にどうなるかということも含めて考えていかなければならないと思っておりますので、この辺の詳しい説明もお願いします。

次に、根間公園事業について。根間公園事業というふうに言っておりますけれども、これ昔は旧平良市の場合、中心市街地活性化事業というふうに銘打って、そこからスタートしたと私は記憶しております。この事業のコンセプトなんですけれども、市民や観光客の集客交流拠点施設としての位置づけ。それから、宮古島のさまざまな情報発信を行い、宮古島らしい空間の演出を行う目的としてのイベントの開催。それから、開催に伴うオープンカフェや露店等の設置及び各種団体の活動スペースとしての利用。これらの内容により、にぎわいの創出の広場をつくることを目的とする。非常に抽象的な表現で、事業の中身が見えづらいということがあります。さらに、公園事業として位置づけるならば、宮古島市都市公園条例の範疇に入ってくるのかどうか、こういうことをまずしっかりと線引きというか、確認をしておかないといけないと思っておりますので、その辺の考え方というか、これが範疇に入るかどうかをお聞かせください。

それから、建設部長は、平成30年度に、今年度実施設計をして、平成31年、平成32年度で工事をし、そして平成33年度供用開始予定としております。そして、その財源は、一括交付金を活用した交付申請と平

成30年度内に補正予算を計上すると言っておりますけれども、この事業を急がせるためにもですね、これはもう旧平良市時代からずっと引っ張ってきた、もう長きにわたる事業計画ですので、ぜひとも今回の平成30年度で予算のめどづけをしてですね、実現化してほしい。この具体的な工程表もぜひお聞きしたいと思っていますので、よろしくお願いします。

次に、福祉行政について伺います。子供の虐待問題についてでありますけれども、私3月定例会でもこの件に関する質問をいたしました。3月定例会での下地律子福祉部長の答弁から77件の虐待通報件数が示されましたが、その内訳として、警察署からの通告が68件、学校からの通告が1件、県の機関1件、近隣住民1件、医療機関や児童福祉施設からの通告が6件となっております。

その中で私が気になったのは児童相談所への通報で、学校からの通報がたった1件ということは本当に理解しがたいものがあります。当然学校現場には先生方はもちろん、スクールソーシャルワーカーなども配置され、日常的に児童生徒に接する機会が多いはずであります。虐待のほかにも日常的に目に見えるものとして、不登校、非行、ネグレクトあるいは生活困窮等、こういった多くの複合的問題を学校現場は多々目にしていると思われるのに、この学校からの通告が1件というのは余りにも少な過ぎるんでないか。つまり今虐待問題が非常に社会問題としてクローズアップされている現在で、警察署からの通告が68件もある。しかしながら、学校からの通告というものがたった1件しかない。何のためにスクールソーシャルワーカーとか、学校の先生とか、あるいは教育相談員とか、まていだ教室の皆さんとか、そういったものを配置してしっかりと子供の虐待やネグレクトや不登校とかいろんな複合的問題に対処していくところから、この件数が1件というのはどうしても理解しがたいので、これを詳しく説明をしてください。

耳に入っているのか、入っていないのか、そういった問題があるにもかかわらず学校からの通報がふたをされてしまって、これが教育委員会あるいは行政にも届いていないのかどうか。今ここで厳しくこのことを精査しておかないとですね、私は子供の虐待問題は非常に喫緊の大変な問題だと思っていますから、こういうことのためにもぜひ教えてほしいと思います。

それから、スクールソーシャルワーカー、新しくできました子供の貧困緊急対策事業支援員、こういった皆さんから、教育委員会なり、あるいは行政なりに、市当局なりにこの活動実績あるいは活動内容の報告を受けたことがあるのか。あるいは、私の勘違いかもしれないんですけども、こういった方々の活動実績、活動内容の報告というのは、宮古島市に対してじゃなくて県の教育委員会とか県の機関に報告をするのか、その辺もお聞かせください。

それから、沖縄県中央児童相談所宮古分室ができてもう3年ですかね、なりますけれども、この中で私が気になるのは、なぜ最もその分野の専門家と言われる児童心理司が配置されていないのか。また、児童相談所における職権保護、これは何件あったか、その職権保護をしたときに受け入れ先の施設はどこなのか、職権保護を受け入れてどのようにこの施設では対処しているのか、その辺の詳しい内容をお聞きしたいと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

答弁を聞いて再質問したいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

まずは、我が国の防衛問題についてのご質問にお答えをいたします。

我が国の防衛に対する市長の見解ということですが、まず平成29年版の防衛白書によりますと、国家の

平和、安全及び独立は願望するだけでは確保できるものではなく、外交を通じ、安定かつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐことが国家安全保障の要諦であるとしています。しかし、現実の国際社会を見れば、非軍事的手段による努力だけでは必ずしも外部からの侵略を排除することもできないこと、そのため防衛力は侵略を排除する国家の意思と能力をあらゆる安全保障の最終的担保であると記されております。その上で我が国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならず、その具体的な限度はその時々々の国際の情勢、その他の諸条件により変わり得る相対的な面があるとされております。

現在の世界情勢に目を向けてみますと、議員もご指摘されたように、先日の米朝による首脳会談の成果については今後の動向を注視したいと思っておりますけれども、中国の公船による我が国領海への侵入は一向におさまっておらず、東アジアの緊張はいまだ予断を許すものではないと考えております。そのような現状から市民の平和と安全を守り、我が国の平和を維持するためにも、宮古島への陸上自衛隊の配備は必要であるとと考えております。

次に、県民投票についてであります。2点ご質問がございました。一括してお答えをいたします。まず、保守系の市長で話し合っているかということですが、話し合いをいたしました。県民投票については、現在市民レベルで手続を進められていること、また県議会においても議論がまだなされておらず、今後の状況も不透明であることから、県の動向を見て検討しようということになっております。このことから、本市としてもそのように対応してまいりたいというふうに思っているところです。

◎福祉部長（下地律子君）

子供の虐待問題についてでございます。学校から児童相談所への児童虐待通告件数が1件ということについてのご質問でございます。学校からの児童相談所への通告件数について沖縄県中央児童相談所宮古分室に確認しましたところ、平成30年2月20日時点の速報値を1件と発表したところですが、その後に相談経路の実績等を整理したところ、平成30年3月末時点のこれも速報値でございますが、学校からの通告は6件となっているとのことでございます。

学校からの通告が少ないのではないかとご質問でございますが、通告6件のほかに児童虐待通告に至る前の段階で学校から沖縄県中央児童相談所宮古分室へ相談を受けるケースがあるということでございます。学校を含む地域の児童虐待防止に対する認識が深まっていることや要保護児童対策地域協議会の活用により、児童虐待の発生など緊急度が高くなる前の段階で沖縄県中央児童相談所宮古分室と学校との迅速な連携につながっていると考えられます。

次に、スクールソーシャルワーカー、子供の貧困緊急対策事業支援員の活動についてでございます。児童家庭課では、児童虐待関連を含む児童相談について、スクールソーシャルワーカー、子供の貧困対策事業支援員と必要に応じた情報共有や同行訪問などの対応を行っております。また、要保護児童対策地域協議会を活用し、今後の対応方針や支援のあり方などについて迅速かつ適切な対応ができるよう連携を図っております。

子供の貧困対策児童自立支援員は、子供の貧困に関し、学校、学習支援施設、居場所づくりを行う関係機関と情報を共有し、子供の支援につなげるための調整を行っております。平成29年度の子供の貧困対策児童自立支援員に対する相談件数でございますが、155件となっております。主な相談内容といたしまして

は、学力不振による利用希望の相談、親の収入が安定せず、教育費捻出が困難との相談、発達障害などの対応に苦慮し、利用希望の相談などとなっております。

次に、沖縄県中央児童相談所宮古分室に児童心理司が配置されていないかというご質問でございます。沖縄県中央児童相談所宮古分室によりますと、沖縄県立宮古病院、児童家庭支援センターはりみずに児童心理司が配置されており、地域の資源を活用する観点から沖縄県中央児童相談所宮古分室への児童心理司の配置には至っていないということでございます。

次に、職権保護の件数、受け入れ施設についてでございます。沖縄県中央児童相談所宮古分室によりますと、職権保護の件数は平成29年度はゼロ件となっているとのことです。基本的には保護者の同意を得て一時保護を行っており、緊急性が高く、児童相談所の判断で一時保護を行った場合でも後日保護者の同意を得ていることから、職権保護の件数はゼロ件となっているとのことです。また、職権保護を含む一時保護、処置入所の受け入れは児童相談所が適正と認める委託先へ行っており、具体的な施設名等は個人が特定される可能性もあり、公表することができないということでございます。

◎建設部長（下地康教君）

まずは、伊良部屋外運動場整備事業に関してのご質問にお答えいたします。

この事業は、伊良部地区の平成の森公園で計画をされております。本事業は、平成29年度で都市計画課において、平成の森公園野球場施設基本計画及び基本設計委託業務として実施がされております。その基本計画に基づきまして、防衛省の宮古島分屯基地周辺屋外運動場整備助成事業を活用し、建築課で今年度です、平成30年度実施設計、平成31年度から平成32年度で本工事を13億円程度で実施する予定でございます。そのほかにです、サブグラウンドやブルペン、雨天練習場等の関連施設につきましては、現在基本構想で検討中でございます。現段階におきましてはです、関連施設は構想として検討していますけれども、実施する際におきましてはさまざまな補助事業を検討していきたいというふうに考えております。

次に、根間公園に関するご質問がございました。根間公園事業では、中心市街地の活性化に向け、にぎわいのまちづくり事業として、外国船クルーズ客を中心としたまち歩き観光の振興、それに市民と観光客がともに楽しめるまちなか交流促進の取り組みを行っていきます。これらの観光案内、交流促進の中心となる拠点为中心市街地に必要であるとのことから事業化が実施しているところでございます。本公園はです、都市公園として計画をされておりますので、完成すれば都市公園としての取り扱いになっていきます。

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前11時44分）

再開します。

（再開＝午前11時44分）

◎眞榮城徳彦君

福祉部長、なぜこの質問を3月定例会からまた今回もやっているかという、虐待を初めとする子供たちの複合的な問題、これは社会として、あるいは行政として全部が一緒になって取り組んでいかなきゃな

らない非常に重要なことだと認識していると。先ほど児童心理司の話にしても、宮古病院に配置しているから分室のほうにはないという話なんですけどもね、児童心理司の仕事というのは問題があってそこに、児童相談所に来た、あるいは預けられた子供に対してですね、心理的なケアをしていかなければならない。これは保護者の問題ではなくて、あくまでも個人、子供の一人一人の問題なんです。だから、我々がやらなければならないことは、保護されてきた子供、あるいは通告されてきた子供に対していかにして早く親元に帰すかとか、そういうことじゃなくて、この子供がなぜこのような状況に陥ったのかと。これは家庭の事情とか学校関係等いろんな複合的なものがあるかもしれないですけども、そういったことを丁寧に一つ一つ心理テストとか、そういったものをやりながらですね、本当にみんな心に、子供に寄り添ってこれを解決していく。これは親は関係ない。学校も関係ない。これはこの子供だけに限って、この子供がよくなるためにはどうすればいいのかというのを一緒になって考えるのは児童心理司なんです。児童福祉司は県の公務員ですから、なるべく問題も起こらないほうが良いと。つまり早く問題を解決したいというところがあると専門的な本でも書かれていますし、私はなぜ児童心理司と言うかという、児童心理司こそ子供の助けを一番理解してくれる存在だと思っているんですね。できれば、宮古病院にいるからいいんじゃないかと、沖縄県中央児童相談所宮古分室においてですね、こういった体制があるんでしたら、本当の意味での専門家というのは児童心理司しかないんですよ。こういったことを私は訴えていきたいと思っていますけども、この件に関して。ぜひ福祉部長、話し合うつもりあるのかというだけでいいです、その児童心理司の配置において。

◎福祉部長（下地律子君）

この児童心理司につきましては、沖縄県中央児童相談所宮古分室によりますと、今後の配置予定はまだ未定ということをお聞きしております。今後ですね、宮古島市としても県のほうにも要請をしていきたいと考えております。

◎眞榮城徳彦君

虐待に関してですね、警察署から通告があります。しかし、この前に警察署から児童相談所へ報告が行くようになっています、制度上ね。この場合には、書類通告というものと身柄通告というものがあります。書類通告とは、児童福祉司の指導が必要として、その理由となる虐待内容の書かれた書類が児童相談所に送られて児童相談所の児童福祉司に指導を一任される、これが書類通告です。身柄通告というのは、子供の保護が必要と警察署が判断して、その子供を警察署が直接児童相談所に連れてくる。この件数がですね、県警に通告される児童虐待の件数が沖縄県の場合には2017年度で420件あります。宮古島市は、先ほども福祉部長がおっしゃったように68件ですね。ということは、県全体の16%。この件数報告がこの宮古島市で警察署から行われている。まして、16%というのは結構高い数字だなと思っていますので、市長を先頭にしてですね、この子供の虐待問題っていろんな複合的な問題、いじめの問題についても、ネグレクトについても、困窮世帯の子供についてもですね、もう一回社会と行政と我々でみんな、学校現場はもちろんこれ考えていかななくてはならないんじゃないかと思っていますので、ぜひ福祉部長ね、これを一生懸命取り組んでほしいと思っていますので、よろしくをお願いします。

次に、公共事業の中の伊良部屋外運動場整備事業ですね。これ建設部長そのブルペンとか、雨天練習場とか、サブグラウンド、こういったものはいろんな補助事業を考えてみていたんですけど、これはメイン

スタンドと同じ補助対象にはならないんですか、もう一回。

◎建設部長（下地康教君）

今我々が進めている宮古島分屯基地等周辺屋外運動場整備助成事業ではですね、基本的にはメインスタンドが補助対象事業となります。したがって、ほかの関連施設は今のところ補助事業対象外というふうになっております。

◎眞榮城徳彦君

いずれにしても、この事業を立派なものに完成していくためには、今並べているブルペンとか雨天練習場とかサブグラウンド、これはできたら2面ぐらい欲しい。こういったものを複合的にきちっとつくっていかないとですね、せっかく13億円かけてメイングラウンドを整備してもですね、この付随施設がなかったらですね、使い勝手悪いと思います。だから、その該当部の補助事業をしっかりと見つけてですね、もし建設部長が本気になってその気でやるのであれば、ブルペンも雨天練習場もサブグラウンドも立派なものつくってください。そうしないとスポーツアイランド宮古島の顔としてね、野球キャンプ地の顔としてうまくいかないと私は思っていますので、伊良部地区の皆さんもこの事業に関しては非常に関心が高く、ぜひやってくれというふうな要望があると思いますよ。今伊良部島はもちろんもう宝の島ですから、もう一つこれをつくることによって伊良部島全体ですね、面的な開発ができれば素晴らしい地域になっていくと私は思っていますので、ぜひこれは早期に完成するように、お願いしたいと要望しておきます。

次の県民投票条例の件なんですけども、話し合われたということなんですけども、中身までは県の動向、条例制定を見るまでは具体的な行動はしないということなんですかね、市長。

◎市長（下地敏彦君）

県民投票について私どもが話し合っているのは、要するによく見えないと。やるのかやらないのかも含めてよくわからないことについて、今からどうするというのを論議するのはまだ早いだろうと。具体的にそれが見えてから話し合えばよいという結論であります。

◎眞榮城徳彦君

市長、その場合、内輪の内輪の話で申しわけないんですけど、肯定的な意見が余り出なかったと私は推測するんですけど、この投票条例の協力に関してですね。そこまで言ってもらえたら市長の考えよくわかると思うんですけど、どうですか。

◎市長（下地敏彦君）

そこまでは話し合っておりません。やっぱり県民に対する影響力が非常に大きいということで、ここは慎重に判断すべきであるというのが私どもの考えでありました。

◎眞榮城徳彦君

防衛に関しては市長が答弁なされましたけども、私が今回言いたかったことはですね、日本の防衛ってどういうふうなことを我々考えていかなきゃならないのかと一応問題提起をしたかったわけでありまして。本当に確かに憲法9条の存在によって日本という国は戦後73年間戦争もなしで来たことは、もう紛れもない事実であります。しかし、これはバックに日米安保条約というのがあって、何かあったらアメリカが助けてくれると、これを日本国民の8割が思っているから日米安保条約に8割以上の国民は賛成している現状があると私は思っています。領土、領海を守っていくのはもちろん、特に尖閣諸島の問題に関しては今

我々がきちんとした方針とか方向を出さないとですね、中国に誤解される。つまり12海里の領海と200海里の排他的経済水域を国民の国の利益として守っていかなくちゃならない。これは国のやり方として当然の形だと私は思っています。それがあれば、我々宮古島の漁民だって、ほかの沖縄本島の、あるいは石垣島の漁民だって、堂々と排他的経済水域の中で漁業権をちゃんと発揮できて、それで漁業、操業ができる。しかしながら、今、日台漁業交渉なんかに見られるように、非常に弱気な関係ですよ。なぜ日台漁業交渉があの内容で落ちつくのかと。これは、日本が弱腰だからです。私は、領土、領海を守るというのが国民主権というんだったら、国民の一人一人が主権者として我々の国を守っていくという、こういう意識を持つのは非常に重要なことではないかと私は思っている。日米安保条約は認める、しかしながら集団的自衛権も認めない、あるいは緊急事態情報も認めない、非常にいびつな形になって政治が動いていますけれども、県として、日本国民として我々が本当にこの国は自分の力で守っていくという意識があるのかどうかというのを私は一番問われていると思うんですよ。アメリカが何とかしてくれる、憲法9条が何とかしてくれる、本当に憲法で我々の国の平和というのは担保できるのか、私はそのことをみんなとここで考えてみたいと思っています。防衛の問題に関しては市長は当事者ですから、答えにくい部分があると思うんですけども、防衛大綱を見ても明らかなように、南西諸島の島嶼防衛というのはこれ当然必要なものであると認識すべきであって、自衛隊問題に関してもその観点からしたら賛成をしなければならないと私は思っております。

まだ時間あるんですけども、12時になりましたので、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで眞榮城徳彦君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時59分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎平良敏夫君

自由民主党の平良敏夫です。よろしくお願いします。

昨夜ですね、日本、セネガル戦、3時まで起きて応援しました。引き分けではありましたが、実際にポーランド戦も3時ごろからという話ではありますけどね、睡眠不足ということもあるかもしれませんが、ぜひ応援してですね、日本を応援して決勝トーナメントに行ってくださいませ。よろしくお願いします。

通告に従って一般質問をしていきますが、ここまで来ると重複する部分が多々ありますし、視点を変えて、また確認の意味を込めながら質問していきますので、当局の皆様には簡潔で明快な答弁をよろしくお願いいたします。

まず、伊良部南区断水問題についてでありますけど、この質問は多くの議員が取り上げているので、割愛しようかとも思いましたが、私見と要望ということで質問をいたしたいと思います。4月27日から5月1日まで、伊良部南区で断水がありました。これまでに余り聞いたことがないような断水だったと思います。当初今回の断水は伊良部地区での水の需要量が供給量を超過したことが原因だとしていましたが、後日第3配水池のボールタップの損傷が見つかり、断水の原因の一端だったとしています。市の上水道の施設でボールタップの点検を定期的に行っていなかったというのが驚きです。ボールタップは機材ですから、機材はいつか壊れるものであることからですね、耐用年数があり、壊れる前に定期的に交換するべきものだという事は重々知っていてしかるべきものだと思っています。まして、水の安全、安定供給に重要な部品であることは、新聞報道等を見ても一般市民でもわかることです。このようなことに関して当局の見解を述べてください。水の安定供給に重要なボールタップの点検がなぜ行われていなかったかということへの見解です。そういう問題等は市長を初め、全職員が共有しなければいけないので、今回登壇の機会が少ない副市長、ぜひご答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

なぜボールタップの点検を行っていなかったのかということについてはですけども、今回の断水の原因となったボールタップは配水池内部にあり、かつ開口部からも手が届きにくい場所に設置されておりましたので、点検が困難でありました。また、点検の際、点検するには一旦水をとめるなどの措置も必要でありましたので、そのようなことも含めまして点検を行ってまいりませんでした。ですので、今後新たに点検が容易にできるような措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、ボールタップを全く点検していなかったというのではなくて、流入水量によって目視で監視していたという状況であります。

◎平良敏夫君

ボールタップの点検は目視で流入水量を見ながらやったという話ではあるんですけど、それともう一つ、ちょっとやっぱりわかりづらいということがあるのかなと。私はエンジニアとしてはですね、本当にボールタップって機械にしたら十分重要的部品だということでおわるわけよ。それを簡単にできないようなところに設置するかという話がですね、物事というのはいろんな問題が起こって、それをまたいろいろ反省しながら改善していくということもありますけど、ほかにもしかしたらそういうところあるかもわからないからね、ぜひ本当にちゃんとした検討をね、メンテナンスとか、そういうことをやってほしいなと思っております。

今回の断水で被害をこうむったとのことでホテル等商業施設から損害に対する補償を市に求めている、市は今回はやむを得ない事情によるもので、損害賠償は困難としています。その根拠が宮古島市水道事業給水条例第16条第3項の給水の制限または停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わないとうたわれていることにあることはわかりました。

質問ですけど、沖縄の他市町村で同じような事例はありますか。つまりやむを得ない急な断水があり、ホテル等から損害賠償を請求されるというような事例ですけども、知り得る範囲で答弁よろしくお願ひします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

現在各水道事業体にも確認しているところなんです、現在までにおいてその賠償問題が発生したという事案は確認されておりません。

◎平良敏夫君

長期の断水があると市民生活または多くの産業に大きな影響があることは今回の事例でもわかったし、再認識したことだと思います。二度とあってはならない。そこで、宮古島市全体の上水道のですね、老朽化調査、そういうことは行っているのか、ぜひ答弁よろしくをお願いします。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

老朽化調査についてでありますけれども、水道法によりまして水道事業体として国あるいは県の認可を受けますと定期的に事業評価を受けることが義務づけられておりまして、その中で水道施設の全般的な老朽化調査も行っております。その調査結果に基づきまして耐震補強、更新計画を立てまして、それに沿った形で年次的に施設整備を実施しております。

◎平良敏夫君

自治体がですね、やっぱり年月進んでくると、どうしてもやっぱり、さっきのボールタップだけじゃなくてね、いろんな配管だってそういうことに老朽化、古くなっていくという事例ということになると思いますので、交換するとか、取りかえるとか、そういう時期を見誤らないでですね、ぜひやってほしいと思っております。

今ですね、日本全国でインフラの老朽化が問題となっています。この宮古島市でも、インフラの老朽化があると思われる。先日も、市内で夜の11時ごろ大規模な停電がありました。急なライフラインの停止は、市民生活に混乱を引き起こします。インフラの点検、整備は、しっかりと今回の事例を鑑みて、上水道に限らず対処をしていくべきものだと考えております。どうかしっかりと対応してほしいと思っております。

次に、環境行政にということで、ごみ排出量が大幅増との報道がありました、状況を説明してください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

ごみの排出量についてのご質問がございました。宮古島市のごみの排出量は、リサイクルを行っております瓶、缶、ペットボトル等も含めて、平成27年度までは年間1万7,500トン前後で推移しておりました。しかし、クルーズ船の寄港等により観光客が大幅にふえたこと、平成28年度には前年度から1,947トンふえて1万9,370トン、平成29年度には前年度から1,581トンふえて2万951トンと増加傾向にあります。

◎平良敏夫君

今の数量というのは、全体の数量でしたか、焼却炉に持ち込まれる量じゃなくて。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今お答えしました数字は、瓶、缶、ペットボトル等のリサイクルのごみも含めておりますので、全部でございませう。

◎平良敏夫君

私が問題にしたいのは、瓶、缶、リサイクルされるようなごみは別としてですね、焼却ごみというんですか、クリーンセンターに持ち込まれるごみが、新聞等の報道を見ていると2015年度まで1万3,000トンで推移していたんですが、年々ふえて2017年度は4,000トン増の1万7,000トンとなっていると。これ間違

いないですかね、焼却炉に持ち込まれた数量ですけど。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今手元に持っている資料で2016年度までの資料しかございませんが、確かに2015年度までは1万3,700トンから1万3,800トン前後で推移しております。翌年の2016年度が1万5,840トンとふえておりますので、この計画は平成29年度も多分そうなっていると思います。正確な数字今手元に資料を持っておりませんので。

◎平良敏夫君

私の数字というのはマスコミの数字であるんですけど、問題というのはですね、このふえ方なんですよ。2年間で4,000トンふえている。それで、そのふえたごみの量に対応するため、日曜日はですね、普通稼働休止なんですけど、焼却炉をですね、休止していますよね。それが2017年度は、日曜稼働が23回に上がっていると。1年は52週ですから、ほぼ2週に1回は稼働していることになります。これからも観光客増などの要因により、ごみがふえることが予想されますが、本当に心配でありまして、大丈夫でしょうかということで、対策は考えているのか当局の考えをぜひお聞かせください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今稼働しております焼却炉は、1日16時間の准連続運転のストーカ方式で、焼却炉2基で稼働しております。1日63トンの処理能力ということでございますが、現在契約では稼働日数280日ということになっております。先ほど議員からもご指摘のありましたとおり、日曜日も追加をして稼働するというところで行っておりますが、現在は16時間ということですので、二通りの対応ができるというふうに捉えております。まず、稼働時間をふやすという対応。それから、稼働日数、現在は280日でやっておりますけれども、これもさらに日数をふやすということで対応していけば、私たちとしては年間約1万7,700トンから年間1万9,700トンの範囲で処理が可能であるというふうに考えております。ただ、この稼働時間をふやすためには、いろいろ機器の対応する部分も出てきますし、さらに届け出等が幾つか必要になってくる部分もありますので、観光客の増加によって可燃ごみがふえた場合はこういう対応をしていくことになるというふうに考えております。

◎平良敏夫君

1日63トンの処理能力があるということで設置されているわけでありまして、観光客がこれからもどんどんふえていくという予想されていると。今までも観光客がふえてきたからこんなにふえてきたんだよということになってはいると思うんですけど、やっぱりちょっと根本的な対策を考えないと、例えば1日16時間を20時間にしてみてもか、24時間動かすことになるとか、280日をもっとふやすということになるわけですけど、多分そういう過剰な稼働、そういうことは最初はやっぱり設定、何か焼却炉には設定されていなかったんじゃないかなと思うんですけどね、例えば焼却炉の弱っていく度合い、そういうことには問題ないんですかね、そういう例えば稼働率をふやすということに対してですね。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この件に関しましては、実際に24時間連続で運転することは可能なのかということで、工事を施工しました業者に確認をしております。幾つかの部品を増設することで十分対応ができるという回答を得ております。例えば炉の壁の耐火物を外部から空気冷却する装置を増設するとかですね、そういう幾つかの対応が必要になってきますけれども、十分に対応できるという回答を得ております。

◎平良敏夫君

1日24時間稼働させることもできるということではあるんですけどね、今言われた言葉の中に、あの炉の中の耐火物、耐火レンガ、それを対応する、それをいろいろまくやることによってできるんだよという話なんですけどね、その耐火レンガがですね、昨年でしたか、落下したという事故ありましたよね。本当にそういうことがあったら本末転倒というか、全く焼却できないとなると、どんどん、どんどんたまることになりますので、実際去年はそれのせいで結構処理できないごみがたまりましたので。そういうことがまずあってはいけないということでもありますので、メーカーとも十分調整しながら、本当にしっかりやっていないといけないことじゃないかなと思っております。

それで、そういうトラブルがあったんですけど、その後のですね、焼却炉の点検とかメンテナンス、そういうのはどういうふうにしていらっしゃるのか、説明できればよろしくお願ひしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

今議員からご指摘のありましたとおり、焼却炉にふぐあいが生じまして、1基が稼働を停止するという状況がございました。これにつきましては、平成28年度の12月に緊急補修工事を行いまして、平成29年度の3月から4月にかけて恒久対策を行いまして、炉内ですね、耐火温度をそれまでおよそ1,000度の耐火仕様としておりましたけれども、新しく1,650度までの耐火仕様に変更しております。

今順調に稼働しているところでございますが、点検でございますけれども、一般に行われます法定点検、そのほか運転管理の委託を受けております事業者による日常の点検、これも各炉の各部分の清掃点検を毎日行っております。それから、施工事業者が年1回の実施点検を行っております。これは、炉が2つございますけれども、それぞれ1基ずつ稼働をとめまして、その炉の中に入ってですね、中を確認をするということで、2日から3日かけて1つの炉をですね、点検するということを毎年1回行っております。基本的には、委託を受けております委託事業者がですね、毎日の点検、運転を行う中において、確実に部品を点検、それから稼働状況を点検するというのが一番最大の確認事項だというふうに考えております。それについて、私どももぜひ委託事業者を指導していきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

委託事業者に任せているということでありまして、それは当然のことかなとは思いますが、任せっきりでなくて、例えば点検チェック表、そういうのを見て、大丈夫というだけではなく、ぜひ一緒になって点検してほしいなと思っております。

それと、さっきちょっと聞いたんですけど、16時間現在仕様になっているんですが、これが24時間仕様にするためにはその耐火レンガを冷やすことによって使うことができるんだよという話ありましたが、そこを冷やすための何か配管とか、そういうこと施工するんですかね。詳しい内容わからないですか。もしわかるとこがあれば。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

ちょっと詳しいお答えができないんですけども、先ほど申し上げたのは炉の壁ですね、耐火物、これを外部から空気で冷却する装置という話をしております。それを増設することによって可能であるということでございます。

◎平良敏夫君

炉の中例えば1,000度だったり、すごい燃えているからね、多分その壁がね、ずっと24時間燃やしたら本当に温度が上がるということで、それ冷やさないといけないよということになっていると思うんですけど、これ外部から冷やすということはちょっと理解しづらいんですけど、ぜひもしよかったらどういうことになっているのかということもちょっと調べてみて、伝えてもらえればと思っております。

次に移ります。5月30日に不法投棄パトロールを行っているが、多くの不法投棄があったとの報道がありました。宮古島市からなかなか不法投棄がなくなりません。抜本的な対策はとれないのか、当局の考えをお聞かせください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

不法投棄ごみの問題について抜本的な対策ということでございますが、不法投棄ごみの対策につきましては、リサイクル家電の廃棄に関する運搬費の助成なども対策の一つではありますけれども、ただなかなか抜本的な対策というのができないというのが実情でございます。

その対策としては、今後も関係機関と連携をして、市民への啓発活動、それからパトロールを実施して不法投棄を取り締まるということがあると思います。それから、現在検討しているのが、よく不法投棄が行われる場所がある程度わかっておりますので、そういうところには監視カメラを設置すると。不法投棄をした方を特定できるような何らかのシステムを構築していくと。

それから、もう一点には、例えば不法投棄が行われる場所に車両で運搬をして不法投棄するという状況も見受けられますので、もし車両の出入りが規制できるような場所であればですね、そういうところについては管理者と協議をしながら、ごみを積み込んだ車両が出入りできないような形にしていくとか、そういう対策などもこれから検討していきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

これちょっと新聞報道を見て質問させてもらったんですけどね、その中には下崎でね、ボランティアが大量の、何トンとかという不法投棄ごみを全部処分したその数日後にはまた同じようにたまってたと。そういうことがあるって、本当にモラルが疑われるんですよ。だから、電化品のリサイクルという、そういうリサイクル等も加えてやってというんですけど、だけど、金払いたくない人は持って行って捨てますからね。

その報道の中で、平良西仲宗根の住宅街では、透明袋に分別されていないごみが道路脇のですね、塀際に放置され、回収されない現場を見た。周辺住民が自宅前ではない場所に捨てていると見られるとの新聞報道がありました。その場所はですね、パトロールの1週間ほど前、私が付近住民からの訴えで確認しましたが、「不法投棄は犯罪です」の看板があるにもかかわらず、ごみ袋が散乱していました。ごみは自宅前に出すのが原則ですが、他人の塀に出している、ましてや指定袋ではない袋に分別されずに置かれているものだから、ごみ収集車は回収しません。あのような状況に市はどう対処するのか。収集車が回収しないということですね、あのままいつまでもそのごみが放置されていることになるわけですけど、それに対する説明をよろしくお願ひしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

宮古島市と契約しておりますじんかい車、収集車でございますが、これはじんかい車の担当事業者の皆さんは、分別されているごみについては回収しますけれども、分別が不十分であるというようなごみにつ

いてはステッカーといたしますか、張り紙で注意をして、回収しないという形になっております。そのステッカー、張り紙を受けまして分別した場合は、さらに次の回収日に回収するということとなりますが、今議員ご指摘のごみの捨てる場所じゃないところに、しかも分別されずに置かれているごみについては、じんかい車は回収するという責務はございませんので、これ状況を見ながらですね、市民の皆さんからこちらのほうに情報提供があるとか、あるいはパトロールをしながら見つかるということであれば、これ環境を美化するという意味ではこれは放置するわけにいきませんので、こちらのほうで対処して片づけるようにしていきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

回収されないごみというのは、回収車が集める理由も何もないもんだからね、その置かれている現場が幾つかあるんですけど、あの現場はですね、長く捨ておかれたという感じがあったんですよ。それで、私はクリーンセンターに行って話しして、どうするの、これはと言ったら、説明としてなかなか収集できないと。どうするんですかと言ったら、正確な回答なかったんですけど、前にも二、三回あったんだけど、最終的に自分らで処分したんだよという話だったんですけど、やっぱりなかなかそういうことがなかったんですよ。今話しされた美化の問題でも考えてみてね、やっぱりちゃんとしたルールづくりをしておかんといけないかなと思っております。難しい問題なんですけどね。

不法投棄するのは、一部の宮古島市民だと思われまます。面倒だから、また金がかかるから、誰も見ていないし、ほかの人もやっているし、都合よく考えて捨てているのでしょ。一部市民の不法投棄に対するモラルがひど過ぎます。市が確固たる対処をしなければ、宮古島市から不法投棄がなくなることはまずありません。先ほど生活環境部長も話していましたが、多くの不法投棄現場に防犯カメラを設置して、証拠が得られれば警察署に告発すべきだと考えますが、いかがでしょうか。そういうことでもやっていかないとですね、話し合ったときで、防犯カメラ撮って、やっぱり映っている現場撮らないことにはなかなか告発できないという話で、その防犯カメラの設置にもいろいろ問題があり、どうのこうのと色々な問題たくさんありますよ。これを一つ一つ解決してやっていかないことには、不法投棄本当になくなりませんよ。不法投棄は本当に罪だよということをそういう一部の市民にね、周知させなければだめですから、絶対警察署に告発すべきだと思いますけど、その点でちょっと。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

不法投棄につきましては、先ほどもお話あったとおりですね、ボランティアの皆さんのご協力清掃して片づけたすぐ1週間後にはもう既にごみがたくさん捨てられているというような非常にひどい状況もございますので、そういう場所につきましては監視カメラを設置して監視をしていくということを考えております。不法投棄をする方ですね、特定をして指導していくことも必要であるというふうに考えておりますので、そういう方向でこれからは実施をしていきたいというふうに考えております。警察署への訴え、告発、そういうことにつきましては、その中で検討していきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

前に進みたいんですけど、なかなか話すると色々な話が出てきて、その西仲宗根のですね、ごみが散らばっていた人の、ここに捨てている人というの大体対象者わかっているんですよ。わかっているんだけど、やっぱり幾らその人にしちゃだめだよという言っただけでちが明かないという状況。そういう

状況の中で、最終的にはですね、例えば今言っているいろいろ指導したり何やかんや言ってもだめな人っていますので、変な言い方ですけど見せしめのためと言ったらおかしいんですけどね、そういうためにもですね、ぜひ警察署に告発して、マスコミ等で取り上げさせてもらえれば、これは相当効果あるかなと思っておりますので、多分そこまでのいくのにいろんなハードルだったり、いろんなことあると思うんですけど、ぜひやってほしいなと思っております。

次に、観光行政についてであります。LCC航空、バニラエアが、7月1日から成田石垣線、那覇石垣線を就航することとしています。宮古島を飛び越えていくのは非常に残念です。バニラエアは、下地島空港で実機訓練を行っています。身近な関係にあるわけですから、宮古島への就航を要請してはいかがでしょうか。答弁よろしくをお願いします。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

LCCバニラエアに宮古島への就航要請をすべきではないかということでお答えします。

バニラエアが来月1日から那覇石垣路線就航が決まっているほか、現在下地島空港での飛行訓練を行っており、下地島空港への就航が期待されております。バニラエアに限らず、下地島空港を活用した格安航空会社により、成田と新規路線の開拓は観光振興を推進する上で大変重要だと考えております。さらに、格安航空会社が既存路線に参入し、以前のように航空各社による格安競争が起きれば観光客及び宮古島市民の交通コストが下がり、観光振興に大きく寄与することが期待されます。

一方で、格安航空会社が既存路線に参入しますと、価格の競争状態に入ったとみなされ、県は沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業の適用を保留すると言っております。このような状況で離島割の適用を保留されてしまうと、市民の交通コストは現状よりも高くなってしまいます。そのため、新規路線については三菱地所や宮古島観光協会等と連携して、格安航空会社への就航要請等を検討していきたいと思っておりますが、既存路線については県や航空各社等と調整をする必要があると考えております。

◎平良敏夫君

ありがとうございます。観光商工部長、簡潔明快な説明をよろしくお願いします。例えばほかのLCCが飛んだら、石垣市でも問題になっている、市長も話ししていただきましたけどね、離島割引が対象外になるよと、そういうこともあったんですけども、前飛んでいたスカイマーク。そのときに結構四、五千円とかね、そういう割安の航空券がありましたので、今もう一つ問題になるのはやっぱり離島割引だから離島の方しか使えないみたいなこともありますので、これはすごく宮古島の経済に、観光にも大きく寄与するものと思われまので、よろしくお願いします。

次に、民泊新法が6月11日から施行されています。宮古島市の現状はどうなっているのか、ちょっと説明できますか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

民泊の営業に住宅宿泊事業法（民泊新法）が施行され、宮古島市の現状はどうなっているかということです。届け出を受けている沖縄県宮古保健所に確認したところ、6月15日現在、本市での届け出は2件で、うち1件が受理され、残りの1件は書類がそろい次第手続が完了となるとのこと。

◎平良敏夫君

申請がほとんどされていないという話であります。宮古島市にもやっぱり民泊はですね、結構あると思

われるんですけど、その中で申請が2件というのは、何かその理由ってちょっと思い当たりますが。

もう一つは、例えばですね、現在なんか宮古島市に民泊が何軒あるかということも、もしよければ、15日前まではどれぐらいの数でやっていたかということもわかれば。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

届け出が少ないという件に関して、現在ご存じのように、修学旅行を対象とした民泊がされておりますので、新規の民泊はちょっと届け出がおくれているんじゃないかなと思われま。その前と後に関しては数字を調べてから後で報告したいと思います。よろしくお願ひします。

◎平良敏夫君

そして、今話した修学旅行生徒の受け入れの民泊もたくさんあるんですけどね、前回ちょっと説明していたんですけど、何か聞き逃したか何かわからないけど、その旅行者受け入れ、特に民泊の方々も申請許可が必要なのか。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

現在修学旅行を受け入れている民家はですね、旅館業法上の簡易宿泊営業許可を取得しておりますので、新たな住宅宿泊事業法で届け出る必要はございません。

◎平良敏夫君

修学旅行受け入れの民泊ってすばらしいことですのでね、これが少なくなるとどうなるんだろうという気持ちもあったんですけど、必要ないということでよかったです。

4番は割愛したいと思います。

5番目に、JTAドームでですね、大きなイベントを行うたびに、帰路、行事終わって帰るときに車が渋滞を起こします。ある日などは、JTAドーム前の道路に出るまで1時間もかかりました。そのような状況を市は認識しているのか、認識しているとすると対策はどうするのか、ご答弁ください。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

JTAドームで大きなイベントを行うたび、帰路で車の渋滞が起こります。対策は考えていますかということでお答へします。

JTAドームで行われている大規模なイベント終了後の渋滞については認識しております。これまでの対策として、来場者の皆様へ車両の乗り合い、タクシー等をご利用いただくようにイベントの事前告知による協力依頼を行い、警備員の増員や送迎バス等を有効に利用する広報などの対応を行っております。また、JTAドームを利用するイベント主催者に対しても、イベント開催時には来場者の事前告知等や渋滞が起きないように、周辺住民に配慮した対応を依頼しておりました。現状としましては、JTAドーム駐車場の出入り口が1カ所しかないため、大規模イベント終了後にはどうしても渋滞が発生しています。今後の対策としましては、道路周辺の状況も視野に入れ、担当部署と協議してまいりたいと思います。

◎平良敏夫君

JTAドームはですね、駐車場の大きさは十分なスペースがたくさんあって、それたくさんあるんだったら車で行ってもいいだろうと、多分やっぱりね、バスとタクシー等使ってくださいと言われても、宮古島の人には自家用車で行くという、何か本当はそういう公共交通機関使ったほうがいいことなんですけど、一番の問題は、先ほど話されたあんなたくさんの駐車場あるんだけど、出口が1カ所しかな

い。それによって出られない。4方向ですかね、あれ。4方向から1つの道路に着くもんだから簡単に出られない。それが一番大きな問題ですよ。だから、抜本的な解決策というのが、もう一、二本のですね、例えばバイパスのような道路をつくるのが絶対必要かなと私思っておりますので、今の状態だったら、やっぱりせっかくだしい施設つくってあるんですからね、それで終わってから、楽しくイベントやってきてから、帰りでいらいら、いらいらとする。そういうことで、最後悪ければ全て悪いみたいな感覚にならないようにですね、ぜひやってほしいなと思っております。ぜひ考え、一考してください。

次に、福祉行政についてであります。宮古島の介護保険料が高いと市民から苦情をよく聞きます。調べてみると全国で沖縄県が1位で一番高く、その中でも宮古島の基準額は7,150円と沖縄県平均の6,854円より高額となっております。その理由を説明してください。何名かの議員も質問していますが、答弁は数字のみが並んでね、わかりにくい。市民にわかりやすいようにですね、簡潔明快に説明できませんか。

◎福祉部長（下地律子君）

宮古島の介護保険料が高額な理由ということでございます。第7期介護保険事業計画、これは平成30年度から平成32年度の介護保険料の沖縄県の平均保険料基準月額額は6,854円となっており、宮古島市は7,150円となっております。介護保険は、給付費を保険料で50%、公費で50%負担する仕組みとなっております。介護保険料は3年に1度見直され、給付費の見込み額や被保険者数などによって算定されます。

宮古島の介護保険料が高い要因についてでございますが、宮古島市は高齢化率が高く、その中でも75歳以上の後期高齢者が半数以上を占めております。75歳以上になりますと要介護認定を受ける確率が高くなるとともに、要介護3以上の重度の方も多くなってまいります。さらに、高齢者単身世帯や高齢者のみ世帯も多く、介護サービスを受けて生活している方も多くなっております。このことから、被保険者1人当たりの給付費も沖縄県の平均より高くなっており、その給付費を賄うために第7期の介護保険料は7,150円となっております。

◎平良敏夫君

そういう数字が並ぶからなかなか、例えば私はですね、市民から、例えば高齢者から何で宮古島は高いのとよく聞かれるもんだから、それを端的に私が答えやすいように福祉部長に教えてほしいなという、きのうも言ったんですけどね、結局介護サービスを受ける人が多いと、それと1人当たりの給付額が高いと、この2つが要因ですかね、簡単に言えば。

◎福祉部長（下地律子君）

介護保険料を算定するときに、やはり基本になるのが給付費の見込み額でございます。給付費の見込み額が上がればもちろん介護保険料は上がっていきますので、介護保険料を下げるためにはとといった場合に、そのもとになる給付費が下がれば介護保険料は下がっていく。もちろんそれだけではなくて、また制度上のまた例えば介護保険料の被保険者が負担する割合、率が決められているんですけども、それが今1期ごとに1%上がっていくとか、介護報酬の改定で大きく上がっていくとか、幾つかの要因はあるんですが、その給付費というのが大きな要因になってくると考えております。

◎平良敏夫君

やっぱり私が市民に説明するためにね、今のようなことは私答えられないし、もう一つ言うと市民へ言ったって市民は理解できないと思うんです。だから、わかりやすいような説明をお願いしますということだ

ったんですけどね、今までの答弁聞いているとやっぱり介護サービスを受ける人が多い、それで1人当たりの給付額も高い、とにかくこの2つの要因が介護保険料が高い理由になっているのかなと思うんですけどね、これはまた次に引き継ぎまして、ちょっと勉強させてもらって市民に説明したいと思います。

福祉のほうですね、あと2つ準備しているんですけど、順番を変えて、もし時間あったらまたやりますけど、5番目の建設、道路行政のほうについて質問させていただきたいと思います。A-76号線の進捗状況を説明してくださいということですけど、平成29年度100メートル整備するとの答弁でしたが、クリーンセンター前からの整備済みの道路との接続面、接続線、それが30メートルほど手つかずのままです。これはどういう状況かということ建設部長、説明よろしくをお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

A-76号線のご質問がございました。現在、平成29年度時点では約470メートルが整備を完了済みで、進捗状況は71%となっています。平成30年度においても用地補償及び改良工事を継続するという形になっていますが、本事業につきましては、なかなか要求どおりに予算がつかないという状況もございます。そういった状況の中で、やはりそういった予算等を見ながらですね、工事を進めているという状況があります。そういう意味では、なかなか地域の皆さんが思うように工事が進んでいないということもあろうかと思えますけれども、しっかりと予算がついた分だけは執行していているということをご報告申し上げたいと思います。

◎平良敏夫君

第1期工事のクリーンセンターからの道路完成していますよね。それで、今第2期工事ということで、結構沖縄電力株式会社宮古支店の前までされているんですけど、その接続線ですよ。ちょっと二、三十メートルかな、わずかな間なんですけど、何でつながらないのかなと。例えば向こうがつながるとすごく便利になるという話なんです。今のところ使い勝手が悪いという話あるもんですから、せっかくの新しい道路だというのに何でつながらないかということちょっと予算の話だけ。

◎建設部長（下地康教君）

極端に言えば虫食い状態で整備が進んでいるという形になろうかと思うんですけども、しかし我々のほうはですね、その虫食い状態で整備を進めたいと思ってやっているわけではなくて、要するに用地を買って、それで用地が買えればそこに工事費をつけて工事をしていくという形でありますので、まず用地が買えたところから工事をしているという状況でありまして、結果的にはちょっと離れた部分で工事がされるということがありますので、まず工事がまだされていないというのは用地が買われていないというふうにご理解いただければよろしいと思います。

◎平良敏夫君

お墓等があつてちょっと厳しいかなという話ではあるんですけど、用地買収は全部済んでいるよという話を聞いておりますので、ぜひ早い時期にですね、接続してほしいと思います。

もう一つ、大和井前の信号機からですね、県営西仲団地の南を通り、県道につながる市道ですけど、大和井信号前までは歩道があるんですけど、そこから県道につながるまでの約200メートルに歩道がついておりません。その市道は大きくカーブしていて、非常に見通しが悪い。その危険な道路を生徒たちが通っています。地域住民は、危険だからガードフェンスをつけるべきだと言います。ガードフェンス、歩行者用

防護柵ですね。それを設置することができないか、答弁してください。

◎建設部長（下地康教君）

ご指摘の道路は、A—84号線でございます。一部において、歩道の設置がされていません。歩道が設置されていない箇所につきましては、歩行面積を多く確保するために車線分離標、これはポストコーンというんですけども、その設置を検討しながら車道と歩行者の分離を図り、安全対策を講じていきたいというふうに考えております。

◎平良敏夫君

あの通りは、建設部長見てわかるとおり、歩道が本当にほとんどないよね。それと大きなカーブになっているもんだから、見通し悪いんだけど、市内のほうから来る車もスピード出してくるし、本当に危険だということを地域住民がすごく憂えていることでもありますので、本来はですね、ガードフェンスを設置してほしいんですけど、時間かかるというんで、カラーポールをぜひ設置してほしいなと思っております。ぜひよろしくをお願いします。

それですね、あの道路は以前は県道でしたよね。現在は市道になっていますが、そのせいかですね、平良土建前信号機までは歩道が整備されていますけど、その区間だけ、今言った区間ね。あの歩道のない区間、200メートルぐらい道幅も狭く、歩道もなく、整備されておられません。市はその残り200メートルを整備する計画はないのか。歩道が整備されずに取り残されたまま県道から市道に移っている区間の整備できるのか、できないのか。

◎建設部長（下地康教君）

議員おっしゃるとおりですね、かつては県道でございました。これがですね、県道の法線がちょっと変わりましたですね、今現在市道に管理が移管されております。ここはですね、荷川取線が通ってくる近くの道路でございまして、今荷川取線の舗装整備が始まっていますけれども、その荷川取線の進捗状況を見ながらですね、その取りつけぐあい等々を検討して、新たな歩道設置等も考えられていくことになると思います。

◎平良敏夫君

あそこの付近にですね、荷川取線が通るということは知っているんですけど、今までの話聞いていて、荷川取線の道路の工事始まるので、いつになるかちょっとわからないような状況でありまして、簡単に進まないような気している、私は。本当に危険な道路でありますので、荷川取線が済んでからというんじゃなくて、それが済んでからといえああと10年後かとかという感覚になってくるんじゃないかと私は思っております。ぜひもう一回検討のほどよろしくお願ひしたいと思っております。お願いします。

◎建設部長（下地康教君）

基本的にはですね、都市計画道路である荷川取線が本線になります、将来ですね。確かに整備をするのに時間的な部分でちょっとかかるかとは思いますが、ただ現在の安全確保に関しましてはですね、歩道整備というよりはまずはそのポストコーンを整備をして、その辺を見ながらしっかりと検討していきたいというふうに思っております。

◎平良敏夫君

次に行きます。平良上原市営住宅建てかえの件なんですけど、平成30年度に調査設計を行い、平成31年

度には工事着工を予定しているとの答弁でしたが、予定どおり進んでいるのか、説明をお願いします。

◎建設部長（下地康教君）

平良上原市営住宅につきましては、今年度から事業着手をしております。本年度は平良上原市営住宅の住宅再整備基本計画を策定しまして、平成31年からは実施設計を行います。本体の着工は、平成32年を目指しております。総事業費で24億円程度、工期は平成39年度までを予定しております。

◎平良敏夫君

私はですね、バリアフリーと用地有効利用の観点から、エレベーターつきの高層住宅にするのがベストだと前から言っていましたけど、現時点では考えていないという話でした。だけど、検討はしていくということをやっています。県営西仲団地はですね、6階建てのエレベーターつきなんですよ。あのような市営住宅をつくってもらえれば。何回言ってもやっぱりバリアフリーの点、高齢者が上に、もう4階、3階に上ったらもうおろることができないと、そういう状況でありますので、例えば市営住宅というのは若い人が住んでですね、そういうための住宅だよということも聞いたことあるんですけど、現実としているわけですよ、年老いた方々が。エレベーターがあればおろすることもできるし、散歩することもできるかもわからないけど、本当にもうおろることができない、孫とか子供たちが来ないと買い物もできない、そういう方がたくさんいるのは、私も自治会長をしているところに話をよく聞いていたもんですからね、ぜひそういう方のためにもですね、そういう建築になればいいんじゃないかなと。実施設計これからだということですので、ひとつ検討もよろしくしてほしいなと思っております。

総合体育館の雨漏りの件でありますけど、これ次に回します。

水産行政でですね、総務省の補助事業で地域おこし協力隊というのがあるんですけど、人手が足りなくて、現在休業中の佐良浜のアギヤーに活用できないかということなんですけど、いかがでしょうか。

◎農林水産部長（松原清光君）

地域おこし協力隊に関する制度は、地方自治体が都市住民を地域おこし協力隊員として委嘱し、一定期間以上農林漁業の応援、水源保全、監視活動、住民支援などの各種地域協力活動に従事してもらいながら当該地域への定住、定着を図る取り組みであります。総務省は、これに対して特別交付税措置を講ずるようになっております。

この制度での支援とのことですが、現在漁業協同組合からの情報によると、昨年度2名の方がアギヤーに加入しているとのこと、人員は足りているものと考えております。また、アギヤー漁に従事するには潜水機を使用するなどの相当のリスクを伴う漁業形態でありますので、本制度による呼びかけは今のところ考えておりません。

◎平良敏夫君

地域おこし協力隊のことなんですけどね、これは例えば全国でいうと、平成29年度で997自治体、4,976人が行っているそうです。沖縄でいうと、11市町村で平成29年度ですね、28名採用されていて、久米島なんか14名も使っていると。それで、多良間でもことし1人採用するよという話でありましたよね。だから、例えば人材がいろいろ足りないところありますので、アギヤーもそうなんですけど、特殊技能じゃないですか。そういうのを募れば潜水やっている方が来れるという可能性もあるわけよね。そういうことありますのでね、宮古島では1つもまだやっていないわけよね、こういうことはね。ぜひアギヤーだけじゃ

なくて、例えば400万円を1人に対して補助するという総務省からの助成ですので、本当にいろんなところで使えるような気がします。少し研究してもらって、ぜひ活用してもらえればなと思っております。

6月19日に大阪の北部で直下型の地震があり、5名のとうとい命が失われました。亡くなられた方々に哀悼の意を表します。その中の一人は小学校4年生の三宅璃奈さんで、登校時に小学校の倒れたブロック塀に挟まれて亡くなりました。カラー舗装された登下校用歩道を歩いていたの惨事です。璃奈さんには何一つ落ち度のないことがかわいそうでたまりません。小学校を管理する市に大きな落ち度がありました。ブロック塀は建築基準法を大きく違反していて、市側は三、四年に1回程度点検していたが、違法との認識はなかったとしています。あのブロック塀を点検しながら危険と認識できなかったことに驚くとともに、危機感のなさを感じました。

宮古島市も地震、津波がないことはなく、いつ来るかわからないからこそしっかりと地震、津波に備えるべきです。防災センター施設を建設することも非常に大切であります。まず足元の地震時の危険な場所を点検し、整備することが何より大切なことがわかりました。宮古島市も学校の塀、市役所関連、市所有関連施設の塀等の点検はもちろんのことですね、民間施設等の塀の点検、危険な物件への是正要請などを行っていくべきだと思います。伊良部南区の断水問題等を含め、市長以下市職員は常に問題意識を持って事に当たらなければならないと思います。

最後に要望ということで、私たち文教社会委員会は、小中学校で小中一貫教育を進めている兵庫県小野市の視察を行ってきました。小野市では、東北大学の川島隆太教授を教育行政顧問に迎え、脳科学と教育の科学的な観点から小中一貫教育を進めているとのこと。子供の機能の発達と心身の発達は、脳の前頭前野を鍛えることにより飛躍的に伸びるとの理論の持ち主で、その考えを小野市で実践して実績を上げているとのことでした。ぜひ11月に行われる教育の日に、川島隆太教授を招待して講演会を行ってほしいと思っております。これは、我々文教社会委員の思いです。教育長、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひますけど、何かひとつ答弁できたらお願ひしたいんですけど、最後に。

◎教育長（宮國 博君）

川島隆太先生につきましては私どももよく知っていますというのか、個人的に知っているというわけじゃないですよ。あの人の脳科学の本がたくさんあります。脳を鍛えるという記述がたくさん出ておりますが、今年度の教育の日は既に講演依頼を済ませてあります。大変立派な皆さんよくご存じの方に快く承諾していただきましたので、次の次あたりにはしていこうかなと思ったりしています。もう既に次の教育の日の講師依頼は済まされておりますので、議員からのご提案は大変ありがたいと思ひますので、次の日程のほうに、予定のほうに入れていきたいというような考え方です。よろしくお願ひします。

◎平良敏夫君

この川島隆太先生は本当にすばらしい考えの方で、私らも感動したところあったんですね、それによって小中一貫教育やっているわけですから。それで、実際実績上げているわけですよ。だから、教育の日じゃないんですけど、どこかで呼べる機会があったらぜひ呼んで、絶対宮古島市のためになると思ひますので、ぜひですね、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これにて私の一般質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで平良敏夫君の質問は終了しました。

◎國仲昌二君

自由党の國仲昌二です。今定例会最後の一般質問となりました。これまでいろいろ質問ありますので、なるべく重複しないようにですね、また一部は割愛しながら、ちょっと通告書と順番が違うのがありますけれども、質問させていただきます。当局には、市民にわかりやすい答弁をよろしくお願いします。

それでは、初めに公開質問状への回答についてお伺いいたします。私たちが今年2月に提出した公開質問状に対する連絡が全くいまだにありません。これは3月定例会でも指摘しましたがけれども、ところがですね、新聞紙上ではある部長が回答はしませんよというようなコメントをしています。質問状を出した私たちには回答するあるいは回答しないも含めて全く連絡がないのに、マスコミにはコメントを発表する。なぜこのような対応をするのか、怒りを禁じ得ません。全く連絡がないのはなぜか、理由をお伺いいたします。

◎副市長（長濱政治君）

公開質問状の回答の件につきましては、去る平成29年12月26日付の公開質問状に対しまして、「去る12月の定例会で答弁させていただいたところであり、再度の回答については控えさせていただきます」との書面で回答をしております。今回も同様の内容であったため、書面での回答は必要ないとの見解となりました。マスコミに関しては公開質問状に対する問い合わせがあったため、前回と同様の内容を伝えたところですので。つまりマスコミからどうするのと聞かれたので、回答する予定はありませんと。わざわざコメントしたということじゃないですよ。聞かれたので、答えたということでございます。

◎國仲昌二君

私はずね、ある理由で回答をしないということだというんですけれども、その理由を連絡するのが常識的なことじゃないかなと思うんですよね。文書で回答するしないは別として、どういうふうを考えているのかというのを連絡するのが筋じゃないかなと指摘しているわけです。

それでですね、私にはこういった対応、一部の市民に対しては公開質問状の回答あるいは情報開示あるいは面会を拒否するというような市長の態度が見てとれます。ぜひですね、憲法で定められている全ての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないということをぜひ再確認していただきたいということをご指摘して次の質問に移ります。

次はですね、不法投棄ごみ問題について伺います。まず、市長や職員が訴えられているということについて伺います。不法投棄ごみ事業におけるごみ残存問題という一つの事業で、市長が住民から住民訴訟を提起され、一職員が虚偽有印公文書作成等で起訴され、そして先日有罪判決が言い渡されるという前代未聞の不祥事が宮古島市で起こっています。まず、このことについて市長の見解をお伺いいたします。

◎市長（下地敏彦君）

住民訴訟については、平成30年3月27日、那覇地裁は請求を棄却する判決を下しており、市の主張が認められたものだと考えています。また、職員の虚偽有印公文書作成、同行使の判決については、非常に残念でなりません。

◎國仲昌二君

本当に残念ですね。この事件では、市内部の不正に対する認識の欠如というのが厳しく指摘されていま

す。今回有罪判決を受けた職員が犯罪行為を行っているという報告を幹部職員は受けていたそうですが、対応しなかったということが証言等で明らかになっています。本来ならこの時点で市が何らかの対応、訴えるとか、そういったことも含めてですね、をすべきではなかったかなということで、まさに組織ぐるみの犯罪行為だと厳しく指摘しなければなりません。私はこれまでもこのような職場風土が職員の不祥事を次から次へと引き起こす土壌になっているのではないかと指摘してきましたけれども、不祥事は次々と繰り返し起きていきます。こういうことに対して今後どのように対処をされるお考えなのか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

いろいろと不手際の部分があって、指摘を受けているのは重々知っております。したがって、それについては職員等に対して、法令遵守、そして市民に対する丁寧な説明等をするようにということを再三市長のコメントとしても伝えていたところでありまして、公文書などですね、各部に対してしっかりと法令遵守をするように伝えていたところですよ。

◎國仲昌二君

市長は、これまでもこういった不祥事が起きるたびにですね、指導を徹底するというようなことを述べてまいりました。しかし、一向に改善していません。今後も不祥事が続くようだとはいよいよ市長の指導力を疑わざるを得ませんので、今後しっかりと取り組んでいただくよう求めたいと思います。

次に、今回の不法投棄ごみの回収事業の契約の認識についてお伺いいたします。新聞報道によりますと、市がこの事業については、ごみの量は関係ない契約だと、ごみは取れるだけでよかったと主張しているということですが、つまりこれはごみを全部取る必要はない契約だったという認識でよろしいでしょうか。

◎市長（下地敏彦君）

この契約については、ごみを全部取る必要のない契約であったと私どもは裁判でも主張をいたしました。裁判でその主張が認められて、判決が出ております。

◎國仲昌二君

ごみが残っているということについて、今裁判の話が出ましたけれども、これまでの市の認識とちょっと違うんですね。平成27年9月定例会です、その答弁では契約規則に瑕疵担保というのがある、これを適用して業者に残るごみを取れるだけ取っていただくと、そういった趣旨の答弁をしているんですね。つまりごみが残っている、瑕疵があるんだと。この問題の議会での委員会があつたんですけども、それについて市長が議会に報告書を提出しているんですけども、この中でもですね、顧問弁護士の見解として、ごみの一部を撤去していないのは請負契約の不完全履行であるというふうになっておるんですよ。ごみが残ったのは請負契約の不完全履行と、これが報告書に出ているんですね。これで残存分、ごみが残っているものに関して市の見解としては瑕疵であるというふうに明確に主張していると思うんですけども、いかがでしょうか。

◎副市長（長濱政治君）

ごみが残っていると。これはごみを取った、しかし残っているという状況が見られました。ですから、あの完了したという時点では、もうごみは取ったというふうな報告が上がって完了報告です。ただ、これ

は何らかの形でごみがある、例えば雨が降って土壌が流されてごみが出てきたもしくはその後から捨てられたもしくは崖沿いにあったものが落ちてきた、それは理由わかりませんが、あるということから、じゃこれはこれだけ取りましよう、危険なところはやらないでくださいというふうにやったわけです。そして、実際に取ったところ、労働基準監督署から危険な行為であるということだとめられました。労働基準監督署からとめられるような危険な場所にあるごみを全部取りなさいということではありません。

◎國仲昌二君

いや、ごみが残っているのを請負契約の不完全履行であると、顧問弁護士の見解も報告書に載っていますので、私としては市の認識としてごみを全部取るべきだったという契約だと指摘したいと思います。

これについてはもうこれで次に移りますけれども、次に職員の処分について伺いたします。マスコミで、裁判の中で検察が、今回やったことは結構重い罪だと思うが、処分が軽過ぎると思わないか、本当は課長やもっと上の上司も了解の上だからじゃないかというような質問をしたという報道がありました。この検察の質問に対する市長のご見解をお伺いたします。

◎副市長（長濱政治君）

この件につきましては現在係争中の裁判でございまして、そういった係争中の裁判における検察側の質問に対して市がコメントするという事は、ちょっとなじまないというふうに思います。また、当該職員の処分につきましては、他自治体等の事例等も踏まえ、当時の懲戒分限審査委員会において適切になされたものと考えております。

◎國仲昌二君

誤解しないでいただきたいんですけど、私は何もむやみやたらにですね、重い処分を科すべきだと言っているんじゃないで、今回の犯罪あるいは有罪判決を受けた職員に対する処分というのがですね、公平、公正なのか、あるいは適正に行われているのかという検証をする意味で質問をしているということをご理解いただきたいと思います。

そこで、今答弁がありましたけれども、判決後のマスコミの取材においてですね、市長が検察側からの軽い処分という指摘を受けて、市職員懲戒分限審査委員会のマニュアルに沿って処分内容が決まっていると述べていますけれども、今回の職員の公文書偽造、正式には虚偽有印公文書作成及び同行使で、起訴された場合には、このマニュアルでは減給処分であるということを決まっているということでしょうか、お伺いします。

◎副市長（長濱政治君）

今回の有印公文書偽造の話、これは刑が確定すれば禁錮刑以上ということになります。禁錮刑以上の刑になりますと失職ということになっておりまして、自動的に身分を失うということになります。

◎國仲昌二君

私がお聞きしているのは、判決が出た後ということではなくて、判決前に減給処分していますよね。それがマニュアルに沿ってやっているということなので、公文書偽造というのは減給処分というマニュアルなのかということなんです。この処分がですね、軽いか重い、あるいは適正なのかというのは判断できませんので、ほかの市町村で公文書偽造を行った場合の職員の処分について幾つか調べてみたんですけども、例えば岡山県の勝央町職員がにせの納税証明書をつくったということで事件発覚後に懲戒免職。兵庫県の

神戸市の職員、市の公文書偽造をしたということで事件発覚後に懲戒免職。岩手県花巻市職員が有印公文書偽造同行使で懲戒免職。沖縄県内でも、豊見城市の職員が印鑑登録証明書を偽造したということで事件発覚後懲戒免職、こういう事例があります。こういう事例を見ても検察からの問いかけもわかるような気がするんですけども、今回の市の対応が適正に行われたかどうかについてはですね、市民の判断を仰ぎたいというふうに考えます。

次、ちょっと飛びますけれども、家電リサイクル事業について質問したいと思います。まず、この事業はですね、いつから始まったかということでちょっと私調べてみました。この事業はですね、不法投棄対策の一環として、平成21年度から指定ごみ袋事業による歳入の一部を充てる形で事業化されています。事業の内容としては、家電リサイクル法でリサイクル料金が発生する家電4品目、テレビとか、冷蔵庫等のリサイクル料金以外で個人が負担する運搬料金、これを市が全額補助するというもので、市が持ち込んだ廃家電を保管するストックヤードを設けて、市民に廃家電を運搬してもらってリサイクル料金だけを徴収すると。各種手続についてもですね、ストックヤードに人員を配置して対応していくというふうにしてスタートしているということです。これで間違いはないのかどうかの確認をお願いします。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

家電リサイクル事業についての質問でございます。この事業は、市民が負担する家電4品目の沖縄本島の処理事業所までの運搬費用を助成して、家電の不法投棄をなくすことを目的にスタートした事業でございます。クリーンセンターと民間の家電量販店、この2カ所を中間集積場として、クリーンセンターでは市民の持ち込みに関しては無償で貸与しておりました。ただ、議員からありましたリサイクル料金の徴収、リサイクル券の発券等の各種手続については、クリーンセンター内では行っておりません。

◎國仲昌二君

リサイクル券の発行は、もしかして郵便局で行っていたのですかね。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

事業設計段階では手続も全部リサイクルセンター内で行うということで発表をしてあるんですけども、実際にはリサイクル料金の徴収、それからリサイクル券の発券というのは郵便局のほうで行っていたということでございます。

◎國仲昌二君

わかりました。

それで、伺いますけれども、この事業は市のクリーンセンターにストックヤード設けて行っていたということですけども、今現在は民間所有の敷地を利用してこの事業を行っていますけども、この理由を伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この事業につきましては、当初クリーンセンター内でストックヤードを設けて事業を行ってございましたけれども、新リサイクルセンターの建設工事に伴いましてクリーンセンター内でこの事業を行うための廃家電のストックヤード等のスペースの確保ができない状況となったことから、現在のような状況になっております。民間のほうにお願いをしているという形になっております。

◎國仲昌二君

それでは、現在使用している土地の所有者と市の関係ですね、つまり請負契約関係などがあるのかどうか教えていただきたい。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

現在中間集積場としてストックヤードの設置をお願いしている民間事業者でございますが、この事業者は廃棄物の処理事業者でございます。現在市との関係につきましては請負契約を交わしております。家庭系ごみの一般廃棄物の収集運搬委託業務を請け負っております。

◎國仲昌二君

私この問題については3月定例会でも取り上げたんですけども、そのときの答弁ですね、今使用している用地の賃貸契約は特にしていないというような答弁がありましたけれども、今現在この用地を使用する法的根拠について教えてください。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この民間事業者による廃家電のストックヤードの事業の件ですけれども、これについては平成27年8月1日からこの事業者と家電リサイクル法対象製品集積所に関する契約を結び、これに基づいて使用しております。さきの3月定例会で契約していないという旨の発言をしましたが、この契約は特に変更の申し出がない場合、自動更新をする契約でございます。単年度ごとに契約をするものではないことから、当時確認をする中で見落としとして、誤った説明をしておりました。大変申しわけございませんでした。

◎國仲昌二君

もう一度確認しますけれども、この土地の利用に関する契約ということよろしいですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この契約は家電リサイクル法の対象製品の集積所に関する契約ということでございまして、その中でこの事業者を対象といたしまして、集積所を設置するというような内容の契約になっております。

◎國仲昌二君

私が聞いているのとちょっと違うので何とも言えませんけれども、例えば今集積所を借りているという話もあったんですけども、これ市民が持ち込んだ廃家電について、それを確認する作業があるので、誰かその作業を行う人が必要です。これ誰が行ったんですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

廃家電の確認は、この事業者が行っているということになります。

◎國仲昌二君

その確認する人の人件費といいますか、費用負担といいますか、それはどうなっているんですかね。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

この事業に伴う費用負担ということでございますが、この家電リサイクル法対象製品の集積所に関する契約に基づきまして無償で行っているということになります。

◎國仲昌二君

これはその契約がどういう内容か知りませんが、独占禁止法にですね、優越的地位の濫用というのが出てくるんですね。これは、取引上優越的地位にある者が取引先に対して不当に不利益を与える行為をいいます。実例を挙げると、大手家電量販店が納入業者の従業員を派遣させて無償で店舗の業務を手伝わせた

こと、こういったことがこれまで濫用というふうに認定されて、ある事象ではですね、40億円以上の課徴金が納付を命じられたということもあります。独占禁止法でも、これは官公庁でもですね、適用が廃止をされるということじゃなくて、実際平成元年、東京都、それから平成10年には国が該当するあるいはその余地があるというふうな認定もされていることです。今回の費用、要するに無償で労務を提供させたというようなこと、これまさにこの優越的地位の濫用というのに抵触すると思いますけども、いかがですか、見解を伺います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

当初この事業の契約時には、この事業者が従来から行っておりました家電販売店からの収集、運搬事業との関連もあり、同事業者のメリットもあるとのことで、無償で対応してもよいという返答もあったことから、合意のもとでの契約となっております。優越的地位の濫用には当たらないものと考えております。

◎國仲昌二君

次に移ります。リサイクルセンターについて伺います。リサイクルセンターの管理委託について、今定例会の補正予算に委託料が計上されていて、質疑に対する答弁では管理指導を含めた委託料ということですが、ということは管理については工事を施工したメーカーなどとは別の業者に委託するという考えでよろしいですか。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

現在の確認の状況についてですけども、この確認につきましては6月13日の議案質疑の中でも國仲昌二議員から同じような確認がございましたが、私があるとき議員の質問の趣旨を取り違えて答弁を行っております。これについては、正確には今現在建設を行っている業者も含めて、今の段階では入札を行う予定となっているということでございます。済みません。

◎國仲昌二君

私はですね、一般廃棄物処理施設のと きにも、もしもの場合を考えたら、その施設の完成後、瑕疵担保期間中だけでもですね、その事業を執行したメーカーなどに委託するほうが安心じゃないのかという指摘をしましたが、管理委託は別の業者にされました。ところが、完成後2年もたたない昨年9月定例会の答弁でですね、施設に落下物があって、その修繕は瑕疵担保で無償対応ということですが、委託料については時間外等があったということで400万円余の増額となっております。もしこれが事業を施工したメーカー等であったら委託料の増額というのはなかったんじゃないかなという考えもあります。

この辺も含めてですね、少なくとも瑕疵担保期間の管理委託については検討してみたいかがかなということも指摘してですね、次、瓶類の搬入形態について伺いたいと思います。この件については、先日仲里タカ子議員も質問していましたが、その答弁でちょっと私びっくりしたんですけども、この瓶類は割れてもリサイクルできるというような答弁があったかと思うんですけども、宮古島市のリサイクルセンターはそういった施設になっているんですかね、確認をしたいと思います。

◎生活環境部長（垣花和彦君）

現在、瓶に関しましては手作業で行いながらリサイクルを行っております。新しく整備されるリサイクルセンターにつきましては破碎をして、新たに分別方法も、これまでとは別の形で収集することにしておりますので、瓶類だけを回収して、それでリサイクルを行うということを計画しております。

◎國仲昌二君

ぜひですね、割れた瓶が本当にリサイクルできるのかどうか、今の施設でですね。これはちょっと確認していただきたいなと思います。

ここに「ガラスびん分別収集の手引き」という冊子があります。これは、市町村向けに日本容器包装リサイクル協会のガラスびん事業部というのが発行したものですけども、この中にですね、今宮古島市が計画しているパッカー車で収集した場合は瓶の割れがふえてですね、色選別ができずに残渣が多くなると。要するにリサイクルできないものが多くなりますよという指摘をしているんですね。それと、市の使用車ではストックヤードでショベルローダーを使用するという事になっているんですけど、これについても床面を削ることがあって異物混入が考えられるとかですね、指摘されています。

これとは別にこの仕様書を見ると、破袋、袋を破るものと、それから瓶の色選別、そういったのも手作業で行うということになっていて、これは市民からの指摘でですね、時間も経費もすごくかかる処理手順になっているんじゃないかみたいな指摘も私のところがありました。リサイクルセンターの完成間近となっているこの時期にですね、市民の指摘が出てきているんですけども、今からでも遅くないと思うんで、この辺の市民の意見を集約するような場が持てないかなというふうな希望もありますけれども、その辺は検討できるかどうかをちょっとお伺いしたいんですが。

◎振興開発プロジェクト局長（砂川一弘君）

空き瓶のリサイクルについてですが、新しいリサイクルセンター、工場等においてもですね、搬入された瓶については生き瓶、割れていない瓶ですね、これをまず選別します。そして、手作業になりますけども、色分けをして選別をします。それを袋に入れてですね、業者のほうに引き取ってもらうという形で今作業を、ストックヤードのほうですね、整備を進めているところであります。

◎國仲昌二君

私が市民からいろいろ聞いてですね、ちょっとこのパッカー車で収集した場合にどれぐらいのリサイクル率になるのか、あるいはこのストックヤードでね、ショベルローダーですか、それを使用した場合でもどれぐらいのリサイクル率になるのかというような疑問点というんですかね、そういったのもいろいろ出てきたので、そういうことも含めて市民との意見交換も必要かなと。また、リサイクルプラザもありますよね。ぜひその辺はですね、市民との意見交換なども検討してもらえたらなというふうに希望します。それと、先ほどは割れた瓶のリサイクルの件もぜひ確認をですね、していただきたいなというふうに思います。

それでは次に、水道行政について伺います。断水の問題の前にですね、来間島の水圧断水について先日仲里タカ子議員の質問がありましたけれども、来間島の皆さん本当に水圧が低過ぎるということですね、大変な不便を強いられているというふうに話を聞きました。上下水道部長からは増圧対策を講じるという答弁がありましたので、ぜひしっかりと対応いただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、伊良部南区の断水問題について伺います。この問題については多くの議員から質問があり、それぞれ答弁をいただいていますので、割愛しながら質問したいと思いますけれども、まず断水の原因ですけれども、これまでの答弁では複合的なものだというふうに答弁しています。しかし、伊良部地区で開催された説明会の資料の中にはですね、「今回の断水は、水道施設の損傷等により配水池への必要流入量

が確保できなくなり、断水に至ったと判断されます」というふうに記されています。これを見ると、市としては原因は複合的なものではなくて、水道施設、つまりボールタップの損傷等が原因と判断したということではないでしょうか、伺います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

これまでの議会の中で答弁してきておりますように、一部複合的な面もありますが、最も大きな要因は、議員おっしゃっておりますように、ボールタップの損傷であると考えております。

◎國仲昌二君

複合的なものだと。原因の一つに観光客や帰省客の増あるいは建設ラッシュによる水使用量の増に供給量が追いつかなかったこともありますよということだと思うんですけども、これは水の供給量を懸念する声というのはこれまでも議会で取り上げられているんですね。一番近いところでは去年の12月定例会。観光客やホテル建設工事の増などに伴い、水道水供給量は一般的な生活に支障出ないのかという質問が出ています。それに対して1日最大供給量と比較しても2,500トン余裕があると。この2,500トンというのは、伊良部地区で大体1日に使用する使用量だと。新しい平成30年度からは、さらに1日当たり3,000トンの取水が可能だと。ですから、水需要による住民生活に対する影響はありませんよ、それからリゾート施設の給水についても十分対応が可能ですよというふうに答弁しております。この答弁を踏まえると、皆さんが述べているように観光客や帰省客の増あるいは建設ラッシュによる水使用量の増というのに供給量が追いつかなかったということはありませんかと思うんですけども、再度質問します。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

従前より水道水の供給量につきましては問題はないと答弁してきているところであり、現在もそのことには変わりはありません。今回のケースは、配水池などの構造で対応できないような配水量の流出があったのではないかとということも考えられるということをご説明いたしております。

◎國仲昌二君

私はですね、今回の断水の原因はこの水使用量の増というのは全く関係がないんじゃないかと、原因はボールタップのふぐあいでなかったかというふうに指摘したいと思います。それではなぜふぐあいが起きたか。これは老朽化であります。水道部の担当課で今回破損したボールタップはいつ設置したのかと伺いましたら、昭和53年以前に設置したものだということに聞きました。つまり設置して40年以上経過しているわけですね。今定例会の委員会ではボールタップの耐用年数は25年程度だと答弁があったようにですけども、25年どころか40年以上たっているというのは、これまで破損しなかったのが不思議なぐらいじゃないかなというふうに考えます。担当部としてはこの老朽化については把握していたのか、伺います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

まず、今回破損したボールタップは昭和53年度以前に設置したものだとか伺いましたと議員おっしゃっておりますけども、これは配水池が昭和53年度以前に建設されたということの説明したものだと思います。第3配水池は昭和53年度以前に建設されておりますが、配水池の屋上にボールタップと同じ機能を果たす壊れた使い古しの水制御機器が片づけられてありましたので、今回破損したボールタップはこの使い古しの水制御機器が数年使用された後に設置されたものであると考えておりましたので、今回破損したボールタップについては老朽化について確認しておりませんでした。つまり建設当初から今回破損したボールタ

ップはついていなかったと考えております。

◎國仲昌二君

昭和53年以前に設置したという私に対する説明はちょっと違いますよということですがけれども、それはこれいつ設置されたのかというのは把握していますかね。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

今回破損したボールタップがいつ設置されたかという資料については今探しているところでありましてけれども、現在のところ確認されておりません。

◎國仲昌二君

今定例会に断水の被害者の有志の皆さん、伊良部南地区商業施設有志の会のほうからですね、今回の断水はボールタップの損傷という初歩的なミス、人災であると言っても過言ではない、議会として市に責任ある補償対応を求めていただきたいというような内容の陳情書が提出されています。残念ながらこの陳情書は委員会のほうで不採択となったようですけれども、この陳情書提出の前にですね、上下水道部とこの有志の会の間でメールでのやりとりがあったということです。上下水道部の次長名で、今回の断水はやむを得ない事情で断水したもので、損害賠償は困難であるというような回答があったというふうに聞いておりますけれども、これは宮古島市としての回答と受け取ってよろしいでしょうか。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

回答は、市としての回答であります。

◎國仲昌二君

このやむを得ない事情というのは宮古島市水道事業給水条例の第16条の条文を指していると思われるんですけど、これは今回第16条の適用の条文は、このメールの回答ではやむを得ない事情という表現ですがけれども、先ほどの部長の答弁では水道施設の損傷というのが適用されるような答弁があったと思うんですけども、ちょっとその確認をさせてください。

（「休憩してもう一度」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時28分）

再開します。

（再開＝午後 3 時29分）

◎國仲昌二君

宮古島市水道事業給水条例第16条の条文を適用してというかな、その損害賠償は困難ですよという回答だということですが、これは市の過失による場合になった場合でもそういうふうに適用されるという認識ですかね、伺います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

そのことにつきましては、市の顧問弁護士を交えながら検討していきたいと思っております。

◎國仲昌二君

私は先ほど担当から40年以上たっていると聞いたもんですから、これは老朽化が原因でしょうという指

摘をしようと思ったんですけど、先ほど答弁したとおりははっきりわからないということなので、そこはちょっと指摘は控えますが、ただいづれにしても今回の断水というのはですね、市の管理不行き届きであったということは間違いないかなというふうに思います。今回陳情書が出ているということで、委員会のほうでは不採択となりましたけれども、この陳情にあるようにですね、補償対応も含めて、今回は断水の被害について市として真摯に対応していただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは、次にですね、この断水に係る市長のコメントについて伺います。地元マスコミの報道では、去る4月30日に今回の断水についての会見を開いて、観光客や帰省客の増加で想定以上の水が使用され、供給が追いつかなかったというようなコメントをしたというのが掲載されていますけれども、この時点でですね、原因はまだ確定されていない中でなぜこのコメントを出したのかということをお伺いしたいと思います。

◎市長（下地敏彦君）

断水という異常な状況があって、そして断水で影響を受けている市民は何が原因なのかというのをいち早く知りたいというふうに思っているのは当然です。私どもは、災害が発生した場合あるいは異常な状態が発生した場合、その都度知り得る情報をまず第一義的に出す。そして、それを修正する必要がある場合はまた第2段階として出すということで、情報というのはその時点で知り得る情報をまず出していくというのが危機管理のまず第一歩であると思って、最初にそういう状況であろうという判断をしてコメントを出したところであります。

◎國仲昌二君

市民は早く原因が知りたいだろうということで早目に対応したということですが、実は新聞ではこの会見の前にですね、担当部としてはボールタップの異変に気づいていたというのが報道されていたけれども、この会見ではそのことに触れていません。これなぜ触れていなかったのか、伺います。

◎上下水道部長（大嶺弘明君）

その時点では確かな確証がなく、ボールタップの異常による断水を特定できなかったため、公表いたしませんでした。

◎國仲昌二君

いや、確証がなかったというんですけれども、皆さんは12月定例会で1日5,500トン、供給量に余裕はあるよと答弁していますよね。ということは、供給量に問題はないという判断をするのが普通だと思うんですけれども、それを確定的に言う。実は担当は、ボールタップがおかしいかもしれないと思っている。皆さんがどちらを原因として判断するかとなると、これまで自信を持って水道の供給量には問題ないんだと12月定例会で答弁しているにもかかわらず、逆にそれを断定して言うというのは、非常に私としては市民に対する影響というのかな、観光客に対する影響というのかな、がすごくまずい方向で受けとめられたんじゃないかなというふうに私考えるんですね。市長のこのコメントがどんな影響を及ぼすのか、これしっかり考えてコメントしたかというのもちょっと疑われるんですね。というのは、このコメントを受けて、私はすぐ議事録を読み返しましたよ。いやいや、これは絶対水が不足することあり得ないだろうと、供給量が不足することあり得ないだろうと。だって、1日に伊良部島に供給する最大供給量の2倍以上も余裕があるというのにそれはないでしょうと。

そしたら、早速地元の新聞のですね、これは「行雲流水」というんですかね、コラムがありますけども、そこが早速取り上げているんですね。「要するに島外から大勢の人が押し寄せてきたために水が不足したということだ。住民の命と生活をささえる地下水を守るために入域観光客数に規制があつていい」ここまで言われているんです。要するに観光客が多過ぎて水不足が起きているから観光客を減らせと、これはこれまでこういうふうに訴えているんですね。それは当たり前ですよ。だって、観光客がふえ過ぎて水が足りないというコメントしているんですから。これを読んだ市民は、ああ、やっぱりそうかと、観光客が多過ぎるのかと受けとめるのはこれ当然ですよ。これ地元マスコミだけじゃないんですね。インターネット上では、「伊良部島断水 急激な観光化が影響か」というような記事も見受けられます。また、東洋経済オンラインとか、あるいはこれは楽天何とかというニュースですかね、これなんか「宮古島バブル」が地元住民にもたらす光と影」というような、好調な宮古島経済の裏でいろんな問題があるよみたいなのがこれもネットに載っているんですけども、こういったのでもですね、間違っただけで引用されかねないようなことがありますね。宮古島市の観光に物すごくイメージダウンだというふうに指摘したいと思います。これは後で触れますけども、やっぱり危機管理の特に情報の開示のあり方とかコメントの出し方というのはもっとデリケートに影響を考えてですね、やる必要があるかなというふうに考えます。

今回の断水問題というのは、宮古島市の行政のあり方にさまざまな問題が残っているかなと。例えば今私触れましたけれども、断水の原因が明らかにされないままに、しかも担当がボールタップの異変に気づきながらもそれに触れずに、もう結果的に市長みずからが風評被害につながるようなコメントになってしまったと。それから、ボールタップの破損ですね、これも管理責任があると思いますし、それから今回の断水をやむを得ない事情だというふうに言っているのは、ちょっと責任放棄かなという受けとめ方もあります。今回はこの断水という危機管理下におけるですね、市の対応、情報開示のあり方についてきっちり検証してですね、そして被害状況を徹底調査して市民に公表していくということを強く求めたいと思います。

では、次の質問に移ります。次、来年開催されるという第1回宮古島国際文化交流フェスティバル2019について伺います。これ来年開催されるという大イベントとなっていますけども、宮古島市は共催というふうにかかわっていると聞いていますが、具体的にどのようにかかわるのかというのを教えていただきたいと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

第1回国際文化交流フェスティバル2019について、このイベントは宮古島市が共催、沖縄県が後援となっていますが、具体的に宮古島市はどのようにかかわっているのか伺いますということです。また、沖縄県のかかわりについて伺いますと。今回のイベントは、東京サイドで実行委員会が設立され、主催団体として現在大会の開催へ向けた取り組みが進んでおります。宮古島市は受け入れ開催地ということで、下地敏彦市長が大会長となり、共催という形になっております。これまでも事前の情報交換は行っておりますが、具体的なかかわりはフェスティバルの受け入れ対策協議会を立ち上げ、観光業界や関連する機関と連携し、受け入れ対策について協議していく予定です。沖縄県の具体的なかかわりに関しては、今後の実行委員会との調整だと思われまます。

◎國仲昌二君

実行委員会は、東京サイドのほうで設置されていると。宮古島市は共催ということで、受け入れ団体ということで、下地敏彦市長が大会長だという説明でしたけれども、これは宮古島市の財政負担が生じるということはあるのかどうかをちょっと教えていただきたいなど。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

財政負担についてなんですけど、同フェスティバルの財政的な支援につきましては今後関連する部署と意見交換することで、実行委員会との調整でありますので、これからの調整だと思います。

◎國仲昌二君

これからの調整だということですが、例えばこのイベントで市の負担が生じるとなったらどういうのが想定されるのかというのは、今考えがあるのでしょいか、伺います。

◎副市長（長濱政治君）

受け入れ団体としてどのような対応が必要かということこれから実行委員会ですと詰めていかなきゃいけないんですね。実行委員会がどこまでやるのかということと、その中身を一緒に共有することによってどこまで必要かということ。1つには、多分バスの問題。たくさん毎日いらっしゃいますんで、そのバスをどうするかということと、それから狩俣政作議員もおっしゃってありました楽器の保管場所、それから宿泊施設を探したりなんかというふうなことも必要。もしかすると駐車場とかの土地が少し足りないとか、これもちょっと借りないといけないのかなというふうなことですね。これから詰めていかないとはいっきりとは今申し上げられませんが、その辺の調整が多分必要になってきて、受け入れ側としてこれだけのことをやってくれませんか、我々として、受け入れ側としてどの辺までかかわるのかと。これは県のほうもちょっとかかわってきますので、県ともちょっと話をしないといけないというふうに思っております。

◎國仲昌二君

今のお話に関連するんですけども、ただパンフレットが手元にあるんですけど、これで見ると宮古島市で対策協議会を5月に設立する予定だと書かれているんですけど、これもう設立されたんでしょうかね。

◎副市長（長濱政治君）

これはまだ設立できておりません。早くやるようにということで、今急いで準備しているところでございます。

◎國仲昌二君

それではですね、ちょっとこれ急がないと本当に大変かなと思うんですけども、同じこのパンフレットに宮古島市教育委員会が協力団体というふうになっているんですけども、宿泊施設等と括弧書きでなっているんですね。何で教育委員会が宿泊施設等というふうになっているのかを教えてくださいな。

◎副市長（長濱政治君）

これはもしもの場合ということでもありますけども、足りない場合、少年自然の家とか、それから学校の体育館、それから学校の空き教室、その辺のところも貸してもらいたいというふうな話も今あるので、そのような書き方になっております。

◎國仲昌二君

ではもう一点、協力団体等についてまた伺いますけれども、このパンフレットに協力団体としていろいろ

ろ掲載されているんですけど、実行委員会の公式ホームページから何か協力企業のページがいつの間にか消えているという市民の情報が寄せられましたけれども、これ何か理由わかりますかね。

◎副市長（長濱政治君）

これが抜けているか、落ちているという話は、きょう初めて聞きました。この辺の事情ちょっとわからないので、確認してみたいと思います。

◎國仲昌二君

ぜひ確認をお願いしたいと思います。

次に、J T Aドームの利活用ということで、オリジナルM I C E促進事業委託業務について伺いますけれども、公募の告知というのはいつ、どのように行ったのかというのをちょっと伺いたと思います。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

オリジナルM I C E事業の公募は、宮古島市のホームページにて6月5日から公募開始の記載を行っております。公募の流れとしましては、6月12日にM I C E事業に関する質問書の受け付け終了、6月19日に企画提案書の受け付け終了、6月27日にプレゼンテーションの実施及び優先交渉者の選定を行い、6月下旬ごろに受託者の決定及び契約締結の予定となっております。

◎國仲昌二君

ちょっとよくわからないのがですね、6月5日からの募集ですけど、ホームページに掲載したのは6月8日ですよ。そこで質問書を受け付けているんですけども、6月7日付で質問書に回答が出ているんですね。これちょっと矛盾すると思うんですけども、これどういうことなのかというのちょっと説明求めます。

◎観光商工部長（楚南幸哉君）

今手元にございません。ちょっと確認してからまた答弁したいと思いますので、よろしくお願いします。

◎國仲昌二君

ぜひ確認して、よろしくお願いします。

最後に、ちょっと私見を交えて話をしたいと思います。今定例会においても、宮古島市のさまざまな問題が明らかになりました。私が指摘した優越的地位の濫用ですけども、これは不法投棄ごみ問題ですね、残存ごみを協議書や合意書で業者に回収させようという話が出てきまして指摘したんですけども、やっぱりこういうのはですね、市は事業を発注する側でありますので、常に優越的地位にあるということをしっかり自覚して、みずからを律してですね、業務を遂行すべきであるというふうに考えます。

それから、今回の伊良部地区での断水、川満漁港遊歩道における事故ですね、これは施設の管理、それと情報開示のあり方という課題が見えたような気がします。施設の管理については、老朽化とかいろいろ、東平安名崎、トゥリバー、宮原の水辺公園ですかね、そういうところも指摘がありましたけれども、ほかにも多くの箇所があるかなと。私びっくりしたんですけど、パイナガマ公園でも柵が2カ所外れているのかな、ロープで応急処置がされているんですね。供用開始したばかりなのにびっくりしたんですけども、本当に施設の管理というのが非常に問題になってきているかなというふうに思います。しっかりその危険な箇所をですね、点検していただきたいと思います。

それから、相変わらずの事務ミスが続いています。私は業務マニュアルが整備されていないのが大きな

要因じゃないかなと思うんで、この整備をしっかりとやっていただきたい。それから、業務の効率的、効果的な事業のあり方というのは、前からあるんですけども、事務事業の評価システムですね、P D C Aサイクルを全庁的に導入するのが事業の、例えばバイオエタノール事業なんかも含めてね、こういう事務事業のシステムがあったらいろんな仕様とかの改善策も、もしかしたら見られるかなということも考えられるかなと思います。

それからですね、最後に市長のほうに申し上げたいんですけども、市長が言っているこの市民という認識についてですね、私以前千代田の基地配備について、千代田、野原部落の地元住民が反対していますよということでその認識に対して質問しましたけれども、そのときにはですね、地元を千代田や野原部落と限定するのか、市全体で捉えるのかと、そこが見解の違いですねということで、市全体で捉えるべきという見解を示しました。しかし、今定例会では、仲里タカ子議員にですね、千代田、野原部落は反対決議を撤回した、議員の言う市民とは千代田、野原部落以外のことを言っているのかというふうに疑問を呈しているんですね。これだとですね、もう市長がおっしゃる市民というのは市長の政策に賛成した人だけになりかねませんので、そのことを指摘したいと思います。

最後にですね、市長も議会も目的は市民に住みよい宮古島づくりをすることです。今後とも議会の立場で市民の生活、福祉の向上に取り組み、住みよい宮古島市づくりのために精進することを決意して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（佐久本洋介君）

これで國仲昌二君の質問は終了しました。

これをもちまして一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後 3 時54分）

平成 30 年

第 5 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

6 月 26 日 (火) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）議事日程第7号

平成30年6月26日（火）午前10時開議

日程第 1	議案第 80 号	宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正について	(委員長報告)
〃 第 2	〃 第 81 号	宮古島市国民健康保険条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3	〃 第 82 号	宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について	(〃)
〃 第 4	〃 第 83 号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について	(〃)
〃 第 5	〃 第 84 号	宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部改正について	(〃)
〃 第 6	〃 第 78 号	平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）	(〃)
〃 第 7	〃 第 79 号	平成30年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	(〃)
〃 第 8	〃 第 85 号	財産の交換について	(〃)
〃 第 9	〃 第 86 号	財産の取得について	(〃)
〃 第10	〃 第 87 号	財産の取得について	(〃)
〃 第11	〃 第 88 号	財産の取得について	(〃)
〃 第12	〃 第 89 号	財産の取得について	(〃)
〃 第13	〃 第 90 号	権利の放棄について	(〃)
〃 第14	〃 第 91 号	市道の路線の廃止について	(〃)
〃 第15	〃 第 92 号	公有水面埋立承認について	(〃)
〃 第16	〃 第 93 号	議決内容の一部変更について	(〃)
〃 第17	〃 第 94 号	議決内容の一部変更について	(〃)
〃 第18	〃 第 95 号	議決内容の一部変更について	(〃)
〃 第19	〃 第 96 号	損害賠償の額を定めることについて	(〃)
〃 第20	〃 第 97 号	損害賠償の額を定めることについて	(〃)
〃 第21	〃 第 98 号	損害賠償の額を定めることについて	(〃)
〃 第22	〃 第 99 号	損害賠償の額を定めることについて	(〃)
〃 第23	〃 第100号	損害賠償の額を定めることについて	(〃)
〃 第24	〃 第101号	損害賠償の額を定めることについて	(〃)
〃 第25	陳情書第 3 号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求 める意見書採択についての陳情書	(〃)
〃 第26	〃 第 4 号	こども医療費無料制度の拡充を求めるアピールへの賛同を求める陳情書	(〃)

- 日程第 27 陳情書第 5 号 竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請 (委員長報告)
- 〃 第 28 〃 第 6 号 竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請 (〃)
- 〃 第 29 〃 第 7 号 伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情 (〃)
- 〃 第 30 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (市長提出)
- 〃 第 31 〃 第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 32 〃 第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて (〃)
- 〃 第 33 意見書案第 2 号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則 1 割負担の継続を求める意見書 (文教社会委員会提出)
- 〃 第 34 〃 第 3 号 米空軍嘉手納基地所属の F—15 戦闘機の墜落に関する意見書 (議会運営委員会提出)
- 〃 第 35 決議案第 2 号 米空軍嘉手納基地所属の F—15 戦闘機の墜落に関する抗議決議 (〃)
- 〃 第 36 〃 第 3 号 「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議 (議員提出)
- 〃 第 37 派遣第 1 号 議員の派遣について

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

平成30年6月26日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

総務財政委員会
委員長 山 里 雅 彦

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第78号	平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案 第80号	宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正について	〃
議案 第85号	財産の交換について	〃
議案 第86号	財産の取得について	〃
議案 第87号	財産の取得について	〃
議案 第88号	財産の取得について	〃
議案 第89号	財産の取得について	〃
議案 第90号	権利の放棄について	〃
議案 第93号	議決内容の一部変更について	〃

◎議案第 78 号

議案第 78 号、平成 30 年度宮古島市一般会計補正予算（第 2 号）の歳出については、文教社会委員会において、「10 款教育費、2 項小学校費、3 目学校建設費、9 節旅費の増額補正は、伊良部地区小中一貫校整備事業で学校建設に使用する資材 11 品目が特別注文となっており、職員が当該資材を製造工場で検査するための旅費とのことだが、住民が納得しないまま強行されてきた伊良部地区の学校統廃合において、事業費が高くなるような学校建設の進め方には納得がいかない」との反対意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

平成30年6月26日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

文教社会委員会
委員長 平 良 敏 夫

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第79号	平成30年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案 第81号	宮古島市国民健康保険条例の一部改正について	〃
議案 第82号	宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について	〃
議案 第83号	宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
議案 第84号	宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃

◎議案第82号

議案第82号については、「本条例改正は、マイナンバー制度の運用拡大を盛り込む内容になっているが、マイナンバーの漏えいが全国的な問題になっており、本市でもマイナンバーが記載された住民税関連の通知書が誤送付されるという事務ミスが発生している。市民に不利益をもたらすマイナンバー制度は凍結、廃止すべきと考える」との反対意見と、「条例改正により、国民健康保険税に係る市民の申告手続が簡素化されると考える」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

平成30年6月26日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

文教社会委員会
委員長 平 良 敏 夫

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第 3 号	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書	採択すべき もの	
陳情書 第 4 号	こども医療費無料制度の拡充を求めるアピールへの賛同を求める陳情書	〃	

◎採択の理由

陳情書第3号、陳情書第4号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

平成30年6月26日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

経済工務委員会
委員長 高 吉 幸 光

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果
議案 第91号	市道の路線の廃止について	原案可決
議案 第92号	公有水面埋立承認について	〃
議案 第94号	議決内容の一部変更について	〃
議案 第95号	議決内容の一部変更について	〃
議案 第96号	損害賠償の額を定めることについて	〃
議案 第97号	損害賠償の額を定めることについて	〃
議案 第98号	損害賠償の額を定めることについて	〃
議案 第99号	損害賠償の額を定めることについて	〃
議案 第100号	損害賠償の額を定めることについて	〃
議案 第101号	損害賠償の額を定めることについて	〃

平成30年6月26日

宮古島市議会
議長 佐久本 洋 介 殿

経済工務委員会
委員長 高 吉 幸 光

陳情書審査結果報告書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	結果	措置
陳情書 第5号	竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請	不採択とすべきもの	
陳情書 第6号	竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請	〃	
陳情書 第7号	伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情	〃	

◎不採択の理由

陳情書第5号及び陳情書第6号については、「竹原地区土地区画整理事業に係る陳情者と所管部とのこれまでの交渉の経緯等も確認する必要があり、慎重審査を要するので閉会中の継続審査とされたい」との意見があり、継続審査について諮ったところ、採決の結果、賛成少数で否決された。継続審査が否決されたことに伴い、原案について諮ったところ、「土地区画整理事業においては当該者に利害が生じることはわかる。が、所管部からの説明では竹原地区土地区画整理事業は法律等にのっとり、また説明会も十分に開催し、きちんと進めてきたとのことであり、同事業に関して行政行為に瑕疵はないと考える。よって、不採択とすべきである」との反対意見があった。採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

陳情書第7号については、「伊良部南区での今回の断水は、点検が十分にされてなかったがゆえに誘発されたものであり、損害補償だけでなく、同区の住民にはいろいろな思いもある。また、今回の断水に伴う問題が今後出てくることも考えられ、慎重審査を要するので閉会中の継続審査とされたい」との意見があり、継続審査について諮ったところ、採決の結果、賛成少数で否決された。継続審査が否決されたことに伴い、

原案について諮ったところ、「所管部からの説明では、本市の顧問弁護士からは宮古島市水道事業給水条例に基づき判断をすべきとの意見を得ているということである。なお、同条例の第16条、給水の制限は、水道施設の損傷による給水の制限または停止する場合、市はその責めを負わない旨の規定となっている。したがって、弁護士の意見、また今回の断水の原因がボールタップの損傷、つまり水道施設の損傷ということを勘案すると、市は賠償の責めを負うべきではないと考える。よって、不採択とすべきである」との反対意見があった。採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）会議録

平成30年6月26日

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（23名）

（閉会＝午前11時59分）

議長（19番）	佐久本 洋 介 君	議員（11番）	高 吉 幸 光 君
副議長（17〃）	上 地 廣 敏 〃	〃（12〃）	國 仲 昌 二 〃
議員（1〃）	新 里 匠 〃	〃（13〃）	友 利 光 徳 〃
〃（2〃）	平 百合香 〃	〃（14〃）	上 里 樹 〃
〃（3〃）	仲 里 夕力子 〃	〃（15〃）	下 地 勇 徳 〃
〃（4〃）	島 尻 誠 〃	〃（16〃）	栗 国 恒 広 〃
〃（5〃）	平 良 和 彦 〃	〃（18〃）	平 良 敏 夫 〃
〃（6〃）	下 地 信 広 〃	〃（20〃）	山 里 雅 彦 〃
〃（7〃）	砂 川 辰 夫 〃	〃（21〃）	棚 原 芳 樹 〃
〃（8〃）	我如古 三 雄 〃	〃（22〃）	欠 員
〃（9〃）	前 里 光 健 〃	〃（23〃）	濱 元 雅 浩 〃
〃（10〃）	狩 俣 政 作 〃	〃（24〃）	眞 榮 城 徳 彦 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	下 地 敏 彦 君	総 務 部 長	宮 国 高 宣 君
企 画 政 策 部 長	友 利 克 〃	教 育 長	宮 國 博 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	上 地 昭 人 君	次長補佐兼議事係長	仲 間 清 人 君
次 長	友 利 毅 彦 〃	議 事 係	久 志 龍 太 〃
次 長 補 佐	富 浜 靖 雄 〃		

平成30年第5回宮古島市議会定例会（6月）諸般の報告書

平成30年6月26日（火）

6月25日	<p>本会議終了後、議会運営委員会が開催され、「米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機の墜落に関する意見書、抗議決議」の計2件の取り扱いについて諮問したところ、同意見書及び抗議決議は同委員会から提案し、本日6月26日の最終本会議において処理することと決した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
-------	---

◎議長（佐久本洋介君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、在職する議員全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第7号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告をさせます。

◎事務局長（上地昭人君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

6月25日、本会議終了後、議会運営委員会が開催され、米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機の墜落に関する意見書、抗議決議の計2件の取り扱いについて諮問したところ、同意見書及び抗議決議は同委員会から提案し、本日6月26日の最終本会議において処理することと決しました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これより日程第1、議案第80号から日程第29、陳情書第7号までの計29件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。総務財政委員会委員長、山里雅彦。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第80号、宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正について、原案可決。

議案第85号、財産の交換について、原案可決。

議案第86号、財産の取得について、原案可決。

議案第87号、財産の取得について、原案可決。

議案第88号、財産の取得について、原案可決。

議案第89号、財産の取得について、原案可決。

議案第90号、権利の放棄について、原案可決。

議案第93号、議決内容の一部変更について、原案可決。

議案第78号。議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）の歳出については、文教社会委員会において、「10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費、9節旅費の増額補正は、伊良部地区小中一貫校整備事業で学校建設に使用する資材11品目が特別注文となっており、職員が当該資材を製造工場で検査するための旅費とのことだが、住民が納得しないまま強行されてきた伊良部地区の学校統廃合において、事業費が高くなるような学校建設の進め方には納得がいかない」との反対意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第79号、平成30年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第81号、宮古島市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。

議案第82号、宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について、原案可決。

議案第83号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第84号、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第82号。議案第82号については、「本条例改正は、マイナンバー制度の運用拡大を盛り込む内容になっているが、マイナンバーの漏えいが全国的な問題になっており、本市でもマイナンバーが記載された住民税関連の通知書が誤送付されるという事務ミスが発生している。市民に不利益をもたらすマイナンバー制度は凍結、廃止すべきと考える」との反対意見と、「条例改正により、国民健康保険税に係る市民の申告手続が簡素化されると考える」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で可決された。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第3号、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書、採択すべきもの。

陳情書第4号、こども医療費無料制度の拡充を求めるアピールへの賛同を求める陳情書、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第3号、陳情書第4号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎経済工務委員会委員長（高吉幸光君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。経済工務委員会委員長、高吉幸光。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第91号、市道の路線の廃止について、原案可決。

議案第92号、公有水面埋立承認について、原案可決。

議案第94号、議決内容の一部変更について、原案可決。

議案第95号、議決内容の一部変更について、原案可決。

議案第96号、損害賠償の額を定めることについて、原案可決。

議案第97号、損害賠償の額を定めることについて、原案可決。

議案第98号、損害賠償の額を定めることについて、原案可決。

議案第99号、損害賠償の額を定めることについて、原案可決。

議案第100号、損害賠償の額を定めることについて、原案可決。

議案第101号、損害賠償の額を定めることについて、原案可決。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。経済工務委員会委員長、高吉幸光。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第5号、竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請、不採択とすべきもの。

陳情書第6号、竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請、不採択とすべきもの。

陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情、不採択とすべきもの。

不採択の理由。陳情書第5号及び陳情書第6号については、「竹原地区土地区画整理事業に係る陳情者と所管部とのこれまでの交渉の経緯等も確認する必要がある、慎重審査を要するので閉会中の継続審査とされたい」との意見があり、継続審査について諮ったところ、採決の結果、賛成少数で否決された。継続審査が否決されたことに伴い、原案について諮ったところ、「土地区画整理事業においては当該者に利害が生じることはわかる。が、所管部からの説明では竹原地区土地区画整理事業は法律等にのっとり、また説明会も十分に開催し、きちんと進めてきたとのことであり、同事業に関して行政行為に瑕疵はないと考える。よって、不採択とすべきである」との反対意見があった。採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

陳情書第7号については、「伊良部南区での今回の断水は、点検が十分にされてなかったがゆえに誘発されたものであり、損害補償だけでなく、同区の住民にはいろいろな思いもある。また、今回の断水に伴う問題が今後出てくることも考えられ、慎重審査を要するので閉会中の継続審査とされたい」との意見があり、継続審査について諮ったところ、採決の結果、賛成少数で否決された。継続審査が否決されたことに伴い、原案について諮ったところ、「所管部からの説明では、本市の顧問弁護士からは宮古島市水道事業給水条例に基づき判断をすべきとの意見を得ているということである。なお、同条例の第16条、給水の制限は、水道施設の損傷による給水の制限または停止する場合、市はその責めを負わない旨の規定となっている。したがって、弁護士の意見、また今回の断水の原因がボールタップの損傷、つまり水道施設の損傷ということを勘案すると、市は賠償の責めを負うべきではないと考える。よって、不採択とすべきである」との反対意見があった。採決の結果、全会一致で不採択とすべきものと決した。

◎議長（佐久本洋介君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎仲里タカ子君

議案第90号、権利の放棄について、これは山里雅彦総務財政委員会委員長にお尋ねします。

議案第90号はですね、当該採掘権は、市が民間業者による採掘等から土地を保護する目的で取得したとありますが、この市が民間業者による採掘等から土地を保護する目的の具体的な説明というのはあったんでしょうかということをお伺いします。

それとですね、もう一つお伺いします。陳情書です。陳情書第5号、陳情書第6号の2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請は、経済工務委員会の委員長にお尋ねします。これ市は法律にのっとり、説明会も十分に開催し、きちんと進めてきた、行政行為に瑕疵はないということなんですけれども、この事業はいつからスタートした事業で、どのように地域住民の声を十分に聞くことができたというふうな説明があったかをお伺いしたいと思います。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

市が民間業者による採掘等から土地を保護する目的についての説明があったかということでした。これはですね、今まではそういった理由で採掘権を持っていたんですが、新しく鉱業法の一部を改正する等の法律ができたということで、市として新たにそういったものを持たなくてもいいんじゃないかということで、この改正された法律でも守られるんじゃないかということで説明がありました。

◎経済工務委員会委員長（高吉幸光君）

計画自体は、昭和40年ごろから計画がされておまして、実際に工事が始まったのは昭和63年ぐらいでしたかね、たしかね。そのころから始まっておりまして、実際には土地の所有者も代わりをしているとか、そういうふうなところもありますけれども、その中で行政手続は手順を追ってしっかりと説明をされて、説明会も開催をされたということで建設部のほうからは説明を受けました。

◎仲里タカ子君

議案第90号、権利の放棄についてですけども、ちょっとよくわからないのは、市が民間業者による採掘等から土地を保護する目的で取得している。採掘権は、法律の改正によって、放棄しなくてはならないというのはわかるんですけども、ではこの採掘権を市が設定をした目的は、これによってどうなるかという説明はないんですね。ありますか。法律の改正によって採掘権を放棄しますよという、そういう議案ですが、当初の目的というのはこれによってどうなるかという説明はなかったんですかというの、もう一回だけ。

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時19分）

再開します。

（再開＝午前10時19分）

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

その法律の改正等により、そういった今仲里タカ子議員がおっしゃったようなことがもうできなくなったということで、みずから持たなくてもいいということでの放棄という形での説明でありました。いいですか。それ以上でもそれ以下でもないんですがね。

◎議長（佐久本洋介君）

仲里タカ子君、もういいですか。

◎仲里タカ子君

はい。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

経済工務委員会委員長にお聞きします。

1点はですね、陳情書第5号、陳情書第6号の2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請ですけれども、この不採択の理由でですね、まず最初の継続審査の意見としては、陳情者と、それから所管部とのこれまでの交渉の経緯等も確認する必要があるというのがありますけれども、反対意見の中では、所管部からの説明ではということで、きちんと進めていたことでありという、いわゆる所管部からの説明だけで判断しているようなことですけれども、この中で、この陳情者の意思をどのように確認するのか、あるいは陳情者からの意見は特に聞かなくてもいいというような意見があって、こういうふうに反対意見があって、不採択となったのかというのをちょっと教えていただきたいです。

あと1点、陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情ですけれども、これ、きのうも私一般質問で取り上げたんですけれども、これを陳情している伊良部南地区商業施設有志の会のほうと上下水道部とのメールのやりとりがあるというのが明らかになってですね、その中では、やむを得ない事情で損害賠償困難だというような回答でしたけれども、この不採択の理由の中では、水道施設の損傷というふうになっています。宮古島市水道事業給水条例の第16条は、両方あるんですね。水道施設の損傷、あるいはやむを得ない事情とあるんですよ。経済工務委員会の中で当局が、これで適用するのは水道施設の損傷ですと明確に答弁したのか、それとも公益上その他やむを得ない事情ということで適用するのかというのは、明確な答弁があったかというのをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

◎経済工務委員会委員長（高吉幸光君）

陳情書第5号、陳情書第6号の2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請、これについてはですね、当初の計画の道路と道路の法線を変えてほしいというような形でございました。これは、また地域の方ともいろいろ相談をした結果、当初の計画どおりでいいということで当局のほうから説明がありまして、そのとおりにいくということで説明がございました。

陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情についてでありますけれども、事故原因、断水の原因については複合的なものがあると。段階を追って、きちんと、どこが悪いのかというのを調べていく中で、ボールタップの損傷というもの、いわゆる水道施設の損傷が一番の原因であったというような答弁は説明の中ではございました。

◎國仲昌二君

陳情書第5号、陳情書第6号の2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請、だから私が言っているのは、所管部からの説明で確認したということですのでけれども、陳情者に対して、その交渉の経緯等とかを確認すべきだという意見は出なかったのかということですね。もう一度願いますね。

それと、陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情ですけれども、

これ、ごめんなさいね。さっき言ったのは、宮古島市水道事業給水条例第16条の第3項では、第1項の規定で損害を生ずることがあっても、第1項の規定があるから、市はその責めを負わないというふうになっているんですね。その責めを負わないという、この第1項の適用というのが明確に水道施設の損傷ですという答弁だったのか、その他やむを得ない事情ですという答弁だったのかというのが明確になったかというのをですね。なぜ私がそこにこだわるかというと、きのうの質問に明確に答弁がもらえなかったもんですから、その辺は経済工務委員会の中で明確に出たのかというのを確認お願いします。

◎**経済工務委員会委員長（高吉幸光君）**

陳情書第5号、陳情書第6号の2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請については、異議申し立て期間の中でその異議が申し立てをされなかったということで、これに関しては了承したものであるということで、当事者からの意見を聞かなくてもよいというふうに判断をいたしました。

陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情についてはですね、あくまでもこれ複合的な原因ということで、その中での水道施設の損傷が最大の原因であるということがありました。その中で、水道施設というのはやっぱり公的な運営のものでありますから、ここの部分に関して市が責めを負うべきではないと、宮古島市水道事業給水条例第16条の規定により、負うべきではないというような判断で意見を述べられておりましたので、この結果、不採択ということになりました。

◎**國仲昌二君**

陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情について、今の市は賠償の責めを負うべきではないという、これは当局も同じ意見というふういきのう答弁があったんですけども、ということは市としては過失は、過失というのかな、瑕疵というのかな、全くなかったというふうな答弁だったということによろしいですか。

◎**経済工務委員会委員長（高吉幸光君）**

陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情について、瑕疵はなかったかということについては、いろんな点検はこれまでもしてきたわけですから、その中でボールタップに関しては目視で検査をしてきたというふうな報告はございました。ただ、そこに関して、あくまでもずっと目視で検査をするのは限界があるだろうということで、これに関しては今後注意をしてほしいと、見えるようにして、きっちりできるようにしてほしいという要望も上げながら、それも踏まえて定期的に点検は行っていたということで、瑕疵はないというふうに判断をいたしました。

◎**議長（佐久本洋介君）**

ほかに質疑はありませんか。

◎**友利光徳君**

私は、山里雅彦総務財政委員長にお尋ねをしますけども、議案第85号、財産の交換についてお尋ねをしますけども、総務部長の答弁では植栽をしてカバーをするという答弁だったかなと思うんだけど、このような財産管理というのは、同じ面積なんだから、同じ面積で、いわば企業の手助けのようなものになっているかなという感じがしますけども、もう少し考慮ができたのかな、できなかったかなということと、議案第90号、権利の放棄についてお尋ねをしますけども、沖縄県採掘権登録第708号と710号の登録年月日が平成26年12月2日になっているんだけども、この法の改正との絡みはなかったのかな。要するに期限的に

ちょっと微妙な期限ですので、その辺をお尋ねしております。いわゆる第708号と第710号の要するにこれまでのね、実績等があったの放棄なのか、それとも何もなかったのかですね。この放棄をしてですね、土地の要するに用途変更などがあるのか、まずお尋ねをします。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

まずですね、議案第85号、財産の交換についてであります、ここはですね、城辺の長間海岸に今工事している会社がありまして……

（「クマザ」の声あり）

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

住所は長間ね。クマザね。クマザ海岸で。その一帯がですね、非常に周辺が土質上もろいということでのことで、少しですね、工事箇所と、2カ所の部分がありまして、その工事箇所を2カ所、市の市有地との交換ということでもあります。これはなぜしたかということですね、やっぱり災害、崖崩れ等のそういったときにですね、今の市が持っているところはちょうどこの施設の裏側、2カ所、分けてあるんですよね。そこを今工事している業者の株式会社日建ハウジングが自分たちで崖崩れ防止のために緩衝地帯を設けて、ある意味防災機能を高めるという意味での、我々宮古島市としてはプラスなんですね。もしこれから何かあった場合には、我々が、市のそういった土地でありますから、そこで何か起きた場合には、ある程度責任を負わないといけないということで、今回の財産の交換については、非常に市としてもいい対応であったというふうに思っております。

もう一点、議案第90号、権利の放棄についてであります、具体的に採掘権登録番号で話をしていましたが、沖縄県採掘権登録第708号とか710号ですか、その実績等も報告はありませんでした。そういった意味では、委員からも何もなかったかというふうに思っています。その延長で、用途変更についての意見もあったかという話ですが、用途変更については当局から何もありませんでした。そういうことでよろしくをお願いします。

◎友利光徳君

議案第85号の財産の交換について、ちょっとまたもう一回お尋ねをしますけども、この地域はですね、市が策定した宮古島市地域防災計画の中にあるんじゃないかなということを考えております。あの北海岸一帯は、地すべりをする特殊な地域というのかな、そういう地域になっていて、ですからあり得ないことを予想するのはちょっと失礼なのかもしれませんが、このような事態がですね、また今後起こるようなことになった場合に、やはり懸念をしなければ、施設をつくるわけだからね、ホテルをつくるわけだから、そういう地域でホテルをつくる場合に、要するに去年の台風のことですから、そのような事態が起こったときに、またそういう事態が起こるんじゃないかなと考える場合に、やはり地域に住んでいる人としてね、非常に懸念をするわけですけども、その辺についての想定しての意見ですけども、もし答えられたら答えを求めたいと思っております。

それとですね、私が議案第90号、権利の放棄についてお尋ねをしているのは、今宮古島で盛んに自衛隊に関する土地の取得等があります。友利のほうにもありましたし。ですから、権利を放棄をして、目に見えない形で用地の交渉等があるんじゃないかなというのを予測した場合にですね、そういう用途変更というのがあるのかなというのをお尋ねしておりますので、もう一度説明をお願いします。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

今回の定例会でも、その海岸に至る道路の工事費が数千万円、何千万円、6,000万円ぐらいですかね、計上されております。9,000万円かな。そういった意味では、あの一帯が、友利光徳議員おっしゃるように、非常に危険な地帯だということはわかります。トレーラーとかダンプの運転手の皆さんも、資材を運ぶときに、そういった意味では、向こうの道路は少し注意して通らなきゃいけないよという話をされておりました。そういった意味では、危険性を察知するというのは非常に困難なところがありますが、そういった意味での今度の土地を交換しようというものはですね、そういったものから事前に宮古島市で、おっしゃるように、想定できない部分も発生するかもしれないので、そういったところで今回の土地の、緩衝地帯をつくりながら、防災機能、災害時の崖崩れ等を防ぐためには2カ所の同じ平方メートル、面積は一緒ですから、全く一緒のところを株式会社日建ハウジングが持っているところと交換するわけですから、今回の交換については、非常に宮古島市としては、先ほども話したのですが、有意義な、有意な交換事業であったというふうに思っております。

議案第90号、権利の放棄について、今回の場合ですね、懸念されるように特殊な形で用地の交渉等も、そういった懸念される部分であったかという話でありましたが、全くそういうことは関係なく、今回ですね、我々が、宮古島市自体が持っていた、民間業者による違法採掘等から宮古島市の土地を守るということがなくても、新しく施行された鉱業法の一部を改正する等の法律によってですね、乱掘といたしますか、とれない、乱獲というか、そういった意味では採掘ができないということでの法律改正があるということで、採掘権を持たなくてもいいということで、懸念される話は一切ありませんでした。

◎議長（佐久本洋介君）

友利光徳議員、今委員長報告に対する質疑ですので、議案の内容とかにはいかないでください。委員長もその内容までは答えないでください。

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

委員長報告に対して質疑を行います。

まず、経済工務委員会の陳情書の審査結果の報告についてですけれども、陳情書第5号、陳情書第6号の2件、竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請、それから陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情についてお伺いします。

まず、陳情書第5号、陳情書第6号の2件、竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請で、要請になっています。それで、委員長報告では、きちんと説明会もあり、開催して、きちんと進めたことだという報告になっていますけれども、陳情者からの陳情を読みますと、地域住民の要求に耳をかさず道路工事が進められようとしていると。それから、以前から、区画整理事業が開始される以前に当地に住宅を建設して、快適に暮らしてきたけども、住宅建設においても宮古島市の指導に従って、計画道路に合わせて住宅の配置をして、協力してきたと。ところが、聞く耳を持たないという陳情になっているんですね。それで、説明会が十分だったという、その説明会の中身、回数等についてはどのような当局の説明があったのか、お伺いします。

それから、陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情についてです

けども、経済工務委員会において、いわゆる点検をしてきたけども、ボールタップについて目視で確認をしてきたと、それを定期的に行ってきたようなご報告が先ほどありましたけども、きちんと確認の上でお伺いします。私の一般質問では、当局は、ボールタップは点検項目に入っていなかったと明快な答弁がありました。それについては、経済工務委員会では説明があったかどうか。

◎経済工務委員会委員長（高吉幸光君）

陳情書第5号、陳情書第6号の2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請については、異議申し立てを1件はされたと言いましたけど、1件はされたということでしたけれども、それは却下をされたということでした。これに関して説明会を何度開催したかとか、そういった回数については当局のほうから、経済工務委員会の中では具体的な回数の質疑はございませんでしたので、それに関しては上がりませんでした。

陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情についてでありますけれども、この中でボールタップはどういうふうにして検査をしているんですかという話は出ましたけれども、先ほど言われたような形で検査をしていなかったというような形での答弁はなく、目視で検査はしていましたというようなお話でありました。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（佐久本洋介君）

休憩します。

（休憩＝午前10時43分）

再開します。

（再開＝午前10時44分）

ほかに質疑はありませんか。

◎島尻 誠君

私も一、二点ほど、ちょっとお尋ねしたいと思います。

山里雅彦総務財政委員長にちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、先ほどから取り上げられている議案第85号の財産の交換についてですけど、これ私も今定例会初日の議案に対する質疑の中でですね、総務部長のほうにも確認をとって、補正で1億600万円計上されていますね。関連があるということでお話をさせていただきましたけども。やはり防災エリアに指定されているということもまた先ほど友利光徳議員からもお話がありましたけど、県との開発許可、建設部長もおっしゃっていましたが、この道路に関しての工事ですね、今提案されている交換の指定エリアもそういうふうになっていると思うんですけど、ここだけをやることによって、周辺に影響が出るか出ないかという話は出なかったのかという、総務財政委員会の中でですね、ちょっとお尋ねします。

◎総務財政委員会委員長（山里雅彦君）

開発許可の話はされておりましたが、この2カ所のところ以外はそういった説明は、全くその周辺については説明はありませんでした。

◎島尻 誠君

ありがとうございます。中ではお話がなかったということでもありますけども、県が指定されているエリ

アに関しては、やはり慎重に周辺も、この交換を機にですね、周辺が1度は、去年の台風で、災害が起きているということは事例もございますので、やはり二次災害、三次災害、いろんな状況に関して、建物がもう建っています。だから、やはりその辺の慎重な審議をこれからもですね、いろいろ視野に入れて、県とも調整しながら、このエリアに関しては十分注意してやっていく必要あるのかなと思うんですけども、やはりもうちょっと、再答弁は要らないんですけども、意見としてよろしく願います。答弁はよろしいです。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎濱元雅浩君

それでは、陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情に関して、経済工務委員長にお伺いいたします。

まず、2点ほど、先ほど陳情のご説明の中で、宮古島市水道事業給水条例に基づいて、顧問弁護士と相談した結果、補償義務はないというような説明がありましたけれども、それは当局のほうからの説明で補償義務はないと、弁護士と相談の上、補償義務はないと明言されていたのか。一般質問の際には、この補償の問題をいろいろな各議員の方が質問した際の答弁は、水道、市が管理するものが故障していたということで、今後、顧問弁護士と相談をして検討していきたいという答弁をずっとされていたので、ああ、今後検討していくんだなというふうな理解だったんですが、先ほどの説明だと、断定的にこれを経済工務委員長が言っていたような気がしたので、ちょっと再度確認のためにこれを聞きたいと思います。

もう一点、この損害補償の陳情書というのは、私がいただいているのは4枚ほどのペーパーですけども、これは経済工務委員会のほうでは、損害補償金額として幾らで、それが妥当性があるかという金額ベースの話というのは出てきたか、出てこなかったかだけでよろしいので、お答えいただきたいと思います。

◎経済工務委員会委員長（高吉幸光君）

陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情について、まず、補償の義務の件に関してですけれども、宮古島市水道事業給水条例の中でうたわれているということに関しては質疑が上がりまして、じゃこれは君たちの判断かというふうな話の中で、一応顧問弁護士にちゃんと確認をとりましたと、ここにこういう条文があるわけだから、これでいいだろうという形での答弁がありました。

また、金額ベースについてはですね、それについての金額ベースの話はほとんど出ませんでしたし、その話自体がなかったですかね。新聞報道の金額の話は、話の中では出ましたけれども、当局の中では出ませんでした。

◎議長（佐久本洋介君）

濱元雅浩君、いいですか。

◎濱元雅浩君

はい。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第80号、宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第80号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号は可決されました。

次に、日程第2、議案第81号、宮古島市国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第81号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号は可決されました。

次に、日程第3、議案第82号、宮古島市国民健康保険税条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第82号、宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

本条例改正案は、マイナンバー制度の運用拡大を盛り込む内容になっております。いわゆるマイナンバー制度は、日本で暮らす全ての人に番号をつけ、全国民の個人情報を一元的に把握することを可能とし、社会保障の締めつけと税や保険税、料の徴収強化につながるものであり、許されません。全国的にマイナンバーの情報漏えいが問題になっています。本市でもマイナンバーを記載した給与所得などに係る市民税、県民税の税額決定通知書が誤送付されるという事務ミスが発生しています。マイナンバー制度をそのまま運用することは、市民に個人情報漏えいなどの不利益をもたらすもので、凍結、廃止すべきであると考え

ます。加えて、マイナンバーを活用しなくても申請手続に何ら影響はなく、受け付け処理できることになっています。よって、本条例改正に反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地信広君

議案第82号、宮古島市国民健康保険税条例の一部改正について、賛成の立場から討論いたします。
業務のスピーディー化、そして提出される書類の簡素化の面からも賛成でございます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第82号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、議案第82号は可決されました。

次に、日程第4、議案第83号、宮古島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第83号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号は可決されました。

次に、日程第5、議案第84号、宮古島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第84号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第84号は可決されました。

次に、日程第6、議案第78号、平成30年度宮古島市一般会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第78号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は可決されました。

次に、日程第7、議案第79号、平成30年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第79号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号は可決されました。

次に、日程第8、議案第85号、財産の交換についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第85号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は可決されました。

次に、日程第9、議案第86号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第86号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は可決されました。

次に、日程第10、議案第87号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第87号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は可決されました。

次に、日程第11、議案第88号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第88号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号は可決されました。

次に、日程第12、議案第89号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第89号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第89号は可決されました。
次に、日程第13、議案第90号、権利の放棄についてに対する討論の発言を許します。
(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。
これより議案第90号を採決します。
本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第90号は可決されました。
次に、日程第14、議案第91号、市道の路線の廃止についてに対する討論の発言を許します。
(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。
これより議案第91号を採決します。
本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第91号は可決されました。
次に、日程第15、議案第92号、公有水面埋立承認についてに対する討論の発言を許します。
(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。
これより議案第92号を採決します。
本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第92号は可決されました。
次に、日程第16、議案第93号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第93号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は可決されました。

次に、日程第17、議案第94号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第94号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は可決されました。

次に、日程第18、議案第95号、議決内容の一部変更についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は可決されました。

次に、日程第19、議案第96号、損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第96号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は可決されました。

次に、日程第20、議案第97号、損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第97号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は可決されました。

次に、日程第21、議案第98号、損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第98号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は可決されました。

次に、日程第22、議案第99号、損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第99号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は可決されました。

次に、日程第23、議案第100号、損害賠償の額を定めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより議案第100号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は可決されました。

次に、日程第24、議案第101号、損害賠償の額を定めることについての討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより議案第101号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は可決されました。

次に、日程第25、陳情書第3号、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより陳情書第3号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第3号は採択されました。

次に、日程第26、陳情書第4号、こども医療費無料制度の拡充を求めるアピールへの賛同を求める陳情書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより陳情書第4号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第4号は採択されました。

休憩します。

（休憩＝午前11時04分）

再開します。

（再開＝午前11時04分）

次に、日程第27、陳情書第5号及び日程第28、陳情書第6号の計2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請について、一括して討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

陳情書第5号及び陳情書第6号の計2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請について、採択してほしいという立場で討論させていただきます。

先ほどの経済工務委員長の答弁によりますと、この竹原地区の、この地区での計画は昭和40年ごろに計画されて、昭和63年に始まって、もう50年以上経過している計画なわけです。その間に、この陳情を出している皆さんは、新しく家を新築しているわけです。そして、市の計画の説明を受けて、そこに家を新築して、平和に暮らしてきました。その自分たちの意見を聞かずに、どうしてこういう法線を引くかというのが納得できないというこれ陳情書ですね。一体誰のための区画整理事業なのかというふうに書いてあります。きのう、私、あの竹原地区、ぐるぐる回って、何回も見てみました。本当にどうして個人の屋敷に向かって真っすぐ、まるで物差しで図面上に定規を引いたみたいな区画整理事業を行うのか、私も、見た感じ、とても納得のいくものではありません。そして、この要請を出している2つの陳情書第5号、陳情書第6号は隣接していますが、このお二方の陳情書の内容は、自分たちの意見をも聞いてほしい。でも、当局は何回も説明をしたと。でも、説明回数がどれぐらいだったか、十分に聞いているかどうか、この内容から見ると、余り十分とは言えないんじゃないかというふうに考えます。そして、区画整理事業に協力したい、ついては少し法線を直してほしい、一生懸命考えて自分たちで引き直したような跡もうかがえます。地域の住民の声を十分に反映させてやっていくのが行政のお仕事というふうに私は考えます。通ってみたところ、あの地域に新しく新築をして暮らしているのは、この道路沿いのあの2軒しか私には見ることができませんでした。これを少し直してくれという陳情がどうして不採択なのか、全然納得がいきません。もし私たちがここに住んで、地域の住民の声を全く聞かずに、机の上で真っすぐ定規で引いたように線を引かれるとなると、これは本当に一体誰のための区画整理事業なのかという気持ちがよくわかりません。

（「簡潔にお願いします」の声あり）

◎仲里タカ子君

この事業を、この定規で線を引いたような区画整理事業を少し見直していただくのが行政のやるべき仕事と考えますので、この陳情を採択してくれるようにお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

ただいまの陳情書第5号及び陳情書第6号の計2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請について、反対の立場から討論します。

説明は、しっかりこれまでも行われたというところですね。意見の聴取期間もあったのにもかかわらず、そこに意見がなかったというところにおいて、行政手続はしっかりと行われたというところから、反対をいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎國仲昌二君

私は、陳情書第5号及び陳情書第6号の計2件の竹原地区区画整理事業に伴う道路工事に関する要請について、採択すべきであるという立場から討論いたします。

この不採択の理由にもありますように、この説明というのは、所管部からの説明ではとなっています。私は、陳情者からの説明もぜひ聞いて、判断すべきだというふうに考えます。ですから、当局だけの説明で不採択とすべきものとするべきではないと考えますので、私は採択すべきだという立場からの討論いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

日程第27、陳情書第5号及び日程第28、陳情書第6号の計2件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、同2件は一括して挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

日程第27、陳情書第5号及び日程第28、陳情書第6号の計2件は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第5号及び陳情書第6号は不採択されました。

次に、日程第29、陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情に対する討論の発言を許します。

◎國仲昌二君

私は、陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情に採択すべきとの立場から討論をいたします。

まずですね、この陳情書が出る前に、先ほども言いましたけども、メールのやりとりがされています。そのメールの回答では、やむを得ない事情で困難だという回答があり、それを受ける形で陳情書が出てお

ります。しかし、一般質問の答弁では、宮古島市水道事業給水条例第16条の適用については水道施設の損傷であるというようなまた答弁も出ていてですね、当局の第16条の適用が明確ではないというのが1点。

それから、もう一点、この不採択の理由の中で、弁護士の意見があるんで、市は賠償の責めを負うべきではないと考えるといういわゆる不採択の理由ですけれども、きのうの答弁では、私が宮古島市水道事業給水条例の第16条について、もし市の瑕疵があった場合でもこれは適用されるのかという質問では、これについては今後弁護士と相談しながら検討していきたいというふうに述べているんですね。ですから、これは今の段階で不採択にすべきと判断するのは早計だというふうに考えまして、採択すべきとの立場で討論いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

それでは、私も陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情に採択すべきという立場で討論したいと思います。

本来であれば、これは、一般質問の答弁等を聞いて、今後弁護士と検討していきたいという答弁等もあったという点を踏まえると、私の本心としては継続審査をしていくべきだったと思いますが、これは経済工務委員会として判断が1度下されているものなので、その経済工務委員会の意見を尊重するという流れをくむという上で、それであれば今回採択をすべきだというふうなことで少し話をさせていただきたいと思います。

これは、一連の一般質問の答弁の中でも、最終的な原因報告等々を急ぎ出すという現状の段階である。その上で、今回出されているものに関しては、損害の内容や詳細、また補償の金額等々は今のところ私どものところには上がってきていないので、その内容をちょっと確認することができないんですけれども、今出ている中で言えば、市民サービスのインフラに対する事故に対して何らかの補償を求めているということである。これ私としては、議会としては、この補償の対応を交渉する窓口をしっかりと行政として持っていたきたい、この陳情がその補償対応を交渉する場を設定することにつながる、議会で採択されることによって、その窓口を開くことになるというふうな理解のもとに、この陳情を採択すべきであるという意見をさせていただきます。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

この陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情については、不採択すべきとする立場から討論いたします。

水道法においても水道事業が地域的独占事業であり、多数の需要者と迅速かつ公正に契約を結び、かつ需要者相互間の水道の利用関係について公平を期すために、このような契約をとると、強いほかの契約がない契約があるわけです。その上で、宮古島市水道事業給水条例においても、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令またはこの条例の規定による場合のほか、制限または停止することはないという第1項、第3項で給水の制限または停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責めを負わ

ないということが明記されておりますから、行政手続上ですね、これは決められたことですから、それはもう今採択すべきではないと思っております。そのほかにですね、できることがあれば、真摯に向き合うというところからの観点で、不採択とすべきという意見を行いたいと思います。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎眞榮城徳彦君

私は、経済工務委員会の決定どおり、陳情書第7号、伊良部南地区断水について各商業施設への損害補償対応の陳情は、不採択にすべきという立場から討論をしたいと思えます。

確かに市の行政の不手際といいますか、によってこの断水が発生したと、私もそのように理解をしているものなんですけども、宮古島市水道事業給水条例の第16条を見ても、それから経済工務委員会において上下水道部長の説明を聞いてもですね、弁護士の意見を拝聴して、それでこれは難しいと、要するに損害の賠償するのは難しいということをする説明を受けました。この陳情書には出ていなかったんですけども、新聞報道などですね、商業施設の代表者の話では500万円ぐらいの損害賠償請求をする予定だというふうにあるんですけども、確かに有志の会の6名の方のですかね、連名で陳情書が出されておりますけれども、仮にこれを市が窓口を設けて、じゃこの賠償に関する受け付けをして、審査をしましよと、審議をしましよということになりますとですね、これは、この6名の有志、商業施設を有している有志の会だけじゃなくてですね、これは南区全般の一般住民にも波及をして、これが、じゃ我々の場合にもこういうふうな損害があったと、私の場合はこういった損害があったと、具体的な事実さえ並べれば損害賠償の対象になり得る。私は、そういうところからもですね、行政が行う賠償として、こういったものはですね、非常に不適切であると私は思っている。ただ、その商業施設の皆さんが主張している500万円ほどの賠償の積算根拠、それともう一つ、もう少し弁護士の具体的な意見、なぜ宮古島市水道事業給水条例だけで賠償できないという担保できるのかという意見をですね、私はもうちょっと聞きたかったもんですから、時間を置いて継続審査にしたほうがいいんじゃないかと言ったんですけども、それは認められず、採決の結果、不採択ということになりましたので、私は役所が出す公金支出に関しては、非常に慎重になったほうがいいのかということで、これは賠償責任いかなものかと思っております。ですから、経済工務委員会でもって不採択になったものは、やはり私の立場としては、これは公金支出をすべきじゃないと、賠償責任を負う必要はないと私は思って、不採択にすべき、反対すべきとして、討論を終わります。

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

本件に対する委員長報告は不採択でありますので、会議規則第69条の賛成者先諮の原則に基づき、本件は挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

陳情書第7号は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手少数であります。

よって、陳情書第7号は不採択されました。

次に、日程第30、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と決しました。

次に、日程第31、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第2号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と決しました。

次に、日程第32、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより諮問第3号を採決します。

本件はこれを適任と決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任と決しました。

これで、市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆さんは退席してください。

休憩します。

(休憩＝午前11時21分)

(市長、教育長、企画政策部長、総務部長、退席)

◎議長（佐久本洋介君）

再開します。

(再開＝午前11時21分)

次に、日程第33、意見書案第2号、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（平良敏夫君）

意見書案第2号、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成30年6月26日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。文教社会委員会委員長、平良敏夫。本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書
経済的な理由で必要な受診ができない高齢者が増えています。

「平成26年国民生活基礎調査」を元に唐鎌直義立命館大学教授が算出したデータでは、65歳以上の高齢者がいる世帯で、年収160万円以下で暮らす層は27.4%にもなります。総務省「平成28年家計調査報告」によれば平均的な高齢者世帯でも毎月約5.5万円不足し、貯金を取り崩す生活であり、「平成28年国民生活基礎調査」によれば「貯金なし」の高齢者世帯は15.1%というのが、高齢者の実情です。県民所得が改善されつつあるとはいえ、全国最下位の沖縄県においては、全国平均以上の生活の厳しさがあります。

これは、沖縄戦による甚大な被害とその後27年に及ぶ米国占領のために経済や社会保障制度の整備が大きく立ち遅れた結果でもあります。

昨年12月21日に公表された、経済財政諮問会議「経済・財政再生計画 改革工程表2017改定版」では、「医療保険における後期高齢者の窓口負担の在り方について、70歳から74歳の窓口負担の段階的な引き上げの実施状況等を踏まえつつ、関係審議会等において、検討し結論」を出すことを2018年度末までに求めています。この検討にあたって、財務省などは、後期高齢者の窓口負担を現行の原則1割から2割への引き上げを求めています。

沖縄県保険医協会が取り組んだ「2015年受診実態調査」では、回答した医療機関の8割（全国調査では平均73%）が、後期高齢者の患者窓口負担の原則2割引き上げは、「受診抑制につながる」と回答しています。

後期高齢者の窓口負担の原則2割化は、年金収入も減る中、治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化します。また、高齢者の負担増は、介護に携わる現役世代の生活をも圧迫することになり、全世代に多大な影響を与えます。むしろ、必要なのは高額医療費の限度額引き下げをはじめとする患者負担の軽減です。

上記のような高齢者の実情に考慮し、後期高齢者の窓口負担について、原則1割負担の継続を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成30年（2018年）6月26日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第33、意見書案第2号については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

日程第33、意見書案第2号、「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は可決されました。

次に、日程第34、意見書案第3号及び日程第35、決議案第2号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長（栗国恒広君）

意見書案第3号、米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機の墜落に関する意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成30年6月26日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。議会運営委員会委員長、栗国恒広。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機の墜落に関する意見書

去る6月11日午前6時過ぎ、那覇市の南約80キロメートルの海上で、飛行訓練中だった米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機が墜落した。

2016年の12月には普天間基地所属の垂直離着陸輸送機MV22オスプレイが名護市安部沿岸の浅瀬に墜落、17年10月には同基地所属CH53E大型輸送ヘリが東村高江の牧草地に不時着し大破・炎上、同年12月

にCH53Eの窓が宜野湾市立普天間第二小学校に落下など、沖縄では、嘉手納基地と海兵隊普天間基地に配備された米軍機の重大事故が多発している。

一歩間違えれば住民を巻き込む大惨事につながりかねないだけに、今回の墜落事故への衝撃は大きく、市民、県民の不安は計り知れないものがある。

今回の墜落事故と飛行再開に対し、厳重に抗議し、安全確保できるまでF-15戦闘機の飛行訓練の中止、実効性のある事故再発防止策、日米地位協定の抜本的改定、在沖米軍基地及び訓練水域・空域の整理縮小などを政府・関係機関に求めるものである。

よって本市議会は、県民の生命と財産を守るため、F-15戦闘機の墜落事故に厳重に抗議をするとともに、関係機関へ下記事項の実施を強く求める。

記

1. 事故原因を徹底究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
2. 同機種外来機の飛来を中止すること。
3. 事故原因の十分なる究明・説明がなされるまでF-15戦闘機の訓練再開を直ちに中止すること。
4. 日米地位協定を抜本的に改定すること。
5. 墜落に伴う周辺海域での漁業影響調査を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年（2018年）6月26日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

決議案第2号、米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機の墜落に関する抗議決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。平成30年6月26日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。議会運営委員会委員長、栗国恒広。

決議案第2号の本文は意見書案第3号と同じでありますので、提案理由の説明は省略させていただきます。

宛先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米軍総領事、嘉手納基地第18航空団司令官。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第34、意見書案第3号及び日程第35、決議案第2号の計2件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第34、意見書案第3号、米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機の墜落に関する意見書に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は可決されました。

次に、日程第35、決議案第2号、米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機の墜落に関する抗議決議に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

これにて討論を終結します。

これより決議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第2号は可決されました。

次に、日程第36、決議案第3号、「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎前里光健君

決議案第3号、「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出します。平成30年6月26日、宮古島市議会議長、佐久本洋介殿。提出者議員、前里光健。賛成者議員、棚原芳樹、栗国恒広、平良敏夫、上地廣敏、山里雅彦、高吉幸光、下地勇徳、我如古三雄、砂川辰夫、下地信広、平良和彦、新里匠、狩俣政作、平百合香。

本文を読み上げて提案理由の説明にかえさせていただきます。

「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議

平成30年第3回沖縄県議会において「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」(以下、新条例)が賛成多数で可決されております。

当該条例は、沖縄県環境基本条例(平成12年沖縄県条例第15号)の本旨に基づき、規模が大きく環境影

響の程度が著しいものとなるおそれがある事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされる事を確保する環境影響評価（環境アセスメント）を実施し、現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に資する事を目的として平成12年に公布され、幾度の改正が行われてきました。

新条例では、これまで対象とされていた事業に「土地の造成を伴う事業」を追加し、その施行規則に土地の造成を伴う事業の規模要件「施行区域20ヘクタール以上であるものに限る。」を追加するものです。

県は改正の理由として、大規模な土地造成を伴う広範囲に渡る開発行為と同等の事業であるにも関わらず、環境影響評価の対象事業となっていないものがあり、こうした大規模な土地造成事業については、事業実施に伴い、動植物や景観等への著しい影響が懸念される事としております。

しかし、改正前の当該条例及び当該条例が定める規模以下に係る関係法令及び関係条例規則において、環境の保全については十分に考慮されていると考えられます。

さらに今回の改正は、全国で最も厳しい規模要件となり、民間活力への影響は甚大です。県は平成30年10月1日に新条例を全面施行させるとしてはいますが、現状、県内において官民間問わず多くの計画が進行中であり、公布から施行までの期間において、計画自体を抜本的に見直す等の対応に迫られる事が想定されます。本市においても、下地島空港が旅客ターミナル整備に向けて動き出し、今後空港周辺残地の整備開発事業によって国際的リゾート地へ成長する期待が高まっております。しかし、新条例施行により民間事業の開発構想が見直しに繋がる恐れがあるなど、本市への影響は計り知れず、将来にわたり経済的損失を被る事が懸念されます。

よって当市議会は沖縄県に対し、新条例施行の周知期間延長を強く要請します。

以上、決議する。

平成30年（2018年）6月26日

沖縄県宮古島市議会

宛先、沖縄県知事、沖縄県議会議長。

◎議長（佐久本洋介君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上里 樹君

この本文の中にですね、現行で十分環境保全については考慮されていると考えるとありますけども、例えば辺野古の問題や、辺野古の新基地建設、それから高江のヘリパッド建設、ここは貴重な動植物、また動植物の多様性、本当に豊かな場所なんですけども、サンゴの保全についても全く移設もしない、そういう法的な問題を全くクリアしない形で事が進められています。このことについてはどうお考えなのか。

◎前里光健君

この要請決議、周知期間延長を求める要請の内容となっております。なので、今おっしゃった点は当たらないかと思えます。

◎上里 樹君

私がお聞きしているのは、環境保全については十分考慮されていると、現在の現行法令で、条例で、い

うんだけど、現にそれを無視する形で工事が進んでいる事例が具体的にありますが、それについて本当に十分考慮されていると言えるのかどうか、そのことを具体的に聞いているんです。

◎前里光健君

今おっしゃっている部分は、今までの条例で十分考慮されているかという点だと思いますが、考慮されていると考えております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

◎仲里タカ子君

これ30ヘクタールを20ヘクタールにするということで、ちょっと調べてみたんですけども、20ヘクタールは5万人収容の東京ドームの4個分ぐらいなんだそうです。20町歩とも言っていますが、下地島空港旅客ターミナル整備に向けて、残地整備開発事業にこのような大きな計画がされているのかどうかをお伺いします。

（議員の声あり）

◎仲里タカ子君

ちゃんと書いてあります。下地島空港が旅客ターミナル整備に向けて動き出し、今後空港周辺残地の整備開発事業によって国際的リゾート地へ成長する期待が高まっているんですよね。しかし、本条例の施行により民間事業の開発構想が見直しにつながるおそれがある。この民間の開発構想が見直しにつながるおそれがあるかどうかをお伺いしています。

◎前里光健君

書いてあるとおりではありますが、補足いたしますと、下地島土地利用基本計画というものが本年3月、県のほうから出されております。これは、下地島空港周辺残地を開発するというのは、今後、東京オリンピックあります。また、宮古島市、本市においては観光客数が、伊良部大橋を開通後、100万人を数年で突破した、こちらの内容に、その中でしっかりと開発を進めていきたいと思いますという内容が3月に県のほうから提出されております。なので、これ県用地がありますので、その事業が上がるとすれば県のほうに上がっているかと思えます。私が調べる限り、今の段階で、その開発の事業が計画として上がっているかという確認はとれておりません。

◎仲里タカ子君

これ県が事業を進めていく中で環境アセスをきちんと適用していきましょうという条例を施行しているわけですから、この環境影響評価をね、アセスメントすることによって、これが将来にわたり経済的な損失をこうむるといのがよくわからないですね。環境をきちんとアセスメントをして、市民の健康や暮らしを守るといことも市民の利益につながることでありますから、なぜこれが経済的損失につながるのかをもう一度お願いします。

◎前里光健君

この条例が観光に与える、大幅に与えると、なぜこの条例が、経済的損失につながるのかについてですが、やはりこの下地島空港周辺残地、これは伊良部島もそうなんですけれども、開発が今後進んでいくというのは、こちらにいる議員の皆様方、また多くの皆様方が、開発することが進められていくというのは

明らか、言をまたないわけでありますが、その条例がですね、これが施行されることによって、これから実際は観光関係で事業が進もうと、今も本市において150万人を、また200万人を目指す中において、この条例をやることによって、大きな開発が構想の見直しを図られる可能性があるということで、経済的影響の懸念があるということでもあります。

◎仲里タカ子君

ありがとうございます。今のお話ではですね、下地島空港での20ヘクタールの大きな開発計画はまだ何も示されていないわけですね。だけれども、これに制限を与えると経済的損失をこうむるおそれがある。そして、それを10月施行を延長する、周知期間の延長する。周知期間の延長することによって、経済的な損失をこうむることを防ぐということが理解できないんですが、これはどういうふうなことかということをもう一度お願いします。

◎前里光健君

この沖縄県環境影響評価条例が入りますと、事業にもよりますけれども、3年から5年、調査期間が入ります。なので、その期間、これから要すれば、これからクルーズ船も来ます、寄港しますと、そして開発がどんどん進む期間、東京オリンピックに向けて観光客が来る期間を、このもし事業が入った場合はですね、費やされる可能性があります。そのタイミングがあります。そのタイミングが迫っていることは皆さん周知されていると思いますが、もしこの条例で3年から5年費やされることになれば、その影響があるというふうに懸念しているということでもあります。それで、それをもっと本市においてもですね、周知期間を持ってほしいという要請決議となっております。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第36、決議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（佐久本洋介君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第36、決議案第3号、「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議に対する討論の発言を許します。

◎仲里タカ子君

私は、決議案第3号、「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議に反対の立場から討論をさせていただきます。

沖縄県環境影響評価条例ですけれども、これは土地の形状の変更や工作物の新設などで環境に著しい影

響を与えるおそれのある大規模な事業の実施前に、事業者みずから、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測、評価を行い、その方法、結果について公表、住民、知事、市町村長から意見を聞き、それを踏まえて、環境の保全の観点から、よりよい事業計画を作成することを目的としているものです。今下地島空港の話が出ましたけれども、宮古島はご存じのとおり地下水を命の水として、しかも現在は森林率16.5%、この平たんな地形は、開発しようと思えばどこでも容易に開発ができるのが宮古島の特徴です。きょう議案にもありましたけれども、採掘権を設定して、開発を行うことを何とか防ごうと昔の人たちもいろいろ工夫をして、現在があるわけです。このちっちゃな宮古島ですから、私は大規模な土地の形状の変更や工作物を、ちゃんと環境アセスを行って、やっていただきたい。そして、それを住民もちゃんと関心を持って、その評価や計画を見て、意見も言って、そして宮古島がこの先、子供や孫につないでいく、孫や子供につないでいくんです。どういう宮古島であるべきかをみんなで話し合いをしながら開発を進めていくということが住民の利益に最もつながるものと考えます。目先の経済的な利益だけにとらわれて、これを小さ過ぎるとか大き過ぎるとか、20ヘクタールは結構大きいんです。これを……

◎議長（佐久本洋介君）

仲里タカ子君、討論は簡潔をお願いします。

◎仲里タカ子君

これを少し待ちなさいとかですね、経済的に損失があるとか、そういうことを要請するべきではないという立場から、反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎高吉幸光君

私は、決議案第3号、「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議に賛成の立場から討論させていただきます。

昨年の沖縄県議会11月定例会、亀濱玲子議員の質問に対しまして、大浜浩志環境部長が、特定の事業を想定したものではないが、対象外だった大規模な土地造成に伴う事業が対象になる可能性がある、というふうに懸念をしております。我々が求めているのは、沖縄県環境影響評価条例の周知期間の延長してくださいという要請ですから、我々は、今のままでは計画が途中で変えていかないといけないところが出てくるだろうと、その期間を少し設けさせてくださいというのがこの要請決議の趣旨ですから、その趣旨に賛同して、我々は賛成したいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎上里 樹君

決議案第3号、「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議に反対の立場から討論させていただきます。

沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例は、沖縄県特有の島嶼における豊かな自然環境と生態系を守り、後世に伝えるために役立つものです。これまで県内における環境アセスは、アセス法とアセス条

例に基づき、さまざまな意見を取り入れ、環境保全の観点から、よりよい事業を行うという本来の目的を果たせない状況にあります。本県の自然環境は、その特性上、環境容量が小さいことから、地域における開発の過度の集積及び急激な集中は、健全で豊かな自然環境を取り返しのつかない結果を招くおそれがあります。環境影響評価とは、第1に、事業の実施が環境へ及ぼす影響について、事業者みずからがあらかじめ調査、予測、評価を行うとともに、その過程において環境保全措置を検討し、当該措置が講じられた場合の環境影響を総合的に評価することであること。第2に、環境影響評価の結果を事業内容に関する決定に反映させることによって、環境保全の観点から、よりよい事業計画をつくり上げていくための制度であること。第3に、環境に関する情報交流の手続を定めた手続法であり、事業の可否を決定する許認可制度ではありません。観光立県を目指す沖縄県に、そして宮古島市に必要な条例であり、一日も早く施行することが大切だと考えます。よって、本要請決議に反対いたします。

◎議長（佐久本洋介君）

ほかに討論はありませんか。

◎新里 匠君

私は、決議案第3号、「沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例」の周知期間延長を求める要請決議に賛成の立場から討論いたします。

今ですね、30町歩以上ですかね、のやつが20町歩になるということですけども、ここで、じゃ環境については考えられていないのかと言われたら、これ、やられております。ミニアセスというものがあるんですよ。このミニアセスは、やはり期間の縮小、短期化するとかですね、そういう観点とか、いろいろな要素を、これだけはやるよというものをミニアセスでやっているわけです。そういうことがなぜ行われるかというところ、これから、下地島も含めて、開発が行われていくと、スムーズに市民のために行われていくと、そのためには期間を5年間と、3年から5年ですね、延ばされていくというのは市民の利益にそぐわないよというところの観点から、ミニアセスとかが行われているわけです。今回の件は、周知期間の延長を求めるというところなので、本市においてさまざまな開発が今後予想されるという観点からですね、周知期間延長は必要ではないかと思えますから、この要請決議については賛成をいたします。

◎議長（佐久本洋介君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第3号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（佐久本洋介君）

挙手多数であります。

よって、決議案第3号は可決されました。

次に、日程第37、派遣第1号、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、派遣第1号のとおり、世田谷区で開催される第41回せたがやふるさと区民まつり参加のため、8月3日から8月6日までの4日間、上地廣敏君、下地勇徳君、それに私、佐久

本洋介の3名を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、この際お諮りします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合は、これを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(佐久本洋介君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして平成30年第5回宮古島市議会定例会を閉会します。

(閉会=午前11時59分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

平成30年6月26日

宮古島市議会

議長 佐久本 洋 介

議員 砂 川 辰 夫

” 國 仲 昌 二